

IV

古代から中世、そして近世へ



# 「藤原宮」後

道上祥武

## I はじめに

和銅元年（708）、元明天皇によって平城遷都の詔が発せられ、2年後の和銅3年（710）には藤原京から平城京へと遷都がおこなわれた。藤原宮・京の跡地には条里地割に基づく田畠が広がり、宮殿や都があった痕跡はほとんど認められなくなる。近年の藤原宮跡の発掘調査では、藤原宮の構造やその造営過程に関する新知見が得られている一方で、宮廐絶後の様相を理解するための情報も蓄積されている。本稿では、藤原宮廐絶後の開発実態について、藤原宮中枢部の発掘調査成果に基づいて考察をおこなう。

## II 藤原宮廐絶後に關する研究

### 1 「宮所庄」

藤原宮西北隅の発掘調査（第36次調査。以下、藤原宮内の調査を第●次、または第●●次調査と表記）で、井戸SE3400から大型の木簡（長さ98.2cm、幅5.7cm）が出土した。弘仁元年（810）10月から同2年2月までの稻の出納記録が記載されたこの木簡は、「宮所庄」の經營に関わる出納記録と考えられた<sup>1</sup>。井戸からは木簡のほかに、富寿神宝（弘仁9年、818年初説）や平安時代の土器も出土している。この木簡と、大極殿跡周辺に残る小字「宮所」の存在から、木下正史は平安時代の藤原宮跡地に「宮所庄」と呼ばれる莊園が成立していたことを論じた。さらに木下は、東方官衙地区の発掘調査（第55次調査など）で発見された平安時代の掘立柱建物群に莊園の管理施設を想定し、「宮所庄」が大極殿跡の東方一帯に存在した初期莊園であると考えた<sup>2</sup>。

### 2 藤原宮大垣周辺の調査

第36次・37次調査では、藤原宮西面大垣と外濠が検出された。西面外濠SD260の埋土には13世紀前半の瓦器が含まれていたほか、当初の濠幅が5.5～6.0m程度であったところ、最大幅約10mまで拡張されていたこと、藤原宮廐絶後も西面外濠が水路機能を維持していたことが報告されている。林部均は、藤原宮東・南・北外濠が「平城遷都後の奈良時代中ごろに埋没する」のに対し、西面外濠が中世まで維持されていた理由について、西面外濠

が条里坪境にあたることから、排（用）水路として利用されていた可能性を指摘する。林部は、藤原宮北・東面の外・内濠の埋土から平城宮Ⅲの土器が若干出土することを挙げ、この時期まで藤原宮の区画が残存していたものの、奈良時代の遺構が周囲ではほとんど見つかっていないことから、奈良時代中頃には藤原宮・京城内部にも大和統一条里が施工され、田畠化されていたことを論じた<sup>3</sup>。ただし、藤原宮東面内濠SD2300出土土器はその後再整理がおこなわれており、連弧暗文をもつ土師器杯や皿が若干含まれているものの、明確に奈良時代と認定できる資料は確認できない<sup>4</sup>。

宮廐絶後に関する見解は上記にまとめられる。先行研究と発掘調査成果、藤原宮周辺の遺存地割から、宮廐絶後に耕地化されたことは間違いない、「宮所庄」なる莊園が成立したとする見方もおむね首肯できるが、その具体的な実態は明らかではない。しかし、近年の発掘調査で奈良～平安時代の条里畦畔遺構、耕作溝、掘立柱建物が多数検出されており、宮廐絶後の様相を論じるための情報が蓄積されてきている（表1）。

### III 宮内で検出される耕作関連遺構について

#### 1 大和統一条里

条里地割は、畦畔や水路に区画された一辺約109mの正方形を基本とする古代の耕作単位である。かつて、条里関連遺構の検出事例が12世紀以降に集中したことから、その多くは平安時代以降に成立したものとする見方が強まった<sup>5</sup>。しかし、列島規模の波及過程や、地割内部の開発実態に議論の余地はあるものの、今回対象となる奈良盆地の「大和統一条里」については、井上和人が論じるように、条里地割の施工開始は7世紀後半に遡り、8世紀のうちに面的な施工が達成されていたとみるべきである<sup>6</sup>。そして、条里地割の面的な施工が達成される背景には、6世紀後半の畿内地域に端を発する大規模な土地開発があったと筆者は考えている<sup>7</sup>。ただし、奈良盆地内における条里関連遺構の検出事例は依然として少なく、その十分な証明は達成されていない。本稿では、藤原宮内で検出された条里畦畔の具体例を取り上げ、その施工実態についても検討を加える<sup>8</sup>。

#### 2 「素掘り小溝」について

奈良盆地の平野部で発掘調査をおこなうと、細く直線的な素掘り小溝（群）がしばしば検出される。奈良文化財研究所では「ミゾミゾ」<sup>9</sup>とも呼称されるこの素掘り小溝は、耕作に関わる遺構とされ、藤原宮内でも必ずといってよいほど検出される。素掘り小溝の性格については、寺沢薫が指摘する「水田の畑地化に際しての排水用小溝、あるいは水田排水用小溝」とする見方が強い<sup>10</sup>。井上和人は、それらが盆地に普遍的なものではなく、自

表1 藤原宮施設後にに関する主要な調査

次数	調査地点	奈良	平安	宮・宮造官閣は小	備考1	備考2	報告書
34	大垣西側周	掘立柱建物	掘立柱建物・塀、井戸、堀	大垣西南隅、内濠、外濠	西・御外濠は宮施設後も水路として機能。~11世紀。		概12
36	大垣 西北隅地	井戸		北・西面外濠	北外濠出土遺物が大半が奈良時代前半、西面外濠は宮施設後も水路として機能。~(-13世紀)。 「宮所生」木割出土。	井戸SE2370(奈良前半) 井戸SE2400(平安時代)	概14
37	大垣西面 中門地城	しがらみ、帳觸	井戸	内濠大垣・中門、西面外濠	西面外濠は宮施設後も水路として機能。~(-10世紀)。		概14
55	東方官衙	掘立柱建物・塀	掘立柱建物・塀、井戸、石組築	掘立柱建物・塀、溝	宮施設後の大分の施設	平安時代中期 ISH0080-6081、SB0079-SK6083	概18
58	内裏	廣?	掘立柱建物・石敷、石組築	掘立柱建物・塀、大濠	または宮闈周辺の施設か。		概20
67	東方官衙	掘立柱建物(A期)	掘立柱建物・塀(C期)	掘立柱建物・石敷、石組築(E期)	掘立柱建物・塀、先行条作 A段 : 奈良時代 B段 : ~10世紀以降 C段 : 10世紀以降		概23
107	朝堂院	掘立柱建物、溝	掘立柱建物	朝堂院東第一室、朝堂院回廊	朝堂院東第一室、朝堂院回廊		概31
132	朝堂院	掘立柱建物、小濠群	掘立柱建物、小濠群	朝堂院東第三室、朝堂院回廊	中世の伝教寺、耕作地が展開。 奈良時代? の小濠群。		概36
136	朝堂院	掘立柱建物、小濠群	掘立柱建物、小濠群、道路状遺構	朝堂院東第六室	9世紀後半~10世紀前半の迷路群。 9世紀頃の伝教寺、道路状遺構。		概36
148	大極殿院	掘立柱建物、小濠群	掘立柱建物、井戸	大極殿院南門	小濠群→SB00715(平城宮)		概38
153	朝堂院	通路状遺構		通路状遺構			概39
163	朝堂院明鏡	通路状遺構		通路状遺構			概41
174	朝堂院明鏡	掘立柱建物、小濠群		通路状遺構			概41
182	大極殿院	掘立柱建物・塀、整地跡	掘立柱建物、土壠溝跡	溝	25条2里19步・3里24步坪焼註跡。		概45
186	大極殿院	土壠溝跡		溝	平城宮の土壠を含む整地跡。		概46
190	大極殿院	掘立柱建物、小濠群	掘立柱建物	溝	大極殿院東門・東面回廊	25条2里19・20步坪焼註跡。	概17
195	大極殿院	小濠群			大極殿院北面回廊		概18・19
198	大極殿院	小濠群			大極殿院北門・北面回廊		概19
206	大極殿院	小濠群			大極殿院東面回廊		概20
206	大極殿院	小濠群			大極殿院東面回廊		概21
208	大極殿院	瓦敷			瓦敷、溝河、先行渠村	25年2里17・20步坪焼註跡。	概22

表2 藤原宮内で検出された宮廄絶後の中柱建物一覧

次 数	調査 地名	史 期	遺構 番号	柱行 (間)	梁行 (間)	柱行 (間)	梁行 (間)	柱行 (間)	梁行 (間)	面積 (m <sup>2</sup> )	高 さ	柱 形状	施 工式	被 害	先後関係	備考	文献
34	大内 西南隅	奈良?	SB-3165	3	2	5.7	3.6	1.9	1.8	20.5	-	圓丸	0.5±1.0	柱柱	東西	2165 ~3166	宮廄絶後少。
34	大内 西南隅	奈良?	SB-3166	3	2	5.4	4.2	1.3±2.4	2.1	22.7	-	圓丸	0.5±1.0	柱柱	東西	3165 ~3166	宮廄絶後少。
34	大内 西南隅	平安	SB-3154	3	2	5.7	3.6	1.9	1.8	20.5	-	円	0.3±0.5	柱柱	東西		
34	大内 西南隅	平安	SB-3155	2	2	4.2	3.2	2.1	1.6	13.4	-	円	0.3	柱柱	南北		
34	大内 西南隅	平安	SB-3167	5	2	9.5	3.6	1.8	1.9	31.2	-	円	0.25±0.5	柱柱	東西		
55	東方官衙	奈良?	SB-4571	1+	2	-	5.6	-	1.8	-	-	圓丸	0.75	柱柱	南北	?	
55	東方官衙	奈良?	SB-4572	3+	2	3.6	9.2	1.8	1.6	-	前	0.7±1.0	柱柱	東西			
55	東方官衙	平安	SB-6072	3+	2	9.0	3.8	1.9	1.9	-	-	不平方	0.8±0.8	柱柱	南北		
55	東方官衙	平安	SB-6073	1+	2	-	3.9	-	2	-	-	圓丸	0.8	柱柱	南北	?	
55	東方官衙	平安	SB-6074	3	2	4.2	4.0	1.4	2.0	16.8	-	圓丸	0.6±0.9	柱柱	南北		
55	東方官衙	平安	SB-6080	3	2	10.5	3.7	2.1	1.9	38.9	-	円	0.3±0.5	柱柱	南北		
55	東方官衙	中世	SB-6084	4	2	8.4	4.0	2.1	2.0	33.6	-	円	0.2±0.4	柱柱	東西		
56	内裏	平安	SB-6087	4	2	8.2	3.2	1.6	2.6	26.2	-	円	0.4±0.5	柱柱	南北		
56	内裏	平安	SB-6089	4	2	8.2	3.2	1.6	2.6	26.2	-	円	0.4±0.5	柱柱	南北		
58	内裏	平安	SB-6092	2+	3	3.8	5.3	2.4	1.8	-	-	円	0.4±0.5	柱柱	南北	?	
67	東方官衙	A層 奈良?	7040	7	2	16.6	5.5	2.4	2.8	91.3	-	圓丸	1.0±1.2	柱柱	東西		
67	東方官衙	B層 10世紀	7005	6	2	19.6	5.9	3.3	3.0	115.6	西1	圓丸	1.0±1.5	柱柱	東西		
67	東方官衙	B層 10世紀	7030	9	1+	24.2	-	2.7	-	-	-	圓丸	1.0±1.2	柱柱	南北		脚柱切り、 雨落溝あり。
67	東方官衙	B層 10世紀	7031	3+	1	7.7	3.7	2.6	3.7	-	-	円/不整	0.4±1.0	柱柱	南北		雨落溝あり。
67	東方官衙	B層 10世紀	7055	7	2	17.5	4.7	2.5	2.4	82.3	-	圓丸	1.2±1.7	柱柱	東西		
67	東方官衙	C層 平安?	SB-5246	2	2	5.5	4.7	2.8	2.4	25.9	-	円/不整	0.4±0.7	柱柱	南北		
67	東方官衙	C層 平安?	SB-5252	2	2	6.0	5.6	3.0	2.8	33.6	-	円	0.3±0.4	柱柱	南北		
107	御堂院	奈良?	9045	3	2	8.1	3.3	2.7	1.7	26.7	-	圓丸	0.6±0.8	柱柱	東西		
107	御堂院	奈良?	9050	4+	2	10.8	3.5	2.7	1.7	-	-	圓丸	0.6±0.8	柱柱	東西		脚柱切りあり。
107	御堂院	平安	SB-9057	2+	2	2.2	3.7	2.2	1.9	-	-	円	0.3	柱柱	東西		
107	御堂院	平安	SB-9058	1+	2	-	3.5	-	1.8	-	-	円	0.3	柱柱	東西		
107	御堂院	平安	SB-9059	3	2	6.1	3.4	2.0	1.7	20.7	-	円	0.3	柱柱	東西		
107	御堂院	平安	SB-9060	3	2	7.3	4	2.4	2.0	29.2	-	円	0.3±0.4	柱柱	南北		
107	御堂院	A層 平安?	SB-9061	6	5	12.2	11.8	2.0	2.4	144.0	-	円	0.3±0.4	柱柱	東西		
100	御堂院	A層 平安?	SB-9062	5	2	10.6	4.2	2.1	2.1	44.5	-	圓丸	0.6±0.8	柱柱	南北		
107	御堂院	A層 平安?	SB-9067	4	4	9	8.2	2.3	2.1	73.8	-	円	0.4±0.6	柱柱	東西		
107	御堂院	A層 平安?	SB-9067	2	2	5.2	3.8	2.6	1.9	19.8	-	円	0.3	柱柱	東西		
107	御堂院	A層 平安?	SB-9068	5	3	11.2	6	2.2	2.0	67.2	-	円	0.2±0.4	柱柱	東西		
107	御堂院	B層 平安?	SB-9078	7	7	16.2	11.6	2.3	1.7	187.9	-	円	0.2±0.4	柱柱	東西		
107	御堂院	B層 平安?	SB-9082	2	2	3.9	3.1	2.0	1.6	12.1	-	円	0.3±0.4	柱柱	南北		
107	御堂院	B層 平安?	SB-9083	3	2	6.7	3.7	2.2	1.9	24.8	-	円	0.2±0.4	柱柱	東西	?	
100	御堂院	B層 平安?	SB-9090	3+	1	4.3*	5.2	1.4	5.2	-	-	圓丸	0.6±0.8	柱柱	東西		
107	御堂院	B層 平安?	SB-9095	4	2	7.7	5.5	1.9	2.8	42.4	-	円/不整 /圓丸	0.5±0.6	柱柱	南北		
107	御堂院	B層 平安?	SB-9099	3+	2	2.1*	6.5	2.1	2.2	-	-	円	0.2	柱柱	南北		

次 数	調査 場所	史 期	遺構 番号	幅(間) 奥行(間)	便行 (間)	柱間(間) 柱高(間)	柱間(cm) 柱高(cm)	面積 (m <sup>2</sup> ) (m)	幅 (間) 奥行(間)	柱穴 形状	形 式	地 方向	先後關係	備考	文献		
132	御堂院	奈良?	SH10062	1+	3	-	6.1	-	2.0	-	円	0.4-0.6	側柱	南北	宮殿施設内か。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	1周 平安	SH10063	6	2	11.0	3.6	1.8	39.6	不整	0.4-0.5	側柱	東西	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16		
132	御堂院	1周 平安	SH10067	5	2	10.0	3.6	2.0	1.8	36.0	不整	0.2-0.5	側柱	東西	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	2周 平安	SH10061	5	2	11.0	4.0	2.2	2.0	44.0	不整 楕丸	0.4-0.6	側柱	東西	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	2周 平安	SH10037	7	2	14.0	4.0	2.0	2.0	36.0	不整/円	0.2-0.6	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	2周 平安	SH10019	4	1+	8.4	-	2.1	-	-	円/楕丸	0.3-0.4	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	3周 平安	SH10063	7	3+	13.8	6.2	2.3	2.0	96.0	角1	円/楕丸	0.3-0.5	側柱	東西	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16
132	御堂院	3周 平安	SH10035	9	1+	18.4	2.0	2.0	-	-	円	0.2-0.5	側柱	南北	10035 9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	3周 平安	SH10006	9	1+	18.8	2.0	2.1	-	-	円	0.2-0.4	側柱	南北	10035 9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	4周 平安	SH10055	4	2+	8	3.4	2.0	1.7	-	円	0.2-0.3	側柱	東西	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	4周 平安	SH10045	2	2	4.2	3.6	2.1	1.8	15.1	円	0.3-0.5	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	4周 平安	SH10045	2	1	4.2	1.8	2.1	1.8	7.6	不整	0.2-0.5	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	4周 平安	SH10015	3	2	5.7	3.6	1.9	1.8	20.5	不整	0.2-0.5	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
132	御堂院	4周 平安	SH10028	3	2	5.2	3.6	1.7	1.8	18.7	不整	0.3-0.5	側柱	南北	9世紀後半。 →10世紀半。	紀16	
136	御堂院	平安	SH10225	5	2	10.3	4.0	2.1	2.0	41.2	角1	円/楕丸	東西	3時間 9世紀後半。	紀16		
136	御堂院	平安	SH10226	6	2	12.8	3.3	2.1	1.7	42.2	不整	0.3-0.4	側柱	東西	3時間 9世紀後半。	紀16	
136	御堂院	平安	SH10237	4	2	8.4	4.8	2.1	2.4	40.3	不整	0.3-0.4	側柱	東西	3時間 9世紀後半。	紀16	
136	御堂院	平安	SH10227	3	2	5.7	3.8	1.9	1.9	21.7	楕丸	0.5-0.6	側柱	南北	古い?	紀16	
148	大蔵院	奈良?	SH10714	6	2	12.7	5.4	2.1	2.7	68.6	楕丸	0.8-1.2	側柱	東西	回同時間	紀16	
148	大蔵院	奈良?	SH10715	6	2	12.6	4.2	2.1	2.1	52.9	楕丸	1.0	側柱	東西	丹波から奈良時代の 1380年頃A.III.	紀15	
148	大蔵院	奈良?	SH10716	3	2	5.7	4.2	2.8	2.1	24.0	不整 楕丸	0.8-1.0	側柱	南北	9世紀後半。	紀16	
148	大蔵院	奈良?	SH10717	3	2	5.4	3.7	1.8	1.8	19.6	不整 楕丸	0.8-1.0	側柱	南北	9世紀後半。	紀16	
148	大蔵院	平安	SH10718	7	2	14.0	4.2	2.0	2.1	58.8	円	0.2-0.3	側柱	東西	10718 柱六より初期 陶器部。	紀16	
148	大蔵院	平安	SH10719	6	2	12.0	3.5	2.0	1.8	42.0	円	0.2-0.3	側柱	東西	10719 柱六より初期 陶器部。	紀16	
148	大蔵院	平安	SH10720	3	2	6.3	3.9	2.1	2.0	24.6	円	0.2-0.3	側柱	南北	10720 柱六より初期 陶器部。	紀16	
148	大蔵院	平安	SH10721	3	2	6.0	2.9	2.0	2.0	23.4	円	0.2-0.3	側柱	南北	10718 →10721 柱六より初期 陶器部。	紀16	
152	大蔵院	1周 平安	SH11250	2+	2	4.2+	4.1	2.1	2.1	-	角1	円/楕丸	東西	11250 柱六より中期 陶器部。	紀16		
152	大蔵院	4周 平安	SH11256	5	2	10.4	4.7	2.1	2.4	55.1	円	0.2-0.3	側柱	南北	柱六から中期 陶器部。	紀16	
152	大蔵院	1周 平安	SH11254	2+	2	3.6	4.1	1.8	2.1	-	不整	0.8-0.9	側柱	東西	11254 柱六から中期 陶器部。	紀16	
152	大蔵院	2周 平安	SH11253	3+	2	6.3-	4.1	2.1	2.1	-	不整	0.4-0.5	側柱	東西	255-334 柱六から中期 陶器部。	紀16	
152	大蔵院	2周 平安	SH11236	3	2	6.2	2.3	2.1	1.5	9.5	円/方	0.3-0.5	側柱	南北	335-336 柱六から中期 陶器部。	紀16	
152	大蔵院	3周 平安	SH11237	4+	2	8.6	4.1	2.1	2.1	-	角1	円/楕丸	0.3-0.5	側柱	南北	11236 →11237 柱六から中期 陶器部。	紀16

※企画国立文化財研究所「鳥島・藤原宮発掘調査報告●→●●、企画文化財研究所「奈良文化財研究所紀要20●→●●」  
→紀● シグマ表示は草書から筆者か内註で補したもの。

然排水が容易な地形・土壤条件下にある水田ではほとんど検出されないことから、「多くは水田等の湿気抜きの暗渠排水溝であったと推定されるのであるが、実際の排水技術の詳細については、まだ不明な点が少なくない」とする<sup>11</sup>。具体的な機能については検討の余地があるが<sup>12</sup>、「耕作活動に関わって掘削された溝」とまとめることができ、この素振り

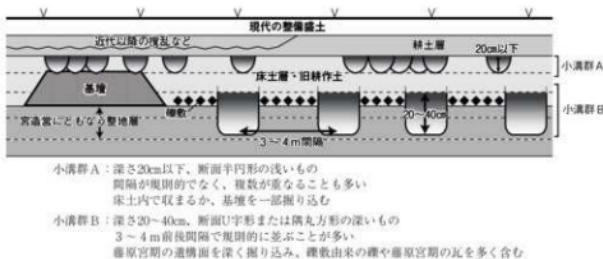


図1 藤原宮中枢部の基本層序と小溝群の検出状況模式図

小溝が掘削された段階には耕地としての利用がおこなわれていたと判断できる。

藤原宮内で検出された素掘り小溝は大きく2種に分類できる(図1)。一つは深さ20cm以下を基本とする断面半円形の浅いもので、間隔が規則的でなく複数が重なることが多い。床土内に収まり、宮内でも広く検出される(小溝群A)。もう一つが深さ30~40cmを基本とする断面U字形または隅丸方形の深い素掘り小溝である。基壇を避けた相対的に低い地点で検出されることが多く、規則的な間隔で掘削されるのが特徴である(小溝群B)。かつてこの素掘り小溝に着目した今尾文昭も、遺構検出面全体に密集する素掘り小溝と、等間隔に掘削される素掘り小溝が存在すること、相対的に浅い小溝と深い小溝が存在することをそれぞれ指摘している。今尾は、深い素掘り小溝は鐵で掘削されたものであり、水田耕作における排水溝である可能性を提示している<sup>13</sup>。次章では条里畦畔とこの小溝群の関係性に着目して検討を進める。

#### IV 藤原宮内の耕作関連遺構

##### 1 内裏地域周辺の調査(第4・58・第61次 図2)

藤原宮内裏東外郭地区および東方官衙地区の調査。第58次調査区西半で礫敷遺構SX6725・6760が検出されており、中央に通路状遺構SX6740が存在する。SX6740は幅3m以上、高さ0.3m、藤原宮期の瓦の細片や礫が堆積する東西方向の帯状の高まりで、高市郡路東条里25条2里29坪・30坪の坪境に一致することから、条里畦畔である可能性が報告されている。同様の瓦片と礫の堆積は第58次調査区東半部にも続いていることが調査日誌に記録されており、SX6740は調査区を横断するように存在していたとみられる。

第58次調査区の西側で実施された第190次調査でも里道痕跡とみられる積み土が確認さ

れている。この里道痕跡はSX6740の西の延長にあたり、日本古文化研究所の調査報告書(1939年実施)に描かれた東西方向の里道とも一致する<sup>11)</sup>。SX6740は大和統一条里の坪境畦畔であり、近代まで里道として継承されていたのである。縹敷遺構の疊中からは10世紀代の縁軸陶器が、疊敷遺構を覆う層からは瓦器がそれぞれ出土している。少なくとも平安時代には条里畦畔SX6740は成立していたとみられる。

条里畦畔SX6740の南側には東西方向の小溝群が存在する。断面隅丸方形またはU字形、深さ25~35cm、3.7~4.0m間隔で、小溝群Bに分類できる。これらの小溝群は条里畦畔SX6740に沿って長方形の平面を構成しており、耕作の一単位と考えられる。調査区東半には南北方向の小溝群があり、こちらも断面隅丸方形またはU字形、深さ30~40cm、3.7~4.2m間隔の小溝群Bである。南北小溝の南端は条里畦畔SX6740の東の延長上にあたり、それに沿う東西小溝に収束する。南北小溝の北端は第61次調査区をこえ、さらに北方の条里畦畔に至るとみられる。なお、藤原宮内裏東外郭を画する基幹排水路とされるSD105上

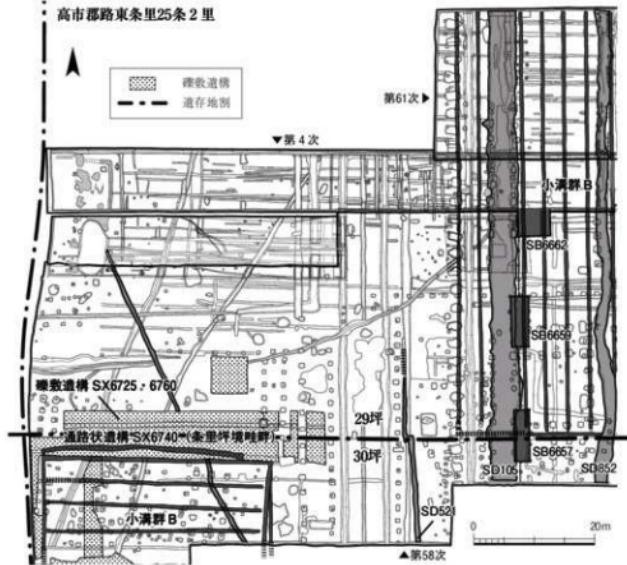


図2 内裏地域周辺の条里畦畔と小溝群 1:800

層堆積土からは平安時代の土器が出土している。大垣西面外濠と同様、宮廐絶後も水路として引き続き利用されていたのであろう。

## 2 朝堂院朝庭の調査（第153・第163・169・174次 図3）

朝堂院東第一堂西側から大極殿院南門南側朝庭部の調査。ここでは藤原宮期の瓦や砂を土堤状に盛り上げた通路状遺構SX10779が検出されている。南北幅は2.5~5.5m、東西方向は合計で約80m分が検出されている。瓦の細片や砂を盛り上げた様相は先の条里畦畔SX6740（第58次）と酷似しており、高市郡路東条里25条2里19坪・3里24坪の坪界線に一致する。SX10779についても大和統一条里の坪境畦畔と判断してよい。なお、SX10779の下層で藤原宮期の礫敷が検出されているが、SX10779と礫敷の間の間層は無いか、ごくわずかであることを図面から確認した。藤原宮廐絶後さほど間を空けることなく、SX10779が形成されたと理解できる。

SX10779の南側には断面U字形、深さ25~40cmの小溝群が南北に交差して存在する。調査区東西端の南北小溝群は3.5~3.6m間隔、中央部では東西小溝群が3.5~3.7m間隔、南

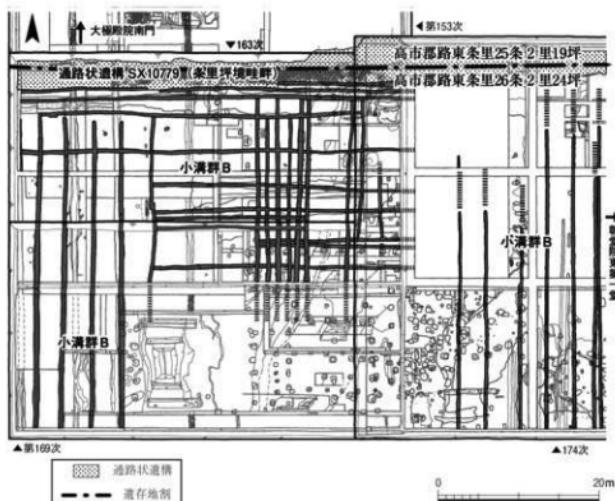


図3 朝堂院朝庭の条里畦畔と小溝群 1:600

北小溝群が1.0~1.4m間隔で掘削されている。一部間隔が狭くなっているが、いずれも小溝群Bに分類される。調査区西半の南北小溝はいずれもSX10779南側の東西小溝に収束しており、坪境畦畔SX10779に沿う形で耕作がおこなわれたのであろう。

### 3 大極殿北方の調査（第195・198・200・205・208次 図4）

大極殿北方内庭部の調査。大極殿後方東回廊SC11540北側から大極殿院北面回廊SC11510の範囲にある。この空間には、大極殿後殿およびその脇殿の存在が想定されたが、発掘調査の結果、建物が建てられた痕跡は認められず、回廊に開まれた広場であったことが明らかになっている<sup>15)</sup>。

ここでは東西方向の小溝群が広く検出されている。断面隅丸方形またはU字形で、深さ25~35cm程度、3.4~3.7mの間隔で規則的に掘削され、小溝群Bに分類される。小溝群の東端には大極殿院東面北回廊基壇、西端には南北方向の瓦敷SX11639が存在し、それそれに沿って掘削された南北小溝に、先の東西小溝群が収束する。瓦敷SX11639は東西幅1.8~3.6m、藤原宮期の瓦の細片が南北の帯状に堆積したもので、藤原宮期の礫敷の直上に存在する。周囲に建物は存在せず、建物の廃絶により直接生じたものとは考えられず、高市郡路東条里25条2里17坪・20坪の境界線に一致することから、やはり坪境畦畔と判断できる。瓦敷SX11639とその下層の藤原宮期の礫敷の間に間層が認められないことは先のSX10779と同様である<sup>16)</sup>。小溝群はこの条里畦畔と一緒に掘削されたと考えられ、南限は大極殿後方回廊基壇、北限は調査区外となるが、北の坪境（醍醐池南辺）であろう。この他の事例を含めて、小溝群Bは基壇を避けた相対的に低い地点に分布が集中する特徴がある。大極殿北方区画における小溝群Bの検出状況は、この区画の内部が元来基壇の存在しない、相対的に低い空間であったことを反映している<sup>17)</sup>。

### 4 朝堂院東北隅部の調査（第100・107次 図5）

朝堂院回廊東北隅部、東第一堂周辺の調査。周辺で条里畦畔は検出されていないが、これまでの事例と周辺の遺存地割から、第107次調査区の西南側に畦畔が想定できる。これに照応するように、回廊の内隅部で断面隅丸方形またはU字形、深さ35~50cmを主体とする小溝群Bが検出されている。小溝群の北端は朝堂院北面回廊、南は朝堂院第一堂基壇付近の東西小溝に収束する。南北小溝の間隔は1.5~2.5mとやや狭いが、長方形平面を構成し、等間隔に並ぶ点はこれまでの事例と同様である。一部は基壇におよぶものの、相対的に低い地点を耕地化した際の痕跡とみられる。

この周辺では奈良時代の掘立柱建物と小溝、平安時代末から鎌倉期の掘立柱建物と小溝が検出されており<sup>18)</sup>、後者は2時期（A・B）の変遷が整理されている（図6）。A期には

それまで小溝群Bが展開していた回廊内隅部に二面廻建物を中心とする屋敷地が成立する。周囲の区画溝は回廊基壇に沿っており、基壇の高まりが残っていたようである。B期には主屋の建て替えがおこなわれ、回廊基壇上面に平面梯子形の小溝群が掘削される。小溝群は断面U字形または半円形で深さ20cm以下を基本とする小溝群Aに分類され、小区画を構成する。宮廐絶後、基壇の高まりを避けた相対的に低い地点から耕地利用が開始され、中世には基壇部分の開発も本格化していたと理解できる。その際の開発はこうした小溝群Aをともなうものであったのだろう。

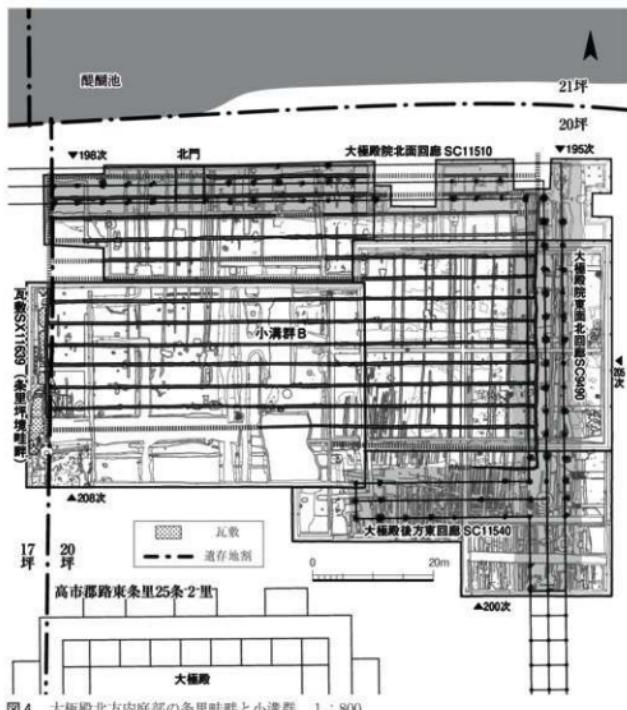


図4 大極殿北方内庭部の条里畦畔と小溝群 1:800

## 5 大極殿南方の調査（第117・148・160・182・186・190次 図7）

大極殿南方内庭部の調査。疎敷が良好に残る東半部では、大極殿院南面回廊・東面南回廊付近にかけて小溝群が検出されている。小溝群は2時期分が松葉状に重複し、北で西偏する溝が新しい。幅40cm程度、断面隅丸方形またはU字形、深さ30~50cm、3.5m程度の間隔で掘削され、小溝群Bに分類される。小溝群Bの埋土からは8世紀末頃の土器が、小溝群Bを覆う赤褐色土からは削り出し高台をもつ綠釉陶器碗が出土している。西半部は密

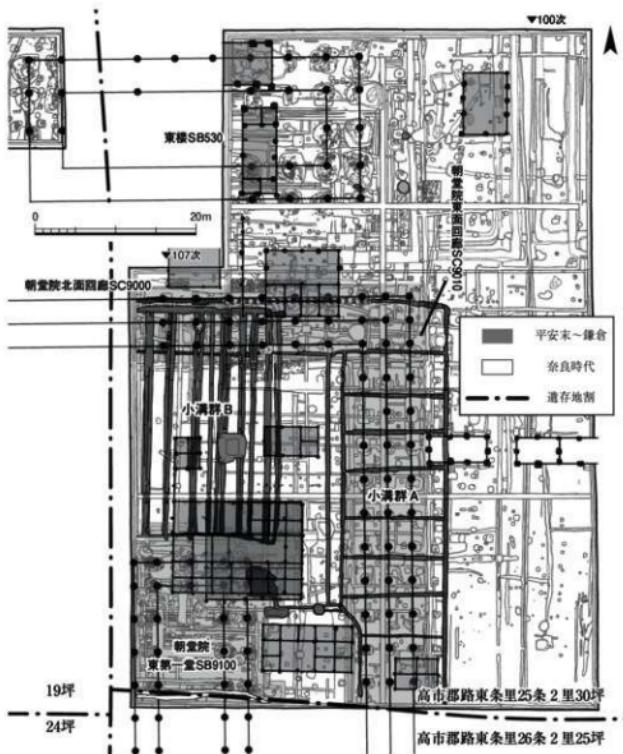


図5 朝堂院東北隅部の小溝群と掘立柱建物 1:600

集する小溝群Aによる削平が激しいが、奈良～平安時代の掘立柱建物と奈良時代の整地層が検出されている。整地層は南北約21.5m、東西約6m、厚さ約0.3mの帯状で、この整地後に後述の掘立柱建物群が成立する。整地層出土遺物は奈良時代中頃（平城宮Ⅲ）に属する。この掘立柱建物群や整地層の下層には東半部と同様、小溝群Bが存在する。

以上、①宮廐絶後、疊敷と基壇の高まりが残る。②内庭部（疊敷面）全体に小溝群Bが掘削され、耕地利用が開始される。③奈良時代中頃、内庭西半部に整地が施され、掘立柱建物群（奈良～平安）が成立する。④西半部の掘立柱建物群が廐絶し、小溝群Aをともなう耕地利用が再開される、という変遷がまとめられる。整地層および掘立柱建物群の成立時期は奈良時代中頃であり、それに先行する小溝群Bをともなう内庭部の耕地開発は、8世紀第2四半期までさかのばる可能性がある。これは、周辺の条里畦畔の成立が藤原宮廐絶後間もないとみられることと整合的である。これまで取り上げた条里畦畔や小溝群Bと一緒に、藤原宮廐絶後大きな時間差無く開発が進められていったと考えられる。

## 6 宮廐絶後の耕地開発の諸段階

以上、宮内で検出された条里畦畔と素掘り小溝の検討を通して、宮廐絶後の開発過程の復元を試みた。藤原宮跡地には大和統一条里が施工され、耕地としての利用がすすめられていく。条里畦畔の構築状況に加えて、小溝群やその他の遺構の出土遺物の様相から、こうした耕地開発は宮廐絶後間もなく開始されていたと考えられる。当初の開発は小溝群B

の掘削をともなうもので、基壇を避けた比較的低い地点から進められていった。現地に廐棄されていた瓦片の多くは条里畦畔や基壇上面に盛り上げたり、廐棄土坑に埋められたようである<sup>19</sup>。条里畦畔上の瓦敷は建物周辺に散乱する瓦堆積とは異なり、細片が多い。これ

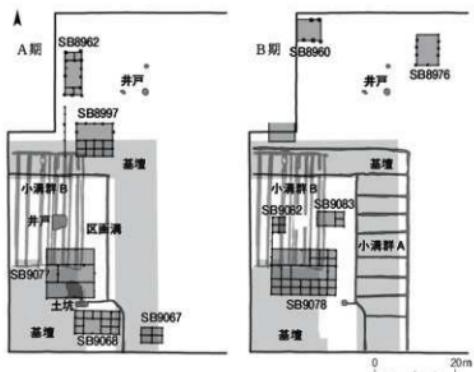


図6 平安末～中世における朝堂院東北隅部の遺構変遷 1:1,200

らは歩行面の舗装のために意図的に碎かれたものとも考えられる。こうした耕地開発は平安時代以降も進められ、徐々に基壇上面にもおよんでいく。朝堂院回廊周辺の調査成果を踏まえると、平安時代末頃の開発は小溝群Aをともなうもので、この頃には基壇上面の開発も本格化していたとみられる。今回、小溝群A・Bのそれぞれが実際の耕作の中でどういう機能をもっていたのか、その詳細な追究はできなかった。今後は自然科学分析も活用しながら、検討を続けていきたい。

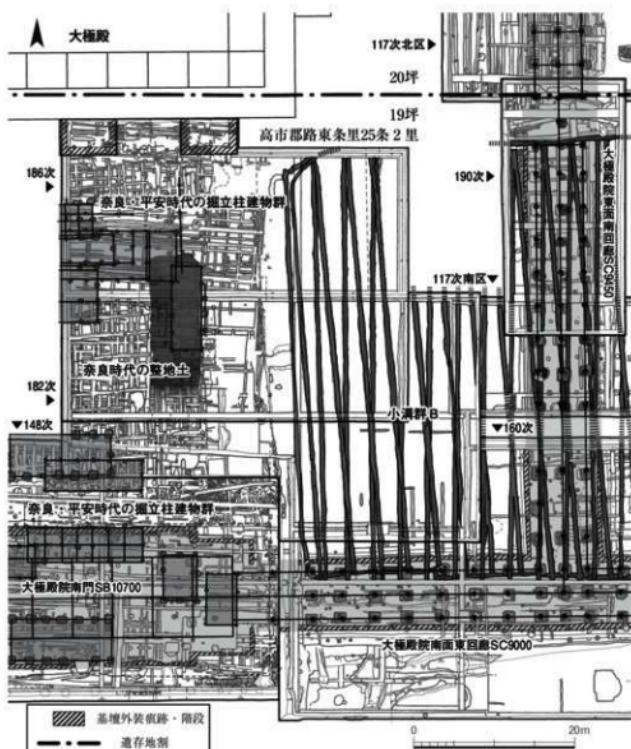


図7 大極殿南方内底部の小溝群と掘立柱建物 1:600

## V 宮廃絶後の耕地開発主体について

宮廃絶後の耕地開発は從来「宮所庄」の莊園開発と関連させて考えられてきた。かつて、東方官衙地区周辺の建物群が莊園関連施設の候補に挙げられたが、宮廃絶後の耕地開発は奈良時代にさかのぼり、奈良時代にも同様の施設が想定可能である。また、平安時代の建物についても、その後の調査事例が増加している（表2）。本章では奈良・平安時代の掘立柱建物を取り上げ、宮廃絶後の開発主体について考察をおこなう。

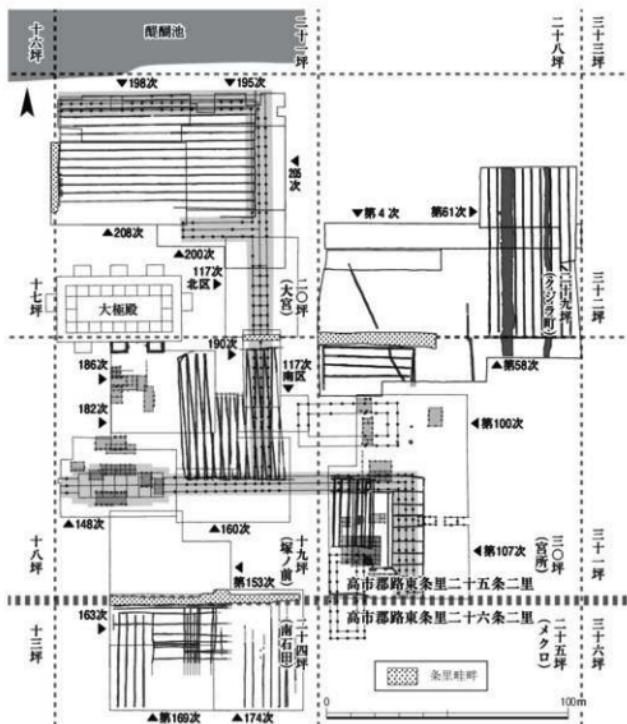


図8 大殿殿周辺の条里地割と小溝群 1:2,000

## 1 大極殿南方建物群の検討

先に触れた大極殿南方建物群のうち、奈良時代の建物を同時代の尺度（1尺=0.296m）の方眼に合わせて配置した（図9）。紀要報告値を基本に、各建物の桁行・梁行、建物間距離について尺数を求めるに、これらの建物が極めて整った配置構成をとっていることがわかる<sup>30</sup>。東西棟建物SB10714・SB10715はいずれも6×2間で、SB10714が最も大きい。（SB10714：68.6m<sup>2</sup>・SB10715：52.9m<sup>2</sup>）。SB10715柱掘方からは平城宮Ⅲの土師器杯が出土している。同時期とされるSB10716・SB10717はやや小型だが、一辺1.2m以下の隅丸方形の柱穴をもつ点が類似する。さらにその後方にSB11334・SB11255が半分程度検出されている。それぞれを建物群の想定中軸線で反転すると、SB11255は約62m<sup>2</sup>の廻付建物、SB11334は約37m<sup>2</sup>程度の建物に復元できる。SB11334柱穴から奈良時代の土器が、SB11255の柱抜取穴から平安時代の土器が出土している。後者は建物群の廃絶時期に相当するものであろう。前述の通り、周辺は一度耕地化されており、奈良時代中頃の整地を経て、この建物は成立する。SX11251上面で見つかっている土器埋納遺構SJ11253（奈良時代中頃～後半）は、こうした土地利用の変化にともなうものであったとも考えられる。

## 2 荘園遺跡との比較

大極殿南方建物群はその規模や構成において、宮内の他の奈良時代の建物や同時期の集落遺跡と比較しても卓越している（表2）。しかし、畿内地域の官衙や居宅とされる正道官衙遺跡（推定山城国久世郡衙、中心建物161.8m<sup>2</sup>）や、大阪府和泉市池田寺遺跡（在地有力層の居宅、中心建物120m<sup>2</sup>）などに比べて下位に位置づけられ、単純な平面積では奈良県大和郡市下ツ道JCTミノ南地区的建物群（7世紀後半、中心建物71.1m<sup>2</sup>）などが近い<sup>31</sup>。筆者は下ツ道周辺建物群に郡以下の末端官衙または7世紀の初期官衙を想定したが、大極殿南方建物群には遺物も含めて積極的に官衙を想定する根拠は認められない。

そこで、「宮所庄」の存在を踏まえ、大極殿南方建物群が莊園関連施設である可能性を考える。宮本長二郎は、石川県横江庄遺跡・富山県高瀬遺跡・じょうべのま遺跡について、桁行5間（35~40尺）程度の主屋の左右に付属建物を配置する点、倉を含む4~5棟で構成される共通点を挙げ、奈良～平安時代の「庄家」の典型例として位置付けた。さらに宮本は「庄家」が郡衙と同様、一定の配置計画を構成し、地方豪族居館の住宅形式を反映する一方、規模や構成では郡衙に劣ると評価する<sup>32</sup>。莊園遺跡の総合的な分析をおこなった宇野隆夫は、古代前期（律令期）の莊所遺跡として、石川県金沢市上荒谷遺跡を挙げる。上荒谷遺跡では8世紀第3四半期における建物群の成立を端緒に、8世紀末～9世紀には片面廻付建物SB110（78m<sup>2</sup>）を含む建物群を成立させる。宇野は、平面積50~100m<sup>2</sup>の建物で構成される建物群は「郷レベルの在地有力層の屋敷に多」く、上荒谷遺跡も「國府ある

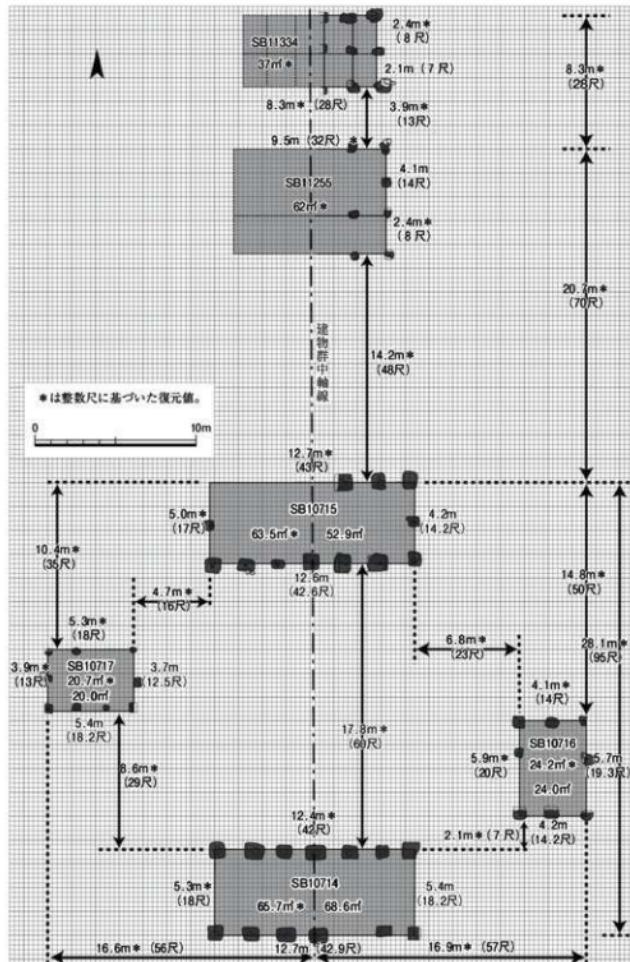


図9 大極殿南方建物群の建物配置（奈良時代） 1：300

いは中央の貴顕とのかかわりをもった」「在地有力層主導型」の経営拠点とする。この型の荘所遺跡にはこの字型建物配置など厳密な規格性は必須ではないという<sup>3)</sup>。以上の見解を踏まえて再び大極殿南方建物群に目を向けると、中心建物の規模、付随建物、倉庫、成立時期に至るまで、宮本や宇野が指摘する初期荘園遺跡の荘所遺構と通じる部分が多いことがわかる。

### 3 平安時代の建物群

平安時代に入ると、大極殿南方建物群はその規模を縮小させ、代わって、朝堂院東第三堂周辺（第132次）で平安時代の掘立柱建物が4時期分（9世紀後半～10世紀）展開する。2期にはL字形建物配置を構成し、3期には主屋の建物規模が最大となる。主屋SB10053（98m<sup>2</sup>）は桁行7間、梁行2間、南側に廻をもち、間仕切りをもつ（図10）。東第六堂周辺（第136次）でもこれと同時期とみられる掘立柱建物が検出されており、こちらは40m前後の掘立柱建物で構成され、東第三堂周辺建物群より規模が小さい（表2）。その後、朝堂院東北隅部（第107次）で先述の平安時代末から鎌倉期の建物群が成立する。前半期（A期）は掘立柱建物SB9077を中心とする屋敷地を形成し、主屋の平面積は144m<sup>2</sup>におよぶ。屋敷地は後半期（B期）に引き繼がれ、回廊基壇上の耕地開発が進んでいくことは先述した通りである。主屋はほぼ同じ位置に營まれており、経営主体に変化はなかったとみられる。

### 4 藤原宮廃絶後の掘立柱建物群の変遷

以上、宮廃絶後の掘立柱建物の変遷を整理した。まず、8世紀中頃に

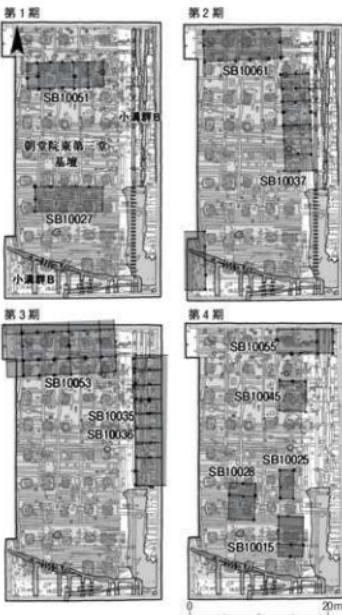


図10 朝堂院東第三堂周辺の遺構変遷 1:700

大極殿南方建物群が成立する。9世紀後半には朝堂院東第三・六堂周辺で建物群が展開し、それと入れ替わるように大極殿南方建物群は規模を縮小させる。東第三堂周辺建物群は廂付建物を主屋とするL字形建物配置を構成し、東第六堂周辺建物群はその付属施設となる可能性がある。そして、平安時代末頃には朝堂院東北隅部に屋敷地が成立する。これらの建物群はいずれも官衙には劣るもの、同時期の集落に比べて規模が大きく、規格的な建物配置を構成し、特に大極殿南方建物群は荘所の体裁を備えている。そして、最後に屋敷地が成立する朝堂院東北隅部こそ「宮所」の小字が残る坪にあたる。以上の様相を踏まえて、これらの建物群が奈良、平安、中世にいたる「宮所庄」の管理施設（＝庄家）であった可能性を指摘したい。これらは移動を繰り返しながら、古代から中世までその機能を存続していったと考えられる。

## VII おわりに

本稿で論じたことをまとめる。平城遷都後の藤原宮跡地には条里畦畔が施工され、それに基づく耕地開発が進められる。その一端を示すものが今回取り上げた素掘り小溝であり、これを小溝群A・Bに分類し、その変遷を提示した。当初は基壇を避けた低地を中心に小溝群Bをともなう耕作が進められ、徐々に基壇上面にも開発がおよんでいった。出土遺物や条里畦畔の構築状況から、こうした耕地利用の開始は8世紀第2四半期頃まで遡る可能性があり、平城遷都後、ほとんど間を置くことなく藤原宮の耕地化が進められていたのである。今後は周辺地域を含めた検討を進め、奈良盆地における古代の開発の復元を目指したい。今回、小溝群の具体的な機能にはほとんど言及ができなかった。この点については自然科学分析を含めた検討をおこなった上で、別稿を用意したい。

宮廐絶後の耕地開発の主体について、奈良・平安時代の掘立柱建物の整理を通して考察をおこなった。大型掘立柱建物を含む建物群は宮内各所で確認されており、まず、8世紀中頃に大極殿南方建物群が成立する。9世紀後半には朝堂院第三堂・第六堂周辺に大型建物群の分布が移動し、平安時代末～鎌倉時代には朝堂院東北隅部に耕作地をともなう屋敷地が成立する。これらはいずれも官衙にはおよばないものの、整然とした建物配置を構成し、在地有力層の居宅に近い様相を備えている。大極殿南方建物群を筆頭に、これらの建物群と各地の荘園遺跡における「莊所」との共通点が多いことから、これらが「宮所莊」の莊所である可能性を論じた。大極殿南方建物群に先行する開発主体は特定できなかったが、今回取り上げた建物群よりもさらに小規模なものである可能性を含め、検討を続けたい。今回の検討によって、「宮所莊」開発の一側面を明らかにできたことはもちろん、開発過程の復元作業を通して、大極殿北方区画の実態や回廊基壇の実際の高低差など、藤原

宮そのものに関する手がかりも一部得ることができた。今後も藤原宮・京の調査は継続的に進められていくべきであるが、前後の遺構のあり方にも目を向けることで、藤原宮・京をより多角的な視点で評価することが可能となるだろう。

図版の作成にあたり、増田朋子氏に多くの助力を得た。また、本稿はJSPS科研費20K13241の成果の一部を含んでいる。

#### 註

- 1 村井康彦 1985「宮所庄の構造—宮都と国衙の同一」『国立歴史民俗博物館研究報告』第8集 国立歴史民俗博物館 pp. 1-21
- 2 木下正史 1993『地中からのメッセージ 飛鳥・藤原の都を探る』吉川弘文館
- 3 林部均 2001『古代宮都形成過程の研究』青木書店
- 4 高橋透 2012「藤原宮東面内濠SD2300出土土器（1）—第24次調査から』『奈良文化財研究所紀要2012』奈良文化財研究所 pp.109-116
- 5 寺沢薫 1987「奈良県多遺跡の条里遺構と二、三の問題』『条里制研究』第3号 条里制研究会 pp.25-38
- 6 井上和人 2004『古代都城制条里制の実証的研究』学生社
- 7 道上祥武 2017「古代畿内における集落再編成と土地開発』『考古学研究』63巻4号 考古学研究会 pp.60-81
- 8 大和統一条里の復元は奈良県立橿原考古学研究所編1980『大和国条里復原図』（由良大和古代文化研究協会）に依拠している。大極殿院周辺は高市郡路東条里に属し、里内の坪割は復原図では固有名表記となっているが、位置関係を明確にするために、数名坪割を基本としている。坪の数え方は、秋山日出雄氏の解説に従い、西北隅を起点とする千鳥式坪並である。
- 9 溝が密集する様を捉えた呼称か。1974年には既に認識されており、この呼称も定着していたようである（大脇潔氏のご教示）。
- 10 寺沢薫 1991「大和における中世開発の一様相—箸尾遺跡の調査と小東莊一』『条里制研究』7号 条里制研究会 pp. 1-24
- 11 註 6 文献。
- 12 奈良県立橿原考古学研究所が実施した大和郡市下ツ道ジヤンクション建設にともなう発掘調査でも同様の素掘り小溝が検出されている。素掘り小溝の形成・埋没過程、古環境の復元を目的とした自然科学分析がおこなわれており、「古代に素掘り溝が形成された段階に、人為的な導水によって水田稲作が行われた可能性が高い」という分析結果が得られている（辻康男・山川真樹・馬場健司・田中義文 2021「III, PSI区における自然科学分析概要」、辻康男 2021「IV, Q区における自然科学分析概要」「京奈和自動車道 郡山下ツ道ジヤンクション建設に伴う遺跡調査報告書」奈良県立橿原考古学研究所 pp.362-375）。なお、本稿における「耕作」は「田畠を耕して生産物を得る活動」を広く指し、稲作や畑作を限定するものではない。
- 13 今尾文昭 1981「『中世』素掘り小溝についての一解釈』『青陵』第47号 奈良県立橿原考古学研究所 pp. 3-6
- 14 足立康・岸熊吉 1941「藤原宮址伝説地高殿の調査二』日本古文化研究所

- 15 2021～2022年に実施した第208次・第210次調査において、大極殿後方（東・西）回廊がとりつく形で東西約50m、南北約16mの長方形の基壇が大極殿の北方に存在することが明らかになった。本成果については検討中であり、本稿には反映されていない。
- 16 大極殿院東面北回廊基壇（大林潤 2018「藤原宮大極殿院東北隅部の調査（飛鳥藤原第196次）」『奈文研ニュース』No68 奈良文化財研究財所 p. 2）、朝堂院東第六堂（第136次）周辺でも同様の瓦堆積が検出されている。いずれも遺存地割に一致しないが、さらに小規模な土地区画の痕跡の可能性が考えられる。
- 17 東面北回廊や大極殿後方回廊基壇上面に小溝群Bはおよばないが、北面回廊基壇には小溝群Bがおよぶ。これについては、北面回廊の基壇の高まりがそもそも他の基壇に比べて、相対的に低いものであったか、段階的に基壇上面にも開発がおよんでいた可能性が考えられる。
- 18 奈良時代の素掘り小溝が調査区南端で検出されており、遺存地割と一致している。
- 19 大極殿北方の調査（第20次・第208次調査）では瓦を廃棄した土坑が複数検出されている。
- 20 尺度に基づく整数復元値は遺構図との整合性を優先したため、必ずしも紀要の報告値を四捨五入したものにはなっていない。
- 21 道上祥武 2021「古代集落の諸類型—集落研究の現状と方向性」「古代集落の構造と変遷」
  - 1 奈良文化財研究所 pp.11~46
- 22 宮本長二郎 1974「高瀬遺跡・じょうべのま遺跡をめぐって」『富山県埋蔵文化財調査報告書Ⅲ』 富山県教育委員会 pp.75~90
- 23 宇野隆夫 2001「莊園の考古学」 青木書店

#### 挿図出典

図1～5、7～9：筆者作成（下図については表1・2参照）

図6、10：『奈良文化財研究所紀要』掲載の遺構変遷図にもとづいて筆者作成

# 日付のある木簡考

—木簡からみた古代の休日—

山本 崇

## I はじめに

木簡は、遺跡の性格解明や共伴遺物の年代推定の手がかりとして、欠くべからざる資料と認知されるようになった。さりながら、なかでも注目を集める木簡は、年紀を記した木簡、いわゆる紀年木簡なのではないか<sup>1</sup>。むろん、これに準じるものとして、7世紀木簡では「評五十戸」「評里」、奈良時代木簡では「国都里」「国都郷里」の記載、あるいは古態を残した地名表記などは、年代を推定する手がかりとして用いられてきたし、生没年などが判明する人物にかかる木簡は、大いに利用され重要な論点を生み出している。

その反面、年月を欠き、日付のみを記した木簡たち—これらには、欠損により失われたり、墨が薄れて判読できなかったりするものも含む—は、よほど注目すべき記載がなければ、ほとんど顧みられていないようと思う。年代の確定は、歴史を考えるうえでの基本的な要件ではあるとしても、年月の不明な大量の木簡たちを検討の俎上にあげないのはまさに勿体ない。仮に年代が特定されない資料であっても、出土資料としての特性を活かしたうえでなにがしかの検討は可能ではないか。この小稿は、そのささやかな試みとして、あえて木簡の内容は顧みず、木簡の日付だけを利用ることができないか<sup>2</sup>、愚考をめぐらしてみたものである。

## II 日付をめぐる研究—古代官人の休日について

かつて山田英雄氏は、史料の日付に着目し、古代の休日について明快に論じた。この専論は、いまなおこのテーマの基本文献の位置を占める研究成果である<sup>3</sup>。基本的な論点は、いわゆる「六假」が、在京諸司に与えられた6日ごとに1日の休日で、毎月6日、12日、18日、24日と晦日であると、正しく指摘したことである。

周知の史料ではあるが、養老坂寧令に、古代官司の休日は次のように規定される。

凡在京諸司、毎二六日一、並給二休假一日。中務、宮内、供奉諸司、及五衛府、別給二休假五日。不レ依ニ百官之例。五月八月給ニ田假。分為ニ両番。各十五日。其風土異レ宜、種収不レ等、通隨レ便給。外官不レ在此限。  
(1給休暇条<sup>4</sup>)

いわゆる「六假」は、在京諸司に6日ごとに1日与えられる定期的な休日であり、「田假」は、農繁期に与えられる休暇である。このほか、仮寧令によると、長上官が遠隔地に住む父母を見舞うための「定省假」(2定省假条)、喪に際して与えられる「喪仮挙哀假」(3職事官条・4無服假条・5師經受業条・7間喪条・8給喪葬条・9給喪假条・10官人遠任条・12外官間喪条)、改葬のための「改葬假」(6改葬条)、遠隔地に赴任する際に与えられる「装束假」(13外官任訖条)、在京官人の臨時の休暇である「請假」(11請假条)が規定されている。仮寧令の排列によると、「喪仮挙哀假」は、3職事官条にみえる職事官の近親以下、未成年、師の喪、喪葬の往復や喪仮の規定、遠隔地にある官人に喪を告げるとの規定(10官人遠任条)と假の範囲は拡大しており、多くは在京諸司の官人にかかわる規定で、国司など外官にかかわる可能性のある規定は、10官人遠任条<sup>5</sup>と12外官間喪条とみるべきであろう。

仮寧令以外の令の編目にも、休日の規定は散見する<sup>6</sup>。女官は、「各毎二半月一、給二休假三日」(後宮職員令15號司条)とみえ、別途休暇が認められている。また、大学・国学の学生、防人、流徒罪の罪人、官奴婢について、「凡学生、(中略) 每レ旬放二日休假」。假前一日、博士考試」(学令8先詮經文条)、「凡防人在レ防、十日放二日休假」(軍防令63号休假条)、「每レ旬給三假一日」(獄令19流徒罪条)、「凡官戸奴婢者、每レ旬放二休假一日」。父母喪者、給二休假卅日」(雜令32放休假条)のごとき規定がみえ、十日ごとに一日の休日「旬假」が認められている。このほか、大学・国学の学生には、田假や授衣假など(学令20放田假条)が与えられた。他方、「延喜式」の假の規定は、部分的で明瞭ではない<sup>7</sup>。

番上官の休暇にかかわる規定は、令の本文からは判然としないため、「令集解」の注釈を確認しておく。まず仮寧令冒頭の2条について。1給休假条には、「史生以下上番十五日内、不レ給二休假一日」(同条朱説)、2定省假条には「番上不レ在二給例」(同条義解)とみえ、それぞれ在京諸司と長上官を対象とした令文の法意にしたがい、番上官は両条の対象とはされていない。次に3職事官条について。本来、職事官は、官位相当があり職員令に職掌の規定があるものを基本とする(公式令52内外諸司条)。運叙令によると、「凡職事官、患經二百廿日、及綠三親患一、及仮滿二二百日一、及父母合レ侍者、並解官。(本注略) 賦具レ狀申二太政官一奏聞。其番官者、本司判解。並下二本屬」(後略)(22職事官患解条)とみえ、ここでは職事官はほぼ長上官と同義で用いられ、番官と区別されることもあるが、仮寧令の注釈では、「分番遣ニ父母及余親喪一者、解官并給レ假。並皆同ニ職事」(3職事官条義解)、「謂長上分番並同」(同条古記)など、基本的に長上官と番上官を区別していない。ただし、「或說番官不レ解者非」(同条令解)をみると、異説も存在していた。

仮寧令の後条も、「此條分番長上、不レ令レ得レ作レ別也」(4無服假条古記)、「此條長上番上、凡学生等皆同无レ別」(5師經受業条朱説)、「改葬假者、長上番上无レ別」(6改葬条

朱説）などとみえ、明法家たちの注釈によるならば、職事官条以後の休暇規定は、番上官の記述がみえない諸仮条をのぞき、概ね長上官番上官を区別することなく運用されたらしい。以上、古代官人の休暇は、在京諸司長上官には、六仮、田仮、定省仮、在京官人に喪仮挙哀仮、改葬仮や請仮が認められるほか、職質、刑による拘束、身分（ないし所属状況）に応じて交替がふさわしくない場合旬仮が設定されている、と概括できる。そのなかで、交替勤務を基本とする番上官の休暇は制限されていた。なお、旬仮は、その性質から交替で取得したとみるほかないが、史料に乏しく、実態はよく分からぬ。

古代の休日について今少し深めるため、先行研究をさらに概観する。山田氏以降の古代休日にかかる研究は、1つは仮寧令の日唐比較研究、もう1つは、正倉院文書にみえる写經生の休暇の実態についての研究という、2つの視角から進められた。前者は、丸山裕美子氏に代表されるもので、氏は、日本が節日を繼承したにもかかわらず、節仮を意図的に取り入れなかった点に注目し、その理由を日本では儀式がすなわち政務であったためと、理解した<sup>8</sup>。日唐律令の比較研究は、1999年の北宋天聖令の出現により新たな段階に入ったといえ、とりわけその全貌が明らかになった2006年以降、より精緻な研究が進められるようになった<sup>9</sup>。丸山氏は、天聖令の出現を契機とした『唐令拾遺』『唐令拾遺補』による復原案の再検討をふまえ、唐宋の節仮制度や日本の仮寧制度の実態研究を更新した<sup>10</sup>。

後者にかかるべく、大日方克己氏は造石山寺所における造営作業上の儀礼や年中行事を検討し、元日、正月15日、3月3日、5月5日、7月7日、盂蘭盆などが確認され、節日は確実に下級官司レベルまで浸透していたことを明らかにした<sup>11</sup>。また、写經生の休暇について、柴原永達氏は正倉院文書に残る請解や充紙帳を検討し次の諸点を明らかにした<sup>12</sup>。経師たちは、12月29日から30日頃から翌正月4日にかけて正月休みをとっていること、いわゆる六仮や田仮が支給された形跡は認められないこと、休暇申請の理由は、病気にかかるものが97件と3分の1を超えるほか、衣類の洗濯のための休暇が認められるなど健康・衛生面にかかるものが目立つこと、などである。成清弘和氏は、仮寧令と請解の関係をあらためて検討し、日本令では祖先祭祀についての休暇や、嘉礼に連する冠礼と婚礼、凶礼に連する忌日についての休暇が繼承されなかったにもかかわらず、冠礼と婚礼をのぞき「斎会」や氏神祭などが一定程度みえることを指摘し、時代が降るにつれて仏事や神事が古代社会に普及したと解釈した<sup>13</sup>。以上のとおり天聖令の比較研究と正倉院文書を用いた実態の復元的研究により、古代官人の休暇の詳細が明らかにされつつある。

しかしながら、いくつかの課題を残しているのも事実である。その1つは、日本令に、外官に対する休暇規定がみあたらない点である。給休假条にみえる「外官不レ在此限」は古記から復原されないため、大宝令段階の存否は議論の余地を残してきた。この点は、天聖仮寧令に外官請仮条（宋23条）がみえ、この条文は唐令にも存在したらしいのに対し、

日本令では継受していないことが明確になり、日本令の休暇規定は外官を対象としていなかったことが確実となった<sup>14</sup>。もう1つは、主として史料の残存状況に起因することではあるが、下級官人の休暇規定は、実例から帰納される写経生の事例をのぞき、必ずしも充分明らかにはされていないことである。番上官の休暇や旬假の実態は、なお不明といわざるをえない。以下、節をあらため、木簡を手がかりに官人の休日を検討する<sup>15</sup>。

### III 木簡にみる休暇

平城宮・京跡の出土木簡には、假（休暇）の記述が散見する。

**木簡1**　・右為齋食并放生請暇如件 今□□以□  
「羽壳壳貝放放放暇暇」

〔右〕

・□為齋食并并食食食食  
食食食食木羽女 木羽女

302×35×5 011

木簡1（『平城木簡概報』22-9頁上(26)）は<sup>16</sup>、いわゆる二条大路木簡の1点で、SD5100（第200次調査）から出土した。請暇解末尾の文章の一節を記した後、文中に用いる文字などを記した全文同筆の習書で、あるいは紙の文書を作成する前の下書きにあたるかもしれない。ほかにも、「川□工 □〔仮カ〕五日」（『平城木簡七』11860号）は、平城宮中央区の東を南流する基幹排水路SD3715・SX8411（第97次調査）から出土したもので、工人の一人にかかる5日間の休暇を記す。墨痕は薄く右手部を欠いており、記載内容は不明であるが、長さ406mmもある大型の材に記されていることから、単なる習書ではなく、実際に使用されたものとみられる。加えて、内裏東大溝SD2700（第172次調査）から出土した「申請暇日事」（『平城木簡概報』19-16頁下(107)）は、請暇解の事書部分を記した木簡の断片とみられる。反故紙も含め紙が比較的身近にある写経所では紙の文書で休暇を申請したのに対し、日常的に木簡を多用する都城では、木簡を利用することもあったのであろう。

都での労役にしたがう丁の休暇を示す資料も出土している。

**木簡2**　見役十一人 〔暇カ〕  
(表面部分) 抜柱九枝 未到若麻統□□土師益人 以上□□左衛士白猪乙麻呂  
〔少田カ〕 310×36×6 011

木簡2（『平城木簡三』3264号）は、平城宮東南隅付近の東一坊大路西側溝SD4951から出土した。掲載した仮文からは、表裏両面に記された多数の習書は省略した。9本の柱を抜き取るために11人の労働者が集められており、さしつめ、2間四方の総柱建物1棟か、塀などの柱列を解体したのであろう。うち若麻統少田、土師益人の2名が「暇」により

「未到」、左衛士の白猪乙麻呂は、都域の雜役に使役される衛士の事例とみられるが、不参の理由は不明である。「暇」の記載は、このクラスの労働者に休暇が認められていたことが確認できる貴重な資料である。

次に、服喪にかかわる木簡を掲げる。

### 木簡 3

〔入カ〕  
癸卯年太寶三年正月宮内省□四年□□  
年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服 (274) × 30 × 4 019

木簡 3 (『平城宮木簡七』11285号) は、官人の履歴書風の記載をもち、大宝 3 年 (703) に宮内省官人としてスタートしたのち、慶雲 4 年 (707) に「孝服」すなわち父母の喪に遭い、おそらくは解官されたのであろう。第一次大極殿院の和銅造営当初の整地土 (第 337 次調査) から出土したもので、和銅 3 年の紀年木簡 (『同』11286号) が共伴するほか、周辺の内裏西南隅外郭下層 (第 91 次調査) にも和銅 3 年頃の荷札 (『同』11307・11308号) が含まれていること、第一次大極殿院の造営過程からみて、和銅末年頃までに属する木簡と推測される。下端が折れており、和銅年間 (708~15) 頃におけるこの官人の位階や官職の詳細はつまびらかにしえないものの、3 職事官条の規定が大宝令施行当初からおこなわれていたことを示すものとして注目される。ほかにも同様の資料は知られ、「右以去天平五年八月廿一日□□遭服罷仍具狀錄以申送」(『同』11859号) は、服喪による休暇を申請した木簡とみられる。右側面にみえる「伊福部宿祢廣浜〈年冊三 大倭国十市郡〉」と本文との関係は不明であるが、奈良時代半ばにおける官人の休暇の実態を示すものであろう。

仮の木簡には、廢棄にともなう削屑も散見する。宝龜初年頃と推定される平城宮東方官衙の土坑 (SK19189 (第 429・440 次調査)) から出土した、「人仮 人病」(横材)、『平城木簡概報』43-74 頁中 (1517)) は、不参の官人 (近衛・兵衛など) の理由をまとめた帳簿の一部とみられ、内容は不詳ながら「□月从」(『平城木簡概報』40-18 頁下 (274)・『同』43-78 頁中 (1610)) は月ごとの休暇を記したのであろう。SD4100 (第 32 次補足調査) から出土した式部省の考課木簡には「元雅樂寮歌人服解」(『平城宮木簡五』6216号)、「諸司服□〔闕カ〕」(『同』6217号)、「廿七日逢親父喪解」(『同六』10292号) のような服喪とその休暇にかかる削屑が含まれており、式部省に東接する官衙の井戸 SE14690 (第 222 次調査) からも、「□父喪□〔解カ〕」(『同』10293号) と記した木簡が知られる。また、二条大路木簡 (第 193 次調査 B 区・SD5100) の「遭喪放□」(『平城木簡概報』30-8 頁中 (71)) は、考課木簡との関連が推測される。

なお、長岡京跡でも、「□〔板カ〕」(本研 12-43 頁 (14)) などと記した断片のはか、「曹司二人 □〔假カ〕一人」(『長岡京跡左京北一条三坊二町』140 号) と記した木簡の断片が出土している。判読できる文字は少なくつまびらかにしえないものの、「曹司」に出仕する

「二人」と、「仮」により出仕していない人が並記される。

地方官衙で注目される木簡は、休暇にかかる文書の題籤（軸）である<sup>17</sup>。

木簡 4	・府国司 ・遣喪解文	(86) × 33 × 6 061
------	---------------	-------------------

木簡 5	〔案カ〕 ・仁和二年仮文□ ・仁和二年仮文	(73) × 27 × 9 061
------	-----------------------------	-------------------

木簡 4（「大宰府政庁」1号）は、大宰府政庁地区築地東北隅の溝状遺構SD345（第26次調査）から出土した木簡で、平安時代前期ないし中期のものと推定される、大宰府の府司と管内諸国司にかかる喪仮の解文をまとめた文書の題籤<sup>18</sup>、木簡 5（「因幡国府VI」2号）は、因幡国府跡の溝SD109（第6次調査）から出土した木簡で、仁和2年（886）の国司にかかる請解暇をまとめた題籤とみられる。いずれも、大宰府や国庁において、官人の休暇を管理する文書がまとめて保管されていたことを示しており、外官の休暇にかかる資料といえる。

以上、本簡の記載にみえる休暇の事例を掲げ、その内容を確認した。出土事例はさほど多くはなく、なお断片的といわざるをえない。ただし、都城においても地方官衙においても、下級官人や外官の仮にかかる木簡はたしかに存在しており、令規からは明らかにしがたい実態を示す資料として貴重である。留意すべきは、木簡にみえる官人の階層はかなり明確ではないが、確実なものは下級の官人ないし労働者のみであることである。感覚的な言ではあるが、多くの古代木簡は、いわゆる下級官人によって記されたと思う。地方官衙で作成された木簡も、国司や郡司自身の手になるものも存在するであろうが、その過半は、国の下級職員<sup>19</sup>や郡雜任クラスが作成したものではないか。

翻って考えてみると、山田氏は、官人の休日を明らかにする手段として、「直接示す史料はないので、間接的、大量観察の方法で必ずしも適確とはいひ難い」と断ったうえで、六国史の記事などを日付ごとに觀察する方法を採用した。結果、大宝以降六国史の時代についてとりわけ有意な傾向を導きだしたが、このことは、実は『続日本紀』の記事には五位以上官人の叙位任官記録や四位以上の薨卒伝などを採録する原則とかかわっていたように思われる<sup>20</sup>。もちろん散位の存在には配慮する必要があるが、それでも、五位以上官人は、おおむね六仮の対象となる長上官の多数を占めていたであろう。他方、外官や下級官人の休日、その実態の解明は、国史とは異なる資料群にその素材を求めねばならない。現在のところ、木簡を指いてそれに足る資料群は、認めがたいように思う<sup>21</sup>。

## IV 木簡の日付

前述の課題に迫るため、ここでは日付のある木簡を検討する。分析対象は、奈文研が公開するデータベース木簡庫を検索するとともに、公表済の情報により加除修正を加えて選定した<sup>2</sup>。対象の選定方法は以下の通りである。

まず、鎌倉時代以降に属する木簡をのぞいて古代木簡に限定した。ついで、削削は分析対象に加えないこととした。削削は、点数だけいうと古代木簡のなかで約8割を占め、まさに「大量観察」をおこなううえでは絶好の資料ともいえる。しかしながら、その記載は概して断片的で、もともとの内容を明らかにできることは少ない。また、直接の接続関係を有さない断片にも同一の帳簿に由来するものが多数含まれることが予想されるため、統計的な処理には不向きな資料といわざるをえない。資料の均質化を重視した結果、小稿はかかる判断にいたったが、古代木簡の大多数を占める削削をいかに分析対象として活用するかは、今後のさらなる課題であろう<sup>3</sup>。

さらに、古代木簡から日付を記した木簡を抽出するとともに、記載が完全ではない、たとえば「十□日」「廿□日」「□一日」「□□日」の類の日付が確定しない木簡を除外した。結果、日付のある古代木簡は、2384点検じられた。これらには、具注暦、月朔暦などの暦注4点を含み<sup>4</sup>、それ以外にも、「去○○日」のような形で文中に過去の日付を記したものがあり、それらは対象としなかった。なお、記録帳簿などのように同一木簡に複数の日付が記されたものも多く、都合、ここで分析対象は2668日分の記載となる。

対象となる木簡は、飛鳥時代（垂原宮期以前）、奈良時代、長岡宮期、平安時代の4時期に大別し、さらに各時期を都城木簡と地方木簡に区分したうえで、日付別にその点数を示した（表1）。ここでいう「都城」と「地方」は、出土遺跡＝廐棄場所によるものではなく、作成主体を基準として区分したもので、「地方で作成され都まで運ばれた」木簡は「地方木簡」に区分した。すなわち、諸国から調庸などに付してもたらされたいわゆる貢進物付札（荷札木簡）は、諸国の郡郷などで作成されたことを評価し<sup>5</sup>、また、某国から都へ届けられた文書木簡や文書軸も、該国で作成されたものであることを重視した。また、長岡宮期の平城旧京寺院（西大寺食堂院跡）や、長岡京跡出土の奈良時代木簡は地方木簡と解した。木簡の日付は作成主体が記したものであり、ここで分類は、作成場所が都城か地方かに徹しておこなった。

表1を検討する。日付別の点数をみると、特定の日付への集中や逆に六仮などの休日に極端に少なくなるなどの傾向は認められない。気になる現象として、奈良時代の地方木簡の日付のうち、10日、20日が少しばかり突出して多いことがあげられる（後述）。以上からすれば、少なくとも、山田氏が六国史や官文書などから見いだしたような、六仮の日

表1 日付のある古代木簡

日付	飛鳥	飛鳥 (地方)	奈良	奈良 (地方)	長岡	長岡 (地方)	平安	平安 (地方)	(都城)	(地方)	(合計)
1	3	3	44	6	6	4	1	4	54	17	71
2	6	1	61	9	6	2	2	4	75	16	91
3	7	1	47	10	5	1		8	59	20	79
4	6		61	8	9	2	2	9	78	19	97
5	12		51	9	6	2		9	69	20	89
6	5		58	11	4	1		9	67	21	88
7	10	4	63	14	7	8		4	80	30	110
8	3	1	73	8	10	3		6	86	18	104
9	6		60	9	12	1		6	78	16	94
10	6	4	57	32	14	3	2	16	79	55	134
11	9	2	35	15	5	4		10	49	31	80
12	5	2	57	5	8	1		7	70	15	85
13	8	1	53	6	6	5	1	4	68	16	84
14	6	1	58	11	5	1		8	69	21	90
15	3	3	54	10	5	6		8	62	27	89
16	2	1	69	9	7	2		9	78	21	99
17	3	2	57	10	9			11	69	23	92
18	5	1	45	7	9	3	1	15	60	26	86
19	2	1	47	14	8	1	2	6	59	22	81
20	6	5	73	20	6	1	1	16	86	42	128
21	4	1	58	12	4	3		5	66	21	87
22	2	4	58	10	8	1		10	68	25	93
23	5	1	50	9	11	3	1	9	67	22	89
24	8	2	59	12	6	2		11	73	27	100
25	2	2	58	8	4		1	10	65	20	85
26	3	2	38	7	8	2	2	9	51	20	71
27	6	1	40	7	4	1		8	50	17	67
28	5		57	8	2	1		11	64	20	84
29	6	1	41	9	7	1		5	54	16	70
30	1	1	36	7	3			3	40	11	51
(合計)	155	48	1618	312	204	65	16	250	1993	675	2668

表2 請暇不参解の休日

日付	件数	日付	件数	日付	件数
1	31	11	31	21	42
2	36	12	29	22	47
3	37	13	33	23	43
4	39	14	32	24	39
5	37	15	39	25	37
6	34	16	36	26	32
7	38	17	34	27	46
8	37	18	38	28	29
9	25	19	37	29	30
10	25	20	35	30	11
		(合計)			339

に限り木簡が減少する傾向は、時代、あるいは都城と地方といった作成場所を問わず認められない。そうであるならば、木簡の日付による限り、木簡を作成した官人たちの多くは、特定の日を休日とした訳ではなかったらしい。彼らの多くは下級官人で、四等官クラス以下のいわゆる番上官と考えざるをえない。

木簡を記した役人が下級役人を主体とするならば、正倉院文書に残る写経生の請暇不参解は、実態を示す史料として大いに参照する必要がある。休暇の理由をはじめとした記載内容の詳細は先学の検討にゆずり、ここでは小稿の关心に特化して、日付にのみ注目して整理してみた（表2）<sup>35</sup>。結果、日ごとの件数はほぼ均衡しており、とりたてて特徴を見いだすことは難しい。柴原氏によると、休暇の理由は、病気（本人や家族）や親族の死亡、神祭仏事が131件と半数以上を占めるといい、これらの休暇はいわば不測の事態によるものである以上、その取得日が特定の日付に集中すればかえって不自然ともいえる。他方、「転罪」などの語でみえる、仕事の切れ目に請求された休暇や、洗濯のための休暇は、65件と一定程

表3 日付のある官文書木簡

日付	官文書	除中務官内等
1	2	2
2	5	2
3	2	1
4	1	
5	6	1
6	2	
7	1	1
8	5	2
9	4	2
10	6	4
11	1	
12	6	2
13	3	1
14	8	2
15	4	
16	9	4
17	4	2
18	2	
19	3	2
20	5	2
21	3	2
22	6	1
23	3	1
24	4	2
25	4	1
26	4	1
27	6	2
28	5	3
29	2	1
30	1	
(合計)	117	44

度認められる。「軽罪」なる休暇は、5日間を基本として認められており、天平9年(738)頃に記されたらしいわゆる写経生の待遇改善要求<sup>25</sup>にみえる「毎月五日の休暇」が実現したものと理解されている<sup>26</sup>。これらの日付も、月の初めにやや集中する傾向はあるものの、日ごとに大差はない。木簡と請假解にみる休暇の実態は、特定の日付での減少が認められないという点において、近しい関係にある。とともに、写経生のように、実際には連日勤務していた下級の官人たちは、常勤の官人と同様の月5日の休暇を求めていたことは確認しておきたい。

検討を一步進める。逆に、日付のある木簡に六仮の痕跡を求めるることはできないのだろうか。議論を中央官司とその四等官などの署名がみえる木簡に限り検討したい。

2384点検出した日付のある木簡は、内容で分別すると、様々な文書、進上状、米などの支給受取伝票、記録、荷札付札、習書、呪符、題鑑など木製品、不明からなる。このうち、地方で作成された木簡（貢進物付札（荷札）を含む）をのぞき、さらに都城木簡でも、複数日の記載がある記録帳簿の類、文書のなかでも日常性の高いもの、たとえば米などの支給受取伝票や宿直にかかるもの、さらに呪符など官文書としての性格の認めにくいものをすべて排除し、中央官司とその四等官などの官職名や人名が日下にみえ、官文書木簡の断片と推測されるものののみ116点を抽出した。ここから、京職・造東大寺司関係など外官が発行した文書木簡39件をのぞき、さらに六仮の対象とはならない「中務、宮内、供奉諸司、及五衛府」にかかる木簡33件をのぞくと、44件の木簡が該当した<sup>27</sup>。これらの木簡を、先と同じく日付に注目して整理した（表3）。結果、6日、18日の日付はみえず、12日、24日、晦日もあわせて5例と少ないことから、官文書木簡は六仮に減少すると判断できる。

迂遠な検討に終始したが、木簡の日付に注目した結果、中央官司とその四等官などの署名がみえる官文書木簡に限定するならば、たしかに山田氏の分析は追認することができる。それに対して、大多数の木簡は顯著な傾向をみるとすることはできず、木簡を作成した官人は、いわゆる下級官人や番上官で、彼らの多くは特定の日を休日とした訳ではなかったと考えざるを得ないであろう。

## V 六仮の木簡詳考

蛇足ながら、例外的に見いだされた六仮の日にかかる5例の木簡について、その内容を確認しておく。

「二月廿四日正四位下行右大弁兼内」（『平城木簡概報』39-7頁（2））は、土坑SK19189から出土した断片である。中欠ながら「具録如件謹以申聞謹」（『平城木簡概報』39-7頁上（1））と記す断片と同一木簡とみられ、太政官奏の一部とみられる。SK19189の出土木簡

は、衛府にかかる木簡が多く、右大弁は藤原雄田麻呂（百川）とみられる。百川は、宝亀2年（771）3月に大宰帥に任官した際、「右大弁内豊大輔右兵衛督越前守並如レ故」とみえ<sup>30</sup>、この木簡の下端は「内豊大輔」と続くのであろう。百川は、右大弁の職責によるものではなく、天皇側近の軍事力の性格が強い内豊省の大輔か<sup>31</sup>、あるいは右兵衛督として太政官奏に署名したのであろう。

**木簡 6**　・栗田申民部省…寮ニ處衛士

・検校定　十月廿九日

(117+118)×17×4 019

木簡6（「藤原宮木簡三」1079号）は、藤原宮東面外漆SD170（藤原宮第29次）から出土した。「民部省」とみえることから大宝令制下と判断されるが、いわゆる前白木簡の形式をとり8世紀でもごく初期に属するものと推測される。大宝元年から3年までの10月はすべて小月であり、この木簡の日付は晦日にあたる可能性がある。詳細は不明ながら、衛士にかかる案件を報告したものとみられる。以上にみえる2例は、いずれも衛府にかかる内容を含み、六仮の対象に含まれない官司の木簡と理解すべきである。

「養老六年十月十二日從七位下行大」（『平城木簡概報』33-11頁上(5))、「二年八月十二日主典正八位上敷十二等民忌寸」（『同』23-17頁上(159)）の2例はいずれも断片で、日付と日下署名が認められるのみである。木簡の内容はつまびらかにしえない<sup>32</sup>。

**木簡 7**　・雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足

右人請因後舞

・故移　　十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂

少允船連豐

220×37×3 011

残る最後の1点は、長屋王家木簡のよく知られた文書木簡である。長屋王邸SD4750から出土した木簡7（「平城京木簡一」156号）は、長屋王邸を確定した木簡として注目を集めてきたが、その内容にはほとんど言及されてこなかったように思う。少し検討したい。

倭舞は、祭祀への奉仕者は神事から解放する舞で天皇あるいは神々への感謝・忠誠・服从の意味が込められた儀礼的な身体表現とされ、斯波辰氏による専論が重要な問題を提起している<sup>33</sup>。斯波氏は、『令集解』にみえる尾張淨足説（職員令17雅楽寮条古記）から、神護景雲年間の「和舞」以前に山入ないし和氏とかかわらない「倭舞」が存在したことを見出し、大仏開眼会が開催された天平勝宝年間に雅楽寮による教習がおこなわれた可能性を指摘した。木簡7を理解するうえで重要な指摘は、「倭舞の芸態は非常に簡略でかつ短かった」という指摘で、鎮魂祭の舞人がわずか5日前に簡定されて教習したという<sup>34</sup>。さらに重要な指摘は、『内裏式』にみえる拌舞に付された注によると、「或命ニ小斎大夫等三両人、令レ奏ニ倭舞ニ」（十一月新嘗会式条）とみえ、叙位・任官に謝意をあらわすときの儀礼である拌舞は、倭舞と互換性があった、という点である。ちなみに、「立ったまま袖を左右左とひるがえすのみ」という所作は、近代の神祇祭祀・式年遷宮の杵築祭で奉仕され

る倭舞とも共通し、古くからの懸念と思われるという<sup>35</sup>。

叙上の指摘によるならば、木簡7にみえる倭舞は、後の拌舞と類似するもので、長屋王家に所属する平群朝臣廣足を、倭舞（拌舞）の師かあるいは舞人として召したものとみられる<sup>36</sup>。さしつけ、木簡の日付の翌25日から29日までの5日間が教習にあてられたと想像でき、毎日にかかることなく年内にて終了したとの推測される<sup>37</sup>。そうであるならば、翌年正月年頭行事にかかるものであったことは想像にかたくないであろう。長屋王家木簡の年代は、和銅3年（710）から靈亀3年（717）までとみられている。むろん史料の残存状況には配慮せねばならないが、『続日本紀』による限り、この間の正月年頭儀式で注目すべきものは、和銅8年ではないかと思う<sup>38</sup>。この年の朝賀では、皇太子首皇子がはじめて礼服を着て朝儀に臨み、蝦夷、南嶋の諸島が方物をたてまつたといい、16日節会は、主典以上と前年12月に来朝した新羅使も参列して中門でおこなわれ、諸方の樂を奏したという<sup>39</sup>。倭舞（拌舞）は、この年の元日朝賀ないし16日節会にて催された可能性を指摘しておきたい。なお、長屋王自身の動向に着目するならば、靈亀2年正月の叙正三位も候補となるだろう<sup>40</sup>。さりながら、叙位における拌舞は弘仁年間に降るとみられており<sup>41</sup>、加えて、その場合に寮からの請求で舞人を派遣するのも不審である。してみれば、木簡9は、特別な事情を背景にもつものであったことが推測される。あるいは、期限の定まった案件であることから、給假の例外にあたる「事有二促限」（公式令61詔勅条）にあたるとみなされたのかもしれない。そうであるならば、これまた、六仮日にはあたるもの、特別な事性にかかり発行された1例と解釈することも可能ではないかと思う。

## VII 結　び

この小稿は、日付のある木簡を手がかりとして、古代官人の休日について検討を加えようとする試みであった。遺憾ながら、休日を復元することはもちろん、古代社会の休日についての考え方についても、充分な解答を見いだせず、指摘できることはわずかである。

中央官司とその四等官クラスが発行した官文書木簡に限れば、ほかの史料と同じく六仮に減少する傾向を認めることができた。他方、下級官人や外官にも休暇の痕跡は認められるものの、彼らが作成した大多数の木簡から、日付ごとの特徴や定期的な休暇の存在を見いだすのは困難で、彼らはやはり六仮とは無縁の階層に属していたと理解せざるをえない。

官人の休日は、その背景にある官人支配の論理とかかわり、官人制の理念と実態を考えるまたとない手がかりとなることは間違いない。日本令が休暇の対象を京官に限った点は日本仮寧令の一特質とみられており、山田氏はこれを京官の優遇策と解し、丸山氏は令の継承段階における官僚制ないし政務運営が徹底している範囲として理解した<sup>42</sup>。さりなが

ら、写経生の請暇不参解のみならず、木簡にも下級官人や外官の仮が認められる事実はいかに理解すべきであろうか。それが、大宝令当初の段階から存在したものなのか、奈良時代後半ないし平安時代に降り新たに獲得したものなのか、さらなる検討が必要であろう。

以下、思いつくままに課題を記す。地方木簡に、10日、20日の日付をもつ木簡が多いという事実は、これまであまり注目されなかったと思う。10日ごとの休暇（旬假）を背景にしている可能性や、10日ごとに整理される帳簿を推測するなど、いくつかの可能性は浮かぶものの、国務や郡務にそくした説明を用意できない。荷札木簡に限った場合も、やはり10日、20日の日付をもつ木簡が多いという現象があるようで、あわせて検討する必要がある。『日本書紀』によると、持統天皇3年（689）4月、「諸司仕丁、一月放<sub>二</sub>仮四日」－として、詔により諸司仕丁の仮が認められた<sup>43</sup>。この年6月に淨御原令が班賜されることからすれば、それに先んじた單行法令の施行とみるのが穏やかであろうが、仕丁の休暇は令規に継承された形跡はない。下級官人一般に敷衍してよいものか、あるいは、令前仕丁の奉仕形態、さらには天武天皇の時代のごく初期の官人制とかかわるものなのか<sup>44</sup>、難解である。いずれにせよ、論じ残した問題はあまりに多いが、もはや予定の紙幅を超えた。小稿は、かかる諸問題の出発点に過ぎないと自覚し、後考を期すほかあるまい。

## 註

- 1 それ故に、「年代が記されない木簡」についても、その年代を絞り込もうとする試みもおこなわれている（拙稿「2020『參河三嶋賛荷札の年代』」「奈文研論叢」1 奈良文化財研究所）。
- 2 時代や対象はまったく異なるが、近藤成一 1999「鎌倉幕府裁許状の日付」「鎌倉遺文研究」4に同様の問題提起がある。
- 3 山田英雄 1987「律令官人の休日」「日本古代史叢」岩波書店（初出1978年）。以下、山田氏の見解はこれによる。なお、山田 1987「写経所文書の日附について」「日本古代史叢」前掲（初出1957年）、同 1999「宴と日付」「万葉集覚書」岩波書店も参照。
- 4 以下令規の引用、条文番号は日本思想大系「律令」により、句読点・返点は私に付した。
- 5 ただし、同条古記・古記一云、跡記は國司主典以上は解官しないといい、外官の規定とはみない。
- 6 服喪にかかる条文（喪葬令17服紀条）も広義には仮にかかるであろう。福田奈津子 2015「喪葬令と禮の受容」「日本古代の喪葬儀礼と律令制」吉川弘文館（初出2002年）、同 2015「日本古代の服喪と喪葬令」前掲書所収（初出2013年）、小林理恵 2014「請暇不参解にみる奈良時代の服喪」「続日本紀研究」41などを参考した。
- 7 五位以上上日にかかる「請暇簡」がみえ（式部省式下15上日条）。ほかにも、臨時祭式53無服喪条、玄蕃寮式46講読師条、式部省式上166諸司諸国条、雜式26就使請假条などに散見する。『延喜式』の条文番号は集英社版『延喜式』下による。
- 8 丸山裕美子 1998「假寒令と節日一律令官人の休暇」「日本古代の医療制度」名著刊行会（初出1992年）。
- 9 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証 2006「天一閣藏明鈔本天

- 聖令校証 附唐令復原研究』上下 中華書局。
- 10 丸山裕美子 2002「唐宋節假制度の変遷—令と式と格・勅についての観書」池田温編『日中律令制の諸相』 東方書店、同 2008「律令国家と仮寧制度—令と礼の繼受をめぐって」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』 史学会シンポジウム叢書 山川出版社。
  - 11 大日方克巳 1987「造石山寺所と儀礼・祭祀・年中行事」『日本歴史』467。補訂して、同 1993「年中行事の重層構造」「古代国家と年中行事」 吉川弘文館。
  - 12 栄原永速男 1987「平城京住民の生活誌」岸俊男編『都城の生態』日本の古代9 中央公論社。以下、栄原氏の見解はこれによる。
  - 13 成清弘和 2000「律令の休暇制度について」『続日本紀研究』327。同 2001「冠婚葬祭と家族・親族」「日本古代の家族・親族一中国との比較を中心として」 岩田書院も参照。
  - 14 丸山裕美子 2008「律令国家と仮寧制度—令と礼の繼受をめぐって」(前掲)。
  - 15 山田氏が木簡を検討対象としなかった点は、1978年初めの研究状況からしてやむを得ない判断であった。現在の知見をふまえて整理すると、1977年末までに全国で出土していた木簡は、5万4000点程度であった。このうち、中世のこけら経をはじめとした仏教民俗資料が優勢で(奈良県元興寺極楽坊境内(約1万点)、平城京跡左京三条二坊十五坪(第86次調査、約9500点)、愛知県大山寺(3591点)、広島県草戸千軒町遺跡(第9次調査、2691点)など)。古代の木簡は全体の半分以下に過ぎなかった。當時過半を占めた古代木簡は、1966年に出土した式部省の考課木簡を主体とする1万3000点近い一大資料群であったが(第32次補足調査)、整理作業の途中で、正報告は後に奈良文化財研究所『平城宮木簡四』『同五』『同六』(1986・1996・2004年)として刊行された。爾来40年余の歳月をへて、2021年末段階の全国の木簡出土点数は47万点におよぼうとしており、うち古代木簡は31万8000点以上とみられることから、「大量観察」に充分耐える資料と評価されるであろう。
  - 16 本簡の枳文表記は、「藤原宮木簡」シリーズに準拠し、時代を示す型式番号第1桁の6は省略する。
  - 17 ほかに、「假四月六日」(宮城県熊野の作跡出土木簡6号)と記した木簡、「□ 体□□□〔申本カ〕食 □□□」(下野国府跡Ⅵ) 3732号)と記した削崩などがある。
  - 18 松川博一・酒井芳司 2002「第VI章出土遺物(4)文字資料 1)木簡」「大宰府政府跡」九州歴史資料館・倉住靖彦 1976「大宰府史跡出土木簡概報(一)」九州歴史資料館 9号。
  - 19 「頬聚三代格」巻6 公私事所収、弘仁13年(822)閏9月20日太政官符。
  - 20 鈴山晴生 1989「続日本紀と古代の史書」「続日本紀一」新日本古典文学大系12 岩波書店。
  - 21 下級官人研究は、「史料的な制約によって必ずしも充分な成果があがっているとはいえない」という野村忠夫氏の指摘は、現在にもなお通じているように思う(野村忠夫 1967「戦後の律令官人制研究」「律令官人制の研究」 吉川弘文館(初出1964年))。
  - 22 データベース木簡庫の登録データは、当初、2019年9月12日に検索したもの用いて小稿のもととなる作業を開始したが、登録データに不備があることに気づいたため、成稿後の2022年5月20日(登録件数16万7836件)に、あらためて検索したデータを用いて照合し、精確を期すよう努めた。なお成稿後、細井浩志編 2018「古代木簡における暦日記録目録(稿)」(私家版)の存在を知った。年月など暦日のある木簡の一覧表が提示されているが、活用できなかつたことをお詫びする。
  - 23 古代木簡における削崩の状況は、拙稿 2017「古代木簡のなかの七世紀木簡」犬飼隆編「古代の文字文化」古代文学と隣接諸学4 竹林舎で概観した。

- 24 『藤原宮木簡三』**1120**号、静岡県城山遺跡27号、新潟県發久遺跡（木研11-94頁(1)）、新潟県延命寺遺跡7号（木研30-134頁(6)）。なお、長屋王邸（『平城木簡概報』25-6頁上(26)）および宮城県熊の作遺跡6号には、一部曆注に類する記載が認められるが、日付記載の部分を採用している。
- 25 長岡京太政官厨家跡から出土したいわゆる綱丁木簡について、渡辺晃宏は、検収場所から米の消費場所へ運ぶ際の荷札ないし送り状の機能をもつ木簡と理解する（渡辺晃宏 1987「長岡京太政官厨家木簡考」『古代文化』49-11）。そうであるならば、これらの木簡は、諸国から貢納された木簡そのものではなく、太政官厨家に送付する際に京で付け直されたもので、都城で作成されたと考えねばならない。
- 26 請暇不参解は、桑原祐子編 2005『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編（一）』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集4、同 2007『同（二）』同報告集9による。表2は、ここに採録された238通のうち、文書に日付を欠くなどの理由により休暇日が特定できないものをのぞき、推定される休暇日を日付ごとに集計したものである。たとえば、「鉄畢」として7月1日に5日間の休暇を請求し認められた場合、1日から5日までの5日間それぞれについて1件と集計した。
- 27 写經司解案（正倉院文書続々修46帙 8巻第11紙、「大日本古文書」24-116~117頁）。
- 28 山田氏は、この写經司解は案文であり実現されなかつたと指摘するが、近年はその成果を肯定する理解がある。桑原祐子 2020「正倉院文書の休暇願にみる実務官人の言語生活—待遇改善要求草稿と請暇解」『京都語文』28など。
- 29 出典は次の通りである。1日：『藤原宮木簡三』**1103**号、『平城木簡概報』19-17頁下(118)、2日：『平城木簡概報』15-32頁上(221)、『平城木簡概報』11-10頁下(66)、3日：『藤原宮木簡一』**2**号、5日：『藤原宮木簡三』**1292**号、7日：『藤原宮木簡概報』9-7頁下(7)、8日：『平城木簡概報』30-43頁上(7同) 22-9頁上(27)、『平城木簡概報』31-12頁下(98)、9日：『平城宮木簡六』**8497**号、『平城木簡概報』19-16頁上(98)、10日：『平城宮木簡七』**11873**号、『平城木簡概報』2-18頁上(134)、『平城木簡概報』4-18頁上(132)、長岡京跡木研15-40頁-5(1)、12日：『平城木簡概報』23-17頁上(159)、『平城木簡概報』33-11頁上(5)、13日：長岡京跡木研25-60頁(1)、14日：『平城宮木簡一』**55**号、『平城木簡概報』15-22頁上(120)、16日：『平城宮木簡六』**9881**号、『平城宮木簡七』**11881**号、『平城木簡概報』24-7頁下(28)、『平城木簡概報』38-20頁下(99)、17日：『平城木簡概報』14-7頁上(1)、長岡京1-216、19日：『平城宮木簡七』**12583**号、『長岡京木簡一』5号、20日：『平城木簡概報』11-12頁上(86)、『平城木簡概報』14-9頁上(28)、21日：西隆寺12号、長岡宮跡木研20-58頁1(3)、22日：長屋王邸『平城京木簡一』**163**号、23日：長岡宮跡木研21-35頁1(3)、24日：長屋王邸『平城京木簡一』**156**号、『平城木簡概報』39-7頁上(2)、25日：二条大路(北)『平城京木簡三』**4506**号、26日：『平城木簡概報』32-10頁下(21)、27日：『平城木簡概報』24-7頁下(27)、『長岡左京一』28号、28日：『平城宮木簡三』**3178**号、『平城宮木簡六』**8498**号、『平城木簡概報』22-8頁下(20)、29日：『藤原宮木簡三』**1079**号。
- 30 『統日本紀』宝亀2年(771)3月庚午条。
- 31 山本信吉 2003「内豊者の研究」『振闇政治史論考』 吉川弘文館（初出1969年）。
- 32 後者が出土した東二坊坊間路西側溝SD4699からは、天平初年の木簡が出土しており、「二年」は天平2年(730)と推定される。その場合、この「民忌寸」は、天平17年に「正七位下歟十二等」とみえる民伊美吉古麻呂と同一人物の可能性がある（同年10月21日右兵庫移、正倉院文

- 書続修第15巻第3紙裏裏・「大日本古文書」2-477頁)。古麻呂は、このとき右兵庫大允とみえ、帝熱位者の官職は軍事警察関係が多いという指摘によるならば(秋山侃 1961「奈良時代における「熱位」の実態について」『続日本紀研究』85)、あるいはこれまた衛府にかかる事例かもしれない。
- 33 斯波辰夫 1989 「倭舞」について 直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下 塙書房。
- 34 『延喜式』中務省式33鎮魂祭条。
- 35 川出清彦 1978 『祭祀概説』 雄山閣出版 p.404。
- 36 雅楽寮移木簡(木簡7)は、井口樹生 1996「倭舞の展開—その意義及び音楽を巡って」「慶應義塾大学言語文化研究所紀要』28に言及があるものの、その理解にはどうにも馴染めない。
- 37 和銅3年(710)から靈亀3年(717)までの12月は、和銅3年・靈亀元年が小月で、そのほかは大月である。
- 38 『続日本紀』靈亀元年(715)正月甲申朔条。この問題は、平城宮第一次大極殿院の造営の問題として論じたことがある(拙稿「史料からみた第一次大極殿院」「平城宮発掘調査報告題—第一次大極殿院地域の調査2」奈良文化財研究所学報84 奈良文化財研究所)。
- 39 『続日本紀』和銅7年(714)12月乙未条、『同』靈亀元年正月己亥条。
- 40 『続日本紀』靈亀2年(716)正月壬午条。
- 41 西本昌弘 1997「古礼からみた『内裏儀式』の成立」『日本古代儀礼成立史の研究』 塙書房(初出1987年)、同 2012「九条家本『神今食次第』所引の『内裏式』逸文について」「日本古代の年中行事書と新史料」吉川弘文館(初出2009年)。靈亀年間の叙位における拌舞の可能性は低い。
- 42 丸山裕美子 1998「假寧令と節日一律令官人の休暇」(前掲)。
- 43 『日本書紀』持統天皇3年(689)4月己酉条。野村忠夫 1970「天武持統朝の官人法—考選法の整備過程を中心に」『律令官人制の研究増訂版』 吉川弘文館(初出1965年)。
- 44 『日本書紀』天武天皇7年(678)10月己酉条。

# 古代尾張の窯業生産と天皇家産機構

尾野善裕

## I はじめに

古墳時代に始まる須恵器生産、飛鳥時代に始まる低火度鉛釉陶器の生産、江戸時代初期に始まる磁器生産など、1,000年以上に及ぶ日本の陶磁器生産の歴史の中で、画期的な技術革新は多くの場合、朝鮮半島など海外からの技術伝播として実現された。そうした中にあって、平安時代初期（9世紀）に尾張の猿投窯で始まる人工施釉による高火度灰釉陶器生産は、意匠（器形）面で中国陶磁の影響を強く受けはいたものの、既に日本国内に存在していた技術の交流の中で達成されたものとして、他とは性格を異にする特筆すべき技術革新であった。

すなわち、畿内から尾張へ低火度焼成による鉛釉（緑釉）陶器生産の技術が伝播したこと为契机として、人為的に釉薬を塗布するという行為が須恵器生産を通して獲得された自然釉に関する経験的知識と結合し、人工施釉による高火度焼成の灰釉陶器生産に至ったのである。その達成過程については、既に別の機会にやや詳しく論じたことがある（尾野1998）、基本的な認識については現在も修正・変更の必要はないと考えている。しかしながら、灰釉陶器の生産開始にあたり、いわば触媒の働きをした経釉陶器生産技術の尾張への技術移転がなぜ行われたのか、とりわけ技術の扶植先として尾張が選択された理由については、必ずしもこれまでの研究で詳らかにされていないよう思う。

かかる問題意識の下、小稿では当該期の尾張における窯業生産体制についていざさか考察を加え、所期の課題解決に向けての糸口を探ることとした。

## II 古代の尾張における緑釉陶器生産と天皇家産機構

かつて筆者は、猿投窯鳴海地区に属する棧敷1号窯から「淳和院」と焼成前に刻書された匣鉢（サヤ：図1）が出土しており、同窯が9世紀半ばの操業と考えられることを踏まえ、皇親の家政機関である淳和院が尾張における緑釉陶器生産、とりわけ二次焼成に対して（工房の直接経営の可能性を含めて）

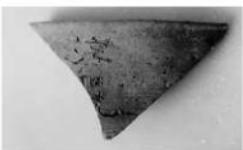


図1 棚敷1号窯出土匣鉢写真

深く関与していたと考えられることを指摘した。また、嵯峨太上天皇の居所であった冷然院の遺構（北面塗地内溝）から初期の尾張産綠釉陶器（図2）が大量出土していることに着目し、そもそも尾張における綠釉陶器生産と深く関わっていたのは淳和院よりも、むしろ嵯峨太上天皇の家政機関である冷然院や嵯峨院だったのではないか、と推定した。そして、嵯峨太上天皇の皇后にして淳和天皇の皇后でもあった正子内親王が後に嵯峨院を伝領していることを踏まえ、家政機関としての嵯峨院が有していた尾張綠釉陶器生産への関与・権能を、正子内親王（および恒貞親王）の家政機関であった淳和院が継承したのではないか、と考えた（尾野2013）。

現在に至るも、この推測に大きな変更の必要性を感じてはいないが<sup>1</sup>、嵯峨天皇の在位中に遡る京内離宮と筆者が想定した平安京右京三条三坊五町<sup>2</sup>の溝SD19からも、冷然院跡出土品に比肩する質・量の尾張産綠釉陶器（図3）が出土していることには、注意が必要

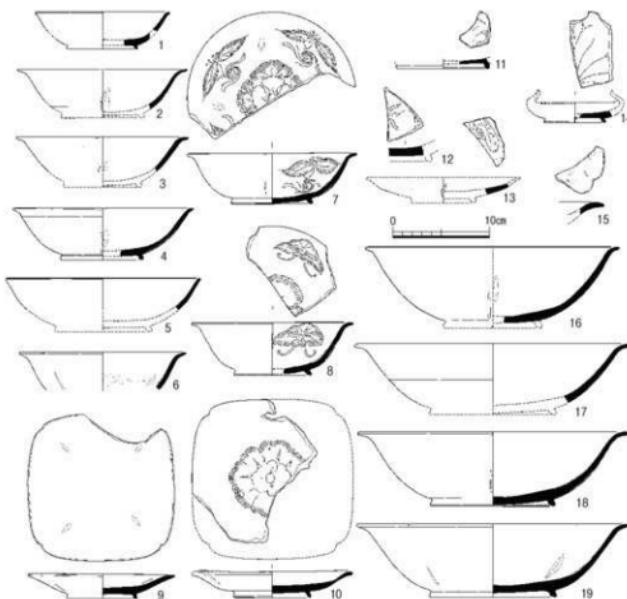


図2 平安京左京二条二坊冷然院北面塗地内溝出土尾張産綠釉陶器実測図 1:5

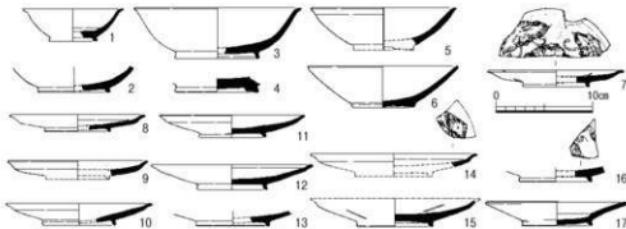


図3 平安京右京三条三坊五町SD19出土尾張窯綠釉陶器実測図 1:5

である。なぜなら、この事実は譲位後の天皇（太上天皇）や皇親の家政機関ばかりでなく、在位中の天皇の家政機構（古尾谷2006）として御用物品調達を担当していた官司もまた、尾張における緑釉陶器生産に深く関与していたことを強く示唆するものだからである。

実際、尾張の猿投窯に属する折戸41号窯からは、二度焼きを基本とする緑釉陶器の素地（一次焼成品）と共に、焼成前に「官」と刻書された匣鉢（図4）が複数片出土している。匣鉢が、緑釉陶器素地生産に際して、火盆に煽られた灰の付着を防ぐために使用された保護具（窯道具）であることを考えるならば（尾野1998・2003）、その中に納めて焼かれていた器物（緑釉陶器素地）は、天皇の御用品とすることが予定されていたものとみて間違いかろう。

ただし、出土品が筆者編年案の猿投窯系Vc期からVIa期の過渡的様相を示す折戸41号窯の推定操業年代は830年前後であり（尾野2022）、「官」刻書匣鉢の中に納められていた緑釉陶器の素地は、「延喜民部省式」で尾張国からの貢納が規定されている年料雜器（の半製品）として焼かれていたもの、と考えることも可能である<sup>3</sup>。したがって、折戸41号窯出土の匣鉢と緑釉陶器素地のみをもって、天皇家産機構としての御用品調達官司が尾張における緑釉陶器生産に直接関与した決定的証拠、と評価することは適切ではないかもしれない。

もっとも、緑釉陶器生産ではないものの須恵器生産に対してであれば、天皇家産機構としての官司が尾張の猿投窯に対して直接的に発注していたことを示す微証がある。折戸10号窯出土の「惊人」と焼成前に刻書された須恵器盤（図5）がそれで、「惊人」とは大同5年（810）に頭として藤原冬嗣と巨勢野足を任じたという藏人ないし藏人所を指してい

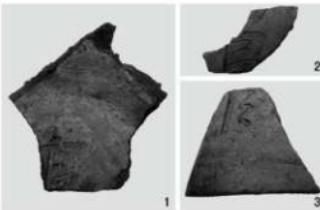


図4 折戸41号窯出土「官」刻書匣鉢写真

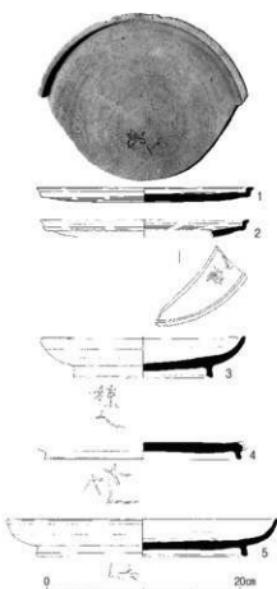


図5 折戸10号窯出土「惊入」刻書須恵器  
盤実測図 1:5

している可能性は決して低くないと考えるが<sup>4</sup>、注目すべきは折戸10号窯から窯道具の匣鉢と目される陶片（図6-1）が出土していることだ。これは、從前瓶として紹介されてきたものだが（城ヶ谷2015、大西ほか2020）、それ自体を製品として出荷する予定のものであったにしては、通常ほどナデ消される成形時の粘土紐輪積み痕跡が明瞭に確認できることが異質で、むしろ他の窯跡から出土する匣鉢と高い形質的共通性を示している。

これまで、この折戸10号窯出土の匣鉢が瓶として評価されてきた背景には、同窯の稼働年代が8世紀後半と想定されており、尾張（猿投窯）においては9世紀に始まる綠釉陶器生産に関わる遺物ではありえないという先入観があったのではないか、と思われる。しかし、折戸10号窯からは窯道具として匣鉢のみならず、三叉トチン（図6-2～4）が出土していることを見逃してはならないだろう。なぜなら、既に別の機会に詳しく述じたように、三叉トチンは綠釉陶器を含む鉛釉陶器生産技術と共に畿内から尾張の窯業生産に導入され

るのでないか、と考えられるからだ（尾野2022）。

あるいは、この理解に対しては、令外官としての藏人あるいは藏人所の表記として、「惊入」が一般的ではないことを問題視する向きがあるかもしれない。しかし、折戸10号窯から出土している「惊入」刻書須恵器盤の中に、一般の集落遺跡や他の同時代の窯跡からは出土することのない口径30cm近い大型品が含まれていることは、それらが天皇の御用品などの特別な詫え物であったことを窺わせる。

さらに、伴出の須恵器から筆者編年案のVc期に位置づけうる折戸10号窯の操業年代が、800～830年頃と推定できることもまた（尾野2022）、「惊入」を藏入ないし藏人所と解釈することと整合的だ。なぜなら、既に指摘があるように、令制下では内藏寮の役割であった「隨時の勅を受けて物品を調進する」機能を、9世紀以降「天皇のより近くで果たしたのが」藏人所であったと考えられているからである（佐藤2018）。

したがって、情況証拠の積み重ねに過ぎないとはいえ、「惊入」が藏入ないし藏人所を意味

た窯道具に他ならず（尾野1998）、『日本後紀』弘仁六年正月丁丑条などから総合的に判断して、尾張における綠釉陶器生産の開始が同年を大きく超えるとは考え難いからである（巽1983、平尾1994、高橋1994、尾野2002）<sup>5</sup>。

つまり、匣鉢や三叉トチンが何らかの事情で紛れ込んだものでない限り、折戸10号窯の稼働年代の一端は弘仁年間（810～824）以降に及んでいると考えるべきだが、問題は同窯出土品を含め名古屋大学による昭和30年代の猿投窯発掘調査出土資料には、別の窯からの出土遺物が混入しているおそれがあることだ。かつて大学院生として考古学研究室に在籍していた故八賀晋によると、名古屋城二の丸にあった名古屋大学が現在の東山校地に移転した際、猿投窯出土品の輸送に従事していた作業員が収納箱（木箱）を転倒させており、注記がなされていなかった遺物が正しく元の箱に戻されていない可能性が低くないという<sup>6</sup>。

この八賀の目撃証言は、現在NN-32号窯出土品とされているものの収納箱に、「正本」と焼成前に刻書された甕の口縁部片<sup>7</sup>をはじめとして、高藏寺2号窯出土品と目される須恵器片が含まれていることからも、無視しえない重みをもっている。したがって、折戸10号窯出土品とされる匣鉢や三叉トチンについても、同様に輸送時の手違い等による混入の可能性を完全には否定できず、これらの存在のみをもって同窯の稼働年代が弘仁年間に及んでいたと断定することには、いささか躊躇せざるを得ない面がある。

しかし、折戸10号窯出土須恵器の全体様相が黒篠7号窯やNN265号窯出土品と高い共通性を示しており（図8）、須恵器編年上ほぼ同時期のものと考えられることは、この窯の操業年代がやはり弘仁年間を含む9世紀序盤であったことを強く示唆している。なぜなら、NN265号窯からは綠釉陶器碗の素地（図7-2）と匣鉢（図7-1）、黒篠7号窯からも綠釉陶器碗の素地（図7-3）が出土しており、この2窯の操業年代（の一端）は尾張での綠釉陶器生産開始期（弘仁年間）より後にまで及

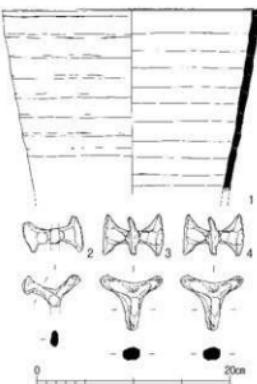


図6 折戸10号窯出土匣鉢・三叉トチン  
実測図 1:5

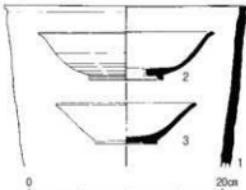


図7 NN265号窯（1～4）・黒篠7号窯（5）出土綠釉陶器素地・匣鉢実測図 1:5

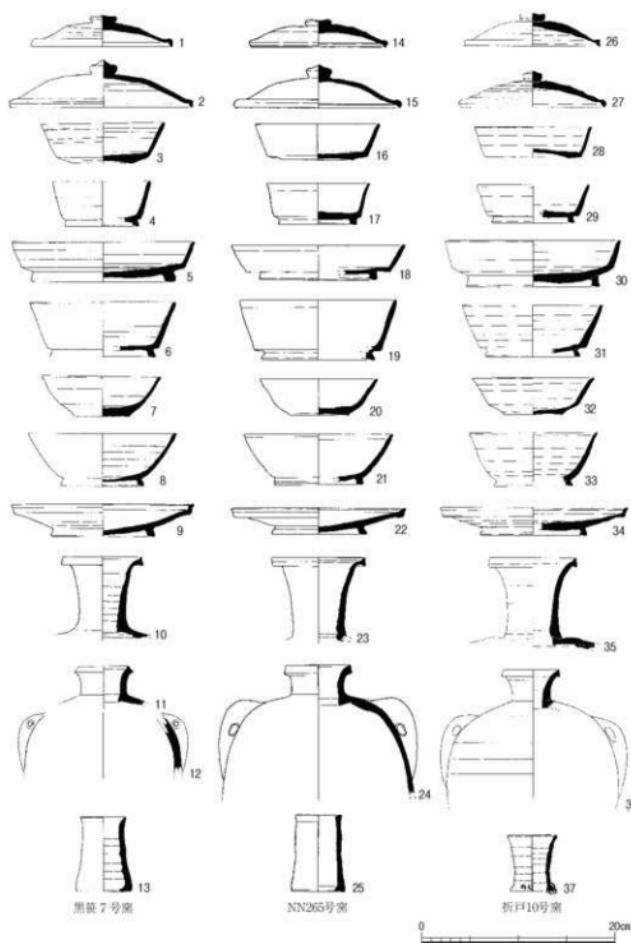


図8 折戸10号窯・NN265号窯・黒釜7号窯出土品比較図 1:5

んでいたと考えるべきだからである。

また、平安宮内裏外郭SX4・SX9、同中和院土坑8・土坑22・土器溜穴、同左兵衛府・侍従所SD59・SK46、平安京右京三条三坊五町SD19、同左京二条二坊冷然院北面塗地内溝、平城宮SE311Bから折戸10号窯・黒篠7号窯・NN265出土品と高い共通性を示す尾張産須恵器が出土していることも（図10）、折戸10号窯を含むこれら3窯の稼働年代を平安時代初期の9世紀（を3区分した）序盤と考えることを支持する。なぜなら、共伴する土師器の様相から上記平安宮内裏外郭（SX4・SX9）、中和院（土坑8・土坑22・土器溜穴）、左兵衛府・侍従所（SD59・SK46）出土品には平安遷都（794年）から810年頃まで、平安京右京三条三坊五町SD19出土品には概ね弘仁年間（810～824）後半から天長年間（824～834）初期、同左京二条二坊冷然院北面塗地内溝出土品には天長年間という年代観を付与することが可能で（尾野2013、平尾2016）、平城宮SE311Bは平城太上天皇期（809～825）の井戸であることが確実視できるからだ（田中1962）。

もっとも、これら3窯が8世紀後半の操業と考えられてきた背景には、いずれの窯からもミニチュア製品と呼ばれるごく小型の器物（蓋・長頸瓶・横瓶など）が少なからず出土しており、それらが長岡京域からの出土品と高い共通性を示すという事情があった（図9）。しかし、尾張（猿投窯）産の須恵器ミニチュア製品は長岡宮・京城から出土するばかりでなく、先に挙げた平安宮内裏外郭SX9・平安京右京三条三坊五町SD19をはじめとして平安宮・京城や平城宮の平城太上天皇期の遺構（SE311B）からも出土しており（図10-6・7・11）、その存在のみをもって長岡京期（784～794）に限定できないことは明らかだ。また、平安遷都後も貴族の別業などとして土地利用があったことを考へるならば、それが長岡京域からの出土品であっても、出土状況や伴出遺物の検討を経ることなく直ちに長岡京期（784～794）のものと断定はできないのである。つまり、須恵器ミニチュア製品の生産は、これら3窯の稼働年代が弘仁年間をふくむ9世紀序盤であると考えるとことと何ら抵触するものではない、と結論付けることができる。

したがって、折戸10号窯出土の「惊人」刻書須恵器盤は、やはり縄軸陶器生産開始期（弘仁年間頃）の尾張の窯業生産者に対する天皇家産機構の直接的発注を示すものとの評価が可能と思われるが、尾張の窯業生産と天皇家産機構の結びつきについては、更に年代が遡ることを示唆する資料がある。



図9 長岡宮・京出土尾張産須恵器ミニチュア製品と猿投窯出土品の比較図 1:5

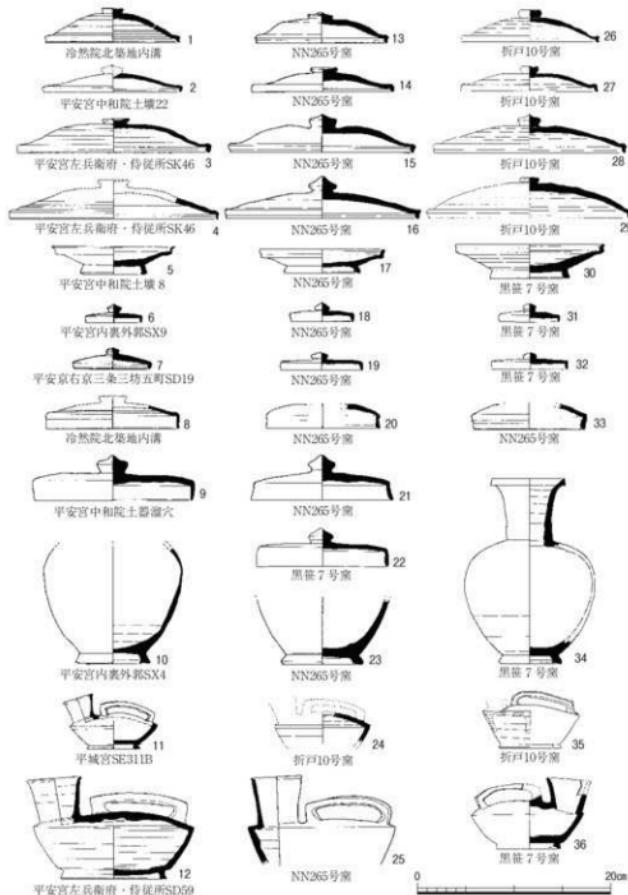


図10 平安宮・京および平城宮出土尾張彌須器と猿投窯出土品の比較図 1 : 5

### III 緑釉陶器生産開始前の尾張における須恵器生産と天皇家産機構

平城宮SD3715は、壬生門の北西に位置する兵部省の西側に沿って、南北方向に開削された宮域の基幹排水路で、埋土から宝亀9年（778）の紀年木簡と共に長岡遷都に際して投棄されたと目される土器が大量に出土しており、その中に少なからざる量の尾張産須恵器（図12）を含んでいる（神野2005）。平城宮・京城からの尾張産須恵器の出土量は、宮都として年代的に先行する飛鳥・藤原宮城と較べると概して少なく乏しいのだが、そうした中にあってSD3715出土品の中に占める尾張産須恵器の比率は約3割と目立って高く、平城宮・京城出土土器群の中では際立った特徴を有している。

しかも、このSD3715から出土した尾張産須恵器の中に8点の墨書き器が含まれていて、過半数を占める5点（図11）の記載内容について勅旨省との関わりが指摘されていることは（渡辺2005）、とりわけ注目に値しよう。なぜなら、「内木工所」「内大炊」という記載内容からは、その管轄下の現業官司の存在が想定されていて、これらの墨書き器自体を天皇の食膳に供したものとは見なしにくいものの、勅旨省自体は宮中の用度調達を職掌（一部）とした天皇家産機構であり、その機能は勅旨所を経て藏人所へ継承されていったと考えられているからだ（角田1985）。

つまり、SD3715出土の尾張産須恵器の墨書き内容からは、既に長岡遷都（784年）に先立つ奈良時代のうちに、尾張の窯業生産と天皇家産機構の間に密接な関わりがあったことが推測でき、そうした観点から改めて長岡宮・京城や平安宮・京城からの尾張産須恵器の出土事例を捜してみると、興味深い事実に気付く。内容物の容器として運搬された可能性のある壺・瓶・甕類を除外し、供膳具のみに限ってみると、長岡宮・京城においても平安宮・京城においても、尾張産須恵器の出土事例が宮城（および周辺）に偏る

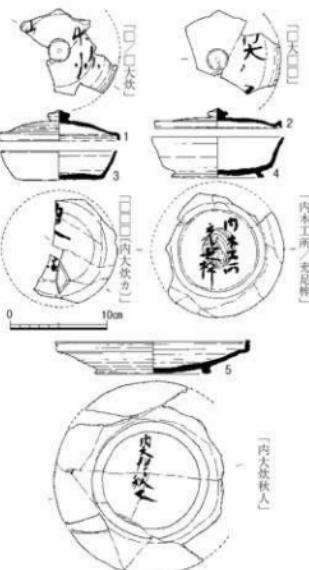


図11 平城宮SD3715出土墨書き尾張産須恵器実測図 1:5

傾向を見て取ることができる。ある。

具体的に示すと、長岡宮・京城からの出土4例（金田・池田2000）のうち、半数の2例が宮北辺の推定官衙域（宮153次SH15308・宮277次SD27701）から、残る2例のうち1例が左京一条二坊三町（左京222次SA22204）という宮城東辺の隣接地で、いずれも長岡京期とされる遺構からの出土である（図13）。一方、陽明文庫所蔵の「宮城圖」から宮内施設の

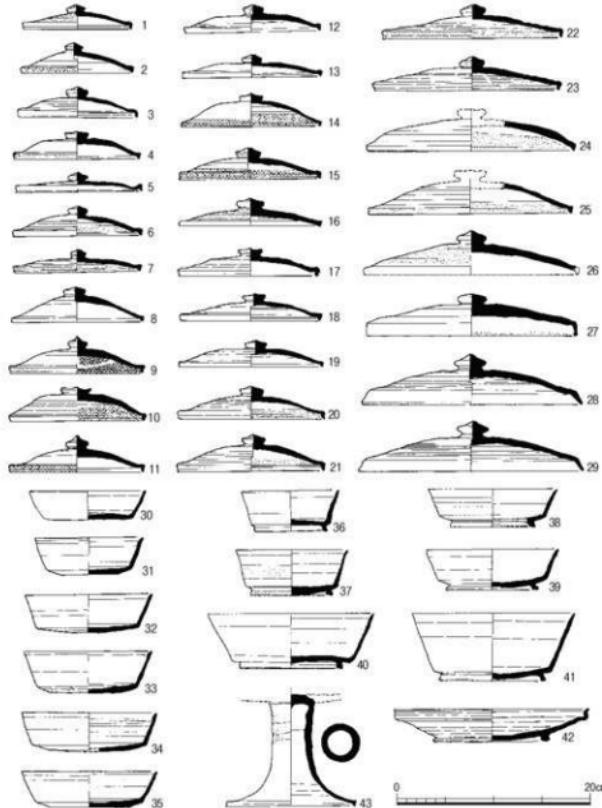


図12 平城宮SD3715出土尾張須恵器実測図 1 : 5

配置がおおよそ判明している平安宮の場合、中和院土坑8・土坑22と左兵衛府・侍従所SK46から尾張産須恵器供膳具の出土が確認できる（図10-2～5）。中和院は新嘗祭をはじめとする天皇による親祭の場に他ならず、左兵衛府・侍従所SK46も左兵衛府と侍従所の間の路面に形成されていた遺構であって、隣接する侍従所は天皇の側近たる侍従の詰所である。また、平安京域からの出土品としては冷然院北面築地内溝出土品（図10-1）を挙げることができるが、この出土地点は嵯峨太上天皇の居所だった場所である。

つまり、これらの尾張産須恵器は多くが天皇の身近な空間で使用されていたものと目されるのだが、先述のように廃棄年代は尾張で綠釉陶器の生産が開始された弘仁年間よりも遅ることが確実視できる（冷然院出土例を除く）。その一方で、尾張国からの須恵器貢納は『延喜践祚大嘗祭式』に規定されてはいるものの<sup>9</sup>、図10-1～5や図13に示した杯蓋や盤に当たると考えられる器形の指定はなく、『延喜主計寮式』の諸国調査ではそもそも調納国として挙げられてはならない。

したがって、上記所見を総合的に勘案するならば、天皇家産機構による尾張国からの窯業製品調達が長岡遷都前にまで遡る蓋然性は高く、そうした歴史的前提の下に弘仁年間に至って畿内から尾張国への鉛釉（綠釉）陶器生産技術の扶植がなされた、と考えられよう。より近隣に須恵器生産地がいくつも存在しているにもかかわらず、ことさらに尾張国から調達されているのは、綠釉陶器生産開始前から尾張の窯業製品（須恵器）が宮中で使用するに相応しい品質だと認識されていたからだろう。年代的には大きく遡るが、飛鳥淨御原宮期（672～694）の飛鳥・藤原地域では、宮城中枢部寄りで須恵器の中に占める尾張産の比率が急激に高くなることが判明している（尾野・森川・大澤2016）。そのように高く評価された尾張産の須恵器の品質が、耐火度の高い良質な粘土が豊富に産するという地理的条件に支えられていたであろうことは容易に想像でき、過去この点に注目して高火力灰釉陶器生産の開始が論じられてきたことには（橋崎1973・1976a・1976b）、相応の妥当性がある。

ただし、良質な粘土の豊富な産出は必要条件ではあっても十分条件ではなく<sup>10</sup>、高火力での焼成により植物灰が釉化するという経験的知識が人工施釉に転化するためには、前述のように鉛釉（綠釉）陶器生産技術の伝播という触媒が必要であった。そして、古代においては入手が容易ではなかった銅・鉛といった金属を必要とする鉛釉（綠釉）陶器生産は、発注者であると同時にそれら原材料の提供能力を有する官司や権門に寄生せざるを得ない産業であり、ことさらに国家が技術流出を防止しようとせずとも、地方へは技術が波及しにくい性格を有していた（尾野2013）。

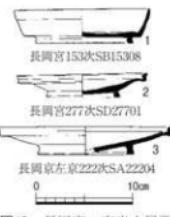


図13 長岡宮・京出土尾張  
産須恵器供膳具実測  
図 1:5

つまり、畿内から尾張への鉛釉（緑釉）陶器生産技術の伝播の背景には、天皇家産機構の強い関与を想定することが妥当であると思われ、嵯峨天皇が譲位したことによって、天皇家産機構たる藏人所が有していた尾張の窯業生産との結びつき・権能を、嵯峨太上天皇の家政機関たる冷然院・嵯峨院が継承したと推測できる。これは、太上天皇の家政機関を構成する院司の母体が（在位時の）藏人であるという指摘（渡辺1965）からも妥当な推論ではないかと思われ、正子内親王が嵯峨院を伝領したことによって、尾張における緑釉陶器生産への関与がさらに（天皇・太上天皇にあらざる）皇親の家政機関たる淳和院にまで拡大したと考えられることは、既に述べたところである。

#### IV おわりに

このように、古代尾張における緑釉陶器生産は、奈良時代末期（以前）にまで遡る天皇家産機構（勅旨省・勅旨所・藏人所）との結びつきを背景として、そもそもは嵯峨天皇の御用品を調達するべく、意図的に畿内から鉛釉（緑釉）施釉技術を扶植して始められたものと考えられる。これまで、古代猿投窯については、その「官窯的性格」が度々論じられてきており（柴垣1978・1993・2003・2015、猪崎1989、城ヶ谷2010、井上2013）<sup>11</sup>、本論の上記論旨も一面では「古代猿投官窯論」とも言うべきそれらの論説と相通する側面がある。

しかし、過去「古代猿投官窯論」の中で示されている論拠は、

- ①「内豊所」などの官司名が焼成前に刻書された陶片をはじめとする、官衙向けと考えられる製品の存在

- ②宮都・官衙（関連）遺跡からの出土事例の多さ

という2点にはば限られていることには注意が必要である。なぜなら、官司名の刻書は、それ自体もしくはその中に納めて焼かれていた器物の予定納入先を示してはいても、その窯で焼かれた残余の製品の予定納入先が「官」であることを意味してはいないからである。むしろ、ことさらに一部の製品ないし窯道具に官司名が刻書されているという事実は、その窯が官営工房すなわち官窯ではなかったからこそ、民需品との識別をするために必要であったと考えるべきだろう。

また、宮都や官衙遺跡からの出土量がいかに多かろうとも、そこから官需の大きさという消費様態を論ずることは可能かもしれないが、官営という生産様態にまで論及することには、いささか無理があるのではないかと思う。宮内庁御用達の菓子舗を「官営菓子工房」とは呼ばないように、いかに官需（宮内庁御用）を賄っていたとしても、それは生産・経営とは別次元の問題であり、「官窯」あるいは「官営工房」であることを直接的には意味しない。

この点で、須恵器を含む古代の土器生産一般に対して、「官営工房」「官窯」などの語を「軽々に用いるべきではない」とし、屋瓦・灰釉陶器生産など一部を除いて「官窯」の存在に否定的な古尾谷知浩の意見は、基本的に首肯できるし、傾聴すべき見解である（古尾谷2015）。ただ、古尾谷が「官営工房」存立の可能性を留保した鉛釉陶器生産においても、「官窯」の存在を全否定するわけではないものの、9世紀以降に関しては「官営」の枠組みから外れる生産が案外に大きかったのではないかと考えている。

とりわけ、9世紀半ばから後半にかけて尾張産の緑釉・灰釉陶器は、南関東を中心に広範な地域に膨大な量がもたらされており、既に別の機会に明らかにしたように、その流通背景には皇親家政機関としての淳和院による活発な経済活動が想定できるが（尾野2013）、問題とすべきはその活動の内実である。家政機関にとっての第一義的な活動は、主人（およびその家族）への奉仕である筈だが、所属する家政機関の名の下に院司の子弟や下僚、さらには彼らと結託した富豪層の利権追及もまた、大々的に展開されたであろうことを考慮すべきではなかろうか。往還の人馬を「強雇」し、人民を「愁苦」せしめる「威勢の輩」をして嘉祥2年（849）9月25日付の太政官符（『類聚三才格』貞觀9年12月20日付太政官符所引）に登場する「嵯峨淳和院人」<sup>12</sup>こそは、まさに史料の上に残された彼らの姿ではないかと思われ（戸田1975）、その活動を「官」あるいは「公」の枠組みで捉えてしまっては、歴史認識としては問題があろう。嵯峨院について、史料から詳細な分析を加えた橋本義則が注意喚起しているように（橋本1997）、嘉祥2年の時点で同所に居住した明確な主人が不在であったにもかかわらず、その家政機関（に属する「院人」）が太政官符を発しなければならないほどの社会問題を惹起せしめている事実は、このように解釈することによってこそ理解可能なのではないか。

いさか推測を過しくしていることを自覚しつつも、あえてこの点に言及したのは、如上のように考えることで、9世紀末から10世紀初頭にかけて尾張産緑釉・灰釉陶器の流通圏が急速に変化する現象の社会的背景を説明できるのではないか、と思うからである。以前、相模国府（四ノ宮）城で出土する緑釉・灰釉陶器について検討を加えた平尾政幸と筆者は、9世紀末から10世紀初頭頃を境に遺跡に廃棄されている尾張産を中心とする緑釉陶器の絶対量が激減すると共に、灰釉陶器でも尾張産に代わって美濃・三河・遠江産の占める比率が目立って増加することを指摘した（平尾・尾野2009）。絶対量の多寡はあるものの、管見の限り同様の産地構成・絶対量の変化は南関東（相模・上総・下総・常陸・武藏）の多くの遺跡で共通して認められるようであり（田尾2015）、この時期に緑釉・灰釉陶器の流通に大きな変革があった蓋然性は極めて高い。

かつて、戸田芳実は9世紀末から10世紀初期にかけての社会的・政治的変動の背景に、院宮王臣家と私的に結合した在地富豪層を主要構成員としながらも、土着（留住）貴族か

ら土民百姓を含む雑多な階級で構成された「党」による、農業・商業など広汎な分野での反律令的な経済活動の展開があったことを指摘した。そして、同時代に発せられている官符の中に、院宮王臣家と富豪層との間の私的隸属関係を切断しようとする国家的政策の存在を読み取ろうとした（戸田1968）。

これに対して、近年の文献史学の潮流は、寛平・延喜年間の一連の諸政策によっても院宮王臣家と在地富豪層との結合は切斷されていないばかりか、順調に成長していることを指摘し、9世紀末から10世紀初期にかけての「国政改革」の効力や社会的変動の存在を疑問視する傾向が強いように見受けられる（市立1999、吉川2002、寺内2015）。確かに、一連の太政官符のみをもって院宮王臣家と在地富豪層との間の私的結合関係が10世紀半ば以降一律に切斷されたと論証はできないし、本来ならば取り締まるべき立場の国司が、一方で院宮王臣家の在地進出に加担していたという指摘も軽視してはならないだろう。

しかし、かつては往還の人馬を「強雇」しても国郡司が直接処罰できず、名を所属の政府所に通知されるだけであった「嵯峨淳和院人」も、「強雇」を「強盜」に準じて処罰すべきことを命じた寛平6年（894）7月16日付の太政官符『類聚三才格』では、例外扱いされていないことには注意しておきたい<sup>10</sup>。というのも、この太政官符が発出された9世紀末頃を境として、既述のように尾張産綠釉・灰釉陶器の流通量が目に見えて減少する一方で、東海道の諸国では三河の二川窯、遠江の宮口窯・清ヶ谷窯、駿河の旗指窯・助宗窯で灰釉陶器の生産が活発化し、流通圏が狭域化する傾向をはっきりと見て取ることができるからだ。尾張産綠釉・灰釉陶器が広域流通していた背景に、淳和院司の子弟や下僚の強い関与を想定する私見に誤りがないのであれば、彼らの交通上の特権が否定される中で流通量が激減し、尾張での綠釉陶器生産が急激に衰退することも、至って自然な現象として理解できるようと思われる。

その一方で、尾張に代わる東海地方の綠釉陶器生産地として9世紀末から10世紀初頭には美濃、さらに10世紀前半には近江が急成長し、平安京から出土する綠釉陶器の主要生産地となってくるが、これら綠釉陶器生産が活発になる地域の国司に賜姓源氏の一族の補任が目立つことは注目に値しよう（尾野2013）。なぜなら、9世紀末から10世紀初頭にかけての「国政改革」の実効性には異論もあるが、当該期の国司（とりわけ受領）の権限強化については大方の意見が一致しており、同族（賜姓源氏）家政機関（すなわち淳和院）の経済活動への国司の容認・保護を想定するならば、美濃・近江への産地の移動と平安京への搬入量の変化についても充分に説明が可能となるからだ。とりわけ、源氏の筆頭公卿として淳和院別当を務めたと考えられる源満・源昇・源悦・藤原扶幹・源等・源高明・源兼明・源雅信という歴代源氏長者（岡野1993・2018）の名が、重明親王を除いて両国の国司（守・権守・権少掾）に欠けることなく見出されることは（表1）、（尾張・美濃・近江の）綠

表1 9世紀末から10世紀半ば過ぎにかけての近江・美濃国司一覧

和号	西野	近江國司	美濃國司	和号	西野	近江國司	美濃國司
延平1	689	字：城代志 權守：藤原御經	守：源氏	延平2	925	字：源氏 權守：源氏	權守：平三國
延平2	890	字：城代志	守：源氏	延長1	925	字：源氏 權守：源氏	守：源氏
延平3	891	字：城代志	守：源氏	延長2	924	字：源氏	守：源氏
延平4	892	字：平季長 守：源氏	守：源氏	延長3	925	字：源氏	守：源氏
延平5	893	守：源氏	守：源氏	延長4	925	字：源氏	守：源氏
延平6	894	守：源氏	守：源氏	延長5	927	字：源氏	守：源氏
延平7	895	守：源氏	守：源氏	延長6	928	字：源氏	守：源氏
延平8	896	守：源氏	守：源氏	延長7	929	字：源氏	守：源氏
延平9	897	守：源氏	守：源氏	延長8	930	字：源氏	守：源氏
昌平1	898	守：源氏	守：源氏	延長9	931	字：源氏	守：源氏
昌平2	899	守：源氏	守：源氏	延長10	932	字：源氏	守：源氏
昌平3	900	守：源氏	守：源氏	延長11	933	字：源氏	守：源氏
延長1	901	守：源氏	守：源氏	延長12	934	字：源氏	守：源氏
延長2	902	守：源氏	守：源氏	延長13	935	字：源氏	守：源氏
延長3	903	守：源氏	守：源氏	延長4	936	字：源氏	守：源氏
延長5	904	守：源氏	守：源氏	延長5	937	字：源氏	守：源氏
延長6	905	守：源氏	守：源氏	延長6	938	字：源氏	守：源氏
延長7	906	守：源氏	守：源氏	延長7	939	字：源氏	守：源氏
延長8	907	守：源氏	守：源氏	延長8	940	字：源氏	守：源氏
延長9	908	守：源氏	守：源氏	延長9	941	字：源氏	守：源氏
延長10	909	守：源氏	守：源氏	延長10	942	字：源氏	守：源氏
延長11	910	守：源氏	守：源氏	延長11	943	字：源氏	守：源氏
延長12	911	守：源氏	守：源氏	延長12	944	字：源氏	守：源氏
延長13	912	守：源氏	守：源氏	延長13	945	字：源氏	守：源氏
延長14	913	守：源氏	守：源氏	延長14	946	字：源氏	守：源氏
延長15	915	守：源氏	守：源氏	延長15	947	字：源氏	守：源氏
延長16	916	守：源氏	守：源氏	延長16	948	字：源氏	守：源氏
延長17	917	守：源氏	守：源氏	延長17	949	字：源氏	守：源氏
延長18	918	守：源氏	守：源氏	延長18	950	字：源氏	守：源氏
延長19	919	守：源氏	守：源氏	延長19	951	字：源氏	守：源氏
延長20	920	守：源氏	守：源氏	延長20	952	字：源氏	守：源氏
延長21	921	守：源氏	守：源氏	延長21	953	字：源氏	守：源氏

備考：前項御光編「田川雅任」所著各書刊行会による。太字は住臣、細字は在臣。網／は後括頭氏。白文字は當時もしくは後に源氏長者であったことを示す。

釉陶器の生産に淳和院が深く関与していたと考える私見との整合性も高い。

つまり、院宮王臣家と在地富豪層の結合は、9世紀末から10世紀初頭にかけての「国政改革」で一概に切断された訳ではなかったかもしれないが、国司の保護・助長によって順調に成長した関係がある一方で、国司の容認するところとならず切り離された関係があつたということではなかろうか。近年、物流に伴う権益の争奪が平将門の乱の歴史的背景として注目されつつあるが（内山2015、高橋2010、木村2019）、失う側にとっては死活問題であることを考えるならば、利権をめぐる対立が武力闘争へと発展しがちなことは容易に想像が可能で、9世紀終盤から10世紀初頭にかけて史料上に姿を現す「群盜」も、後者の側の抵抗活動と捉えることができるようと思われる。そして、古代の史料が基本的に為政者側の作成によるものに圧倒的に偏っていることを考慮するならば、禁令以外の形で関連史料が遺されにくいのではないかと思われる後者に関する実態こそ、考古学によって明らかにする必要があるだろう。

小論は、そのささやかな一つの試みでもある。

## 註

- 1 ただし、「新修名古屋市史 資料編 考古2」所収の拙論（尾野2013）で、大覺寺御所跡 SD43出土土器の墨書きを「御供」としたのは誤りで、正しくは「供御」である。
- 2 この遺構を含め、平安京右京三条三坊五町を嵯峨天皇の在位中に遷る京内離宮と推定した根拠については、前掲註1の拙論（尾野2013）を参照されたい。
- 3 「延喜民部式」の年料雜器条のうち尾張國に関する規定は、その内容から弘仁式を引き継いだものと考えられている（高橋1994、平尾2003）。830年前後の採業と推定される折戸41号窯の製品の上に天長7年（830）に施行された弘仁式の規定の影響が認められることは、充分に考えうる。
- 4 いさか想像を逞しくし過ぎているきらいもあるが、「平安遺文」補46号の「攝津國租帳」（九條家冊子本中右記裏文書）に「家地壹町」の所有者として記載されている「掠人諸成」は、藤原巨勢麻呂の曾孫である諸成であるとは考えられないだろうか。同帳に個人名で土地所有者として記されているのは、恒統親王（842年歿）、時子内親王（847年歿）、有子内親王（862年歿）の3人で（吉川2002）。その歿年（856年）から同時代人であることが知られる藤原諸成を「掠人諸成」と見なしても、年代的な矛盾は生じない。また、六国史では確認できないものの、「尊卑分脉」には諸成の名の右肩に「藏」の表記があり、藏人であったことが知られる。したがって、この憶測が正しければ、藏人を「掠人」と表記した事例と評価することができるかもしれない。ただし、神戸市の深江北町遺跡からは「掠人」を姓とする複数の人物名が記された木簡が出土しているので、「掠人諸成」の「掠人」も姓である可能性は否定できず、藤原諸成と断定できるわけではない。
- 5 「日本後紀」弘仁六年正月丁丑条の「伝置成業」を、三家人部乙麻呂らが鉛釉（綠釉）陶器生産技術を「伝置」し、灰釉陶器生産を「成業」したと解釈し（城ヶ谷2008・2021）、尾張における綠釉陶器生産の開始を弘仁6年正月直前より遡らせて考えうる、という見解も示されている。しかし、「成業」とは文章道の成績優秀者である文章得業生の「得業」と同様に、造壺

器生として「伝習」した技術を「成業」したことをしており、「伝習」した技術と「成業」した技術が異なるという解釈は史料論的に成立しない。

- 6 平成15年頃、京都国立博物館で開催された特別展覧会の内覧会に出席していた八賀が、直接筆者に語ったところによる。その際、八賀は猿投窯の研究を進める上で、昭和30年代の名古屋大学による調査資料は参考資料として補助的に用い、むしろ昭和40年代以降の自治体による発掘調査出土資料を重視すべきことを説いた。
- 7 当該陶片の写真は、愛知県陶磁美術館開館40周年記念特別企画展の図録（愛知県陶磁美術館学芸課編2018）の76頁に「鳴海32号窯跡（NN-32）出土品」として掲載されている（最前列やや左寄り）。
- 8 残る1例は、長岡京右京八条三坊六町にあたる第616次調査地点で検出された溝SD28からの出土品（杯B）である。この事例のみ宮城から離れた地点での出土であるが、当該地点付近には古代寺院（新岡寺廃寺）の存在が推定されているので、本例についてはその関連で理解すべきものかもしれない。また、「愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系」には、さらに4点の長岡京出土尾張須恵器供膳具（同書629頁図1-11～13・15）が図示されているが（百瀬2015）、產地比定に疑問があるため、ここでは採り上げない。
- 9 「延喜践祚大嘗祭式」に尾張國からの貢納が規定されている「甕八口。缶五十口。菖坏四十口。甕八口。甕十二口。短女坏三十三口。酒瓶八口。甕十六口。片坏四十口。陶白八口。飾甕八口。高甕四十口。甕十二口。都婆波十二口。酒盞十二口。酒垂八口。」は、「雜器」とのみ記されていて、須恵器などの土師器などが明示されていないが、古代の尾張では土師器供膳具の生産はほとんど行われていないため、須恵器であると判断した。
- 10 田中琢は、尾張における灰釉陶器生産盛行の背景に、良質な陶土の産出ばかりでなく、新技法の導入と広域交易を支える流通経路の確保があったと推測している（田中1967）。筆者は、灰釉陶器生産の技術的基盤は基本的に従前の尾張（猿投窯）における須恵器生産にあると考えるので、「新技術の導入」に関してはいさか意見を異にするが、灰釉陶器生産盛行の背景に広域交易を支える流通経路の確保の視点が提示されていることが重要である。
- 11 ただし、個々の窯から猿投窯全体の「官窯的性格」を論ずるものまで、「古代猿投官窯論」には論者によって論旨に著しい幅がある。
- 12 より厳密に述べるならば、往還の人馬を「強雇」して人民を「愁苦」せしめる「威勢の輩」として「嵯峨淳和両院人」が登場するのは、嘉祥2年（849）9月25日付の太政官符が引用した、承和2年（835）10月18日付の太政官符である。
- 13 「強雇」は、貞觀9年（867）12月20日付の太政官符でも「一切禁斷」とされており、「嵯峨淳和両院人」も例外扱いされてはいない。しかし、対処としては違反者を拘束して言上することが指示されているに過ぎず、9世紀終盤の史料の上に見える活発な「群盜」の活動は、この太政官符がさほど効力を發揮しなかったことを示しているように思われる。

#### 参考文献

- 愛知県陶磁美術館学芸課編 2018「愛知県陶磁美術館開館40周年記念特別企画展 知られざる古代の名窯 猿投窯」 愛知県陶磁美術館  
 赤松佳奈ほか 2016「平成27年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品」 京都市文化市民局  
 秋山浩三ほか 1986「長岡京跡左京第120次（7ANFZN-2地区）～二条大路、東二坊第一小路、

- 東二坊坊間小路交差点～発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第18集 向日市教育委員会
- 秋山浩三ほか 1997「長岡宮跡第277次（7AN1F地区）～北辺官衙（北部）、宮城東面大垣・東一坊大路、浜川遺跡～発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第41集 向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会
- 安藤義弘 2001「棟柱1号窯遺跡」『豊明市史 資料編補1 原始・古代・中世』 豊明市
- 家崎孝治 1985「平安宮中和院跡」「平安京跡発掘調査概報 昭和59年度」 京都市文化観光局
- 市大樹 1999「9世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」『ヒストリア』第163号
- 井上和人ほか 2005「平城宮発掘調査報告XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区的調査」 奈良文化財研究所
- 井上喜久男・橋崎彰一 1992「猿投窯一黒径7号窯跡発掘調査報告書」 東郷町教育委員会
- 井上喜久男 2013「新編三好町誌古窯跡調査報告書 愛知県猿投山西麓古窯跡群 黒径90号窯跡」 愛知県みよし市
- 上村和直・吉崎伸 1983「左京二条二坊（2）」『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概報』 京都市埋蔵文化財研究所
- 内山俊身 2015「藤原との物流から見た平将門の乱—征夷戦争を前提にして—』『常絶中世史研究』3
- 大西達ほか 2020「灰釉陶器出現前後の猿投窯一、O-10号—」『三河考古』第29号
- 岡野友彦 1993「源氏長者の淵源について」『国史学』第149号
- 岡野友彦 2018「源氏長者 武家政権の系譜」 吉川弘文館
- 尾野善裕 1998「灰釉陶器生産技術の系譜」『橋崎彰一先生古希記念論文集』 真陽社
- 尾野善裕 2002「平安時代における緑釉陶器の生産・流通と消費 尾張窯を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』第92集
- 尾野善裕 2003「古代緑釉陶器生産の終焉—院政期の尾張における緑釉陶器・円塔生産の可能性—」『考古学雑誌』第87巻第1号
- 尾野善裕 2013「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景」『新修名古屋市史 資料編 考古2』 名古屋市
- 尾野善裕・森川実・大澤正吾 2016「飛鳥地域出土の尾張窯須恵器」『奈良文化財研究所紀要2016』
- 尾野善裕 2022「猿投窯系須恵器編年の再編と下り松瓦窯の操業年代—須恵器からみた西三河の銅鏡文綠複弁六葉蓮華文軒丸瓦—」『伊保庵寺発掘調査報告書』 名古屋大学大学院人文学研究科考古学研究室
- 梶川敏夫 1975「中和院跡推定地発掘調査概要」『平安宮跡 京都市埋蔵文化財年次報告1974-1』 京都市文化観光局
- 金田明大・池田裕美 2000「宮都出土の東海産須恵器」『第1回東海土器研究会資料 須恵器生産の出現から消滅—猿投窯・湖西窯編年の再構築—』 東海土器研究会
- 木村茂光 2019「平将門の乱を読み解く」 吉川弘文館
- 木村泰彦・小田桐淳 1991「長岡京時代」『長岡京市史 資料編一』 長岡京市役所
- 國下多美樹・清水みき 1997「長岡京跡左京第218・254次（7ANEHD-2・3地区）～二条糸間大路・東二坊大路交差点、薬冠井遺跡～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第45集 向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会

- 小島一夫・井上光男 1976 「名古屋市文化財調査報告VI 徳重西部地区画整理事業地内所在埋蔵文化財発掘調査報告書」 名古屋市教育委員会
- 佐藤全敏 2018 「藏人所の成立」「律令制と古代国家」 吉川弘文館
- 柴垣勇夫 1978 「古代窯業の発展—須恵器生産の展開と中世陶器の成立—」『古代の地方史 第4卷 東海・東山・北陸編』 朝倉書店
- 柴垣勇夫 1993 「須恵器・陶器の生産と流通」『新版「古代の日本」第7卷 中部』 角川書店
- 柴垣勇夫 2003 「東海地方における古代中世窯業生産史の研究」 真陽社
- 柴垣勇夫 2015 「愛知県の古代窯業研究史」「愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系」 愛知県  
城ヶ谷和広 2010 「東海」「古代窯業の基礎研究—須恵器窯の技術と系譜—」 真陽社
- 城ヶ谷和広 2015 「O-10号窯」「愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系」 愛知県
- 城ヶ谷和広 2021 「あいちの窯業 猿投窯にはじまる」「令和3年度考古学セミナー あいちの考古学2021資料集」 愛知県教育・スポーツ振興財團 愛知県埋蔵文化財センター
- 神野恵志 2005 「SD3715出土土器」「平城宮発掘調査報告XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区的調査」 奈良文化財研究所
- 田尾誠敏 2015 「関東への灰釉陶器の流入状況と在地土器」「第3回東海土器研究会 灰釉陶器 生産における地方窯の成立と展開 資料集」 東海土器研究会
- 高橋修 2010 「再考 平将門の乱」「兵たちの登場」 高志書院
- 高橋照彦 1994 「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」「史林」第77卷第6号
- 巽淳一郎 1983 「古代窯業生産の展開—西日本を中心にして」「文化財論叢」 同朋舎出版
- 田中琢 1962 「SE311・272出土の遺物とその年代」「平城宮発掘調査報告IV」 奈良国立文化財研究所
- 田中琢 1967 「畿内と東国—古代土器生産の觀点から—」「日本史研究」第90号
- 角田文衛 1985 「勅旨者と勅旨所」「角田文衛著作集三 律令国家の展開」 法藏館(初出1962  
「古代学」第10卷第2~4合併号)
- 坪井清足ほか 1962 「平城宮発掘調査報告IV」 奈良国立文化財研究所
- 寺内浩 2015 「地方支配の変化と天慶の乱」「岩波講座 日本歴史 第4卷」 岩波書店
- 戸田芳実 1968 「中世成立期の国家と農民」「日本史研究」第97号
- 戸田芳実 1975 「九世紀東国莊園とその交通形態—上総国藤原荘をめぐって—」「政治経済史学」第110号
- 豊田市民芸館編 2007 「一猿投窯の発見者—本田静雄コレクション(猿投・古瀬戸)」「豊田市教育委員会
- 中川和哉1990 「長岡京跡在京第222次発掘調査概要(7ANDKD-3地区)」「京都府遺跡調査概報」第38冊 京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 橋崎彰一 1973 「陶磁大系 第5卷 三彩・緑釉・灰釉」 平凡社
- 橋崎彰一 1976a 「日本の陶磁—古代中世篇 第2卷 三彩 緑釉 灰釉」 中央公論社
- 橋崎彰一 1976b 「白い器とまつりの道具」「日本陶磁全集6 白瓷」 中央公論社
- 橋崎彰一 1989 「猿投窯の展開」「東海考古の旅—東西文化の接点」 每日新聞社
- 橋本義則 1997 「史料から見た嵯峨院と大覚寺 嵯峨院の成立から大覚寺の再興まで」「史跡大覚寺御所跡発掘調査報告 大津池北岸域復元整備事業に伴う調査」 嵯峨院御所大覚寺
- 坂野和信 1979 「日本古代施釉陶器の再検討〔1〕」「考古学雑誌」第65卷第2号
- 平尾政幸ほか 1990 「平安京右京三条三坊 京都市埋蔵文化財研究所調査報告書第10冊」 京都

## 市埋蔵文化財研究所

- 平尾政幸 1994 「縁軸陶器・灰軸陶器・白色土器」『平安京提要』 角川書店
- 平尾政幸 2003 「平安時代の縁軸陶器生産に関するいくつかの問題」『古代の土器研究会第7回シンポジウム 古代の土器研究 平安時代の縁軸陶器—生産地の様相を中心に—』 古代の土器研究会
- 平尾政幸・尾野善裕 2009 「湘南新道開闢遺跡出土施釉陶器の様相と相模国府」『湘南新道開闢遺跡群Ⅱ 大会原遺跡 六ノ城遺跡 都市計画道路3・3・6号（湘南新道）建設に伴う発掘調査』 かながわ考古学財団
- 平尾政幸 2010 「平安宮左兵衛府・侍従所跡」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成21年度』 京都市民文化市民局
- 平尾政幸 2016 「冷然院北内溝出土土器群の特質」『平成27年度京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品』 京都市文化市民局
- 古尾谷知浩 2006 「律令国家と天皇家・大内宮の歴史」『律令制と土器』『愛知県史のしおり 別編 商業1 古代 猿投系』 愛知県総務部法務文書課県史編さん室
- 松崎俊郎 1988 「長岡宮跡第153次（7ANT1地区）～北辯官衙（南部）、森本遺跡～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第22集 向日市教育委員会
- 百瀬正恒 2015 「長岡京・平安京」『愛知県史 別編 商業1 古代 猿投系』 愛知県
- 吉川真司 2002 「院王臣家」『日本の時代史5 平安京』 吉川弘文館
- 渡辺晃宏 2005 「SD3715出土木簡をめぐって」『平城宮発掘調査報告 XVI 奈良文化財研究所学報第70冊 兵部省地区の調査』 奈良文化財研究所
- 吉川義彦 1983 「内裏外郭跡」「平安京跡発掘調査概報 昭和57年度」 京都市文化観光局
- 渡辺直彦 1965 「慈眼院司の研究 附一歳入所成立の前提」『日本歴史』第210号

## 挿図出典

- 図1：豊明市教育委員会提供
- 図2：赤松ほか2016より
- 図3：平尾ほか1990より
- 図4：筆者撮影
- 図5：豊田市民芸館編2007、大西ほか2020を一部改変
- 図6：大西ほか2020を一部改変
- 図7：大西ほか2020、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図8：小島・井上1976、尾野1998、井上・植崎1992を一部改変
- 図9：金田・池田2000、秋山ほか1986、木村・小田桐1991、國下・清水1997、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図10：吉川1983、家崎1985、梶川1975、平尾2010、平尾ほか1990、赤松ほか2016、坪井ほか1962、大西ほか2020、小島・井上1976、井上・植崎1992を一部改変
- 図11、12：井上ほか2005を一部改変
- 図13：松崎1988、秋山ほか1997、中川1990を一部改変

# 平安時代前期の瓦重量計測と『延喜式』記載内容との比較

清野陽一

## I はじめに

筆者は前稿において、主として平安宮に供給していた、平安時代前期の瓦窯出土資料の重量計測を速報した<sup>1</sup>（以下、前稿とする）。この時点では京都市所蔵（公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所保管）資料のうち、主として完形品を対象としたため、検討できる点数が少なく、可能性の提示にとどまっていた。

その後、京都府所蔵（京都府京都文化博物館保管）の資料を計測する機会を得ることができ、検討できる点数が増加したため、本稿においてあらためて検討を試みたい。

## II 瓦重量計測の意味

前稿でも簡単に触れたが、改めてここでも瓦重量を計測する意味について触れておく。

本稿で取り上げた『延喜式』にはその中の「主計式」で、諸国から平安京までの行程日数が示されている。その日数が実態に即していないこと、またこの数字が往復にかかる給糧の基準日数であろうということは、先行研究<sup>2</sup>であきらかとなっている。筆者は、本稿とは別に古代日本における人の移動に関する研究に取り組んでおり、古代の人々が陸上を移動する際に、どれ程の速度で移動していたのかについて検討を試みているが、その際にこの主計式の数字が実態とどの程度乖離しているのかについて関心を持ち、多方面から検討してみることとした。

前稿では、想定される古代の官道を、実際にそのルートに沿って歩くことで、乖離の程度を数字として把握することに努めた。その際に問題となったのが、はたしてこの行程日数を規定するにあたって、その人が移動の際にどの程度の重さの荷物を持って歩いていると想定しているのか、であった。所持する荷物の重さ（担荷重量）により、出せる速度が変化することは経験的に理解でき、実際の登山の運動生理学的研究<sup>3</sup>でもそのことは示されている。

そこで参照したのが、同じ延喜式内の「木工式」19人擔条である。詳細はIV章で後述するが、この条文中には、人に背負わせて運ぶ荷物量の記載があり、一つの基準が示されて

いる。同じ法令中の情報であることから、速度算出の根拠足り得るのではないかと推定した。ただし、本条の記載中には、この担荷重量を背負って具体的にどのくらいの距離を移動するかについての記載は無い。この点が問題となるが、同じ木工式内の25小野栗柄野条で、小野・栗柄野瓦屋より宮中までの車での移動についての記載があり、これを参考としてよいのであれば、仮に各瓦窯から平安京大極殿を目的地とした場合で6~7kmの距離となる。直線で移動できないとしても、長くても10kmほどの距離であり、主計式の行程日数で想定される距離よりは遥かに短いだろう。このことは、前稿での実験で、人擔条の記載重量である40kg強の担荷重量をもって長距離を歩いた実験では、一般的な人に比べて重い荷物を背負って長時間歩くことに慣れているはずの、登山経験のある人間でさえ相当な困難があることがわかり、あくまで短距離の移動を想定したものだろうという推定をした。

上記研究に関連して、人擔条の人が背負う量の目安として記載された各種瓦とそれぞれの枚数で示される合計重量は、はたして同じ重量になるように調整されているのかという点が疑問として湧いた。この条文が担荷重量の基準を示しているのであるならば、同条内に記載される各種瓦の重さは、枚数を調整することでおおよそ等しい重さになると想定され、また、それは大60斤とおおよそ等しいのではないだろうか。だとすれば、各種瓦の重さを量り、大60斤を割って算出される数値との差を調べれば、木工式の記載と、実際の瓦の重量の差がわかる。一致しないのであれば、何らかの理由があることになる。この点をあきらかにするために、実際の瓦の重量を計測することとした。

### III 検討資料群の概要

計測した資料は表1に示したとおり、軒丸瓦14点（瓦当部のみ、瓦当部の外れたものを含む）、軒平瓦7点、丸瓦9点、平瓦12点である。人擔条に記載のある種類の瓦に限って計測し、道具瓦の類は計測していない。また、本質的には完成品の重量を検討する必要があることから、基本的に完形品を計測している。欠損している場合は、どの程度の重さであったのかについては推測を交えることとなり、厳密には不明となってしまうからである。ただし、実際に検討した結果、採用できる資料が思いの外少ないことが判明し、比較材料として不十分とならざるを得なくなってしまったため、一部欠損しているものの、欠損率からおおよその重さが推測できるものについては調査対象とした（備考欄にその旨を記載）。

調査できた瓦窯は、京都府所蔵の西賀茂瓦窯群の角社瓦窯（一部、京都市所蔵）、醍醐の森瓦窯、そして、京都市所蔵の上ノ庄田瓦窯と小野瓦窯である。本稿執筆までに調査できた資料に限定されているため、はなはだ量が少なく、かつ時期や検討遺跡限定されてしまった。この点は対象資料選定上の素直な反省点であり、今後も調査を続け、資料数を増や

表1 今回重量計測をした瓦一覧

番号	種別	重量 (kg)	法長 (cm)	出土地	田畠番号	形式	備考	出典
1	斜瓦	8.23	瓦幅幅25.5、全長36.6	西宮市角川東群1号窯	第10回-2	NSD02A		1
2	平瓦	4.965		西宮市角川東群1号窯	田畠番14-2	NSD04	正當下限を欠損。+0.2kgほどを想定。	1
3	斜瓦	1.29		西宮市角川東群1号窯	田畠番11-6	NSD01	第8回-2	1
4	斜瓦	1.045		西宮市角川東群1号窯	田畠番11-2	NSD01		1
5	斜瓦	1.26		西宮市角川東群1号窯	第6回-6	NSD04	第8回-3	1
6	平瓦	3.935	正幅幅25.5、全長34.4、厚2.5	西宮市角川東群1号窯			+0.1kg。 △幅、斜面端をやや削減。 +0.2kgほどを想定。	1
7	平瓦	3.08	正幅幅25.4、全長36.1、厚2.0	西宮市角川東群1号窯			田畠番11-1、小引きタイプ。 +0.3kgほどを想定。	1
8	平瓦	4.435	正幅幅26.全長37.4、厚2.5	西宮市角川東群2号窯	第2回-2		田畠番11-1、小引きタイプ。	1
9	平瓦	2.89		西宮市角川東群2号窯			正幅幅26.厚2.0。+0.3kgほどを想定。	1
10	平瓦	3.77	正幅幅27.5、全長36.2	西宮市角川東群2号窯	田畠番26-2		小引きタイプ。	1
11	平瓦	3.21	正幅幅26.全長34.3、厚2.8	西宮市角川東群2号窯	田畠番26-1		正幅幅26.一部欠損。瓦は無理でできる量。 荷物でさしきりタイプとされているが、 法長は小さいタイプとあまり変わらない。	1
12	斜瓦	5.74	瓦当幅18.5、全長44	西宮市角川西群土浦	第35回-6	NSD12B		1
13	平瓦	5.085	正幅幅26.4、全長36.2、厚2.2	西宮市角川西群土浦	第35回-1		高いタイプ。	1
14	斜瓦	4.06	瓦当幅17.6、残存長25	西宮市角川西群	第35回-5	NSD13	斜面端が二段文様。+0.3kgほどを想定。	1
15	斜瓦	4.18		西宮市角川西群			瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。瓦直角端。 標準的な丸瓦と。+0.3kgほどを想定。	1
16	斜瓦	4.43		西宮市角川西群			瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。瓦直角端。 標準的な丸瓦と。+0.3kgほどを想定。 低いタイプ。	1
17	斜瓦	4.51		西宮市角川西群			瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。瓦直角端。 標準的な丸瓦と。+0.3kgほどを想定。 高いタイプ。	1
18	平瓦	2.63	全長39.幅16.5、厚2.	西宮市角川西群	第4回-2	△幅	ばばた形。一枚瓦。比較的薄いタイプ。	1
19	丸瓦	2.815		西宮市角川西群			斜面七曲面の外側が石巻頭元。巻きはそ れほど変わらないと想定。	1
20	斜瓦	1.325		西宮市角川西群	第3回-2	NSD09		1
21	斜瓦	4.34		西宮市角川西群3号窯?			瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。瓦直角端。 標準的な丸瓦と。+0.3kgほどを想定。	1
22	平瓦	2.725		西宮市角川西群3号窯?			ばばた形。石巻一枚瓦。	1
23	平瓦	3.565		西宮市角川西群3号窯?			ばばた形。正規版一枚瓦。	1
24	平瓦	3.7		西宮市角川西群3号窯?			斜面七曲面の外側が石巻頭元。巻きはそ れほど変わらないと想定。	1
25	斜瓦	7.58	瓦幅幅25.5、全長39	西宮市角川西群S13	NSD08A	凸面テガサ形。+0.3kgほどを想定。		1
26	丸瓦	1.715		西宮市御殿森の森			△幅。小形。正規版一枚瓦。 +0.2kgほどを想定。	1
27	丸瓦	1.795	全長36.幅14.5、厚1.3	西宮市御殿森の森			△幅。小形。田畠番3-3。	1
28	丸瓦	2.025	全長38.幅17.4、厚2	西宮市御殿森の森	第8回-1		△幅。大形。ばばた形。田畠番10-1。	1
29	斜瓦	5.245	全長44.4、幅24.6、厚2.6	西宮市御殿森の森	第9回		瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。瓦直角端。 標準的な丸瓦と。田畠番10-2。	1
30	斜瓦	2.185		西宮市御殿森の森	第4回-3		第6回-2、田畠番7-2。	1
31	斜瓦	3.915		西宮市御殿森の森			瓦当の外れた斜瓦。玉縁端。	1
32	斜瓦	4.125	瓦当幅27.全長42	上ノ庄田5K45	KSD02	玉縁式	丸瓦端面と瓦直角下端が欠損。	1
33	斜瓦	5.17	瓦幅幅26.全長39	上ノ庄田1号窯	田畠5-9	KSD09	斜面端と瓦直角下端が欠損。 +1mm程度を想定。	2
34	斜瓦	7.24	瓦幅幅26.全長41	上ノ庄田1号窯	田畠4-6	KSD09	むちくじ下端。+0.3kgほどを想定。	2
35	斜瓦	5.595	瓦幅幅25.残存長20.4	上ノ庄田2号窯	KSD09	全体の0.04mm程度。微定版元量は約 7kg。		1
36	斜瓦	6.845	瓦幅幅26.全長41	上ノ庄田3号窯			斜面端が欠損。田畠番10-2。	1
37	平瓦	3.49	正幅幅26.全長34.厚1.5-2	上ノ庄田3号窯				1
38	平瓦	2.95	正幅幅26.4、全長34.6、厚2	上ノ庄田3号窯				1
39	丸瓦	2.37	瓦幅37.4、幅16-17	上ノ庄田S09			玉縁式。ばばた形。 正規版より少し狭いサイズと想定され ば。+0.2kgほどを想定。	1
40	丸瓦	1.06	全長33.4、幅15-17	上ノ庄田S09				1
41	丸瓦	1.765	正幅幅26.幅14.8	小野1号窯			田畠番の小野のものか。微定版元量。	3-4
42	丸瓦	1.295	全長38.5、幅13	小野1号窯			田畠番の小野のものか。田畠番の31。	3-4

出典

・△は出典なしを示す。

・※は未記載のものは計算して空欄とした個体。出典元範囲内実測調査から判ったものもある。

【出典】

1) 正藤義一 編 1978 「西宮市瓦窯跡」(平安神宮研究会報告書第4集) 資料収集人代議会企

2) 前半段 1989 「上ノ庄田瓦窯」(近畿地方通産省発掘調査委員会 平成元年度) 京都市文化局発行

3) 三浦義典 2003 「野川瓦窯跡」(京都市文化局発掘調査報告 平成1年版) 京都市文化局発行

4) 三益利和人・京都市文化局文化財課 2001 「和泉2年度 京都市文化財財政定期審査報告書・小野1号窯出土品」 京都市文化局発行

5) 阪元正道 2017 「平安京初期の造瓦工場」(考古学園誌) 第80巻第1号 pp.50-105

して再度検討する機会を持ちたい<sup>4</sup>。

それぞれの瓦について、廃跡ごとのおおよその重量と傾向について触れておく。軒丸瓦については、29の醍醐の森のものが綠釉軒丸瓦の丸瓦部であり、他のものとは異なる。重量もこれだけは丸瓦部のみにも関わらず5.25kgほどと非常に重い。完形品の場合は角社が4.5~5.7kgほどで、上ノ庄田は1点のみで4.1kgほどである。軒丸瓦については、瓦当部が外れたものを瓦当部と丸瓦部それぞれについても計測しており、角社では瓦当部が1.0~1.3kgほど、丸瓦部が4.3~5kgほどで、それらを組み合わせると5.3~6.3kgほどとなる。一方、醍醐の森は瓦当部が2.2kgほど、丸瓦部が3.9kgほどで、足して6.1kgとなる。

軒平瓦については、角社が7.2~8.2kgほどに対して上ノ庄田が6.2~7.7kgほどとなる。

丸瓦については角社が2.6~2.8kg、醍醐の森は小型のものと大型のものがあり、それぞれ1.7kg、2.2kgほど。上ノ庄田が2.4~2.6kgほど。小野瓦窯は11世紀のものと考えられ小型であり、1.3~1.8kgほどである。軒丸瓦の丸瓦部は先に示したように丸瓦単体に比べて重い。これは瓦当部を接合するための粘土が付いていたり、丸瓦自体が特別に厚く作られていたりするためと考えられる。

平瓦については角社が2.7~4.4kgと幅があり、分厚いタイプでは5kgを超える。厚さに2倍程度の幅があり、そのためだろう。上ノ庄田は3~3.5kgとなる。

#### IV 若干の考察

ここで改めて木工式19人擔条を確認しておきたい<sup>5</sup>。

人擔

巨材積一千四百寸以上一千六百寸以下、應二人以上共擔者、准此爲半、雜材積三千二百寸以下二千六百寸以上、應瓦十二枚、筒瓦十六枚、鏡瓦九枚、宇瓦七枚、白土、赤土各三斗、沙二斗五升、並爲一擔、若應准積者、大六十斤爲一擔。

前述の重量計測した値に対して、木工式人擔条の記載をみると、仮にⅡ章で想定したように、大60斤<sup>6</sup>をそれぞれの瓦の枚数で割ると、1枚の重量は軒丸瓦（鏡瓦）が約40.2kg ÷ 9枚=約4.47kg、軒平瓦（宇瓦）が約40.2kg ÷ 7枚=約5.74kg、丸瓦（筒瓦）が約40.2kg ÷ 16枚=約2.51kg、平瓦（應瓦）が約40.2kg ÷ 12枚=約3.35kgとなる。基準となる担荷重量を瓦の枚数で記載しているということは、延喜式においては、瓦それぞれの重さがある程度規格化され、ばらつきがあまりないことを想定しているように見える。しかし、実際の計測をしてみると、各瓦窯の操業時期差が原因の可能性はあるものの、同じ窯内でもばらつきが認められる。各種類の瓦で検討点数に差があり一概には言えないが、特に平瓦はそのばらつきが著しい。実際の運搬現場では、その場で背負う枚数の調整がされ、担荷重

量の調整がなされたのだろうか。

個別にみていくと、実際の計測資料では軒丸瓦は軽いもので4kgほど、重いものでは6kgほどとなるが、木工式では4.47kgとあり、計測範囲の中に収まり、その中でもやや軽い値となる。同様に他の種類の瓦も見ていくと、軒平瓦は6~8kgほどに対して、5.74kg。丸瓦は新しい時期のものは2kg以下だが、2~3kgほどに対して、2.51kg。平瓦は3~5kgほどに対して3.35kgとなる。全体的に見て、木工式人擔条の示す重量は、今回検討した資料全体のばらつきの中では、軽い部類の数値が示されているよう見える。

木工式の瓦に関する記述を検討した上原真人は、木工式の条文は、古く見ても9世紀後半以降の姿と見て良いとしている<sup>7</sup>。また、上原は平城宮跡出土の神龜6年瓦進上木簡も援用しつつ、全体のおおまかな傾向として、瓦は時代が古いものから新しいものになるにつれて、小型・軽量化していくことを指摘している<sup>8</sup>。今回重量計測をした資料の場合、木工式の記載する重量よりは全体に重い傾向があることがわかった。これは、検討資料が平安時代前期の瓦を特に取り上げたため、延喜式で想定される年代の瓦に比べ、全体に重い値が出たのであろう。今回、併せて検討した小野瓦窯の資料の場合、延喜式の年代よりも新しい、11世紀に属するものと考えられるが、この場合はさらに軽くなっていることから、やはりある程度この傾向は認められるのではないかと考える。

## V おわりに

本稿は、古代の人々の移動に関する研究に取り組む中で、その担荷重量を知る必要に迫られ、さらにそこから瓦の重量計測へと進んだ結果たどり着いたものである。それまで古代に興味はあったものの、大学院博士課程では地理情報システムを活用した研究をおこなっていた筆者は、これまで特に遺物研究には積極的には取り組んでこなかった。奈良文化財研究所に採用され、最初に配属されたのは瓦を研究対象とする考古第三研究室であった。偶然ではあるが、結果として、瓦を自らの研究でも対象とすることができたことは、業務で学んだ知識を研究へと活かすことへつながり、素直に嬉しく感じている。

今後も瓦の重量計測調査は継続し、検討資料数を増やすとともに、平安時代中期の瓦へのその範囲を拡げていきたい。この問題は、上原も取り上げているが、延喜式に記載されている内容はいつの時代のものか、という古くからの議論にも関わってくる。筆者も当初は、木工式の記述には、ある程度古いものが採用されているのではないかと考え、平安時代前期の瓦から調べることとしたが、結果としては、平安時代前期の瓦が示す重量は、木工式の記載内容より古い時代を示していると考えられる結果が出た。これは上原の指摘する、延喜式段階と記載内容に周期的な差はあまり無いとする意見を傍証することとなるだ

ろう。今後、より新しい時期の瓦の重量計測をおこなうことで精度を高め、木工式の記載と交差する時期がある程度分かることを期待している。また最後にお願いがある。今後は完形品など、良好な残存状態の資料については、実測図・法量だけではなく、ぜひ重量の報告もしていただきたい。従来、一部の組織では瓦の重量計測を実施・報告しており、屋根形状の復元や瓦の算き方、枚数の復元推定に成果を上げてきた。しかし、軒瓦や丸平瓦の完形品1点が、それぞれ標準的にどのくらいの重さなのかについては、あまり報告されている例を見ない。本稿のような視点の研究は少数派かもしれないが、本文中でも述べたように、時代の変化と瓦の大きさや重さの変化は連動していると想定されている。仮説を検証していくためにも、瓦の基礎的なデータとして重量を示していただけると幸いである。

なお、本研究はJSPS科研費16K21715の助成を受けたものである。

### 謝 辞

調査にあたっては、京都市文化財保護課の家原圭太氏、公益財團法人京都市埋蔵文化財研究所の上村和直氏、高橋潔氏、南孝雄氏、京都府京都文化博物館の村野正景氏に格別の便宜をはかっていただいた。この場を借りて感謝申し上げます。

### 註

- 1 抽稿 2021「古代日本における移動コスト算出のためのフィールドワーク調査短報—平安京・美濃国府間の歩行実験—」『奈良文化財研究所紀要2021』 奈良文化財研究所 pp.66-67
- 2 榎英一 2008「延喜式諸國日數行程考」「立命館文学』第605号 立命館大学人文学会 pp.745-753
- 3 萩原正大・山本正嘉 2011「歩行路の傾斜、歩行速度、および担荷重量との関連からみた登山時の生理的負担度の体系的な評価—トレッドミルでのシミュレーション歩行による検討—」『体力科学』60巻3号 一般社団法人日本体力医学会 pp.327-341
- 4 一方で、所蔵機関への問い合わせ段階から、完形品の存在はあまり多くはないことが事前に通告されており、関係者の方々が懸命に検索してくださったものの、上記瓦窯資料では、今回調査させていただいたものが限界であったのも事実である。瓦窯資料であれば、消費地遺跡出土のものに比べて完形品の出土率が高いのではないかと想定していたが、現地保存される窯の場合には、窯体内に残っている瓦や、窯体を構築している瓦を無理に取り上げてきていない場合も多く、想定したよりも完形品の保管数は多くなかった事実も記しておきたい。
- 5 史料本文は虎尾後裁編 2017『詳注日本史料 延喜式 下』 集英社によった。
- 6 ここでは大1斤を約670gとして計算し、大60斤は約40.2kgであったと仮定する。
- 7 上原真人 2016「[延喜式]木工寮瓦屋再考」「日本古代考古学論集」 同成社 pp.358-377
- 8 前掲註7。

# 平安時代における川原寺の瓦生産

—軒平瓦の分析を中心に—

田中龍一

## I はじめに

飛鳥の地に創建された川原寺は、天皇勅願の大寺院として威容を誇っていた。しかしながら、平城遷都後も移転することなく、地位の低下は避けられなかった。11世紀後半には東寺末寺として支配を受けることとなり、衰退の一途をたどったが、平安時代のうちに少なくとも二度の火災にあっていたことが文献から判明する。一度目は延久2年（1070）以前<sup>1</sup>、二度目は建久2年（1191）ごろとされる<sup>2</sup>。このうち、一度目の火災にともなう埋納遺構と考えられているのが、川原寺裏山遺跡である。同遺跡からは被災した塔仏や塑像とともに承和昌宝（承和2年（835）年初鉄）が出土しており、同寺の別当・検校となった聖宝との関連から、9世紀代に火災がおこったとの見解がある<sup>3</sup>。

以上の被災と復興の履歴は、瓦からも確認できる。たとえば、今回対象とする平安時代の軒平瓦は、中心伽藍の調査において約200点出土しており、創建軒平瓦651型式（以下、「軒平瓦」、「型式」は省略し型式番号のみ表記する）の約330点にも引けを取らない<sup>4</sup>。平安時代に大規模な再建工事とそれに伴う瓦の生産がおこなわれたことは、疑いようもない事実であろう。しかしながら、平安時代の瓦に対しては、文様上類例に乏しいためか、十分な検討がおこなわれてきたとは言いがたい。

そこで本稿では、平安時代における川原寺の造瓦体制を解明するための一歩として、軒平瓦の再検討をおこなう。関連する他遺跡の瓦とも比較をおこない、大和国内の瓦生産・流通体制における川原寺の位置づけについても見通しを述べたい。

## II 研究史と問題の所在

伽藍中枢部を発掘、報告した奈良国立文化財研究所学報第9冊『川原寺発掘調査報告』（以下、学報とする）によると、平安時代に位置づけられたのは軒丸瓦7型式、軒平瓦15型式である。これらを前期と後期に大別し、前者は「聖宝の川原寺に住した頃」として9世紀後半を、後者は軒丸瓦の文様から「型式的に興福寺の永承再建時の瓦のそれにわざかに先行するもの」、つまり11世紀前葉ごろを想定した<sup>5</sup>。



図1 范の違いに基づく型式の再検討

花谷浩は、新出型式を紹介しつつ川原寺出土軒瓦を概観し、他遺跡との同范・同文関係を指摘した<sup>6</sup>。また、飛鳥池遺跡出土の川原寺同范瓦を検討し、763・762の同范関係と改範状況を明らかにした<sup>7</sup>。

山崎信二は、南都七大寺を中心とした平安時代軒瓦を通時に検討するなかで、平安前期の川原寺にも言及した<sup>8</sup>。特に751が凸面押圧技法によるものであり、東大寺系の技術系譜に位置づけられると指摘した。

以上のように、川原寺出土の平安時代軒瓦に対しては個別の検討があるものの、それ自体に主眼を置いた分析は皆無である。各型式を再検討し、文様・技術のまとまりや系統を明らかにしたうえで全体像を把握する必要があるだろう。再検討を進めるにあたり、既往の研究を踏まえて、まずは以下の検討課題を設定する。

① 大和における奈良時代以来の技術系譜に位置づけることが可能なか否か

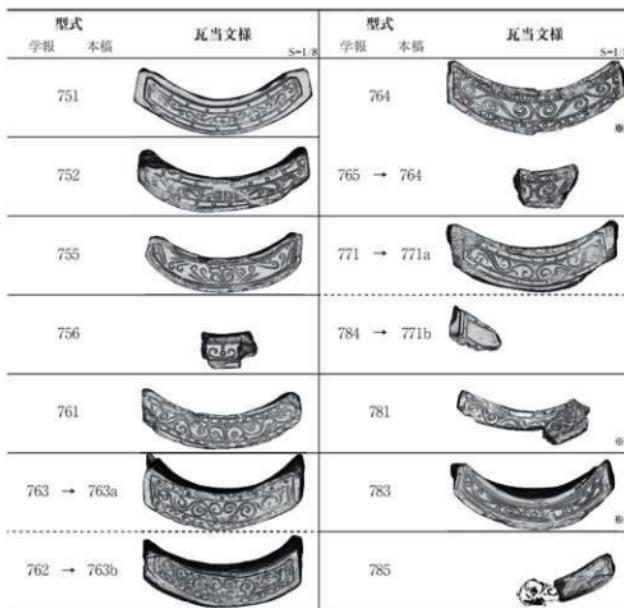
② 川原寺への供給を主目的に生産・流通したのか否か

上記の課題に取り組むべく、本稿では軒丸瓦に比して型式数、出土量ともに多く、製作技術上の特徴を抽出しやすい軒平瓦を主な検討対象とする<sup>9</sup>。

### III 軒平瓦の瓦当文様と製作技術

#### 1 型式の再検討

軒平瓦各型式の検討に先立って、范の違いに基づいた型式を設定するべく再検討をおこなった。同范か異范かの判別方法については、



※は2個体を合成した3次元モデル

図2 川原寺における平安時代の軒平瓦型式一覧

范傷の比較に加え、Sfm-MVSによって作成した3次元モデルの位置合わせも試みた<sup>10</sup>（図1）。複数型式がひとつの型式にまとめられる場合は、改範前の型式番号に統一し、アルファベットで細分した。その結果、以下の検討を経て平安時代の軒平瓦は合計11型式となった（図2）。

（1）763・762→763a・763b

762・763の同范関係については、すでに花谷浩によって指摘されている。すなわち763の上外区を切り縮めたものが762である<sup>11</sup>。なお改範時には、切り縮めにくわえ、内区上方に新たに珠文を配置している。本稿では改範前を763a、改範後



図3 763 展開図

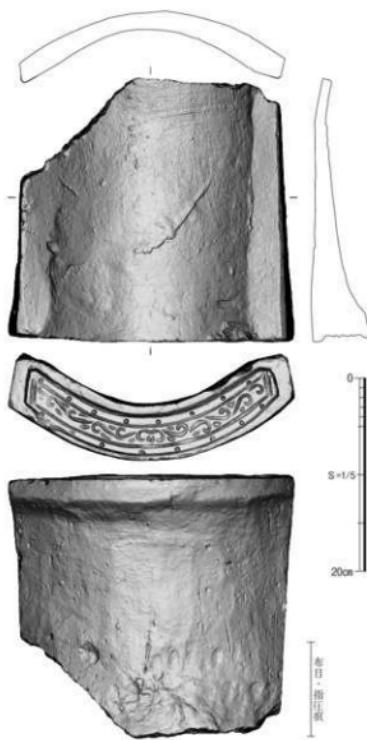


図4 751 展開図

区を影り潰したものが、784にある。本稿では改版前を771a、改版後を771bとする。

## 2 軒平瓦各型式の検討

### (1) 751 (図4)

**瓦当文様** 均整唐草文。上方で繋がった対向C字を中心飾りとする。左右には単位の離れた唐草が5回反転する。上・下外区には小ぶりな珠文を疎らに配置する。脇区には珠文を置かず、界線と平行する縦線を配する。

を763bとする。

### (2) 764・765→764

765は、これまでに1点のみ出土している。学報掲載写真の傾きから、右端の破片として型式認定されたと考えられる<sup>12</sup>。しかし、現物を確認したところ、右側面は明瞭な平坦面も調整痕跡も認められないことから、摩滅した破面とみるべきであろう(図3)。さらに位置合わせの結果、765の文様は764の中心飾部分と完全に一致した。以上の点から、別型式と認定する根拠が失われたと判断できるため、本稿では764に統一する。

### (3) 771・784→771a・771b

784もこれまでに1点のみ確認されている。外区に小ぶりな珠文を置き、内区は一段高い平坦面となっているが、唐草の痕跡のような突出が確認できる。珠文の大きさが同程度の771と位置合わせをおこなった結果、外区珠文の範囲が一致することに加え、界線と内区文様の痕跡も一致したため同范と認定した。771の最終段階で内

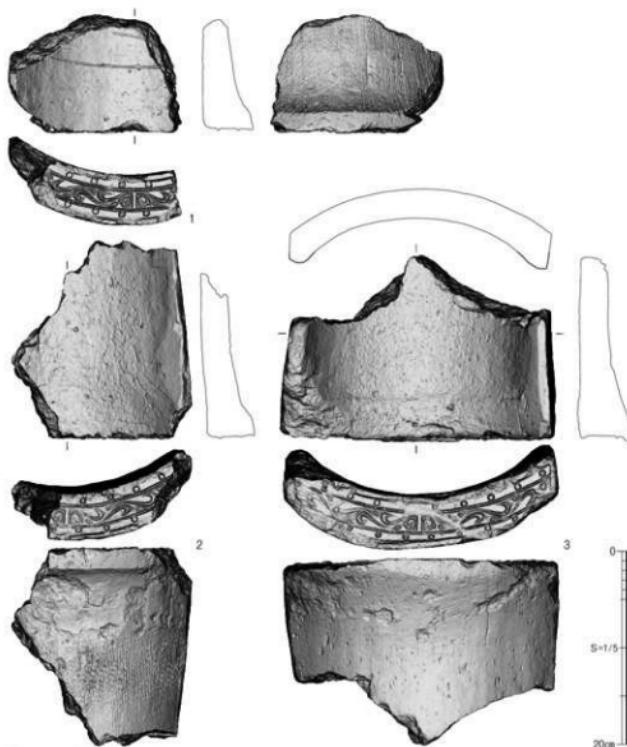


図5 752 展開図

**製作技術** 凹面には布目痕が残り、一部個体で不定方向に走る粘土縫ぎ目が確認できる。一方で糸切痕は認められないことから、たたら切り出し<sup>13)</sup>によらない粘土塊の使用が想定される。凸面には、額部から平瓦部にかけて縱方向のヘラケズリをおこなう。ケズリは平瓦部の途中で終わる個体もあり、ケズリが及ばない部分には、指圧に起因する凹凸と布目痕が残る。

また、狭端部には凹面・凸面と連続する布目痕が残る。ケズリが不十分な個体には、凹面側縁部や側面にも布目痕が部分的に残る。以上の点から、751においては狭端面と側面

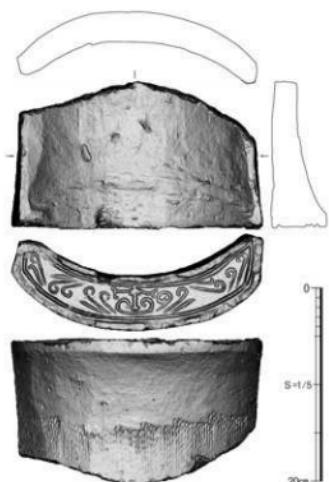


図6 755展開図

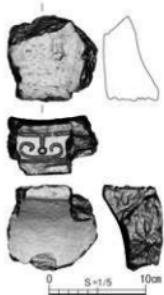


図7 756展開図

の三方に立ち上がりをもつ型棒状の成形台が使用されたと考えられる。これと関連して、平瓦部の中心軸上（いわゆる谷の部分）は、厚さ1cm程度とかなり薄くなっている。特に狹端部に近づくほど顕著だが、薄い部分の凸面にも指圧痕・布目痕が残っている。以上のことから、型棒状成形台に粘土塊を押し広げて成形したことがわかり、典型的な型づくりと評価できる。頸形態は、2.0~2.5cmの頸面をもつ曲線頸II。範の形態は不明だが、幅広の周縁をもつ。

## (2) 752(図5)

**瓦当文様** 均整唐草文。下向きC字を並列する中心飾りを置く。左右には単位の離れた唐草が5回反転する。上・下外区には珠文を配するが、脇区は設けない。

**製作技術** 四面には布目痕と糸切痕が残り、たたら切り出しの粘土板を用いている。瓦当部の成形は、粘土板の凸面に粘土を貼り付けているが、剥離面は凹凸があり不明瞭なものである（以下、この成形方法を「凸面貼り付け成形A」とする）。瓦当部成形後の凸面調整は、縄叩きの有無・範囲によって3種類がまとめられた。

①頸部から平瓦部にかけて（ケズリ調整したのち）全面を縦縄叩きで仕上げる（1）。

②頸部から平瓦部にかけてケズリ調整し、凸面を縦縄叩きで仕上げる（2）。

③頸部から平瓦部にかけてケズリ調整で仕上げる（叩きはおこなわない）（3）。

なお、①、②の叩き具の縄は比較的細かく密である。また①、②は幅2cm前後の明瞭な頸面をもつ曲線頸IIだが、③は頸面をもたない曲線頸Iと直線頸が多数を占める。

## (3) 755(図6)

**瓦当文様** 均整唐草文。中心飾りには、横長の上向きC字形中心葉の中に先端が十字形

の垂飾りを置く。垂飾りの根元からは左右に唐草が伸び、先端で二股に分かれる。中心飾りの左右には単位の離れた唐草が3回反転するが、唐草の第二単位の展開は左右非対称である。外区は素文。

**製作技術** 凹面には糸切痕と布目痕がみられる（たたら切り出しの粘土板）。瓦当部の成形は、凸面貼り付け成形A。凸面は、頸部から平瓦部にかけて縦方向のヘラケズリをしたのち、平瓦部に縦方向の縄叩きをおこなう。約1.5cm幅の頸面をもつ曲線顎II。

#### (4) 756 (図7)

**瓦当文様** 中心飾り部分のみ判明する。横長の上向きC字型中心葉の中に、先端が丸く膨らむ垂飾りを置く。外区は素文。

**製作技術** 1点のみ出土し、瓦当面から7センチ程度までが残存している。凹面は幅7センチ以上を横ナデするが、一部に布目、糸切痕がみられる（たたら切り出し粘土板）。瓦当部の成形は、凸面貼り付け成形A。凸面は頸部までが残り、縦方向のヘラケズリをおこなう。頸面付近には幅1cm程度の横ナデが認められる。幅1.5cmの明瞭な顎面をもつ曲線顎II。

#### (5) 761 (図8)

**瓦当文様** 均整唐草文。明確な中心飾りではなく、中心から左右に連続する唐草が4回反転する。外区・脇区には、珠文と×文を交互に配する。

**製作技術** 凹面には布目痕と糸切痕が残る（たたら切り出し粘土板）。瓦当部成形法は不明。凸面には、頸部から平瓦部にかけて縦ケズリをおこなったのち、全面を縄叩きする。顎面をもたない曲線顎Iが主体だが、曲線顎IIも少數認められる。

なお、凸面の顎部から平瓦部にかけての移行部分（特に両側面付近）で、凹型台の圧痕が残る個体が一定数存在する。凸面に離れ砂が撒かれる個体もあり、凹型台の使用に伴う

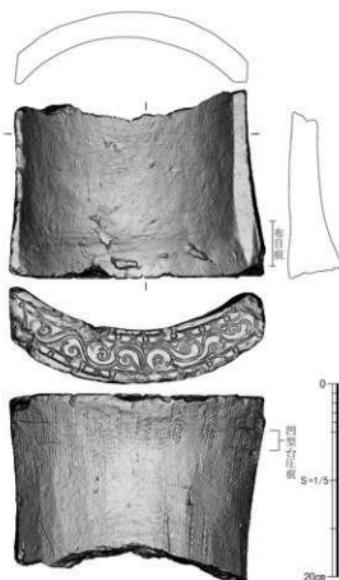


図8 761展開図

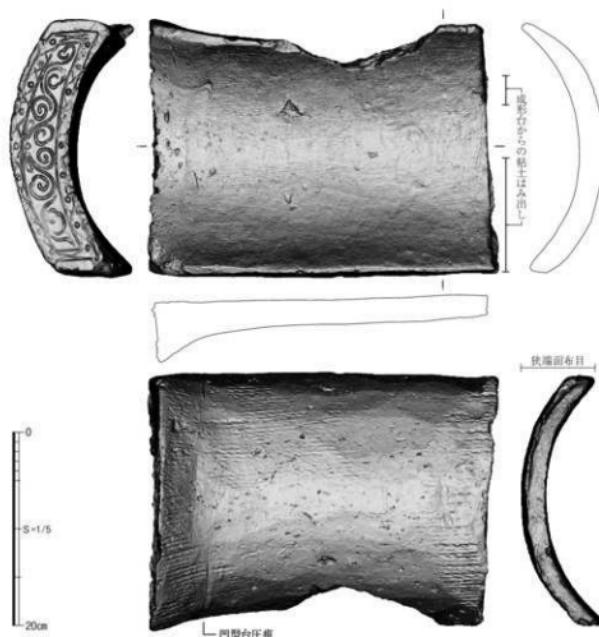


図9 763a展開図

ものだろう。また、側縁付近のケズリが及ばない部分に布目痕を残す個体も認められ、型枠状成形台を使用した可能性も指摘できる。

#### (6) 763a・763b (図9、10)

**瓦当文様** 均整唐草文。巻き込みの強い上向きC字形中心飾りを置き、唐草は向かって左に3回、右に2回反転する。外区には珠文と×文を交互に配する。脇区には、縦長の×文を一つ置く。

先述の通り、範の切り縮めをおこなった763bでは、上外区をなくして内区上方に珠文を新たに配置する。

**製作技術** 改范前後で製作技術に大きな変化は認められなかった。四面には糸切痕と布目痕が残る（たら切り出し粘土板）。瓦当部の成形は、凸面貼り付け成形A。凸面は、額

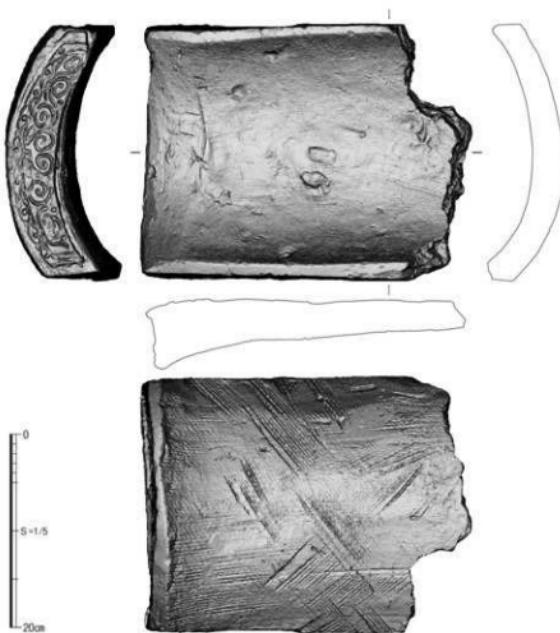


図10 763b展開図

部から平瓦部にかけて縦ヶぎりをしたのち、全面を繩叩きして仕上げるものが大半だが、繩叩きを省略する。顎形態は曲線顎Ⅰ・Ⅱ、直線顎があり、個体差が大きい。

顎部～平瓦部の移行箇所には凹型台圧痕が残り、離れ砂の使用も認められる。加えて、狭端部まで残る事例をみると、凹面から狭端面に連続する布目と狭端面凸面側にバリ状の粘土のはみ出しが残り、型枠状形成台の使用が想定される。

#### (7) 764 (図11)

**瓦当文様** 均整唐草文。明確な中心飾りをもたない。左右から内側に展開する唐草が中心で横棒によって連結し、左右に向けては2回反転する。外区・脇区には珠文と×文を交互に配する。

**製作技術** 凹面は、全面をナデて布目をほとんど残さない。たら切り出しによるもの

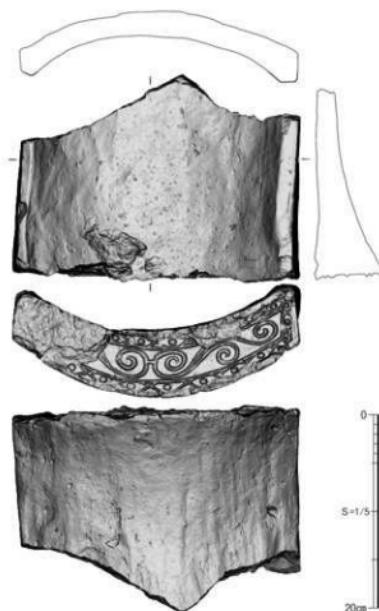


図11 764展開図

部の成形は、凸面貼り付け成形A。凸面は、頸部から平瓦部を縦ケズリしたのち、全面を繩叩きで仕上げる。頸形態は曲線頸Ⅰ・Ⅱが主体だが直線頸もあり、個体差が大きい。

狹端面には、凹面から連続する布目痕が残る。なお、側面と凹面の角部分が大きく飛び出す個体があり、凸型成形台から側面側に粘土がはみ出しが明らかである。両事象は一個体内で確認できたわけではないため判断が難しいが、狹端面のみ立ち上がりをもつ成形台を使用した可能性がある。

#### (9) 783 (図13)

**瓦当文様** 均整唐草文。中心飾りは対向C字をおき、宝珠状の文様でつなぐ。唐草は左右に緩やかに展開し、2回半反転する。界線は二重にめぐり、外区は素文。

**製作技術** 凹面には布目・糸切痕が残る(たたら切り出し粘土板)。凸面は調整方法が二種類認められ、その他の技法・形態もそれぞれ異なっている。

かどうかは不明だが、平瓦部の厚みが均一であることから粘土板の使用が想定できる。瓦当部の成形は、凸面貼り付け成形A。凸面は縦方向の指ナデやケズリで仕上げ、繩叩きはおこなわない。ごくまれに、瓦当面に離れ砂をまく個体がある。頸形態は、曲線頸Ⅰまたは直線頸で、頸面をつくりださない。

#### (8) 771a・771b (図12)

**瓦当文様** 均整唐草文。明確な中心飾りをもたない。左右の唐草は中心に向かって2回反転し、外側に向かって1回反転する。外区・脇区には小ぶりな珠文を配する。

**製作技術** 771bは1点のみの出土で凹凸面ともに残存せず、製作痕跡はほとんど観察できない。以下、771aの所見を記す。

凹面には、布目痕と糸切痕が残る(たたら切り出し粘土板)。瓦当

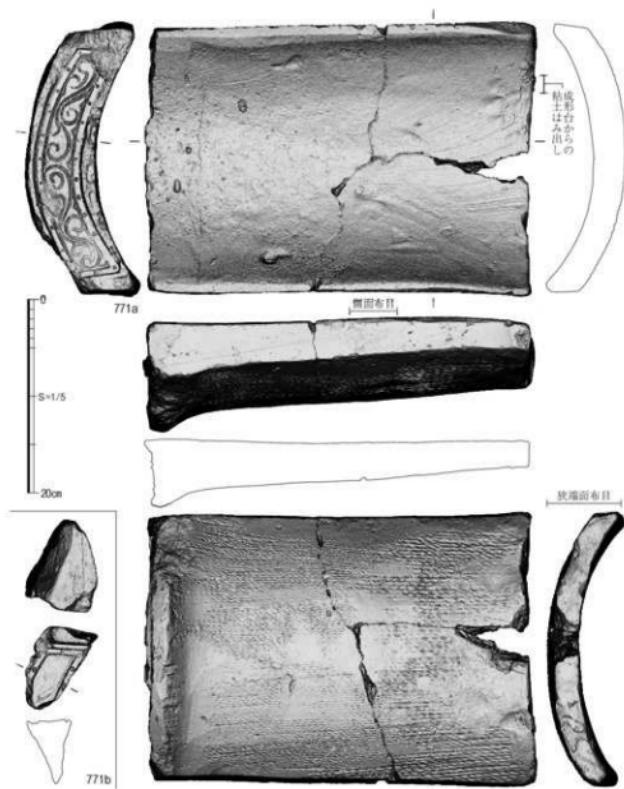


図12 771a・771b展開図

- ①頸部から凸面にかけて縦方向のヘラケズリ・ナデをおこなったのち、凸面を繩叩きで仕上げる。叩き具の繩が縦巻きのものと横巻きのものの二種類がある。頸形態は曲線頸II(1)。
- ②頸部から凸面にかけて縦ナデで仕上げる。凹面も全面ナデで仕上げる。頸形態は直線頸(2)。

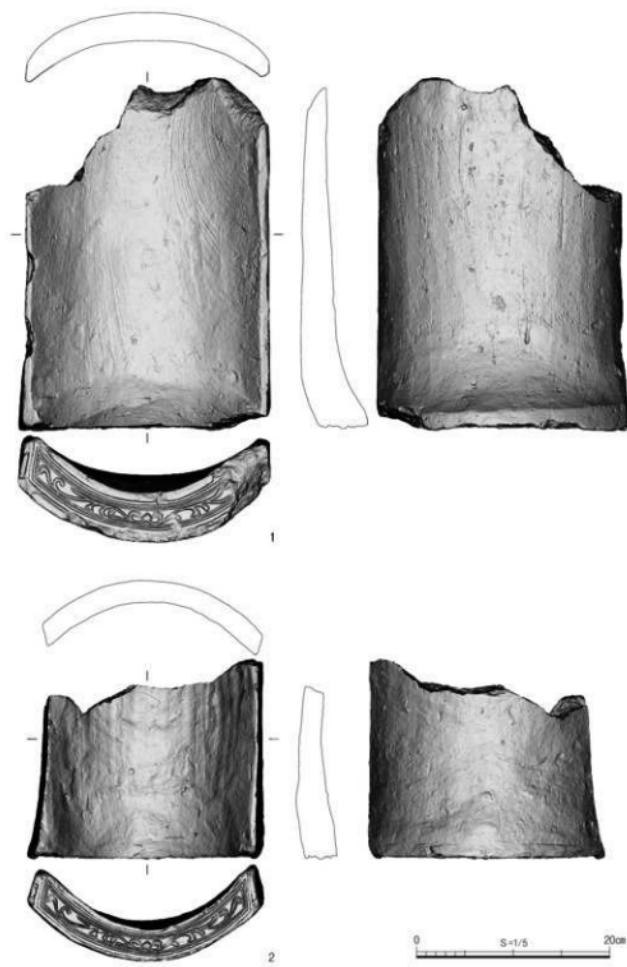


図13 783展開図

## (10) 781 (図14)

**瓦当文様** 偏行唐草文。右端の部分が不明だが、複数個体から文様を復元したところ、左から右へ7回反転すると考えられる。界線がめぐるが外区は素文。

**製作技術** 凹面には、布目痕と糸切り痕が残る（たたら切り出し粘土板）。瓦当部の成形は、平瓦部凸面に頸部粘土を貼り付けるが、その剥離面は明確な平坦面をなす（これを「凸面貼り付け成形B」とする）。頸部は剥離した資料が多いが、明確な頸面を持たず、緩やかに影らむ曲線頸。頸部は横ナデ、凸面は縦ナデで仕上げる。

## (11) 785 (図15)

**瓦当文様** 均整唐草文。中心飾りは側視花文か。唐草は左右に3回反転すると考えられる。外区はもたない。

**製作技術** 確認できたのは破片1点のみである。凹面には布目痕が残るが糸切痕は認められず、成形時の粘土素材は不明。凸面には離れ砂が撒かれ、綫長の繩目が数条確認できる。繩目が叩きにともなうものかは判然としない。頸形態は直線頸。

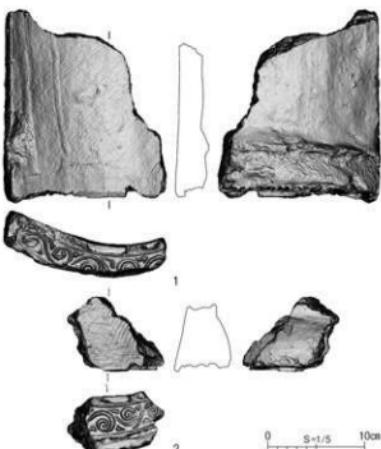


図14 781展開図



図15 785展開図

## IV 軒平瓦の系統と年代

## 1 軒平瓦の技術系統

ここまで軒平瓦II型式の製作技術を検討してきたが（表1）、

基本的な成形・調整技法によってまとめができるものを技術群として設定した。

## (1) 技術群の設定

**A群 (751)** 粘土塊を成形時の素材とした凸面押圧技法に特徴づけられる。これは、一定の厚みが得られるたたら切り出しの粘土板を用いずに、单一もしくは複数の粘土塊を手

表1 各型式における製作工程上の諸属性

瓦当 型式	一次成形	二次成形	一次調整	施工	二次調整			顎形態	型枠状 成形台	1~3次 出上 点数	1~3次 出上 割合(%)			
					瓦当面	凸面 押付A	瓦当部	凸面B	内面C	瓦当面	凸面 押付B	瓦当部	内面	
751	塊	○	—	縦ケ	×	×	×	×	×	横ナ・横ケ	曲II	○	32	16
752	板	×	凸貼付A	縦ケ	平継 全継	×	×	×	×	横ケ	曲I・ II/直	—	7	4
755	板	×	凸貼付A	縦ケ	平継	×	×	×	×	横ケ	曲II	—	4	2
756	板	—	凸貼付A	縦ケ	—	—	—	—	—	横ケ	曲III	—	1	0.5
761	板	×	—	縦ケ	全継	○/×	○/×	○	○	横ナ・横ケ	曲I・ II・直	△	39	20
763a	板	×	凸貼付A	縦ケ	金継 ×	○/×	×	○	○	横ケ	曲I・ II/直	○	30	15
763b	板	×	凸貼付A	縦ケ	金継 ×	○/×	○/×	○	○	横ケ	曲I・ II/直	○	30	15
764	板	—	凸貼付A	縦ナ・ ケ	×	○/×	×	×	×	横ナ・横ケ (全継)	曲I/直	—	14	7
771	板	×	凸貼付A	縦ケ	全継	○/○	○/○	?	?	横ナ・横ケ	曲I・ II/直	○	60	30
781	板	×	凸貼付B	縦ナ	×	×	×	×	×	横ケ	曲I	—	4	2
783	板	×	—	縦ナ・ 縦ケ	平継	×	×	×	×	横ナ・ケ	曲II	—	5	2
785	—	—	—	—	縦?	×	○	×	○	横ケ	直	—	1	0.5

【例】

【全継】

○：あり、△：可能性あり、×：なし、—：不明（判斷不可）。太字ゴシック：複数あるなかで主体的なもの

【一次成形～平瓦部】

【一次調整～凸面】

施：粘土塊。板：粘土板

縦ケ：縦ヘラケズリ、縦ナ：縦ナデ

【一次成形～瓦当部】

凸貼付A：平瓦部と額部粘土の剥離面が凹凸のある平瓦面をなす

凸貼付B：平瓦部と額部粘土の剥離面が明確な平瓦面をなす

【一次調整～合面】

×：二次調整なし。一次調整で凸面仕上げ。平継：平瓦部のみ継ぎ叩き、全継：額部～平瓦部にかけて全面継ぎ叩き

【一次調整～瓦当面】

【顎形態】

横ナ：横ナデ、横ケ：横ケズリ

直：直線型、曲I：曲線顎I、曲II：曲線顎II

で押圧して成形するものである<sup>14</sup>。凸面押圧技法は、造東大寺司所管の瓦工房で採用され、その後西大寺や平安京、東寺・西寺でも同技法による軒平瓦が生産・供給された。技法上の共通点から、山崎は造東大寺司もしくは造西寺司との関係を指摘している<sup>15</sup>。

B群（755・756・752・783）　凸面の平瓦部を中心で縫合する一群。1型式内における技術のまとめの程度から、B-1群とB-2群に細分する。

①B-1群（755・756）：安定した曲線顎IIで、凸面は平瓦部のみを縫合する。756は平瓦部の調整技法が不明だが、基本的に755と共通した技法である。

②B-2群（752・783）：平瓦部縫合のはか、全面縫合や縫合をおこなわざケズリで仕上げる例も存在する。安定した曲線顎II主体だが、ケズリ仕上げの一群は曲線顎Iや直線顎となる。

B群の平瓦部のみを縫合する点は、奈良～平安時代の大和において普遍的な技法といえる。B-1群は、後述する瓦当文様の特徴も考慮すると、平城宮・京の造瓦組織との間

速が想定できる。

**C群 (761・763・771)** 凸面全面を繩叩きで仕上げる一群。頸部の形状は曲線頸主体だが、個体差が大きく不安定である。また、凹型台の使用とそれに伴う凸面離れ砂が認められる。

**D群 (764)** 凹凸面ともにはば全面をナデで仕上げるもので、頸形態は曲線頸I。文様はC群の761・763と共に通の意匠を採用する一方で、製作技術は大きく異なる。

**E群 (781)** 凸面は叩きをおこなわず、全面ナデで仕上げる点と、凸面貼り付け成形Bという点が大きな特徴。E群は、頸形態、瓦当部成形法から見て平安時代後期における南都諸寺院系の技術系譜上にある。

**F群 (785)** I型式のみで出土点数も寡少だが、直線頸と凸面離れ砂で明確な叩きがない点で特徴的。

#### (2) 特殊な造瓦道具に関する予察

**型枠状凸型成形台の使用** A群 (751) とC群 (761・763・771)において縁辺に立ち上がりをもつ成形台の使用が認められた。この成形台は、型作りとの関連から、粘土塊成形と凸面押圧技法を採用するA群には必要な造瓦道具である。一方で、たたら切り出し粘土板を用いるC群には、技術上必須とはいえない。

ただし、平城宮・京においても狭幅面に布目が残り、同様の構造の成形台が想定できる型式はあるものの、ほとんどは凸面押圧技法にともなうものである<sup>16</sup>。

**凹型台の使用** C群において、凹型台とそれに伴う離れ砂の使用が認められた。この凹型台については、中世における軒平瓦づくりの特徴のひとつとして認識されている<sup>17</sup>。一方、古代における一般的な一枚づくり軒平瓦では、凹型台を使用せずに、範のついた瓦当面を下向きに立てるなどして凹面調整をおこなったと考えられる。

平安時代の大和においては、10世紀後半の薬師寺238で凸面に布目痕が残ることから凹型台の使用が想定されている<sup>18</sup>。ただし、C群のような明確に凹型台痕跡が残る事例はこれまで認められていない。

## 2 軒平瓦の文様系統

川原寺出土の平安期軒平瓦で、他遺跡と同文・同范関係が認められる型式は限られる。各事例を取り上げ、出土量などの比較から、川原寺を中心に流通したのか、それとも他地域・遺跡での消費が顕著なのか、予察をくわえる。なお川原寺以外の出土例では、実物の観察ができておらず、拓本や実測図、報告書の記述等をもとに検討したものも含まれる。

#### (1) 755・756と平城宮・平川庵寺

**文様系統** 755は、①↓形の垂飾りを上向きC字で囲う中心飾り、②外区が素文、③唐草の各单位が離れる、④唐草の第三単位が巻き込み、脇区と繋がらない、といった点で、

平城宮6702の系譜下にあることが明らかである。

**他遺跡における類例** 同文異范例は知られていないが、唐草の巻きをみると、6702G・H・Iのはか、山城・平川廃寺R-3に類似する<sup>20</sup>。特に平川廃寺R-3は、すべての唐草が内側に巻き込んでいる点で平城宮6702と一線を画すが、755も内巻きの唐草が主体となっており、共通点が見出せる。756は中心飾り部分のみの破片だが、6702 Iと同文異范である。なお、6702は平城宮瓦編年の第Ⅲ期を中心に展開し、6702G・H・Iは第Ⅲ期後半、天平勝宝元年（749）～天平宝字元年（757）に位置づけられる<sup>21</sup>。

#### （2）751・752と加守廃寺・巨勢寺・坂田寺

**文様系統** 751・752はともに、中心飾りとしてC字を二つ並べる。左右の唐草が、各單位が離れた状態で4回反転する点も共通する。直接的な模倣・被模倣関係までは想定したいが、全体的な文様構成は共通するといえる。

**他遺跡における同范例** 751の同范例は豊浦寺で1点のみ出土している<sup>22</sup>。752の同范例は加守廃寺・巨勢寺（27）、坂田寺（121A）で確認できる<sup>23</sup>。巨勢寺では6点出土している。

#### （3）761・763・764・771と飛鳥寺・飛鳥池遺跡・坂田寺

**文様系統** 761・763・764は、外区に珠文と×文を交互に配する意匠が共通する。ただし内区文様の唐草の展開は大きく異なり、模倣・被模倣の関係は想定できない。771は、文様は異なるものの、技術的には761・763と同じC群に含まれる。

**他遺跡における同范例** このうち763bの同范例が飛鳥寺や飛鳥池遺跡、坂田寺（123A）で出土している<sup>24</sup>。なお、東京国立博物館所蔵の興福寺採集資料にも763aと同范らしきものがあるが、発掘調査では出土していない<sup>25</sup>。771aは坂田寺（125A）に同范例がある<sup>26</sup>。

#### （4）781と南都七大寺・平安京

**他遺跡における同文異范例** 781は南都七大寺に類似した瓦が認められる。薬師寺（278）や元興寺・興福寺・西大寺（268A）などに同文異范例があり、このうち薬師寺278は元興寺・興福寺と同范である<sup>27</sup>。ほか京都・法金剛院でも同文例が出土している<sup>28</sup>。同范関係は認められないものの、技術的にも南都七大寺の瓦工人の影響は明らかである。

### 3 軒平瓦からみた平安時代における川原寺の造瓦

はじめに述べたように、川原寺は延久2年（1070）以前と、建久2年（1191）ごろに被災したことが文献から明らかである。今回検討した瓦は、二度目の被災以前のものであり、一度目の被災後の再建にともなって供給されたものが主体になるだろう。

これまで検討してきた文様・技術と他遺跡での類例、そして出土点数をもとに、おおまかな年代観を示す（表2）。ただし、今後の検討によって訂正の余地があることを予め付記しておく。

表2 技術群の分類と編年

其当型式	技術群	粘土素材	成形・調整技法	凹型台	凸面 離れ砂	顎形態	学報の年代観	本稿の年代観
751	A	粘土塊	押圧	×	×	曲II	平安前期	
755	B-1	粘土板	平叩き	×	×	曲II	平安前期	
756							奈良後期～平安前期	I期
752			平～全叩き	×	×	曲II主体	平安前期	
783	B-2	粘土板	全叩き	○	○	曲I主体	平安後期	
771	C	粘土板	全叩き	○	○	曲I主体	平安後期	
761							平安後期	II期
763							平安後期	
764	D	粘土板	叩きナシ	×	×	曲I主体	平安後期	
781	E	粘土板	叩きナシ	×	×	曲II	平安後期	
785	F	?	叩きナシ	—	○	直	平安後期	III期

なお、学報で平安時代の瓦が前期と後期に大別されていることは先述の通りである。前期は、751のほか752、755、765をあげ、756は平城宮との類似性から、奈良時代後期までさかのばる可能性も想定されている。後期は、外区に珠文と×を交互に配する一群（761、763、764）やその他別系統のもの（771、781、783、785など）をあてているようである<sup>28</sup>。

#### (1) I期：奈良時代後半～平安時代前期（8世紀後半～9世紀）

A・B群をI期にあてた。その中でも最も早い段階に位置づけられそうのが、B-1群（755・756）である。平城宮6702が祖型となるのは疑いなく、上限を8世紀後半としている。ただし、川原寺では平城宮・京と同範の瓦が出土しており、奈良時代において平城宮・京から供給を受けていたことを踏まえると、平城宮・京とは異範のB-1群が平安時代まで降る可能性も考慮すべきだろう。B-1群は5点（2.5%）出土したのみであり、補修・再建時に補足的に供給されたものだろう。

A群（751）は凸面押圧技法であることから、年代は少なくとも8世紀後半以降となる。ただし、文様は明らかに東大寺や西大寺、平城宮・京のものとは別系統である。対向C字形の中心飾は、むしろ9世紀に平安京や法隆寺などで採用されるものであり、751も9世紀まで降る可能性が高い。A群はI型式のみながら32点（16%）出土しており、一定規模の補修に際して主体的に用いられた可能性がある。

B-2群（752・783）もA群に近接した時期と考えられる。752は751と文様上の共通性が高く、752と783は技法上の共通点が多い。また、加守磨寺では創建期の興福寺式軒丸瓦の範が伝世し、平安前期に752とセットで使用されたことが指摘されている<sup>29</sup>。B-2群は計12点（6%）出土したのみである。

#### (2) II期：平安時代中期（10世紀）

C（764）・D群（761・763・771）をII期にあてた。外区文様が珠文と×文、もしくは全面繩叩きの一群。顎形態や瓦当面形状は個体差が大きく、叩き具や調整技法も粗雑である

ことから、Ⅰ期よりも時期的に降ると考えられる。文様・技術の共通性から、C・D群は近接した時期のものである可能性が高い。なお、C群は14点（7%）、D群は129点（65%）あり、特にD群は平安時代軒瓦のなかで圧倒的多数を占める。これらの軒瓦が生産されたⅡ期に、大規模な再建事業がおこなわれた可能性が高い。ただし、川原寺裏山遺跡出土遺物が被災した火災後の再建に対応するものか否かは、より詳細な検討を要する。

### （3）Ⅲ期：平安時代後期（11世紀末～12世紀）

E（781）、F群（785）をⅢ期にあてた。E群は南都七大寺系のものであり、同文異范例の年代観から11世紀末ごろとみてよいだろう。F群は類例に乏しいが、宝塔文軒丸瓦と組み合う可能性がある<sup>30</sup>。宝塔文軒丸瓦は特に和泉国内での出土が顕著であり、その多くは12世紀代に位置づけられる<sup>31</sup>。和泉産の瓦は和泉国外への流通も認められ、F群も大和産だけでなく和泉産の可能性も考慮しながら比較検討を進める必要がある。

なお、E群は4点（2%）、F群は1点（0.5%）出土しているに過ぎず、小規模な補修にともなう補足瓦であろう。

## V おわりに

本稿では、川原寺における平安時代の軒平瓦を対象に、瓦当文様・製作技術の再検討をおこなった。その結果、従来未確認だった改範の状況を明らかにしたほか、各型式を6グループに分類し、3期に編年した。そのうち、Ⅰ期の瓦群は主に東大寺や平城宮の造瓦組織の系譜下に位置づけられる。一方で、再建時の主要瓦と考えられるⅡ期の瓦群は、文様・技法ともに極めて独自色の強いものであった。Ⅰ～Ⅱ期の瓦群は南都七大寺や平安京での出土も確認できず、川原寺を中心に飛鳥地域を中心に限定的に生産・流通したものであることを明らかにした。そしてⅢ期の瓦群は、南都七大寺や和泉との関連も想定され、南都七大寺を中心とした瓦生産・流通体制の中に組み込まれたと評価できる。

今回の分析を通じて、平安時代のなかでも供給元の造瓦組織や造瓦技術が時期によって変化することが解明できたのは重要な成果である。今後の課題としては、軒平瓦との軒丸瓦がセットで生産・供給されたのかを明らかにするとともに、他遺跡の平安期軒瓦との比較検討も進め、平安時代の大和国内における瓦の生産・流通体制の具体相を解明することうが求められる。

本稿は、令和3～4年度日本学術振興会科学研究費助成事業研究活動スタート支援（課題番号21K20062）の成果の一部である。

## 註

- 1 「近江国弘福寺領莊田注進状」。
- 2 「玉葉」建久2年5月2日条。
- 3 奈良文化財研究所 2004「川原寺寺域北限の調査—飛鳥藤原第119-5次発掘調査報告」。
- 4 奈良国立文化財研究所 1960「川原寺発掘調査報告」奈良国立文化財研究所学報第9冊。いっぽう軒丸瓦に関しては、創建瓦601の230点に比して平安時代は55点と多くはないものの、一定量出土している。
- 5 前掲註4 奈文研1960。ただし、学報の型式分類は必ずしも範の異同に基づく分類ではない。たとえば、601はA～E種の5種に細分され、C種とD種は瓦当裏面調整の違いが分類基準となっていたが、両者は同范である（金子裕之 1983「軒瓦製作技法に関する二、三の問題—川原寺の軒丸瓦を中心として—」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集 pp.269-285）。
- 6 花谷浩 2000「京内廿四寺について」『研究論集X』奈良国立文化財研究所学報第60冊 奈良国立文化財研究所 pp.77-202。
- 7 花谷浩 2021「瓦塊類」「飛鳥池遺跡発掘調査報告 本文編〔I〕—生産工房関係遺物—」奈良文化財研究所学報第71冊 奈良文化財研究所 pp.225-484。
- 8 山崎信二 1980「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集VI』 奈良国立文化財研究所 pp.131-177。
- 9 山崎信二 2003「大和における平安時代の瓦生産（再論）」「古代瓦と横穴式石室の研究」 同成社 pp.179-246。
- 10 山崎信二 2011「古代造瓦史」雄山閣。
- 11 なお、川原寺の平安時代の軒瓦は3桁目が7となる型式番号が振られているが、782は奈良時代のものとして今回は扱わない。782は平城薬師寺と山田寺で同范品が確認され、平城宮6703Aの型式番号が設定されている。
- 12 奈良国立文化財研究所 1987「薬師寺発掘調査報告」奈良国立文化財研究所学報第45冊。
- 13 奈良国立文化財研究所 1996「平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧」。
- 14 奈良文化財研究所 2002「山田寺発掘調査報告」奈良文化財研究所学報第63冊。
- 15 3次元モデルの作成には、Agisoft Metashape Professionalを使用した。画像データの書き出しには、CloudCompare (v2.12.1) を使用した。3次元モデルによる同范認識に関する研究としては、次の論考に詳しい。中村亜希子・今井晃樹・林正憲・岩水玲 2022「『瓦様』と瓦范—東大寺式軒丸瓦における同紋瓦・同范瓦の再検討—」『奈文研論叢』第3号 pp.1-37。
- 16 前掲註7 花谷2021。
- 17 前掲註4 奈良国立文化財研究所1960、PL.46-40。
- 18 瓦づくりにおける「たら」とは、粘土板を切り出すために整えた直方体の粘土塊のことを指す（竹中大工道具館 2017『千年の夢 古代瓦を葺く』）。なお「たら切り出し」という用語については、以下の文献で既に用いられている。
- 19 木村理 2020「篠窯跡群における瓦生産の展開—西山1号窯出土の平瓦を中心に—」『摂関期の瓦陶兼業窯をめぐる多面的研究—丹波・篠窯跡群を主な対象に—』 大阪大学大学院文学研究科考古学研究室 pp.261-280。
- 20 「凸面押圧技法」自体には、成形時の素材が粘土塊であるという意味は含まれていない（小澤毅 1990「西大寺の創建及び復興期の瓦」「西大寺防災施設工事・発掘調査報告書」 奈良県

- 教育委員会・奈良国立文化財研究所 pp.152-168。毛利光俊彦・花谷浩 1991「屋瓦」「平城宮発掘調査報告XIII」奈良国立文化財研究所学報第50冊 奈良国立文化財研究所 pp.251-369)。ただし、粘土塊を成形時に用いる時点で凸面の押圧成形は必須であり、凸面押圧技法と粘土塊は技術的に強く結びついたものといえる。
- 15 前掲註 8 山崎2003。
  - 16 前掲註14 毛利光・花谷1991。
  - 17 山崎信二 2000「中世瓦の研究」奈良国立文化財研究所学報第59冊 奈良国立文化財研究所。
  - 18 前掲註 9 奈文研1987。
  - 前掲註 8 山崎2003。
  - 19 藤田智子 2001「平川廢寺の軒瓦の展開—龍谷大学調査資料を中心として—」『帝塚山大学考古学研究所研究報告Ⅲ』 帝塚山大学考古学研究所 pp.75-106
  - 20 前掲註14 毛利光・花谷1991。
  - 21 奈良国立文化財研究所 1986「農浦寺第3次調査」「飛鳥・藤原宮発掘調査概報16」 pp.57-67
  - 22 奈良県立橿原考古学研究所 1993「加守寺跡第1・2次」「奈良県遺跡発掘調査概報1992年度」第2分冊, pp.1-12。
  - 奈良県立橿原考古学研究所 2004「巨勢寺」奈良県立橿原考古学研究所調査報告第87冊。
  - 奈良国立文化財研究所 1992「坂田寺第7次調査」「飛鳥・藤原宮発掘調査概報22」 pp.64-82。
  - 近江俊秀 1997「加守廢寺の発掘調査」「佛教藝術」235号, 佛教藝術學會, pp.98-104。
  - 23 奈良国立文化財研究所 1997「飛鳥寺の調査—1996-1・3次、第84次」「奈良国立文化財研究所年報1997-II」 pp.44-56。
  - 前掲註 7 花谷2021。
  - 前掲註22 奈文研1992。
  - 24 軒中五百樹 2004「興福寺と荒池瓦窯の瓦」『MUSEUM』第593号 pp. 5-40。
  - 25 前掲註22 奈文研1992。
  - 26 前掲註 9 奈文研1987。
  - 奈良文化財研究所 2012「興福寺 第1期境内整備事業にともなう発掘調査概報VI」。
  - 奈良県教育委員会・奈良国立文化財研究所 1990「西大寺防災施設工事・発掘調査報告」。
  - 27 上村和直 2002「御室地域における造営と瓦—平安時代後期を中心として—」『田辯昭三先生古稀記念論文集』 田辯昭三先生古稀記念の会 pp.505-518
  - 28 前掲註 4 奈文研1960。
  - 29 前掲註22 近江1997。
  - 山崎信二 2002「中世瓦の年代細分と古代瓦・近世瓦との相違」「シンポジウム 中世瓦の研究」 pp.41-48
  - 前掲註11 山崎2003。
  - 30 前掲註 9 花谷2000、第40回12、p.149で宝塔文軒丸瓦の拓影が掲載されている。
  - 31 市本芳三 1995「日置莊遺跡出土瓦の分析」「日置莊遺跡 分析・考察編」 大阪府教育委員会・大阪文化財センター pp.53-86。
  - 近藤康司 2019「摂津・河内・和泉」『中世瓦の考古学』 高志書院 pp.203-218。

#### 挿図出典

いずれも筆者作成

# 平安時代の紀伝科をめぐる憶説

桑田訓也

## I はじめに

紀伝科は、九世紀前半の一時期に存在した大学寮の学科である。その実態は、関連史料がきわめて少ないこともあり、ほとんどわかっていない。そのためか、先行研究においては、文章科が発展して紀伝道が成立するまでの一過程、あるいは経学・文学・史学などの學問分野の相互関係という文脈において触れられることが多く<sup>1</sup>、紀伝科それ自体の検討が十分に行われているとは言い難い。

本稿では、史料的限界を承知の上で、あえて紀伝科それ自体の検討を試みたい。紀伝科の実態と成立の経緯を少しでも明らかにし、複雑な変遷を辿った文章科の制度史的理解とその歴史的背景についての見通しを得ることを目的とする。

以下、II・IIIで、紀伝科廃止に関する知見を手がかりに、学科の具体的なあり方を廻的に考察し、続くIVで、その成果を踏まえつつ、紀伝科が設置された理由について検討を加えることとする。

## II 紀伝科とその廃止

### 1 紀伝科の概要

紀伝科は、大同三年（808）に創設され、承和元年（834）に廃止された。根柢となる史料は、次のとおりである。

【史料1】『類聚三代格』卷四 大同三年二月四日付太政官符

太政官符

紀伝博士一員

右大臣（藤原内麻呂）宣、奉レ勅、割ニ直講員一、置ニ件博士一。其官位同ニ直講一。

大同三年二月四日

【史料2】『類聚三代格』卷四 承和元年三月八日付太政官符

太政官符

応レ加ニ置文章博士一員一事

右從二位行大納言兼皇太子傅藤原朝臣三守宣、奉レ勅、宜レ停ニ紀伝博士<sup>2</sup>一員一。其

紀伝得業及生亦從停止。

承和元年三月八日

【史料3】『類聚国史』卷一〇七 承和元年四月庚子条

勅、宜下停二紀伝博士一、加置文章博士一員上。其紀伝得業及生徒亦停之。

大同三年には、直講（明経科の教官）の定員を削ぐ形で、紀伝博士一名が置かれた。【史料1】には見えないが、このとき紀伝得業生と紀伝生も置かれたとみて差し支えない<sup>3</sup>。承和元年には、紀伝博士・紀伝得業生・紀伝生が停められ、紀伝博士については、代わりに文章博士一員が加え置かれた。

教科内容は、学科名が示すとおり、中国史書の学習と考えられている。『弘仁式』に見えるテキストの中では、三史（『史記』『漢書』『後漢書』）が該当する。

【史料4】紅葉山文庫本『令義解』学令書入（『弘仁式』大学寮逸文）

大学弘仁式云、凡て講説者、春秋・礼記各限七百七十日、周礼・儀礼・毛詩・律各四百六十日、周易三百一十日、尚書・論語・令（各脱カ）二百日、孝經六十日。三史・文選各准中経。

紀伝博士の勇山文繼が嵯峨天皇に『史記』を講じていることも<sup>4</sup>、その証左となる。

紀伝科について先行研究で合意が得られているのは、およそ以上の点に尽きると言つても過言ではない。

## 2 摘文章生の創設と紀伝科の廃止

ここで、摘文章生に注目したい。摘文章生とは、九世紀後半から史料に現れる文章科の生徒で、文章生の下位に位置する。

【史料5】『延喜式』大学寮37摘文章生条<sup>5</sup>

凡て摘文章生、以二廿人一為限。補二其闕者、待二博士掌一、即寮博士共試一史文五条一、以三通三以上者上補之。其不レ住二寮家者、不レ得二貢掌一。

摘文章生は、定員二十名。大学寮が一史の文五条の自読を課して、三以上に通じた者を取った。摘文章生は、春と秋に式部省が行う詩賦の試験（文章生試）を受け、合格すれば文章生になることができた（後掲【史料6】）。摘文章生の創設を示す直接の史料はないが、登省宣旨の存在から、貞觀八年（866）までには設けられていたことがわかる<sup>6</sup>。

古藤真平氏は、さらに踏み込んで、天長四年（827）に「俊士が廃止されるに際して、寮試で選抜される摘文章生が新設され、それを正規の受験者とする省試としての文章生試が創始された」と想定した<sup>7</sup>。俊士は、弘仁十一年（820）のいわゆる「文章科の貴族化」政策によって新設されたもので、定員は五名。文章生の中の優秀な者から式部省の試験で選ばれ、俊士のうち優秀な者が秀才生（文章得業生を改称）となつた<sup>8</sup>。

古藤説は、「俊士－文章生」と「文章生－擬文章生」の両制度に関して、定員や試験の方式の違いよりも、大学寮・式部省の二段階選抜が行われるという共通点を重視したものである。しかし、擬文章生の選抜に用いられるテキストは「一史」である。天長四年には、中国史書を専門に学ぶ紀伝科がまだ存在しており、わざわざ他の学科の領域と重複する試験が作られたとみるのは、想定として不自然ではないだろうか。

むしろ、擬文章生の選抜試験が一史の素読であるのは、それが元来、紀伝生の選抜試験の内容だったから、と考えてみてはどうか。擬文章生の定員が二十名で一つの学科に匹敵する規模であるのも、紀伝生の定員が文章生・明法生・算生と同じ二十名だったから、とは考えられない。

さらに推測を重ねねば、紀伝科の廃止によって、紀伝生は突然行き場を失ったはずである。擬文章生とは、彼らを文章生試の優先的な受験者とした一時的な救済措置が、恒常的な制度として定着した姿なのではなかろうか。もちろん、紀伝生廃止の事実は動かないが、現実的な対応策が採られた可能性を追求する余地はあるように思う<sup>9</sup>。

そしてもし、この推測が正しいならば、紀伝生の実態を考えるにあたっては、『延喜式』などに見える擬文章生関連規定から邏縦的に考えることが、一つの有効な方法となるのではないかろうか。そこで次章では、上記の推測が正しいと仮定した場合、どのような紀伝科像が描けるのか、『延喜式』の擬文章生関連規定を手がかりとして検討していきたい。

### III 擬文章生と紀伝科の諸相

#### 1 紀伝科と進士試

擬文章生は、春もしくは秋に、式部省で詩賦の試験を受け、及第すれば文章生になることができる。

##### 【史料6】『延喜式』大学寮36文章生試条

凡擬文章生、毎年春秋簡試、以ニ丁第已上者一補ニ文章生。継落第之輩猶願ニ一割一、聽ニ任挙ニ之。

これは紀伝生にはあてはまらない。擬文章生設置以前の文章生試受験者が史学学生<sup>10</sup>であったことは、正史の薨卒伝や『公卿補任』の尻付などに見えるとおりであって、紀伝生が文章生になることはない。

紀伝生は、紀傳得業生となり、進士試を経て出身するのが標準的なあり方であったと私は考える。古藤氏は「紀伝試」の存在を想定しているが<sup>11</sup>、学科の創設とともに新しい試験が作られたとみる必要はないと思われる。中国の進士試が史書の学習を前提としたものであることは、『唐会要』卷七十五所載の永隆二年（681）八月詔に「進士不レ尋ニ史伝一、

唯誦<sub>二</sub>旧策<sub>一</sub>、開元二十五年（737）正月勅に「進士以<sub>二</sub>声韻<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>学、多昧<sub>二</sub>古今<sub>一</sub>」として、それぞれ現状を批判していることから明らかである。日本の進士試も性格は変わらないとすれば、中国史書を専門に学ぶ紀伝生が受験するものとしては、進士試こそがふさわしい。『弘仁式部式下断簡』の「試<sub>二</sub>貢人及雜色生<sub>一</sub>」で言及されている試験が、秀才・進士・明經・明法・算の五つのみであることも、新しい試験が作られなかった傍証となろう<sup>12</sup>。また、弘仁十一年（820）に文章科に秀才生が置かれ、文章科を秀才試のみに対応させる動きが起ったのも、紀伝科が主として進士試に対応することを踏まえての施策と考えれば、理解しやすい。

さて、進士試では、時務第二条に加えて『文選』『爾雅』の音読が課されるが<sup>13</sup>、紀伝生は『文選』『爾雅』の音をどこで学ぶのだろうか。紀伝科が置かれた大同三年（808）当時、『文選』『爾雅』は、十六歳以下の史学を学ばんと欲する大学生（＝史学学生）が最初に音読するテキストに指定されていた（後掲【史料12】）。ここから私は、紀伝生は史学学生から選ばれ、史学学生時代に、『文選』『爾雅』の音を学習することになっていたとみるのが、最も自然な想定ではないかと思う。紀伝生は、文章生と相並ぶ形で、史学学生の上位に置かれたのではなかろうか。

以上、紀伝科の学生は進士試を経て出身すると想定されること、紀伝生は文章生と同じく史学学生の上位に置かれたと考えられることを述べた。

## 2 紀伝生と食口

擬文章生は、試験を受けずに食口に預かることができた。

### 【史料7】『延喜式』大學寮38食口条

凡学生補<sub>二</sub>食口<sub>一</sub>者、令<sub>レ</sub>得業生・文章生等各隨<sub>二</sub>其業<sub>一</sub>試<sub>レ</sub>之。五条之中通<sub>二</sub>三以上<sub>一</sub>為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>。〈音生・書生博士試<sub>レ</sub>之。〉但明經・明法・算等生、先奉<sub>二</sub>遊學試<sub>一</sub>、紀伝學生歷<sub>二</sub>察試<sub>一</sub>者、不<sub>二</sub>更試<sub>一</sub>レ之。

これは、食口に預かる学生を選抜する試験（以下、食口試とよぶ）の方式と、試験免除の要件とを規定した条文である。擬文章生は、但し書きに見える『紀伝学生歷<sub>二</sub>察試<sub>一</sub>者』にあたり、試験免除の要件を満たしていることから、無試験で食口に預かることができたといえる。

この条文と密接に関わる史料として、以下の二通の宣旨が挙げられる。

### 【史料8】『類聚符宣抄』第九

美努連清名（年十六）

右人、故明經得業生全人之男也。早亡<sub>二</sub>其父<sub>一</sub>、單矛獨共。被<sub>二</sub>左大臣（源常）宣<sub>一</sub>稱、宜<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>大學寮<sub>一</sub>准<sub>二</sub>都朝範<sub>一</sub>預中食口上者。

承和十四年正月廿九日

大外記朝原良道〈奉〉

同日仰ニ大学少属丈部宮成ニ了。

【史料9】『類聚符宣抄』第九

藤孫都宿柿文憲〈年廿〉

右人、故少外記広田麻呂之男也。被二大納言藤原朝臣良房宣一爵、宜下仰ニ大学寮一令中充レ食習学上者。

承和十四年六月九日

大外記朝原良道〈奉〉

従来、これらの宣旨は、承和十四年（847）当時の食口の制度が、一般の学生に対する給費とは別の、貧困学生のみを対象とした給費であること、『延喜式』に規定される食口試が、承和十四年以降にできた新しい制度であることを示すものと理解されてきた<sup>14</sup>。しかし、そのような理解には疑問がある。【史料8】で「准ニ都朝範ニ」と個別の事例を引いていることは、貧困学生を食口に補すことが制度化されていない例外的な措置であることを強く示唆する。これらの宣旨は、学生を食口に補す際に必ず下される一般的なものではなく、食口試を受験すべき学生に対して、無試験で食口に預かることを許可する特別なものとみるべきではなかろうか。

さて、都文憲は藤孫であり、美努清名も、明記されてはいないものの、藤孫と推測される。登省宣旨において学生の蔭や位階を書かない事例が見られることを考慮に入れれば、清名について「藤孫」が省略されたとみることは十分可能である。両者は、二十歳以下の五位以上子孫に入学を義務付けた天長元年（824）官符により、遊学試を受験せずに入学したと考えられる<sup>15</sup>。したがって、食口に預かるためには食口試に合格しなければならないが、早くに父を亡くしていることをもって<sup>16</sup>、それぞれ食口試の免除を申請し、許可されたのであろう。

ここで注意すべきは、両名が諸第の学者の家系に属すると推定されることであり、審査の際の重要な判断基準になったと思われる。文憲の父広田麻呂は、「文華秀麗集」にその詩が採録されている著名な文人で、祖父は文章博士腹赤の可能性が高い<sup>17</sup>。清名の父全人は明経得業生であり、祖父は特定できないが、「續風藻」に見える八世紀前半の大学博士美努連淨麻呂・神護景雲三年（769）に文章博士となった美努連智麻呂<sup>18</sup>の家系に連なる者であろう。また、父の専門分野から推して、清名は明経生、文憲は史学学生であったと推定される。

以上、若干話が逸れたが、食口試が承和十四年には成立していたとみられることを述べた。では、承和十四年以前には、どのくらいまで遡るのであろうか。この点については、今のところ不明とせざるを得ない。ただし、もし食口試が紀伝科廃止の承和元年（834）以前から行われていたならば、紀伝生は試験を受けずに食口に預かることができたと考え

られる。『延喜式』の規定（【史料7】）で、明経生・明法生・算生で先に遊学試を奉じた者と、紀伝学生で寮試を歴した者が試験を免除されるのは、食口試の方式が遊学試や寮試と同様であったためとみられる<sup>19</sup>。具体的には、当該分野のテキストについて白読五条を出題し、三条以上に正答した者を合格とする方式である。紀伝学生の受ける寮試、すなわち擬文章生選抜試験の方法は【史料5】のとおりであり、これは紀伝生選抜試験の規定を踏襲したものとみるのが本稿の立場である。したがって、食口試と同一方式の試験にすでに合格している紀伝生は、試験免除の対象となったと考えられる。また、紀伝生は文章生と同じく史学学生の上位にあったとみられるから、紀伝生は文章生とともに、食口試を実施する間に回ることができたかも知れない。

以上、食口試が紀伝科の存続時期にまで遡るかは不明であるが、もし行われていた場合は、紀伝生は文章生と同じく試験を免除され、優先的に食口に補されていた可能性が高いことを述べた。

### 3 文章生試と紀伝生試

擬文章生になるには、博士の挙を得て、試験に合格しなければならない。また、博士の挙を得るためにには、寮家に住んでいなければならぬ。史料は既出だが、再度掲げておく。

#### 【史料5】『延喜式』大学寮37擬文章生条

凡擬文章生、以二廿人一為レ限。補ニ其闕一者、待ニ博士挙一、即寮博士共試ニ一史文五条一、以ニ通ニ三以上一者ニ補之。其不レ住ニ寮家一者、不レ得ニ貢挙一。

この規定がもともと紀伝生選抜試験（以下、紀伝生試とよぶ）の規定であったと考えられることは、IIの2で述べたとおりである。冒頭の「凡擬文章生」は、「弘仁式」では「凡紀伝生」であったと推定される。試験の方式——寮試として行われること、五条出題され三条以上に通じた者が合格とされること——は、明証はないものの、大きく変わっていないとみて差し支えなかろう。「其」以下の付帯条件については、延喜十四年（914）の三善清行『意見十二箇条』に、「又式云、『学生不レ住ニ寮家一者、不レ得ニ薦挙一』者。比年雖レ有ニ此式一、不レ能ニ施行一者、依ニ学生之無一レ食也。」とみえることから、「貞觀式」以前に遡ることが知られるが<sup>20</sup>、「弘仁式」すなわち紀伝生試の段階に遡るか否かは不明である。

ここでは、「待ニ博士挙一」に注目してみたい。ここでいう「博士」とは、いったい何博士だろうか。後世の史料になるが、『桂林遺芳抄』によれば、それは文章博士である。同書に収められた実例の一つを挙げておこう。

#### 【史料10】『桂林遺芳抄』

請レ令レ奉ニ擬文章生試ニ学生等事

合

藤孫正六位上資原朝臣治長（宣旨分、）

牒。件人々、通ニ習史漢一、堪レ為ニ擬文章生一、仍貢挙如レ件。謹牒。

応永十六年十月三日

正四位下行少納言兼侍従文章博士信濃守資原朝臣長方

正四位下行大学頭兼少納言侍従文章博士越前守資原朝臣長一（速）

応永十六年は西暦1409年であり、『桂林遺芳抄』に見える他の事例も十五世紀初頭のものであるが、桃裕行氏が推測するように、平安時代にも同様の挙状が発せられていたとみて差し支えないと思われる<sup>21</sup>。八世紀末には、学生が文章生に「推補」された事例が確認でき（後掲【史料11】）、文章博士による学生の推挙は、八世紀末以前に遡る。

この事実は、学生が文章生になる以前から文章博士の指導を受けている可能性を示すものとして重要である。「いったん儒学科（明經科のこと：引用者注）に入学した学生が、改めて文学科（文章科のこと：引用者注）を受験し文学科に転科する」といった説明は、再検討の余地がある。

さて、紀伝生試についてであるが、紀伝生が史学学生の上位にあり、文章科と紀伝科が並列の学科構造をとること、文章生試では、八世紀末に文章博士による学生の推挙が行われていることから、紀伝生試においては、紀伝博士によって史学学生が大学寮に挙送されたと考えられる。「待ニ博士挙ニ」の句は「弘仁式」にも存在し、紀伝博士を指していたのであろう。

#### 4 小 結

以上、三節にわたる検討の結果をまとめておく。

紀伝生は定員二十名で、史学学生から選ばれる。紀伝博士の挙を得た史学学生は、大学寮で一史の文五条の白読を課され、三以上に通じれば紀伝生となることができる。紀伝生の上には紀伝得業生二名がおり、進士試を経て出身することが期待されていた。また、紀伝生の給費については不明ながら、食口試が紀伝科の存続時期まで遡る場合は、紀伝生は優先的に食口に補されていた可能性が高い。

### IV 紀伝科の成立をめぐって

#### 1 紀伝科成立の歴史的前提

本章では、Ⅲでの検討結果を踏まえて、紀伝科成立に至る過程を時間軸に沿ってみていきたい。

天平二年（730）に成立した文章科は<sup>23</sup>、八世紀を通じて大きな発展を遂げた。紀伝科成立の前提として第一に押さえておくべきは、八世紀末における発展した文章科の姿である。次に掲げる南淵弘貞（もと坂田弘貞）の伝はその姿を具体的に示すものである。

【史料11】『公卿補任』天長二年（825）条 參議從四位下南淵弘貞

宝龜七生。少遊ニ學館一。涉ニ狩百家一。弱冠推ニ補文章生一。大同元五廿四少内記。  
（以下略）

この史料は、三つの点で重要な意味をもつ。第一に、大学への入学と文章生への補任を併記する初見史料であること。換言すれば学生→文章生というルートを辿った初例であること。第二に、『経国集』卷十四に文章生試の合格答案「奉レ試詠レ梁、得ニ座字一」が収められており、文章生試が詩賦試として行われた確実な初例であること<sup>24</sup>。第三に、Ⅲの3でも触れたとおり、学生が文章博士の挙により文章生試を受験した初例とみられること、である。弱冠を二十歳として計算すると、文章生に推補されたのは延暦十四年（795）のこととなる。以上をまとめると、遅くとも延暦十四年ごろには、文章得業生・文章生・学生という三段階の生徒を抱える拡大された文章科が成立しており、文章博士が学生を大学寮に挙送し、寮が詩賦を試して文章生に補すことが行われていた、と言える。

紀伝科成立の前提として次に重要なのは、延暦十七年（798）の太政官宣である。

【史料12】『令抄』『史記抄』所引延暦十七年二月十四日付太政官宣<sup>25</sup>

太政官宣

一 諸説書出身人等、皆令レ讀ニ漢音一、勿レ用ニ吳音一。

一 大学生年十六已下、欲レ就ニ明經一者、先令レ讀ニ毛詩音一。欲レ就ニ史學一者、先令レ讀ニ爾雅・文選音一。

右大納言從三位神王宣、奉レ勅、件ニ二条、宜レ仰ニ所司一永令ニ施行一。

延暦十七年二月十四日

この官宣の第二条は、学生に「欲レ就ニ明經一者」と「欲レ就ニ史學一者」の両者が存在することを明示する史料として、早くから注目されてきた。問題は、官宣以前から両者が明確に分かれていたのか、この官宣によって両者が明確に分かれようになったのか、いずれの解釈を探るのが妥当かという点である。私は、延暦十七年官宣を画期として、菟卒伝に見える官人の教養に関する表記が「経史」から「史漢」「史伝」に変わったとする西別府元日氏の指摘<sup>26</sup>を重視し、この官宣によって、七経と三史・『文選』の兼習が事实上不可能になり、明經学生と史学学生が明確に分けられたものと理解したい。

以上、紀伝科成立の前提として、延暦十七年段階における明經科と文章科の関係を図示しておこう（図1）。

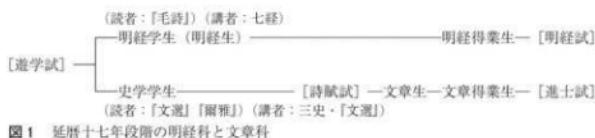


図1 延暦十七年段階の明経科と文書科

## 2 大同元年勅と紀伝科の成立

紀伝科成立直前の動向として注目されるのが、大同元年（806）の貴族子弟に対する就学義務化である。

【史料13】『日本後紀』大同元年六月壬寅条

勅、諸王及五位已上子孫十歳以上、皆入二大学一、分レ業教習。依レ蔭出身、猶合レ上レ寮。經ニ一選ニ□□□大舍人。但情ニ願遂ニレ業者聽之。

この勅によって、諸王と五位已上子孫（おそらく四位・五位の孫を含む）で十歳以上の者は、皆大学寮で一選の間<sup>27</sup>勉学に励むこととなった。この時、学生数は急増したとみてまず間違いない。新たに入学した者は、延暦十七年官宣に従い、「毛詩」あるいは「文選」「爾雅」の音読から学習を始めたのであろうが、「明経」よりも「史学」に人数が集中したと予想される。新入生の中には、「朽木難<sup>28</sup>琢、愚心不<sup>29</sup>移」と称されるような不眞面目な者もいたが、逆に「情ニ願遂ニレ業」という熱心な者も一定数いたはずである。しかし、「情ニ願遂ニレ業者」が増加したにも関わらず、成業のための門戸は今までどおりの狭さであり、却って成業が一段と難しい状況になったのではないか。明経・明法・算は貴族子弟が成業を目指すような学問ではないし、文章生になるには、難関の詩賦試に及第しなければならなかつた。また、文章博士一名では、一書の講義しかできず、急増した史学学生に対応することが難しくなつたことが予想される。

これらの事態を開拓するために、紀伝博士一名を置いて講書の幅を増やし、紀伝生二十名を設け、その採用試験を詩賦より簡便な一史の白読とすることで、成業への道を拓げたのではないかと、私は考える。

紀伝科の設置が、史学学生の増加によって生じた問題への対応策である、という考え方自体は、先行研究と変わるものではないが、従来は学生増の原因を、八世紀後半の状況に求めていた。私はそうではなく、大同元年における貴族子弟への就学義務化こそが、学生数の増加をもたらし、紀伝科の成立を導いた最大かつ最も直接的な原因と考える。

なお、紀伝博士をまったくの新置ではなく、直譲一名を削く形で置いたのは、平城朝の冗官整理の方針に合致するものであり、異とするに足りない。明経科教官は、請益生として遣唐使に随行することがあり<sup>30</sup>、教官数には余裕があったと考えて差し支えなかろう。

### 3 小 結

紀伝科は、八世紀末における“拡大”文章科の存在と、延暦十七年（798）官宣による明経・史学学生の分離とを前提とし、大同元年（806）の貴族子弟に対する就学義務化を直接の契機として成立したものであった。

紀伝科成立後の明経科・文章科・紀伝科の関係を図示しておこう（図2）。



図2 明経科・文章科・紀伝科の関係

### V むすびにかえて

最後に、成立後の紀伝科について若干の見通しを述べて、結びにかえたい。

文章科と並列的に設けられた紀伝科であったが、先学の想定どおり、文章科ほどの人気を得ることはできなかったと思われる。紀伝科成立の契機となった貴族子弟への就学強制が弘仁三年（812）に撤回され<sup>30</sup>、再び学生数が少なくなったことも理由の一つであろうが、より根本的な理由の一つとして、文章生は節会に参加して詩を賦すことができたが、紀伝生はできなかつた点が挙げられよう。

「延喜式」式部省下24九月九日条には、菊花宴について「応レ召ニ文人一者、前二日省簡ニ定文章生并学生、諸司官人堪ニ属文一者、(中略)余節応レ召ニ文人一者准レ此」とあり、「弘仁式」にもほぼ同文の「応レ召ニ文人一者、簡ニ定文章生并諸生・官人堪ニ属文一者、(以下略)」という規定があったことが知られる<sup>31</sup>。正史に「文人」を召して賦詩せしめたとするものには、およそ文章生が参加していたとみてよかろう。

そのような場で様を賜ることもメリットの一つであろうが、最大のメリットは、藤原愛発薨伝に「大同年中為ニ文章生一、屢獻ニ應詔之詩一」<sup>32</sup>とあるように、天皇あるいは上級貴族の知遇を得る機会が豊富に存在したことであろう。自分が卑しくとも、文才を認めてもらえば、通常ではありえない早さで高位高官に昇ることができる——。紀伝科が存在していた嵯峨・淳和朝は、まさにそのような時代であった。

以上、紀伝科の実態と成立の経緯について、多くの推測を交えながら述べてきた。すべては、紀伝生の後身が擬文章生であるという仮説が出発点となっているが、一点突破の試論に過ぎず、さらなる検証が必要である。ただ、そのように考へることで、従来大部分が

不明瞭であった紀伝科やそれを取り巻く諸制度うち、幾分かは明瞭に把握できることが示せたと思う。しかしながら、紀伝科成立の前提となった“拡大”文章科成立の経緯、擬文章生試受験者に対する寮家居住規定の淵源、紀伝科消滅の過程と理由など、触れるべくして触れ得なかつた点は、数多い。課題は山積しているが、今後の検討を期して、ひとまず拙い稿を終えたい。

## 註

- 1 紀伝科に触れている主な先行研究として、桃裕行 1994『上代学制の研究〔修訂版〕』思文閣出版（初版は1947 目黒書店）、久木幸男 1990『日本古代学校の研究』玉川大学出版会、古藤真平 1993『文章科と紀伝道』『古代学研究所研究紀要』3、二星潤 2003『大学における紀伝と文章』『訳日本紀研究』347が挙げられる。
- 2 狩野文庫本ではこの位置に「加件博士」の四字があり、「宣下停ニ記伝博士一加件博士一員上」となる。閑晃監修、熊田亮介校注・解説 1989『狩野文庫本類聚三代格』吉川弘文館 p.36・p.136。
- 3 桃前掲註1著書、p.114・p.117。古藤前掲註1論文、p.7。二星前掲註1論文、p.11。
- 4 『類聚国史』卷二十八、弘仁七年（816）六月己酉条。
- 5 以下、「延喜式」の条文番号および条文名は、虎尾俊哉編 2017『訳註日本史料 延喜式 下』集英社に拠る。
- 6 『類聚符宣抄』第九、貞觀八年（866）閏正月十五日付宣旨。古藤真平 1991『文章得業生試の成立』『史林』74-2 p.58。
- 7 古藤前掲註6論文、p.59。
- 8 『本朝文粹』卷二、天長四年（827）六月十三日付太政官符。
- 9 紀伝生とともに廃止された紀伝得業生の救濟措置については、手がかりがなく断案を持たない。ただ定員は文章科・明法科・算科の得業生と同じく二名と推定されるので、廃止時に定員を満たしていたとしても、課試受験や文章得業生・文章生への編入、あるいは任官などで短期間のうちに解決できたと考えておきたい。
- 10 実例では「紀伝学生」とよばれているが『類聚符宣抄』第十、安和元年（968）八月廿二日付宣旨など、紀伝生と紛らわしいので、本稿では、延暦十七年（798）二月十四日付太政官宣【史料12】の「欲レ就ニ史學一者」という表現に基づき、「史學学生」と仮称しておく。
- 11 古藤前掲註1論文、p.7。
- 12 「弘仁式」は、基本的には紀伝科存続期間の有効法である。ただし、「弘仁式部式下断簡」が承和七年（840）施行の「改正遺漏祇牒格式」であり、天長七年（830）施行の式に存在した「紀伝試」の記述が削除されている可能性は残る。
- 13 遷叙令29秀才進士条、考課令72進士条。
- 14 桃前掲註1著書、p.363。久木前掲註1著書、pp.115-116・p.192。
- 15 『類聚三代格』天長元年（824）八月廿日付太政官符、『延喜式』大学寮34遊学試条。
- 16 広田麻呂が没したのは、天長六年（829；文憲二歳）から同八年（831；文憲六歳）の間とみられる。広田麻呂が最後に見えるのが『類聚符宣抄』第六、天長六年三月十三日付宣旨で、この時少外記。少外記の定員が他の人間で確実に埋まるのが天長八年である。
- 17 都宿柿氏（あるいは改姓前の桑原公氏）で、承和十四年以前に内五位以上の位階を得たこと

- が知られる人物は、天長二年（825）に正五位下で卒した腹赤のみである（『日本紀略』天長二年七月戊申条）。
- 18 「続日本紀」神護景雲三年（769）十一月丙寅条。
  - 19 久木前掲註1著書、p.202。
  - 20 虎尾俊哉 1964『延喜式』吉川弘文館 pp.132-133。
  - 21 桃前掲註1著書、p.267。なお、「朝野群載」卷十三・紀伝上の目録には「擬文章生貢挙」とあるが、現行本文には相当するものがない。
  - 22 久木前掲註1著書、p.131。
  - 23 文章科の成立年次については、神龜五年（728）か天平二年（720）か論者によって意見が分かれるが、筆者は天平二年説を探る。先行研究の整理は、古藤真平編 2016『紀伝遺研究史料集一文武朝～光孝朝一』古代学協会研究報告第12輯 pp.11-16を参照。
  - 24 「経国集」で弘貞の一首前に載っている、小野岑守「奉レ試詠レ天」の方が、年代的に古い可能性があるが、年次を特定できない。
  - 25 桃前掲註1著書、p.127の校訂に従う。
  - 26 西別府元日 1982「律令制下における歴史教育の展開について」「大分大学教育学部研究紀要〔教育科学〕」6-2 pp.20-21。同 1983「古代教育史における薨卒伝の基礎的研究」「大分大学教育学部研究紀要〔教育科学〕」6-5 p.15。
  - 27 久木氏は四年とするが（前掲註1著書、p.151）、内分番に准じて六年とみるべき。大同元年（806）より数えて六年後の弘仁三年（812）に義務化が撤回されているのは（『日本後紀』同年五月戊寅条）、選限を迎える。ひとまずの政策的結果が出たためとみられる（鈴木晉 2020「九・十世紀の「文人官僚」」『史林』103-4 p.7 註⑥）。おそらく結果は芳しくなかったのであろう。
  - 28 「日本後紀」弘仁三年（812）五月戊寅条。
  - 29 直講伊与部家守（『令集解』学令5 経周易尚書条所引延暦十一年（792）三月十六日付太政官符）、助教農村家長（『日本紀略』延暦二十二年（803）四月癸卯条）の例が知られる。
  - 30 「日本後紀」弘仁三年（812）五月戊寅条。
  - 31 「年中行事秘抄」「師光年中行事」。
  - 32 「続日本後紀」承和十年（843）九月辛丑条。

#### 挿図出典

いずれも筆者作成

平城京・宮のあとの断章

## —奈良文化財研究所の敷地から—

吉川 聰

## I はじめに

都が長岡・平安京に遷った後の平城京は、館野和己氏等により近年研究が進んだ。平城京は首都ではなくなるが、都城としては存続したのである。寺社はもちろんだが、9世紀前半には貴族の邸宅なども平城京に残っていることがあった。当然、首都でなくなったために大和国司の管轄下に入り、左京は添上郡、右京は添下郡に属した。しかし京内に郷は設置されず、田園の区画である条里も施行されなかった（館野1995）。その一方、田園化は9世紀から進行していた。そのうちの田地は、当初は勅旨田として内藏寮が管理する原則だった。しかしその管理に漏れた墾田も多く存在し、それらは貞觀6年（864）以降は、輸租田として大和国司が把握した（吉川真司2007）。このように、平城京は京の枠組みを残したまま田園化した特殊な都城だった。それゆえ土地の所在地を記載するのに、平城京条坊の坪付が15世紀後期まで使用された。平城京条坊の地割は現在も田園の畦道等の区画として良好に地表面に遺存しているが、その背景には、このような平城京の特性性があるのである。そこには土地の歴史をめぐる様々な論点が内包されていくよう。

ところで奈良文化財研究所の本庁舎は奈良市二条町2丁目9番1号に所在する。それは平城京右京一条二坊四坪・二条二坊一坪にあたり、平城宮の宮城十二門の一つである佐伯門の門前で、西一坊大路と一条南大路の交差点を含む、平城京の要地である(図1)。研究所の旧庁舎は、奈良県立医科大学



図1 右京一条二坊四坪付近条坊復原図 3,000分の1  
地図は田園を都市開発中の時期である。

学付属奈良病院として1962年に起工され、病院移転後の1980年以降、研究所が使用した。建物は2018年に新庁舎に建て替えられたが、建替の際に敷地内の発掘調査を実施しており、敷地の歴史的変遷がかなり明確になった。一方文献史料の面では、研究所の敷地に関する平安～鎌倉時代の史料が存在する。本稿ではこの文献史料から平安～鎌倉時代移行期の状況を読み解くことによって、廃都後の平城京・平城宮について理解を深めたい。

## II 史料紹介

まずはその文献史料を掲出する。なお本稿では割書・小字は〈 〉でくくった。また行論上強調すべき字句をゴシック体で表示した場合がある。

史料1 右京一条二坊四坪田地券文<sup>1</sup>

① (端裏書)「超昇寺 〈西辺〉」

沽却 私領田新券文事

合毫段併捌拾歩者

在右京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段

四至〈限東大道、限南道、限西際目、限北類地〉

右件所料田元者、紀姉子先祖相伝所領也。而今依有要用、限直米本斗拾毫解伍斗、於僧寛尊院永年作手、本券依有類地不副奉。仍為後日証文、勒新券文、

沽却狀如件。 本券面毀畢。

寿永三年三月五日壳人紀氏(花押)

②沽却 田地事

合毫段併捌拾歩者

在右京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段

四至〈限東大道、限南道、限西際目、限北類地〉

右件所領田元者、威儀師寛尊之相伝私領也。藤原姉子年來之間依為夫妻、彼田口所讓得也。而依有要用、限直米拾參斛伍斗、(本斗定)長谷寺ミ僧額円相副本公驗、令沽却已畢。仍為後代証驗、放新券文沽却之狀如件。

承元二年二月廿四日

ふちはらのあねのこ

一男僧(花押)「<sup>(通)</sup>俊円」

③請 田地直米事

合拾參斛五斗

右件田地直米、所請取如件。

承元二年二月廿四日

請使二郎丸

④(端裏書)「テウセウジアタナタイリ」

沽却 田地事

合宅段伯捌拾歩者

在京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段

四至(限東大道、限南道、限西際目、限北類地)

右件所領田元者、長谷寺寺僧賴円亮買相伝之地也。無敢他妨。雖然今依有要用、直米本斗限拾伍斛、相副本駿、令沽却于采女部姉子。仍為後代証文放新券文之状如件。

承元三年十一月卅日 僧賴円(花押)

〔直米如數請取了。葵王丸(略押)〕

⑤沽却 水田之事

合宅段伯捌拾歩者

在京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段

四至(在本卷之面)

右件水田者、采女部之姉子亮買相伝之地也。多年領掌之間敢無他妨。雖然今依有要用、直米本斗于拾伍斛、限永代之作手、日置于宗澤相具本券、令沽却事明白也。全以不可有向後之妨。仍為備後代之証文、放新券之状如件。

建保四年十一月三日亮人采女部姉子(花押)

一男僧(花押)

二男(花押)

史料2 永仁2年(1294)3月 日 東大寺大仏殿常灯料所田畠注文<sup>2</sup>(部分)

一段半(超昇寺) 本地子六斗 作教願(超昇寺)

九合、百姓持來、歲末炭一籠、他所公事無之。

在京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段

上記史料はすべて、同一の田地に関するものである。本稿ではその土地を当該地と称し、上記史料を全体として当該史料と称する。当該史料からは当該地が平安～鎌倉時代移行期に下記の状態だったことが分かることを考えている。(a) 大路上の田地だった。(b) 道の脇にあった。(c) 超昇寺の西邊にあった。(d) 地名を内裏と言った。これら(a)～(d)をキーにして論を進めたい。

史料の概略を述べておく。史料1は文書5通の連券で、当該地の作手職を4回にわたって売買している。その経緯は下記の通り。寿永3年(1184)、紀姫子から僧寛尊へ(①)。承元2年(1208)、寛尊妻の藤原姫子から長谷寺僧の賴円へ(②③)。承元3年(1209)、賴

円から采女部姫子へ(③)。建保4年(1216)、采女部姫子から日置宗沢へ(⑤)。(③)のみは直米の請取状で、他は売券である。文書は、本稿では日付順に番号を付けて掲出したが、現状では右端から左奥に向かって⑤、②、③、④、①の順で貼り継いでいる。写真で虫喰痕跡を観察した限りでは、①、②は単独の文書で存在した時期があり、かつ⑤、④、③、②、おそらく①<sup>3</sup>の順で貼り継いだ時期があった。ある時に、古い文書の右端に新しい文書を貼り継ぐ形としたのだろう。①は平安時代最末期、他は鎌倉時代前期であり、平安～鎌倉時代移行期の状況を示している。なお①・④には端裏書があり、それらの記入時期は厳密には不明だが、本文からさほど間を置かない時期と考えて特に問題ないと思われる。

史料2からは、当該地が鎌倉時代後期の永仁2年(1294)時点で、東大寺大仏殿常灯料所の一部だったことが判明する。それゆえ史料1が東大寺に伝存することとなった。

### III 大路小路の表記と実態—(a) 大路上の田地だった—

当該史料は史料1③以外にはみな条坊坪付記載があり、「在右京一条二坊四坪南大路半・四坪東大路一段」と記す。つまり当該地を、平城京右京一条二坊の「四坪南大路」に半段と「四坪東大路」に1段の、二つに分けて記述する。しかし史料1①②④には別に四至記載があり、四至記載では一つとして記述しているので、二つの土地は連続した一ヶ所の田地のはずである。

この「四坪南大路」「四坪東大路」とはそれぞれ、四坪に隣接する大路のことだろう。他の例では建保6年(1218)11月18日の比丘尼親阿弥陀仏田地売券は田地2段の売券だが、条坊坪付・四至記載は下記のようにある<sup>4</sup>。

在大和国右京九条二坊十一坪宅段・同西小路宅段

四至〈限東頬地、限南小路南畔、限西小路西端、限北畔〉

ここで売買する土地は、条坊坪付では十一坪の1段と「同西小路」1段である。一方四至記載では土地の西端は「小路西端」とある。よって、十一坪の「西の小路」の道路上に1段の田地があり、田地はその小路の西端に及んでいたことが分かる。全体としては2段の一ヶ所の土地で、東側は十一坪の内部にあった。

ならば当該史料の「四坪南大路」とは四坪の南の大路、つまり一条南大路を指し、「四坪東大路」とは四坪の東の大路、つまり西一坊大路を指している。その道路上に一ヶ所の田地があった。それは両大路の交差点を含む土地になるはずだ<sup>5</sup>。面積上も、一条南大路と西一坊大路の交差点だけが半段以上の面積があるので<sup>6</sup>、一条南大路上に半段、西一坊大路上に1段の田地は充分あり得た。

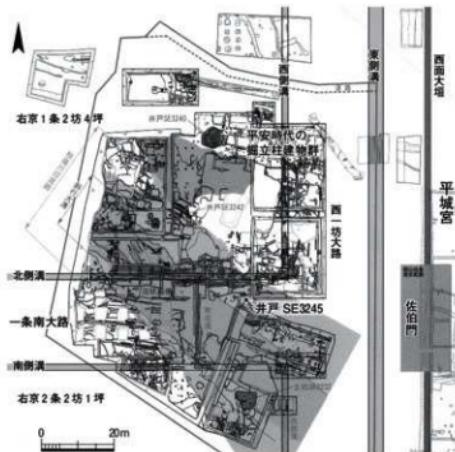
当該史料のように坪付記載に「大路」「小路」を含む例は、平城京の平安～鎌倉時代の

売券等に多く存在する<sup>7</sup>。それらはみな、条坊道路が私領と化していた状況を物語る。既往の研究でも、条坊道路は元来所有者が存在しないので、田園化しやすかったと推測されている（鎌野2000）。ただし注目されるのは、それらの文書の時代<sup>8</sup>には条坊道路も宅地も一緒に田園化していたと思われるが、にもかかわらず、そこが本来は条坊道路か坪内だったかまでを識別し、文書上で記述していた事実である。

#### IV 当該地と近傍道路の状況—(b) 道の脇にあった—

当該地は大路が田地化した土地だった。一方で当該史料には条坊記載の外に、四至記載がある。その四至記載は史料1①②④に同文で「四至〈限東大道、限南道、限西際目、限北頃地〉」と記す。注目したいのが、当該地の東限は「大道」で南限は「道」だった点である。この「大道」「道」は、当時実際に存在した道路だろう。条坊道路は水田と化したが、その一部が道幅を狭めた状態で、道路として存続していた様子が読み取れる。

また現状と見較べると、当該史料の東限の「大道」の位置には今も県道が存在する。その県道は奈良文化財研究所と平城宮跡の間を南北に通り、西一坊大



路を踏襲する道である。図2 奈良文化財研究所敷地の発掘調査遺構図



図3 佐伯門跡から奈文研方面を望む 2018年撮影 東から  
現在に至るまで、道の位置はほぼ動いていないように思われる。

ただし当該地付近では、県道は西一坊大路の東側に接する位置にある（図1・奈文研1978b）。つまり、西一坊大路の路面は奈良文化財研究所の敷地内にあり、その東側想定位置は敷地東端の、凝灰岩石垣付き生垣の場所である（図3・奈文研2018）。県道は平城宮西面大垣と西一坊大路の間の壙地にはほぼ相当し、一部は佐伯門上にあたる（奈文研1978a）。そのような位置関係は、

当該史料で当該地の東限を「大道」と述べる状況に合致する<sup>10</sup>。つまり、当該史料が記された平安～鎌倉時代移行期から

このように当該史料での当該地の条坊記載は、当時の道と大路跡のズレまで正しく認識していた。条坊記載をするには、一つには平城京の条坊を理解し、一つにはその理解を現地に比定する必要がある。条坊理解については、例えば西大寺に伝來した鎌倉時代作成の絵図群は、平城京の京圖を基礎として作成されていた（石上1997：pp.22-23）。中世にも京圖などに基づいて平城京の条坊を理解していたと考えられる。また現地比定については、条坊地割は現在もかなり遺存しており、中世には今以上に明瞭だっただろう。ならば条坊の知識で当時の地割をよく観察することで、かなり正確に場所を比定したものと推測される。

そもそも館野氏が明確にしたように、条坊坪付で「左（右）京○条○坊○坪」などと、數詞で○坪まで表記するのが一般化するのは9世紀以降である（館野1995）。しかしその時期は、条坊道路・宅地の田園化が進んでいた時期でもある。平城京の坪付表記は当初から、田園化した条坊道路に基づいて行われていた。田園化した条坊道路を認識することにより、中世に至っても平城京の条坊は、机上の理解の中では正確に存続していた。

## V 郡山街道—道路の再編—

当該地の東側にある県道は、江戸時代から近代にかけて郡山街道として、南山城の相楽と郡山を結んだ街道だった。そのルートは相楽から南下して大和国に入り、奈良山を歌姫越えで越えて歌姫を通過し、現、佐紀町交差点を西に折れて通称一条通り（ほぼ一条条間

大路のラインに相当)を西進し、現、二条町交差点を南に折れて、当該地東側を通って南下して郡山に至る街道だった(図4・後掲の図5)。奈良山の歌姫越えとは、平城遷都以前には下ツ道に接続したと一般に考えられ(竹内編1990「うたひめごえ 歌姫越え」: pp.193-194・下中編1981「歌姫越え」: p.604)、また平安時代以降も奈良の市街地と山城を結ぶ主要街道の一つだったとする説もある(水島1998)。しかし奈良時代には歌姫越え・下ツ道間は平城宮に遮られていたはずである。平安~鎌倉時代には史料上、興福寺を中心とする奈良市街地と京都との交通を語る史料が多いが、そのルートとして確認できるのは、みなウワナベ越え(東三坊大路の延長で現在の国道24号線・JR関西本線のルート)と般若寺坂越え(平城京東京極大路の延長ルート)である。この時代に最もよく利用されたのはウワナベ越えであり(吉川聰2007)<sup>11</sup>、実際、ウワナベ越えは奈良坂を越える峠道の中で最もなだらかで通行しやすいルートである。歌姫越えはウワナベ越えよりも奈良市街地から離れており、平



図4 明治末年の平城宮周辺 明治45年(1912)発行の2万分1地形図

安時代以降、奈良市街地との主要街道として用いられたとは考え難い。歌姫越えは平安時代以降は、主に奈良盆地の西部に抜ける道で、それが近世の郡山街道に踏襲されると考えるのが自然だろう。実際、二条町交差点の弘法の井と称する井戸<sup>12</sup>の脇には辻堂があり、そこには鎌倉時代後期の作と考えられている地蔵石仏が現存する（清水編1984：p.131）<sup>13</sup>。これは、二条町交差点が鎌倉時代には街道の辻だったことを示しているだろう。当該史料でこの道が「大道」で、もう一本の道が「道」とあることを併せ考えると、街道としての性格は平安～鎌倉時代移行期に遡るかもしれない。

なお通称一条通りは、第一次大極殿地区では奈良時代後期～平安時代前期の宮殿の北面染地回廊・北面大垣上を通り、その東方では内裏外郭北面染地回廊上を通っていた。1953年の道路改修以前はカーブが多い道で（奈文研2022：pp.41～44）、それは宮内の造構をより反映した形だったと思われる<sup>14</sup>。また二条町交差点は平城宮の宮城十二門の一つ、伊福部門跡である。宮内の造構に沿って、廢都後に街道として発達したものと憶測される（土居2007でも言及）。

平城京全体の発掘調査の検討によれば、条坊個溝は大部分が遷都後ほどなくして埋没しており、平安時代に条坊道路の道幅を維持したのは、一部の主要道路のみだったという（土居2007、館野2000）。当該地東側の道も条坊道路を踏襲した街道となつたが、条坊道路よりも道幅は狭く、位置もずれていた。そのような、条坊道路を踏襲するが狭小化した道は、平城京に今も多く存在する<sup>15</sup>。当該史料の事例を敷衍できるならば次のように言えよう。平安時代に条坊道路が狭小化して再編されるが、以降、その状態があまり変化せずに今に至った場合があった。その際IV節で見たように、中世の条坊記載は狭小化した道路ではなく、田園化した本来の条坊道路に則って記録された。

## VII 宮の扱いと京

このように、平安時代以後の文献にみえる平城京の大路・小路は、書いた当時に実際に大路・小路があったことを意味しない。ならば、平城京の中心にある平城宮についても、考えるべき問題がありそうだ。

平城宮は長岡遷都後も数年は存続するが、延暦10年（791）頃には機能を停止した。その後、大同4年（809）にその一部が平城太上天皇の宮として復活する。それは「平城西宮」と呼ばれ、第一次大極殿地区にあった。しかし天長元年（824）の彼の逝去に伴い、天長2年、彼の宮は彼の子供たちに委ねられ、制度的に消滅した（館野1997）。

平城宮内は、奈良時代には宮城大垣で囲われ、条坊道路は存在しなかつた。しかし館野氏は廃都後に、京の道路を延長する形で宮内に条坊道路が施工されたと考えた（館野

2000)。その論拠は大きく二点あり、一つは宮内の近代の地割に、条坊道路の痕跡と認識できるものがあることであり、一つは廃都後の宮内関係の文献史料等に、条坊の存在を示すものがあることである。このうち一点目の地割については井上和人氏が、宮内の現存地割は廃都時の平城宮を正確に反映しているとして、館野説を批判した(井上2008)。本稿の理解を踏まえれば、二点目の論点も異なる解釈が可能になるだろう。

廃都後の宮内で、条坊道路を示す史料は二件現存している。その一件は右京二条一坊六坪関係文書で、240歩の田地を下記のように記すものがある<sup>16</sup>。

#### 右京二条一坊六坪西大路

右京の一坊六坪の西の大路とは西一坊坊間大路にある。しかし右京二条一坊六坪は宮内で、中央区朝堂院の西方である。宮内に大路は存在しないので、奈良時代の知識では理解できなくなる。しかしⅢ節で述べたようにこの場合、当時ここは水田であって大路は存在せず、その位置を条坊で言うと大路にあると言っているのである。

もう一点は応永13年(1406)の「法花寺田畠本券」に、次のようにあるものである<sup>17</sup>。

某ノ御印三反在左京一条二坊五坪

#### 四至限《東古築地、南大路、西際目中垣、北中垣》

左京一条二坊五坪は宮内の東張り出し部の東端で、法華寺に隣接する位置にある。その四至記載によると、南限は大路だったという。この場合は四至記載なので、東限の「古築地」や西・北限の「中垣」は、当時現存していた可能性が高い。特に「古築地」は、平城宮の東面大垣の可能性がある。しかし「大路」は、例えばⅢ節に掲出した建保6年の充券でも四至記載に「小路」とあるが、当時そこが水田だったことは明らかである。よって本例でも、位置や類似の地割を指して大路と表現している可能性が高い。

また上記に掲げた史料もそれ以外でも、宮内の土地を「左(右)京○条○坊○坪」と表記している。このような表記は、一つには図面上で○坪にあたると言っているだけで、条坊道路の施工を示している訳ではない。また一つ注意すべきこととして、この書き方は京内と全く同じで、表現上は京内としか読み取れず、坪付から宮内と判明するのみである。

西大寺に伝来した鎌倉時代作成の絵図群中に、平城京の中に宮内(東張り出し部を除く)まで含んで描いた絵図がある<sup>18</sup>。この絵図にも、宮内であることを示す表現は一切なく、京内と同様に条坊道路を描き、坪付も書き込んでいる。この図も他の西大寺絵図群と同様、平城京の京図を基にしていると思われる所以、京図がそうなっていた可能性も考えられる。

そもそも館野氏が明らかにしたように、平城宮は平城太上天皇の遁去によって廃絶した。その後は承和2年(835)に「平城旧宮廻」と表現されているが<sup>19</sup>、それを除けば平城宮自体、史料に見えなくなる。一方の平城京は、9世紀に「平城旧京」ともあるが<sup>20</sup>「平城京」とも表現され、10世紀に完成・施行された法典である『延喜式』でも「平城京」である<sup>21</sup>。

つまり平城京は存続していると言えるが、平城宮は廃止された。ならば平城宮は廃止後は、平城京の一部と認識されたのではなかろうか。

IV節で述べたように、平城京で「左（右）京○条○坊○坪」と、数詞によって坪付を表記する方式は、田園化した後に田園化した条坊道路に基づいて行われた。ならば、条坊道路が元来存在しない宮内であっても、ある程度直線的な地割があれば、条坊表記をすることは可能だったろう。館野氏は、宮内の右京二条一坊八坪にあたる地に小字地名「ハノ坪」が現存し、条坊坪付が小字地名として遺存したことを指摘している。宮内にも廃都後には条坊坪付が用いられた。そのために、元来存在しない大路小路が仮想されたのである。それは宮としての特殊性を失い、京として扱われたためだと考えることができる。

この点は上村和直氏も指摘するように、後の都である平安宮とは扱いが異なるのだろう。平安宮も、中世には建物はほぼ廃絶し、内野と呼ばれる野と化した。しかし平安宮では、中世にも儀式のいくつかは内野の建物跡地で行われ、宮城大垣は修繕されていた（上村2007・久木2020）。平安宮は理念的には宮であり続け、再興される可能性があった。一方の平城宮は廃絶して田園化し、京と同様の扱いを受けた。

平安との相違は、京に関しても指摘できよう。平安京では中世、条坊道路が田地化した土地は巷所と呼ばれ、京職が管轄した。またみだりに巷所化することは制止された（中村1968）。一方の平城京では田園化はなし崩し的に進行し、9世紀から条坊道路も坪内も法的な差異はなかった（吉川真司2007）。平城京は存続したとは言えるが、都市としては平安京とは較べるべくもなく、実態は大部分が田園化していた。ただし観念上は存在が仮想されていたのである。

## VII 超昇寺郷—(c) 超昇寺の西辺にあった—

平城宮はVI節で述べたように平城太上天皇の逝去によって廃絶し、彼の宮は彼の子供たちに委ねられた。その約十年後の承和2年には平城旧宮の水陸地四十余町が、彼の子の高岳親王に与えられた（註19参照）。また宮の北側には超昇寺が創建される。平城太上天皇ゆかりの寺院と考えられ、貞觀2年（860）が初見で、その際平城京の水田55町余が、高岳親王の申請により超昇寺と不退寺に施入されている（註21参照）。平城宮内で平城太上天皇の子供たちに渡った土地も、最終的には超昇寺領になったものかと推測される。超昇寺は十五大寺の一つにも数えられる有力寺院だったが、中世末期の戦乱で衰退し、最終的には明治初年に廢寺となる（竹内編1990「ちょうしょうじあと 超昇寺跡」：p.714・下中編1981「超昇寺跡」：pp.599-600など）。中世、超昇寺は京内に散在する54町余の莊田を持っていたが<sup>22</sup>、そこには9世紀の超昇寺や平城太上天皇関係の所領の後身が含まれていると理

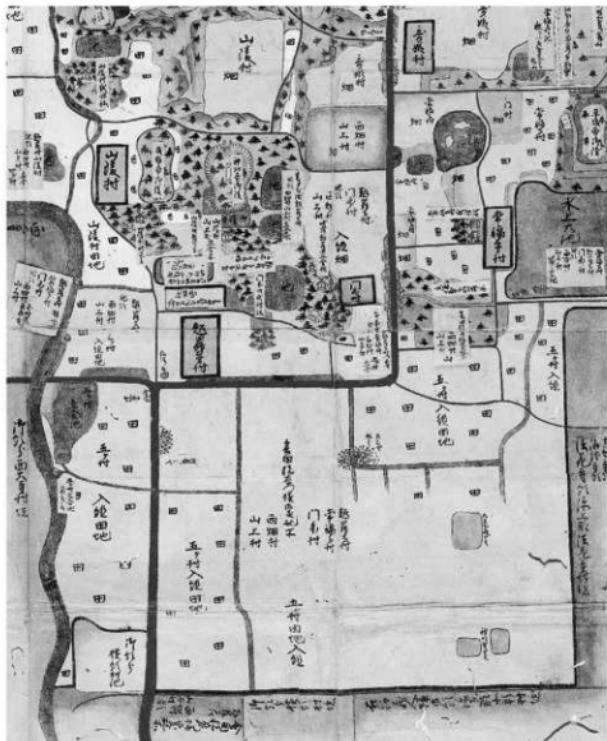


図5 江戸時代の超昇寺郷主要部

解できる。それらの所領は、中世末の超昇寺の没落に伴って消滅すると思われる。

一方、当該史料の史料1①④・史料2には「超昇寺」とあり、特に史料1①にはその「西辺」とある。当時、当該地は超昇寺の西辺だと認識されていた。この超昇寺とは寺院名や所領名ではなく、地名と思われる。史料2の引用外の部分には、京内の地名として同様の体裁で「西京」「辰市」等を挙げている。中世、西ノ京は右京三条～八条付近を指す広域地名だった（竹内編1990「にしのきょう 西ノ京」：p.846）。辰市は辰市郷とも呼ばれ、左京七条～九条付近の郷の総称だった（竹内編1990「たつのいち 辰市」：p.683）。超昇寺

も中世から見える地名で、江戸時代前期には超昇寺村となり、寛文4年（1664）～貞享3年（1686）の間に超昇寺村は村切され、8ヶ村に分かれている。その8ヶ村とは、超昇寺村（二条村）・古超昇寺村（西畠村）・新超昇寺村（山上村）・門外村・常福寺村・山陵村・歌姫村・横領村である（平城村史1971：pp.70-73）。それらの村々のうち横領村以外<sup>23</sup>は、江戸時代を通じて總称として超昇寺郷とも呼ばれている。基本的には中世の超昇寺が江戸時代に引きつがれ、江戸時代前期の超昇寺村、後の超昇寺郷となると推測される（奈文研2011：p.198・その註1）<sup>24</sup>。

図5は江戸時代の超昇寺郷を描いた絵図の一部である。識語によると享保9年（1724）に郡山藩に進上した絵図の下絵だという。当時の超昇寺郷は横領村を除く7ヶ村と思われるが、郡山藩領を描くので、この当時他領だった古超昇寺村（西畠村）・新超昇寺村（山上村）は扱いが異なり、集落上に貼紙がある（超昇寺村（二条村）の北側。奈文研2022）。この絵図を見れば分かるように、平城宮は東張り出し部は法華寺村に属したが、以外はみな超昇寺郷に属した。その大部分は5ヶ村の入組田地で、それは超昇寺郷のうち山陵村・歌姫村を除いた5ヶ村（超昇寺村・常福寺村・門外村・古超昇寺村（西畠村）・新超昇寺村（山上村））だった。その入組田地の西端を秋篠川（「西川」）が流れ、秋篠川西岸は西大寺村となっている。

西端が秋篠川であるのは、農業用水の水利のためではなかろうか。図5を見ると、5ヶ村入組田地に用水を供給しているのは、主に東北の水上池（「水上大池」）と、西端を流れる秋篠川の水だったようだ。水上池には5ヶ村の「立合池」という貼紙がある。また秋篠川沿いには「五ヶ村／立合池」という池がある。そして秋篠川沿いの3ヶ所に木桶が描かれ、上流の2ヶ所には1枚の貼紙で「桶二ヶ所／五ヶ村立合／用水取」とあり<sup>25</sup>、下流の1ヶ所には貼紙で「五ヶ村立合池／用水取」とある。5ヶ村入組田地の東方は水上池の用水、西方は秋篠川からの取水が主だったと推測される<sup>26</sup>。

この秋篠川下流の木桶からは、南東に用水路が延び、宮内に至っている。この用水路は



図6 秋篠川取水口跡の段差

秋篠川旧流路を利用しており、まさに当該地付近を通過している（図1）。この取水口の場所には、川底に今も痕跡と思われる段差がある（図6）。この用水路ができた時期は不明である。ただしどもかく、秋篠川の水で宮内を灌漑していることと、秋篠川までが超昇寺郷だったこととの間には、関係はあるのだろう。

当該史料で当該地を超昇寺の西辺と言

っているのは、この絵図に見える超昇寺郷の領域とよく合致する。上記の理解をふまえれば、平城宮付近では平安～鎌倉時代移行期にも、秋篠川までが超昇寺であり、秋篠川の水で平城宮方面を灌漑していたのではなかろうか。

平城京の農村地帯の郷とは寺社を中心とし（永島1963）、水利などを共有する地縁的な結合であることがあった（水谷2011）。超昇寺の郷にもそのような性格はあったろう。それは寺院である超昇寺を元来の核として、宮内の大部分と、その北方の奈良山丘陵を含む地域と理解できる。そのような地域編成は、平安～鎌倉時代移行期には成立していたと思われる。

江戸時代に5ヶ村入組だった範囲は、近代に行政区画の改変はあったが、現在も佐紀町・二条町に受け継がれている<sup>22</sup>。平城京内の行政区画は堀健彦氏が指摘するように、近代に至っても、奈良時代の行政区画の面影を残している場合があった（堀1998）。宮内とその周辺も超昇寺という寺院を媒介として、地域的結合が近代まで存続した例と言えよう<sup>23</sup>。

### VIII 平城宮の記憶とその変形—(d) 字は内裏だった—

平城宮は9世紀に廃絶して田園化した。しかしその記憶は地元には残っていた。当該史料の史料1④にも「アタナタイリ」とあり、鎌倉時代前期に当該地の字は内裏と言つたとある。この点について理解を深めてみたい。

この付近の中世地名については、下記の永仁6年（1298）の「西大寺田園目録」の記載<sup>24</sup>も参考になる。

添下郡右京一条二坊三坪内一段半 タイリノ西

ここに見える右京一条二坊三坪とは、当該地の一つ北の坪にあたる。その場所を「内裏の西」と呼んでいる。そこで、三坪の東側を図5で見てみよう。すると郡山街道を挟んだ東側、つまり平城宮内に入ったところに、「内裏ノミヤ」という土壇が描かれている。

この内裏の宮とは平城宮関係の遺跡として、江戸時代の地誌に登場する。例えば寛政3年（1791）刊行の『大和名所図会』巻1、添上郡南都之部では、奈良時代の皇居の跡を次のように説明している。

皇居の跡は今の奈良の町にはあらず。興福寺の西、超昇寺郷二条村の南、街道の巽に築地の内といふ字の地あり。今も田を作らず。又此所に内裏の宮と呼ぶ小祠あり。

この説明では、この内裏の宮付近が奈良時代の皇居で、ほこらがあったという。また18世紀前期の享保年間に編纂された『五畿内志』中巻の「大和志」3、添下郡の古跡の項には「孝謙帝皇居（在超昇寺村。地名内裏）」とある。これも内裏の宮のことと考えられ、孝謙天皇の皇居と考えられている。このように江戸時代の地誌では、平城宮の遺跡として



図7 内裏の宮の発掘前のお祓い 北東から

はこの内裏の宮のみを、ほこら・皇居跡として挙げることが多い<sup>33</sup>。その事実と、当該史料・上記「西大寺田園目録」をふまえると、すでに鎌倉時代にはこの土壇が内裏の跡と認識され、近傍が内裏という地名で呼ばれていた、と推測される。

近代には、明治26年（1893）作成の『大和国古墳墓調査書』の第61号に内裏宮を挙げ、「京街道」の脇に長方形の土壇を描いている。その解説には「添下郡都跡村大字佐紀ニ在リ。字内裏ノ宮ト云フ。里人ハ平城朝禁裏ノ中央ノ址ナリト伝承スレモ古書ノ徵スペキナシ」とある<sup>34</sup>。また図4には「内裏塙」とあるように近代にはムロの木が生えており、昔三条小金治が住んでいた邸宅跡だと伝承されていた（青山1995）<sup>35</sup>。1970年、平城宮第59次発掘調査の結果（図7）、そこは馬寮地区の奈良時代中期の鍛冶工房SB6360であることが判明し、遺構面が他より50～70cm程度高かったことが判明した（奈文研1985：p.38）。しかし発掘後に土壇は消滅した。土壇となった事情を想像するに、鍛冶工房だったために地盤が焼け締まって堅く、遺構面が高く残った。そのため水田化せず、さらに周囲の魔土が積み上がったものと憶測される。

もちろん、平城宮中枢部である第一次・第二次大極殿地区や東区朝堂院地区に関する記憶も、地元には残っていた。明治時代に平城宮跡の保存に奔走した棚田嘉十郎の回想によると、明治29年の冬に地元の山下鹿蔵から聞いた話では、山下の自宅前に「大極ノ芝」（第二次大極殿）、その北に「小安ノ芝」（第二次大極殿後殿）、南に「十二堂」（東区朝堂）という芝があり、西に「大ノ宮（大野ノ宮）」（第一次大極殿付近）という森がある。それが都の跡で、「是ハ昔ヨリ皆々聞キ伝へニシテ村民ノ知ル所」だという（奈文研2011：p.12）。江戸時代、19世紀初頭の『加太越奈良道見取絵図』でも平城宮大極殿付近に「内裏跡」「大極殿跡」と注記しており<sup>36</sup>、地元以外でも認識はされていた<sup>37</sup>。

この点、奈良奉行川路聖謨の妻である川路高子（さと）は、嘉永元年（1848）10月19日に奈良から薬師寺・唐招提寺・西大寺・法華寺などを周遊した記録を残しているが、西大寺から法華寺に至る途中に平城宮跡を通過し、下記のように記している<sup>38</sup>。

添下郡常福寺村・超昇寺村など此あたり昔の内裏の御跡なりとかや。はるばる向霞むばかり見わたさるる田畑なり。内裏のみ跡といふ、印斗の松の林はるかに見ゆ。此あたりすこしゆけば弘法井といふ泉あり。そこら過て狭城盾列池上陵、世人神功皇后の陵といふ。（中略）神功皇后陵（佐紀陵山古墳、現日葉酢緩命陵）の記述あり

爰より歩行、法花寺村に有法花寺御所へとゆく。この辺の道常福寺村なり。ここに内

裏の御庭跡あり。一まち斗やあらむ小高き岡、平なる所も有。松のはやし・竹の林・つつじなど多あり。いにしへは、いか斗玉をしきこがねをつらねし御前の前栽、春の花秋の月、あした夕の御遊にもてはやさせ給ひけむ。いくももとせの昔にし成跡なれば、今は其かけだにみえぬも理りなり。あたりは皆田はたにかへして、はつかにみしるしの松斗ぞみゆめる。折ふしさと吹通ふ松風は、いにしへのものの音の名残りかとかしこう、過がてにをがむ。はや西の山の端に入なむとする日影の赤う霞む夕暮の空、あすの雨を催しがほなり。ねぐらの鳥は北なる林にかへる。南にはうねび山・みみなし山・天の香久山などいとはるかにはほの雲間に匂ひ出たるは、ただあふぎの絵のさまとしてをかし。行々法花寺御所なり。

この記述は前半と後半に分かれている。前半が二条町交差点付近で、「内裏のみ跡」が内裏の宮だろう。後半の「内裏の御庭跡」が大極殿付近で、1町ほど前の「小高き岡」が第二次大極殿の土壇だと思われる。大極殿付近を宮跡と認識していたこと、いにしえをしのぶ情説ある場所だったことが分かる。しかし江戸時代の地誌では、記述の重点は内裏の宮にあり、大極殿付近には言及していない。内裏の宮が皇居であるという伝承の方が著名になつたためかと思われる。内裏の宮がそのように認識された理由は不明だが<sup>36</sup>、ともかくも、平城宮の記憶が時とともに変形して伝承された例だとは言えよう。

嘉永5年(1852)、北浦定政は「平城宮大内裏跡坪割之図」を作成する。これによって平城京・平城宮の学問的な理解が深まり、明治以後にはさらに高度な研究が進展する。伝承から学問による探求へと時代は移っていく。その過程で大極殿などはその重要性を認識されていくが<sup>37</sup>、一方で内裏の宮は忘れられ、消滅してしまった。

## IX おわりに

本稿で見たのは、奈良時代に首都だった地域で、廃都後にその遺跡を利用して地域を再編成した、その場面のいくつかである。平城京は平安時代に田園化し、道路は条坊道路の一部が、縮小して存続した。ただし中世にも京図や地割に基づいて、存在しない大路小路が、存在するかのように記録されていた。そのような仮想空間の中では平城京は中世まで、古代と同じように存続していた。一方現実には、平安時代末までに再編成された様相は、その後変化を蒙らないままに近代まで存続した要素が大きいと思われる。

平城京の中心にある平城宮は、平安宮とは異なって制度的に廢絶し、京と同じ扱いを受けたと思われる。ただし宮の面影をよく残し、主要部は超昇寺の膝下地域と位置づけられた。そこに含まれない東張り出し部は、法華寺の膝下地域だった。地元では宮の記憶を伝承し、また記憶を変形して再生産していた。

このように平城京・宮のあとはおおむね、古代の区画を生かして古代以来の寺社のもとで地域編成された。そのため、田園と化しながらも姿を変えて、古代の面影が近代まで残っている。古代の制度が後々に影響を与え続けている、その規定性を見る思いがする。

そのような性格は、日本の歴史一般にもある程度あてはまるのかもしれない。そもそも律令格式も、後々まで存続している。また例えば平城京の外側に目を転じれば、近代には広範囲に条里地割が存在した。しかし近年の研究では、地表面の条里地割が古代にまで遡らない事例が指摘されている（井上2004bなど）。古代の制度が中世に生き続けたために<sup>3</sup>、中世にも、古代の制度に基づく地割を部分的に新設することがあるのかもしれない。

以上のような古代の記憶を伝える景観や伝承は、近年、急速に失われている。その理由の一つは開発にある。また一方では学問の発達が、地域に変容を迫った面もあるだろう。社会はより良い方向に変化していくべきである。ただし、過去の記憶も何らかの形で記録し、正当に位置づけることも必要だろう。

本稿では、古代の記憶が後世に存続した側面を強調することになった。しかし無論、時代とともに変化する側面も存在する。例えば中世に平城京左京の南方を灌漑していた能登川・岩井川用水は、江戸時代に水利体系が大きく変化したことが指摘されている（服部1986）。時代時代の連続性と断絶面は、よく考慮する必要がある。

そもそも本稿は、極めて狭い土地の限られた史料から多くを読解する手法をとった。対象を限定した方が、より明瞭に認識できる事実もあるとは感じられた。ただし読み取った事柄がどこまで一般化できるのかは、今後の課題として残る。一面では平城京は、古代以来の寺院が国家的な役割を担い続け、興福寺を中心として都市・奈良も成立する。単なる農村に帰した訳ではなく、さまざまな側面を持っている。そのような多様な側面をどのように深めることができるのか。これも今後の課題としたい。

## 註

- 1 「大日本古文書」家わけ第18 東大寺文書之5 内閣文庫所蔵東大寺文書 6号 pp.21-26。国立公文書館所蔵。
- 2 「鎌倉遺文」古文書編第24巻 185175号 p.134。また下記に写真あり。『天理図書館善本叢書 和書之部』68巻 八木書店 1986年 p.129。天理大学附属天理図書館所蔵。
- 3 虫歎痕跡からは①と②の関係は明瞭でないが、①の奥には軸付痕跡がかすかに認められるので、やはり②の左の最奥に①があったのだろう。
- 4 「大日本古文書」家わけ第18 東大寺文書之5 内閣文庫所蔵東大寺文書 7号2 pp.27-28。国立公文書館所蔵。
- 5 平城京の壳券には、交差点を「辻合（ツジワセ）」と呼んだ例がある。建久9年（1198）12月11日の僧定秀田地処分状の事例では（「大日本古文書」家わけ第18 東大寺文書之5 内閣文庫所蔵東大寺文書 31号 p.70。国立公文書館所蔵）、条坊坪付には「在右京六条一坊九坪東大路（五条大路辻合）」、端裏書には「ヤクシ・ノツシアワセ」とある。西一坊条間大路と

五条大路の交差点上の、180歩（半段）の田地の事例である。当該史料には「辻合」の語はないが、同様のものと考えられよう。

- 6 這幅は、発掘による道路側溝の心心間距離では一条南大路も西一坊大路も70大尺（84小尺 = 14歩 奈文研2016b p.128・井上2004a pp.128-129）と想定されている。その場合、例えば両大路の交差点の面積は14歩×14歩 = 196歩の値が得られる。それは半段（180歩）よりもやや大きい面積である。この点、註5の建久9年の売券は大路同士の交差点の事例だが、面積は180歩（半段）である（註10も参照）。なお平城京条坊の1坪は、一辺の長さが道路心心間で375大尺（=450小尺 = 75歩 ≈ 133m）である。
- 7 下記で平城京の条坊関係史料を集成している。奈良女子大学21世紀COEプログラム「古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編 2007『平城京史料集成（二）一条坊関係史料一』」。
- 8 同じ土地の売買を繰り返す場合は通常、坪付記載は本券文に倣う。よって坪付を識別したのは本券文作成時（当該史料では史料1①もしくはそれ以前）であり、文書の日付よりもや古い時代の認識である可能性はある。ただし文書作成時もその認識を踏襲している、とは言える。
- 9 近代にも西一坊大路の地割はこの付近だけ存在しなかった（図1参照）。
- 10 県道は元来は車道のみだったので、県道の西側に歩道が付加された分は、西一坊大路と間隔があるとも言える。ただし一般的に遺存地割は道路側溝心心間距離よりも広く、それは禁地心心間距離と一応想定される（館野2000）。西一坊大路の遺存地割は120大尺（144小尺 = 24歩 井上2004a）なので、地割で見ると県道の歩道・車道まで大路に含まれる（註6も参照）。
- 11 歌姫越えは同論文の註23でも言及した。
- 12 この井戸も江戸時代の文献で確認できる。
- 13 辻堂は戦前まで交差点の西南隅にあったが、その後弘法の井の傍らに移動した（青山1995）。
- 14 当該地東側でも現存県道は平城宮西面大垣に沿っている。大垣や回廊跡は地盤が堅く直線なので、道路にしやすかったのだろうと想像される。
- 15 近年の開発で再び抵觸した道もある。
- 16 この田地も、同一地に関する複数回の売券が遺存する。この表現は、「治安2年（1167カ）4月26日僧能因田地処分状と建久5年（1194）12月16日白鷗姉子田地売券の2通に同文が記される。後者には四至記載もあり、「四至〈限東界目 限南界目 限西佃界 限北類地界〉」とある。前者は『平安遺文』古文書編第9巻 4605号 p.3509、大東急記念文庫所蔵。後者は『鎌倉遺文』古文書編第2巻 761号 p.125、大宮家文書文集第3巻6号。」
- 17 「大日本史料」第7編之8 応永13年雜載 p.576。
- 18 現在「大和國添下郡京北条里図」と呼ばれているが、この名称は誤りであり、実際には平城京条坊の中に、菅原寺とその寺領を表現した絵図である。東京大学史料編纂所編 1988「日本荘園絵図聚影」3 近畿2 東京大学出版会 11号 p.39。東京大学文学部所蔵。
- 19 「続日本後紀」承和2年正月壬子条。
- 20 「日本三代実録」貞觀4年6月14日条・貞觀6年11月7日条。
- 21 「続日本後紀」承和3年5月癸亥条・「日本三代実録」貞觀2年10月15日条・貞觀8年3月28日条・「延喜式」主税上。
- 22 貞和3年（1347）2月 日「興福寺造営料大和国八郡段米田数并済否注進状」（『春日大社文書』第4巻 春日大社 1984年 795号 p.44）一乘院方添下郡・応永6年（1399）正月18日「興福寺造営料大和国八郡段米田数注進状」（同書797号 p.100）添下郡一乘院方に「超界寺庄 五十四町七段」とある。また「簡要類聚鈔」第1巻（『京都大学国史研究室所蔵 一乘院

- 文書(抄)】京都大学文学部国史研究室 1981年 p.18)には「超昇寺京内御領(地主敷在)／御年資米／非一円之庄号、号段別負所米弁済之」とある。
- 23 横領村は超昇寺郷の入会山に立ち入らないために超昇寺郷ではないとみなされたようだ。横領村は明治初年には、平城宮跡の南方へ秋篠川東岸を村域とした(堀1998の第5図など)。図5の南端の記載も、秋篠川東岸の西畠村・山上村領は「超昇寺郷」と注記するが、その東側の横領村は「御領分横領村境」とのみある。近代の伝承では、横領の住民は二条町から分村したという(松川1993 p.208)。なお鎌倉時代の史料2の引用部分の後には地名「西京」の土地が9件並んでいる。それらのうち条坊記載があるのは3件で、「右京三条一坊七坪」が2件、「右京三条一坊十二坪」が1件である。これらの坪付はいずれも平城宮跡の南方で、明治時代の横領村の範囲にあたる。鎌倉時代には、後の横領村の範囲は基本的には西ノ京であって、超昇寺ではなかったと考えるべきだろう。
- 24 「西大寺田園目録」(奈良国立文化財研究所 1977『西大寺叡尊伝記集成』法藏館 p.434)には「添下郡右京五条二坊五坪内一段(薬師寺ト超昇寺ト間ノ東ニアリ)」とあり、五条まで超昇寺だったようにも見える。しかし右京五条二坊五坪とは薬師寺と唐招提寺の間で、南に寄りすぎており、超昇寺となるのは何らかの誤りと考えるべきだろう。
- 25 この貼紙は2010年撮影時点にて糊離れていたが、それ以前に撮影した平城村史編集委員会 1971・奈文研1981に掲載の写真で、その位置に貼付されていることが確認できる。
- 26 明治時代には通称一条通りの北に接して佐紀池が築造されるので(図4参照)、それに伴う変更はあったと思われる。戦後の水路は奈文研2016(p.67)参照。江戸時代の図5では佐紀池部分は田地で、その北側(門外村の西~西北)に池が3つ南北に並んでいる。それらの池には貼紙で「是々三ツ池超昇寺村/他領西畠山上村立合池」とあり、3ヶ村の立合池だった。
- 27 明治9年(1876)に平城宮跡周辺で入組田地となっていた5ヶ村が合併して佐紀村となるが、明治10年代には旧、超昇寺寺村(山上村)は離脱して山陵村の一部となつた(平城村史編集委員会1971 pp.134-135)。その後、戦後に佐紀村から旧、超昇寺村(二条村)の集落と県道以西が二条町として分立した。
- 28 野崎1977では中世の郷庄が明治初年の合村で一部復活した例として超昇寺郷を挙げる。
- 29 「西大寺叡尊伝記集成」(前掲) p.437。
- 30 近世の平城宮関係史料は下記である程度収集している。館野和己 2000『古代都城廃絶後の変遷過程』 pp.vi~viii。なお楊梅宮も東張り出し部に比定する書物が多いが、当時の認識では平城宮外にある。
- 31 秋山日出雄編 1985『大和国古墳墓取調書』由良大和古代文化研究協会発行 p.47・p.861。本史料は都跡を語る会の濱本宏美氏のご教示を得た。
- 32 その他、明治15年(1882)作成の「大和国添下郡佐紀村誌」(奈良文化財研究所所蔵川辺富子氏寄贈資料)古跡、平城宮址の項には次のようにある。
- 元超昇寺ヨリ例月一日十五日廿八日、宇龜畠二位ス佐紀神社々内ニテ南方ニ向テ神體ヲ供シ孝謙帝ヲ祭ル事旧式。
- 旧式では超昇寺から、亀畠の佐紀神社(御前池の東側)で南方に向けて孝謙天皇を祀っていたという。南方とは、孝謙天皇の皇居と言われた内裏の宮のことかもしれない。また戦中~戦後執筆の吉田法香「佐紀神社由緒・超昇寺縁起・記録」(奈良文化財研究所所蔵複製本。川辺富子氏寄贈資料)も、内裏の宮が由縁ある場所だったと主張する。
- 33 専玉幸多監修 2001『加太越奈良道見取図(五街道分間延経図)』第2巻奈良・松原 東

## 京美術

- 34 地元では第二次大極殿跡を「ダイコクノシバ」「大黒殿」などと伝承していた（奈文研2011など）。しかし隼人石がある現、那富山墓の字も大黒ヶ芝で、江戸時代には奈良でダイコクノシバと言えば、通常はこちらを指したようだ（吉田1969 稲良岑陵条 p.279・佐保山陵条 p.300など）。こちらは古くは『大乗院寺社雜事記』延徳2年（1490）正月28日条にも「大黒之尾之石大黒」とある。天保2年（1831）に奈良奉行となった梶野良材の『山城大和見聞隨筆』巻1には「大黒はら」が見え、これも直接には隼人石付近を指す。ただし彼の記述ではそれは西へ2里続く原で、西に進んでから、土地の人は「往古の大極殿のあと」と言うが、自分はそのように思われないと記す（『諸国叢書』第6輯 成城大学民俗学研究所 1988年 pp.14-16）。これは平城宮を含むように思われる。今後の課題としたい。
- 35 川路高子 2013 「寺めぐり（草稿）」『江戸後期紀行文学全集』第2巻 新典社。なお、川路聖謙の日記『聖府紀事』嘉永元年10月19日条・11月12日条に間違記事あり（『川路聖謙文書』第4 1933年 pp.400-402・pp.431-432）。
- 36 あえて可能性を憶測すれば、前述のように奈良文化財研究所敷地の発掘調査では、平安時代の掘立柱建物群が検出されている（奈文研2016b）。そのような施設が近傍にあったことが伝説の形成に影響した可能性はあるかもしれない。
- 37 明治33年（1900）に閑野が奈良新聞紙上に大極殿の遺跡を紹介し、明治34年には都跡村民が大極殿上に標木を建設する（奈文研2022）。しかし当時の奈良での認知度は高くなかった。田山花袋は明治38年2月に大極殿跡を訪れたが、人力車の車夫は大極殿の場所を知らず、二条町交差点で道を聞いていた。また通称一条通りから大極殿に至るのに「これに赴かんとするに路なし。右左支吾、或は田の畔を渡り、或は茅芽青き畠を越え、或は凹みたる草叢を分け、或は荆棘深き間を抜けて、漸くに達」している（田山1914。また光石2011参照）。
- 38 興福寺大乗院の尋尊は、古い田園を閲覧した機会に、それを書き写し、大和國の条里の原則を書きつけていた（『大乗院寺社雜事記』文明11年5月28日条。また阿部1955参照）。

## 参考文献

- 青山茂 1995 「平城宮跡雜事記」『日本文化史研究』第23号
- 阿部猛 1955 「条里制に関する中世人の知識」『日本歴史』第80号
- 石上英一 1997 「古代莊園史料の基礎的研究」上 塾書房
- 井上和人 2004a 「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 初出1984 奈良国立文化財研究所編『研究論集Ⅳ』
- 井上和人 2004b 「条里制地割施工年代考」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 初出 1994 「条里制研究の一視点—奈良盆地における条里地割施工年代についての再検討—」
- 井上和人 2008 「平城宮内平面構造の研究」『日本古代都城制の研究』吉川弘文館 初出2006 「平城宮発掘調査報告 XVI—兵部省地区の調査—」
- 上村和直 2007 「平安宮の資徵」京都府立叢書文化財研究所編『研究紀要』第10号
- 清水俊明編 1984 「奈良県史」第7巻石造美術 名著出版
- 下中邦彦編 1981 「日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名」 平凡社
- 竹内理三編 1990 「角川日本地名大辞典29奈良県」角川書店
- 館野和己 1995 「平城京その後」門脇祐二編『日本古代国家の展開』上巻 思文閣出版
- 館野和己 1997 「平城宮その後」大山喬平教授追念記念会編『日本国家の史的特質』 思文閣出版

- 館野和己 2000「平城旧京の変遷過程」「古代都城廢絶後の変遷過程」
- 田山花袋 1914「奈良兩中記」「神枕・旅すがた」 隆文館
- 土居規美 2007「南都諸寺を結ぶ道—平城京廢絶後も存続する条坊側溝の検討—」「シリーズ歩く大和Ⅰ古代中世史の探究」 法藏館
- 水島福太郎 1963「平城京址と莊園」「大和文化研究」第8巻8号
- 水島福太郎 1998「南都奈良の交通路」「櫻原考古学研究所論集」第13 吉川弘文館
- 中村研 1968「中世京都における巷所について—東寺領巷所を中心に—」「社会科学」第10号
- 奈良國立文化財研究所 1978a「平城宮発掘調査報告Ⅸ—宮城門・大垣の調査—」
- 奈良國立文化財研究所 1978b「西一坊大路の調査（第103-8、14次）」「昭和52年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」
- 奈良國立文化財研究所 1981「平城宮北辺地城発掘調査報告書」
- 奈良國立文化財研究所 1985「平城宮発掘調査報告Ⅹ—馬寮地域の調査—」
- 奈良文化財研究所 2011「明治時代平城宮跡保存運動史料集」
- 奈良文化財研究所 2016a「平城宮跡整備報告書」
- 奈良文化財研究所 2016b「右京一条二坊四坪・二条二坊一坪・一条南大路・西一坊大路の調査—第530次・第546次・第560次」「奈良文化財研究所紀要2016」
- 奈良文化財研究所 2018 パンフレット「奈文研本庁舎敷地の遺構表示」
- 奈良文化財研究所 2022「未来につなぐ平城宮跡—保存運動のあけぼの—」
- 野崎清孝 1977「奈良盆地の村落構成」「奈良大学紀要」第6号
- 服部英雄 1986「その後の能登・岩井川—中世的水利慣行の終焉と近世的水利秩序の形成—」「遙かなる中世」第7巻
- 平城村史編集委員会 1971「平城村史」
- 久木俊和 2020「中世天皇家の作法と律令制の残像」「八木書店
- 堀健彦 1998「平安期平城京城の空間利用とその支配」「史林」第81巻5号
- 松川文吉 1993「平城京跡の村—秋葉川流域」
- 水谷友紀 2011「近世社会の秩序編成と寺社・薬師寺郷の近世—」「ヒストリア」第229号
- 光石亜由美 2011「紀行文作家・田山花袋—明治期、奈良への旅を中心に」「奈良大学紀要」第39号
- 吉川聰 2007「法華寺の鳥居」「シリーズ歩く大和Ⅰ古代中世史の探究」 法藏館
- 吉川真司 2007「平城京の水田守—梨原莊試論—」「シリーズ歩く大和Ⅰ古代中世史の探究」 法藏館
- 吉田東伍 1969「増補大日本地名辞書」第2巻上方 富山房

#### 挿図出典

- 図1：奈良文化財研究所 2003「平城京条坊総合地図」所収20・21図に補筆
- 図2：奈良文化財研究所 2018 パンフレット「奈文研の地下に眠る遺構」所収図を修正
- 図3：奈良文化財研究所撮影写真に補筆
- 図4：地図資料編纂会編 2001「正式二万分之一地形図集成 関西」 柏書房 所収図、西大寺・奈良に補筆
- 図5：歌舞伎町自治会所蔵
- 図6：筆者撮影
- 図7：奈良國立文化財研究所撮影

# 仁和寺御経蔵聖教の形成と展開

橋 悠太

## I はじめに

京都大内山の麓には日本を代表する真言宗寺院のひとつである仁和寺が所在しており、膨大な数の文化財を今に伝えている。奈良文化財研究所では昭和三十三年（1958）以来、仁和寺が所蔵する文化財の調査を進めてきた。仁和寺所蔵の文化財には、絵画・書跡・聖教など様々なものがあるが、当研究所が現在調査研究に取り組んでいるのはその内の御経蔵と分類された聖教群である。過去には『仁和寺史料 寺誌編』一・二や『仁和寺史料 古文書編』一・二などを刊行してきているが、上記刊行物はいずれも御経蔵内の史料を翻刻した史料集である。この御経蔵調査については現在も継続しており、『仁和寺史料 目録編〔稿〕』一～五までを刊行し、引き続き目録作成等の調査研究に取り組んでいる。

御経蔵調査の今までの歩みについては後ほど述べるが、近年では平成9～12年度科学研究費補助金基盤研究A「真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究—仁和寺御経蔵を対象として」による悉皆調査もおこなわれ、研究成果報告書において御経蔵の大凡の全容が示されることとなった<sup>1</sup>。また、同時期には御経蔵内にある「密要抄」「紺表紙小双紙」などの守覚法親王関係聖教にも焦点があてられ、これらの聖教群が仁和寺に相承された仁和寺御流の根幹をなす聖教であることが明らかにされた<sup>2</sup>。さらに、最近では仁和寺に伝來した聖教類や御経蔵の構成について概観した研究、顕證によって主導された近世初頭の御経蔵整理作業の重要性についても示されつつあるが<sup>3</sup>、御経蔵の形成と展開過程の詳細な検討については未だ不十分な状況にある。また、当研究所で刊行中の目録稿などで、箱に付された付箋や聖教の端裏などに記された目録番号とおぼしきもの等の諸々の情報についても掲載しているが、これら的情報について考察する紙幅や機会もなかった。こうしたことから、現在調査している文化財がどのような状況のもとで形成されて現在の形となつたのか把握することは、御経蔵聖教という文化財を引き続き調査研究するにあたって重要な課題であるといえよう。

そこで、本稿では上記の課題を解決するため、以下の点について示したい。まず近世前期の仁和寺御経蔵整理事業が実施された背景を捉えるべく、前段階である中世後期において御経蔵聖教が直面したであろう状況について、その管理者である仁和寺御室の動向を中心にして聖教や門跡相承の視点を交えながら考察する。続いて中世末から近世初頭にかけて仁

和寺が直面した状況が近世前期の御経蔵整理事業へどのように繋がっていくのか、その関係性について明らかにする。また、近世前期の仁和寺御経蔵整理事業で中心的な役割を果たした顕證について、彼の動向や交流関係などを素材として御経蔵整理と寛永文化との結節点を探ってみたい。最後に、近世前期の整理作業を皮切りに本格的に整備された近世期成立の諸目録を比較検討することで、御経蔵がどのように整理されてきたのかその変遷過程についても明らかにする。

なお、歴代御室等宮僧の本文中の記載については、基本的に初出のみ入道親王号等を付し、以降は僧名のみを記載する。

## II 中世後期における仁和寺御室と聖教

仁和寺は真言密教広沢流の拠点として出発し、皇室の皇子を出自とする仁和寺御室によって師資相承された。また、その際に仁和寺御流という法流が創出、その法流を示す聖教群が形成され、これが現在の御経蔵聖教へと繋がっていく。中世前期の姿は「院権力の分身」と評されるよう、門跡寺院の筆頭として、また宗教社会の中核として、御室を中心には卓越した成長を遂げていた<sup>4</sup>。このように中世前期の社会において絶大な影響力を及ぼしていた仁和寺であるが、中世後期になるとその状況は一変することとなる。

最初に大きな環境変化があったのは鎌倉幕府の滅亡と南北朝内乱であった。鎌倉時代中期頃より、仁和寺は鎌倉幕府・北条得宗とも関係を深めていくのであるが、その繋がりは北条氏出身僧の入室に依存する部分もあった<sup>5</sup>。鎌倉での仁和寺御流の拠点である佐々目遣身院頼助以降、北条氏出身僧の入室が増加するが、鎌倉幕府滅亡により北条氏一族と共に自害する院主や逐電した院主などが仁和寺の有力院家にみられ<sup>6</sup>、幕府の滅亡は仁和寺にとって大きな変化をもたらしたと考えられる。

また、両統迭立期には持明院統と密接な関係にあった仁和寺に対し、大覚寺という対抗軸が大覚寺統に存立されたことによって仁和寺御流周辺の環境も大きく変化した<sup>7</sup>。ただし、南北朝内乱以降、仁和寺は持明院統を継承した北朝およびその外護者である室町幕府が構築した宗教体制の旗手とはならず、内乱を契機として北朝・室町幕府と急接近したのは醍醐寺三宝院であった<sup>8</sup>。これは、歴代の室町幕府将軍へ近侍した三宝院院主と異なり、御室は院・天皇を宗教的に護持する最上位の格式を有する立場にあったことから、幕府や將軍による祈禱などの宗教行為に積極的に関わることが困難であったことが要因として考えられる。また、御室の権威低下によって仁和寺周辺を含めて活動が低調となる<sup>9</sup>。南北朝内乱以降、室町幕府主催による国家祈禱が主流となるのであるが、幕府が主導したその体制の中心には三宝院が門跡として位置付けられるなど、仁和寺の宗教的権威は中世前期

と比較すると低下していた。

上記の状況に対し、仁和寺周辺の聖教を取り巻く環境はどのような状況にあったのであろうか。鎌倉時代後期については、真言密教の鎌倉への拡大や大覚寺法流が創出されたことなどによって法流が多角化していた。特に、鎌倉時代末期には広沢流より派生した各法流は複雑な様相を示しており<sup>10</sup>。各寺院を跨ぐ院家兼帯も多くみられる。こうした状況により、本来であれば仁和寺周辺で相承されたであろう聖教類も各所へ拡散していた。例えば、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、既に『密要抄目録』が鎌倉や大覚寺へ拡散していたことが確認できる<sup>11</sup>。また、前述した鎌倉幕府の滅亡やその後の南北朝内乱も聖教の流出・損失を加速させた。代表的なものとしては、佐々木有功のもとに相承されていた仁和寺御流の根本聖教が北条氏一族の滅亡と共に失われており、入道法守親王はその損失を嘆いている<sup>12</sup>。また、南北朝時代には、仁和寺護持院頼意や大覚寺西輪院教賢、光賢などが京都を出奔して南朝の本拠地である吉野周辺へ下っているが、彼らが所有していた聖教も寺坊から持ち出されたとみられる。證菩提院本『密要抄目録』奥書には「以<sup>ヒ</sup>證菩提院本<sup>ヒ</sup>書写畢、自<sup>ヒ</sup>内山<sup>ヒ</sup>相伝也、光信法印自筆也」とあるが、応永二年（1395）までの間に大覚寺證菩提院光信が当時大和國の内山水久寺に住していた光賢より相伝された聖教である可能性が高い<sup>13</sup>。中世後期初頭からの戦乱によって仁和寺に関わる聖教の散逸は増加の一途を辿ったと考えられ、仁和寺を取り巻く聖教やそれを管理する宝蔵などの環境は主に戦乱の影響によって大きく変化していたといえよう<sup>14</sup>。

こうした仁和寺聖教、特に現在の御經藏聖教の前身である仁和寺御流の聖教群の管理者は御室であり、御室の動向は仁和寺御經藏の置かれた環境と深く関係していると考えられる。ただし、中世後期における御室の動向については未だ検討が進んでいない<sup>15</sup>。そこで、中世後期における御經藏の環境を把握する材料として、仁和寺が困難な状況に直面した応仁・文明の亂以降を中心に、中世後期における御室の動向について確認したい。南北朝期の御室入道法守親王の下には入道源性親王（花園天皇皇子）、入道尊朝親王（光嚴天皇皇子）、入道永助親王（後光嚴天皇皇子）が後継者として入室しているが、永助以外は早世している。また、永助の後継者として法尊准后（足利義満息）が入室するが応永二十五年（1418）に早世したことで、再び後継者を探すこととなった。しかし、皇族周辺には適任者がいなかったようで、木寺宮世平王（後二条天皇五世孫）の子息を後小松上皇の猶子とする苦肉の策で入道承道親王として入室させている<sup>16</sup>。ただし、承道の後継者も見つからず、享徳二年（1453）の承道入滅により、御流の相承は仁和寺の筆頭院家真光院の院主輝信が法流を一時的に預かった上で、長禄元年（1457）に入道靜覺親王（木寺宮邦康親王息）へ授けている<sup>17</sup>。このように御流が断絶しかねない不安定な師資相承がおこなわれており、それは慢性的な後継者不足に起因するものでもあった。そして、以上のような状

況に拍車をかけたのは応仁・文明の乱前後における世情の混乱であった。

文正元年（1466）、既に諸大名の軍事行動などによって京都周辺の治安は極度に悪化していたが、その影響は仁和寺へも波及した。同年九月、興福寺大乗院尊尊の記すところによれば、「去朝夜仁和寺御室侍法師、盜入打入之間打死了、大名御披官人沙汰歟、則門主親王奉ニ追出一了、珍事、比興沙汰也、就ニ毎時門主不足放云々、彼法師別面奉公者故歟、（後略）」という事件が発生したという<sup>18</sup>。関連記事がこの条のみであるのでいさか事件の内容が判然としないが、「大乗院寺社雜事記」冒頭の見出しには「一、御室進退事」と記されており、門主の進退に関する事を記しているとみられる。そうであるならば文中の「門主親王奉ニ追出一了」は、詳しい経緯は不明ながら室町幕府によって静覺が門跡を退出させられたと解釈できよう。同年十二月廿八日条には「仁和寺御室前門主跡之經藏ニ焼草ヲ入テ、色々及ニ訴訟ニ云々」と尊尊が記しているが<sup>19</sup>、静覺の前代にあたる承道は享徳二年（1453）に没していることから「前門主」は静覺を指すとみられ、やはり前述した九月条の記事は御室が退出させられたことに関連するものと考えられる。また、前述の十二月廿八日条の記事は静覺が仁和寺御室經藏への放火も辞さない構えをみせて訴訟に及んだと解釈できそうである。応仁元年（1467）十月二十四日には近江国志賀庄を仁和寺菩提院領として管領するよう書状を発給しており<sup>20</sup>、静覺が前門主という立場でありながらも仁和寺の実質的なトップとして差配していたことがうかがえる。そうであるならば、前述の訴訟は静覺による仁和寺の支配権に関わるものであったことが想定されよう。

こうした仁和寺の不安定な状態は応仁・文明の乱によってピークとなる。周辺の北山などの諸寺院が焼け残った一方で、仁和寺は戦災によって焼失し、往時の姿は跡形もなかつた<sup>21</sup>。この時、静覺は戦乱を避けるために高野山へ度々避難しており、応仁二年には高野寺に聖教等を預け高野山へ避難したという<sup>22</sup>。後継の御室については静覺が退出してから不在であったが、文明三年（1471）に入道道永親王（伏見宮貞常親王息）が入室し、以降は道永が仁和寺宮と呼称される<sup>23</sup>。ただし、道永への伝法灌頂はおこなわれず<sup>24</sup>、静覺は真光院尊海へ御流を相承している<sup>25</sup>。また、道永の入室以降も「仁和寺先門主二品宮」として仁和寺相応院領の管領について言上するなど、依然として仁和寺のトップには静覺が君臨していたとみられる<sup>26</sup>。なお、明応三年（1494）に仁和寺上乗院門跡（下河原門跡）の門主が早世すると<sup>27</sup>、静覺が後継の門主として活動をはじめることには注意したい<sup>28</sup>。

文亀元年（1501）に静覺が入滅すると、永正七年（1510）に入道覚道親王（後柏原天皇息）が入室する<sup>29</sup>。覚道は当時十歳であったが、尊海が補佐し御室の再興へ邁進する。しかし、この尊海・覚道の師弟による御室再興は、大永七年（1527）に覚道が早世したことで頓挫する。尊海は再び後継者を探すこととなるが<sup>30</sup>、天文八年（1539）に入道任助親王（伏見宮貞教親王息）の入室を実現させている<sup>31</sup>。なお、永禄十二年（1569）には上乗院門跡へと隠

居するが、その後も御室として活動している<sup>32</sup>。天正十二年六月頃より安芸国嚴島へと下向、同年十月に当地で入滅したことから、嚴島御室と追号された。

この任助の後繼者として据えられたのは、入道守理親王（伏見宮邦輔親王息）であった。永祿八年正月二十九日、正親町天皇の猶子となり、入室する。天正十二年八月、守理が南都・高野山・根來寺などの見物の折りに対面したことを本願寺頭如が記しているが、「御室門跡ノ新宮守理」とあることから<sup>33</sup>、仁和寺の次期後繼者として認識されていた。同年十一月に任助が嚴島で入滅すると、以降は守理が禁裏での修法などを担う。ただし、その後の守理の動向については近世初頭の仁和寺御經藏整理と関わるため、Ⅲで詳述したい。

以上が中世後期における歴代御室の動向についての概要であるが、安定して相承されたとは言い難い状況が継続していたことがうかがえよう。こうした中世後期における歴代御室の動向をふまえると、仁和寺御經藏型教の前身となりうる聖教群は戦災による直接的被害に加え、中世後期における御室の動向や戦乱が要因となって発生した副次的被害にも晒されたとみられる。まず、聖教が移動する頻度が高まった聖教やその管理者である御室が度重なる戦災を避ける必要性が生じ、平時であれば発生しない頻繁な移動がおこなわれたことである。その際、御室の地位を象徴する聖教群とその管理者である御室は必ずしも一体ではなかったことは前述した通りである。この点と関わるものとして、御座所の移転には注意したい。当該期における仁和寺本坊の機能は真光院に移転したと考えられており<sup>34</sup>、それに伴って真光院を門跡として用いたと理解してきた。しかし、御室や前門主の居住地について、静覺は応仁年間における高野山への退避や、土御門御所付近の下河原殿に住していたことが確認できる<sup>35</sup>。また、道永についても文明年間には細川勝元邸の一部を真光院が借住し、門跡としていた可能性があり<sup>36</sup>、下河原宮となった後は太秦広隆寺に居住していることが確認できる<sup>37</sup>。応仁元年の御所焼失以降、多くの時期において真光院が門跡の中心地となっているのは確かであるが、常に御室やその周辺が真光院を中心に活動していた訳ではなく、変則的な動きもみられることには注意すべきであろう。

また、中世後期に頻繁にみられる諸階層の地方下向という傾向は仁和寺においても例外ではなかった。主要なところでは、前述した静覺や任助の他、相応院惠助や真光院尊海などが下向している<sup>38</sup>。下向には聖教を伴って移動していたようであり、例えば任助は安芸国嚴島へ下向した際、御室に代々相承されてきた法華経を吉川元長へと譲与している<sup>39</sup>。また、聖教なども下向と共に持ち出していたとみられる<sup>40</sup>。このように中世後期に顕著にみられた歴代御室などの下向も聖教の散佚につながる側面があった。

以上のように、中世後期において仁和寺御經藏型教を含む聖教群は、戦災に晒されたという直接的被害に加え、中世後期の歴代御室の移動に伴って散佚するなど、副次的被害を受ける機会も増加したと考えられるのである。

### III 中世後期から近世初頭にかけての御経蔵整理とその継承

IIで述べたように、中世後期における仁和寺聖教の散佚については戦災が最大の要因ではあるものの、御室の相承に関わる問題や彼らの動向も聖教を散佚させる一要因となっていたことを明らかにした。ただし、仁和寺側は聖教の散佚を黙って傍観していた訳ではない。ここでは、そうした困難な状況にあった中世後期以降の御経蔵聖教について、聖教整理などに代表される継承という面から検討したい。

中世前期における仁和寺御室と聖教整理との関係については、「密要抄」の目録作成過程などが明らかになっている<sup>43</sup>。ただし、中世後期から近世初頭の動向については、IIで示した中世後期における仁和寺内の様相が未解明であったこともあり、ほとんど考察されることはなかった。そこで、IIで考察した内容も踏まえつつ、中世後期から近世初頭にかけての聖教整理がどのように展開を経たのか、御経蔵を中心にみていく。

中世後期において、仁和寺御室と聖教との関係がある程度確実に把握できるのが、尊海・覚道の師弟による整理作業である。永正十三年（1516）、覚道は尊海より伝法灌頂を受け、以降、「密要抄」などの仁和寺の重要聖教の整理・点検に取り組んでおり、これは師尊海による指導のもとで進められたものであった。こうした取り組みは、御室としての身分を確認するための営為の一環であると指摘されているが<sup>44</sup>、覚道段階でおこなわれたことは天皇実子の御室入室が永助以来久々であったことも関係していよう<sup>45</sup>。覚道は法守の自筆聖教を発見した際に「去応仁天下一同之大亂、当門等之聖教所々散失不レ可ニ勝計」と記しているが<sup>46</sup>、応仁・文明の乱段階では彼自身は生まれてない。師尊海より生前の大乱で多くの仁和寺聖教が散逸したことを学び、再び往時の状態に戻そうとすることが御室としての自身の使命であるとして聖教整理に取り組んでいた。ただし、これらの整理は覚道の早世によって頓挫したとみられ、覚道没後は尊海が単独で整理作業を継続した。

尊海の整理は任助によってある程度継承されたようであり、「仁和寺御伝」など尊海が記したものを作成した聖教が確認できる。また、高野山や嚴島などへ下向した折に聖教を書写・収集している<sup>47</sup>。一方、任助の活動によって散逸した聖教もあったことはIIで述べた通りである。その後の聖教整理については、文禄二年以降の仁和寺恵命院亮淳が主導したものがあげられる。この整理には任助の後継者であった守理の動向が関係しているため、まずは状況について詳しく述べたい。

天正十二年（1584）十一月に任助が嚴島で入滅すると、守理が名実ともに御室となつた。ただし仁和寺内において、守理と僧綱・坊官を中心とする門跡組織との間には円滑な主従関係が構築されていたわけではなかったようで、農臣秀吉が仁和寺宮の権威付けのために働きかけていたことが明らかにされている<sup>48</sup>。こうした秀吉政権の後援も受けつつ仁和寺

宮として活動していたのであるが、守理は突如として仁和寺を退室する。顕證書写本の『仁和寺御伝』の守理の項には短く「依ニ非器—御退出云々」と記す<sup>47</sup>。退出した日付は天正二十年九月十三日であった<sup>48</sup>。その要因について『多聞院日記』同年同月廿日条では「京ノ御室ノ御所女犯無レ隠故、太閤ヨリ行儀曲事トテ可レ有ニ生害—之旨御下知、玄以法印分別シテ耳ヲ打、逐電行方不レ知、則時跡ヲ検断了、一円ニ相果サセラレ丁云々」と記している。つまり、守理は女犯を働いたことによって秀吉に処刑されそうになり、機転を利かせた前田玄以が事前にその事を伝えて逐電したことが事の顛末であった。御室が突如として追放される事態に、仁和寺内も苦慮しながら対処したとおもわれる。直後の文禄二年二月には、任助の弟子の中で最上脇であった亮淳が『仁和寺御伝』を纏めている他、同時期に「御經藏聖教目録上」を<sup>49</sup>、同年六月には仁和寺の最重要宝物を纏めて「師子函」として整理し、目録を作成している<sup>50</sup>。こうした目録作成を含む仁和寺聖教などの整理は、突然の御室不在という事態に直面した結果、次期御室候補に円滑に相承できるよう考えられた対処策であったと考えられる。その後、亮淳を中心に仁和寺再興活動が展開され、慶長六年（1601）には入道覚深親王の入室を実現している<sup>51</sup>。統いて、覚深の伝法灌頂準備に伴う聖教整理作業が慶長十五年前後まで継続しておこなわれたとみられ、慶長十四年三月に「師子函」や重宝・聖教を入れる箱が複数作成され、御經藏聖教などの箱として現存している<sup>52</sup>。亮淳にはじまるこれらの整理作業は、次期御室である覚深へ御經藏聖教を継承させるべく準備されたものであった。それと共に、亮淳による「師子函」や「御經藏聖教目録上」という最重要宝物や聖教の整理は、後述する覚深・顕證による整理作業においても生かされている。このように、「密要抄」などの中世以来の整理に加え、近世初頭における御室を巡る事件に端を発した聖教整理が、近世前期の本格的な聖教整理事業へと繋がっていくのである。

慶長十五年に伝法灌頂を終えた覚深は、顕證などの寺僧らと共に聖教整理について本格的に乗り出す。この整理は、寛永七年（1630）の仁和寺堂舎再建と軌を一にするものであったのは先学が指摘する通りであるが、この聖教整理の方針を最も端的にあらわすのは高山寺の規則を定めた置文内にみられる高山寺聖教に対する取り決めであろう<sup>53</sup>。置文の中では、散佚を防ぐために目録を作成したこと、毎年六月に虫払いをおこない目録と勘合すること、寺僧一脇・出世知事の両名で管理することなどを定めており、貸出に対しても厳しい原則を設けている。覚深は仁和寺に加え、同時に高山寺・石山寺・神護寺などの聖教整理をおこなっており、共通の原則によって整理・管理されている可能性は高い。また時代は下るが、文化十四年十二月廿六日付の御經藏開藏折紙には宏鍊・亮謙といった寺僧の両名が入道濟仁親王の随身として藏を開いており、持ち出した聖教をリストアップしている<sup>54</sup>。こうしたことから、覚深の定めた聖教に対する規則は仁和寺と高山寺とであって

も基本的には同じであり、その後の御経蔵管理にも継承されていたとみられる。また、こうした御経蔵聖教の厳格な管理に伴い、当該期には経蔵への納入にあたって蔵印の捺印もおこなわれている<sup>55</sup>。中世後期までに仁和寺を離れた聖教には額型印がみられないことから、この印は今日の御経蔵聖教の多くに捺印されている額型印であると考えられる<sup>56</sup>。覚深・顕證による本格的な聖教整理以降、御経蔵聖教への捺印などの聖教管理の原則が近世を通じて継承されたとみられる。このように近世前期の聖教整理事業の実働を担ったのは顕證であるが、整理事業における覚深の意向や役割という部分についても今後注意を払う必要があろう。

以上みてきたように、中世後期から近世初頭にみられる聖教整理については、部分的におこなわれており、御室の早世などイレギュラーな事態によって中断されつつも、継承されてきた部分があった。また、近世初頭よりはじまつた聖教整理は、中世後期以来の混迷していた仁和寺の状況を克服しようとする寺院側の活動が継承されたものであった。

#### IV 御経蔵聖教と寛永文化

前述してきたように、仁和寺御経藏を含む仁和寺聖教の再整理・収集が大きく進展するのが近世前期の顕證の時代である。御経蔵整理事業において顕證が果たした役割については最近明らかになりつつあるが<sup>57</sup>、ここでは彼の交流関係や活動から見えてくる、御経蔵整理の一侧面について考察したい。

顕證は慶長二年（1597）に摂津国で生まれ、十八歳の時に仁和寺心蓮院へと入寺、その後は仁和寺再建事業で活躍した僧である。最終的に法住庵へと隠居し、延宝六年（1678）に入滅する。没後に編纂された『法住庵顕證上人伝』には、顕證は「仁和高山両寺経庫」について「無三一行不レ獨ニ其目一 無三一紙不レ取ニ其手一」であったほどに精通していたと伝える<sup>58</sup>。実際に現存する聖教の多くが彼の手によって整理、書写、収集されている。御経蔵聖教については、寛永八年（1631）に顕證によって『仁和寺聖教懇目録』という目録が作成されているのであるが<sup>59</sup>、この目録内に購入分聖教の項目がある点は注目される。

仁和寺を中心とした広沢流は既に中世前期の段階で非常に多くの僧に広がっており、それに伴って師資相承される聖教も拡散していった。例えば『密要抄目録』の写本の広がりをみると、既に中世前期に金沢文庫に所蔵されている系統本や、中世後期に内山永久寺蔵本を書写して大覺寺證菩提院に伝えられた系統本があったことがうかがえることはⅡで述べた通りである。こうした拡散した聖教は師資相承を通して現在まで脈々と継承されているものもあれば、他宗寺院・収集家・古筆商などに流出するものもあった。御経蔵に所蔵される『平台鈔 下』奥書には、「永享二年二月廿九日、薄様亮常阿持来、上下二帖買二-

留之-」とあり、永享二年（1430）に薄様亮の常阿から聖教を購入している<sup>60</sup>。こうしたことから中世後期の段階より既に仁和寺関連の聖教などが巷に流出していたことをうかがわせる。これらが流出した経緯については不明であるが、Ⅱで述べたような鎌倉幕府滅亡や南北朝内乱の戦災などによって引き起こされたことが想定される。こうした14世紀初頭の戦乱の影響と比較すると、応仁・文明の乱以降の度重なる戦乱が仁和寺へ与えた被害は格段に苛烈であり、損失・流出した聖教も膨大であったことはⅡで述べた通りである。顕證はこうした大量に流出した聖教にも目を配り、その結果が先の御経藏聖教の購入につながったと考えられる。そこで、外部に流出した仁和寺に関わる聖教について、いかなる交流関係のもとで顕證がこれらを把握していたのか考察してみたい。

仁和寺聖教に関わる顕證の動向については現存する聖教奥書よりうかがえ、高山寺や石山寺、金剛寺など仁和寺と関係の深い他の密教寺院において書写している。その他、仁和寺には『顕證日次記』（以下、「顕」と省略する）という自筆日記が残っており、これを通じて顕證の活動をある程度把握することができる。そこには古筆に関わる記述が多いことに気づく。「顕」慶安五年十一月十九日条には、「昨晩南都到來古筆数通井文右衛門所持被見了、武公両家并僧状等有レ之、此内西光一紙有レ之、奇代也」とあり、南都より到來した井上文右衛門が所持していた古筆数通を拝見している。「顕」承応二年閏六月廿三日条には「昨夕善左エ門為レ使、井文右遣古筆返遣了」とあり、南都に拠点があったとみられる井上文右衛門と古筆を含めたやり取りを頻繁におこなっている。

古筆を介した交流関係は他にも多く確認できる。「顕」承応二年正月廿三日条に「今日石川宗無江光嚴院勒書篤<sup>テ</sup>朝臣医療古書也、被レ遣了」と記されており、茶人石川宗無と交流している<sup>61</sup>。「顕」承応二年六月廿九日条には「今日系ヤ十右衛門古筆為レ拝登山了、当坊手鏡一覧了」と記されており、豪商打它公軋が隠遁する驚月庵を訪れ、古筆を通じて交流を深めていた様子がうかがえる。その他、前田利常や芳楊軒阿證（佐竹義直、後の仁和寺尊寿院院主）とも古書・古筆などを介して交流している<sup>62</sup>。また、寛永文化の諸相を把握する上で重要な史料である『隔離記』の作者鳳林承章と仁和寺心蓮院において初めて対面した際、顕證は古筆屏風を披露している<sup>63</sup>。顕證が当時の文化人と相対する際には、やはり古筆を介した交流であった可能性が高い。

以上のように、顕證は大名や畿内の有力商人と古書・古筆などを通した繋がりがあったことがうかがえるのであるが、寛永文化に内包される古筆鑑賞・収集という文化活動を通じて、寛永文化の担い手たちと交流を重ねていたことが想定される。ただし、こうした顕證の活動は単なる文化活動であったのであろうか。Ⅲで述べた高山寺の覺深置文内には「於レ是近又不法之輩窟一出先徳之筆迹一、備ニ世俗之所弄一」という一文がみられるのであるが、ここから当時古筆鑑賞や収集の流行によって、高山寺聖教から古筆が流出する事

態にあったことがうかがえるのである<sup>64</sup>。こうした当時の状況を踏まえるならば、古筆に関わる顕證の活動は単なる文化活動に留まるものではなく、流出する聖教への目配りという側面があったのではないか。

では、寛永文化の担い手たちとの交流は、顕證が御経蔵聖教の整理・収集活動をおこなう中でどのような役割を果たしたのであろうか。前述した寛永八年目録の表紙見返しには顕證の次のような墨書がある。「一、当門御聖教并靈宝等目録巻兩所二持之云々、可レ令レ求レ之、若可レ令ニ写給」<sup>65</sup>とあり、当時嵯峨に居住していた角倉素庵が仁和寺に関わる聖教や目録を所持していることを聞きついている。角倉素庵は寛永文化の担い手の中核であり、顕證が交流していた他の担い手たちとも交流がある人物である。顕證自身と角倉素庵の直接的な交流は管見の限り確認できないが、顕證の古筆などを通じたネットワークがこうした仁和寺関連聖教を求める際にも生かされたものと考えられよう。また、同じ目録の寛永十三年十二月十八日購入分聖教の項目には「大和国より持來云々、西大寺諸國坊本也、彼寺本照上人廣澤受法人也、仍彼処當流聖教于レ今數多在レ之也聞了」との朱筆書があることから、大和国での購入分であり、他にも西大寺には広沢流の聖教が数多くあることを聞き及んでいた。『顕』同年同月条に購入に関する記事が見当たらず詳細は不明であるが、南都と関わりのある井上文右衛門やその他の収集家たちとの交流があったことは、流出聖教の情報収集にあたってプラスに働いたとみられる。

こうした交流や情報をもとにした流出聖教への目配りは顕證のみに留まるものではない。前述の寛永八年目録の表紙見返しには「一、洛中寺町日蓮寺寺當寺法花印本有レ之、經裏多分寛性親王御筆也、少々國師僧正禪助筆有レ之、寛永十三年夏目医師住城坊法眼令レ掛ニ御目ニ了、雖レ為ニ御所望ニ、日蓮上人筆可ニ贖申ニ之由間、不レ及ニ御力ニ被ニ返進ニ了」との墨書もある。「洛中寺町日蓮寺寺」が指す日蓮宗寺院は京都寺町の本禪寺であると考えられ、当寺には寛性法親王書状や禪助書状などを紙背に用いた重要文化財「寛性親王御消息鑑摺法華經」八巻が現存していることから同一寺院とみて間違いない。また、「日医師住城坊法眼」については、天正年間に住城房の号を持つ法華僧が日医として活動しており<sup>66</sup>、同時期には本禪寺寺代として住城房が確認できる<sup>67</sup>。顕證が記す「日医師住城坊法眼」も日医師を生業とする本禪寺僧であったと考えられる。そしてその住城坊が披露した相手について顕證は「令レ掛ニ 御目ニ了」と記す。仁和寺聖教を所望し、顕證が欠字でその行動を表す人物は覚深をおいて考えられない。つまり、本禪寺僧が覚深へ流出聖教を披露した際の出来事を記しているとみられ、覚深はこの妙法蓮華經を入手しようとしたものの日蓮自筆の聖教との交換が条件であり、断念したことが記されているのである。

從来、仁和寺と寛永文化との関係について、御室窟を開いた野々村仁清や仁和寺堂舎再興に関わる障壁画作成などの面からは多分に言及されてきた<sup>68</sup>。こうした点に加え、古筆

鑑賞や収集を通じて顕證は寛永文化圏の中で交流があり、その関係性は御経藏整理と密接なものであったといえよう。

## V 近世に成立した仁和寺御経藏目録の諸相

次に、主に近世における聖教整理がどのような過程を辿ったのか、仁和寺に現存する目録を比較検討しながら考察する。近代以降の仁和寺御経藏の本格的調査については、大正十年に財團法人啓明会の助成金を元に高橋順次郎氏によって寺院聖教調査がおこなわれたことが最初である。その後、昭和三十三年に奈良文化財研究所が改めて悉皆調査を開始して非公開目録を作成し、1998年以降『仁和寺史料・目録編〔稿〕』として刊行中である。ただし、御経藏の全体像を公表した研究は①で述べた科研研究成果報告書内にある綾村宏氏・月本雅幸氏の両論文が嚆矢である<sup>68</sup>。この両論によって御経藏の全容と共に初めて示されたのが御経藏聖教の管理のために近世に作成された目録の存在である。近世には四種の御経藏目録が作成されている。これらの目録の変遷については月本・阿部・朝川各氏によって既に様々な見識が示されているが<sup>69</sup>、まずは成立年代順に上記目録の詳細について示した上で、改めて考察したい。また、現存の御経藏の各函が各々の目録上にどのように確認できるか対照した表を本稿末に付した（表1）。

### ①「御聖教惣目録」（御経藏番外1函74号・率表1および以下では①目録と表記。）

この目録は、寛永八年六月に顕證によって編纂された目録である。近世初頭の仁和寺堂舎再建と連動して御経藏などの文化財整理・収集がおこなわれていたことが指摘されているように、近世初頭における仁和寺の文化財整理事業を象徴するものの一つである。最近では、朝川氏によって顕證の事跡と共に現在の御経藏と比較して検討がなされている<sup>70</sup>。表題に「惣目録」と記されているように、聖教のみならず仏像なども含めた仁和寺内の文化財全体の目録となっている。以降の目録とは異なり、各箱には漢数字が付番されており、「第廿八箱」まで続く。その後は、「目録外」やⅣで述べた購入分などが立項されている<sup>71</sup>。その後の目録で各箱の名称に①目録の番号を用いているものはないが、聖教の端裏などにはこの目録の番号とおぼしき記載がみられる聖教もある。例えば、御経藏79函1～4号の「心経秘鍵」の端裏書には「第十六箱」とあるが、これは①目録に基づいた表記とみられる。また、①目録の第十九箱追記分には、寛永十一年十月二日に額安寺住僧本を御経藏に奉納したと顕證が記していることから、目録作成以降も聖教は順次追加されていた。

### ②「仁和寺御聖教目録」（御経藏番外1函65号・率表1および以下では②目録と表記。）

奥書に元禄十四年（1701）とあることから、この時期に作成された目録と考えられる。また「御聖教六拾八箱之目録也」と記されており、この段階で御経藏は68箱となっていた

とみられる。②目録では箱番号は付されず箱の中身に即した名称を項目に用いている<sup>72</sup>。表1をみると、これらの名称が現存する各箱の名称の基となっている。また、大分類として「〇」・「□」・「△」を用いるが、これらの対応関係については今のところ不明である。

③江戸時代中期目録（御経蔵番外1函1～60号 ※表1および以下では③目録と表記。）

冊子状の①・②目録と異なり、綴紙に記された目録で六十紙に及ぶ。基本的には一函分の目録が一紙に記されるが、一紙に複数函の目録が記される場合もある。年月日等の記載が無いため月本氏は④目録の前に作成された目録と想定している<sup>73</sup>。後述する④目録の項目にはこの目録とおぼしき「目録五十九紙」がみえることから、月本氏の想定で問題ないとおもわれる。この目録より「佛」・「迦」・「金」の分類が確認できるが、これは胎蔵界の三部（佛迦金）を分類として用いていると考えられる。

④「聖教目録甲乙丙」（御経藏157函43号 ※表1および以下では④目録と表記。）

本目録は、入道深仁親王主導のもと、寛證・禪證によって整理されており、目録丙の奥書には安永五年（1776）に御経蔵目録を含めた六種の目録を完成させたことを記す。阿部氏論文ではこの目録について、『昭和法宝目録』に翻刻されていることを指摘すると共に、目録に記された構成から現在の御経蔵の大部分がこの段階で形成されていたことを指摘する<sup>74</sup>。表1より現在の御経蔵と本目録とを比較すると、おおよそ109函までの御経蔵型教と本目録に掲出される聖教の一一致率は高く、この見解は首肯される。また、この目録は甲・乙・丙とあるが、これはあくまで目録冊子の分類であり、御経蔵自体の分類ではない。なお、御経蔵の中には塔中蔵より移されたものがあるが、塔中蔵の分類には甲・乙を用いている。この分類が端裏書などに記されている聖教があるが、本目録の分類と混同しないよう注意が必要である。分類については、③目録と同様に「佛」・「迦」・「金」の分類を用いるが、聖教函の増加に伴うものか③目録の分類とは対応しない部分も多い。また、④目録での以上の分類は現在の聖教函の正面右上などに貼付される表記と対応関係にある<sup>75</sup>。

この他、表1では高楠順次郎氏調査の際に貼付したラベルについても掲出した。この調査は仁和寺のみならず東寺観智院・石山寺・西大寺など複数の寺院でおこなわれ、それぞれ目録が作成されたようであるが、現在は東寺観智院調査の目録を除き所在不明である<sup>76</sup>。そのため、調査内容についても不明であったが、表1に示したラベルの有無より、高楠氏の調査した御経蔵型教函がある程度明確になった<sup>77</sup>。

以上が①～④目録の概要である。①から④に至るまで、分類や函名称の制定など、段階的に整理されていったことがうかがえよう。表1ではこれらの諸目録にみられる各函の分類および現在の御経蔵の分類を対照させ、①目録から現在に至るまでどのような変遷を経て御経蔵が形成されていったのかある程度可視化することができた。まず、①目録については、「密要抄」目録など中世以来の目録を継承している部分と顯證によって新規に整理

された函が現在の分類においてどの函にあたるのか明確となった。また、②以降の諸目録とも比較対照することで、顕證の整理以降、どの段階で追加された函かある程度判別できた。加えて、表1をみると、現在の109函までについては④目録と多くが一致するが、これは①～③目録に比べて成立が最も新しいことも関係しているとおもわれる。そうした目録の作成時期を踏まえるならば、②目録の時点で既に現在の分類の大枠が形成されていることは注目される。②目録が作成された元禄十四年段階での御室は入道寛隆親王であるが、同時に朝廷への仁和寺一切経目録の収覧や仁和寺靈宝の拌觀規程を変更するなど聖教整理・改変をおこなっており<sup>33</sup>、②目録の作成も寛隆が主導した可能性が考えられよう。なお、110函以降については近世段階ではほとんど目録にはみられず、箱の墨書や聖教の藏印から諸院家にあったことが想定される。110函以降の整理過程については近代の整理作業を検討する必要があるが、これについては今後の課題である。

以上、近世の諸目録を現在の御経藏の分類と対照することで、近世以降おこなわれてきた御経藏整理がどのような段階を経て形成されてきたのか、ある程度明らかとなつた。ただし、各函の分類という大枠のみを検討するにとどまっている点や、各目録にみえる聖教の名称と現在御経藏にある聖教が同一のものである確証が得られなかったものがある点など、課題も多い。これらの点については、各函ごとや個別聖教の更なる調査研究によって解消されていくものと考えられる。

## VII おわりに

以上、御経藏の展開過程について考察してきた。仁和寺は中世後期から発生した度重なる戦乱によって荒廃し、比例して多くの聖教などを失っていた。また、時々の御室によつて聖教整理が成された。ただし、中世後期については度重なる戦乱や後継者の早世といったイレギュラーな事態が頻発したことによってそれらの作業が円滑に果たされたとは言い難かったが、部分的に継承されたものもあった。こうした中で近世前期に覚深が仁和寺の再興と共に、仁和寺聖教の規則を明文化し、仁和寺が所蔵する諸々の文化財の中に御経藏を位置付けていた。また、覚深の聖教整理という要請に対し、幅広い見識を有していた顕證がそれに答えたのである。ただし、戦乱が続いた中世と異なり、寛永文化の高まりによって古筆として聖教などが流出する事態に直面していた。顕證はこうした寛永文化の扱い手たちと古筆鑑賞を通じて交流し、一方で仁和寺に関わる流出聖教の情報を収集していくことが明らかとなつた。こうして形成された御経藏聖教が、近世の歴代御室やそれを支えた寺僧らによって整理・改変された様子が各目録を比較検討することで看取できた。

一方で課題も存在する。それは仁和寺が所蔵される御経藏以外の文化財である。特に、

現在の御経蔵聖教と対応関係にあるのが、塔中藏聖教である。近世中期頃までは仁和寺御室の聖教である御経蔵と諸院家が所蔵する聖教である塔中藏に分類されていたのであるが、近世中期頃以降になると塔中藏から御経蔵に移されている聖教が確認できる。また、近世後期や明治時代になると、立ちゆかなくなる院家も発生し、それらの聖教が御経蔵に納入される場合もあった<sup>7</sup>。こうした聖教群が御経蔵110函以降の聖教であると考えられるが、塔中藏聖教との比較検討も含めて考察することができなかった。今後は塔中藏聖教なども包括した聖教全体の考察を通して御経蔵がどういった聖教群であるのか更なる考察が必要であるが、この点については後考を俟つつ、本稿を終筆する。

### 謝 辞

本稿に引用した仁和寺所蔵史料・吉川史料館所蔵史料の閲覧について、仁和寺管財課朝川美幸様、吉川史料館原田史子様、小笠原美里様に数々のご高配を賜った。また、「仁和寺史料 古文書編二」の人名比定については、東京大学史料編纂所末柄豊様よりご教示いただきいた。記して感謝申し上げる。

### 註

- 1 調査の詳細については、月本雅幸ほか 2001「平成9~12年度科学研究費補助金基盤研究(A)(1)『真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究—仁和寺御経蔵を対象として—』(研究代表者:月本雅幸)」研究成果報告書」参照。
- 2 「密要抄」については、永村眞 1997『『聖教』の相承一守法親王草「密要鉢」を素材として—』『醍醐寺文化財研究所研究紀要』16号、阿部泰郎・山崎誠編 1998『守法親王と仁和寺御流の文献学的研究』勉誠社、を参照。「紺表紙小双紙」については、仁和寺紺表紙小双紙研究会編 1998『守法親王の儀礼世界—仁和寺藏紺表紙小双紙の研究』勉誠社を参照。また、前掲註1研究成果報告書内の山本真吾・土井光祐・矢田勉「守法親王関係典籍」という論議において、「秘抄」・「尊法私注」についても考察がなされている。
- 3 これまでに、月本雅幸 2001「仁和寺御経典籍文書について」(前掲註1研究成果報告書)、綾村宏 2001「仁和寺の略史と経藏・宝蔵」(前掲註1研究成果報告書)、阿部泰郎 2001「仁和寺御経蔵—御室親王の夢の結晶—」『文学』5・6月号、朝川美幸 2021「近世仁和寺典籍・聖教成立の一侧面—顕證の記録から」『密教学研究』53などがある。
- 4 横内裕人 2008「仁和寺御室考—中世前期における院権力と真言密教」『日本中世の仏教と東アジア』 塗書房、初出1996年。
- 5 福島金治「仁和寺御流の鎌倉伝播」(前掲註2阿部泰郎・山崎誠氏編著)、永井晋 2006「照光本『甫文口伝鉢』紙背文書について」『金沢北条氏の研究』八木書店、初出2002年。
- 6 奈良国立文化財研究所編 1964「仁和寺史料 寺誌編一」吉川弘文館。
- 7 横内裕人 2008「仁和寺と大覚寺—御流の繼承と後宇多院」『日本中世の仏教と東アジア』 塗書房、初出1998年。
- 8 大田壯一郎 2014「室町殿の宗教構想と武家祈禱」『室町幕府の政治と宗教』 塗書房、初出2004年参照。

- 9 例えば、中世前期には仁和寺真光院が相承した大伝法院座主職も、南北朝時代を契機として醍醐寺三宝院の所職となっている。詳細については、拙稿「2017『南北朝・室町期における醍醐寺三宝院と根来寺』『ヒストリア』265参照」。東寺長者をめぐる御室の状況については、西尾知己「2017『南北朝期から室町期の東寺長者と三宝院門跡』『室町期顯密寺院の研究』」吉川弘文館、初出2013年を参照。
- 10 武内孝善「1998『東寺觀智院金剛藏本「真言付法脈仁和寺』』『高野山大学密教文化研究所紀要』6。
- 11 前掲註5福島氏論文参照。
- 12 「當流相承法門事」(仁和寺御經藏第69函40号)。翻刻文は前掲註1阿部泰郎・山崎誠氏編著史料編に収載されている。
- 13 高橋順次郎編「1934『御室御本願聖教目録』奥書『昭和法寶總目録』第三卷。大覺寺西輪院光賢が円山永久寺へ下向するのは正平七年前後であり、光信が没するのが応永二年のため、この間にあたる南北朝期後に書寫されたと考えられる。
- 14 他方、戦乱によって仁和寺へ加わった宝物もあった。蓮華王院宝蔵の宝物群である。觀応年間前後、既に琵琶(銘「牧馬」)などが蓮華王院宝蔵から紛失しており(『圓太歷』正平六年十二月廿二日条)、宝蔵管理に問題を抱えていた。また、觀応の擾乱によって京都が主戦場となり、管理者であった北朝天皇が洛中を離れることも多かったこの時期、仁和寺には禁裏典籍が一時的に預けられていた(田島公「2006『中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷—藏書目録』の紹介と収蔵品の行方—」田島公編「禁裏・公家文庫研究 第二輯」思文閣出版)。預けられた場所については「仁和寺」とのみ記載されるが、禁裏の文物という性質から仁和寺宝蔵であろう。
- これらの宝物が仁和寺宝蔵へと移転した時期については、小川剛生氏は『管見記』紙背文書より文和~延文年間と推定している(小川剛生「2006『宮内庁書陵部藏「叙位儀次第」(管見記第五軸)紙背文書について』(上記田島編書所収)。「後常瑜伽院御室日記」応永九年四月条より、移管された蓮華王院の宝物に関して入道尊朝親王が目安を作成していたことが判明しているが(村山修一「1976『史料集3 後常瑜伽院御室日記』『古代仏教の中世的展開』法藏館)、尊朝の活動時期と移管された文和~延文年間という時期が一致すること、京都攻防で不安定な状況が続いている時期であることから、この段階で移管された可能性は極めて高いとおもわれる。
- 当時、蓮華王院宝物は禁裏の他にも上皇なども借り出せたとみられ、崇光上皇が一部の宝物を借り出していたようである。ただし、借用したまま年月が経ち、「少々焼失」してしまったという(『看聞日記』応永二十七年二月廿二日条)。このことは応永八年(1401)に崇光上皇の居所であった伏見殿の焼失を指しているとみられ、そうであるならば、「後常瑜伽院御室日記」応永九年四月条にみえる足利義満による蓮華王院宝蔵に関する照会は、崇光上皇借用分宝物の焼失に関連すると考えられよう。また、貸し出した宝物が一部焼失したという出来事以降、禁裏以外は持ち出せないという規程が制定されたようである。叔父の仁和寺相応院弘助法親王を介して借用しようとした伏見宮貞成親王はこの規程を盾に借用を謝絶されている(上記『看聞日記』同日条参照)。ただし後年、貞成の子息が後花園天皇として即位以降、天皇が借用した宝蔵絵を又貸しする形で宝蔵絵を閲覧している(『看聞日記』永享六年十一月八日条)。こうしたことから、サントリー美術館蔵「放毘陀戦絵巻」の貞成親王自筆奥書等にみられる「御室絵」という表記は、本来であれば宝蔵絵を閲覧することができなかつた貞成が、御室から禁裏経由で借り出した宝蔵絵を便宜的に「御室絵」と記した可能性も考えられよう。

- 15 横内裕人 2017「仁和寺御室論をめぐる覚書一研究史と研究展望」永村眞編『中世の門跡と公武権力』戎光祥出版。
- 16 「看聞日記」永享六年五月十六日条。
- 17 前掲註15論文参照。
- 18 『大乘院寺社雜事記』文正元年九月十日条。
- 19 『大乘院寺社雜事記』文正元年十二月廿八日条。
- 20 応仁元年十月十四日入道静覺親王書状（仁和寺聖教文函無番号）。
- 21 『宣胤卿記』文明十二年二月。
- 22 『密宗年表』では高野山光台院へ隠居し、その地で入滅したとしているが、実際には洛中で活動していたことが確認できる（『実隆公記』明応七年十二月二十九日条等）。ただし、高野山光台院は中世後期の段階でも御室との繋がりがあったようであり（『後常瑜伽院御室日記』永享五年閏七月条）、静覺の法号も高野山に隠居した覚法親王にちなんで「後光台院」と追号されていることから、光台院に一時的に滞在していたことは事実であろう。
- 23 『山科家礼記』文明三年十二月廿日条。
- 24 『和長卿記』明応十年二月廿二日条。
- 25 前掲註15論文参照。『実隆公記』明応七年十二月廿九日条によれば、静覺が盗人によって傷を被るという危機的状況が発生し、急遽尊海への御流相承と後継者の皇子へ相承することを定めた静覺書状（仁和寺御藏76函1号）が作成され、同日に尊海は三条西実隆への書状を披露している。これは尊海が御流を一時に継承することについて、実隆を介して後土御門天皇側のコンセンサスを得ようとした動きであると考えられる。なお、尊海の事跡については鶴崎裕雄 1984「真光院尊海と『あづまの道の記』について」『國文學』61を参照。
- 26 奈良文化財研究所編 2020『仁和寺史料 古文書編二』222号 吉川弘文館。なお、本文書の文書名および傍注を失考した。「仁和寺先門主二品宮」には入道承道親王、「新御室」に入道静覺親王という誤ったものを作っているが、正しくは「仁和寺先門主二品宮」が入道静覺親王、「新御室」は入道承道親王である。記してお詫び申し上げる。
- 27 『言国卿記』明応三年九月十四日条。
- 28 『親長卿記』明応三年十月廿七日条。
- 29 『実隆公記』永正元年二月三日条等。尊海が三条西実隆を介して後継者探しに廻心していた様子がうかがえ、実隆の尽力もあり覚道の入室が決定した。前掲註25でもみたように、両者の関係は当該期における仁和寺・朝廷間の合意形成を取り持つ役割を果たしていた。
- 30 尊海宛に出されたとみられる（天文二年）九月廿九日三条西公条書状（仁和寺寛永五、72号）に「門主御入室事、年中急度相調候様、可いゝ申ニ御沙汰—由内ミ—似慮之趣候」と記されていることから、この時期までは後継者について朝廷側へ照会していたことがうかがえる。また、前掲註25・29で確認したような尊海と三条西実隆との関係性は実隆の息子公条が引き継ぐ形で継続していたとみられる。
- 31 なお、この間の御室もしくは仁和寺経営のトップについては大覚寺義俊が一時に兼帶していた可能性がある。天文三年に門主入滅により無住となっていた仁和寺上乗院門跡が大覚寺の兼帶となっている（内閣文庫『諸家文書叢』十四）。これに伴って上乗院の兼帶であった太秦広隆寺別当も併せて兼帶していることが『広隆寺別當補任次第』（林甫壽 2003『廣隆寺史の研究』中央公論美術出版所収）より確認できるのであるが、そこでは義俊のことを「大覚寺御室御兼務」と記す。

- 32 『言継卿記』永禄十二年七月三・四・七日条。
- 33 『大日本史料』第十一編之八 p.30。
- 34 杉山信三 1981「仁和寺の院家建築」『院家建築の研究』吉川弘文館。
- 35 前掲註25の『実隆公記』明応七年十二月廿九日条によれば、静覺は「故女院御所」に「御庭」していたという。この「女院御所」とは「土御門内北門前、伏見宮南」にある「元嘉楽門院御所」を下河原門跡へと転用した場所であった(『続史愚抄』明応元年七月廿日)。
- 36 『宗賢卿記』文明四年八月十七日条では道永の入室の様子を記すが、親王宣下の宣言を持参した場所は「以...真光院借住之在所...」を「被...模...門跡...」しており、その場所は「右京木夫屋形内」であったとしている。また、「仁王経表白」(仁和寺塔中蔵43函、57号)の奥書に「文明二秒孟冬初四日...於細河亭...転...短筆...畢 権大僧都押済」と記しており、これ以前に借住していた可能性が高い。更に「令旨引付」(仁和寺御経藏95函2号)には、仁和寺摩尼院津押済の「於...細川殿屋形...転...」に際する文書が文明六年十二月廿八日に発給されていることから、少なくとも文明二年から文明六年まで細川勝元邸に道永の御所があった可能性がある。
- 37 『大日本史料』第九編之六 p.502。
- 38 恵助は『大乘院寺社雜事記』文明九年六月十六日条、尊海は前掲註26鶴崎論文を参照。
- 39 『大日本古文書 吉川家文書追加』一号。譲与された背景については河合正治 1961「吉川元長の教養」「芸備地方史研究」36号を参照されたい。
- 40 「無銘」(仁和寺塔中蔵44函19号) 奥書に「右法則集者 犀島御室御伝本也、為...秘藏...之間不可...他出...者也、天正拾式(甲/申)季八月廿一日書写」とあるが、同年八月には既に任助は安芸国にいたとみられることから、秘藏の聖教を携えて下向していたことになる。
- 41 前掲註1参照。
- 42 阿部泰郎 2001「守覺法親王と『密要抄』」(前掲註1阿部泰郎・山崎誠氏編著)。
- 43 室町期における貴種払底の状況や猶子の認識に関しては、高島廉 2021「足利將軍家子弟・室町殿猶子の門寺院入室とその意義」『史学雑誌』130巻9号・相馬和将 2021「中世後期の猶子入室と門主・出身家門・室町殿」『史学雑誌』130巻9号を参照。
- 44 仁和寺御經藏108函4号。
- 45 『大日本史料』第十編之八 p.356。
- 46 伊藤真昭 2000「京都の寺社と統一政権」『京都の寺社と農臣政権』法藏館、初出1998年。
- 47 奈良国立文化財研究所編 1967「仁和寺史料 寺誌編二」吉川弘文館。当該史料は尊海が作成した後、任助が加筆し、更に文禄二年二月に惠命院亮淳が加筆している。
- 48 『華頂要略』門主伝第二十四、天正二十年九月十三日条。
- 49 仁和寺御經藏番外1函62号。表書には顕證によって「目六下帖紛失」と記されていることから、「御經藏型教目録下」については近世前期には紛失していたとみられる。
- 50 仁和寺御經藏157函8・9号。
- 51 『義演准后日記』慶長三年八月廿七日・九月六日条。
- 52 覚深の灌頂の際に作成されたとみられる聖教箱について、纏めて撮影したものを本書カラー図版PL.8に掲載した。
- 53 高山寺典籍文書総合調査團編 1975「高山寺古文書」271・272号 東京大学出版会。この撰文の内容や位置付けについては奥田歎 1980「高山寺御經藏の室町・江戸時代の典籍について」高山寺典籍文書総合調査團編『高山寺典籍文書の研究』東京大学出版会参照。
- 54 仁和寺御經藏157函13号。

- 55 「顕證日次記」寛永十九年四月十四日条に「今日新板聖教等御經藏へ押上御印-納了」とある。
- 56 前掲註39の任助が譲与した法華経は、重要文化財「紙本墨書き字法華経」として吉川史料館に現存しており、中世後期には御経藏の前身に納められていた履歴が想定される貴重な聖教である。筆者は原史料を閲覧し、顕型印などの押印がみられないことを確認した。なお、顕型印については、久保智康・朝川美幸 2017『もっと知りたい仁和寺の歴史』東京美術を参照。
- 57 前掲註3 朝川氏論文参照。
- 58 仁和寺塔中蔵139函16号。
- 59 仁和寺御經藏番外1函74号。詳細は前掲註3月本・朝川氏論文および本稿Vも参照。
- 60 『平台抄』(仁和寺御經藏96函8号)。
- 61 江岑宗左が記した茶会記に数多くみられる人物であるが詳細不明。石川貞清の子孫か。
- 62 「顕」承応元年十月廿四日条など。
- 63 「隔眞記」慶安三年間十月八日条。顕證の交流関係については、師である仁和寺心蓮院有嚴の人脈を含めて考える必要があるが、この点は今後の課題としたい。
- 64 前掲註53史料、271号。
- 65 「兼見卿記」天正六年正月四日条。
- 66 天正七年十二月十六日京都諸寺定条々(『頂妙寺文書編纂会編 1987『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二巻9号 大塚巧藝社)。
- 67 前掲註56著書参照。
- 68 前掲註3 稲村・月本氏論文参照。
- 69 前掲註3月本・阿部・朝川氏論文参照。
- 70 前掲註3 稲村・月本・朝川氏論文参照。
- 71 本目録の分類については、当初は漢数字による付番であったとみられるが、後に各箱の中身に即した名称を付けており、第一箱から第三十箱までの見出しを目録第一紙裏に記載している。これらの記載の詳細については前掲註3 朝川氏論文参照。
- 72 ただし、一部の箱の名称については既に①目録に示されている。詳細は前掲註74参照。
- 73 前掲註3月本氏論文参照。
- 74 前掲註3阿部氏論文参照。
- 75 現在の御經藏聖教函については、本書カラー団版PL.9(上)に掲載した。
- 76 木本雅幸 2005「西大寺聖教について」佐藤信編『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会年、上島有 1998「觀智院金剛藏聖教について」「東寺・東寺文書の研究」思文閣出版参照。
- 77 この他、高楠氏調査についてはその調査期間や調査者についても不明であったが、当時の仁和寺寺務所日誌より、大正十年七月十五日~同年八月三十一日、同年十二月二十六日~大正十一年一月十一日、同年十二月二十三日~大正十二年一月十五日の期間に実施されていたことが判明した(仁和寺所蔵「日誌」〔大正十年五月一日至全十二年一月三十一日〕)。また、高楠順次郎氏の他、中野義照氏や松永有見氏が参加している(同上「日誌」大正十年十二月三十日・大正十一年一月四日条)。日誌には「高楠博士ハ日本正后ヲ以て一時切上げ帰東セラル」と記してあることから(同上「日誌」大正十二年一月十五日条)、この時点では未だ調査途中であった。調査期間の間隔から推測するに、翌十三年初頭に次回調査を予定していたとみられるが、同年九月に関東大震災が発生する。前掲註76上島氏論文によれば、震災によって高楠氏の調査記録は消失したらしい。加えて、これ以降高楠氏調査の記載は日誌からも確認できなくなることから、高楠氏による仁和寺聖教調査は途中で中断したと考えられる。

78 前掲註47史料参照。

79 前掲註3朝川氏論文参照。

## 挿図出典

カラー図版PL. 8、9 : 2022年10月28日、仁和寺にて奈良文化財研究所撮影

表1 仁和寺御経藏諸目録にみえる各函名称の対照表（稿）

函番号	在文研作成目録	高橋案	①目録	②目録	③目録	備考
1函 目録	*	内-全 目録	全 目録 (36号)	△目録 通作諸令 (本母一合)		
1函 諸経一	-	内-全 諸経 般経	(記録本要 全 諸経般経 諸見 (37号))	△般経一箱		
2函 諸経二	-	内-全 諸経	全 諸経 (38号)	[諸経]		
3函 諸経三	-	内-全 諸経 法花	全 諸経法花 全 片譜 (47 号)	△諸経 法花一箱		
4函 諸経四	四					
5函 諸経五	五					
6函 密経一	□(も)	内-全 密教	密 教 (12号)・△記録本 要 全 密経梵経 諸見 (32号)	△密教		第十五箱
7函 密経二	八		佛 本經 甲第 - (5号)			
8函 本経	△	甲-佛 本經	佛 本經 甲第 - (5号)	△本經		側面一合
9函 小本之経	十	甲-佛 小本経	佛 小本之経 (24号)	△小本経		
10函 仁王經	六					
11函 御作分	十一	甲-佛 御作分	佛 御作分 佛 大義 (26号)	○△住心論一箱		(第十六箱)
12函 御作分乙	十二	甲-佛 御作分	佛 御作分 佛 大義 (26号)	△御作分		(第五箱)
13函 運頂甲	十三	乙-羅 運頂甲	佛 運頂 (10号)	△運頂		(第八箱)
14函 運頂乙	十四	乙-羅 運頂乙				
15函 運頂内	十五					
16函 運頂丁	二	(乙-佛 運頂)		(△運頂)		
17函 運頂	△					
18函 運頂秘縁受明	△					
19函 野良道式	十九	乙-羅 運頂式野良	佛 運頂式野良 (53号)	△運頂式		第七箱
20函 諸甲	廿		佛 御甲 (59号)			
21函 術乙	廿一		佛 術乙 (60号)			箱に「心蓮瓶」の墨書。
22函 新写	*	乙-羅 新写 宝流	新寫 宝流 (18号)			
23函 雪流	廿三	乙-羅 雪流	羅 緑起 全 花御経 雪曾 流 (28号)	△雪		
24函 廉四・花	廿四	乙-羅 花廉経	佛 緑 莲 尊摩 全 尺緒 西 (22号)・羅 緑起 全 花御経 全 雪曾 流 (28号)	□在 康経		(第十九箱)
25函 竹	△					(△竹)
26函 西院	△	乙-羅 西	佛 緑 莲 尊摩 全 尺緒 西 (22号)			(第十九箱)
27函 西院二	△	(乙-羅 西院新写)				
28函 西院運頂式	廿四					
29函 伝小巻	廿九	乙-羅 傳小巻	羅 小巻 (25号)	○△傳法般若小巻 物		(第十八箱)
30函 伝抄	△	乙-羅 伝抄	佛 緑 莲 尊摩 全 尺緒 西 (22号)	△傳抄		(第十八箱)
31函 伝下	△	乙-佛 伝		△傳流		
32函 保甲上	卅二	乙-佛 洋見甲		(△傳見甲)・(△ 保乙)・(保乙)		
33函 保甲下	卅三	乙-佛 洋見甲	(記録本要 全 諸経般経 諸見 (37号))	(△洋見甲)		
34函 保乙	卅四	乙-佛 保乙	(記録本要 全 諸経般経 諸見 (37号))			
35函 保丙	卅五	乙-羅 保丙				
36函 保丁	*					

番号	奈良時代成書目録	高麗調書	④日録	⑤日録	⑥日録	備考
37函	伝受記	幾六		羅傳受記(58号)	△傳受記	第十二稿 同編30号は①日録第十三稿に収載。
38函	尊法	×	乙-羅 尊法	全 尊法(32号)	□尊法	(第十稿)・ (第十七稿)
39函	尊法野沢	×		全 尊法野沢(51号)	△尊法野沢	第十七稿・ 第廿一稿
40函	尊法真原	×	乙-羅 尊法		△真原	第一稿・ 第十三稿
41函	尊尼甲	×	乙-羅 尊尼			□真尼新寫
42函	守心乙	×	乙-羅 尊尼			△尊尼
43函	真尼新寫	×				
44函	尊法野月三	×	乙-佛 尊法野月三抄	佛 尊法野月(27号)・(佛 尊法野月 佛 尊法野月三 抄(57号))	□尊法・(△尊法 野月地)	第十二稿・ (第廿七稿)
45函	尊法野月 地二	×	乙-佛 尊法野月地	佛 尊法野月 佛 尊法野月 三抄(57号)	△尊法野月地	(第十二稿)
46函	尊法野月 木	四十六	乙-佛 尊法野月木	(佛 尊法野月 佛 尊法野月 三抄(57号))	(△野月)・(△尊 法)・(△尊法野月 木)	(第十五稿)・ (第十二稿)
47函	野月火	四十七	乙-佛 野月火	(佛 尊法野月 佛 尊法野 月二抄(57号))	△尊法野月火・ (△尊法印抄)	(第十二稿)・ (第十八稿)
48函	尊法野月 風	四十九	乙-佛 尊法野月中翻訳北 第二	全 尊法野月(11号)	△野月	第十一稿
49函	尊法野羅	四十九乙	- 佛 尊法野羅	佛 尊法野羅(54号)	□尊法野羅	
50函	尊法印抄等	五十五	乙-佛 尊法 印抄等	佛 尊法 七卷抄等 佛 尊法 印抄等(29号)	△尊法印抄	第十八稿
51函	尊法七卷抄等	五十五	乙-佛 尊法 七卷抄等	佛 尊法 七卷抄等 佛 尊法 印抄等(29号)	△尊法七卷抄等	(第廿七稿)
52函	尊法私注	五五二		▲尊法私注(7号)	△尊法私注	(第十三稿)
53函	尊法故御州	五五三		全 尊法故御州(1号)	(△死身)	第二稿・(第 十七稿)
54函	漢書次第中御室	五十五四等	乙-羅 講尊次第 中御室	佛 講尊次第 中御室(8 号)	△講尊次第	
55函	別尊記	五五五	乙-羅 別尊記			第二稿
56函	別行次第	五五六	丙-全 別行次第	全 別行次第(41号)	□別尊	
57函	内度次第等御行用	五五七	丙-全 内-全 四度次第 御行用	佛 四度次第等 御行用(29 号)	△内度次第	第二稿
58函	御史 四度次第	五五九				
59函	内度次第(垂手院/西院/伝法院)	五五九				
60函	諸次第	六十	丙-全 諸次第 以下第三 體自北第一	全 諸次第(29号)	△諸次第	第二稿
61函	新写	六十一	丙-全 新写	全 新写(2号)	△新写	
62函	事相各本	六十二	甲-佛 事相各物甲	佛 事相 各本(15号)	△事相	(第五稿)
63函	事相各本乙	六三	甲-佛 事相各物乙	佛 事相 各本(15号)		
64函	事相本	六三四	甲-佛 事相本	佛 事相 舟本(13号)	△事相舟本	
65函	事相抄	六三五	甲-佛 事相抄	全 事相抄 築 面六真 (49号)	● 事相抄	
66函	事相雜+	六三六	甲-佛 事相雜+	佛 事相 雜+(1号)	△事相雜+	
67函	柔敷 四帖	六三七		(羅 密要跡四合外(35号))		
68函	密要跡甲	六三八		佛 密要跡甲(30号)		
69函	密要跡乙追加	六三九		佛 密要跡乙(31号)		
70函	密要跡乙	七十		(本日録著書によると、 密要跡は別巻となっていた。)		
71函	密要跡乙追加	七十一		佛 密要跡内(32号)		
72函	密要跡内	七十二		佛 密要跡内(32号)		
73函	密要跡乙追加	七十三		佛 密要跡丁 密要跡内 追加(33号)		
74函	密要跡丁	七十四		佛 密要跡丁 密要跡内 追加(33号)		
75函	密要跡丁追加	七十五		佛 密要跡丁追加(34号)		
76函	密要跡丁合	七十六		佛 密要跡丁合(35号)		
77函	大日經疏抄等	七十七	甲-佛 大般小経	佛 闡作分 佛 大経(26 号)	△大日經疏	(第十六稿)
78函	闡提羅詮	七七八	丙-羅 闡提羅詮	佛 抄物(6号)	△羅物	(第十六稿)
79函	抄物	七九	甲-佛 役物	佛 抄物(6号)		

重要抄目録の詳細については、本稿注1  
阿部節郎・山崎誠氏  
編著および注2水村  
眞氏論文を参照。

番号	奈良研究成目録	高橋調査	①目録	②目録	③目録	備考
80函	御机甲□	×	甲 - 佛 痴執 佛 佛机甲第二 (56号)	△謹疾執	佛 佛机甲 第十四执	
81函	悉益	八十一 - 佛 悉益	佛 悉益 (55号)	△悉益	(第十六执)	
82函	声明	八十二 - 内 声明	佛 声明 (2号)	△声明	(第廿五执)	
83函	法明	八十三 - 内 全 法明	佛 法明 (4号)	△法明集		
84函	講式祭文	八十四 - 内 全 真白 祭文 - 内 真 表白 講式 - 全	佛 表白祭文 真行状 (9号)・佛 講式 (17号)	△講式・(△表白)	(第廿七执)	
85函	表白	八十五 - 内 全 表白 祭文	佛 表白祭文 真行状 (9号)	△表白・(△法明)	(第廿四执・ 第廿五执)	
86函	御修法甲	八十六 - 乙 - 通 御修法甲	佛 御修法 (2号)・佛 御修法 (16号)	△御修法甲	第十九执	
87函	御修法乙	八十七 - 乙 - 通 御修法乙	佛 御修法 (3号)・佛 御修法 (16号)	△御修法乙	(第十九执)	
88函	東長	八十八 - 内 全 東長	佛 東長 (19号)			
89函	神	八十九 - 乙 - 通 神	神 (30号)	△神道	(第十六执)	
90函	引進	九十一 - 甲 - 佛 引進	佛 引進 (43号)	(「引進 - 一通」が該当する。)		
91函	襯皮御文箱	九十二				
92函	行狀	九十二 - 内 - 全 行狀	佛 真白祭文 真行狀 (9号)	行狀 - 一通	一合 (大脚紙 行狀) ?	
93函	縁起	九十三 - 内 - 全 縁起	佛 縁起 全 花唐尾 全 花流 (28号)	△縁起		
94函	圖像	九十四 - 内 - 全 圖像	佛 16幅 (45号)	(「圖像 - 一通」?)		
95函	記文真	九十五 - 内 - 全 記錄真法	文 真相妙 佛 説六真 (△記錄 真佛)・ 御修梵網 佛 演見 (3号)	(△記錄 真佛)・ (△記錄 真法)・ (△本要記錄)	象形箱 #	
96函	記六軒	九十六 - 内 - 全 記錄 絹	記六 興 (44号)・(記錄本 要 金 諸經梵網 佛 得 見 (3号))	△記錄 絹	象形箱 #	
97函	重寶古文書	×				
98函	及今松宮御藏書	九十七				
99函	御御輪 甲板・脚 先代・御掌・通今	九十九				明治二十年目録では 「船御紋付文庫入内」
100函	造詣	百一 - (内 - 全 諸造共圖) + 全	諸造共圖 (48号)			
101函	古尺	百二				
102函	目六藏要	百三				明治二十年目録では 「第二岩藏中」内。
103函	(立化)	×				
104函	御御吉	×				1・4・6号は塔頭 藏印無り。
105函	小反紙一	百五 (西 - 全 絹去紙小反紙 絹)				
106函	小反紙二	百六 内 - 全 絹去紙小反紙目録		△絹去紙 小反紙 - 絹	第四箱	
107函	小反紙三	百七				
108函	瀧清一	百八 内 - 全 記六 瀧清一	瀧 記六丁 (36号)	△記録 水丁	(第五箱)・ (第六箱)	
109函	瀧清二	百九 内 - 全 記六 瀧清				
110函	瀧清三	百十				
111函	瀧清四	百十一				
112函	瀧清五	百十二				
113函	瀧清六	百十三				
114函	瀧清七	百十四				
115函	瀧清八	百十五				前番に「真光院」の 墨者。
116函	瀧清九	×				
117函	(瀧清共等)	百十七				
118函	御物清次第	×				
119函	御物清次第一	百十九				
120函	御物清次第三	百二十				
121函	御物清次第四	百廿一				
122函	御物清次第五	百廿二				
123函	御物清次第六	百廿三				
124函	悉善	×				
125函	悉善二	×				前番に「仁和寺尊 寺院」の墨者。
126函	悉善	×				前番に「仁和寺尊 教祖」の墨者。

番号	奈文碑作成日録	高麗書	①目録	②目録	③目録	備考
1278	吉野回忌供給	×				
1284	漢文	×				
1294	小切文書	×				
1304	冰草	×				
1314	(佐世文書等)	×				
1324	卷物	×				
1334	卷物二	×				
1344	國松	×				
1354	國松二	×				
1364	國松三	×				
1374	羅華	×				
1384	記録一	丙 - 全 記録真鶴	記六 真(2号)			
1394	記録二	×				
1404	記録三	丙 - 全 記録本要	記録本要 企 鋼経梵網 羅 深見(3号)	△本要記録		
1414	記録四	×				
1424	記録五	×				
1434	記録六	×				
1444	記録七	丙 - 全 記録大野	業 記録真大野(42号)	△記録 真鶴		
1454	記録八	×				
1464	記録九	×				
1474	記録十	×				
1484	記録十一	×				
1494	記録十二	×				
1504	文書一	×				
1514	文書二	×				
1524	文書三	×				
1534	寺籍一	×				
1544	寺籍二	×				
1554	清川緑起一	×				
1564	清川緑起二	×				
1574	日録	×				
1584	古文御作傳得羅書類	×				
1594	御失代御詣草御佛繪 人	×				
1604	古文素體本等	×				
1614	金剛藏・南無等一	×				
1624	金剛藏・南無等二	×				
1634	金剛藏・南無等三	×				
1644	戒持印記	×				
1654	入道諸道具等一	×				
1664	入道諸道具等二	×				
1674	印鉢	×				
1684	印	×				
1694	右安寺・高山寺右 木板經藏紙板	×				

凡例 本表は、仁和寺御符藏の諸目録に記載される各画について、現在の御符藏および諸目録のどの面に該当するものか自身の聖教を対照し、一致するものについて各画名を並べたものである。複数画の聖教がある場合は各画の画名を「-」で区切り、別表した。なお、諸目録には立項されつつも中身の聖教が記されていない画名が一部あり、対照できなかつたものがある。それらの画名については未掲載である(例: ①目録「第廿六箱」、②目録「西」など)。また、目録に記載された聖教が現在の御符藏聖教より見出せなかつたものの、現後の聖教と同一のものか判別できなかつたものもある。諸目録に記載された全ての画名と現在の御符藏画を対照できているものではない。

①目録について: 複数の各内聖教とおおよそ一致するものについては、①目録記載の画名をそのまま記載した。丸括弧で表記している場合は、括弧内にある項目の一一部聖教が現在の画と一致していることを示す。(例: 金剛藏紙板の聖教はおおよそ①目録「第廿三箱」の聖教と一致するが、一部聖教は「第十六箱」に含まれていることを示している)。

②目録の表記について: 目録に記載された画名と現在の画が一致するものをそれぞれした。丸括弧記記は目録の表記と同様である。

③目録の表記について: 丸括弧記は目標の表記と同様であるが、画名記述の丸括弧内は史料番号をあわせている。これは②目録が概説ではなく、一覧となっていたためである。また、兩画の間に「佛」「蘭」「金」という分類が付されている。

④目録の表記について: ①②③目録準拠するが、画名記述の「甲」「乙」「丙」は目録裏の分類であり、横書きで結んだ後部分が「佛」「蘭」「金」である。これらの分類をなすものは、複数の画を有するものである。

高麗書画の表記について: 高麗書画のラベルに記載されたものである。「△」はラベルが貼付されていることは確認できるが、数字の聖教が取り消されているため番号の漢数字が記載不能なものである。「×」については、高麗書画ラベルの貼付が確認できなかつたものも記している。なおラベルの種類であるが、「1~37面」に貼付されているものは正方形の和紙に墨書きで漢数字が記され、右下に梵字様の印が押される。46面以降のものは長方形の洋紙に墨書きの装飾があり、その中に正方形の和紙に墨書きで漢数字が記載される。また、ラベルの右下に相紙のものと同様に右下に梵字様の印が押されている。また、本書末尾にカーキ色PL.9(下)としてラベルの写真を掲載した。

# 「興福寺建築諸図」に描かれる五重塔

目黒新悟

## I 序

### 1 背景と目的

東京国立博物館が所蔵する「興福寺建築諸図」(列品番号:P-2437)は、興福寺堂塔の建築図面類を中心に構成される資料群である。この資料は濱島正士によって紹介され、資料の点数、形態、内容、性格など、その概要が知られている(濱島1989・1992)。この資料は、享保2年(1717)正月4日に興福寺で起きた火災前後に描かれた堂塔の実測図ないし修理・再建計画図の性格を有すると考えられており、往時の造営計画や伽藍復興の思想を窺い知ることができる。

「興福寺建築諸図」には、享保2年以前の建立であり、現存する東金堂と五重塔についても描かれる。特に五重塔については、立断面図「興福寺五重塔武拾歩一地割」(列品番号:P-2437-22、以下「資料③」と仮称)のほか、この下図と考えられる略断面図「地割ノ下割也」(列品番号:P-2437-20、以下「資料②」と仮称)と、相輪の略立面図「興福寺五重塔也」(列品番号:P-2437-21、以下「資料①」と仮称)の3点がある。資料③に描かれる五重塔は、組物など現状と異なる形式が散見することが知られている。しかし、これら資料の文字・描画の詳細な内容や、資料相互・現状との関係などは不明な点が多い。

本稿は、「興福寺建築諸図」の検討をおこなう端緒として、現状との比較が可能な点、各種の資料が伝来する点などから、現存する五重塔を対象とする。「興福寺建築諸図」のうち五重塔を描いた資料3点について(表1)、文字を含め検討し、書き起こし図を作成してこれらを資料紹介する。その上で、資料相互・現状との比較を通して、資料の内容と特徴を明らかにすることを目的とする。

## 2 方 法

東京国立博物館にて「興福寺建築諸図」などの調査をおこない、観察、写真撮影等の記

表1 各資料の概要

仮称	主な種別	年紀	記名	外形寸法	縮尺	列品番号
資料①	相輪の略立面図	元禄4年(1691)		0.49×0.32m		P-2437-21
資料②	略断面図	享保2年(1717)		0.55×0.30m		P-2437-20
資料③	立断面図	享保2年(1717)	中西庄兵衛武綱	3.00×1.17m	1:20	P-2437-22

録をおこなった<sup>1</sup>。その後、五重塔を描いたとされる資料3点について、文字の転写・翻刻をおこなうとともに<sup>2</sup>、調査にもとづき書き起こし図を作成した<sup>3</sup>。文字および描画の内容の検討や、資料相互・現状との比較から共通点・類似点と相違点の抽出をおこない、資料の内容と特徴を考察した。

### 3 位置付け

先述のように、濱島正士は「興福寺建築諸図」を紹介した。ここに描かれる建物の特徴として、中金堂・東金堂・五重塔・南大門・鐘楼・鼓楼では、尾垂木の設置位置の上界にともない、組物の積み上げが高くなっていることを指摘した。奈良文化財研究所による興福寺境内の発掘調査の報告では、「興福寺建築諸図」を用いて発掘遺構との比較・検討がおこなわれた<sup>4</sup>。「重要文化財興福寺南円堂修理工事報告書」は、「興福寺建築諸図」と思われる東京国立博物館所蔵資料を紹介し、ここに描かれる南円堂が享保2年(1717)正月4日の大火以前の前身建物の実測図であると指摘する。清水重敦は、「興福寺建築諸図」と関連のある木興家所蔵資料を紹介した(清水2000・2002など)。叢中五百樹は、近世における堂塔の修理歴を概説した(叢中2005)。海野聰は、「興福寺建築諸図」に描かれる食堂・竈殿が鎌倉時代の形式を大きくえでていないと判断した上で、建築形式を分析した(海野2020)。「興福寺建築諸図」は概要が紹介されているが、本稿は文字の翻刻やそれにもとづく検討をおこなう点で異なる。さらに、従来より詳細に資料の文字・描画の内容を検討し、資料相互・現状との比較を通して新たな知見を得る点に意義がある。

## II 興福寺五重塔の概説

天平2年(730)に創建された五重塔は、「興福寺流記」によれば高さが15丈1尺(約44.7m)で、うち「伏盤」(露盤<sup>5</sup>)以上が5丈1尺(約15.1m)、五重以下が10丈(約29.6m)とされる。この史料にみえる基本寸法や比例は、現存する奈良時代の層塔や現在の興福寺五重塔に近似するから、信頼をおけると考えられている(浜島1984)。

現在の興福寺五重塔は応永33年(1466)の建立で、主要堂宇が焼失した享保2年(1717)の火災で一旦焼き付いたものの<sup>6</sup>、焼失を免れている。五重塔はそれ以前に焼失と再建を繰り返し、現在の五重塔は6度目の建立になるもので、全重方3間の本瓦葺である。塔身高(礎石天端～露盤下端)117.7尺(35.7m)、相輪高(露盤下端～宝珠天端)50.0尺(15.2m)で、全高(礎石天端～宝珠天端)167.7尺(50.8m)である(浜島1984)。

現在の五重塔は創建の五重塔と比して高さが増しているが、これは野小屋や桔木など奈良時代と異なる構法によるためと考えられる。現在の五重塔の初重は中央間10.34尺、両

脇間9.43尺の総間29.2尺である。この初重総間は天平尺で30.0尺に相当するから、初重の平面規模は創建の五重塔から大きな変化ないと考えられている（浜島1984）<sup>7</sup>。それ以外の寸法については、『日本建築史基礎資料集成11 塔婆1』などを参照し、必要に応じて図上計測した。基壇高は5.2尺あまり、基壇の出（初重側柱筋～基壇の縁）は14.49尺で、初重の軒の出（側柱筋～茅負下角）は17.3尺ほどである。五重総間は20.16尺で、遞減率（初重総間に対する五重総間）は69%である。なお、現在の五重塔の修理履歴は不明な点が多いが、直近では明治32年（1899）の屋根葺替工事が知られ（工藤1969）、資料①～③の作成時と現状とで一部の形式が異なることが想定される。

### III 各資料に描かれる五重塔

**資料① 相輪の略立面図** 資料は薄手の和紙に描かれた図面で、資料の外形は0.49×0.32mほどである（図1）。この資料には相輪の略立面図が描かれる。さらに、相輪を正位としたときの本紙の左端には右を天、左を地とした三手先組物の断面図が描かれる。この資料に記載される文字を翻刻し、描画とあわせ書き起こし図を作成した（図2）。本紙の右下に「興福寺五重塔也」の題と「元禄四辛未卯月廿一日ニ改也」の年紀がある。相輪の略立面図は、「相輪を修理するために実測したもの」と考えられている（浜島1992）。

記載される文字からは、元禄4年（1691）卯月21日の興福寺五重塔に関する図面であることがわかる。ここに「改」とあるから、この日に検査（実測）した図と考えられる。資料の作成は、実測の直後と思われる。「此図四部一尺」とあるが縮尺は25分の1にはならず、およそ48分の1を測る。資料にみえる年紀は、享保2年（1717）正月4日の火災以前のものである。隣接する東金堂は、同じく元禄4年卯月に背面扉の修理がおこなわれたから<sup>8</sup>、五重塔についても同時期に検査（実測）され作成された資料と考えて良いだろう。記載される文字は、筆跡から全て同一人物によるもので、加筆・修正のない一時期のものと思われる。ただし描画については、後述するように三手先組物の断面図は異なる時期に描かれた可能性がある。

記載される寸法を確認する。まず、「惣高合拾七丈五尺七寸也、此内下ノ石たん高サ五尺也」とあるから、基壇（「石たん」）を含む地盤面～宝珠天端の総高が175.7尺である。基壇高は5.0尺であるから、全高は170.7尺である。次に、「龍鳳両珠ノ頂上より露盤上場迄高四丈八尺五寸、又露盤高二尺、まへたれ高二尺、メ四尺」とあるから相輪高は50.5尺で、これと「まへたれ」（露盤下の擬斗積）の高さの和は52.5尺である。全高と相輪高の差から、塔身高は120.2尺となる。相輪より下の高さは「一、五重めノ軒合地形迄十丈一尺三寸」、「五重め軒合ろはん下迄ノ高二丈一尺九寸」とあるから、地盤面（「地形」）～五重軒先が

101.3尺、五重軒先～「ろはん下」が21.9尺であり、地盤面～「ろはん下」が123.2尺とわかる。ここで、「ろはん下」の位置を「まへたれ」下端とみると、先述した総高と整合する。

左端に描かれる三手先組物の断面図は、どの建物の図か判然としない。ここでも、尾垂木は軒支輪桁の上に載る。挺出する二の肘木は内部に引き込まれて側まわりの虹梁となり、その中央に板幕股を載せて天井桁を受ける。中世の層塔であれば、幕股を置かずに三の肘木を繫肘木とする形式が通例である。また、後述する資料③に描かれる形式とも異なる。これらの点から、この三手先組物の断面図は、五重塔とは異なる建物について描かれたものと思われる。五重塔と異なる建物についての描画であるから、異なる時期に描かれた可能性がある。なお、この幕股は東大寺軒唐門の幕股に形状が類似する。

**資料② 略断面図** 資料は薄手の和紙に描かれた図面で、資料の外形は $0.55 \times 0.30\text{m}$ ほどである（図3）。この資料には五重塔の略断面図が描かれる。さらに、略断面図を正位としたときの本紙の右端には左を天、右を地とした組物の立面図が描かれる。この資料に記載される文字を翻刻し、描画とあわせ書き起こし図を作成した（図4）。本紙の右上に「地割ノ下割也 ／ 興福寺五重塔」の題と「享保二年／十二月廿三日」の年紀がある。略断面図は後述する資料③の下図で、「各重の高さなどの実測の寸法を書き込んだもの」と考えられている（濱島1992）。

記載される文字からは、享保2年（1717）12月23日の興福寺五重塔に関する図面であることがわかる。「地割ノ下割」とあるから、立断面の割り付けの下図と考えられる。資料にみえる年紀は、同年正月4日の火災後のものである。記載される文字は、筆跡から全て同一人物によるもので、訂正箇所は散見するもののいずれも一連の訂正と思われ、後世による追筆などのない一時期のものと考える。ただし描画については、組物の立面図は文字との重複関係から、文字が記載される以前のものである。

記載される寸法を確認する。まず相輪高については、宝珠天端と露盤下端の○印付きの引出線によって範囲が明示され、「四丈八尺五寸」と記される。そのうち、露盤高は「二尺」であることが図中の文字より判明する。次に、その下の五重屋根に目に向けると、露盤下端と五重軒先の△印付きの引出線によって範囲が明示され、「二丈壹尺九寸」と記される。これは、資料①の「五重め軒くろはん下迄高二丈一尺九寸」の21.9尺に対応する。

統いてその下の塔身について確認すると、縱方向に寸法が列記される。これらの寸法は各重に対応すると思われる。部材が描かれる左側部分について、五重から順にみていく。五重には、大斗尻（台輪上）と丸桁天端の○印付きの引出線によって範囲が明示され、「八尺八寸」とある。これは、大斗尻（台輪上）～丸桁天端の組物積上高を示している。その脇には、四重の丸桁天端と五重の大斗尻（台輪上）の○印付きの引出線によって範囲が明示され、「一丈四尺七寸」とある。四重以下も、およそこれらと同様の範囲について記さ

れていると思われる。例えば四重の大斗尻（台輪上）～丸桁天端は「八尺六寸（抹消）／八寸八分」、三重の丸桁天端～四重の大斗尻（台輪上）は「一丈□□」とある。各重の丸桁まわりに記載が集中する。ただし、引出線の位置には揺れがあり、記載寸法にも訂正箇所が散見する。記載も煩雑で乱れが多い、釈説が困難な部分も存在する。初重については大斗が上下二段に描かれ、寸法の範囲は重複して表現される。基壇上面～上段の大斗尻は「一丈四尺六寸」で、描画内容から初重の柱高さと台輪成の和を<sup>9</sup>、下段の大斗尻～丸桁天端は「一丈六寸」で、描画内容から大斗尻～丸桁天端の組物積上高をそれぞれ示していると思われる。初重の柱の下には「五尺」とあり、これは基壇高を示していると思われる。かわって、塔身の右に縱2列に並ぶ寸法について確認する。二重～五重の各重に対応する位置に2種類の寸法が記載され、右の寸法には圓み線が引かれる。これも五重から順にみていく。五重には、右に○圓みで「一丈九尺九寸」とあり、その左に「一丈六尺一寸七分八厘」とある。これらの差は3.722尺である。本紙の右下には「壹丈四尺九寸なり／三尺七寸二分二厘ツ、引」とある。2列に並ぶ2つの寸法の差は、この「三尺七寸二分二厘」と対応し、四重以下の2つの寸法の差も同寸の3.722尺である。なお、14.9尺を二重以上の4層で除すると3.725尺となり、3.722尺に近似した値である。

二重～五重の右側の列の○圓み寸法の和は、91尺となる。この列のさらに右側には、「四間メ九丈一尺」とあり、この記載と対応する。ここから、これらの寸法が二重～五重の各重に対応すると考えられる。ただし、寸法の範囲は先述の通り訂正箇所が散見すること、記載が煩雑で乱れが多いことなどから、この資料の観察のみでは判然としない。「四間メ九丈一尺」の右下には、「上下十丈二尺六寸」とある。これについても、寸法の範囲は不詳である。これらの寸法の範囲は、後述する資料相互および現状との比較から検討する。

**資料③ 立断面図** 資料は厚手の和紙に描かれた図面で、資料の外形は3.00×1.17mほどである（図5）。この資料には左半を断面図、右半を立面図とした立断面図が全体に大きく描かれ、左上に九輪の最下の輪（第一盤）の伏図が、左下に略平面図が小さく描かれる。この資料に記載される文字を翻刻し、描画とあわせ書き起こし図を作成した（図6～8）。本紙の右下に「興福寺五重塔式拾歩一地割／但五分以毫尺也／西表之図也」の題と「享保乙酉年十二月廿三日仕候」の年紀があり、さらに「中西庄兵衛武綱<sup>10</sup>」の記名がある。この資料は、「実測に基づいて作られたものの、精密な実測図ではなく、組物を一部変更する修理計画図」と考えられている（濱島1992）。

記載される文字からは、享保2年（1717）12月23日の興福寺五重塔に関する20分の1の図面であることがわかる。資料にみえる年紀は、同年正月4日の火災後のものである。ここにみえる記名は、国宝興福寺三重塔の享保6年（1721）の修理棟札の工匠名にもみえるから<sup>11</sup>、この資料は享保2年の作成とみて良いだろう。記載される文字は、筆跡から全て

同一人物によるもので、加筆・修正のない一時期のものと考えて良い。

この資料に描かれる建物は、基壇上に建つ全重方3間の五重塔で、三手先組物、二軒繁垂木である。初重屋根の「造瓦地」の記載や鬼瓦と稚児棟の描画から、本瓦葺であることがわかる。この三手先組物は、従来の指摘通り尾垂木の設置位置が通例より高く、これにともない組物積上も高い。現存する文化財建造物にはない特異な組物形式である。立面図では屋根を軒先まで表現せず、組物を丸桁まで表現する。この形式は、従来指摘がなかったが、軒支輪桁の天端と尾垂木上の巻斗の下端が描うように計画された可能性がある。これにより、丸桁の位置を組物の積み上げから決定することが可能となっており、一の肘木から丸桁まで、尾垂木を介すものの肘木・巻斗が整然と積み上がる構成となっている。

ただし、立面図と断面図とで、組物の描画に矛盾が生じている。例えば、断面図では軒支輪桁を受ける二手目と実肘木を受ける三手目の2箇所にのみ秤肘木が置かれる描画となっている。しかし、立面図では二の肘木と四の肘木の位置にも秤肘木が描かれ、さらに尾垂木は描かれない。このほか、立面図では上下に並ぶ秤肘木と三斗とで、前後関係が整合しない。三斗のうち中央の巻斗はその上に載る秤肘木と筋が描うが、両脇の巻斗はその上に載る秤肘木と筋が描わない描画となっている。

この図面には、各部位・部材などの寸法が書き込まれている。初重の各柱間寸法は、中央間10.35尺、両脇間9.35尺の総間29.05尺であり、枝数は中央間12枝、両脇間11枝である。ここから、1枝寸法は0.85尺ほどを測る。高さ方向については「懸高合宝珠頂上分地形迄拾七丈八尺七寸有」とあり、地盤面（「地形」）～宝珠天端の総高が178.7尺であることがわかる。このうち、「壇上高サ五尺」とあり基壇高が5.0尺であるから、全高はこの差から173.7尺となる。このほか、各重の柱高さなどが記載される。初重は「柱長サ石分大斗本尻迄巻丈四尺六寸」とあり、礎石天端～大斗尻（柱高さと台輪成の和）が14.6尺である。二重の柱高さと台輪成の和は「大王柱長サ七尺巻寸」とあり、7.1尺である。二重には台輪成の記載があり、隅で「厚匣尺壇寸」、平の中央で「大王厚九寸」とあるから、隅で1.1尺、平の中央で0.9尺である。三重以上は柱高さについてのみ記載があり、三重は6.45尺、四重は6.64尺、五重は6.45尺である。仮に、これらに二重の台輪成0.9尺を足せば、三重から順に7.35尺、7.54尺、7.35尺となり、いずれも二重より大きい。

ただし、これらの記載される寸法は、立断面図の高さ方向の描画とは異なる。立断面図の縮尺は20分の1であるからこれを図上計測すると、全高が約187尺となり記載される寸法よりも大きい。各重の柱高さと台輪成の和についても、初重が約14.2尺、二重が約9.9尺、三重が約8.7尺、四重が約7.2尺、五重が約6.6尺を測り、上の層にいくに従い通減する描画である。なお、初重の各柱間寸法の図上計測値は、記載される寸法と対応する。五重総間は図上計測で20.7尺ほどを測り、通減率は71%となる。

## IV 資料相互および現状との比較

### 1 資料相互の比較

資料相互を比較すると、各資料には寸法値の共通点が散見する（表2）。資料①～③では基壇高が「五尺」で共通し、特に五重屋根・相輪部分に記される五重軒先～露盤ないし「まへたれ」下端がいずれも21.9尺で寸単位まで整合する。ただし、相輪付近の範囲に描がある。資料②・③では、実測が困難な五重軒先～露盤下端の寸法について、資料①を参照した可能性がある。

資料①に記載される塔身高は、資料③の図上計測値と異なる。相輪高は、資料①と資料②とで範囲に描があるが同じ寸法が記載される<sup>12</sup>。相輪の各部材寸法も類似するもの若干異なる。相輪の各部材寸法は、資料③のほうが資料①より詳細に記される。相輪の各部材寸法は、各資料の作成ごとの実測値ないし資料③は修理後の設計寸法と思われる。

塔身部分に関して、資料②の観察のみでは範囲が不明瞭であった寸法について、資料③との比較から検討する。資料②・③は記載される寸法から、五重軒先～露盤下端（21.9尺）、初重の柱高さと台輪成の和（14.6尺）が共通する。それ以外は、記載される寸法の範囲が異なる、あるいは判然としないなどで比較できない。そのため、資料③の立断面図の高さ方向の描画と記載される寸法とが対応しない点に留意しつつ、資料②で範囲が明示される寸法を、資料③の図上計測値と比較する。すると、資料②に記載される各重の組物積上高は、資料③の図上計測値と類似する。また、四重の丸桁天端～五重の大斗尻（台輪上）も資料②（14.7尺）と資料③の図上計測値（14.6尺）とで類似する。ここから、資料②に記載される塔身の初重大斗から上の寸法は、資料③の描画と対応することがわかる<sup>13</sup>。

ここで、資料②の○開み寸法に着目すると、資料③の図上計測での各重の丸桁間の高さに類似する<sup>14</sup>。また、資料②の「四間メ九丈一尺」は、資料③の図上計測での初重～五重の丸桁間の高さに類似する。資料②の各重の丸桁まわりに記載が集中する点なども鑑みれば、往時の造営では各重の高さを丸桁間で計画していた可能性を指摘できる。

資料②・③にみられるこれらの共通点・類似点や月日まで同じ年紀から、資料②は資料③と同時期の作成とみて良いだろう。資料②は資料③を作成するために同時に作成された、各重の高さなどを検討するための立断面の割り付けの下図であると考えられ、「地割ノ下割」という標題の内容を確認できる。なお、資料②の初重の丸桁天端～下段の大斗尻の「一丈六寸」であるが、資料③で初重の丸桁天端～大斗尻を図上計測すると11.6尺となり、1.0尺の誤差が生じる。資料②にみえる初重丸桁～五重丸桁の高さ（91尺）と右下の「上下十丈二尺六寸」の差が11.6尺であることも鑑みれば、この「一丈六寸」は「一丈一尺六寸」の誤記で、「上下十丈二尺六寸」の範囲は礎石天端～五重丸桁の可能性がある。

表2 資料相互および現状との比較

	資料① 記載寸法	資料② 記載寸法	資料③ 記載寸法 図上計測	現状 公称寸法 図上計測
基壇高	5.0	5.0	5.0	5.0
塔身高	120.2°		134.1	117.7
相輪高	50.5°	48.5	52.9	50.0
全高(塔身+相輪)	170.7°		173.7°	167.7
各重の柱高さと台輪成の和	五重 四重 三重 二重 初重		(7.35) (7.54) (7.35) 7.1 14.6	6.6 7.2 8.7 9.9 14.2
各重の組物積上高	五重 四重 三重 二重 初重 計		8.8 8.88 9.7 9.7 10.6 47.68	8.8 9.3 9.9 9.9 11.6 49.5
各重の丸枠間の高さ	五重 四重 三重 二重 計		16.178 19.9° 18.078 21.8° 20.078 23.8° 21.778 25.5° 76.112° 91.0°	19.9 21.3 23.4 24.9 89.5
五重軒先~露盤下端	23.9°	21.9	21.9	22.3
五重屋根勾配	0.87		0.86	0.86
相輪の各高さと平面	宝珠 水煙 第九盤 第一盤 受花 伏鉢 露盤	2.0 6.7 0.6 (5.9) 0.8 (6.5) 3.0 (6.6) 3.0 (5.3) 2.0 (8.0)		2.1(亀合) 7.05 0.8 (6.0) 0.8 (6.6) 2.9 (6.88) 2.8 (5.4) 2.0 (7.86)
初重平面	中央間 両協間 総間 軒の出 基壇			10.35 9.35 29.05° 18.8 51.8
五重総間				10.3 9.4 29.1 45.0
通減率				58.18 20.7 71%
				17.3 20.16 69%

表2注 単位は尺(1尺≈0.303m)である。「付きの寸法は、記載される寸法から算出した寸法である。」[資料②]・「各重の丸枠間の高さ」欄の○付きの寸法は、○添み寸法であり、もう一方は○添みのない寸法である。[資料③]・「各重の柱高さと台輪成の和」欄の( )内の寸法は、各重の柱高さと二重の台輪成の和である。「相輪の各高さと平面」欄の( )内の寸法は当該部材の平均寸法であり、もう一方は高さ寸法である。なお「資料③」欄では、相輪の各部材は小規範なため、図上計測をおこなわなかった。

## 2 「興福寺建築諸図」と現状との比較

**資料① 相輪の略立面図** 先述の通り、資料①から判明する寸法は、基壇高5.0尺、塔身高120.2尺、相輪高50.5尺である。まず基壇高は、現状では5.2尺あまりであり、資料①はこれと大差ない。次に塔身高は、現状では117.7尺であり、資料①はこれより2.5尺高い。統いて相輪高は、現状では50.0尺であり、資料①は50.5尺でこれと大差ない。相輪の各部材寸法も同様に概ね大差ないが、水煙の高さと九輪の径はやや異なる。資料①では水煙について「高六尺七寸」、第一盤（最下の輪）の径は「六尺五寸」、第九盤（最上の輪）の径は「五尺九寸」と記載されるが、現状では水煙の高さは8.13尺、第一盤の径は6.035尺、第九盤の径は4.96尺である。五重屋根勾配もやや異なり、資料①では「八寸七分高倍」と記載され、図もこれに対応するが、現状（図上計測）の引渡勾配はおよそ7.8寸である。これと関連して、五重軒先～露盤下端は資料①では23.9尺とされるが、現状（図上計測）では21.4尺を測る。

資料①に記載される各種の寸法は概ね現状に類似した値であり、従来の指摘通り実測図と認めて良いだろう。異なる寸法は、元禄4年（1691）の状況を伝えるものと思われる。

**資料③ 略断面図** 先述の通り、この資料からは大きな寸法として各重の丸桁間の高さや組物積上高などが分かった。資料②に記載される○開みの寸法は各重の丸桁間の高さと考えられるが、これはいずれも現状より大きく、初重～五重の丸桁間の現状との差は14.0尺である。資料②に記載される各重の組物積上高もいずれも現状より大きく、合計値の現状との差は7.58尺である。これらの高さの差は、資料③にみえるように尾垂木の設置位置の上昇にともない組物積上高が高くなつたことなどによる変化と考えられる。よって、塔身部分については従来指摘されてきた実測図のみの性格は認めることができない。なお、資料②の右下の「老丈四尺九寸なり」は、初重～五重の丸桁間の現状との差に類似する。14.9尺の4分の1に近い値が減じられた○開み寸法の左の寸法は、現状の丸桁間の高さに類似し、これに対応することがわかる。ここから資料②は、現在の五重塔の実測値と異なることが認識された上で作成されており、建物の一部に変更を加える意図が窺える。

**資料③ 立断面図** この資料に描かれる建物は、全重方3間、五重塔、本瓦葺、三手先組物、二軒繁垂木であり、これら主要な形式は現状と共通する。記載される初重の各柱間寸法は現状に類似し、さらに初重の枝数は現状と同一である。ただし、地盤面～宝珠天端の総高178.7尺は、現状より5.8尺大きい。記載される各重の柱高さも現状と異なる。描画の図上計測値も、ほとんどが現状より大きい。細部の形式は、資料③と現状とで大きく異なる。資料③にみられる主要な相違点は以下の通りである。

- ・基壇：平面規模が小さく、基壇縁から軒先までの水平距離が大きい点。

- ・組上構造：積重構法であるものの、尾垂木・地垂木が同寸勾配で各垂木尻が接しない

で積み重なる点、四天束が四天柱筋に揃う点、四天束の束踏が井桁に組まれる点。

- ・軸部：初重では四天柱を側柱より高くせずほぼ同高で、四天柱間にも台輪が置かれる点、両脇間に腰貫が無く腰貫が入る点、側1間に二重虹梁が架かる点、二重以上では腰長押が巡る点、四天柱径が肘木断面に近似し細い点、四天柱に腰貫が通らない点。
- ・組物：尾垂木の設置位置が高い点、建物内側の一手目に卷斗が並ぶ点、繫肘木はその上の卷斗敷面（繫肘木底面）まで造り出す大断面でない点、初重の四天柱上に組物が置かれる点、二重以上の繫肘木間に四天柱筋に飼物が入る点。
- ・軒：軒の出が大きい点、地垂木が急勾配な点。

これらの相違点から、この資料は現在の五重塔の実測図として認めることはできない。従来指摘されてきたように「組物を一部変更する修理計画図」などが考えられるが（濱島1992）<sup>15</sup>、この資料に描かれる建物は、現在の五重塔の組物だけの改造に留まらず、組上構造・軸部なども大きく異なることから、再建に近い修理でなければ実現せず、また組物の納まりの矛盾点も解決せねば実現しない。なお、相輪の各部寸法は概ね現状と類似するが、水煙と受花の高さ寸法には開きがある。この資料に描かれる建物の主要な形式は現状と共にし、さらに初重の各柱間寸法や五重總間、通減率も類似するから、この資料に描かれる建物の計画案では、これらについて踏襲したと考えられる。

## V 結

本稿では「興福寺建築諸図」のうち五重塔を描いた資料3点について、文字を含め検討し、描き起こし図を作成してこれらを資料紹介した。その上で、資料相互、現状との比較を通して資料の内容と特徴を考察し、先行研究の追認を含め以下の知見を得た。

**資料①** 元禄4年（1691）に実測された興福寺五重塔の相輪・五重屋根の略立面図であること。記載される寸法は資料②・③と一部共通し、概ね現状にも類似すること。

**資料②** 享保2年（1717）の火災後に作成された興福寺五重塔の略断面図で、資料③を作成するための下図と考えられること。記載される寸法は、相輪部分が資料①および現状と、塔身の初重大斗から上の寸法が資料③の図上計測値と類似すること。初重の柱高さと台輪成の和および五重軒先～露盤下端は、資料③に記載される寸法と対応すること。資料①ないし実測にもとづいて相輪部分の寸法が把握された上で、塔身部分の計画が練られ作成されたと考えられること。塔身部分については、従来指摘されてきた実測図のみの性格は認めることができないこと。塔身部分の高さ方向の設計では、各重の丸桁間で計画がなされた可能性があること。現在の五重塔の実測値と異なることが認識された上で作成されており、建物の一部に改変を加える意図が窺えること。

資料③ 享保2年の火災後に作成された興福寺五重塔の20分の1の立断面図および略平面図であること。従来指摘されてきたように修理計画図の可能性があるが、ここに描かれる建物を実現するには組物を一部変更するだけの改造に留まらないこと。記載される寸法と立断面図の高さ方向の描画は対応せず、ほとんどで描画の方が大きいこと。相輪部分に記載される寸法は概ね資料①および現状と類似すること。記載される五重軒先～露盤下端、初重の柱高さと台輪成の和は資料②と共に通するものの、塔身の初重大斗から上では描画の図上計測値が資料②と類似すること。

本稿での知見から鑑みると、これらの資料は往時の建築生産や興福寺の伽藍復興を検討する上で貴重である。享保2年の火災後に、被災を免れた建物を含め伽藍全体の更新の計画があった可能性があり、本稿での知見は「興福寺建築諸図」全体の性格を考える上でも重要である。今後は、現在進行中の興福寺五重塔の修理工事を踏まえた資料の再検討と、このほかの「興福寺建築諸図」の検討や類例との比較が課題である<sup>16</sup>。

## 註

- 1 調査は、2020年7月30日に東京国立博物館にて、奈良文化財研究所都城発掘調査部長兼同部平城地区遺構研究室長 箱崎和久氏、同室アソシエイトフェロー 山本光良氏と共に、奈良文化財研究所が東大寺から受託した「東大寺東塔復元案作成にかかる調査研究業務」での調査と併せて実施したもので、本稿の執筆にあたり調査内容を別途検討し、論文としてまとめた。調査にあたっては、以下の各氏から格別の高配を賜った。元奈良国立文化財研究所長 鈴木嘉吉氏、当時独立行政法人國立文化財機構理事長兼奈良文化財研究所長 松村恵司氏、当時東京国立博物館副館長 井上洋一氏、同館学芸研究部百五十年史編纂室長兼同部調査研究課書跡・歴史室長 恵美千鶴子氏、同部列品管理課貸与特別観覧室 松本玲子氏。
- 2 文字の訛説・翻刻では、奈良文化財研究所都城発掘調査部主任研究員 桑田訓也氏、同所文化遺産部歴史研究室有期雇用職員 萩原正東氏の協力を得た。
- 3 描き起こし図の作成では、奈良文化財研究所都城発掘調査部平城地区遺構研究室有期雇用職員 錦田礼子氏、同室派遣雇用職員 西村真紀子氏の協力を得た。
- 4 「興福寺 第1期境内整備事業とともにならう発掘調査概報Ⅱ」など。
- 5 濱島1984では伏鉢と解しているが、相輪の各部材名称に関する複数の先行研究をレビューし、再検討した大西1976によれば、露盤と解するのが妥当である。
- 6 「興福寺伽藍炎焼之記」(『重要文化財興福寺南円堂修理工事報告書』所収)。
- 7 なお、隣接する東金堂は発掘調査で、ほとんどの礎石が創建以来のもので、基壇高も創建以來変化ないことが分かった(『国宝興福寺東金堂修理工事報告書』)。
- 8 東金堂の背面扉の墨書に「扉修覆元禄四辛未卯月上旬」とあり、この扉は同年同月に取り替えられたことが知られる(『国宝興福寺東金堂修理工事報告書』)。
- 9 ただし、初重に台輪は描かれておらず、描画を省略したものと思われる。
- 10 濱島1989では、「中西庄兵衛武綱」とも「中西庄兵衛氏綱」とも翻刻される。
- 11 なお、ここに譯は記載されない。
- 12 資料②では相輪高が「四丈八尺五寸」で、うち露盤高が「二尺」であるが、資料①では露盤

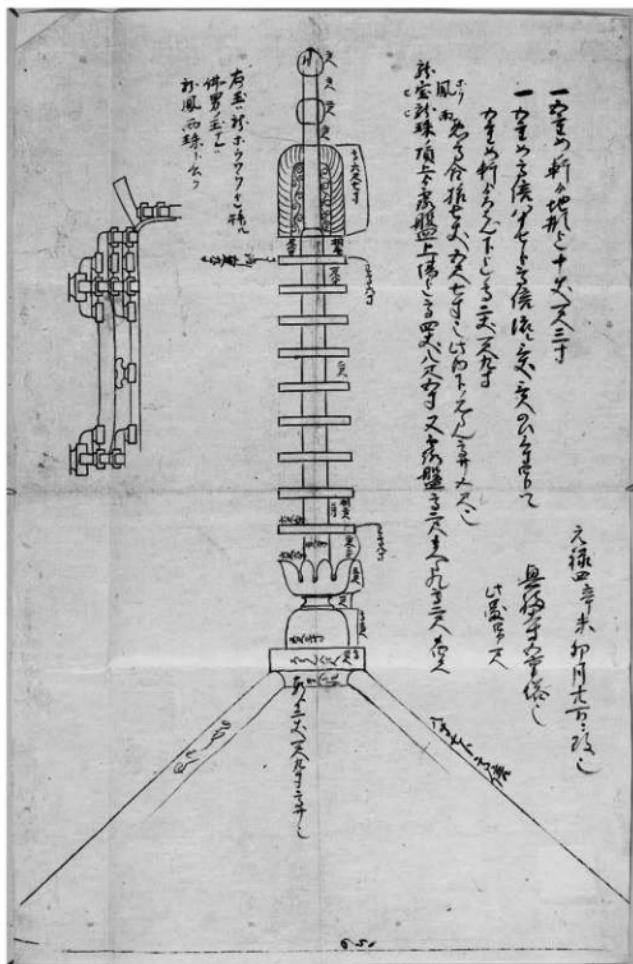


図1 資料① 相輪の略立面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-21、東京国立博物館提供）

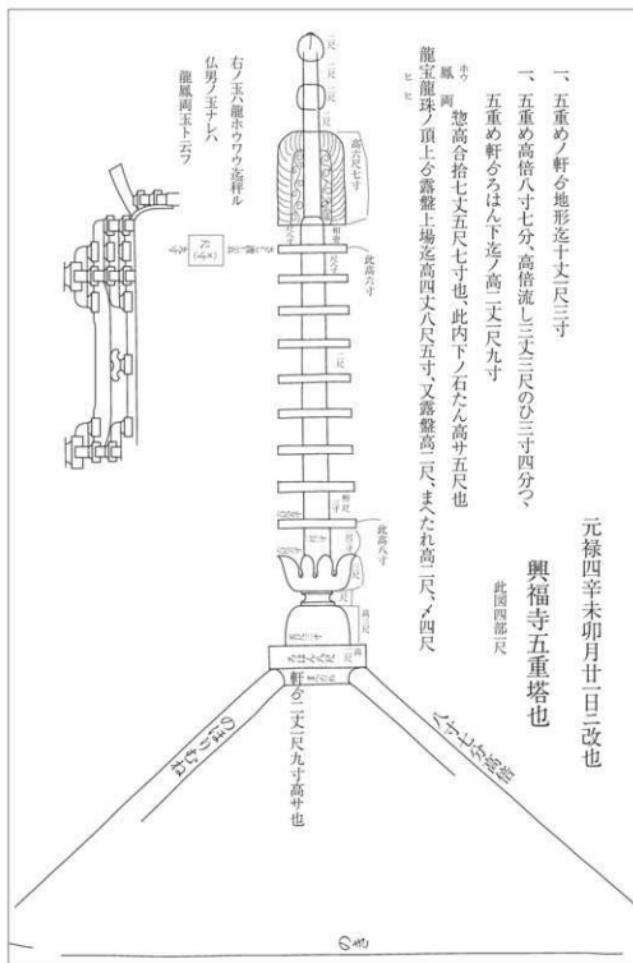


図2 資料① 相輪の略立面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-21）書き起こし図（筆者作成）

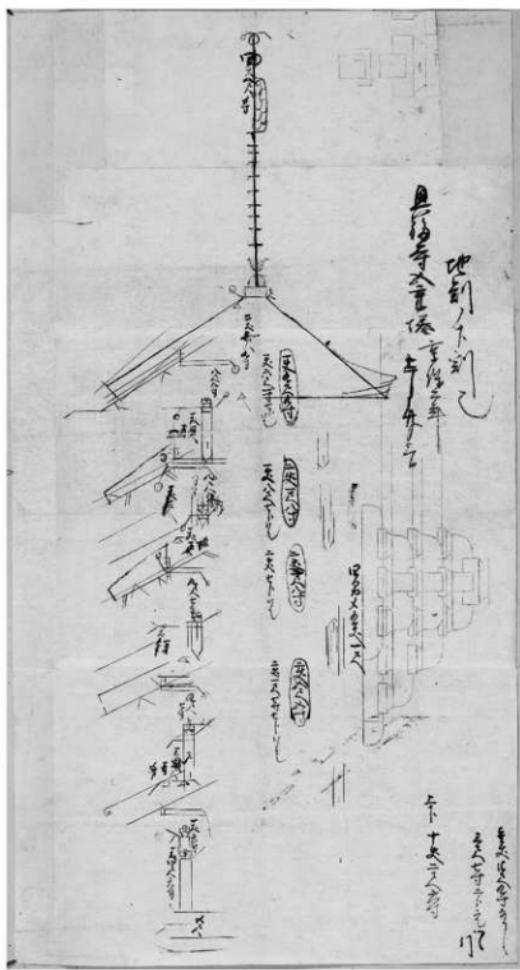


図3 資料② 略断面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-20、東京国立博物館提供）

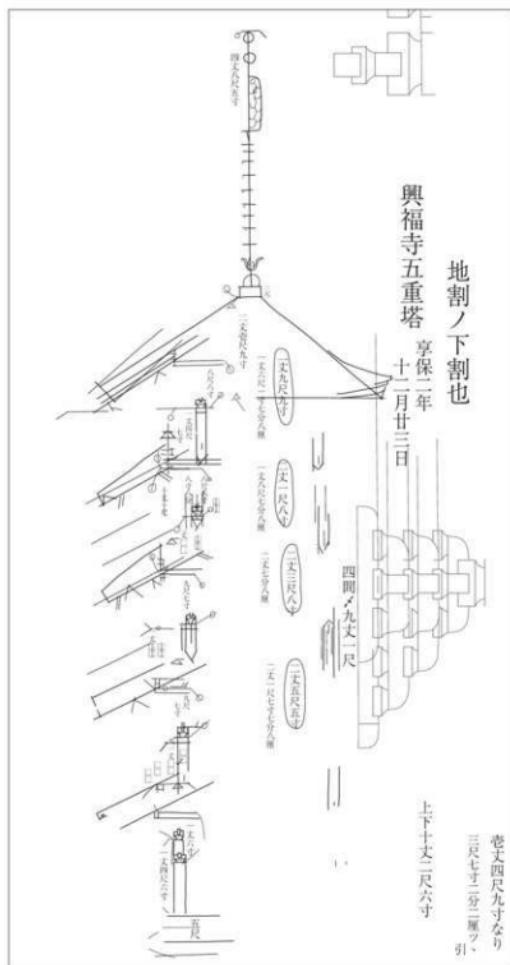


図4 資料② 略断面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-20）書き起こし図（筆者作成）

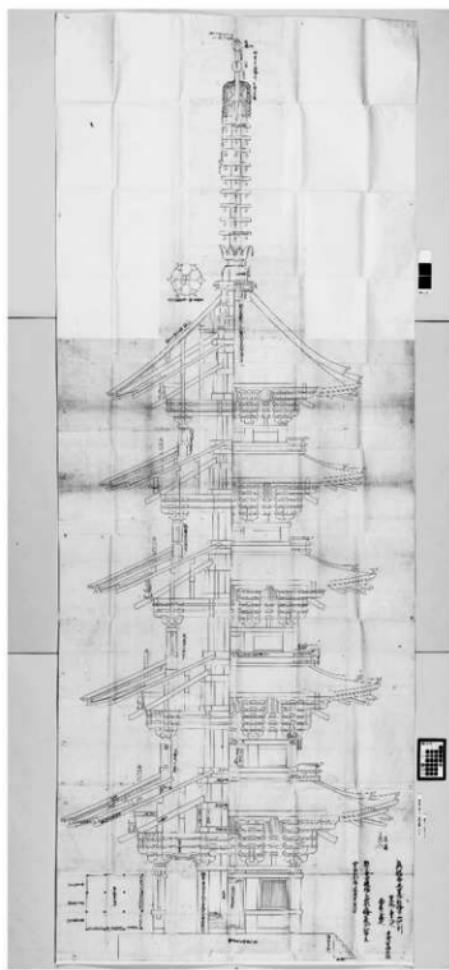


図5 資料③ 立断面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-22、東京国立博物館提供）

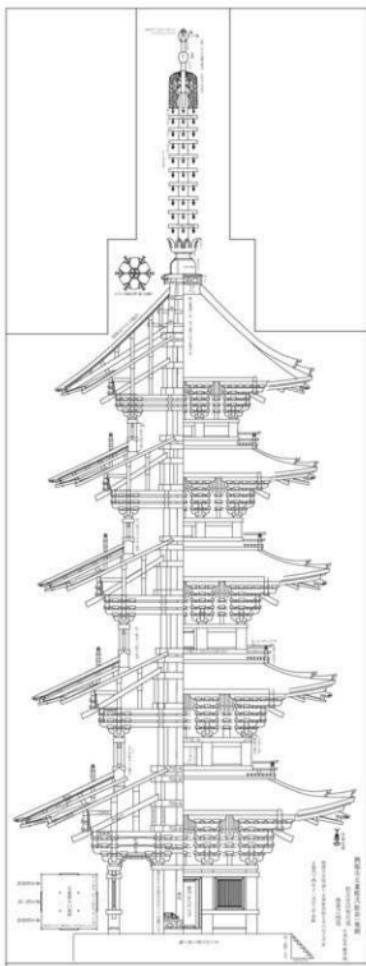


図6 資料③ 立断面図（東京国立博物館所蔵 P-2437-22）描き起こし図（筆者作成）

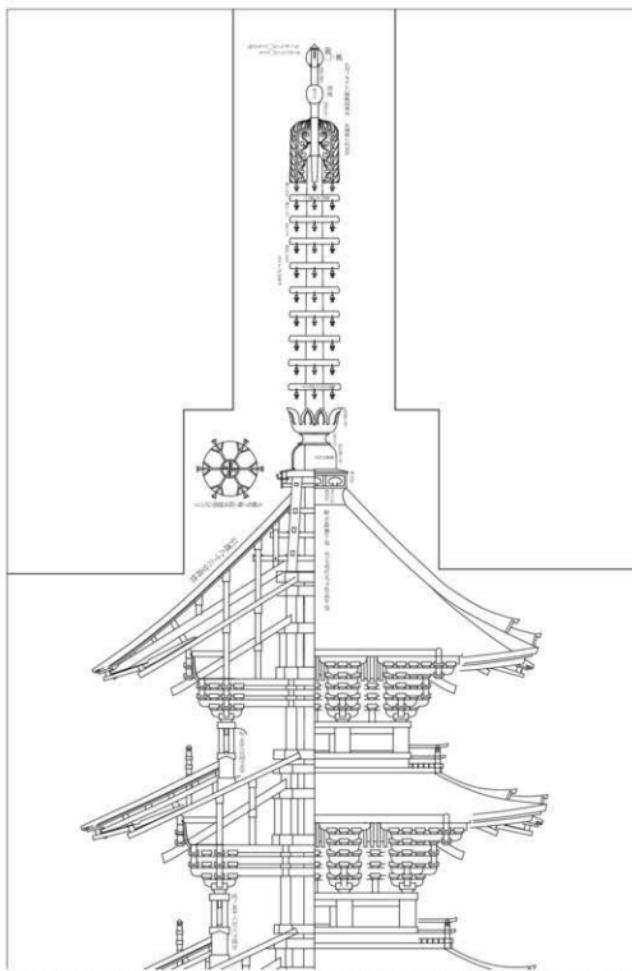


図7 資料③ 立断面図(東京国立博物館所蔵 P-2437-22)描き起こし図(筆者作成、上半拡大)

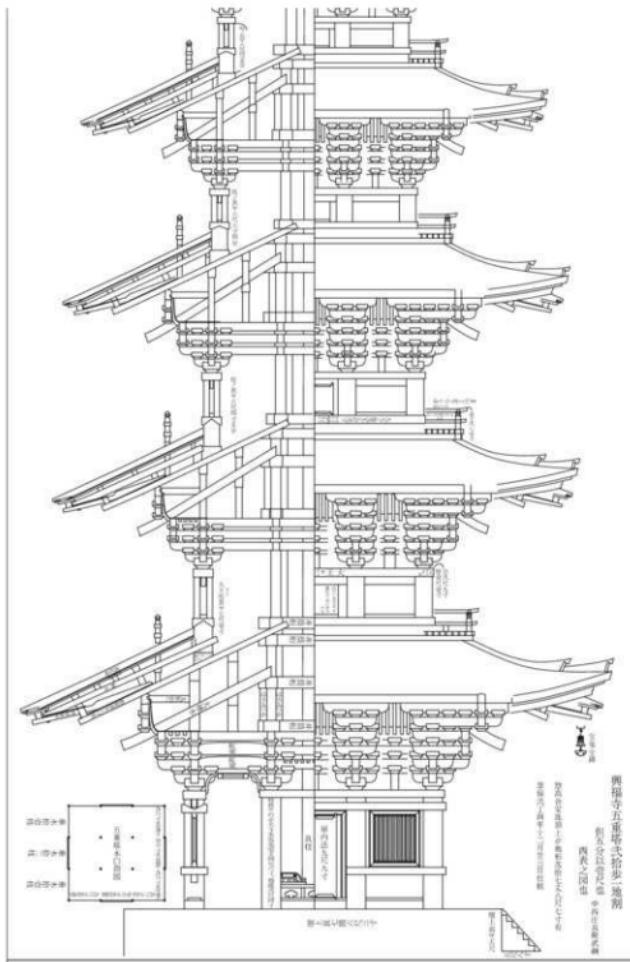


図8 資料③ 立断面図(東京国立博物館所蔵 P-2437-22)描き起こし図(筆者作成、下半拡大)

- 天端～宝珠天端が「四丈八尺五寸」、露盤高が「二尺」で、相輪高は50.5尺である。範囲は異なるが、「四丈八尺五寸」の寸法が両者に記載される。
- 13 資料③に記載される初重の柱高さと台輪成の和および五重軒先～露盤下端は、資料③に記載される寸法と対応する。
- 14 資料①～③で五重軒先～露盤下端の寸法が示されるように、層塔の造営として、各重の軒先（茅負）間などで計画したことにも想定できる。ただし今回の場合、資料②に記載される寸法は、資料③での茅負間の図上計測値には整合しない。
- 15 なお、ほかの可能性としては勘進のためなどの再建計画図などが考えられる。
- 16 従来指摘がなかったと思われるが、資料③は奈良県所蔵「南都元興寺大塔式拾歩一圖」に酷似する。これらのお共通点や相違点などについては、稿を改めて論ずる予定である。

#### 参考文献

- 海野聰 2020 「中世興福寺の伽藍復興にみる建築の〈復古〉思想」『建築におけるオリジナルの価値』 日本建築学会 pp. 9-22
- 大西修也 1976 「東大寺七重塔露盤考」「美術史」(26) 美術史学会 pp. 1-20
- 工藤圭章 1969 「五重塔」「奈良六寺大觀 第7巻 興福寺1」岩波書店 pp.28-33
- 国宝興福寺東金堂修理事務所編 1940 「国宝興福寺東金堂修理工事報告書」 国宝興福寺東金堂修理事務所
- 清水重教 2000 「春日大工と近世の興福寺 新出の興福寺中金堂圓面から」『奈良国立文化財研究所年報2000-1』 奈良国立文化財研究所 pp.26-27
- 清水重教 2002 「春日座大工の持続と終焉」「文化財論叢Ⅲ」 奈良文化財研究所 pp.567-583
- 奈良県教育委員会事務局奈良県文化財保存事務所編 1979 「国宝興福寺三重塔修理工事報告書」 奈良県教育委員会
- 奈良県教育委員会事務局文化財保存事務所編 1996 「重要文化財興福寺南円堂修理工事報告書」 奈良県教育委員会
- 奈良文化財研究所編 2000 「興福寺 第1期境内整備事業にともなう発掘調査概報Ⅱ」 興福寺浜島正士 1984 「興福寺五重塔」「日本建築史基礎資料集成II 塔婆1」 中央公論美術出版 pp.66-69
- 浜島正士 1989 「興福寺建築諸図」(東京国立博物館所蔵)について」『MUSEUM東京国立博物館美術誌』(46) 東京国立博物館 pp. 4-16
- 浜島正士 1992 「興福寺の各種設計図」「設計図が語る古建築の世界 もうひとつの『建築史』」 彩国社 pp.125-133
- 萩中五百樹 2005 「安土桃山・江戸時代に於ける興福寺の造営と瓦」『帝塚山大学考古学研究所研究報告Ⅶ』 帝塚山大学考古学研究所 pp.29-86

#### 挿図出典

- 図1、3、5：東京国立博物館所蔵、東京国立博物館提供  
 図2、4、6～8：東京国立博物館所蔵資料に基づき筆者作成

# 中山道奈良井宿の本陣について

福嶋啓人

## I はじめに

本稿は長野県塩尻市の旧奈良井宿にかつて存在した本陣に関する建築的考察を主とする。奈良井は15～16世紀頃の木曾路の整備とともに集落として成立し、豊臣秀吉の支配下となってからは、木材資源の調達運搬によって木曾路の往来が増加したことを背景に、集落としてさらに発展したとみられる。慶長7年（1602）には徳川家康によって定められた中山道六十七次の宿場町の一つとして奈良井宿が位置づけられた。中山道は東海道と並んで江戸と京・大坂を結ぶ主要街道であり、木曾街道とも呼ばれ、江戸時代を通じて重要な交通路であった。参勤交代の大名行列や御用通行をはじめ、商人の往来や御旅講社、伊勢や善光寺詣の旅人など多くの往来があり、加えて、江戸中期から幕末にかけては皇族や公家の宮姫方の徳川家への降嫁の大行列も通行した。

江戸時代に宿場町として発展した奈良井宿は、明治以降、鉄道や車を利用する交通手段の変化にともない、往来する人々は減少の一途をたどった。戦後の高度経済成長政策が進むにつれて、国土開発や都市化により全国的に歴史環境が著しく破壊されはじめた。こうした社会背景によって、昭和40年代からは町並や集落の建造物群を中心とした歴史環境の保存運動が全国規模で盛んとなり、昭和50年（1975）に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）制度が新設された。この法改正に先立って昭和47・48年（1972・1973）度に、文化庁は全国各地の伝統的な歴史環境を有する集落や町並をリスト化し、昭和49年（1974）度から3カ年計画で伝建地区対策事業を開始し、毎年10カ村ずつ市町村を選定して、国庫補助金を交付して集落や町並の調査が実施された。奈良井宿はこの事業の第1回目の対象地区として選出され、昭和49・50年度に奈良国立文化財研究所（現・奈良文化財研究所、以下、奈文研）と奈良井宿のある橘川村（現・塩尻市）が合併で、町並を中心とした歴史環境に関する実態調査（町並保存対策調査、以下、伝建調査）をおこなった。この調査結果にもとづき、昭和53年（1978）2月に橘川村伝建地区条例が制定され、5月には国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定された。

奈文研では先述の昭和49・50年度の伝建調査をはじめ、重伝建地区選定後も奈良井宿内に位置する個別建造物の詳細調査を多数実施してきた<sup>1</sup>。伝建調査では奈良井宿に関する宿絵図<sup>2</sup>6点の詳細な分析をおこなっているが、平成30年度（2018）に実施した旧中村家

住宅の調査時にこれらの宿縄図の再確認をおこなったところ、これまで未確認であった奈良井宿の本陣に関する絵図面（上間屋手取家所蔵、以下、本陣絵図面と仮称）を発見した。

宿場町の本陣建築に関する研究分野では一定程度の先行研究の蓄積がある<sup>3</sup>。しかしながら、各宿場町や地方的特質による差異が大きく、本陣建築の比較検討は未だ途上であるといわざるを得ない状況である。

こうした経緯のもと、本稿はこの新出史料である本陣絵図面の分析を通して、奈良井宿の本陣について歴史的・建築的特徴を読み解き、史料の価値をあきらかにしたい。以下では、まず伝建調査時に分析をおこなった宿絵図6点および奈良井宿の田畠や屋敷地を描いた「屋鋪田畠烟画図面」<sup>4</sup>における本陣の記述を再確認する<sup>5</sup>。次にその他の文献史料から窺い知る本陣に関する情報をまとめ、最後に新出史料である本陣絵図面の分析をおこなうことをとする。

## II 奈良井宿の各宿絵図にみる本陣

本陣とは大名等が休泊する格式の高い旅籠屋で、奈良井宿では宿の中央部、中町の山側に屋敷を構えていた（図1）。本陣に関する史料は少ないものの、本陣は他の町家とは異なり、主屋が往還に直接面しておらず、往還沿いには門もしくは長屋門を構え、そこからやや引き込んだ場所に主屋を建てたとこれまで想定されてきた<sup>6</sup>。奈良井宿の本陣は江戸時代を通じて魚子九郎右衛門が勤めていた<sup>7</sup>。

まずは先述の宿繪図6点および「屋舗田畠画面図」に記された本陣を確認したい(表1)。なお、伝建調査の報告書である「木曾奈良井」と同様に、本稿においても便宜上、絵図1~6の仮番号を用い、「屋舗田畠画面図」は絵図7とする。

絵図1 稲宿明細図として貞享3年(1686)に製作された絵図である。絵図1では本陣の敷地形状や本陣主屋の間口、奥行の情報が読み取れる(図2)。往還に面して長屋門が建ち、京側は「九郎右衛門長屋 市兵衛 間口三間 寸八間」、江戸側は「九郎右衛門長屋



図1 現在の奈良井と本陣跡の位置

表1 奈良井宿の絵図一覧

仮称	作成年代	名称	作成意図	主な記載内容	寸法(mm)*	所蔵者
絵図1	貞享3年 1686	(町方明細図)	宿明細	町長、町巾、各家の間口・奥行、建物配置、伝馬役・人足役	2,857 × 563 (5,861)	平野家
絵図2	文化元年 1804	奈良井宿宿割図面	宿割	各役家の間口・奥行、宿割する家の建物配置、主屋間取	307 (2,495)	上間屋手塚家
絵図3	天保14年 1843	(奈良井宿職業明細図)	宿明細	各家の商売、伝馬役・人足役	× 315	上間屋手塚家
絵図4	天保14年 1843以後 安政2年 1855以前	(奈良井宿宿割図)	宿割	宿割する家の間口・奥行、建物配置、主屋間取、宿長、町巾	5,537 × 429	上間屋手塚家
絵図5	安政2年頃	(奈良井宿宿割図)	宿割	宿割する家の豊数、板間面積	4,640 × 320	橋川歴史民俗資料館
絵図6	安政4～ 慶應4 1868	(奈良井宿宿割図)	宿割	各家の間口・奥行、豊数・土間板間面積	4,450 × 330	橋川歴史民俗資料館
絵図7	天保10年 1839	照捕田畠画図面	台帳 公園	地番、所持者	420 × 325	塙尻市教育委員会

\*表中寸法の丸括弧は絵図に欠損があるもの

李右衛門 小兵衛 間口五間 裏へ八間」とあり、その間に「門の中三間 門より軒端まで次拾之間」と記載がある。この「門の巾」が門単独の巾か間口全体を示すものか難しいが、ここでは間口は3間以上とみておく。敷地奥に建つ本陣主屋までは21間の距離とし、敷地の奥行半分を過ぎたあたりで、江戸側に敷地が張り出し、敷地最背面に本陣主屋が建つ。本陣主屋の位置には「本役馬 年寄 九郎右衛門 間口十六間 裏十五間」と記され、本陣主屋は間口16間、奥行15間の規模であったことがわかる。

絵図2 文化元年(1804)製作の宿割図で、各役家の間口や奥行、建物配置、間取りが描かれた史料である。本陣の部分には「本陣九郎右衛門 往還より拾間引込申候」とのみ記される(図3)。つまり、本陣主屋は他の町家とは異なり、往還から10間引き込んだ位置に建ち、往還沿いには門もしくは長屋門などの施設が想定できる。また、本陣主屋は絵図1よりも往還側に近い位置に建つことがわかる。

絵図3 天保14年(1843)製作とみられ、各家の商売や職種が記された明細図である(図4)。明細図という史料の性格上、建物配置の記載はないが、これまでと同位置に「旅籠屋 本陣亀子九郎右衛門」と記され、馬役であることを示す△の記号が記される。

絵図4 絵図4は天保14年(1843)以後、安政2年(1855)までに製作されたとみられる宿割図で、各家の間口と奥行、家主名が記載され、多くの家で建物配置や間取りが描かれる。本陣部分には「別絵図面差し申候 御本陣九郎右衛門」と記載され、その他の情報はない(図5)。敷地は京側を小路に面し、江戸側の往還沿いには「明家」があり、この背



図2 絵図1の本陣



図3 絵図2の本陣



図4 絵図3の本陣



図5 絵図4の本陣



図6 絵図5の本陣



図7 絵図6の本陣



図8 絵図7の本陣

後も本陣の敷地で、敷地中ほどで江戸側に張り出す形状とみられる。

絵図5 安政2年(1855)頃に製作された宿割図で、間取りや間口、奥行の記載はないが、各室の畳数や板間の坪数が記載され、各室の規模が読み取れる史料である。本陣部分には「御本陣 龜子九郎右衛門」と記されるのみで、その他の情報はない(図6)。敷地は絵図4と同じく京側は小路に面する。往還沿いの江戸側隣地は「御用立不申候」と記され、その上に「明地」と書かれた貼紙が付されている。絵図4と同様で、この敷地背面も本陣の敷地とみられる。

絵図6 幕末頃製作の宿割図で、各家の間口と奥行、畠

数と板間の坪数が記される。本陣部分は「別図差上申候」と記載されるが、その上に無記の貼紙がある(図7)。絵図6には明治元年(1868)の岩倉具視の通過に際した付箋もあり、この無記の貼紙は、明治維新前後に龟子家が奈良井宿から移転したことを示すものと考えられる。本陣の敷地は絵図4・5と同様に江戸側の隣家背面側に張り出しが、これまで明家(明地)であった隣地は2筆に分割され、ひとつに「清助」と記される。

**絵図7** 天保10年(1839)製作の「屋舗田畠画図面」では、本陣部分に所持者および地番として「龟子九郎右衛門 千三百十八」と記される(図8)。敷地の京側には背後に位置する神明宮へ通じる小路があり、絵図1や4~6と同じく、江戸側の隣地背面側に敷地間口が広がる。これまでみた宿絵図では不明であった敷地全体が把握でき、他の宿絵図には確認できないものとして、敷地中ほどに神明宮脇から流れる小川の一部が横断していることがわかる。

以上のように、絵図1では本陣の屋敷構えと主屋の規模が把握でき、絵図2では往還から主屋までの距離を知ることができる。絵図7では敷地の全体形状が把握できる。その他の絵図は敷地形状が大まかに把握できるのみであり、本陣の建物に関する情報はない。敷地形状では、絵図1では往還に面した長屋門の間口は11間であり、敷地中ほどから背面側までは江戸側に敷地が張り出して、間口16間の本陣主屋が建つ。絵図2や3では同様の描写はないが、絵図4~7は同様に敷地中ほどから間口を広げており、天保10年製作の絵図7よりも新しい天保14年製作の絵図3が短冊状に描かれるることは、絵図3は宿絵図ではなく宿明細図であり、敷地形状が簡略化されていると推察される。

これら宿絵図のうち、絵図4と6には本陣に関する別図が存在することがわかる。また別添の記載はないものの、史料の性格から宿絵図である絵図2についても別図が存在する可能性は高い。本稿で取り上げる本陣絵図面の製作年代やこれら宿絵図に対応するものであるか否かは、本陣絵図面の分析も踏まえてあきらかにしたい。

### III 文献史料に記された本陣

先述の宿絵図のはかに、文献史料に記された本陣に関する情報は少ない。先述の「屋舗田畠画図面」と一対をなす史料として「信州筑摩郡奈良井村検地帳」がある(註4参照)。この検地帳の本陣部分では、享保9年(1724)時点の屋敷地は1反5畝11歩(461坪)であり、天保10年(1839)では1反3畝1歩(331坪)で、10歩(10坪)が手塚源太郎(下間屋手塚家)の所持に変化している。ただし、この検地は実際の測量をもとにしているはずで、差出(申告)検地であったとみられ<sup>9</sup>、面積がどの程度正確か不透明ではあるが、屋敷地が享保9年から天保10年の間に130坪縮小していることがわかる。

次に、享和元年（1801）の「御分間御改之節覚書」では、「一、本陣 惣坪数七百三拾六坪、内 建坪百七拾四坪、内 豊敷九拾九坪 板間四拾九坪 土間二十六坪」と記され、本陣の豊敷と板間、土間部分の面積が確認できる。享和元年頃の本陣は敷地全体で736坪とし、建坪は174坪であった。加えて、天保14年（1843）の調査記録として、「中山道宿村大概帳」には「本陣 凡建坪百七拾四坪 中町老軒 門構・玄関附」とあり、本陣は建坪174坪で、門もしくは長屋門を構え、主屋には玄関（式台）が存在したことが指摘できる<sup>10</sup>。

貞享3年（1686）製作の絵図1では、本陣主屋は間口16間、奥行15間とし、建坪は240坪であったが、享和元年では174坪に規模が縮小し、天保14年まで同規模で推移したことがわかる。

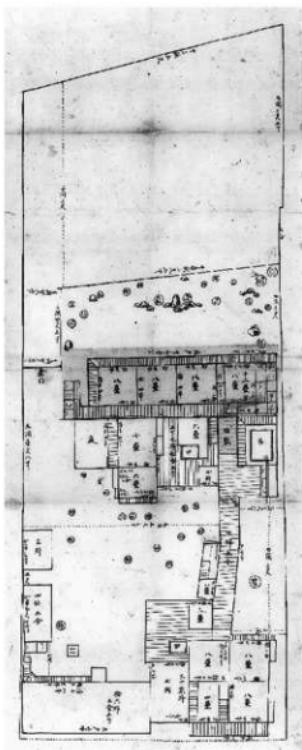


図9 「本陣絵図面」

#### IV 新出史料「本陣絵図面」について

続いて新出史料である本陣絵図面の記載内容を確認していきたい。当史料は奈良井宿の中町に位置する上間屋手塚家に所蔵されていた。本紙は他の史料とともに封筒に入れて保管されており、封筒表書に「本陣絵図面」と記載がある。本陣絵図面は縦76.8cm、横27.8cmで、半紙2枚を貼り合わせる（図9）。表面には本陣の配置図兼平面図が描かれており、後述の通り、建物は一部2階建で、2階部分は貼紙に描かれる。裏面は無記載である。紙面には製作者や製作年、提出先等に関する記載はない。各建物や間取りは墨線で描かれ、坪数や建具の種類、建物間や敷地境界までの距離、植栽は朱書きされる。当史料は記載内容から宿泊図に属する史料と考えられる。

図面の縮尺は1尺=303mmとして、およそ100分の1で描かれている（図10）。方位

の記載はないが、本陣の位置は江戸時代を通して不变であり、図10向かって右手が江戸側（北東）、左手が京・大坂側（南西）である。なお、以下では便宜上、往還側正面を東、背面山手を西、京・大坂側を南、江戸側を北として詳述する。

**敷地** 敷地は正面側と背面側で東西2区画に分かれ、背面側の敷地奥は山裾に沿うよう、斜めの形状を呈する。正面側の敷地には配置図兼平面図が描かれ、背面側の敷地は敷地外形の法量のみで、建物等の描写はない。

正面側の敷地は各室の規模から算出して、間口は約14間と非常に広く、奈良井宿の中でも最大である。背面に奥庭を設け、奥庭の北西隅までの奥行は約24間とする。南面は奥庭横にやや東に引き込んで裏門を設け、裏門までの奥行は約19間、奥庭の区画西南隅までは約23間とする。背面側の敷地は北におよそ1尺程度張り出しが、間口は正面側とさほど変化がないように描かれる。正面から背面側の敷地奥行までは北面で約36間半、南面で約34間である。本陣絵団面に描かれる敷地全体の規模は約491坪で、そのうち正面側の敷地は約311坪である。

**屋敷構え** 続いて、敷地内の建物構成では、正面側の敷地は正背面に分棟形式で建物を配し、渡り廊下で繋ぐ。正面の往還沿いには南北に2棟建つと推定する。背面の2階建の建物は本陣



図10 「本陣絵団面」トレース図 1:400

主屋とみられる。当絵図面には建物名称は無記載のため、ここでは便宜上、その建物の機能を推定して、正面北（江戸側）の建物を「居住棟」、南（京側）を「長屋棟」、背面側に建つ2階建を「座敷棟」と仮称する。

通常、本陣には往還に面して門（御成門）を備えるが、居住棟および長屋棟には往還に面して「大戸1本」と記載があるものの、「門」の記載はない。裏門の記載があるため、記載漏れでもないであろう。つまり、当絵図面の本陣には往還沿いに門はなかったと考えられる。長屋棟の西側には便所を設け、縁で接続する。便所西には南面の敷地境界に沿って別棟の建物が2棟建つ。この2棟は土蔵や納屋などの付属屋であろう。長屋棟とこれら付属屋に囲まれた空閑地には井戸を設けている。

居住棟の背面側には板間があり、そこから座敷棟まで渡り廊下がのびる。渡り廊下の南には便所を設ける。座敷棟は2階建の大規模建物で、背面には石庭の奥庭が位置する。奥庭の南には裏門が建つ。座敷棟正面と渡り廊下、居住棟背面に囲まれた屋外部分には複数の植栽が植わるもの、造作された庭園か否かは不明である。

**居住棟** 次に各建物の間取りや特徴をみていく。本陣絵図面には間取りに加え、建具の表記もあり、各室の柱間装置や壁の位置もおよそ推定できる<sup>11</sup>。

居住棟は間取りの規模から間口6間、奥行約5間、切妻造の南北棟建物で、背面側の板間部分は角屋と推定する（図11）。図面には「三十二坪」と坪数が記載され、2階の床面



図11 居住棟・長屋棟・付属屋・渡り廊下 平面図 1:300

積を含めないと仮定すると、後述の縁を除き、土間を含めた居住棟1階の床面積と合致する。平面は正面左手（京側）に土間を配した2列2室の間取りで、土間は12疊大とし、往還に面して大戸を設ける。背面板間との境は格子戸2本、南面の長屋棟裏に通じる部分には引違いの板戸とみられる戸を入れる。

正面下手（土間側）の室は奈良井の伝統的町家におけるミセに相当する。

梁間方向の2疊の大板間と4疊の疊を敷く。この板間は式台であろう。柱間装置は正面側を障子戸4本、背面側は「中障子二本」とあり、柱間両端を壁とした引分けの障子戸と推定する。上手（北）に2階へあがる階段を設ける。正面上手は8疊の和室でオクミセに相当する。北東隅に棚もしくは床の間の張り出しを設ける。先述の下手の部屋との境は襖2本を入れ、階段横はおそらく壁であろう。背面側の室との境は襖4本を入れる。前列2室の正面側には通しの広縁を設け、その正面側に雨戸を設ける<sup>12</sup>。

後列下手は8疊の和室で、奈良井の伝統的な間取りでは、カッテ（居間）に相当する。土間境や後述する背面の板間との境には建具の記述はないが、2面とも壁で閉ざすとは考えにくい。後述のように、この8疊と奥の板間も合わせてカッテの機能があると考へると、建具は設けていなかったと推定する。後列上手は8疊の和室とし、伝統形式のザシキに相当する室である。北西隅に張り出し部を設け、襖2本と記載することから押入であろう。背面に出る小さい濡れ縁を設ける。ザシキとカッテの境には建具表記はなく、詳細不明である。なお、居住棟2階は表記がないため不明であるが、可能性として、先述の後列下手の部屋をカッテとした場合、上部は吹抜けの可能性が高く、また後列上手がザシキであるとすると、天井高が高い可能性がある。つまり、後列上部は2階を設けることが難しく、2階は1階前列上部の正面側のみであったと推定することもできる。

最背面の板間は約20疊の大板敷空間で、居住棟の背面に突き出して設けられ、下屋もしくは角屋の形式と考えられる。板間の内、カッテ後方に1疊の大板敷を挟んで、3疊分の疊敷を設ける。また土間のすぐ背面側に1疊の大炉を設ける。柱間装置に関する記述は少なく、先述の土間境の格子戸と、疊敷の「三疊」の背面側には半障子と記され、成が腰高よりも低い障子を入れていたと考えられる。建具の表記のない壁面では、外周まわりは壁、カッテに面する部分は先述の通り、カッテと一連の空間と考えて開放とみる。ザシキ背面の縁とも接続し、境には障子戸1本および戸1本が設けられる。大名等の休泊に際しては、長持や駕籠、その他荷物等の置き場が必要となるため、本陣の建築では入口に大きな板間を設けることが要求されるという<sup>13</sup>。この板間がこれに該当し、荷物置き場の機能も併せもつと考えられる。

以上のように、居住棟は大名等の休泊施設というよりも家主の居住空間で、間取りも奈良井の伝統的町家に類するものである。旅籠として機能する場合、居住棟2階は家主家族の居住空間となるため、あえて図面を作成、提出することはなかったと推察する。

**長屋棟および付属屋** 往還に面して建つ長屋棟とその背面側に2棟建つ付属屋は、詳細な間取りの描写はなく、階数も不明である。まず長屋棟は建坪16坪2合5勺で、建物規模から間口（南北）約6間半、奥行2間半と推定される。おそらく切妻造平入の南北棟建物であろう。正面側中央付近に大戸1本を設け、背面側には中央に張り出した描写があり、

そこから南に縁を設けて、南面敷地境界で西に折れて便所へ接続する。便所の西には東西に2棟の付属屋が建ち、東の付属屋は便所の西面に接し、東西規模は2間5尺7寸、建坪は4坪5合とあり、南北規模は約1間半となる。東の付属屋と長屋棟までの距離は2間である。西の付属屋は東西規模が2間3寸、建坪は3坪で、奥行（南北）規模は2間弱とする。東西付属屋間の距離は5尺である。

長屋棟は大戸を構え、かつ背面に縁をもち、内部は土間と床上部を備えていたことが読み取れるが、それ以外は不明である。2棟の付属屋は建物規模から土蔵や納屋などであると推定する。長屋棟とその付属屋は間取りの描写ではなく、休泊に供する建物ではなく、専ら内向きの建物と推察する。

**渡り廊下** 渡り廊下の幅はおよそ1間で、建坪は7坪5合と記される。東西規模は居住棟板間から座敷棟まで約4間半とみられる。居住棟板間から西で北にやや柱筋を振って配置され、便所の西端の位置から折れて座敷棟に直交する。床は板敷で、先述通り、廊下南面に便所を設ける。便所は東西2室に分かれ、東には二畳の疊敷の室を設け、廊下との境は板戸で間仕切る。西半は便所部分で、西端の廊下境に板戸を1本設ける。便所西端の廊下を挟んだ北面にも同じく板戸1本を設け、渡り廊下北の屋外へと通じる。また座敷棟との境には間仕切りとして開戸1本を設ける。渡り廊下の南北両側面には建具の表記が少ない。居住棟板間との境界に建具等の表記がないため、渡り廊下も室内で統一していたと考え、南北両側面は手すり等を備えた開放ではなく、壁と推定する。

**座敷棟** 座敷棟は間取りから、桁行は9間半、梁間7間弱とする2階建の南北棟建物である（図12）。建坪は59坪7合5勺と記され、後述する各室の規模から、1階台所の板間や6畳の疊敷、1・2階の疊敷の居室部分を合算した面積である。廊下や便所、浴室は含めず、大名やその家臣、従者らの休泊に供する範囲を示していると考えられる。

各階の間取りは、1階は中廊下を介して東西に機能は大別される。中

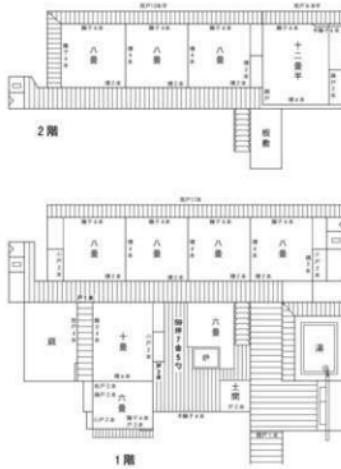


図12 座敷棟 1・2階平面図 1:300

廊下東側は、南端に区画をもつ庭を配し、その北に10疋と6疋の居室（以下、部屋名を十畳、六畳と仮称する）が東西に並び、さらに北には豈敷の膳所を備えた台所とみられる板間、渡り廊下の延長にある板間の空間を介して、最北に浴室が位置する。中廊下西側は8疋の居室を4室並べ、最北に便所がある。また西面には間口いっぱいに縁を設ける。中廊下の南端には便所を設け、2階へ上がる階段は台所の北端に設ける。2階の間取りは階段を上がった先に廊下があり、廊下西面に8疋の居室を3室並べ、最北には12疋半の座敷を設ける。廊下の最南端には便所を備え、2階居室の南面から西面にかけて縁をまわす。階段北には板敷と記されたおよそ4畳大的場所が設けられる。

次に座敷棟の各室の造作をみていく。1階南端にある区画された庭は、北の十畳との間に縁を設ける。おそらく区画塀をめぐらせた内庭とみられるが、縁を式台と捉えるならば、大名等の玄関である白砂の庭の可能性が高い。縁の庭闈には雨戸4本、十畳側には障子戸4本を入れる。十畳は北面に張り出しを設け、小戸2本と記される。この張り出しは床の間と床脇であろう。六畳との間には襖戸4本を入れ、西の中廊下境には建具表記がなく、開放であった可能性が高い。六畳は東面に出の浅い縁を設け、南面には戸棚とみられる張り出しをもつ。縁との境には障子戸4本と戸3本を入れる。南面の棚は東西に分かれ、東の棚は出が浅く、小戸2本を入れる。西の棚は一枚（スギ）戸2本、表戸2本と記され、上下2段に分けた戸棚とみられる。六畳の北面には、北にある台所との境に戸2本と記される。台所はおよそ20畳の大空間で、中央に大きな炉を設ける。北西隅に2階へ上がる階段を置き、階段南の6畳の大豈敷は膳所とみられる。北東隅には2畳大的土間があり、東面には戸2本とあることから、勝手口であろう。台所東面は勝手口の南に半障子4本と記され、成の低い障子窓を示すと考えられる。台所西面や北面の廊下に面する部分には間仕切りの記載はない。台所北の渡り廊下に接続する板間はおよそ11畳大とする。その北に位置する浴室は、およそ3畳の大大きな浴槽をもち、浴槽の南と西に板敷を設ける。浴室西面に板間ではない小部屋が2室並び、浴室前室であろう。浴室東面には桶のような導湯設備を通じて浴槽に湯が注がれる描写があり、ここは釜場とみられる。

中廊下西側の4室はいずれも8疋で、各室境には襖4本を入れる。西面の縁境に各室とも障子戸4本を入れ、東面は襖2本とする。襖の表記は南3室では北寄りに、最北の室では南寄りに記されることから、建具は片方に寄せて、残り半分は壁と考えられる。南端および北端の室には床の間を備え、北端の室は床の間の北に便所を設ける。西面に設けた南北通しの縁は外側に雨戸17本と記され、戸締りが可能であったことがわかる。

2階は最北に12疋半の座敷を設け、この座敷が最も格式の高い上段の間であろう。北面に床の間と床脇を備え、床の間は間口がおよそ1間半の大床で、西面には小障子4本とあることから、付書院も備えていたことがわかる。東面は襖戸4本を入れ、廊下に面して開

き戸を設ける。上段の間南には8疊間が3室並び、北から次の間、三の間、四の間に相当する。いずれも部屋境は襖4本、東面の廊下境は北に寄せて襖2本、西面の縁境には障子戸4本を入れる。次の間と上段の間境には半間幅の空間があり、東半は襖2本と記されることから押入とみられるが、西半は間仕切りの記載がないため、この部屋境は壁で閉じられ、次の間にも床の間を設けていたと考えることもできる。南面および西面にめぐる縁は上段の間と次の間の境の位置に朱線が引かれ、上段の間西には雨戸6本半、次の間より南の縁には雨戸13本半と記される。座敷棟2階からも後述する石庭の奥庭を眺めることができる。階段北にある4畳大的板間は用途不明である。

座敷棟はその間取りや造作から、2階建の書院造の建物と考えられる。上段の間に相当する主座敷を2階に配置し、格式をより高めた造りといえる。座敷棟の西背面には後述の石庭もあり、2階建にすることできら眺望も楽しめるよう工夫されている。

**外部空間** 当敷地には複数の外部空間があり、植栽や庭も設けられる。まず、居住棟および渡り廊下と長屋棟、座敷棟に囲まれた空間には先述の通り、長屋棟の西背面に井戸があり、東の付属屋の北面にカキが植えられる。座敷棟東面には、キリやサクラ、マツ、その他低木が植えられ、なかでもキリが多数植えられる<sup>14</sup>。次に渡り廊下の北面の居住棟と座敷棟間の空闊地にはクリが1本植えられている。これら敷地中央部の外部空間には植栽の記載はあるものの、具体的な庭園の描写はない。

座敷棟の西背面には、座敷棟の南北規模とはほぼ同規模で石庭が造られる(図13)。座敷棟から測る東西規模は4間3尺(約8m)、南北規模は11間弱(約20m)とし、広大な庭園である。座敷棟西面の1・2階にある座敷からの眺望を意識したものであろう。庭石は庭園中央部および南北両端に複数配置し、「大松」、「中松」、「小松」と記されるように、大きさの異なるマツを多数植えている。その他の植栽では、庭園の北東隅にカキ、北西隅にバラとボタン、西面中央にサクラ、南面に三子ソウが植えられる<sup>15</sup>。なお、この石庭の南

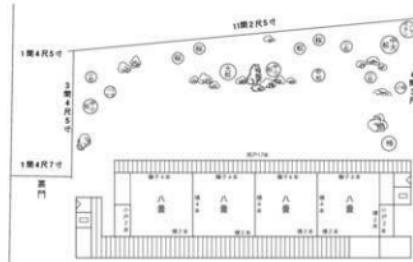


図13 座敷棟背面の奥庭 平面図 1:300

には間口1間4尺7寸で裏門を設けるが、門の具体的な形式は不明である。

各敷地境界には区画塀が設けられていたことが想定される。本陣絵図面では、往還に面した正面側は敷地境界を点線で示し、その他の境界は実線で描かれている。よって、この実線は区画塀を示し、正面側には塀はないという意味と解釈できる。しかしながら、区画塀の形式については絵図面からは読み取ることができず不明である。

以上のように、本陣絵図面には本陣職であった龟子九郎右衛門家の詳細な建物配置や間取りが読み取れる。付属屋等も含めた各建物の坪数は合計123坪となる。居住棟は往還に面して建ち、奈良井宿の伝統的形式を備えた町家であると考えられる。いっぽうで、本陣建築特有の広い板間空間も有し、大名等が体泊したであろう座敷棟は、間取りや庭園からみても書院造の系譜をもつ客殿として建築されていたことが指摘できる。

## V 「本陣絵図面」の宿絵図との比定と建築年代

**各宿絵図の敷地形状や間口との比較** 本陣絵図面の敷地形状をみると、往還沿いの間口は約14間で、背面側の間口も約14間程度であり、正面と背面で間口の変化はさほどない。第Ⅱ章でみたように、絵図1・4・5・6・7は本陣の北側に往還に面して別の敷地があり、その敷地背後で江戸側に本陣の敷地が拡張しており、本陣絵図面とは整合性が取れない。各絵図ともどこまで正確に敷地形状が描写されたかは不確定であるため、この敷地後方の拡張規模からは絵図面との比定は難しい。そこで、隣家を含めた本陣付近の変遷や往還沿いの間口の変化から、さらに考察を深めたい（図14）。

本陣の京側は絵図1では隣家が建つものの、以降では神明宮に通じる小路が継続して位置し、本陣敷地の京側に大きな変化はない。いっぽう江戸側は、絵図2では江戸側の隣地に、間口3間の八右衛門、間口2間の惣兵衛、間口7間の六郎左衛門（下間屋手塚家）と並び、文化7年（1810）の『町並竪覚帳』でもこの並びである。天保10年（1839）の絵図7および天保14年（1843）の絵図3では、八右衛門と惣兵衛の名ではなく、本陣の江戸側は手塚六郎左衛門（下間屋手塚家）である。つまり、両敷地は天保10年までに本陣から六郎左衛門の敷地に合筆されたと考えられる。しかしながら、六郎左衛門の敷地は絵図1から幕末まで、間口7間のまま同位置で継続すると考えられるため、八右衛門と惣兵衛の敷地は本陣に合筆されたと考えるのが自然である。絵図4では同位置を「明家」とし、絵図5では「明地」、絵図6ではさらに二分し、江戸側に「清助」の名が記される。絵図4以降は継続して本陣敷地とは区別して記されており、江戸側の隣地には本陣絵図面の居住棟のような建物はなかったと考えておきたい。

絵図1では先述の通り、門とその両側の長屋を合わせて11間以上はある。絵図2では本



絵図1 貞享3年



絵図2 文化元年



可並重常帳 文化7年



絵図7 天保10年



絵図3 天保14年

絵図4 天保14年～安政2年  
※各間に記す数字は間口の間数を示す

図14 本陣付近の所有者の変遷

陣の具体的な間口の記載はないが、本陣以外の最も間口の広い敷地は、上町山側の弥五左衛門宅の8間4尺であるため、宿内で最も格式が高いであろう本陣は同等以上の間口であったことが想定される。つまり、八右衛門や惣兵衛の敷地を本陣に合算した絵図3・7では、本陣の間口は13間以上であったと考えられ、本陣絵図面に描かれた間口とも齟齬はない。絵図4以降では、八右衛門と忠兵衛の敷地が明確として表記され、同絵図に描かれた他の敷地の規模から判断して、明地部分は間口4間前後で、本陣の往還沿いの間口は8間半前後と考えられる。

以上のように、敷地形状と往還沿いの間口から判断すると、絵図3・7が最も類似し、本陣絵図面の製作年代は文化7年以降、天保14年以前ということになる。

**史料の性格と所蔵者** 絵図1は宿や各建物の規模を記した明細図で、絵図3は主に各家の職業明細図、絵図7は台帳付隨の公的性質がある。本陣絵図面は建坪や建物内部の描写の有無など、宿割図の性格が強く、史料の性格から、この本陣絵図面は絵図1・3・7に直接付随するものではないと判断できる。

次に、本陣絵図面は上問屋手塚家に残されていたものである。上問屋手塚家は亀子九郎右衛門家らとともに、奈良井村の村政を担当する村役人を代々勤めていた。本陣絵図面の製作年代と考えられる文化7年から天保14年の間は、奈良井村において村政の転換点でもあり、天保9年（1838）に亀子家は庄屋役を罷免され、かわって上問屋手塚家と、同族である下問屋手塚家（手塚六郎左衛門）がともに庄屋役に就任し、以後幕末まで上問屋・下問屋の両手塚家が庄屋役と問屋役を独占することとなつた（註7参照）。庄屋役であれば、

本陣である龟子家の絵図面を所持していることも十分に理解できる。

**本陣絵図面の製作年代と絵図との比定** 以上のよう、絵図1～7のうち、本陣絵図面の敷地間口と隣家との関係から、天保10年（1839）の絵図7や天保14年（1843）の絵図3が合致する。しかしながら、史料の性格を鑑みると、絵図3や絵図7に付随するものとは考えにくく、別の宿割図がかつて存在し、それに付随するものであるか、もしくは本陣単体で製作されたものと考えるほうが自然である。また、文化7年（1810）の「町並観覚帳」に記される江戸側隣家の2軒はその後本陣に合筆されたと考えられ、本陣絵図面は合筆後の状態が描かれているとみられる。つまり製作年代の上限は文化7年となる。

いっぽう、天保14年の調査記録である「中山道宿村概帳」では建坪174坪と記される。本陣絵図面に記される建坪は合計123坪であり、「中山道宿村概帳」とは合致しない<sup>16</sup>。つまり、天保14年頃の本陣と本陣絵図面に描かれる本陣は異なる可能性があり、絵図3との前後関係は不明であるが、天保14年よりも古いと考えるべきであろう。

以上のことから、本陣絵図面の製作年代は文化7年（1810）の「町並観覚帳」よりも新しく、天保14年（1843）の絵図3や「中山道宿村概帳」よりも古い時期と考えることができ。およそ19世紀前期頃の本陣建築を描いたものとみられる。既存の絵図面に付随するものではなく、別の宿割図に付隨するもの、もしくは本陣単体で製作されたものと考えられる。

**建築年代の推定** では、この本陣絵図面に描かれる本陣はいつ建築され、いつまで継続して使用されたのであろうか。まずは奈良井宿での大火の記録を確認したい。奈良井宿では幾度も大火に見舞われている。本陣が火災によって焼失したという具体的な記録はないが、上述の本陣絵図面の製作年代と考えられる文化7年～天保14年までの間には、奈良井宿で7件の火災が生じている（表2）。このなかで文化10年や文政10年、天保3年の大火は中町付近で生じたものであり、本陣も罹災した可能性がある。なお、天保8年も上町を中心とした大火が発生したが、本陣も罹災していないと考えられる<sup>17</sup>。さらに、本陣絵図面が天保3年の大火後に再建された本陣を表しているとすれば、建て替えがない限り、「中山道宿村概帳」製作時の天保14年の調査では、本陣絵図面と同じ建物を調査しているはずである。したがって、文化10年もしくは文政10年の火災で被災し、再建された建物を考えることができる。再建であれば、宿割図に付隨するものではなく、本陣単体で絵図面を製作した可能性も十分に首肯できよう。

表2 奈良井宿での大火（文化～天保期）

年代	被害内容
文化10年（1813）	中町6軒
文政元年（1818）	上町97軒
文政10年（1827）	中町半分 下町221軒
天保2年（1831）	淨龍寺焼
天保3年（1832）	65軒
天保4年（1833）	奈良井通り
天保8年（1837）	上町（一部中町）127軒

## VII おわりに

**建築・庭園の特徴** 本陣絵図面に描かれる本陣は、往還沿いには居住棟や長屋棟を建て、そこから引き込んだ位置に本陣主屋（客殿）を別棟で建てる形式とし、本陣特有の広い板間も居住棟に備える。いっぽう、特異点として、往還に面して御成門が存在しないことが挙げられる。奈良井にある長泉寺には本陣の門を移築したといわれる山門が現存し、これは本陣絵図面に記された表門やのちに再建された本陣の御成門かもしれない。往還沿いに建つ居住棟や長屋棟は切妻造平入の伝統的な町家形式と想定できる。絵図1の本陣は正方形に近い平面で、長野県中南信地方に分布する上層民家、いわゆる本棟造の形式であったことが想像できる。しかしながら、本陣絵図面に描かれる座敷棟は横長平面であり、積極的に本棟造とは認められない。さらに、本陣絵図面では外部空間として庭園や植栽の記載があることも特徴的である。特に座敷棟背面の奥庭は、詳細な庭石の描写や植栽配置をうかがうことができ、本陣に設けられた客殿に面する庭園の子細を知り得る。

以上のように、本陣絵図面に描かれる本陣建築および庭園は、19世紀前期頃と推定される本陣の様相を窺い知ることができる貴重な事例といえる。

**「本陣絵図面」の史料的価値** 旧中山道の宿場町では、部分的なものも含めて、芦田宿本陣土屋家（北佐久郡立科町）や旧下源訪宿本陣岩波家（下源訪町）など、江戸時代の本陣建築が現存する。木曾十一宿では妻籠宿脇本陣の奥谷（林家住宅、明治12年築、国指定重文、木曾郡南木曾町）が現存するが、本陣は現存しない。現存遺構の他に、木曾十一宿では本陣を描いた絵図面が妻籠宿や三留野宿、福島宿などに残されている。妻籠宿本陣は現存する絵図面と発掘調査をもとに、江戸後期の本陣が復原されている<sup>10</sup>。奈良井宿の本陣に関する歴史資料は非常に少なく、建築資料に至ってはこれまで皆無であった。本陣絵図面の発見は奈良井宿の本陣の歴史や建築を知る上で非常に貴重な史料である。本陣絵図の分析を通して、屋敷構えや主要な建物の間取りが把握でき、上記のように製作年代や建築年代をある程度推察することができた。他の宿場町に存在した本陣建築の比較をおこなう上でも、当史料は非常に貴重なものであり、重要史料に位置づけられる。

**今後の課題と展望** 本稿では史料紹介と分析のみに留まり、他の宿場町の本陣との比較検討までは至らなかったが、これら現存する本陣建築や本陣を描いた絵図面との比較をおこなうことで、奈良井宿の本陣建築の特質や時代的特徴を考察することが可能であり、さらに中山道や他の街道に位置する宿場町の本陣建築のより一層の解明につながることが期待される。これらは今後の研究課題としたい。

## 謝 辞

本稿の執筆にあたり、手塚宏平氏には史料のデジタル化および図版使用を快諾していただいた。絵図面のデジタル化および本稿執筆に関しては、塩尻市教育委員会の渡邊泰氏、櫻山博史氏に多大なるご協力をいただいた。庭園の植栽については、文化遺産部遺跡整備研究室の高橋知奈津氏にご助言をいただいた。末尾に記して感謝の意を表する。

## 註

- 1 奈良井宿の伝建調査の報告書は、奈良国立文化財研究所 1976『木曾奈良井一町並調査報告一』である。その後、平成15年（2003）に徳利屋原家住宅の調査（奈良文化財研究所 2004『徳利屋原家住宅調査報告書』 桜川町並み文化整備課）をおこなった。平成17年（2005）には上間屋手塚家住宅の調査（奈良文化財研究所 2006『上間屋手塚家住宅調査報告書』 塩尻市教育委員会）を実施している。近年では、平成30年（2018）に旧中村家住宅の調査（奈良文化財研究所 2019『旧中村家住宅調査報告書』 塩尻市教育委員会）をおこなった。
- 2 「宿絵図」とは宿場の宿割や明細を描いた絵図の総称として、上野邦一氏によって名付けられたものである。本稿でもこの名称を用いる。上野邦一 1976『木曾十一宿の宿絵図について—宿絵図の概要—』『日本建築学会論文報告集』第243号。
- 3 本陣に関する既往研究では、まず大熊喜邦に縄を発し、東海道本陣の平面構成の分析を通して、基本型、遮蔽型、広場型、後退型、大土間型の5つの類型を指摘した（大熊喜邦 1942『東海道と其の本陣の研究』 丸善出版）。これに継ぎ、大島延次郎が大熊の分類を全国規模でおこなっている（大島延次郎 1960『本陣の研究』 吉川弘文館）。その後、上野邦一が大熊の分類の不備を指摘し、「敷地と建物が道路に面するか否か」、「座敷部と居室部が1棟か別棟か」、「居室部と座敷部との位置関係」の3点による分類を提唱している（上野邦一 1990『日本の美術 第285号 宿場と本陣』 至文堂）。近年では現存する本陣の寸法体系による分類を試みた研究もある（神長優太、重枝豊 2020『本陣建築の平面構成の再評価に関する一考察』、[2019年度日本建築学会関東支部研究報告集II]）。
- 4 「屋舗田畠画図面」（塩尻市教育委員会所蔵）は天保10年（1839）に製作されたもので、奈良井村や平沢村の田畠および屋敷や裏屋を色分けして描き、敷地一筆ごとに地番と所持者を記している。「屋舗田畠画図面」の表紙には「享保九年辰御検地帳を以て天保十年亥これを新造す」と明記され、一对となる史料に「信州筑摩郡奈良井村検地帳」（塩尻市教育委員会所蔵）がある。この検地帳の表紙にも天保10年に写したことが明記され、享保9年（1724）から明治初年頃までの所持者の変遷が記される。これら2点の史料は、天保期の軌跡や財政問題など社会的変動が増大したなかで、耕地や屋敷の所持状況の再把握を目的としたものと推察され、「紙本着色奈良井村絵図」として平成16年に塩尻市有形文化財に指定されている。
- 5 旧中村家住宅調査後の令和元年（2019）に、奈文研ではこれら奈良井宿に関する宿絵図のデジタルスキャンをおこなった。本稿にて掲載する宿絵図および絵図面はこの時のスキャンデータである。なお、絵図1～6は令和3年に塩尻市の有形文化財に指定されている。
- 6 前掲註1、「木曾奈良井一町並調査報告一」 p.102。
- 7 本陣職としての龟子家に関する史料は少なく、「安政五年五月 午恐御尋に付奉申上候」には「代々本陣役相勅來候 本陣 九郎右衛門」と記され、江戸時代を通じて代々本陣職を勤め、安政5年（1858）の時点では本陣職であったことがわかる（桜川町教育委員会 1988『桜川村

- 近世史料集(4) pp.92-93所収)。江戸時代の奈良井村では、村政を担当する村役人は庄屋2名、年寄2名の構成で、角田家、野村家、沢田家、龜子家、手塚家の五家が独占して交代しながら勤めていた。天保4年(1833)から続いた天保飢饉や同8年の大火も影響し、村財政が逼迫した。財政を預かる村役人の不正疑惑なども取りざなされ、天保9年に龜子家は庄屋役を罷免された。この一件により、17世紀初頭から続いた村政を支配する五家のうち、手塚家(上間屋)以外はすべて村政から姿を消すこととなった。龜子家は村政の重役ではなくなったものの、幕末まで本陣職は継続した(樋川村誌編纂委員会編 1998「繪物と宿でくらす人々 木曾・樋川村誌 第三巻 近世編」長野県木曾郡樋川村 pp.623-625)。

8 奈良井宿内を通る中山道は南西方向が京・大坂、北東方向が江戸に至る。本稿では方位・方向を示す際に、南西方向を京側、北東方向を江戸側と便宜上表記する。

9 前掲註7、「木曾・樋川村誌 第三巻 近世編」pp.93-94

10 犀玉幸多 1971 「近世交通資料集5 中山道宿村大概」吉川弘文館 p.319。

11 本陣絵図面に記載の建具は、障子、半障子、小障子、襖、格子、戸、枕戸、戸戸、袋戸、開戸、小戸と細かく分類される。半障子は座敷棟1階台所にも同記載があり、成が腰高よりも低い障子戸で窓と判断した。また戸は主に外部に面する位置に設けられているため板戸と判断した。座敷棟1階の六疊にある枕戸の表記は棚の引戸と判断した。

12 現存する奈良井宿の伝統的町家は2階前面が1階よりも正面側に張り出す出梁造の形式が一般的で、1階正面に広縁はない。絵図2では特に開口の広い大規模町家において、1階正面に広縁をもつ事例を確認できるが、絵図4では全く事例を確認できない。この広縁が母屋に含まれるのか、下屋形式であるかは本陣絵図面では判別できないが、大規模町家の特徴といえる。

13 片岡左衛門 1928 「足柄史料」 p.129。

14 座敷棟東面の六疊手前には片仮名で「チヨンシ」と記される。石庭にあるバラやボタンなど、低木や草木は片仮名で記載しており「チヨンシ」もその類と考えられる。「チヨウジ」の別名や方言と考えれば、丁子や沈丁花が該当するが、いずれも断定はできなかった。

15 「三子ソツ」は「三子草」であり、「三子」は春草、春竜胆、莖の三種を指す(『日本国語大辞典』)。バラやボタンがともにひとつの丸印で囲まれていることからも、これら三種の植物を寄せ植えしていたと考えられる。

16 本陣絵図面に記載される總延坪は合計123坪である。座敷棟の延床面積は1階が約74坪、2階が約38坪で、合計112坪となる。居住棟の1階は板間部分まで含めて約44坪であり、休泊に要する部分であれば、計156坪となる。渡り廊下部分も含めれば約164坪で、174坪には若干少ない数値となる。いずれにせよ、中山道宿村大概帳の建坪の記述とはうまく合致しない。さらに、本陣絵図面には往還側に門はなく、「門構附」の記述とも合致しない。

17 天保8年の大火後に大火の被災状況を記録した「御隠密方江戸上報紙」によれば、本陣の建物が被災した記録は確認できない。また、この史料の記述から当時の焼失範囲が復原されており、本陣敷地はこの範囲外である(前掲註1「木曾奈良井一町並調査報告」p.30)。

18 奈良国立文化財研究所編 1986 「永楽宮本陣跡地発掘調査報告」南木曾町。

插圖大典

図1、10~14：筆者作成　　図2：平野家所蔵　　図3~5：上間屋手塚家所蔵

圖6、7：榆川歷史民俗資料館所藏  
圖8、9：梅尾市所藏

# 松江神社の造営大工と松江藩御大工について

大林 潤

## I はじめに

松江神社は、鳥根県松江市に所在する神社である。寛永5年(1628)、松江藩守堀尾忠晴が、日光東照宮から徳川家康公の御靈を勧請し、現松江市西尾町に建てた東照宮を始まりとする。東照宮の脇には同時に別当寺として圓流寺が造営され、寛永15年(1638)の松平直政出雲入部後、明暦元年(1655)には東照宮の西に將軍家光を祀る大歓院御靈屋が造営された。寛文元年(1661)には、東照宮本殿の前面に拝殿が増築され、権現造の社殿に整備され、ここに近代まで続いた圓流寺の寺觀が完成した。明治維新後、東照宮を含めた圓流寺は荒廃し、明治31年(1898)、東照宮は松平直政を祀る樂山神社に合祀される。樂山神社は翌32(1899)年に松江城二之丸に遷座し、社号を松江神社と改めた。その際、圓流寺境内に残っていた旧東照宮の建築を松江神社社殿として移築したことが、棟札などの記録よりあきらかとなっている。

令和2年度、奈文研は松江市からの委託により、松江神社の社殿の建造物調査をおこない、その成果は『松江神社建造物調査報告書<sup>1</sup>』として令和3年に刊行した。調査では、現在の松江神社境内の建造物について、その建立年代や建築的特徴をあきらかにしたと同時に、旧圓流寺大歓院御靈屋の建築についても調査をおこなった。

松江神社は、境内の中央に本殿・通殿・拝殿が中軸を描えて前後に建ち並ぶ、いわゆる権現造の形式を探る。調査の結果、寛永5年の造営当初は本殿のみが独立して建っており、寛文時に通殿と拝殿を増築したことがあきらかとなった。寛永造時の棟札には具体的な大工名が記されているものの、その詳細は不明であった。寛文増築時の棟札には大工名は記されていないが、それ以後の修理等の棟札には、松江藩作事奉行および御大工の名が記されていることから、寛文増築には松江藩御大工が関わっていたと考えられた。また、圓流寺は明治維新以後荒廃していたが、昭和に入ってから旧大歓院御靈屋や山門などが松江市内外に移築されており、多少の変更はあるものの状態よく保存されていることもあきらかとなった。それらの建築には、松江神社拝殿と同じ建築的特徴が確認されており、松江藩御大工の建築の特徴を示す可能性が指摘された。

令和3年度、奈文研は引き続き松江市より委託を受け、松江市内の社寺建築悉皆調査を

おこなった。その中で、松江神社拝殿と同じ建築的特徴を持つ建築が多数確認された。本稿ではこれらの成果を踏まえ、松江神社の造営大工と松江藩御大工について考察を加え、改めて松江神社社殿の価値を示したい。

## II 既往研究

松江藩御大工に関する既往の研究としては、和田嘉宥による研究<sup>2</sup>がある。和田は、松平松江藩における御作事所について、松平松江藩初代藩主直政入府の寛永15年（1638）から享和2年（1802）までの165年間にについて年次ごとに御作事所に勤めていた人物の役職名と人名を記した資料である「御作事所御役人帳」を丹念に精査し、「列士録」「松江城下武家屋敷明細帳」などの資料と共に、松江藩御作事所の詳細についてあきらかにした。「御作事所御役人帳」は、本研究の中で資料化されており、全文を確認することができる。

また、西島太郎<sup>3</sup>は、月照寺に所在する高真院（初代直政）廟門を手掛けた大工について、「御作事所御役人帳」を参考に考察を加え、廟門を手掛けた大工の家系が廟門建立の功績により町大工から松江藩御大工へ登用されたとする。

『松江市史』では、「雲州松江秘事」「農政綱記」のふたつの資料に記されている「御国中御修復寺社之覚」から、松江藩が自ら資金を出し、作事所が造営を指揮した寺社を選定していたとする<sup>4</sup>。

## III 松江神社本殿・通殿・拝殿の概要

本論に入る前に、松江神社の社殿について概要を述べる。

松江神社本殿・通殿・拝殿（図1・2）は、本殿と拝殿とを通殿で接続しひとつの建築とするいわゆる権現造の建築である。本殿は、桁行3間、梁間3間、入母屋造、銅板葺の



図1 松江神社本殿



図2 松江神社拝殿

建築である。四周に縁を廻らせ、正面は間口いっぱいに通殿が接続する。通殿は、桁行3間、梁間1間、両下造、妻入、銅板葺の建築である。拝殿は、桁行3間、梁間2間、入母屋造、銅板葺で、正面1間向拝付の建築である。本殿正面の床下には、木階のさら桁の仕口痕跡が確認されており、寛永の建築当初、本殿は前面に向拝と木階を取り付いていたことがあきらかである。近世初期に全国で建てられた東照宮建築のうち、外様大名が勧請した東照宮は、本殿と拝殿が独立した形式だったことが指摘されている<sup>5</sup>。松江東照宮の場合も、勧請した堀尾忠晴は外様大名であり、造営当初は本殿と拝殿が独立した形式であったと考えられる（ただし、当初独立した拝殿があったかはあきらかではない）。

通殿および拝殿は、寛文元年の増築によるものである。明治32年に松江城内に移築された際に、通殿の床や天井を張り、本殿正面の木階を撤去するなどの改変がおこなわれたが、概ね移築以前の状況を良好に保存している。

本殿・通殿・拝殿とも、非常に上質の檜材を使用しており、移築を経ているが状態も非常によい。また、大名が外様から親藩へと変わったことで、東照宮の形式が本殿拝殿独立型から、本殿通殿拝殿を接続するいわゆる権現造の形式に変更されたことがあきらかであり、近世初期の地方大名勧請の東照宮建築のあり方を示す事例として貴重な建築である。

## IV 松江神社の造営大工について

### 1 本 殿

松江神社本殿の造営にかかる資料として、寛永5年造営時の棟札が保管されている。棟札表面には「奉新造東照大権現御寶殿一宇所」とあり、顧主は堀尾忠晴の名が記されている。裏面には「寛永五戊辰曆四月十七日 大工 渡辺加兵衛尉藤原好真」とあり、大工名がわかる。

堀尾時代の松江藩の作事体制についてはあきらかになっておらず、渡辺加兵衛なる者がどのような素性の人物か不明であるが、清水寺本堂（安来市）<sup>6</sup>の元和4年（1618）修造棟札、美保神社本殿（松江市）<sup>7</sup>の寛永元年（1624）造立棟札にもその名が確認できることから（表1）、堀尾松江藩のお抱えの大工であったと考えられる。清水寺本堂は、明徳4年（1393）に建立された建築で、重要文化財に指定されている。元和4年棟札には修造とあり、

表1 渡辺加兵衛が関わった建築の棟札の内容

建物名	年号	西暦	内容	大工名	顧主	出典
清水寺本堂	元和4	1618	修造	大工 藤原朝臣渡邊賛兵衛好真	堀尾山城守農臣忠晴	註6
美保神社本殿	寛永元	1624	再建	大工 渡邊賛兵衛	御守護堀尾山城守	註7
松江神社本殿	寛永5	1628	建立	大工 渡辺加兵衛尉藤原好真	堀尾山城守高階朝臣忠晴	註1

その具体的な内容はあきらかではない。美保神社本殿の寛永元年棟札についても「造立」と記されているが、修理工事報告書によるとその内容は修理であるとされており、詳細はあきらかではない。したがって、松江神社本殿は渡辺加兵衛による新築の建築としては唯一のものであり、堀尾時代の大工の具体的な造営の実態がわかる遺構としても貴重な事例である。

## 2 通殿および拝殿

拝殿の造営に関しても、棟札が保管されている。寛文元年棟札表面には「奉修榮東照大権現宮並御拝殿井垣御門御建立成就所」とあり、願主は松平直政の名が記されている。裏面には「寛文元辛丑年十月十七日」とある。大工名は記されておらず、奉行等についても記述はない。棟札には通殿は記されていないが、使用された材や形式等から、拝殿と同時に建てられたことは間違いない。井垣御門については現存していないが、近世の圓流寺を描いた『圓流寺図（大野家文書）』<sup>8</sup>には東照宮の前面に御門と御門から東照宮全体を囲む玉垣が描かれており、これらが相当すると思われる。

松江神社には、近世の修理に関わる棟札がこの他に8枚保管されている。いずれも造工奉行の名と大工名が記されており、造営後の修理に松江藩御作事所が関わっていたことはあきらかである。したがって、肝心の寛文元年の造営棟札には記載がないが、東照宮という建築の性格を考えると、拝殿通殿の増築が松江藩御作事所によるものであることは疑う余地はないだろう。

## V 松江藩御作事所が手掛けた建築

それでは、松江藩御大工の他の建築にはどのようなものがあるだろうか。

### 1 「御作事所御役人帳」での記載内容

ここで改めて「御作事所御役人帳」における記載内容を確認したい。前述のように、同史料は松江藩御作事所に所属する人間について、年次ごとに役職と人名を列記したものである。和田氏によると、御作事所は松江藩における作事関係を統率した造営組織で、奉行以下、御大工、御役人、城普請などの役職が確認されている。また、御作事所がおこなった作事についても記述があり、松江藩の幕所である月照寺、佐太神社や掛屋神社などの寺社がもっとも多く、東照宮（松江神社）のあった圓流寺も記されている。このほか、城内の建替え等や、橋の架け替え、御茶屋の造営などが記録されており、御作事所が寺社建築のみならず、書院や数寄屋、土木関係といった多様な建築種類を手掛けていることがあき

らかとなっている。

## 2 「雲州松江秘事」「農政劄記」での記載内容

享保期の「雲州松江秘事」<sup>9</sup>および、18世紀半ば頃の状況を示すと考えられる「農政劄記」<sup>10</sup>には、「御国中御修復寺社之覚」と題して社寺名と修復対象となる具体的な範囲（もしくは建築名）が記されており、18世紀前期ごろに松江藩が直接修復を手掛けている社寺が列記されている。『松江市史』<sup>11</sup>によると、これらの御修復社寺は松江藩の菩提寺・位牌所や、折持寺のはか、寺院内の仏堂・小社が挙げられており、後者は藩主と何らかの関わりを持ち信仰の対象となったものとする。

## 3 棟札の記載内容

これらの資料のはか、御作事所が関与していたことを示す直接的な資料として、各建築に残る棟札がある。松江市内の寺社が保管する近世の棟札には、願主や藩主名のはか、奉行名や大工名などが記されているものが多い。『松江市史』によると、一般の寺社が建築や修復をおこなう際には、郡奉行と寺社奉行への願い出が必要であった。一方で、前述の御修復寺社の場合は寺社奉行と寺社修理方奉行に直接願い出ていたことがあきらかとされている<sup>12</sup>。したがって、棟札に郡奉行、寺社奉行名のはかに作事奉行名や御大工名が記されている場合は、御作事所が関わっていたと判断することができる。

以上の資料より、松江藩御作事所が手掛けた作事一覧を表2に示す。

## VII 現存する建築事例

松江藩御作事所が手掛けた建築で松江市内に現存する遺構について、具体的に見ていくたい。

### 1 月照寺

松江藩御作事所が手掛けたことが確かな建築群として月照寺廟門群がある。月照寺は松平松江藩歴代藩主の墓所で、松江市外中原町に所在する。初代藩主直政が生母月照院の菩提を弔うために創立した。境内には、初代直政から九代齐貴までの廟所が並び、それぞれが廟門を構え、鳥居、墓塔が一直線上に建ち、それらを囲むように燈籠が並び立つ。9棟のうち6棟は棟札や史料などから建立年代が判明している。『御作事所御役人帳』に記載され御作事所が手掛けたことがあきらかなるものは3棟のみであるが、9棟すべて御作事所の造営であることは疑う余地もない。

表2 松江藩鉄作事所の作事一覧

社名	寺社名	御内中御内御内社】	御内中御内御内社】	御内中御内御内社】	御内中御内御内社】
日吉社(穴道)	柴山山社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、御音堂ノ御内御内之	早保 3 (1718) 修復	人保3(1682)山主通直
音寺		志仲 但、御音堂ノ御内御内之			每4
八条神社	八条山神社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	早保3 (1718) 修復	
六所神社	六所神社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	早保4(1729) 造	
熊野火神社	熊野火神宮	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之		
阿知佐夜神社	芦高神社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	早保6 (1732) 修復新造、安政6 (1859) 祀	元文5 (1760) 修復、宝治2 (1752) 修復新造、安政6 (1859) 祀
東泉寺	東泉寺	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 3 (1728) 修復新造、安政2 (1855) 熊野社造、文政15 (1842) 開社式、明和2 (1765) 諸事務官中御内御内社造石造	義地(1838) 熊野社造、文政15 (1842) 開社式、明和2 (1765) 諸事務官中御内御内社造石造
稻原御社	稻原御社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 4 (1729) 修復新造、熊野社造石造、應永7 (1504) 熊野社造石造、應永7 (1504) 熊野社造石造	元文5 (1760) 修復、宝治2 (1752) 修復新造、熊野社造石造、應永4 (1508) 熊野社造石造
清水寺	清水寺	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 3 (1728) 修復	志仲3(1728) 修復新造、寛延2 (1765) 通學堂立替、天明4 (1804) 通學堂立替
平野人神廟社(鬼頭角)	平野人神廟社(鬼頭角)	手前人神廟社	手前人神廟社	元保3(1760) 修復、元文3 (1736) 修復	平保3(1760) 修復、元文3 (1736) 修復
多賀人神廟社	多賀人神廟社	多賀 但、神主所ノ御内御内之	多賀 但、神主所ノ御内御内之	元保10 (1697) 造	貞享元 (1684) 人頭稅修復、貞享元 (1684) 人頭稅修復、元保7 (1737) 東照宮
前波寺、長門神社	圓光寺	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	元保12 (1762) 本堂造	修復、是2 (1757) 本堂修復、人明7 (1757) 本堂修復、
春誠寺	枕木山受舍	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	元保13 (1767) 本堂造	貞享元 (1684) 人頭稅修復、是2 (1757) 本堂修復、人明7 (1757) 本堂修復、
溝頭寺	溝頭寺	溝頭寺	溝頭寺	元保14 (1768) 本堂造	化2 (1758) 本堂修復、人明7 (1758) 本堂修復、是2 (1758) 本堂修復、人明7 (1758) 本堂修復、
神魂社	大延御社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	元保15 (1769) 本堂造	是2 (1759) 本堂修復、人明8 (1769) 本堂修復、是2 (1759) 本堂修復、人明8 (1769) 本堂修復、
良名神社	伊井芝神社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	元保16 (1770) 本堂造	是2 (1760) 本堂修復、人明9 (1770) 本堂修復、是2 (1760) 本堂修復、人明9 (1770) 本堂修復、
阿藤人神廟社	中原人神廟社	志仲 但、神主所ノ御内御内之	志仲 但、神主所ノ御内御内之	元保17 (1771) 本堂造	是2 (1761) 本堂修復、人明10 (1771) 本堂修復、是2 (1761) 本堂修復、人明10 (1771) 本堂修復、
猪高神社	(名前のみ)				
津田屋神社	(名前のみ)				
出雲社					
靈應寺					
注	1 佐江町合社史記録全文目録、2 松江市山川寺史記録全文目録、3 松江市山川寺史記録全文目録、4 「穴道御内御内社」穴道御内御内社				
注3	「南文化財清木令寺保存修理工事報告書」、4 「松江正徳院御内御内社」穴道御内御内社				

注1 佐江町合社史記録全文目録、2 松江市山川寺史記録全文目録、3 松江市山川寺史記録全文目録、4 「穴道御内御内社」穴道御内御内社

注2

注3

注4

注5

注6

注7

注8

注9

注10

注11

注12

注13

注14

注15

注16

表3 松江藩御作事所が與えた現存遺構

社号名	建物名称	建築年代	建築年代資料	構造形式	製作所間係者名
東条寺 通事堂	通事堂	享保13年 (1728)	権現	方三間、梁作造、附門一間、杣瓦、 背面斜下塗付	〔御園中華修造寺〕、織田屋、櫻井、 竹内内侍官貢方、御人(工名手)、 丹波守内侍官門、御人(工名手)、 丹波守内侍官門、御人(工名手)、 丹波守内侍官門、御人(工名手)、 丹波守内侍官門、御人(工名手)
平成ノ廟宮 本殿	本殿	文化15年 (1818)	権現(近世様)	三間社流造、向拝三間、柏皮葺	権現本見、「御園中華修造寺」に 不詳
雷歎寺 本堂	本堂	天保15年 (1844)	権現	柏行11.0m、梁間2.8m、寄棟、向拝 一間、入母屋造、美人、杣瓦葺	作事奉行 京野今石勘定門・山鹿 市・山田又助、権現 佐々木祐三 部
製作所間係との可能性がある建物					
社号名	建物名称	建築年代	建築年代資料	構造形式	製作所間係者名
春誠寺 通事堂	通事堂	明治1元年 (1868)	権現	一間十柱造門、切妻造、土ちり瓦、杣瓦 葺	片は、明治1年(1868)に松平可成次 に下りて所蔵。明治當初所蔵者名 の不詳な...。御作所が所蔵は明 治にはないが、同時にこの資材は御 作所で積合院堂を含む神社には作事奉 行、御人(工名手)が配される。難解なり ...
本堂	本堂	明治9年 (1872)	権現	柏行13.0m、梁間10.7m、寄棟造、向 拝三間、上七戸造、杣瓦葺	権現本見、「御園中華修造寺」に 不詳
法嚴寺 表門	表門	17世紀中期	権現	一間十柱附軒造門、切妻造、杣瓦葺	元治3年(1866)野添源より移築 する。野添は「御園中華修造寺」 に在る。
真相寺 本堂	本堂	延享2年 (1745)	「表裏表門」	柏行8.4m、入母屋造、向 拝一間、杣瓦葺	〔御園中華修造寺〕、月象外、櫻丸 の美なり。
須恵郡久神 社	久神神社	寛延4年 (1751)	権現	一間社流木造日造、柏板葺	〔御園中華修造寺〕、月象外、廻主 の宇はなし、頭貫に表狀の書置 ある。
白鷺大廟宮 精島神社	精島神社	天明5年 (1785)	権現	一間社流木造日造、柏板葺	〔御園中華修造寺〕、月象社寺などが、 人工工場等大眾文才古美 その記述なし。櫻丸に御作所所蔵 人文字平氏は、「御作所御役人範 人」として、櫻丸(1753)に御作事 所に就用さる。



図3 月照寺高真院（初代直政）廟門



図4 月照寺宝山院（2代綱隆）廟門



図5 月照寺隆元院（3代綱近）廟門



図6 月照寺源林院（4代吉透）廟門



図7 月照寺善隆院（5代宣維）廟門



図8 月照寺天隆院（6代宗衍）廟門



図9 月照寺大円庵（7代治郷）廟門



図10 月照寺月潭院（8代齊恒）廟門

9棟の廟門のうち最初に建てられたのは、延宝4年（1676）建立の宝山院（2代綱隆）廟門（図4）で、一間一戸薬医門、切妻造、軒唐破風付、銅板葺の建築である。その3年後の延宝7年（1679）に建てられた高真院（初代直政）廟門（図3）は、同じく軒唐破風付の薬医門形式で建てられているが、前者は親柱状に直接男梁を乗せるのに対し、後者は柱上に組物を置き、その上に男梁を乗せているほか、彫刻の題材等も異なっている。その後の隆元院（3代綱近）廟門（宝永7年＝1710、図5）は軒唐破風付の門、源林院（4代吉透）廟門（宝永4年＝1707、図6）、大円庵（7代治郷）廟門（文政2年＝1819、図9）、直指庵

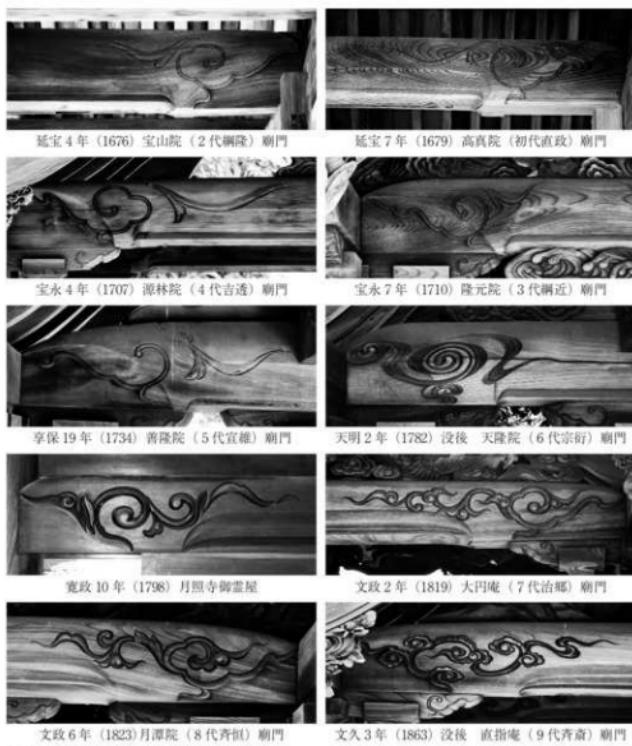


図11 月照寺廟門群および御畫屋の絵様

(9代齐斎) 廟門(文久3年=1863没後、図12)は向唐門、善隆院(5代宣維) 廟門(享保19年=1734、図7)、天隆院(6代宗衍) 廟門(文明2年=1782没後、図8)、月潭院(8代齐恒) 廟門(文政6年=1823、図10)は平唐門と、門形式は統一されていない。このほか、年代があきらかな建築としては、御靈屋(寛政10年=1798)がある。

細部についてみてみると、いずれも歴代藩主の廟門にふさわしく、華麗な彫刻が施されているが、宝山院(2代綱隆) 廟門から源林院(4代吉透) 廟門まで、木鼻や虹梁の絵様は、満は円弧型で細く中心の玉も小さく若葉もないシンプルな形状で、古式を踏襲し続いている(図11)。そして、善隆院(5代宣維) 廟門や、天隆院(6代宗衍) 廟門では、満はやや太くなり、波や雲紋が追加されていくが<sup>12</sup>、依然17世紀風の形状を残している。いずれも木鼻には嘴状に尖らせた獣彫りが施されている。

しかし、これらの特徴は18世紀末から一変し、御靈屋や大円庵(7代治郷) 廟門以後は見られなくなる。虹梁の絵様は、太い木瓜型の満の根元から若葉が伸び、若葉の間にも玉を持つものに変化する。これは、18世紀後期から松江市内で確認される絵様縁型の形状である。また木鼻は葡萄の透かし彫りとし、頌貫の正面見付面には波紋を施すなど、全体に非常に繊細な彫刻を施すようになり、それまでの古式を踏襲した形状から、彫刻を多用した作風に変化する。大円庵(7代治郷) 廟門については、松江藩御作事所の関与を示す直接的な資料はないが<sup>13</sup>、この作品を機に、それまでの御大工の系統とは違う技術が採用されたようである<sup>14</sup>。以後、直指庵(9代齐斎) 廟門まで、大円庵廟門ほどの巧さはないものの、彫刻を多用した作風が引き継がれている。

このほか、月照寺には17世紀中期と推定される唐門と鐘楼が建つ。唐門(図13)は、敷地東部に東面して建つ平唐門である。木鼻や幕板、実肘木以外に目立った彫刻はなく簡素な造りである。鐘楼は、唐門の北西に位置する切妻造棟瓦葺の建物である。いずれも木鼻には嘴状の獣彫りが施されており、18世紀後期までの廟門群と同じ系統の大工によって建てられたものとわかる。



図12 月照寺直指庵(9代齐斎) 廟門



図13 月照寺唐門

なお、善隆院（5代宣維）廟門、天隆院（6代宗衍）廟門、鐘樓の3建築には、妻面に大きな象鼻を造る点が共通している。両面で阿形吽形の丸彫りを造り、存在感を示す。

## 2 圓流寺

圓流寺は、寛永5年（1628）、松江東照宮の別当寺として造営され、前述のとおり、明暦元年（1655）には、松平直政により東照宮の西に將軍家光をまつる大猷院御靈屋が建てられた。大猷院御靈屋は、日光輪王寺大猷院に倣い、本殿・通殿・拝殿で構成される権現造の形式の建物であった。近代以後、圓流寺が荒廃していく中、昭和23年（1948）、拝殿は奥出雲町の善勝寺本堂として移築されている。また、本殿と通殿は、拝殿の前に聞く唐門と、参道に建てられていた山門と共に松江市内に移築され、旧圓流寺御堂、唐門、山門として保存されている<sup>14)</sup>。

旧圓流寺御堂（図14）は、本殿が方3間の仏堂形式で、その前面に桁行1間、梁間1間、切妻造の通殿が取り付くが、通殿は建立当初より桁行が切り縮められており、移築時に柱をすべて入れ替え高さを低くするといった改造がおこなわれている。しかし、本堂はほぼ移築前の状況を維持しており、通殿も改造は大きいものの、組物や棟股、虹などは当初材が残されている。



図14 旧圓流寺御堂



図15 善勝寺本堂



図16 旧圓流寺唐門



図17 旧圓流寺山門

拝殿であった善勝寺本堂（図15）は、桁行3間、梁間2間の建物で、正面に1間の向拝を備える。移築の際に、本堂として機能するために縁の一部を撤去したり建具を変更したりなどの改造をおこなっているものの、移築前の状態を良好に保存している。

また、旧圓流寺唐門（図16）、山門（図17）についても同様で、現状と移築前の古写真とを比較すると、部材等多少の改変はあるものの、移築前とほぼ変わらない状態であることがわかる。

旧圓流寺大歓院の建築については、明暦元年の棟札が圓流寺に保存されているが、作事奉行や御大工に関する記述はない。しかし、その後の修理等の棟札には御作事所の関与が認められていることや、圓流寺が「御国中御修復寺社之覚」にあげられ、「御作事所御役人帳」にも圓流寺に関する記事があることから、これらの旧圓流寺の建築が、松江藩による造営であることはあきらかであり、旧大歓院御盡屋の建築は、現存する松江藩御大工の建築として、年代がわかるもっとも古いものに位置づけられる。

### 3 東泉寺

東泉寺は松江市東出雲町に位置する真言宗の寺院で、弘仁年中弘法大師による創立と伝える。近世、松平松江藩の帰依を受け、現在地に伽藍が整えられた。境内には、近世の建築物として、護摩堂と稻荷大明神本殿がある。

稻荷大明神本殿（図18）は、京都愛染寺から勧請された鎮守社で、桁行1間、梁間1間、切妻造、桟瓦葺の小規模な社殿である。歴代藩主が帰依し、「御国中御修復寺社之覚」には、「一 掛屋東泉寺之鎮守社並拝殿 其外ハ御構無之」と記されている。この鎮守社が稻荷大明神にあたる。資料<sup>15)</sup>によると、宝永4年（1707）建立、明和5年（1768）再建、天明4年（1784）再建の棟札があったといい、いずれも作事奉行名が記されている。建築年代は、木鼻等の絵様の様相から宝永4年と判断し、その後の棟札は修復を示すと思われる。全体として簡素ながらも古式を踏襲した建築である。

護摩堂（図19）は、境内の東端に建つ建物で、方3間、宝形造、正面に向拝一間、桟瓦葺の建築である。内部は一室で、背面側に来迎壁を立て仏壇を造る。来迎壁上部の頭貫木鼻の絵様は古式を示し、嘴状の彫影りが施されている。建築年代は、享保13年（1728）の建立棟札のはか、明和2年（1765）、天明元年（1781）の再建棟札が残るが、絵様の様相から判断すると享保の建立であろう。その後の再建棟札は、稻荷大明神本殿と同じく、修復を示すものと思われる。護摩堂は「御国中御修復寺社之覚」の対象には含まれていないが、「御作事所御役人帳」にも「享保13年護摩堂建立」の記事があり、棟札にも御作事奉行名や御大工名が記されていることから、護摩堂の造営も御作事所によるものであることがわかる。

#### 4 平濱八幡宮

平濱八幡宮は、松江市八幡町にある神社で、「御国中御修復寺社之覚」には「一 平浜八幡御社 悉皆 但、神主宅御構無之」とある。

本殿（図20）は、前室付三間社流造、檜皮葺の社殿で、過去の調査<sup>16</sup>によると文化15年（1818）の棟札があったという。松江市内で唯一の三間社社殿として貴重な物件である。細部をみると、虹梁の絵様は、溝は太く若葉は延び、分岐点に玉を作る様相は、18世紀後期から19世紀にかけて松江市内の社寺でみられる特徴を示している。妻面の拳鼻の絵様は簡素であるが、溝は太く、時代相応である。19世紀前期の建築であるが、嘴状の蟇彫りは使用されていない。

#### 5 霊感寺本堂

靈感寺は松江市西川津町に位置する真言宗の寺院である。当初は龜田山に位置していたが、松江城築城のため樂山に移転、寛文元年（1661）に2代藩主松平綱隆の山莊建設にともない再度移転し、現在地に境内を構えたという。

本堂（図21）は入母屋造妻入、檜瓦葺の建物で、重層の屋根を架ける。第8代住持密龍により天保15年（1844）に建立された際の棟札が保管されており、建築年代があきらかで



図18 東泉寺稻荷大明神本殿



図19 東泉寺護摩堂



図20 平濱八幡宮本殿



図21 霊感寺本堂

ある。棟札には、作事奉行の名が記されており、御作事所が造営にかかわっていたことがわかるが、御大工名は記されていない。

靈感寺は「御國中御修復寺社之覚」や「御作事所御役人帳」に名はなく、棟札以外に御作事所の関与を示す資料はない。本堂の建築自体も幕末から明治期の特徴的な絵様を示している。御大工が直接関与したかはあきらかではないが、建物自体は良質の材を使用した本格的な本堂建築である。

## VII 松江藩御作事所の建築的特徴

以上の松江市内の現存遺構を比較すると、門や仏堂、社殿などその種類は多岐にわたるもの、17世紀中期から18世紀後期までの遺構では、細部に共通する特徴を確認することができた。

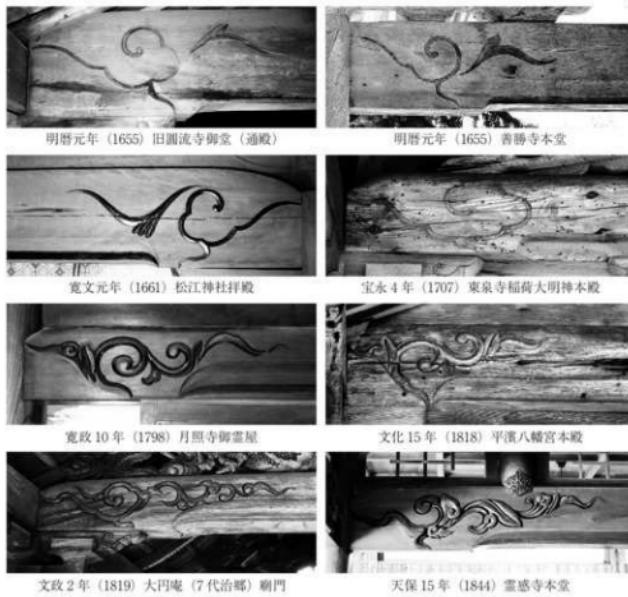


図22 御作事所が造営した建築の虹梁絵様縁形の変遷



図23 梁彫りのある木鼻一覧

一般的に、虹梁等の絵様繊形は、初期は渦は細く若葉も簡素で、年代が降るにつれ線が太くなり艶やかになっていく。しかし、御作事所の事例では18世紀でも比較的線の細い円弧型の渦を作っている。18世紀中期以降は、やや線が太くなり、袖切も複雑化していくが、渦と若葉は簡素で古式を踏襲している。

しかし、18世紀末期以降はその作風が一変する。すなわち、渦は太く中心の玉は大きく強調される。若葉はいくつにも分かれながら延び、その分歧点には玉を作り、複雑で艶やかな形状へと変化している（図22）。これは、松江市内の他の社寺建築の絵様と同様の特徴を示している。

また、18世紀後期までの作品では、そのほとんどの作品において、頭貫などの木鼻の箇部分に嘴状の彫影りを施していることが確認できた（図23）。彫影りは側面の渦の開始点もしくはその一段上に下向きの突起をつくり、下段は前方に突き出し、両者で嘴のような形状となる。この嘴は、作品により様々な形状があるが、概ね年代が下るにつれ上の突起は小さくなり、下の突き出しも控えめになっていく傾向が見て取れる。これは、年代が降るにつれ、曲線が複雑化することとも連動しているようである。例えば、善隆院（5代宣維）廟門や天隆院（6代宗衍）廟門では曲線に紛れてしまいほとんど存在感はない。この彫影りは、絵様が複雑化し、建物全体の装飾が華やかになる18世紀末期以降の作品では確認することができない。したがって、この時期を境にして、御大工の系統に何らかの変化があったことが考えられる。現時点では、その具体的な様相をあきらかにするだけの資料がないが、今後、御大工だけではなく、この地域全体の大工を含めた研究の中で判明するものと期待する。

このほか、鐘楼や門などの遺構では妻面に大きな象鼻を設ける事例が確認された（図24）。象鼻は、象の頭部のみを丸彫りしたもので、写実的に、両妻面で阿形吽形を備え印



図24 妻面の象鼻一覧

象的である。事例が多くなく、これが御作事所の特徴を示すものはあきらかではないが、他の部分の彫刻と合わせてその巧さが表れており、御作事所大工の技術力の高さを示している。

松江市内にはほかにも上記の建築的特徴がみられる建築が複数確認されている。いずれも御作事所が関与したことを占めすあきらかな資料がないものの、御大工の技術が何らかの形で伝えられたものと考えられる。

### VIII まとめ

以上の検討より、松江神社本殿・通殿・拝殿を手掛けた大工という観点から、改めて松江神社の評価を述べたい。

まず、本殿を手掛けた大工、渡辺加兵衛尉藤原好真は、松江藩初代藩主堀尾吉晴の時代に活躍した大工で、清水寺本堂（安来市）、美保神社本殿（松江市）の修造も手掛けた人物であった。渡辺加兵衛は堀尾松江藩のお抱えの大工であったと考えられ、松江神社は渡辺加兵衛が手掛けた唯一の現存遺構であり、堀尾時代の作事の体制の一端を示す貴重な事例となった。

拝殿・通殿は、造営時の棟札には具体的な大工名は記載されていないが、造営後の修造棟札には御大工名が記載されており、建築自体も徳川家康公を祀る東照宮であることからも、その造営が松江藩御作事所であるのは疑いの余地がない。拝殿・通殿とともに、御作事所の作品にみられる彫刻の彫りも施されている。松江藩御作事所による建築事例は、松江市内においては月照寺廟門群や東泉寺護摩堂など複数存在するが、その中でも松江神社は最初期の大規模な建築としてまとまって保存されており、建築当初の姿をほぼ留めている。以上より、松江藩御大工の建築を代表する作品としても高く評価することができよう。

本論では、松江神社の社殿について『調査報告書』では十分に検討できなかった造営大工という観点から新たな価値づけをおこなった。今後、その価値が十分に理解され、適切な保護措置がおこなわれることを期待したい。

### 謝 辞

本稿を執筆するにあたり、松江市文化スポーツ部（旧歴史まちづくり部）松江城・史料調査課の皆様、調査にご協力いただいた各社寺の皆様には多大なご協力を得ました。記してお礼申し上げます。

**註**

- 1 奈良文化財研究所編 2021『松江神社建造物調査報告書』松江市。
- 2 和田嘉有 2001『松江藩御作事所と御大工に関する研究』私家版。
- 3 西島太郎 2009『松江月照寺の高真院廟門と町大工』『季刊文化財』119 島根県文化財愛護協会。後に『松江藩の基礎的研究』有限会社岩田書院、2015年に所収。
- 4 松江市史編集員会編 2020『松江市史通史編4近世II』松江市。
- 5 高橋洋司 2009『諸国東照宮の造営から見る幕府作事方御大工頭木原義久の職分』日本建築学会関東支部研究報告集。
- 6 財団法人文化財建造物保存修理工事報告書編 1992『重要文化財清水寺本堂保存修理工事報告書』重要文化財清水寺本堂保存修理工事委員会。
- 7 財団法人文化財建造物保存修理工事報告書編 1995『重要文化財美保神社本殿修理工事報告書』美保神社。
- 8 松江歴史館蔵。前掲『松江神社建造物調査報告書』参照。
- 9 松江市史編集員会編 2013『松江市史史料編6近世II』松江市、所収。
- 10 島根県編 1965『新修島根県史 史料編(二)近世(上)』有限会社千鳥書房、所収。
- 11 前掲4
- 12 前掲4
- 13 大円庵(7代治郷)廟門については、小林如泥の作という伝承がある。小林如泥(1753~1813)は、松江灘町出身の指物大工で、治郷に認められて松平家に抱えられたと伝える(青山佑市 2012『松江藩若様—松江藩を支えた家と人—』松江市ふるさと文庫14 松江市教育委員会)。如泥の死後よりも5年早いことから異論もあり、その真偽は不明である(大名墓研究会編 2020『松江藩主松平家墓所—松江・月照寺に守り伝えられる近世大名墓』松江市ふるさと文庫25 松江市歴史まちづくり部史料編纂課)。
- 14 建物の詳細は『松江神社建造物調査報告書』(前掲)参照。
- 15 長瀬学栄 1985『風土記時代と律令の東出雲町・東泉寺沿革史』。
- 16 島根県教育委員会 1980『島根県近世社寺建築緊急調査報告書』。令和3年度の調査では株札は確認できなかった。

**挿図出典**

図1、2：西大寺フォト撮影 その他：筆者撮影

**表2 出典**

- ※1 松江市教育委員会文化財課(史料編纂室) 2014『松江市文書調査報告書 第2集 松江市内寺社史料調査目録 一平成22年度~25年度一』、※3 公益財団法人文化財建造物保存技術協会編 2016『重要文化財佐太神社正中殿ほか二棟保存修理工事報告書』宗教法人佐太神社、※4 宍道町史編纂員会 2002『宍道町史料目録II』宍道町・宍道町教育委員会、※5 財団法人文化財建造物保存技術協会編 1992『重要文化財清水寺本堂保存修理工事報告書』重要文化財清水寺本堂保存修理工事委員会、※6 奈良文化財研究所編 2021『松江神社建造物調査報告書』松江市、※7 公益財団法人文化財建造物保存技術協会編 2018『国宝重要文化財出雲大社本殿ほか二十二棟保存修理工事報告書(本文編)』宗教法人出雲大社

# 喜多川歌麿と二代歌麿に関する一考察

濱松佳生

## I はじめに

喜多川歌麿（1753？－1806）（以下、初代歌麿とする）は江戸時代後期に活躍した浮世絵師である。数多くの美人画を描いたが、特に女性の内面を映し出すことを得意とした。初代歌麿には弟子が多く存在する。弟子は初代歌麿の美人の色を濃く受け継いでいるが、その中でも弟子の一人である二代歌麿の作品は見分けることが難しい。画風に加え、印章や落款も酷似しているためである。二代歌麿は、初めは恋川春町（1744－89）の元で戯作を学んでいた。その頃の名は恋川幸町で、春町が亡くなると二代目春町を襲名した。一方で初代歌麿に入門して画を学んだが、画名は戯作名と同じく春町を統称していた。文化3年（1806）に初代歌麿が亡くなると間もなく二代歌麿を名乗った。

井上和雄は両者を見分ける方法として、「区別する方法は、其が錦絵に附刻せる検印に掛りて、例へば「寅九」即ち文化三年九月を境界として、それ以前のものを初代以後のものを二代と認める事、検印無きものは、画風落款等を比較して、類似点の如何によつて両者を区別することも難きにあらざるべし。」と述べており<sup>1</sup>、検印、画風、落款の3点に着目することで両者を見分けることができるという。ここで述べられている「検印」とは改印<sup>2</sup>と呼ばれるものであるが、その性質上、錦絵が出版された時期がわかる。さらに、文化2年（1805）から文化7年（1810）のものであれば極印とともに年月印が捺されるため、出版月までわかるのである。そのため、初代歌麿が亡くなった文化3年（1806）9月を基準として、年月印がそれより以前を示すものは初代歌麿の作品、以後のものは二代歌麿の作品であると判断できるということである。しかし、肉筆画など改印がない作品に関してはこの基準で判断することができないため、画風や落款から両者の特徴の違いを考える必要がある。本論では、特に画風に着目する。

二代歌麿の活動初期の作品は初代歌麿の晩年期の作品と酷似しているというが、筆者は錦絵と肉筆画という分類で分けて考えると、すべての作品が同じように酷似しているわけではないと考える。本論では、錦絵と肉筆画という分類から両者の特徴の再検討を行いたい。

## II 比 較

**両者の特徴** 初代歌麿の晩年期に描かれた作品の女性には、いくつかの共通する特徴が挙げられる。浅井秀剛は、歌麿の晩年期である享和から文化年間ごろの女性の特徴について、「顔は少し卵形で、目の上目蓋に濃い墨、下目蓋に薄墨のラインを入れて、左右の端を濃くする太い眉の描き方は、享和から文化の歌麿作品に共通する特徴である。髪が大きく燈籠髪の下邊がカーブするのも該期の特徴である。」と述べている<sup>3</sup>。さらに肉筆画においては、着物の色調が暗く濃いことも特徴だと言える<sup>4</sup>。

一方、二代歌麿の特徴について、二代歌麿が描く錦絵の人物はたいてい「バラの唇」のような閉じた唇をしている<sup>5</sup>。バラの唇のような唇というとやや抽象的な表現ではあるが、上唇・下唇ともに内厚でさらに横幅が狭いようなものであると考えられる。

これらの特徴をふまえて、二代歌麿の初期作品<sup>6</sup>を見ていただきたい。

二代歌麿の最初の錦絵と考えられるのは「二代目月岡 はきの きくの」という作品である(図1)。検印を見ると、文化3年(1806)12月に出版されていることが分かる。初代歌麿は、文化3年(1806)9月に亡くなっているため二代歌麿を署名してすぐの作品である。さらに、二代歌麿の最初の肉筆画と考えられる作品は「遊女立姿図」である(図2)。

「二代目月岡 はきの きくの」と異なり、「遊女立姿図」の制作年代は判明していない



図1 「二代目月岡 はきの きくの」  
東京国立博物館 文化3年(1806)



図2 「遊女立姿図」  
東京国立博物館 19世紀

ものの、ティモシー・クラークは、「現在知られている二代歌麿の肉筆画のなかでは、東京国立博物館本の署名の様式が初代歌麿の署名に最も近く、これが、初代歌麿の死から間もない時期の肉筆画であることがうかがわれる。」と述べており<sup>7</sup>、二代歌麿の肉筆画の中では「遊女立姿図」が一番早い頃の作品であるとしている。

両作品を見ると、前述した初代歌麿晩年期の特徴のうち、卵形の顔、端が濃い太眉という点はどちらの女性にも当てはまる。しかし、上目蓋を濃い墨で、下目蓋を薄墨で描くという点をみると、「二代目月岡 はきの きくの」に描かれる3人ともに当てはまっているが、「遊女立姿図」の女性には当てはまらない。髪が大きく燈籠髪<sup>8</sup>の下邊がカーブするという点については、「二代目月岡 はきの きくの」の右端の遊女を見ると当てはまる。顔と同じほどの大きさで髪が描かれ、燈籠髪も下辺はカーブして描かれる。「遊女立姿図」の遊女の髪は「二代目月岡 はきの きくの」の遊女とは異なる種類の髪（貝髪）であるため比較しにくいが、初代歌麿の晩年の肉筆画で「深川の雪」（図3）の画面右側に描かれている貝髪を結んでいる女性を見ると「遊女立姿図」の女性の髪は小さいことがわかる。

二代歌麿の特徴であるバラの蕾のような閉じた唇については、「二代目月岡 はきの きくの」に描かれているどの人物にも見られない。上下とも唇は薄く、口は薄く開いており歯がのぞいている。一方、「遊女立姿図」を見るとバラの蕾のような閉じた唇で描かれている。肉筆画では、初代歌麿の作品は着物の色調が暗く濃いというが、この点に関しては、「遊女立姿図」にも当てはまる。

以上のように、同時期に制作されたと考えられる作品でも、肉筆画に比べると錦絵の方

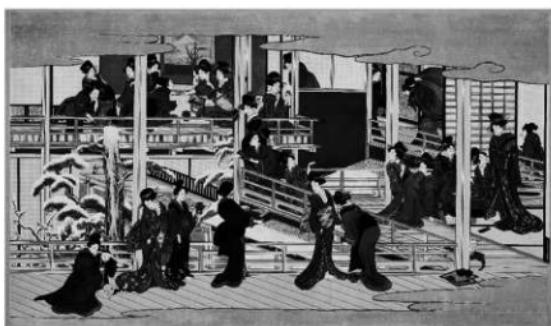


図3 「深川の雪」 岡田美術館 享和2～文化3年（1802～06）頃

がより初代歌麿の作品の特徴に当てはまり、類似していることがわかる。

#### 錦絵と肉筆画における線の違い　なぜ錦絵と肉筆画でこのような違いが生まれるのだろうか。

これには、大きく分けて2つの可能性が考えられる。二代歌麿自身が意図的に描き分けている場合と、そうでない場合である。前者の場合、例えば錦絵では当時人気のあった初代歌麿の画風に寄せることで多くの人に購入してもらうという意図があったことも考えられる。錦絵と肉筆画では、その価格の違いから購入層が異なる。錦絵は大量生産できるところから比較的安価となり庶民が購入することができた。一方、肉筆画は一点もののため錦絵と比べるとコストがかかる。そのため、武士や豪商など購入できる人が限られてくる<sup>9</sup>。錦絵では版元がプロデューサーとなり、その時々の流行などを踏まえながら絵師と共に作品の方向性を決めて制作を行っていくが、肉筆画では依頼主が絵師に注文して制作する。版元は利潤を生みだすことも考え、売れる作品をつくらなければならないため絵師が描きたいように描けなかった場合もある。しかし、肉筆画では依頼主は絵師の画風を十分理解した上で依頼となるため、絵師は自分の画風を出すことができる。依頼主の注文や条件はあるとしても、錦絵と比較すると描き方にはある程度の自由があることがうかがわれる。このように錦絵と肉筆画で二代歌麿が意図的に描き方を変えた可能性は十分に考えられるが、現在のところ、推測の域を超えない。

そこで、錦絵と肉筆画の差が二代歌麿の意図ではないという場合を考える。これは、内藤正人が指摘している、彫師による線の様式化が理由として考えられる<sup>10</sup>。そもそも錦絵は、企画・統括を行う版元、作画を行う絵師、版本を彫る彫師、用紙に借り出す摺師の四者の手を経て完成される。絵師が描いた版下絵<sup>11</sup>の線と、彫師があらわした線では、彫師の熟練ゆえの彫り癖が反映されることにより、微妙な相違があることが考えられるという。絵師が描く版下絵では細かく描き込むわけではなく、彫師の技量に任せることもあった<sup>12</sup>ことも鑑みると、彫師の彫り癖による線の様式化は十分に考えられる。絵師が描いた版下絵は彫師によって板に貼りつけられ、主版と呼ばれる墨版を作るために木版と一緒に彫られる。つまり、現存する錦絵のほとんどは絵師自身が描いた絵が残っていない。そのため、彫師の手が加えられる前の版下絵と、完成した錦絵を比較し検証することは出来ない。しかし、内藤はさらに、北尾重政（1739-1820）と勝川春章（1743-1792）の作品の内、安永期（1772-1781）に描かれた錦絵は両者が酷似している<sup>13</sup>一方、肉筆画では細かい点が異なっていることを指摘しており、やはり絵師と彫師の線に微妙な相違があることが考えられる。この重政と春章の例は、まさに初代歌麿と二代歌麿のケースと同様である。初代歌麿の門下で活動期にほとんどズレがない二代歌麿の版下絵が、同じ彫師によって彫られていた可能性は極めて高い。元々は両者の版下絵には、現在確認できる錦絵よりも両者の特徴があ

らわれていたが、同じ彫師（あるいは同じ工房）が彫りを施したことによってより類似性が増したことが考えられる。

### III 画風の再検討

前述したように、錦絵では彫師の癖が少なからずあらわれているという可能性を考えると、錦絵だけでは絵師の画風を判断するべきではないだろう。初代歌麿と二代歌麿の画風の相違点を考察する際は、錦絵と肉筆画の両方に共通する特徴を抽出し、比較しなければならない。あるいは、肉筆画同士を比較するという方法が適していると考える。これを踏まえたうえで、両者の画風について再検討をおこなう。筆者は、耳と文様の表現に両者の特徴が見られると考える。

**耳の表現** 比較する作品は、初代歌麿の作品のうち文化3年（1806）に出版された「美人子供に小犬」（図4）と享和2～文化3年（1802～06）頃に描かれたとされる「深川の雪」（図5）、二代歌麿の作品は前掲した「二代目月岡 はきの きくの」（図6）と「遊女立姿図」（図7）とする。



図4 「美人子供に小犬」（部分）  
東京国立博物館 文化3年（1806）



図5 「深川の雪」（部分）



図6 「二代目月岡 はきの きくの」  
（部分）



図7 「遊女立姿図」（部分）

初代歌麿の描く人物の耳は共通して顔に対して小さく、横幅も狭い。髪から下に見えている耳の輪郭線はやや斜めに外側にひかれており、髪で隠れているが耳の膨らみを表現しようとしていることがわかる。また、灯籠髪特有の髪の隙間にも耳の輪郭線が引かれているが短い。一方、前掲した「二代目月岡 はきの きくの」、「遊女立姿図」の遊女の帯からも分かるように、二代歌麿の描く人物の耳は顔に対して大きく印象的である。「二代目月岡 はきの きくの」では髪から下に見えている部分が長く、「遊女立姿図」では髪の髪の隙間から覗いている部分が長い点に差があるものの、いずれも大きい。特に耳垂がやや誇張気味に、ふくよかに描かれている点は明らかに初代歌麿の描き方と異なる。また、耳垂を除く輪郭線が垂直にひかれている点も異なる。前述した通り、重政と春章も画風が酷似しているが、耳垂の描き方を見ることで両者を見分けることができるという<sup>14</sup>。耳の描き方は絵師の特徴があらわれやすいとも推測できるが、他にも同様の例を確認しなければならない。本論ではここまでとし、今後の課題とする。

**文様の表現** 初代歌麿、二代歌麿とともに着物には多くの文様が描かれているが、雲の文様（以下、雲文とする）にその特徴があらわれていると考える。雲文は初代歌麿、二代歌



図8 「深川の雪」(部分)



図9 「二代目月岡 はきの きくの」(部分)

麿の両者ともに多く描いた文様であるが、特に二代歌麿の作品でよく見られる。初代歌麿の作品では「深川の雪」の画面中央下部の青い着物を着た女性の帯に描かれている（図8）。雲文は小さな雲が複数集まってひとつの雲を形作っている。彩色は、輪郭線から少し間隔を開けて彩色されていて、輪郭線と彩色の間には着物の地の色が見えている。また、ひとつの雲文に施されている色は一色である。同様の雲文は「深川の雪」ほか、同時期に描かれたと考えられる肉筆画の大英博物館所蔵の「文読む遊女図」や、出光美術館所蔵の「更衣美人図」、フリーア美術館所蔵の「三味線を弾く遊女」でも確認できる。

一方、前掲した「二代目月岡 はきの きくの」、「遊女立姿図」の遊女の帯からも分かるように、二代歌麿が描く雲文はひとつひとつが大きく、長くつなびいている（図9）。彩色は輪郭線の内側に一色と、さらにその内側にもう一色が施されている。同様の雲文が、文化（1804～1818）後期に描かれたボストン美術館所蔵の「文読む娘」、「三美人図」でも見られ、雲文

に関しては二代歌麿が長きに渡って描き方を変えていなかったことがわかる。「文読む娘」や「三美人図」は二代歌麿の画風が初代歌麿の画風から遠ざかっている時期であるため、この雲文の描き方は初期より現れていた二代歌麿独自の画風とも言える。

以上2点に、初代歌麿と二代歌麿の特徴があらわれており、見分ける点であると考える。

#### IV さいごに

二代歌麿の活動初期の作品は初代歌麿の晩年期の作品と酷似している。しかし、初期の作品が一概に似ているわけではない。二代歌麿の作品のうち、錦絵では当時はまる初代歌麿の特徴も、肉筆画では当時はまらない場合がある。この理由の一つとして、錦絵では彫師の癖が影響している可能性が考えられるため、錦絵と肉筆画の両方に共通する特徴から彫師の画風を考えなければならない。これらを踏まえたうえで、両者の画風の特徴が耳と雲文にあらわれていると考える。しかし、雲文に関してはすべての作品に描かれているわけではない。錦絵、肉筆画と共に、両者の特徴が明らかにあらわれているため本論で取り上げたが、すべての作品で見られる特徴を検討していくことでより正確に両者の作品を見分けることができると思う。今後も検討を続けていきたい。

最後に、本論の性質上、彫師の彫り癖ばかりを取り上げたが、彫師は髪の生え際のように0.1mm単位の線を緻密に彫る技術を持った職人である。絵師だけでなく彫師や摺師といった職人の技術があってこそ浮世絵が完成する、ということはここで述べておきたい。

#### 註

- 1 井上和雄 1931『浮世絵師伝』 渡邊版画店
- 2 錦絵などの出版物に捺された許可印のこと。幕府は出版物が人々に与える影響の大きさを重視して出版業界に度々統制を行ってきたが、寛政頃には検閲制度を設けた。出版前の版下絵の段階で届を出すことが義務付けられ、許可が出たものには改印が捺された。寛政2年に『櫻』という字の丸印を用いて始まり、時代によって様式が変わる。(新潮社 2020『芸術新潮 内筆浮世絵の極み』 pp.218-219)
- 3 浅野秀剛 2014『喜多川歌麿筆 深川の雪』『國華』第1427号 國華社
- 4 ティモシー・クラーク 2017『喜多川歌麿筆 文詠む遊女図』『國華』第1462号 國華社 pp.26
- 5 ティモシー・クラーク 2020『ボストン美術館 肉筆浮世絵Ⅲ』 講談社
- 6 初代歌麿の画風と似ているとされる二代歌麿であるが、活動期の後期になると菊川派や歌川派に似た美人画を描くようになる。さらに、落款においても梅雅堂歌麿などと号するようになるため、比較を行う際は二代歌麿の作品のなかでも初期のものでなければならぬ。(鈴木浩平 2015『シカゴウェストンコレクション 肉筆浮世絵』 小学館スクウェア pp.195)
- 7 前掲注5

- 8 江戸時代安永期（1772～1789）末から寛政（1789～1801）にかけて流行した髪型。髪張りという髪を支えるための結髪具に沿って、髪の毛を透けるように配した。（田中圭子 2016「日本髪大全」誠文堂新光社）
- 9 前掲註2 pp.19
- 10 内藤正人 2021「浮世絵の絵画から判明する、絵師および作品の状況－絵師の描く筆線と、板刷による線描は違うのか？」『筆魂 線の引力・色の魔力—又兵衛から北斎・国芳まで—』青幻社
- 11 絵師が描くラフな下絵である草稿ができると版元に届けられ、その下絵で決定となれば版下絵と呼ばれる版本制作用の黒一色で描かれた下絵が絵師によって描かれる。（小林忠／大久保純一 1994「浮世絵の鑑賞基礎知識」至文堂）
- 12 大久保純一 2013「浮世絵出版論」吉川弘文館
- 13 本來両者の画系は異なり、重政に至っては師がおらずほぼ独流の絵師である。しかし、若いころには道を挟んで向かい合わせに住んでいたことがわかっており、重政が春章に兄事したことが明らかとなっている。（前掲註10）
- 14 林美一 1963「魏本研究 春章」有光書房

#### 挿図出典

- 図1、2、4、6、7、9：東京国立博物館  
図3、5、8：岡田美術館

V

東アジアから世界へ



# 下川遺跡群の石器群について

—中国北部のEUP石器群—

加藤真二

## I はじめに

下川遺跡群は、中国山西省東南部に所在する旧石器時代遺跡群である。黄土高原東縁にあたる太行山脈の南端から黄河に沿って西南方向に延びる中条山脈の主峰である歴山の東麓の山間盆地に立地し、黄河支流の富益河によって開拓された段丘上に分布する。

1970年に発見され、1972～75年に山西省文物工作員会が富益河圪梁、水井背の両地点を中心に行なった第1～第3次調査を実施した。その概要是、王ほか（1978）で報告された。

1976～79年には、中国社会科学院考古研究所と山西省文物工作委員会により組織された下川工作隊が、富益河圪梁、小白樺圪梁、棠梨樹圪梁、牛路（圪梁）、水井背、舜王坪大腰などの地点を発掘調査した。その報告書は、2016年4月になって刊行された（中国社会科学院考古研究所ほか2016、以下、考古研ほか2016）。

近年では、北京師範大学と山西省考古研究院が富益河圪梁、小白樺圪梁、牛路、水井背、流水腰の発掘調査を実施し、一連の概報が出されている（北京師範大学ほか2019・2021、申ほか2020、王・杜2018）。そして、北京師範大学の杜生が、これらの新しい調査成果を中心に、これまでの調査・研究成果を総括した論文を発表している（杜2017・2021）。

下川遺跡群の石器群については、そこに日本の旧石器文化の特徴の1つとされる背付き尖頭器（ナイフ形石器=「琢背小刀」）や、日本のものと類似する細石核や周縁調整横・斜刃型彫器（いわゆる荒屋型彫器）がみられることから日本においても注目されてきた（佐川1983など）。しかし、それらは調査研究が深化していなかった時期の成果をもとにしたものである。このため、本論考では、下川遺跡群における最近の調査研究の成果や東アジア旧石器研究上の今日的視座を反映させた下川遺跡群の石器群、特に、細石刃石器群以前の後期旧石器時代石器群の評価を試みたい。

## II 下川遺跡群の石器群

### 1 下川遺跡群各地点の調査概要と石器群

下川遺跡群の石器群については、下川文化として記述されるが、時期が異なる複数の石

器群をまとめた概念である。まずは、下川遺跡群の富益河圪梁、小白樺圪梁、牛路、水井背、流水腰の各地点で近年新たにおこなわれた調査成果に関する杜水生による総括（杜2021）と1976～79年におこなわれた富益河圪梁を中心とする発掘調査の報告書（考古研ほか2016）をもとに下川地区における石器群に関わる記述を進めていきたい。

**①富益河圪梁** 地層の厚さは約300cm。次のような地層の堆積が確認された（杜2021）。

- 1層 耕土層。厚さ5～30cm。
- 2層 灰黑色亜粘土層。厚さ160cm。上半部：石刃－細石刃文化層。27～25calka。下半部：石核－剝片石器文化層。43～30calka。
- 3層 黄赤色亜粘土層。厚さ90cm。
- 4層 赤褐色亜粘土層。発掘深度20cm。底部に達せず。

このうち、3層は無遺物層である。4層は王建ほか（1978）が報告した「下川文化下文化層」であり、最終間冰期のものとされる。

今回の検討の主な対象となる石器群は、富益河第2段丘頂部にみられる2層（灰黑色亜粘土層）下半部に包含される。その年代は、43～30calkaという。2014年発掘で出土したこの段階の石器は2,196点で、石核93点、剝片229点、トゥール104点、破片類1,235点、原石360点、被熱痕がある礫類43点、扁平礫（過去には磨盤と呼称）64点、赤鉄鉱58点、赤鉄鉱顔料10点。トゥールには、搔器、ノッチ、背付き尖頭器（「琢背小刀：ナイフ形石器」）、台形石器、尖頭石器、楔形石器があり、大型トゥールには、斧形石器及び砥石の可能性がある扁平礫がみられるという。

杜（2021）は、この段階の石器群を単純石核－剝片技術を主要な剝片剝離技術とする剝片石器群とする。また、中国北部の後期旧石器時代遺跡の石器組成は、通常、主にスクレイバー、尖頭石器で構成されるが、これと異なり、楔形石器、背付き尖頭器、台形石器などの器種がみられるほか、石英砂岩で斧形石器を製作していること、扁平礫を選択して道具を磨製する砥石（「研磨盤」）としている点もこの地点の石器群の特徴の1つと指摘している。

2層（灰黑色亜粘土層）の上半部からは、細石刃石器群が出土する。較正年代は27～25calka。杜（2021）では、この段階の石器群をトゥールの数量は少ないが、間違いなく成熟した細石刃イングストリーと評価している。

一方、考古研ほか（2016）では、以下のように報告する。

- 1層 攪乱層 厚さ20～30cm。
- 2層 棕色亜粘土層 厚さ95～130cm。「下川遺跡上層文化」の包含層。下半部からは粗大な石器が多く出土し、小型の石器は少ない。「下川遺跡上層文化前期」とする。上半部からは、小型石器を主体とし、粗大石器が少ない「下川遺跡上層

「文化後期」の石器群が出土した。

3層 赤褐色亜粘土層 厚さ50~95cm。少数ながら石器が出土した。礫器などの大型石器を含むとともに、鋸歯縁石器、ノッチなどの剥片石器がみられる。「下川遺跡中層文化」とする。

4層 微赤色亜粘土層 厚さ170cm。「下川遺跡下層文化」の包含層。石器群は、石英砂岩製の礫器、ピックなどの大形石器を主体とする。

考古研ほか（2016）は、下川遺跡下層文化～上層文化をいずれも後期旧石器文化とする。しかし、下層文化を包含する4層を後期更新世前葉の堆積層としているので、これを後期旧石器とはできない。また、中層文化を包含する3層については、後期旧石器的な石器がみられないものの、放射性炭素年代（ $\beta$ 線法）：35,190+3500,-2500  $^{14}\text{C}$ BP（ZK-638: 34,713-44,145calBP, 中央値39,784calBP, 中国社会科学院考古研究所1983）が得られたことから後期旧石器とする。ただし、この年代は、当時の $\beta$ 線法による放射性炭素年代測定の限界値に近く、測定誤差も大きいことから、信頼性は低いと推定される。このため、中層文化の位置づけについては判断を保留する。

2層下半部から出土する下川遺跡上層文化前期の粗大石器には、石英砂岩、石英岩などを素材とした石核、剥片、礫器類、スクレイパー、尖頭石器（「尖状器」）、斧形石器（「劈挖器」）、磨盤、磨石、磨錐、石皿、石球がみられる。また、同層上半部に含まれる上層文化後期に数量を増やす小型石器は、燧石を主な素材としており、石刃石核を含む各種石核、細石核、スクレイパー、尖頭石器、彫器、背付き尖頭器、鋸歯縁石器、楔形石器などに分類されている。これらについては、社らによる調査結果と一致する。

②小白樺圪梁 石器包含層の厚さは65~90cm。上から次のような層が確認された（社2021）。

1層 灰黄色耕土層。厚さ10~15cm。しまりがなく、灰白色を呈する。植物の根が発育している。主に黒色燧石の石器が含まれている。

2層 灰褐色亜粘土層。厚さ10~15cm。土質は緊密で混在物はなく、粘性が強い。層理は非常に薄く、2①、2②、2③層の3層の人工層位に分層。

3層 暗灰褐色から黒色を呈する亜粘土層。厚さ35~40cm。2層との区別は、層理が厚く、土色が暗いことである。3A層は土色が明るく、3①~3③層の3層の人工層位に分層。3B層は土色が暗く、3④~3⑦層の4層の人工層位に分層。

4層 磨を含む橙黄色亜粘土層。厚さ10~15cm。3層から5層への漸移層。

5層 赤橙色亜粘土層。上から下に行くほど、土色は徐々に暗くなり、土質は固くなる。微細なひびが発達し、鉄・マンガン質の薄膜がみられる。掘削は5層の底部に達していない。

小白樺塗梁の後期旧石器時代の文化層は上下2つの段階に分かれる。下部の3B層と4層に細石刃石器群以前の石器群が包含される。年代は30calka。上部の2層と3A層は細石刃石器群の包含層で、年代は25~27calkaという。

下部の3B層・4層からは、430点の石器が出土した。それらは、普通石核7点、剥片41点、削器7点、搔器2点、楔形石器2点、破片類364点に分類された。杜(2021)は、單純石核・剥片技術を主要な剥片剥離技術とする剥片石器群とする。上部の2層・3A層出土の石器群の内容は豊富で、細石刃・細石核を含む1,073点が出土した。

一方、考古研はか(2016)は、次のように記述する。

1層 耕土層。厚さ10~25cm。剥片、小型石器などを包含する。

2層 暗色亞粘土層 厚さ65~110cm。文化層で少數の小型石器が出土した。

1層に包含されていた石器には、石核、円形搔器、尖頭石器、ノッチ、彫器、石核式スクレイパー(舟底形細石核)、大型石器などがある。2層出土の木炭から放射性炭素年代( $\beta$ 線法) : 20,110±600  $^{14}$ CBP (ZK-393 : 22,964~25,635calBP, 中央値24,230calBP) が得られている(表1)。

③水井背 厚さ95cmの地層を4層に分ける(杜2021)。

1層 表土層。厚さ15cm。1①~1③層の3層の人工層位に分層。

2層 浅褐色亞粘土層。厚さ20cm。2①~2③層の3層の人工層位に分層。

3層 暗灰黑色亞粘土層。厚さ60cm。3①~3②層の12層の人工層位に分層。

4層 赤色亞粘土層。4①層以下、無文化層で、掘削は4層の底部に達していない。

表土層を除くと、石器群は文化的内容により上・下部に分かれる。上部は2①~3③層の6層の人工層位で25~26calka、下部は3④~4⑤層の10層の人工層位で33~44calka。下部からは、石核22点、剥片32点、縦長剥片・石刃7点、トゥール52点、破片類652点、削片4点、原石3点など772点が出土。トゥールは、削器22点、搔器5点、楔形石器15点、鋸歯縁石器4点、彫器1点、背付き尖頭器4点、台形石器、尖頭石器各1点に分類されている。上部は燧石製の石刃・細石刃石器群の包含層で、503点が出土した。

④流水腰 地層の厚さは81cm。以下のように区分される(杜2021)。

1層 黒色土層・耕土層。厚さ1~10cm。

2層 黄土層。厚さ1~8cm。2①~2④層の4層の人工層位に分けられる。

3層 暗黄色亞粘土層。厚さ5~18cm。3①・3②層の2層の人工層位に分けられる。

4層 赤色亞粘土層。厚さ23~45cm。4①~4⑤層の5層の人工層位に分けられる。

5層 基盤岩の風化層。無遺物層。

3②層を境に上・下部に分けられる。年代は下部: 36~39calka、上部: ca.17calka。下部からは石器612点が出土した。主な石器は普通の直接打撃石核、両極石核、剥片、削

器等であり、このほか、少數の楔形石器、鋸齒縁石器等などがみられる。単純石核-剥片石器文化伝統である。上部からは、舟底形細石核による細石刃技術と両面調整技術を特徴とする石器群1,589点が出土。

⑤牛路 地層は厚さ125cm。土質・土色の変化により以下の4層に区分できる（杜2021）。

1層 耕土層。厚さ10cm。

2層 灰黄色土層。厚さ10cm。2①・2②層の2層の人工層位に分けられる。

3層 赤橙色亜粘土層から黒色亜粘土層への漸移層。厚さ55cm。3①～3⑪層の11層の人工層位に分けられる。

4層 浅灰色亜粘土から赤橙色亜粘土層への漸移層。厚さ50cm。4①～4⑩層の10層の人工層位に分かれる。

牛路の石器は主に堆積層上部の深さ20～30cmに分布し、堆積層下部に包含されていた石器は極めて少ない。合計560点の石器が出土した。石器には、舟底形、半錐形、錐形の細石核、搔器、削器、鋸齒縁石器、斧形石器などがみられる。このうち、斧形石器は石英砂岩製の特徴的なもので、2①層から出土した。杜（2021）は、地層対比から流水腰上部文化層相当で、1万数千年前と想定している。

一方、考古研ほか（2016）では、次のように記述されている。

1層 耕土層。厚さ10～15cm。小型石器のほか、石核、剥片などを包含する。

2層 褐色亜粘土層。厚さ50～80cm。小型石器のほか、複数の大形石器が出土した。

底部に近いところでは礫が多い。

2層出土石器には、小型のスクレイパー、鋸齒縁石器、石刃片、石核のほか、粗大石器類がみられる。2層出土の木炭から放射性炭素年代（ $\beta$ 線法）： $18,040 \pm 480$   $^{14}\text{CBP}$ （ZK-497：20,704–22,941calBP,中央値21,822calBP）が得られている（中国社会科学院考古研究所1992）。

### III 下川遺跡群石器群の変遷と特徴

#### 1 下川遺跡群における後期旧石器時代石器群の変遷

以上の発掘成果をもとに、杜水生は、下川遺跡群各地点における富益河圪梁2層相当層に包含される石器群について、下半部に包含される「旧石器晚期早段文化」、上半部に包含される「旧石器晚期中段文化」の2段階に分ける。これは、考古研ほか（2016）の「下川遺跡上層文化前期」、「下川遺跡上層文化後期」に対応しよう。

杜（2021）は、それぞれの様相を次のように述べている（杜2021, 159）。

①旧石器晚期早段（44～30calka） 既発掘の5地点は、いずれもこの段階の文化層をもつ。

その年代は、富益河圪梁：43～30calka、小白樺圪梁：30calka、水井背：44～33calka、流水腰：39～36calka、牛路：44～30calka。これから、杜（2021）は、この段階の年代を44～30calkaとする。

剥片剝離技術については、硬質ハンマーによる直接打撃によるとともに、石核調整などを施さないものが最も主要な技術になっているという。また、高効率な多打面石核と円盤状石核は数量が少なく、低効率な單打面・二打面石核が極めて優勢と指摘している。ツールでは、常見される削器、尖頭石器以外に、楔形石器、背付き尖頭器、台形石器、搔器のはか、富益河圪梁2層下半部にみられる斧形石器、扁平蹠（磨盤）を用いた赤鉄鉱の粉化がこの段階の石器群の最も顕著な文化的特徴とする。

**②旧石器晚期中段（27～25calka）** この段階の遺物は、主に富益河圪梁、小白樺圪梁、水井背の3地点で出土したという。石刃石核、様々な類型の細石核、彫器、搔器がこの段階の最も顕著な文化的特徴とする。これまでのところ、この段階の地層には20例以上の年代測定値があり、最新年代：23calka、最古年代：28calkaで、27～25calkaに集中するという。このため、前段階の単純石核一剥片石器文化とは、文化的相違ばかりでなく、年代上も3000年間の間隔があるとする。

以上のうち、旧石器晚期早段の開始年代については検討の余地がある。既発表の放射性炭素年代では、富益河圪梁2層／3層の層境付近：33,440～32,700calBP (Beta-391333)、34,400～32,600calBP (OxA-36754)、流水腰4層第5水平層から第1水平層：39,708～36,031calBP (Beta-503418・503416) となっている。これらからは、下川遺跡群における当該段階の開始年代をca.39calka以降とみることも可能である（表1）。

## 2 下川遺跡群「旧石器晚期早段」石器群の特徴

旧石器晚期早段の石器群について、杜（2021）では、上述のように削器、尖頭石器が常見されるとするが、それ以外にも鋸歯縁石器類（鋸歯縁石器、ノッチ、ベックなど）がしばしばみられる。また、考古研（2016）は、富益河圪梁2層底部で出土した石英砂岩や石英岩を素材とする大型石器を礫器類、スクレイパー、尖頭石器（「尖状器」）、斧形石器（「劈挖器」）、磨盤、磨石、磨錐、石皿、石球に分類する。

杜（2021）では、旧石器晚期早段における石刃技術、小石刃技術の存在については触れられていない。しかしながら、少數ではあるが、石刃・小石刃（水井背下部）や小石刃素材の背付き尖頭器（富益河圪梁2層下部）、木口面から小石刃を連続剝離している舟底形石核（小白樺圪梁3層・北京師範大ほか2019：p.399・図7の5）もみることができる。このため、筆者は、下川遺跡群の当該段階には、極めて限定的ながら小石刃技術が存在すると判断する。

以上の検討から、杜水生のいう下川遺跡群の旧石器晚期段の石器群に中国旧石器の石器群類型（加藤2019、Kato2021）を当てはめてみると、小石刃技術や研磨技術、背付き尖頭器、台形石器、搔器、斧形石器、赤鉄鉱などの後期旧石器の要素がみられる鋸齒縁石器群グループ（D群・DP群）、もしくは台形石器、背付き尖頭器を持つ石器群（TB群）とみることができる。また、第2層上半部に含まれる旧石器晚期中段の石器群は、細石刃石器群（M群）である。

## IV 中国北部におけるEUP石器群

### 1 ユーラシア東半部の後期旧石器時代の時期区分

現在、ユーラシア東半部のアルタイ（Zwyns2012）、モンゴル（Rybin *et al.* 2016）、シベリア（Terry *et al.* 2016）では、後期旧石器時代をおおむね海洋酸素同位体比ステージ（MIS）3後半からMIS 2初頭の後期旧石器時代前期（Early Upper Paleolithic: EUP: ca.40~28calka）、MIS 2から最終氷期極寒期（LGM）結束までの後期旧石器時代中期（Middle Upper Paleolithic: MUP: ca.28~18.5calka）、LGM結束以降の後期旧石器時代後期（Late Upper Paleolithic: LUP: ca.18.5calka~）とする時期区分が通用している。また、シベリア=ザバイカル以西の地域では、EUPに先立つca.48~40calkaに盤状石核による石刃技術、彫器石核による小石刃技術を特徴とする石器群が盛行する後期旧石器時代初期（Initial Upper Paleolithic: IUP）が設定されている（Zwyns 2012）。

このユーラシア東半部の後期旧石器時代の時期区分を下川遺跡群の石器群にあてはめると、下川遺跡群の旧石器晚期段もしくは下川遺跡上層文化前期はEUP、旧石器晚期中段もしくは下川上層文化後期はMUPという明瞭な対応関係を示すとともに、下川遺跡群にはIUPが存在しないことが判明する。このことから、中国北部全体の後期旧石器時代についても、IUPを除く、ユーラシア東半部の時期区分（EUP/MUP/LUP）が適応されると思定される。なお、確実なIUP石器群は、現在のところ、下川地区を含む中国北部ではオルドス高原西部の寧夏回族自治区水洞溝第1地点下文化層、同第2地点第7文化層等（図1の20）で確認されているだけである（Li *et al.* 2019）。

### 2 中国北部のEUPの開始と終結

**EUPの開始** 下川遺跡群の各地点の放射性炭素年代の検討から、下川遺跡群のEUP石器群はca.39calka以降のものである可能性が高いと判断された。しかし、最近、泥河湾盆地に位置する河北省下馬碑遺跡（39°55'13.1"N, 114°47'04.5"E、図1の5）6層で、両極技術による小石刃技術、骨製の軸に植刃、植物質のもので固定していた痕跡をもつ小石刃、磨

製骨器を保持するとともに、長方体の石灰岩塊を磨臼として使用し、これと磨礲によって赤鉄鉱を粉化する状況を示す石器群が検出されたことが報告された (Wang *et al.* 2022)。主なツールとして鋸歯縁石器 2 点、搔器 1 点をもち、両極技術による小石刃技術のほか、多面体石核や石核調整が施されない両設打面石核による剥片剥離技術がみられるところから、鋸歯縁石器群 (D 群) と判断される。赤鉄鉱の粉化、小石刃技術、磨製骨器という後期旧石器的要素をもち、富益河圪梁 2 層下半部の石器群と類似する内容を示すことから、EUP 石器群とみなすことができる。

下馬碑遺跡 6 層については、 $34,800 \pm 600$   $^{14}\text{CBP}$  (OxA-37735, 41,176-38,462 calBP)、 $34,500 \pm 650$   $^{14}\text{CBP}$  (OxA-37736, 40,919-37,676 calBP)、 $35,050 \pm 650$   $^{14}\text{CBP}$  (OxA-37737, 41,431-38,472 calBP) と年代測定されている。これをもとに、Wang *et al.* (2022) は、6 層の年代を  $39 \sim 41$  calka としている。この年代測定値の平均値は、 $34,784 \pm 365$   $^{14}\text{CBP}$  ( $39,271 \sim 40,687$  calBP)、中央値  $39,958$  calBP であり、中国北部の EUP は ca. 40 calka までさかのばるといえる。

**EUP の終結** 杜 (2021) は、下川遺跡群では鋸歯縁石器群が展開する旧石器晩期早段 (EUP) と細石刃石器群が盛行する中段 (MUP) の間に間隙期 (ca. 30 ~ 27 calka) がみられるとしている。

中国北部の MUP の指標は、細石刃石器群の出現と普及である。MUP の開始を示す初期の細石刃石器群としては、下川遺跡群の MUP 石器群 (ca. 27 calka ~) のほかに、黒龍江省西山頭、内蒙自治区チンスタイ 5 層、河北省西沙河 3A 層、山西省柿子灘遺跡群、河南省西施、東施、陝西省龍王辿などがある。このうち、1 文化層に複数の年代測定値をもつもののなかで最古の事例は、西山頭 (OxA,  $23,680 \pm 170$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,429-28,273 calBP)、中央値  $27,823$  calBP; Beta,  $23,610 \pm 80$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,650-27,892 calBP、中央値  $27,767$  calBP、平均値  $23,623 \pm 70$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,669-27,884 calBP、中央値  $27,773$  calBP)、西沙河 (No471485,  $22,680 \pm 80$   $^{14}\text{CBP}$ , 26,908-27,250 calBP、中央値  $27,081$  calBP; No397247,  $22,800 \pm 90$   $^{14}\text{CBP}$ , 26,969-27,311 calBP、中央値  $27,173$  calBP; No397241,  $22,690 \pm 90$   $^{14}\text{CBP}$ , 26,907-27,258 calBP、中央値  $27,084$  calBP; No377941,  $23,070 \pm 90$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,208-27,609 calBP、中央値  $27,333$  calBP、平均値  $22,801 \pm 44$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,081-27,276 calBP、中央値  $27,188$  calBP) である (表 1)。これらの年代測定値から、中国北部の MUP は、下川遺跡群での年代とは同じ、ca. 28 ~ 27 calka に開始されるということができる。

一方、EUP についてみれば、山西省柿子灘 S29 地点 8 層 (BA101444, 28,524-27,925 calBP)、塔水河 (ZK2599,  $25,425 \pm 1005$   $^{14}\text{CBP}$ , 27,716-31,253 calBP、中央値  $29,616$  calBP)、北京市東方広場上文化層 (24,240 ± 300  $^{14}\text{CBP}$ , 27,807-29,036 calBP、中央値  $28,409$  calBP)・下文化層 ( $24,890 \pm 350$   $^{14}\text{CBP}$ , 28,402-29,978 calBP、中央値  $29,148$  calBP)、河南省小南海 6 層

(ZK0654,  $23,420 \pm 500$   $^{14}\text{CBP}$ ,  $26,853\text{--}28,717\text{calBP}$ , 中央値 $27,652\text{calBP}$ )、甘粛省徐家城4A層 (BA091423,  $23,300 \pm 105$   $^{14}\text{CBP}$ ,  $27,317\text{--}27,732\text{calBP}$ , 中央値 $27,525\text{calBP}$ )など、下川遺跡群にみられた間隙期 (ca.27~30calBP) に入る年代測定値をもつ非細石刃石器群を見出すことができる(表1)。これらは、下川遺跡群のEUP石器群同様、後期旧石器的な要素をもつ鋸歯縁石器群もしくは台形石器・背付き尖頭器をもつ石器群である。このため、中国北部のEUPは、MUPの開始期 (ca.27~28calka) まで継続するとともに、下川遺跡群にみられた間隙期は局地的なものと判断される。

### 3 中国北部のEUP石器群

以上のEUPの年代的検討を踏まえ、中国北部におけるEUP石器群をあげてみよう。

下川遺跡群のEUP (39~30calka) 以前の石器群には、河北省下馬碑6層がある。

これに後続し、下川遺跡群のEUPに並行する石器群には、内蒙自治区チンタイ7層、吉林省寿山仙人洞上層、遼寧省小孤山仙人洞2層、北京市周口店山頂洞、河北省四方洞下層、本廉洞VII層、山西省柿子灘・峙峪、背窓洞溝、河南省龍泉洞C区2・3層、趙莊、黃帝口、寧夏回族自治区水洞溝第2地点第6文化層・第2文化層、同第7地点、同第8地点2層などがある。

また、下川遺跡群でみられた旧石器晚期早段/同中段の間隙期 (30~27calka) に入る石器群としては、遼寧省小孤山仙人洞3層、北京市王府井東方広場、河南省小南海、山西省塔水河、甘粛省徐家城4A層などがある(表1)。

上記した中国北部のEUP石器群は、おおむね中期旧石器時代以来この地域の主体的な石器群であった鋸歯縁石器群グループ (D群、DP群、DQ群など) である。ただし、下川遺跡群の石器群など、剥片剝離技術において、それまで主な技術であった多面体石核を利用するものが減少し、調整技術が未発達な単設・両設打面石核を利用するものの割合が大きくなる傾向がみられる。また、小石刃技術、刃つぶし加工などの石器製作技術、撃器、彫器、背付き尖頭器・台形石器、斧形石器などの新たな器種、遠隔地石材利用といった後期旧石器的な要素が石器群にみられる。中期旧石器時代以来、中国北部の主要な石器群であった鋸歯縁石器群にca.40calka以降、後期旧石器的な要素が付加されるとともに、剥片剝離技術や器種組成なども変化し、鋸歯縁石器類が希薄な後期旧石器的石器群 (UP群) や背付き尖頭器や台形石器をもつ石器群 (BT群) も出現したとみることができる。このほか、研磨技術、磨製骨角器、装身具、赤色顔料などの現生人類の行動を示す要素が顕在化するのも中国北部のEUP石器群の特徴である。

#### 4 小石刃技術、刃つぶし加工、斧形石斧、赤色顔料・磨製骨角器・装身具

中国北部のEUP石器群の特徴である小石刃技術、刃つぶし加工、斧形石器、赤色顔料・磨製骨角器・装身具について、より細かくみてみよう。

**小石刃技術** 中国北部のEUPの小石刃石核や小石刃は、下川遺跡群のはか、下馬碑、峙峪、塔水河、水洞溝第2地点第2文化層、水洞溝第7地点、小南海などでみられる。これらは、おもに打面調整などがみられない直方体石核から、長さ5cm、幅2cm以下の小石刃を剥離する技術によるものと推定される。このほか、両極技術による小石刃技術が下馬碑、小南海などに存在する。また、長い打面をもち木口面から小石刃を剥離する舟底形石核が小白柳圪梁、塔水河、チンスタイ7層にみられる。剥離された小石刃は、下川遺跡群では、富益河圪梁2層下半部で長さ2.3cm、幅0.7cmの一側縁加工の背付き尖頭器に加工されている。小石刃を素材とした一側縁加工の背付き尖頭器は、峙峪でも確認されている。このほか、彫器（四方洞上層）や鋸齒縁石器（下馬碑）、削器（峙峪）に加工されたものが若干例みられる。また、下馬碑では、未加工の小石刃が骨製の軸に植刃されていた。ただし、これらEUPの小石刃技術に関わる小石刃、小石刃石核、小石刃素材のトゥールなどは、限定的な存在であり、小石刃技術が石器製作技術中で占める割合は低い。

**刃つぶし加工** 下川遺跡群にみられる刃つぶし加工で製作されたトゥールとしては、背付き尖頭器、台形石器がある。背付き尖頭器には、先述した富益河圪梁の事例のように、石刃素材のもののはか、剥片を斜位に用いたものがみられる。他遺跡の事例としては、先述した峙峪以外に、遼寧省西八間房、河南省小南海、河北省梅溝に出土例がある。下川遺跡群のものを含む中国北部のEUPの背付き尖頭器の特徴としては、一側縁加工のものが多いことがあげられる（加藤2009）。また、台形石器は、石刃、剥片を横位に用い、両側縁を刃つぶし加工で切り取っているものである。同様のものとしては、筆者は、北京市王府井東方広場下文化層石器群に2点見出している。

**斧形石器** 下川遺跡群にみられる斧形石器には、腹面に平滑な礪皮面を当てた直刃片刃のいわゆる「手斧」のほか、長楕円形を呈する曲刃両刃の類型がある。こうした定形的な斧形石器については、中国北部のEUPでは下川遺跡群の事例以外、既知のものはない。しかし、河北省四方洞下層では、端部に片面加工で急角度の刃部をもつ扁平な礪器を作製する「鉄状刃口（手斧状刃部）」が知られている（中国科学院古脊椎動物与古人類研究所ほか1992）。また、遼寧省小孤山仙人洞2・3層では、この技術で製作された扁平礪器が出土している（遼寧省文物考古研究所2009）。斧形石器を製作できる技術基盤を中国北部のEUP石器群が保持していた可能性があるだろう。なお、中国北部で刃部磨製のものを含む斧形石器が定着するのは、MUP以降である。

**赤色顔料・磨製骨角器・装身具** 下川遺跡群のEUPの特徴の1つとして、富益河圪梁2層

でみられた石皿・磨盤を用いて赤鉄鉱を粉化し、赤色顔料を作製していたことがあげられている（社2021、考古研ほか2016、北京師範大学ほか2021）。同様の赤鉄鉱の粉化は、中国北部最古のEUP石器群である下馬碑6層でも検出されている（Wang *et al.* 2022）。こうして赤鉄鉱を粉化して作られた赤色顔料を使用した事例は、北京市周口店山頂洞（Pei1939）、遼寧省小孤山仙人洞（遼寧省文物考古研究所2009）で知られている。

また、下川では出土していないが、針・鉛などの磨製骨角器、貝殻、ダチョウの卵殻、動物の歯牙などを素材とした装身具が出現、普及するのもEUPとなっている。このうち、磨製骨角器は、下馬碑6層・寿山仙人洞上層・龍泉洞2層・水簾洞Ⅳ層・周口店山頂洞、小孤山仙人洞2・3層で出土している。装身具は、周口店山頂洞、小孤山仙人洞2・3層、水洞溝第2地点第6文化層・第2文化層、同第7地点、同第8地点第2文化層、小南海などで出土している（加藤2017）。

**特徴的な要素が意味するもの**　中国北部のEUPの特徴である小石刃技術、小石刃を素材として刃つぶし加工で製作したトール、赤色顔料・装身具などは、ユーラシア東半部のEUPの特徴でもある。こうした要素が在地の鋸歯縁石器群類に付加されたような様相を示すことは、これらが、周辺地域から中国北部に伝播したものであることを示唆する。ただし、下馬碑において両極技術を小石刃生産に用いるなど、中国北部に從来存在していた技術を応用している。このことから、周辺地域からのEUP石器群荷担集団の中国北部への侵入・拡散にともなって、こうした要素が広まったという「外的移住伝播」よりも、周辺地域のEUP石器群荷担集団と中国北部の鋸歯縁石器群荷担集団が接触、後者が自らの技術をもとに、前者の後期旧石器的な要素を模倣、受容したという、「外的接触伝播」の状況を想定できる（山田2008）。

ところで、小石刃技術ならびに植刃技術、赤色顔料・磨製骨角器・装身具の製作と使用などは、現生人類に特有な行動とされ、それらが明瞭化するのは、現生人類が出現し、その社会が形成されたことを示すとされる。このため、周辺地域の現生人類集団が保持していたこれらの後期旧石器的な要素を模倣・受領した中国北部の集団も現生人類で構成されていたと考えることができる。また、中国北部で最古の現生人類とされる田園洞人（ca.40calka）以降、中国北部で検出された化石人骨は、いずれも現生人類であることを加味すれば、中国北部における現生人類の出現は、EUPが開始されたca.40calka以前にさかのぼり、40calkaまでには古代型新人あるいはデニソワ人など、中国北部に先住していた人類と完全に入れ替わっていたと想定できる。

**古本州島のEUP石器群との類似**　下川遺跡群のEUP石器群にみられる石器製作技術中の割合が低い簡便な石刃技術・背付き尖頭器・台形石器・斧形石器などは、これと並行する古本州島のEUP石器群（Morisaki *et al.* 2019）の特徴でもある。しかしながら、中国北部で

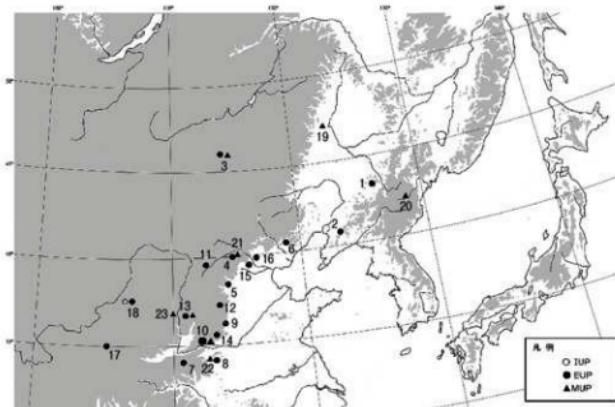


図1 関連遺跡分布図（図中の番号は表1のNo.に対応。10が下川遺跡群）

表1 中国北部のEUP・MUP遺跡一覧

No.	遺跡名	Lab. No.	TCHP	測定年代 (calBP, ± 2)	中央値 (calBP)	石月/小 石月技術	無形 石器	有形 石器	赤色顔料	骨骨具など	骨盤 骨盤	時間 区分	石器類 型	年代計測 文献	
1	吉林省寿山嶺 人頭像文化遺跡	BA	34,290 ± 519	40,520-37,703	39,328	—	—	—	—	✓	✓	EUP	D	He et al. 2007	
2	遼寧省小孤山 祭祀遺跡3号	PV-747	22,380 ± 409	28,582-26,908	27,580	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ	遼寧省2008	
	PV-745	22,390 ± 509	27,615-25,825	26,669	石月	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ		
	PV-746	28,190 ± 769	34,035-31,127	32,459	—	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ		
	遼寧省小孤山 祭祀遺跡2号	PV-742	20,539 ± 683	36,118-33,634	34,819	石月	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ	
	Beia-367560		31,640 ± 280	38,702-37,036	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	Li et al. 2008a	
3	内蒙古自治区 岱子河	UCIAMS140064	34,320 ± 36	40,286-38,564	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	Li et al. 2008a	
4	河北省下邦 古村	KA-A-37726	34,300 ± 650	40,919-37,676	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	Wang et al. 2022	
	KA-A-37737	—	35,461 ± 650	41,431-38,472	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D		
5	河北省水脈頭 遺跡	NUTA2-26504	35,280 ± 345	39,797-41,080	40,419	半證打削 石器	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ	Umino et al. 2022
	NUTA2-26503	32,160 ± 365	35,863-37,209	36,314	石器	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ		
	河北省木蘭縣 東山遺跡	NUTA2-26502	29,915 ± 320	35,126-33,795	34,296	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	河北省四方洞 下文化層	PV-404	27,070 ± 510	32,079-30,117	31,173	—	—	—	—	—	✓	EUP	DP	古晉浜ほか 1995	
	河北省四方洞 上文化層	—	—	—	—	小石器 石器	—	—	—	—	✓	EUP	DP		
7	河南省龍泉洞 2号	BA100237	26,620 ± 210	29,962-28,792	—	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ	北朝大12-6- 2022	
	XH-9299	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ		
	河南省龍泉洞 3号	BA111129	34,280 ± 170	36,982-36,606	—	—	—	—	—	✓	✓	EUP	DQ		
8	河南省鄭州 7号	BA10008	28,725 ± 190	33,306-32,476	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	BA102701	33,040 ± 170	37,896-36,495	—	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	DQ	鄭州院11-6- 2022	
	BA10009	30,645 ± 110	35,259-34,698	34,506	石月石核	—	—	—	—	—	✓	EUP	DQ	—	
	BA10010	29,325 ± 110	34,280-33,582	33,940	石月石核	—	—	—	—	—	✓	EUP	DQ	—	

No.	遺跡名	Lab.No.	%C14 (calBP, $\sigma = 2\sigma$ )	紀年年代	中央鉋	石刃/全 長	断面 形	刃厚 mm	断面 形	毛色鉈料	重質含 量	有機酸 化	時間	石器 区分	石器 型式	年代引用 文献
9	河南小南河 遺跡	ZK-0554	23,420 ± 500 28,717–26,852	27,652	両面打削 石核	—	直刃	—	直刃	—	—	✓	EUP	D	考古研1992	
	山西西丁川遺 跡	ZK-0636	35,180 +3500–2500	44,145–34,713 —	28,784	—	—	—	—	—	—	✓	MP?	DP	考古研1993	
	山西荀子遺 跡	Beta-201333	33,440 ± 320	32,700	半凹打削 石核?	—	直刃	—	直刃	—	—	✓	EUP	D or TB	北朝天正 2021	
	山西荀子遺 跡	OA-A-30754	34,400 ± 320	32,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	杜2021	
10	山西西丁川遺 跡	Beta-503418	34,600 ± 280	39,708–38,373	—	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	—	
	山西西丁川遺 跡	Beta-503417	34,600 ± 280	39,120–37,947	—	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D or TB	#13.8/2020	
	山西西丁川遺 跡	Beta-503416	32,380 ± 180	37,056–36,034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	山西西丁川木 井遺	—	—	—	石刃	直刃	—	—	—	—	✓	EUP	D or TB	HJ2021		
11	山西西尉村	AA-6420	32,220 ± 620	28,586–31,294	36,667	半凹打削 石核	—	直刃	—	石質製有孔 内鑿?	—	✓	EUP	D	HJ1993	
12	山西荀子遺 跡	ZK-2006	30,600 ± 1520	38,653–31,605	35,010	小石刃 両面打削	—	—	—	—	✓	EUP	DQ	考古研1992		
	ZK-2100	—	27,520 ± 1100	34,538–30,042	32,249	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	山西省荀子 寺28.8号	BAH1444	24,385 ± 90	28,324–27,925	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	QHAK-14.6 2017; Song et al. 2017		
14	山西荀子木井	ZK-2598	25,425 ± 1005	31,255–27,776	29,616	半凹打削 石核	—	直刃	—	—	✓	EUP	D	HJ2007		
15	北京市劉口遺 跡	OA-A-31957	30,800 ± 300	34,744–33,554	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	Li et al. 2018b		
	OA-A-31958	31,800 ± 300	38,376–35,823	—	—	—	—	—	—	✓	✓	✓	EUP	DQ	—	
	北京市東方遺 跡	—	24,800 ± 350	29,978–28,402	29,148	—	—	直刃	—	—	✓	EUP	TB	李江平2000		
	北京市東方遺 跡	—	24,200 ± 300	29,036–27,807	28,409	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	李江平2000		
17	甘肅省陰家 川A網	BA09123	23,300 ± 100	27,732–27,317	27,525	—	—	—	—	—	✓	EUP	DQ	甘肅省江 2020		
	寧夏吳忠刺 頭2號古 文化層	—	—	—	両面打削 石核?	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
18	寧夏吳忠刺 頭2號古 文化層	BAH10218	30,360 ± 120	35,157–34,641	34,727	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	BAH10222	27,190 ± 100	31,434–31,067	31,198	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	寧夏吳忠江 2013		
	BAH10224	28,290 ± 110	32,953–31,908	32,389	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	寧夏吳忠刺 頭2號古 文化層	Beta	27,040 ± 150	30,953–31,354	31,141	—	—	—	—	—	—	✓	EUP	D	—	
19	寧夏吳忠刺 頭2號古 文化層	OA-A	23,600 ± 170	28,257–27,629	27,823	半凹打削 石核	✓	—	—	—	—	MUP	M	吉川A.1-6 2019		
	Beta	23,610 ± 80	28,892–28,630	27,767	—	—	—	—	—	—	—	MUP	M	—		
20	吉林省附城 縣	BAH257	21,550 ± 120	25,912–25,338	25,716	G刃	✓	—	—	—	—	MUP	M	吉林省江 2016		
21	内蒙古自治区 阿尔山	BA04479	23,707 ± 180	27,718–27,721	27,373	8.74±0.76 7.41±0.76	✓	—	—	—	✓	MUP	M	李江平2010		
	471405	22,680 ± 80	27,259–26,908	27,081	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
22	河南淮西河 流	—	—	—	半凹打削 石核	✓	—	—	—	—	—	—	—	MUP	M	
	377941	23,070 ± 90	27,609–27,208	27,333	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	山西西丁川 遺跡	ZK-0539	20,110 ± 600	22,964–25,632	28,230	半凹打削 石核	✓	直刃	✓	—	—	✓	MUP	M	考古研1992	
	BAH10439	19,650 ± 80	23,945–23,414	—	—	6.0 ± 0.8	✓	直刃	—	—	—	—	MUP	M	山西大同 2017; Song et al. 2017	
	BAH10442	20,310 ± 70	24,302–25,350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	MUP	M	—	
24	河南荀子遺 跡	Beta-42175	23,040 ± 80	27,551–27,134	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	Zhao et al. 2021	
	Beta-42178	24,360 ± 100	28,510–27,891	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	MUP	M	Zhao et al. 2021	
25	河南荀子遺 跡	BAH10902	21,880 ± 80	26,309–25,899	—	—	半凹打削 石核	✓	直刃	—	—	—	✓	MUP	M	Zhao et al. 2021
	BAH10903	22,010 ± 90	26,490–26,986	—	—	—	—	—	—	—	—	✓	MUP	M	考古研1992	
	BAH01129	24,443 ± 53	28,615–28,008	28,344	—	✓	—	—	—	—	—	✓	MUP	M	考古研1992	

注: 表中、斜字で示した放射性炭素年代の誤差幅と中央値は、筆者がソフトウエアCalib Rev.8.1.0、較正曲線IntCal20を用いて前算した。標準偏差は2σ。

は、下川遺跡群のEUP石器群のように、これらの特徴をいずれも備える石器群は、下川地区以外では知られておらず、古本州島との間に分布域の地理的連続性を見出すことはできない。その一方、近年、古本州島の当該期の石器群の起源については、中国北部同様、鋸歯縁石器群とする学説（長井2021、森先2020）が提示されている。これに従うとすれば、下川遺跡群と古本州島のEUP石器群にみられる技術的な類似性は、東アジアに広範囲に分布した鋸歯縁石器群が各地で独自に発達し、文化収斂した結果と推定される。換言すれば、古本州島のEUP石器群の特徴とされた背付き尖頭器（ナイフ形石器）・台形（様）石器、斧形石器の製作技術などは、母体となった鋸歯縁石器群の技術基盤に本来内包されていたものであることを強く示唆するものといえる。

## V　まとめ一下川遺跡群と中国北部のEUP石器群一

これまでの考察をまとめてみよう。

- ①下川遺跡群の後期旧石器時代前・中葉の石器群は、富益河圪梁2層下半部、小白樺圪梁3B層・4層、水井背3④～4①層、流水腰4層、牛路4層の石器群に代表される前葉段階（ca.39~30calka）と、富益河圪梁2層上半部、小白樺圪梁2層・3A層、水井背2層～3③層、流水腰2層・3層、牛路2層・3層の石器群に代表される中葉段階（ca.27calka～）の2段階に分けられる。このうち、前葉段階はユーラシアにおけるEUP、後葉段階はMUPに相当する。
- ②下川遺跡群のEUP石器群は、調整技術が未発達な単設打面石核や分厚い搔器状を呈する舟底形石核を用いた小石刃技術や磨盤・石皿・磨礲などを用いた研磨・粉化技術、背付き尖頭器、台形石器、搔器、斧形石器、赤鉄鉱を粉化した赤色顔料などの後期旧石器的要素がみられる鋸歯縁石器群グループ（D群・DP群）、もしくは台形石器・背付き尖頭器を持つ石器群（TB群）である。一方、MUP石器群は細石刃石器群（M群）である。
- ③下川遺跡群におけるEUP/MUPの時期区分は、中国北部にもおおむね当てはめられる。各石器群の年代から、中国北部のEUPはca.40~27calkaであり、MUPは28~27calkaに開始される。
- ④中国北部のEUP石器群も下川遺跡群同様、おおむね中期旧石器時代以来この地域の主体的な石器群であった鋸歯縁石器群グループである。剥片剥離技術では、調整技術が未発達な単設・両設打面石核を利用するものの割合が高い傾向がみられる。また、小石刃技術、刃つぶし加工などの石器製作技術、搔器、彫器、背付き尖頭器、台形石器、斧形石器などの新たな器種、磨盤や磨石、石皿などを用いた研磨・粉化技術、磨製骨角器、装身具、赤色顔料などの後期旧石器的な要素がみられる。ca.40calka以降、これらが鋸

齒縁石器群に付加される中で、剥片剥離技術や器種組成などが変化し、鋸齒縁石器類が希薄な後期旧石器の石器群（UP群）やTB群も出現したと考えられる。

- ⑤中国北部のEUPの特徴である小石刃技術、小石刃を素材として刃つぶし加工で製作したトゥール、赤色顔料・装身具などは、アルタイ、モンゴル、シベリアなどのEUPの特徴と共通する。これらは、中国北部の鋸齒縁石器群に付加されたような様相を示すことから、周辺地域から中国北部に伝播したことが示唆される。その伝播については、周辺地域のEUP荷担集団と中国北部の鋸齒縁石器群荷担集団が接触、後者が自らの技術をもとに、前者の後期旧石器的な要素を模倣、受容したという「外的接触伝播」の状況を想定できる。
- ⑥周辺地域の現生人類集団から現生人類的な行動様式を示す後期旧石器的な要素を模倣・受領した中国北部の集団は、現生人類で構成されていたと考えられる。田園洞人（ca.40calka）以降の中国北部の化石人類は、いずれも現生人類であることを加味すれば、中国北部における現生人類の出現は、EUPが開始されたca.40calka以前にさかのぼり、40calkaまでには古代型新人あるいはデニソワ人など、中国北部に先住していた人類と完全に入れ替わっていたと想定できる。

- ⑦石器製作技術中の割合が低い簡便な（小）石刃技術、背付き尖頭器・台形石器、斧形石器などは、古本州島のEUP石器群の特徴でもあるが、下川地区以外の中国北部では下川遺跡群のEUP石器群のようにこれらの特徴をいずれも保持するものは知られておらず、古本州島との間に分布域の地理的連続性を見出せない。下川遺跡群と古本州島のEUP石器群にみられる技術的な類似性は、共通の母体である鋸齒縁石器群の各地における並行進化による文化収斂の結果と推定される。

以上、下川遺跡群を中心とする中国北部のEUPについて考察し、EUP石器群の年代と展開、技術的特徴などを明らかにできた。そして、EUPの展開は、中国北部における現生人類の出現と拡散に関連することが考えられた。今後は、古代ゲノム分析による東アジアにおける人類集団の動向を考慮しつつ、下川地区を含む中国北部のEUPにみられるようになる石刃技術、赤鉄鉱の利用、装身具、磨製骨角器などの出現過程を明らかにしたい。また、今後は、鋸齒縁石器群の並行進化による文化的収斂の結果とした下川遺跡群と古本州島のEUP石器群間の類似性について検証を進め、両者が類似した成因についても検討を加えたい。最終的には、東アジア各地のEUPの様相を解明し、東アジア後期旧石器世界の特徴、地域間交流などの諸課題について考察をしていく。

本論考は日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B）課題番号JP20H01361）による。

**註**

本文、表1中の斜字で示した放射性炭素年代の平均値、曆年較正値とその中央値は、筆者がソフトウエアCalib.Rev.8.1.0、較正曲線IntCal20を用いて計算した。標準偏差は $2\sigma$ である。

**参考文献**

- 北京師範大學歴史学院・山西省考古研究所 2019「山西沁水下川遺址小白樺圪梁地点2015年発掘報告」「考古学報」2019(2) pp.383-404
- 北京師範大學歴史学院・山西省考古研究所 2021「山西沁水縣下川遺址富益河圪梁地点2014年T1発掘簡報」「考古」2021(4) pp.14-28
- 陳全家・趙海龍・王法尚(2007)「吉林樺甸仙人洞旧石器遺址1993年発掘報告」「人類学学報」26(3) pp.223-236
- 杜水生 2007「山西陵川塔水河遺址石製品研究」「考古与文物」2007(5) pp.86-93
- 杜水生 2017「下川遺址新発見対北方細石器体系研究の意義」「史学史研究」2017(4) pp.121-123
- 杜水生 2021「連続与断裂：重新認識下川遺址在中国旧石器文化研究上的意義」「第四紀研究」41(1) pp.153-163
- 甘肃省文物考古研究所・中国科学院古脊椎動物与古人類研究所 2020「甘肅徐家城旧石器時代遺址2009年発掘与研究」科学出版社
- 吉林大学考古学院・黒龍江省文物考古研究所・中国科学院古脊椎動物与古人類研究所 2019「黒龍江龍江県西山頭旧石器時代遺址」「考古」2019(11) pp.3-13
- 李超榮・郁金城・馮興無 2000「北京市王府井東方廣場旧石器時代遺址発掘簡報」「考古」2000(9) pp.1-8
- 遼寧省文物考古研究所 2009「小孤山：遼寧海城史前洞穴遺址総合研究」科学出版社
- 寧夏文物考古研究所・中国科学院古脊椎与古人類研究所 2013「水洞溝：2003~2007年度考古発掘与研究報告」科学出版社
- 山西大学歴史文化学院・山西省考古研究所 2017「山西吉縣柿子灘遺址S29地点発掘簡報」「考古」2017(2) pp.35-51
- 申麗茹・王益人・杜水生 2020「下川遺址流水腰地点の細石葉工業」「第四紀研究」2020(1) pp.264-274
- 王佳音・張松林・汪松枝・信君蔚・劉青彬・高霽旭・趙靜芳・王幼平 2012「河南新鄭黃帝口遺址2009年発掘簡報」「人類学学報」31(2) pp.127-136
- 王建・王向箭・陳哲英 1978「下川文化」「考古学報」1978(3) pp.259-288
- 王晶・杜水生 2018「下川遺址船形細石核研究」「第四紀研究」38(6) pp.1438-1448
- 王晚琨・魏堅・陳全家・湯卓輝・王春雪 2010「内蒙古金斯太洞穴遺址発掘簡報」「人類学学報」29(1) pp.15-32
- 原思訓 1993「加速器質譜法測定興隆紋飾鹿角與峙峪遺址等樣品的<sup>14</sup>C年代」「人類学学報」12(1) pp.92-95
- 趙海龍・徐廷・馬東東 2016「吉林和龍大洞遺址黑曜岩形削器の製作技術与功能」「人類学学報」35(4) pp.537-548
- 鄭州市文物考古研究院・北京大学考古文博学院 2020「新鄭趙莊旧石器時代遺址発掘報告」科学出版社

- 中国社会科学院考古研究所 1983「中国考古学中碳十四年代数据集 1965~1981」 文物出版社
- 中国社会科学院考古研究所 1992「中国考古学中碳十四年代数据集 1965~1991」 文物出版社
- 中国社会科学院考古研究所・陕西省考古研究院 2021「龍王辿遺址第一地点：旧石器時代晚期遺址発掘報告」 文物出版社
- 中国社会科学院考古研究所・山西省考古研究所 2016「下川：旧石器時代晚期文化遺址発掘報告」 科学出版社
- 中国科学院古脊椎動物与古人类研究所・河北省文物研究所 1992「四方洞：河北第一处旧石器時代洞穴遺址」『文物春秋』1992(増刊) pp.98~120
- Guan Ying, X. Wang, F. Wang, J. W. Olsen, S. Pei, Z. Zhou Z. Gao X. 2020. Microblade remains from the Xishaha site, North China and their implications for the origin of microblade technology in Northeast Asia. *Quaternary International* 535, 38~47.
- Kato Shinji (2021) The cultural sequence of the Middle and Upper Palaeolithic in northern China. *Quaternary International* 596, 54~64.
- Li Feng, N. Vanwezer, N. Boivin, X. Gao, F. Ott, M. Petraglia, and P. Roberts (2019) Heading north: Late Pleistocene environments and human dispersals in central and eastern Asia. *PLoS One* 14 (5), e0216433. doi: 10.1371/journal.pone.0216433
- Li Feng, C. J. Bae, C. B. Ramsey, F. Chen X. Gao (2018) Re-dating Zhoukoudian Upper Cave, northern China and its regional significance. *Journal of Human Evolution* 121, 170~177.
- Li Feng, S. L. Kuhn, F. Chen, Y. Wang, J. Souton, F. Peng, M. Shan, C. Wang, J. Ge, X. Wang, T. Yun, and X. Gao (2017) The easternmost Middle Paleolithic (Mousterian) from Jinsitai Cave, North China. *Journal of Human Evolution* 114, 76~84.
- Morisaki Kazuki, K. Sano, and M. Izuhira (2019) Early Upper Paleolithic blade technology in the Japanese Archipelago. *Archaeological Research in Asia* 17, 79~97.
- Pei Wenzhong (1939) The Upper cave industry of Choukoutien. *Paleontologia Sinica series D*. 9, 1~58.
- Rybin Evgeny, A. M. Khatsenovich, B. Gunchinsuren, J. W. Olsen, and N. Zwyns (2016) The impact of the LGM on the development of the Upper Paleolithic in Mongolia. *Quaternary International* 425, 69~87.
- Song Yanhua, D. J. Cohen, J. Shi, X. Wu, E. Kvavadze, P. Goldberg, S. Zhang, Y. Zhang and O. Bar-Yosef (2017) Environmental reconstruction and dating of Shizitan 29, Shanxi Province: An early microblade site in north China. *Journal of Archaeological Science* 79, 19~35.
- Terry Karista, I. Buvit, and M. V. Konstantinov (2016) Emergence of a microlithic complex in the Transbaikal Region of southern Siberia. *Quaternary International* 425, 88~99.
- Uemine Atsushi, T. Watanabe, F. Wang, and M. Yamane (2022) Lithic production strategy of early upper Paleolithic in Shulian Cave, North China. *Quaternary International* 610, 108~121.
- Wang Fagang, S. Yang, J. Ge, A. Ollé, K. Zhao, J. Yue, D. E. Rosso, K. Douka, Y. Guan, W. Li, H. Yang, L. Liu, F. Xie, Z. Guo, R. Zhu, C. Deng, F. d'Errico, and M. Petraglia (2022) Innovative ochre processing and tool use in China 40,000 years ago. *Nature* 603, 284~289.
- Zhao Chao, Y. Wang, W. Gu, S. Wang, X. Wu, X. Gao, Y. Chen, Y. Li (2021) The emergence of early microblade technology in the hinterland of North China: a case study based on the Xishi and Dongshi site in Henan Province. *Archaeological and Anthropological Sciences* 13,

- article no. 98(2021), 16
- Zwyns Nicolas (2012) Laminar technology and the onset of the Upper Paleolithic in the Altai. Siberia. Leiden University Press.
- 加藤真二 2009 「中国北部地域のナイフ形石器」「物質文化史学論聚」 北海道出版企画センター pp.57-70
- 加藤真二 2017 「中国北部の旧石器時代凌身具について」「第18回 北アジア調査研究報告会要旨集」 北アジア調査研究報告会実行委員会 pp. 7-10
- 加藤真二 2019 「中国の旧石器：その石器群類型と編年」「旧石器研究」15 pp.91-106
- 佐川正敏 1983 「中国北方における旧石器時代晚期の石器群の変遷」「考古学論叢Ⅰ」 東出版社 奒社 pp.137-170
- 長井謙治 2021 「日本列島の中期・後期旧石器時代過渡期の石器技術」「旧石器研究」17 pp.15-39
- 森先一貴・國木田大・池田朋生・村崎孝宏 2020 「石の本再訪」「旧石器研究」16 pp.43-58
- 山田 哲 2008 「北海道の縞石刃石器群をめぐる伝播現象」「伝播を巡る構造変動」 科研費「日本列島北部の更新世/完新世移行期における居住形態と文化形成に関する研究」グループ pp.60-77

**挿図出典**

図1：筆者作成

# 古代都市再考

## —起源と定義—

山藤正敏

### I はじめに

都市（City）あるいは都市性（Urbanism）は、発達した人類社会の特徴として、人文科学・社会科学の諸分野で古くから研究の題材となってきた（e.g., Burgess1926、Wirth1938）。考古学においては、世界各地の都市的な大型居住地遺跡が數々発掘され、そこからは壮大な建築構造や顕著な遺物が多数発見されてきた（e.g., Feinman・Marcus1997、Marcus・Sabloff2008）。社会学では、中世ヨーロッパの伝統的都市を念頭にしばしば具体像が描かれている（ギデンズ2002：p.538）。このような現象としての顕著さとは裏腹に、古代都市を定義することは難しい。古代都市を大型村落から、論理的に明確に区別することが可能なのか。異なる地域・時代を通じて共通する特徴を認識できるのか。

このような課題にアプローチするために、本稿では先行研究に立ち返って、基本的な情報を整理することにした。ここで扱う基本的な情報とは、①古代都市が出現する社会的文脈あるいは段階に関する認識、そして、②古代都市の定義（認識）、である。古代都市の出現は、複雑化社会の発達との相関が考えられ、こうした社会の形成に関する一般理論を見返すことは有益と思われる。都市の出現背景を踏まえた後に、古代都市の「捉え方」を概観する。古代都市の定義を示した先行研究は多数あるが、個別具体的な現象としての古代都市に一般的な特徴を必ずしも見出すことができるとは思えない。そこで、先行研究から主な観点を抽出し、古代都市の本質を把握するための体系を整備できないかと考えた。

上記の基礎的情報を踏まえて、本稿の第4節では、古代都市を捉えるための新たな属性を提示する。また、事例として前4千年紀末のシリア・メソポタミアと前3千年紀前半の南レバントにおける大型居住地遺跡を取り上げる。両地域とも西アジアに位置するが、これらは極めて異なる文化を有することが認識してきた。この新たな属性により、大型居住地遺跡の都市的特徴を合理的かつ多角的に例示したい。

## II 社会の複雑化と都市の発生

### 1 複雑化社会の認識

社会の複雑化に関する研究は、19世紀後半の進化主義（Evolutionism）人類学により牽引された（Tylor1865, Morgan1877（モルガン1961）、Spencer1878、別府1959）。1940年代には進化主義が再興し（White1949, Steward1949・1955、米山1965）、1970年代にかけて新進化主義（Neoevolutionism）として、世界各地の民族誌データと考古学の成果に基づいて、同時代および古代の諸文化を類型化し、文化・社会進化の諸段階として序列化するに至った（Sahlins1958, Service1962・1975, Fried1967）。この類型化・序列化において重要なのは、狩猟・採集社会と国家社会の間に中間的段階を設定したことにある。「先国家（Prestate）」的としばし捉えられることからも（e.g., Feinman・Neitzel1984：p.39）、この段階をより複雑化した社会とみなせるだろう。

この先国家社会は一般的に「首長制（Chiefdom）」の名で知られ、首長の権威により統治されていたと考えられている。この首長を核とした統治体制は、恒常化・制度化されることなく、法を司る官僚機構も政務に特化した建造物も見られない。社会構造は血縁集團（リニージ）に基づき、首長およびその近縁者からなる上位集團と、それ以外の下位集團の2階層に概ね分かれる。各集團（村落）にはいずれも首長が存在し、これらを束ねる最高首長の下で、1つの共同体を形成する。このため、人口規模・密度ともに、これ以前の社会に比べて必然的に大規模（数百～数千人）になる。経済的側面については、とくに、余剰の生産、専業化、そして集積・再分配が議論されてきた。E. サーヴィスは、「首長制」社会の生産性が増加したことにより、交換に用いる余剰が増加し、それにより首長などの援助（再分配）を受けた専業工人が出現した（専業化の促進）と考えた（Service1962：p.147）。この結果、社会の生産レバーレルは向上し、専業工人と再分配が社会的・経済的に不可欠になることで、首長の権威が高まったとする（Service1962：pp.147-148）。他方、M. フリードは、「ランク社会（Rank society）」における専業化を明白に認めておらず、首長を含む全構成員による季節的な集約農耕への従事には触れている（Fried1967：p.115, pp.129-131）。

これに対して、「国家（State）」は、その社会・政治形態において先国家社会と大きく異なる。その社会は、階級（Class）を基礎とするより複雑な社会階層を明確に示す（Service1962：pp.171-172, Fried1967：pp.229-235）<sup>1</sup>。また、公式かつ恒常的な統治機構（官僚制・政府）が存在し、この機構が法的に担保された権力を唯一行使する。権力の機能は、①税の徵収、②労働力の動員、また、③法の執行、が主要なものと考えられる（Service1975, Carneiro1970・1981）。このように、複雑な階層制と集権的な統治機構を有する社会は、多数の共同体をその領域内に内包しており、人口規模も大きい。

ところで、先国家社会はより単純な形態とより複雑な形態を含んでいる。R.カーネイロはこの点を考慮し、「首長制」社会をその規模に応じて、最小（Minimal）（1ダース程度の村落のまとまり、人口数百名）、典型（Typical）（数十程度の村落のまとまり、人口規模は数千名から1万名超）、最大（Maximal）（ハワイやタヒチなど、国家段階に近い）に細分した（Carneiro1981）。また、G.ファインマンとJ.ナイツェルは、アメリカ大陸における先国家段階の諸社会を対象として、首長の機能、地位の差別化、政治的決定のレヴェル（階層）、セトルメント・パターンを比較し、これらの様相が著しく多様であることを明らかにした（Feinman・Neitzel1984）。なお、より複雑な形態を示す先国家社会は概してより発達した階層性と専業化を特徴とするが、社会関係の基礎は依然として血縁集團にあり、公式な統治機構を持たない。例えば、M.D.サーリングのボリネシア社会研究において「Group 1」に分類される社会（ハワイ、トンガ、サモア、タヒチ）では3段階の階層制が認められ、首長の権限が極めて強力であった（Sahlins1958: pp.10-12）。また、フリードによる理論モデルである「階層化社会（Stratified Societies）」では、個々の文化に固有の基礎的資源へのアクセス権が特定集團に限定されることで不平等化（階層化）が進み、多くの労働力が生産から離れて専業的労働に従事する（専業化）と考えられた（Fried1967: pp.186-187）。

## 2 考古学から見る複雑化社会

社会の複雑化は、考古学からも追求されてきた。1950年代には、史的唯物論に基づいて複雑化社会の成立を論じる傾向が強くみられる。V.G.チャイルドは人類史における「都市革命」を論じ、文明（=国家）の特徴を述べている（Childe1936・1950、チャイルド1957）<sup>2</sup>。これによれば、「都市革命」とは自給自足経済からの脱却、都市経済の開始、国家の出現を指している。その特徴は、十分な食料供給とそれによる人口の増加、灌漑などの大規模土木事業の開始、資源不足を補完する対外交易の開始、多様な職業の専業化（分掌化）、軍隊の創出、文字記録、官僚機構の成立、階級の発生、そして都市の発生にある（Childe1936、チャイルド1957）。チャイルドの影響を強く受けたR.McC.アダムスは、主にメソアメリカ、ペルー、メソポタミアの考古学的事例に基づいて、国家成立前後の社会の特徴を論じている（Adams1956）。いわゆる国家段階の直前に当たる「繁栄期／古典期（Florescent or Classical Era）」には神権的な首長の権威に基づいて共同体が統合され、神殿に付属する小規模な工芸専業集團の成立や灌漑・モニュメント建設のための大規模な労働力の動員が可能となったが、階級は未発達であった。次の「軍国主義／王朝期（Militaristic or Dynastic Era）」は国家段階にあたり、世俗的な権力が出現・拡大し、市場経済の発達、工芸専業化の進展、階級の発達、国家間戦争の恒常化により特徴づけられた。

1960年代に興隆したプロセス考古学は、一般法則の確立を目指す新進化主義人類学と親

和的であり、両者は容易に結びついた (Johnson2020 : p.25)。この潮流の中で、先国家社会の概念もまた考古学に援用されたが、一般法則と自然環境を重視する仮説検証的な研究姿勢と、新進化主義に基づく人類社会の類型化への批判が次第に大きくなり、個別具体的な要素（文化の特異性・多様性）により着目したアプローチが採られるようになった (e.g., Flannery1972, Renfrew1973・1974, Earle1987・1991, Kristiansen1991, Wright1994, トリッガー2001, Trigger2003)。T. アールは、ボリネシア、環カリブ海域、北アメリカ東部、ヨーロッパを主たる研究対象として、「首長制」を①統合の規模、②意思決定の中心性、そして③階層化、から改めて特徴づけた (Earle1987)。社会（共同体）の規模が大きくなるほど複雑性は増し、文化毎に発現形態に特異性がみられることを考慮しつつも、「首長制」社会に通有な特徴を抽出することは重要である。また、K. クリストイアンセンは、それまでの「首長制」から「複雑な首長制 (Complex chiefdoms)」あるいは「階層化社会 (Stratified society)」を分離し、「古拙国家 (Archaic states)」をも含む社会類型として論じている (Kristiansen1991)。この「階層化社会」は、国家と「首長制」の過渡的段階と捉えられており、「非集権化階層社会 (Decentralized stratified society)」と「集権化古拙国家 (Centralized archaic state)」に細分された。「非集権化階層社会」では、首長／王が非集約的な生産的生産に依拠する村落共同体から貢納・税を徵収し、交易や工芸生産のための拠点を開拓することで、間接的に支配する。土地は私有が原則であり、官僚組織は制度化されていない。他方、「集権化古拙国家」では、貢納・税収のために公有地が管理される。支配者層の存在と生産・交易・宗教活動の管理機構が合法化・制度化され、高い余剰生産に基づいて労働力が組織化されることで、モニユメント建設、工芸生産、交易が可能になった。

考古学における国家段階の社会への関心は、その成立背景に向けられていた。このため、世界各地の1次国家（特定域内において自律的に成立した国家）を対象として、その発生因と特徴が論じられてきた (e.g., Adams1966, Flannery1972, Yoffee1993・2004, Feinman・Marcus1997, トリッガー2001, Trigger2003, Smith2012)。複雑化社会への生態学的アプローチを試みたK. V. フラナリーは、「階層化社会 (Stratified society)」(=国家)についても述べている (Flannery1972)。論考には、集権化された行政機構の存在や職業的な支配者階級の成立など、新進化主義人類学から援用された特徴が並ぶが、社会の隅々にまでいきわたる高度な専業化とこれに基づく居住パターンの形成、互酬・再分配・市場からなる多重経済構造は、考古学的成果からフィードバックされた特徴である。B.G. トリッガーは、文明固有の要素の重要性を十分認識しつつも、個別事例の比較研究を通じて国家段階の社会に通文化的な規則性を見出そうとした（トリッガー2001）。その社会では技術レヴェルに大きな変化はないが、社会全体の管理が階級制に基づき、法的に安定した支配者階級により

労働力の強制的な動員・組織化が可能になった、とされた(Trigger2003)。また、N.ヨッフィーは、法・生産・分配を統合し、独占的に管理するための効率的な情報加工装置として国家を捉えた(Yoffee1993, 2004)。これを裏付けるのは、生産・貯蔵・分配・交換に基づく経済的権力、都市的中心やある種の象徴に依拠する社会的権力、支配者階級により系統的に行使される政治的権力であり、これらが同時に発達する必要性を論じた。

### 3 都市の位置付け(表1)

文化人類学と考古学における複雑化社会の研究を概観したが、都市はどの程度複雑な社会で生じたと考えられてきたのだろうか。

国家段階の社会が都市をともなうことは、ほぼ一致した見解である。考古学においては、文明の本質的かつ必須の特徴としての直接的言及(Childe1936, Trigger2003:p.120)、あるいは、フルタイムの専業工人の多くが暮らす場所(Flannery1972:p.404)や社会的権力が形成される空間としての都市的コンプレックス(Yoffee1993:p.70)といった間接的な言及が見られ、いずれでも都市が重要視されていることに変わりはない。他方、文化人類学では国家における都市の存在への言及がほとんど見られない。その中で、サービスは「都市(Cities)は、古拙文明の発達に本質的でもなければその発達と緊密に関連しあえない」(Service1975:p.xii)と述べ、都市を国家に必要な条件とは考えていないかった。ただし、「それら(urban centers)は…ほとんどいつも明らかに先行して発達した文明によ

表1 複雑化社会の認識

文化人類学	都市・集落に関する言及	主な特徴
ランク社会(Fried 1967)	×村落のみ存在	
首長制(Carneiro 1981)	△首都的な村落・町	首長制を3つに細分(最小・典型・最大)、多様性を認識。
地域発展・繁栄期(Steward 1949, 1955)	○メソポタミア、エジプトにおける都市化	北ペルー、メソアメリカ、メソポタミア、エジプト、中国の古代社会に焦点(考古学の成果から)
国家=文明(Service 1975)	△国家にとって都市は非本質的	
考古学		
首長制(Flannery 1972)	×村落のみ存在	階級が存在しない。
首長制(Earle 1987)	△社会層に異なるが、中心的居住地への人口の集中はこの段階で見られるか	「首長制」に分類される社会の多様性を念頭に置く。
非集権化閉鎖社会(Kristiansen 1991)	△町は存在しない。貿易された貿易港や生産センターは町に発達する可能性。	階層化社会
文明(Childe 1936, チャイルド1957)	○文明の本質的特徴	考古学的証拠からの議論、経済的側面を重視。
軍国主義／王朝期(Adams 1956)	○都市の生息様式	階級的権力による国家統治
国家(Flannery 1972)	○専業工人が区画別に暮らす場所として存在	考古学的証拠に基づく。
初期文明(Trigger 1993, 2003)	○都市的中心の重要性	階級社会の最初期かつ最も単純な形態
国家(Yoffee 1993, 2004)	○都市的コンプレックス	社会的権力が形成される空間として

るものである」(Service1975 : p. 8)とも述べており、サービスの議論の対象には、1次国家のみならず、後続する2次・3次国家も含まれると推測できる。2次・3次国家をも含んだ議論では、都市の意義づけが異なるのも当然であろう。

先国家社会は、人口規模・密度が増大した定住社会であるため、段階的な集住は容易に推測できる。しかし、基本的に都市の存在について言及されていないか、村落のみ存在が認められている場合 (Fried1967, Flannery1972) がほとんどであった。ただし、都市の存在について示唆的な言及もある。アールは、増大した人口が当該社会の中心地に集住する居住パターンを想定した (Earle1987 : p.288)。また、クリスティアンセンは、「非集権化階層社会」において小規模な「町」が発達する可能性を示唆した (Kristiansen1991 : pp.19-20)。文化人類学からは、「首長制」における首都的な村落あるいは「町」の存在が肯定された (Carneiro1981 : p.54)。こうした言及はとくに、より複雑な先国家社会にフォーカスしている。

以上から、都市は1次国家の成立に必須の要素と認識されており、その起源は階層化と専業化が進んだ、より複雑な先国家社会に遡りうる、といえる。

### III 古代都市の認識論

#### 1 都市の定義について

古代都市は、先述の先国家社会・国家社会の研究とリンクして、さまざまに定義されてきた。既往の定義は、大きく2つに分類できる。1つは、すべての都市を包含する定義是不可能であるため、包括的な特徴のみを提示する立場（包括的定義）である。古くはL.ワースによる社会学的定義として、「社会的に異質な個人の、相対的に大きく密で永続的な居住地」(Wirth1938 : p.8)が挙げられる。考古学の立場からは、トリッガーが「より広大な後背地との関係において、専業化された諸機能を果たす居住地の単位」(Trigger1972 : p.577)と述べ、都市を機能論的に定義した。最近ではM.L.スミスによる、都市とは「日常生活の多くの側面において、多様な潜在的行動における選択の可能性が開かれている場所」(Smith2019 : p.13)とする、より質的かつエミックな捉え方が印象的である。

他方、都市の特徴を列挙して体系的に捉えようとする試み（体系的定義）もある。チャイルドによる史的唯物論の観点から提示された10項目の定義 (Childe1950) をはじめとして、こうした定義はこれまで数多く示されてきた (Bietak1979, Kostof1991, Renfrew2008 etc.)。これらは各々、すべての項目を満たすことが必要とは論じておらず、また、最近では各項目があくまでも相対的な指標とされており (e.g., Marcus・Sabloff2008, Smith2019)、柔軟性を維持している<sup>3</sup>。

固有の地理的・歴史的文脈で成立した古代都市を通文化的に一括して定義することは、考古学的知見がさらに蓄積した今日、ますます困難になっている。そこで重要なのは、古代都市を捉える観点である。この諸観点にしたがい、特定地域内に限定した比較研究を通じて、古代都市を相対的かつ多角的に認識することが最も合理的であろう。古代都市を捉える観点は、量的認識と質的認識に大別できる（表2）。量的認識とは、人口規模などの物理的性質や、都市空間の配置状況（空間論）など、絶対的な指標（数値）による把握を指す。他方、質的認識は、都市を諸関係の中で質的・相対的に捉える。こうした類型化に基づき、以下では既往研究における古代都市の認識を体系的に抽出・評価する。

## 2 量的認識

量的認識は、物理的認識と空間論的認識に区別できる。

物理的認識は、都市の人口規模・密度、都市域の面積に着目する。こうした観点からの定義は古くから行われており、人口規模は相対的に大きく、人口密度も高い状況が示されている（Wirth1938、Childe1950、Sjöberg1960、Bietak1979、Kostof1991、Smith2003・2019、Cowgill2004、Gates2011 etc.）。一方、人口規模についてより具体的な数値を提示する事例も散見される。この場合、数千人規模以上の人口を推定する論者が多い（Sjöberg1960、Trigger2003、Cowgill2004、Hansen2008）、なかには数万におよぶ人口を見込む場合もある（Adams1960、Kostof1991）。この人口規模の振れ幅は、おそらく主要な対象とした時代・地域の差を表していると考えられ、絶対的数値による都市の認識が難しいことを暗示している。

空間論的認識では、都市外部・内部の空間配置に関する議論が区別されなければならない。都市外部の研究では、都市はある空間において「結節点」や「核」をなし、周辺と区別できる居住地として認識される（Wheatley1963、Hansen2008）。さらに、こうした都市はそれ単体では存在できず、周囲の町・村落と階層関係を築くことが前提とされている（Blanton1976、Kostof1991、Trigger2003、Thomas2010）。このように特定の地理的範囲における中心点として都市を見出す観点は、地理学における中心地理論から借用されたものである。ドイツの地理学者W.クリスラー（Christaller）により1931年に提唱された中心地理論は、中心地（都市）の機能（行政、文化・宗教、社会、経済、交通・通信といった第3次産業）とそれにより提供される財（サービス）の到達範囲（消費者による財獲得の限界範囲）に着目して、中心地分布の理論を構築した（杉浦1989：pp.44-57）。例えば、最も上位の中心地B<sub>0</sub>を中心点とする特定財の到達範囲を半径20kmの真円として描いた場合、これよりも遠い地点（例えば、中心より21km）にこの財は供給されない<sup>4</sup>。この地点への供給をカバーするには、供給範囲がわずかにオーバーラップするように、同等レベルの中心地

表2 古代都市の認識（主な論考に限る）

論考	対象	人口	物理的 密度	場所的 密度	空地と耕種地 内部の空間区分	機能的 区分	社会経済分 割の現象	階層的 構造	空間的 構造
Childe 1960 西ヨーロッパの古代都市	メガロポリス・中 央集権の古代都市	増加	增加	政治、経済、宗教、商 交易、教育、学・宿泊、医 療等	祭祀活動を中心とする住 民の出現	祭祀活動を中心として生 活する者と、祭祀活動を支 援する者	祭祀活動の現象	祭祀活動の現象	祭祀活動の現象
Adams 1960 古代都市	メガロポリスアラル トの古都群	数万	低	盆地と周辺での居住 区の出現	中央集権的組織の存在 と最大、最も複雑な社会 組織の出現	中央集権的組織の存在と して生じる社会組織の 分化	中央集権的組織の存在 と分化	中央集権的組織の存在 と分化	中央集権的組織の存在 と分化
Sjöberg 1960 北ヨーロッパの古都群 をもむ)	北ヨーロッパの古都群	5,000~ 10,000人 (平均) に固む)	低	盆地と周辺での居住 区の出現	中央集権的組織の存在 と最大、最も複雑な社会 組織の出現	中央集権的組織の存在と して生じる社会組織の 分化	中央集権的組織の存在 と分化	中央集権的組織の存在 と分化	中央集権的組織の存在 と分化
Trigger 1972, 2003 古代都市	古代都市	数万人	高	盆地と周 辺・村	盆地の下位に 有る小規模な居住地 の出現	行政機関、宗教、祭祀、 祭祀、アーティスト、商人、 農業、分配機能が混 合する社会的機能	行政機関、宗教、祭祀、 祭祀、アーティスト、商人、 農業、分配機能が混 合する社会的機能	行政機関、宗教、祭祀、 祭祀、アーティスト、商人、 農業、分配機能が混 合する社会的機能	行政機関、宗教、祭祀、 祭祀、アーティスト、商人、 農業、分配機能が混 合する社会的機能
Breuk 1979 古代シリアト	高密度に集 中化	○	○	コントロールが進む地 域	行政、商業、工芸、医 療、教育、祭祀、宗教、 文化の分化	行政、商業、工芸、医 療、教育、祭祀、宗教、 文化の分化	行政、商業、工芸、医 療、教育、祭祀、宗教、 文化の分化	行政、商業、工芸、医 療、教育、祭祀、宗教、 文化の分化	行政、商業、工芸、医 療、教育、祭祀、宗教、 文化の分化
Kraut 1991 都城会館	都城会館	100,000人、 未満 (肯定高)	○	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化
Smith 2003 古代都市	主に古代都市	人口の集中	○	会館や宮殿の出現	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化	中央集権的組織によ る居住地・機能地 の分化
Crowfoot 2004 古代都市	古代都市	大規模 (数万人)	○	官能的 の中心	政治、経済、宗教の中心	政治、経済、宗教の中心	政治、経済、宗教の中心	政治、経済、宗教の中心	政治、経済、宗教の中心
Hawkes 2008 主に古代ギリシア 1,000人以上	○	○	○	記念物の中心地、祭祀 したる居住地、同 居地の連携の成長、区 域の分化	交易の中心地、市場の存在	交易の中心地、市場の存在	交易の中心地、市場の存在	交易の中心地、市場の存在	交易の中心地、市場の存在
Marean and Sobczak 2008 古代都市	古代都市	○	○	記念物の中心地、祭祀 したる居住地、同 居地の連携の成長、区 域の分化	行政府センター、物なる中心 地	行政府センター、物なる中心 地	行政府センター、物なる中心 地	行政府センター、物なる中心 地	行政府センター、物なる中心 地
Redfearn 2008 古代都市	古代都市	○	○	祭祀の中心地、周囲の祭祀 場所による祭祀の存 在	の上部階級、富貴階 級の存在	の上部階級、富貴階 級の存在	の上部階級、富貴階 級の存在	の上部階級、富貴階 級の存在	の上部階級、富貴階 級の存在
Gates 2011 アフロード・ギリシア 都市群	古代都市 (近東、 ヨーロッパ)	○	○	○	○	○	○	○	○
Fisher and Creechmore III 2014 古代都市	古代都市	○	○	○	○	○	○	○	○
Smith 2019 古代都市	古代都市	高	○	大規模な祭祀存在、祭 祀の集中地	祭祀活動の集中地で祭祀 の存在	祭祀活動の集中地で祭祀 の存在	祭祀活動の集中地で祭祀 の存在	祭祀活動の集中地で祭祀 の存在	祭祀活動の集中地で祭祀 の存在

$B_1 \sim B_6$  (B階層中心地) を  $B_0$  の周囲に均等に配置することになる。こうすると  $B_0$  からの到達範囲円周上に、供給範囲が交差する新たな中心地  $K_1 \sim K_6$  (K階層中心地) ができる。このようにして、到達範囲半径 1 km の財に至るまで、くまなく供給できるように中心地を最も効率的に配置する。結果として、中心地  $B_0$  (= 中心地 G) を核とする、階層化した中心地が均等に配置された 1 つの大きな市場地域が姿を現すことになる。R.E. ブラントンはこの理論を古代都市に応用し、「その形態や人口規模にかかわらず、中心地であるいづれの共同体も都市 (City or Town) である」と述べた (Blanton1976: p.253)。このような居住地間階層ネットワークの中で古代都市を認識する研究は、各地で行われている (西アジア地城については、Adams1981、Falconer・Savage1995、Polluck1999、Algaze2008など)。

都市内部の空間配置は、階層の上下 (Adams1960, Sjöberg1960, Kostof1991, Trigger2003)、公共・私有 (Smith2003, Woolf2020)、居住・非居住 (Marcus・Sabloff2008)、職業や民族 (Sjöberg1960) などの区別を反映すると考えられる。実際の空間配置は各文化・各都市にもよるであろうが、政治・宗教施設やエリート邸宅が建ち並ぶ中心部の存在が、多くの場合に言及されている (Childe1950, Kostof1991, Trigger2003, Renfrew2008)。こうした中心部を核として周囲に街区が割り付けられる状況が、都市に特徴的と捉えられる。

### 3 質的認識

質的認識は、機能論的・社会関係論的・生態論的・認知論的認識を含んでいる。

機能論的認識は、とくにトリッガーにより体系的に取り組まれた。トリッガーは、都市を地方との関係性の中で専門的な機能を有する中心として捉えようとした (Trigger1972)。したがって、都市の機能とは、内的需要の充足ではなくて、より広範な地域の需要に応じたものであり、影響圏が村落とは大きく違う点が指摘される。こうした点を念頭に、都市が成長する因子として、11項目が挙げられた。これは実質的に、想定される都市の機能を示している。列挙すると、①集約的拡大農業による食料供給、②増加する地方人口あるいは失業者の受け皿、③工芸専業化、④市場取引・交易、⑤土地所有、⑥行政機関、⑦防衛、⑧宗教、⑨世俗的観光事業、⑩大学などの高等教育 (機関)、⑪上流階級における使用人 (の雇用)、となる。これらの機能の散逸は輸送やセキュリティにおいて不利となるため、ある時点で都市機能の集約が生じたと考えられる (Trigger1972: p.593)。ただし、機能的収斂は、社会毎で多様だったとみられる。

トリッガーによる上記の体系的な理解とは別に、都市の機能への言及は様々な形で散見される。都市が多様な機能の集約点として見なされている点は、多くの場合で共通している (Mumford1938, Sjöberg1960, Blanton1976, Bietaik1979, Kostof1991, Cowgill2004, Marcus・Sabloff2008, Renfrew2008, Gates2011, Woolf2020 etc.)。とくに、政治・宗教・経

済の中心地が都市に所在すると考えられており、こうした機能は、宮殿や神殿建築物、豊富な交易品といった考古学的側面からも検証可能である (cf. Renfrew 2008)。他にも、文書記録や図像表現などの多用といった文化的機能 (Childe 1950, Sjöberg 1960, Kostof 1991, Trigger 2003) や、城壁の存在を前提とした防御機能 (Bietak 1979) が指摘されることがあるが、都市の通文化的な理解にはあまり適さない。

社会関係論的認識では主に都市内部に焦点が絞られ、社会階層の分化、職業の分掌化（専業化）が議論の核とされてきた。これらは、複雑化社会の研究において着目された特徴であった（前節参照）。生産力の発展を基礎とする社会階層（階級）の分化による支配者階級の出現こそが、記念碑的建造物の建立、從属的な工人による奢侈品の専業的生産、長距離交易などを促進し、都市（文明）の発展につながったというチャイルドの史的唯物論的な見解 (Childe 1950) をはじめとして、社会階層の分化が都市の重要な側面とみる傾向は強い (cf. Adams 1960, Sjöberg 1960, Bietak 1979, Kostof 1991, Smith 2003, Trigger 2003, Renfrew 2008, Gates 2011, Woolf 2020)。専業化についても、その程度の高低には異論があるものの、都市において必須要素とみなされている。こうした社会分化が生じたのであれば、都市を異質な集団の集合体と捉えることができる (e.g., Marcus・Sabloff 2008)。あわせて、外部との交流が盛んになることで多民族が共生した状況も推測され (Smith 2003・2019)、こうした異質な集団間の（食料・情報の取得のための）相互依存的な関係性もまた、都市の特徴とみなせるだろう (Fisher・Creekmore III 2004, Smith 2019)。

上記の他に、社会学における役割理論から都市を捉える試みがある。A.W. サウスオールは、特定社会内部における異なるレヴェルの役割関係の密度の高低により、都市化の程度を相対的に測定しようとした (Southall 1973)。ある社会の異なる個々人間でみられる相互関係（役割関係）を、血族関係・経済・職業・政治・儀礼／宗教・レクリエーション／余暇／ボランティアという 5 つの異なる類型の中で捉え、こうした関係性がどの程度複雑化しているかを調べるというものである。ほぼ理論的側面からのアプローチであるが、都市において、対面での個々人間の関係がより限定的な範囲で生じるようになり、役割関係がより多様化（とくに経済・職業分野において）、異質化し、個人が担う役割関係がより多重化する状況が推測された (Southall 1973: pp. 82–84)。この論点は興味深いが、物象化しにくい役割関係を考古学的側面からどの程度検証できるのか、という大きな問題がある。

生態論的認識は、外部環境との関係性から都市を捉える。この場合の外部環境とは、人工的環境である都市の後背地や遠方の異文化・社会、および、周辺の自然環境を指す。後背地との関係は、都市が中心地として後背地に社会・経済・政治的影響を及ぼした (Gates 2011) だけではなく、都市が後背地に食料供給を依存する状況 (Childe 1950, Trigger 1972, Kostof 1991, Woolf 2020) も含まれ、相互依存的と考えられる。また、都市と地方（後背地）

の生活様式は、著しい対照をなすとみなされる (Cowgill2004 : p.527)。

遠方の異文化・社会との関係は、概して長距離交易として認知される (Childe1950, Adams1960, Trigger1972, Hansen2008, Woolf2020)。長距離交易は各種原材料確保のために重要であったことが、資源に乏しい南メソポタミアの古代都市を念頭に議論したチャイルドにより言及されている (Childe1950)。のちに、ウルク世界システム (Uruk World System) という前4千年紀末における南メソポタミアからの植民活動の体系的理 (Algaze1993・2008) や、古代ギリシア都市の研究 (Hansen2008 : pp.74-75) からも、長距離交易の重要性は改めて強調されている。

周辺・自然環境と都市との関係性は、論じられた事例があまりない。古くはマンフォードが、都市による自然環境の包摂と自然環境への人間文化の移植について言及している (Mumford1938 : p. 6)。また、Y.-F. チュアンは、都市を認識する際にその自然からの距離を相対的な指標とした (Tuan1978)。同論考では、①農耕生活からの距離 (居住民がどの程度農耕に関与しているか)、②農事暦からの距離 (どの程度季節に従って活動しているか)、③日々の生活の自然周期からの距離 (日中働き、夜は眠るという自然のサイクルがどの程度保たれているか)、を指標として挙げ、すべてについて自然状態からの隔たりがあるほど、居住地が都市的であると判断できると考えた。しかし、古代ギリシアにおいては、都市居住民の大部分が非第1次産業従事者だった (消費者都市) わけではなく、一定割合の「都市農耕民」が居住していたという見解もあるため (Hansen2008 : p.73)、上記の指標の妥当性は慎重に検証されるべきであろう。

認知論的認識は、都市を当時の居住者・当事者の目線から識別する観点であり、近年研究のポスト・プロセス的志向性 (歴史的主体としての個々人の重視 : Johnson2020 : pp.113-114) の影響を反映している。同時代の史料にはしばしば、都市への言及が見られる。例えば、エジプト古王国 (前2686~2185年頃) の同時代史料では、城壁で囲まれた王都と私邑が区別されるのみであった (Bietak1979:pp.98-99)。他方、古代ローマでは、都市 (City)・町 (Town)・村落・小村落が相対的な人口の多寡に従い序列化され、区別されていたようである (Gates2011 : p. 2)。このように、時代・地域の違いにより、都市の認識はかなり異なることがわかる。

近年、都市における構築環境 (Built environment) の意味が注目されている。構築環境とは人工的に創出された環境を指し、都市を構成する建物・道路・区画・広場などが、その場所の意味を伝達する手掛かりとなる (ラボポート2006)。構築環境が伝える意味を考えるためにあたり、以下の3つのレベルとその意味を区別する必要があるという (Rapoport 1988 : p.325)。

- 1) 上位レヴェル：宇宙観、世界観、哲学体系、神聖なもの
- 2) 中位レヴェル：アイデンティティを伝えるもの、地位、富、権力
- 3) 下位レヴェル：日常的かつ実用的な事柄（社会状況、期待される振る舞い、プライバシー、アクセシビリティ、着席位置、動作など）

この区別に基づいて、各階層の個々人が都市空間の形成に積極的にかかわっていたことを前提とし、各地の都市的居住地遺跡における構築環境に付与された意味について、考古学的検証が試みられた（Fisher・CreekmoreⅢ 2014）。この際、上記の各レヴェルを表象する考古学的現象として、①インフラや公共建造物などからなる広範囲の都市景観、②特定の居住区など超世帯的空间、③個々の世帯空間、が挙げられた。

## IV 認識指標の再構築

### 1 属性による都市の認識

前節から、古代都市の量的認識は質的認識による社会現象の結果を捉えている、ということがいえる。つまり、人口規模・密度や空間配置は、古代都市とその後背地の関係性や、内部における社会関係（階層化・専業化）の状態を反映している。また、質的認識の中でも、相互に複雑な相関が強くみられる。例えば、後背地との関係を重視する機能論的認識は、生態論的認識と切り離すことができない。加えて、認知論的認識における構築環境の意味論は、社会関係論的認識における階層分化という観点に依拠している。こうした状況は、古代都市を捉えるために多角的な視点が必要であることを端的に示している。

それでは、古代都市をどのように認識・表現すればよいのだろうか。M.E.スミスが示したように、属性による古代都市の評価とその比較が1つの方法であろう。スミスは、定義と型式による静態的な都市の分類を批判した上で、4類型（居住地の規模、社会的インパクト／都市的機能、構築環境、社会・経済的特徴）21項目からなる考古学的属性により都市性を評価した（Smith 2016・2020）。これは、該当する属性の多寡により、都市を判別するという類のものではない。都市とは、各地域・文化における居住地を属性に基づき比較分析することで、相対的に認識されるものである。こうした見解は本稿の意図に合致している。ただし、スミスが示した各属性では、考古学的証拠が示しうる状況は幾分曖昧である。例えば、第2類型（社会的インパクト／都市的機能）は王宮、王墓／上流貴族墓、大型（高位）神殿、公共建造物、工芸生産、市場／商店、という6属性を含むが、いずれの項目がどのような社会的インパクト／都市的機能を示しうるのか判断しがたい。この問題点を克服するためには、類型と属性の間に、中位の分類階層がぜひとも必要であろう。

そこで、上記で体系的に示した認識論に基づき、古代都市を捉えるための新たな属性を

表3 前4千年紀末頃のシリア・メソポタミアと前3千年紀前半の南レヴァントにおける都市の特徴

属性	考古学的指標	評価	南メソポタミア ウルク	シリア ハープ・カーブー城	南レヴァント ベト・イエラハ テル・ヤルムート テル・アラド	
<b>規模</b>						
道路面積(ha)	绝对量	250	22	30	25	9
住居の密度度	高・低	—	高	高?	高	高
<b>社会構造</b>						
階級分化 (上級階級の出現)	大型公共建築物 有・否	○	○	○	○	△
大型墓	有・否	—	—	—	—	—
書作品・文書の集中	有・否	○	(○)	—	—	—
集団分化 (集団の異質性)	街区の存在 有・否	—	○	○?	○?	○
住居配置の規則性 記述的	有・否	—	—	○?	○?	○?
特定遺跡の集中状況 記述的	神殿に交易品が 集中	北東部に酸化物 が集中	北東部に酸化物 が集中	—	—	特定器物の集中
工芸専業化	製作所の規則的分布 有・否	—	○	—	—	—
風格品	多・少	多	多	多	多	多
貴族用生活用品	多・少	—	—	少	少	少
政治的多様性	官殿・エリート都邑 有・否	—	(○)	—	○	○?
神殿・聖所	有・否	○	○	?	○	○
貿易施設	有・否	(○)	—	○	—	—
その他	記述的	—	—	—	—	長方形台状遺構　水路管設施？
<b>構築環境</b>						
都市景観の設計原理 (上位レヴェル)	地理的理由 記述的	河の曲岸	河の西岸	湖の南岸	丘陵上	丘陵の南縁
基準軸	有・否	(○)	○	—	—	×
日没通道・街門	有・否	(○)	○	—	—	×
公共スペース・空間	有・否	○	○	○	○	○
城壁・城門	有・否	(○)	○	○	○	○
地区空間の設計原理 記述的	街区の形態	—	定型的？	—	定型的？	不定型
(中位レヴェル)	街区の規模 大・小	—	大？	小？	—	小
街区の配置	記述的	—	直交的？	直交的？	直交的？	直交的
私的空间の設計原理 (下位レヴェル)	一般住居の形態 記述的	—	方形	方形	長方形	L字形
住居の規模	大・小	—	やや大	小	小	小
住居の配置	記述的	—	壁共有・隣接	壁共有・隣接	壁共有・隣接	壁共有・隣接
<b>文化生態環境</b>						
第三方外との関係	交易品 多・少	多	—	少	少	少
異文化との関係	異文化の痕跡 多・少	多？	少？	少	少	少
文化的な既存状況	記述的	—	—	明確な証拠なし	明確な証拠なし	明確な証拠なし
後背地との関係	周辺集落の痕跡 有・否	○	○	○	○	○
周辺への道路	有・否	—	—	—	—	—
周辺の遺物分布	記述的	—	—	—	—	—

\* ( ) = 不明確だが存在する可能性あり; — = 調査により未確認

提示する(表3)。この属性表は、「規模」、「社会構造」、「構築環境」、「文化生態環境」という4つの類型からなり、中位には前節で説明した古代都市の特徴的側面を再整理して示した。このうち「規模」のみが量的に認識される指標を示しており、他の3類型は質的に認識される指標である。下位には、古代都市の各特徴を示唆する考古学的指標32項目を列挙した。特定地域内の古代都市は、各属性の存否・高低・多寡・大小といった相対的な指標や具体的な記述により、あくまでも相対的に認識される。なお、この方法では、同一地域・文化圏の他遺跡との属性比較により、居住地間の階層関係の有無や程度を別途評価する必要がある。

表3では具体的な事例として、西アジアの2地域における大型居住地遺跡を取り上げた。1つは都市が自発的に出現したとされるシリア・メソポタミアであり、もう1つは、後発でありながらもシリア・メソポタミアの影響が認められない南レヴァントである(図1)。以下、属性表に照らして、両地域の代表的な大型居住地遺跡の諸特徴を概観する。

## 2 シリア・メソポタミアの事例

南メソポタミア（今日のイラク南部）のウルク（Uruk）は、前4千年紀末頃（ウルク後期）にはすでに都市化していたと考えられており、時に当時の領域国家の中心地であったともみなされる（Polluck1999：p.5、Algaze2008：pp.109-110）。同遺跡における考古学調査は中心部の神殿域にはば限られているため、「構築環境」の地区空間（中位レヴェル）・私的空间（下位レヴェル）と「文化生態環境」における後背地との関係は不明な部分が多い。しかし、街の中心に位置するアヌ型域とエアンナ型域という、多量の奢侈品・交易品・粘土板文書をともなう大型公共建物（神殿）の存在は、階層分化が十分に進んでいたことを示している。また、エアンナ型域の南東方向に階段が設けられていることから、街の軸線が北西-南東方向であったことが推測され（小泉2016）、都市景観を決定できるエリート層が存在した蓋然性が高いといえる。工芸品の製作址は未確認であるが、円筒印章や各種奢侈品・寸法が規格的な面取り口縁浅鉢（Beveled-rim bowl）が多量に出土することなどから、工芸品の専業的生産がかなり進んでいたこともわかる。さらに、階層化した社会を視覚的に表現した浮彫りが施されたアラバスター製容器（ウルクの大杯）や、王から始まる階級別に序列化された職業・称号目録（粘土板文書）の出土によつても、当時のウルク社会が階層化・分掌化していたことは明らかである（Nissen1988・2001）。

ウルクにおける情報不足を補うために、様相が比較的明らかになっている同時代の大型居住地遺跡ハブーバ・カビーラ南（Habuba Kabira South）にも目を向けてみたい。同遺跡は北シリアに位置しており、ウルク文化により植民・建設されたと考えられる。広大な面積

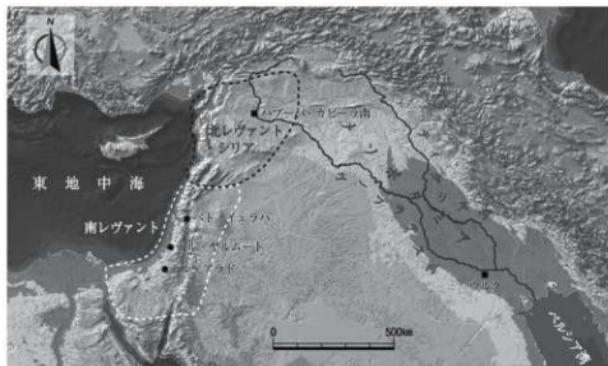


図1 シリア・メソポタミアおよび南レヴァントの位置と遺跡分布 1:20,000,000

(約2ha)が発掘調査され、ウルク後期の街の様相が明らかにされた(Algaze2008: pp.71-72、小泉2016)。遺跡はユーフラテス河西岸に立地し、厚さ3mの直線的な城壁によって北・西面が区画され、おそらく長方形に近い平面形を呈していたと考えられる。城壁内は、ユーフラテス河に並行して南北に目抜き通りが走り、これとはば直交して街路が設置された。また、都市建設時には、あらかじめ排水網が整備されたことがわかっている。遺跡南部の小丘上には、神殿／聖域（テル・カンナスTell Qannas）が位置する。上記の証拠から、ウルクと同様、階層が十分に分化していた可能性が高い。工芸専業化の証左も確認された。遺跡北部には土器工房が所在し、酸化鉛塊の集中が見られることから、銀の生産工房も存在したと推測される。なお、街区は矩形の区画が単位になっていたと思われる。住居はウルク文化に特徴的な型式で、中庭を取り囲むように小部屋が配置される方形プランを呈し、隣接住居は互いに壁を共有して密集する。ウルク文化以外の外的影響は概して少ないとみられ、同遺跡が在地文化から一線を画した植民都市であったことを暗示している。

### 3 南レヴァントの事例

南レヴァント（今日のイスラエル・ヨルダンとその周辺域）では、前3100／3000年頃に都市が発生したと考えられているが、その証拠が明確に認められるのは前2800～2600年頃になってからである(Greenberg2019)。表3では、同時期の代表的な大型居住地として、3遺跡（ベト・イエラハBeth Yerah、テル・ヤルムートTel Yarmuth、テル・アラドTel Arad）を取り上げた。いずれも他の大型居住地遺跡に比べて様相がより明らかになっているが、南メソポタミアとは異なり文書記録が一切出土しないため、当時の社会状況には考古学的証拠から迫るほかない。いずれの遺跡においても大型公共建造物は確認されており、とくにベト・イエラハとテル・ヤルムートではそれぞれ、祭祀も行われたと考えられる大型貯蔵施設(Greenberg et al.2006)と、大型宮殿建物が検出された(Miroschedji1999)。このため、少なくとも両遺跡では、階層分化が十分に進んでいた蓋然性が高い。なお、テル・アラドでは、水源管理施設と考えられる建物と城壁を除いて、大型公共建造物は認められない。

街区は、テル・アラドにおいてのみ明確に認められた。同遺跡では直線的な目抜き通りや街路は存在せず、L字形の家屋と不定形な前庭からなる住居により、不定形な街区が形成されていた(Amiran et al.1978)。他方、ベト・イエラハとテル・ヤルムートでは、部分的にしか検出されていないものの、相互に壁を共有して密集する小型方形住居により、直交的・定形的な街区が形成されていたことが示唆される。

南レヴァントにおける同時代の大型居住地遺跡全般において、外部との関係を示す考古学的証拠は概して希薄である。なお、大型居住地遺跡の後背地には複数の小村落の痕跡が認められているが、発掘調査が行われた事例に乏しく、その実態は明らかではない。

## V おわりに

本稿ではまず、既往研究において社会の複雑化と都市の発生との相関について概観し、都市は国家段階の社会に必須の要素であり、その出現は、階層化・専業化がより進んだ複雑な先国家社会に週りうることを確認した。上記を踏まえて、これまでの古代都市の認識論を量的・質的認識に区別して体系的に考察し、古代都市の認識に必要な指標を抽出した。この考察に基づいて、古代都市を捉えるための属性を新たに提示し、事例として、シリア・メソポタミアと南レヴァントにおける大型居住地遺跡を簡易的に評価した。属性での評価により改めて明確になったのは、両地域でこれまで都市とみなされてきた考古学的現象は、相互に異なる性質を帯びていた蓋然性が高いということである。地域間の差異が最も顕著であったのは、外部との関係性である。南メソポタミアのウルクでは遠方からの交易品が多量に出土したのに対して、南レヴァント諸遺跡ではその証拠は希薄であった。こうした結果は、通文化的な指標による古代都市の把握が難しいということ、また、都市の居住地は特定地域・文化内に限定して相対的に認識されるべきであるということを明確に示している。

ただし、最初期の古代都市とみなされる大型居住地遺跡の多くでは、その全体像が不明なままである。とくに、階層化や専業化という従来からの指標への偏重から、大型居住地遺跡の調査は概して大型公共建物とその周辺に集中し、一般居住区の情報に乏しいことが多い。今後は、より多角的に都市を認識・比較できるよう、こうした状況の改善を念頭に調査研究を進めるべきであろう。

### 註

- 1 階級とは、血縁関係ではなく、共通する文化・民族・宗教および高度に専業化した職業に基づき、その構成員の専門化した目的を追求するために団結する社会横断的なまとまりを指す（cf. Trigger2003 : pp.47–48）。
- 2 チャイルドが「都市革命」を論じた際に示した10項目（Childe1950）は、単に都市のみを定義したものと誤解されることが多い。しかし内容を精査すると、これらの項目は「都市革命」により成立した社会（階層化社会あるいは国家）にも該当することが理解できる（cf. Smith2009, 2020）。
- 3 M.L.スミスは、量的な基準に基づいた都市の定義は、都市活動の動態的な側面を覆い隠してしまうと述べている（Smith2003 : p. 8）。また、人口規模・密度・面積などの量的指標は便利であるが、古代都市には適用しづらいという側面も強調されている（Smith2003 : p.2019）。
- 4 中世における馬車の1日の旅程は約20kmとされ、また、クリスラーが分析対象とした南ドイツ農村部では小都市は21km間隔で分布していた（杉浦1989 : p.48）。

## 参考文献

- Adams, R. McC. 1956 Some Hypotheses on the Development of Early Civilizations. *American Antiquity* 21(3): 227-232.
- Adams, R. McC. 1960 The Origin of Cities. *Scientific American* 203(3): 3-10.
- Adams, R. McC. 1966 *The Evolution of Urban Society: Early Mesopotamia and Prehispanic Mexico*. Chicago: Aldine Publishing Company.
- Adams, R. McC. 1981 *Heartland of Cities*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Algaze, G. 1993 *The Urak World System: The Dynamics of Expansion of Early Mesopotamian Civilization*. Chicago and London: The University of Chicago Press. (Second Edition in 2005)
- Algaze, G. 2008 *Ancient Mesopotamia at the Dawn of Civilization: The Evolution of an Urban Landscape*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Amiran, R., Paran, U., Shiloh, Y., Brown, R., Tsafrir, Y., and Ben-Tor, A. 1978 *Early Arad I: The Chalcolithic Settlement and Early Bronze City. First-Fifth Seasons of Excavations, 1962-1966*. Jerusalem: The Israel Exploration Society.
- Bietak, M. 1979 Urban Archaeology and the "Town Problem" in Ancient Egypt. In Weeks, K. R. (ed.), *Egyptology and the Social Sciences: Five Studies*. 97-144. Cairo: The American University in Cairo Press.
- Blanton, R. E. 1976 Anthropological Studies of Cities. *Annual Review of Anthropology* 5: 249-264.
- Burgess, E. W. 1926 *The Urban Community*. Chicago: University of Chicago Press.
- Carneiro, R. L. 1970 A Theory of the Origin of the State. *Science* 169: 733-738.
- Carneiro, R. L. 1981 The Chieftain as Precursor of the State. In Jones, G. and Kautz, R. (eds.), *The Transition to Statehood in the New World*. 37-79. Cambridge: Cambridge University Press.
- Childe, V. G. 1936 *Man Makes Himself*. London: Watts. (チャイルド, G. (ねずまさし訳) 1957 「文明の起源」改訂版 岩波新書(青版) 69)
- Childe, V. G. 1950 The Urban Revolution. *The Town Planning Review* 21(1): 3-17.
- Cowgill, G. L. 2004 Origins and Development of Urbanism: Archaeological Perspectives. *Annual Review of Anthropology* 33: 525-549.
- Earle, T. K. 1987 Chieftainships in Archaeological and Ethnohistorical Perspective. *Annual Review of Anthropology* 16: 279-308.
- Earle, T. K. (ed.) 1991 *Chiefdoms: Power, Economy, and Ideology*. Cambridge, New York, and Melbourne: Cambridge University Press.
- Falconer, S. E. and Savage, S. H. 1995 Heartlands and Hinterlands: Alternative Trajectories of Early Urbanization in Mesopotamia and Southern Levant. *American Antiquities* 60(1): 37-58.
- Feinman, G. M. and Marcus, J. (eds.) 1997 *Archaic States*. Santa Fe, NM: School of American Research Press.
- Feinman, G. and Neitzel, J. 1984 Too Many Types: An Overview of Sedentary Prestate Societies in the Americas. *Advances in Archaeological Method and Theory* 7: 39-102.
- Fisher, K. D. and Creekmore III, A. T. 2014 Making Ancient Cities: New Perspectives on the Production of Urban Places. In Creekmore III, A. T. and Fisher, K. D. (eds.), *Making Ancient*

- Cities: Space and Place in Early Urban Societies. 1-31. New York: Cambridge University Press.
- Flannery, K. V. 1972 The Cultural Evolution of Civilizations. *Annual Review of Ecology and Systematics* 3: 399-426.
- Fried, M. H. 1967 *The Evolution of Political Society*. New York: Random House.
- Gates, C. 2011 *Ancient Cities: The Archaeology of Urban Life in the Ancient Near East and Egypt, Greece, and Rome*. Second Edition. London and New York: Routledge.
- Greenberg, R. 2019 *The Archaeology of the Bronze Age Levant: From Urban Origins to the Demise of City-States, 3700-1000 BCE*. Cambridge World Archaeology. Cambridge: Cambridge University Press.
- Greenberg, R., Eisenberg, E., Paz, S and Paz, Y. 2006 *Bet Yerah: The Early Bronze Age Mound, Volume I: Excavation Reports, 1933-1986*. IAA Report, No. 30. Jerusalem: Israel Antiquities Authority.
- Hansen, M. H. 2008 Analyzing Cities. In Marcus, J. and Sabloff, J. A. (eds.), *The Ancient City: New Perspectives on Urbanism in the Old and New World*. 67-76. Santa Fe, NM: SAR Press.
- Johnson, M. 2020 *Archaeological Theory: An Introduction*. Third Edition. Oxford: Wiley Blackwell.
- Kostof, S. 1991 *The City Shaped: Urban Patterns and Meanings through History*. Boston: A Bulfinch Press Book of Little, Brown and Company.
- Kristiansen, K. 1991 Chiefdom, States, and System of Social Evolution. In Earle, T. (ed.), *Chiefdoms: Power, Economy, and Ideology*. 16-43. Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- Marcus, J. and Feinman, G. M. 1997 Introduction. In Feinman, G. M. and Marcus, J. (eds.), *Archaic States*. 3-13. School of American Research Advanced Seminar Series. Santa Fe, NM: School of American Research Press.
- Miroschedji, P. de 1999 Yarmouth: The Dawn of City-States in Southern Canaan. *Near Eastern Archaeology* 62: 2-19.
- Mumford, L. 1938 *The Culture of Cities*. San Diego, New York, and London: A Harvest/HBJ Book.
- Nissen, H. J. 1988 *The Early History of the Ancient Near East*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Nissen, H. J. 2001 Cultural and Political Networks in the Ancient Near East during the Fourth and Third Millennia B.C. In Rothman, M. (ed.), *Uruk Mesopotamia and Its Neighbors*. 149-180. Santa Fe: SAR Press.
- Polluck, S. 1999 *Ancient Mesopotamia: The Eden that Never Was*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rapoport, A. 1988 Levels of Meaning in the Built Environment. Poyatos, F. (ed.), *Cross-Cultural Perspectives in Nonverbal Communication*. 317-336. Toronto: C. J. Hogrefe.
- Renfrew, C. 1973 Monuments, Mobilization and Social Organization in Neolithic Wessex. In Renfrew, C. (ed.), *The Explanation of Culture Change: Models in Prehistory*. 539-558. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.

- Renfrew, C. 1974 Beyond A Subsistence Economy: The Evolution of Social Organization in Prehistoric Europe. In Moore, C. B. (ed.), *Reconstructing Complex Societies*. 69–95. Bulletin of the American Schools of Oriental Research Supplement 20.
- Renfrew, C. 2008 The City through Time and Space: Transformations of Centrality. In Marcus, J. and Sabloff, J. A. (eds.), *The Ancient City: New Perspectives on Urbanism in the Old and New World*. 29–51. Santa Fe, NM: SAR Press.
- Sahlins, M. D. 1958 *Social Stratification in Polynesia*. Seattle and London: University of Washington Press.
- Service, E. R. 1962 *Primitive Social Organization*. New York: Random House.
- Service, E. R. 1975 *Origins of the State and Civilization*. New York: Norton.
- Sjöberg, G. 1960 *The Preindustrial City: Past and Present*. Glencoe, IL: The Free Press.
- Smith, M. E. 2009 V. Gordon Childe and the Urban Revolution: A Historical Perspective on A Revolution in Urban Studies. *Town Planning Review* 80(1): 3–29.
- Smith, M. E. 2012 Archaeology, Early Complex Societies, and Comparative Social Science History. In Smith, M. E. (ed.), *The Comparative Archaeology of Complex Societies*. 321–329. New York: Cambridge University Press.
- Smith, M. E. 2016 How Can Archaeologists Identify Early Cities? Definitions, Types, and Attributes. In Fernández-Gótz, M. and Krausse, D. (eds.), *Eurasia at the Dawn of History: Urbanization and Social Change*. 153–168. Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, M. E. 2020 Definitions and Comparisons in Urban Archaeology. *Journal of Urban Archaeology* 1: 15–30.
- Smith, M. L. 2003 Introduction. In Smith, M. L. (ed.), *The Social Construction of Ancient Cities*. 1–36. Washington D. C.: Smithsonian Books.
- Smith, M. L. 2019 *Cities: The First 6,000 Years*. New York: Simon & Schuster Ltd.
- Southall, A. W. 1973 The Density of Role-Relationships as a Universal Index of Urbanization. In Southall, A. W. (ed.), *Urban Anthropology: Cross-Cultural Studies of Urbanization*. 71–106. New York: Oxford University Press.
- Spencer, H. 1878 *The Principles of Sociology*. New York: D. Appleton and Company.
- Steward, J. H. 1949 Cultural Causality and Law: A Trial Formation of the Development of Early Civilizations. *American Anthropologist* 51(1): 1–27.
- Steward, J. H. 1955 *Theory of Cultural Change*. Urbana: University of Illinois Press.
- Thomas, A. R. 2010 *The Evolution of the Ancient City: Urban Theory and the Archaeology of the Fertile Crescent*. Lanham and Plymouth: Lexington Books.
- Trigger, B. G. 1972 Determination of Urban Growth in Pre-Industrial Societies. In Ucko, P. J., Tringham, R., and Dimbleby, G. W. (eds.), *Man, Settlement and Urbanism*. 575–599. Gloucester Crescent: Duckworth.
- Trigger, B. G. 2003 *Understanding Early Civilizations: A Comparative Study*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Trigger, B. G. 2008 Early Cities: Craft Workers, King, and Controlling the Supernatural. In Marcus, J. and Sabloff, J. A. (eds.), *The Ancient City: New Perspectives on Urbanism in the Old and New World*. 53–66. Santa Fe, NM: SAR Press.

- Tuan, Y.-F. 1978 The City: Its Distance from Nature. *Geographical Review* 68(1): 1-12.
- Tylor, E. B. 1865 *Researches into the Early History of Mankind and the Development of Civilization*. London: John Murray.
- Wheatley, P. 1963 What the Greatness of a City is said to be: Reflections on Sjöberg's "Pre-industrial City." *Pacific Viewpoint* 4(1): 163-188.
- White, L. A. 1949 *The Science of Culture*. New York: Farrar, Straus.
- Wirth, L. 1938 Urbanism as a Way of Life. *American Journal of Sociology* 44(1): 1-24.
- Woolf, G. 2020 *The Life and Death of Ancient Cities: A Natural History*. Oxford: Oxford University Press.
- Wright, H. T. 1994 Prestate Political Formations. In Stein, G. and Rothman, M. (eds.), *Chiefdoms and Early States in the Near East: The Organizational Dynamics of Complexity*. 67-84. Monographs in World Archaeology. Madison, WI: Prehistory Press.
- Yoffee, N. 1993 Too Many Chiefs? (or, Safe Texts for the '90s). In Yoffee, N. and Sherratt, A. (eds.), *Archaeological Theory: Who Sets the Agenda?* 60-78. Cambridge, New York, and Melbourne: Cambridge University Press.
- Yoffee, N. 2004 *Myths of the Archaic State: Evolution of the Earliest Cities, States, and Civilizations*. Cambridge: Cambridge University Press.
- ギデンズ,A. (松尾精文・西岡八郎・藤井達也・小幡正敏・叶堂隆三・立松隆介・松川昭子・内田健訳) 2002 「社会学」改訂第3版 東京 立と書房。(Giddens, A. 1997 *Sociology: A Brief but Critical Introduction*, Third Edition. Basingstoke: Palgrave Macmillan.)
- 小泉龍人 2016 「都市の起源—古代の先進地域=西アジアを掘る」 東京 講談社。
- 杉浦芳夫 1989 「立地と空間行動」 地理学講座第5巻 古今書院。
- トリッガー,B.G. (川西宏幸訳) 2001 「初期文明の比較考古学」 東京 同成社。(Trigger, B. G. 1993 *Early Civilizations: Ancient Egypt in Context*. Cairo: The American University in Cairo Press.)
- 別府春海 1959 「19世紀の文化進化論: その前提と方法の再評価」『民族學研究』第23卷3号 pp. 243-248。
- モルガン,L.H. (青山道夫訳) 1961 「古代社会」 東京 岩波書店。(Morgan, L. H. 1877 *Ancient Society*. New York: Holt.)
- 米山俊直 1965 「社会進化論の新しい展開—『民族学理論における最近の諸問題』のひとつとして一」『民族學研究』第30卷2号 pp. 99-108。
- ラポポート,A. (高橋鷹志監訳・花里俊廣訳) 2006 「構築環境の意味を読む」 彰国社。(Rapoport, A. 1990 *The Meaning of the Built Environment*. Tucson, AZ: The University of Arizona Press.)
- レンフルー,C. (大貫良夫訳) 1979 「文明の誕生」 岩波現代叢書32 岩波書店。(Renfrew, C. 1973 *Before Civilization: The Radiocarbon Revolution and Prehistoric Europe*. London: Jonathan Cape.)

## 挿図出典

図1：筆者作成

# 新羅・加耶古墳の動・植物遺存体と食物儀礼

松永悦枝

## I はじめに

古墳からは多種多様な副葬品とともに、動物骨や魚骨、貝殻をはじめとする動物遺存体や、モモ核といった植物遺存体の出土が早くから知られている。

これは朝鮮半島についても同様で、朝鮮総督府の調査時にすでに存在が把握されており、咸安第34号墳出土遺物の蓋附高盃の項目に「本號ニ就テ顯著ナル事實ハ本器中ニ鳥骨凡ソ一羽分ノ遺存セルコトナリ、恐クハ雞雉ノ類ノ骨ナル可キカ・・・」(朝鮮総督府1920)と記されている。

さらに1922年の星州星山洞古墳群の報告(朝鮮総督府1922)では、複数の古墳副葬土器内から出土した貝殻の同定もおこなっており(「京都帝国大学理学部助手黒田徳米君による」と各報告で付記)、早くから古墳出土遺物の一つとして認識されていたことがわかる。その後の分析事例については、1966年の不老洞乙号墳、仁洞1号墳や1979年の池山洞44号墳が韓国国内における最初期とされ(引けん2003)、資料の増加・蓄積にともない、報告書考察部分に分析結果として掲載されるようになるほか、近年ではかねてより多量の動・植物遺存体が知られる慶山林堂地城古墳群出土資料の整理・種目同定成果を掲載した図録が刊行されるなど、データの蓄積・公表が進められている(『慶山大邱城邑2017・2018』)。

古墳から出土する各種動・植物遺存体の存在は、その種類を同定することにより、葬送時に供せられていた品目の復元だけでなく、採取時期からは古墳造営時期の推定、採取地から古墳被葬者およびその集団の交易圏の推定、そして当時の調理方法や食生活の復元といった多様な情報を提供することが、これまでの研究のなかであきらかくなっている。

かつて小林行雄は、古墳において実際に食物が入った土器の出土や土製模造品から、死者に食物を供える葬送儀礼の存在を想定した(小林1949)。実際、「古事記」にみえる御食人の存在から、殯所でもなんらかの飲食物が供されたことがわかる<sup>1</sup>が、その具体的な品目や用いられたうつわまではわからない。同様に、朝鮮半島における三国時代の古墳でも、「三国志」、「後漢書」、「三国史記」などにおいて墓や殯、葬送の様子といった描写はあるが、そこで供えられた具体的な品物の記載はみられない<sup>2</sup>。これまででは土器の配置や器種組成から、飲食物儀礼の復元、想定がなされてきたが、そこに古墳出土動・植物遺存体の

同定結果をくわえれば、より具体的な供獻物の内容および飲食物儀礼の実態にアプローチすることができるのではないか。そこで本稿では、朝鮮三国時代のうち、新羅・加耶圏域に位置する古墳を対象に、そこから出土する動・植物遺存体の特徴とそれを盛るうつわとの関係を通して、新羅・加耶古墳における食物儀礼について考えてみたい。

## II 動・植物遺存体の種類と古墳の立地

**動・植物遺存体の内訳** 朝鮮三国時代の古墳における古墳出土動・植物遺存体例を中原計、金建洙の研究成果を参考に整理すると（中原2005、金建洙2003・2021）、新羅圏域では84例、加耶圏域では63例、そして百濟圏域では17事例を数える。このうち、埋葬施設外からの出土例は、新羅圏域20事例、加耶圏域14事例で、おもにウマの供犠事例である。埋葬施設内からは、鳥類（キジ、ニワトリ、ツル、ガン属）、哺乳類（ウマ、ウシ、ブタ<sup>3</sup>、イヌ）、魚類（海産：サメ、スズキ、フグ、タイ類、サバ、カタクチイワシ類、カレイ類、イシモチ、ヒラ、二ペ、淡水産：コウライニゴイ、コウライオヤニラミ、ドジョウ）、貝類（海産：イボニシ、レイシガイ、ハネナシヨウラク、サザエ、アワビ、アカニシ、アリゾガイ、オキシジミガイ、アサリ、イガイ、カキ、汽水産：シジミ類、淡水産：タニシ類、カワニナ類、カラスガイ）、カニ類、鶏卵、初穀<sup>4</sup>などといった、今日においても食用として利用される種類が確認されている。**図1 新羅・加耶古墳出土動・植物遺存体**

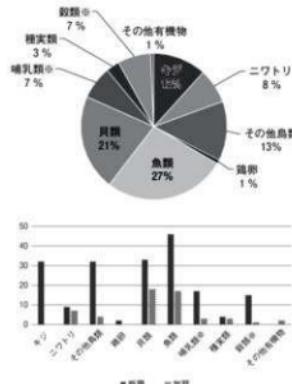


表1 麗山林堂地域古墳群出土の動・植物遺存体一覧

種目	種類	
哺乳類	イヌ、ブタ、イノシシ、ウシ、ウマ、シカ、キバノロ、トド、アシカ	
鳥類	ニワトリ、キジ、タンチョウ、マガ、カモ、ハクチョウ属	
魚類	海水 サメ、ブリ、フグ、マダイ、サバ、アジ、(カニ)	淡水 コイ、コウライニゴイ、(カニ)
貝類	海水 卷貝、サザエ、アワビ、カキ、カガミガイ、イボニシ、レイシガイ、シジミ、イガイ、ホタテガイ、ハネナシヨウラク	淡水 タニシ、フネドブガイ
穀類	コメ (稲粒、炭化米)	
果実	アンズ、モモ	

下線：墳丘外・封土内からも出土する種類

(図1)。遺存状態の問題もあり、どこまで当時の状況を表しているのか、という限界はあるものの、いっぽうで近年詳細な同定結果が示された慶山林堂・造水洞古墳群の状況をみると、多様な動・植物遺存体の出土が報告されていることから(表1)、葬送時に哺乳類・鳥類・淡水・海水性の魚介類・穀類・果実といった食料を供していたことは間違いない。

#### 古墳の立地と動・植物遺存体の種類

これまで報告されている古墳は、新羅圏域では王都である慶州の皇吾洞古墳群・皇甫洞古墳群などの大型積石木椁墳をはじめとして、蔚山中山里古墳群・早日里古墳群・中山洞古墳群・梁山北亭里古墳群・昌寧校洞・松観洞古墳群・慶山林堂・造水洞古墳群・大邱仁同古墳群・不老洞古墳群・漆谷鳩岩洞古墳群・義城達西古墳群・汶山里古墳群・安東造塔里古墳群・星山星山洞古墳群・尚州新興里古墳群・城洞古墳群など、加耶圏域では釜山福泉洞古墳群・加達古墳群・金海札安里古墳群・大成洞古墳群・咸安道項里古墳群・末伊山古墳群・梧谷里古墳群・高靈池山洞古墳群・陜川玉田古墳群などが挙げられる。海浜部に位置する古墳があるいっぽうで、内陸部に位置する古墳が一定数を占めている(図2)。これらは洛東江やその支流となる錦湖江・慶州市内を横断して北上し、東海岸にそそぐ兄山江といった大型河川に面しているとはいえ、海岸からは一定程度の距離があるにもかかわらず、海水性の魚介類が出土する。その一例として、多様な動・植物遺存体の出土が報告される、内陸部の高靈池山洞古墳群をみても、海水性のレイシガイやイボニシ貝の出土が貝類のなかで中心を占め、魚類においても淡水性のコウライニゴイとともに、海水性のタイなど海産物が中心となる。つまり、葬送時に供される供物の産地は古墳の立地に規制されていないことがわかる。内陸部の古墳における海産物の存在は、被葬者や属する政体の交易を示すものとして把握されている(尹仁允2003)。

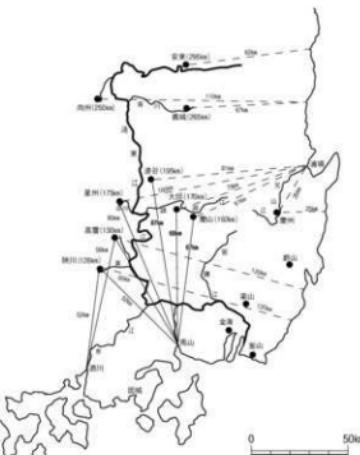


図2 対象古墳の分布と海岸からの直線距離

### III 動・植物遺存体からみた新羅・加耶古墳の食物儀礼

**供物を入れるうつわの選択性** 古墳出土の動・植物遺存体は大多数が土器に入った状態で出土し、その器種は有蓋高杯、蓋杯、壺（おもに短頸壺）を中心に、甕や一部で器台、缶<sup>5</sup>がみられる。これらは基本的に在地の土器、すなわち古墳が位置する地域あるいは属する政体特有の土器である。内容物は非地元産が混じる状況と対照的である。

なお、土器以外の容器としては、慶州天馬塚では被葬者頭部側に置かれた副葬品収納櫃内からキビが入った金銅容器や、昌寧松峴洞7号墳では西短壁の木棺近くにマグロ、クリなどの堅果類を入れた竹籠がある。

では、古墳において実際に供物をどのように供していたのか、容器の有無と出土位置、容器の機能による分類から整理をおこない、古墳葬送時における食物儀礼の類型化を試みることとする。

**I類 土器に入り、埋葬施設内から出土する。**おもに有蓋高杯や蓋杯、鉢といった供膳具に入るもの（a）、有蓋短頸壺や長頸壺などの貯蔵具に入るもの（b）とがある。有蓋高杯にはニワトリ半身分や、魚の頭を開いたり、身を交互に入れた様子が出土状況から復元されている（図3）。同様に、貯蔵具に入る際にも口径の問題があるため、鳥類、魚類は基本的に切り身にするなど、なんらかの加工を加えて土器に入れていたことが推測される。

**II類 土器に入り、埋葬施設外から出土する。**供膳具に入るもの（a）、貯蔵具に入るものの（b）に分かれ。II b類の事例として、慶州瑞鳳塚では護石に沿って等間隔に大型の壺を据え置く祭祀遺構がある。8基の大壺からなる祭祀遺構すべてから内容物が検出されているわけではないが、4号、5号祭祀遺構からは小型土器とともに多量のカキが納められていたことがあきらかになっている（図5）。さらに近年の発掘調査で金鈴塚においても同様の遺構を検出したことから、新羅王都における大型積石木椁墳の共通した埴丘祭祀として、貝類を多量に入れた大壺を複数個体埋置し供獻する儀礼の存在が推測されるにいたっている。

**III類 うつわに入らず、埋葬施設内から出土する。**副棺や被葬者足元の空間から、サメ、シカといった大型哺乳類の出土例がある。とくにこの類型は、サメをそのまま供獻する事例に代表される（図6）。新羅園城の王墓や地域首長墓から出土することなどから、新羅におけるサメあるいはサメ肉<sup>6</sup>を葬送儀礼に用いる文化圈の形成が指摘されている（金在弘2018、猪垣2021など）。

**IV類 うつわに入らず、埋葬施設外から出土するもので、ウマの供膳事例に代表される。**ウマ以外には石椁蓋石上や竪坑内からイスやウシの出土例がある。

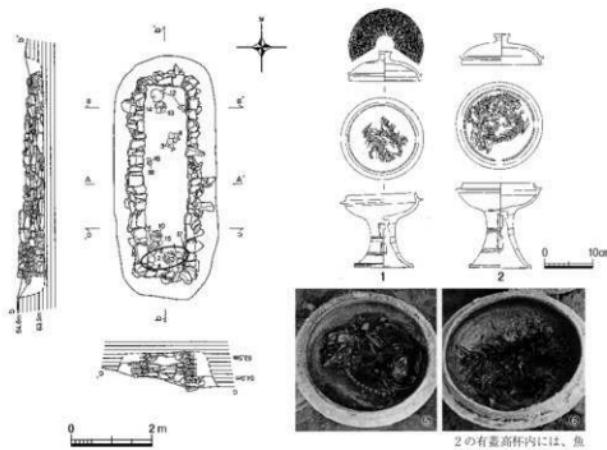


図3 【I a類：有蓋高杯+魚】咸安梧谷里5号

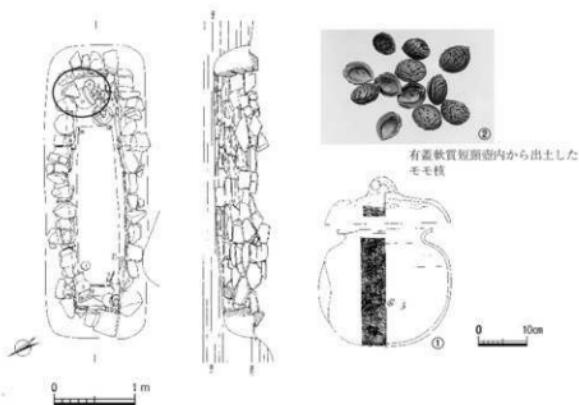


図4 【I b類：有蓋軟質短頭壺+モモ核】高靈池山洞（慶）70号石槨墓

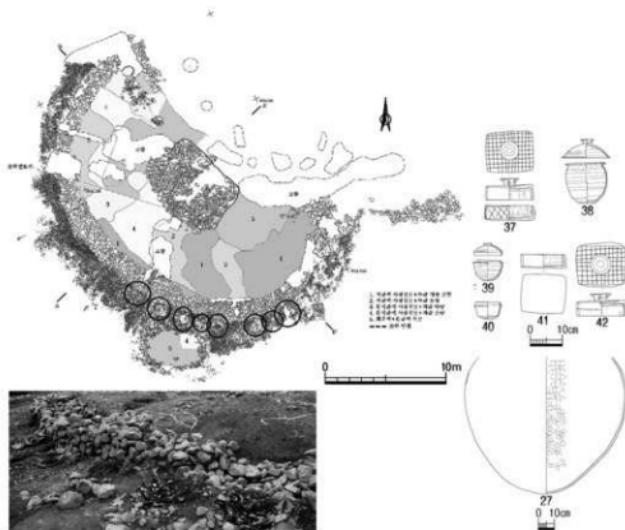


図5 【II b類：大壺+カキ類】慶州瑞鳳塚南墳祭祀遺構と4号祭祀遺構出土土器

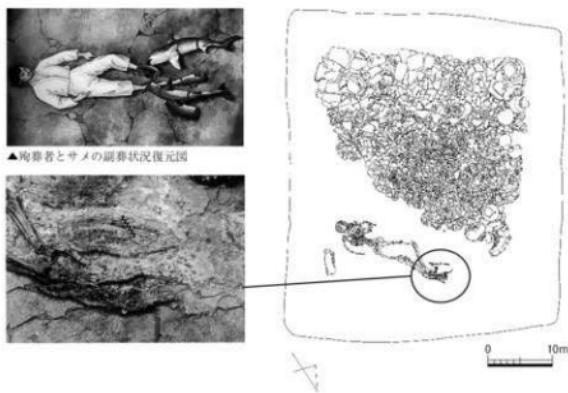


図6 【III型：埋葬施設内にそのまま配置】慶山造水洞E I-1号墳副棺出土状況

表2 新羅・加耶古墳における食物儀礼類型

古墳名	有蓋高杯	蓋杯	盞	匙型	高杯	魚骨	貝類	米飯	号数・備考
豆山洞古墳群など	●			I a	●	●			島南大城南墳・北墳、鶴林東13号、
		●円筒・長瓶、鉢		I b	○	●	●		島南大城南墳、金背冠、天耳冠、蛇頭14-3号、
朴堂・造木洞古墳群	●、鉢			I a	●	●			森2号、11号、林7号、造C 1-1号、E1-3号、
朴堂・造木洞古墳群		●筒・長瓶		I b	●	●	○		E1-4号
朴堂・造木洞古墳群	-	-	-	II	(サク)				森1号、造E1-2号、E1-1号、E1-2号、E1-3号、
朴堂・造木洞古墳群	-	-	-	I a	●				E1-4号、E1-2号、E1-3号、E1-4号
千老洞古墳群	●			I a	●				森7号、E1-1号、E1-2号、CB-1号
千老洞古墳群		●短筒		I b	●				91号墳4種
造城洞古墳群		●		I b	(サク+サ)				II-1号
造城洞古墳群	●、鉢			I a	○				II-2号
星山洞古墳群	●			I a	●	●			6号、1号、2号、38号
星山洞古墳群		●有蓋短筒		I b	●	●	○		30号
星城洞16号墳	●			I a	●	○			
星城洞10-11号墳	●	●軽質		I a, b	●	●	●		II号墳(主室)、
星城洞10-11号墳		●円筒・長瓶		I b	●	●			10号墳(副室)
星城洞22号墳		●長瓶		I b	●	●			蓋台上にアワビ
朴谷25号	●			I a	●				
造城洞26号墳	●			I a	(サク)				107号、34号
木伊山古墳群	●			I a	●				2号、34号、41号-6、9、11、14、16、21、22号、45号
造山洞古墳群	●			I a	●	●	○		-2号、(奥)2号
造山洞古墳群	●			I a	●	●	○		73号、518号、45号-2号
造山洞古墳群		●有蓋短筒		I b	●	●	○		(奥)55号、79号

●海水性、○淡水性 ○筒形

これらを整理したものが表2である。基本的には供膳具、貯藏具双方に食物を入れて供獻しており、複数個体を供する貝類であっても、内容量重視で壺類に偏重するわけではなく、有蓋高杯と壺両方からの出土が確認できることから、中身の種類によるうつわの使い分けは埋葬施設内では厳格ではない。そのようななかで、池山洞古墳群では鳥・魚介類はI a類、果実はI b類と明確に区分されている。また、全体的に大型墳や地域における中心古墳での出土が主体をなすなかで、池山洞古墳群では中・小規模古墳からの出土が一定数みられる。池山洞古墳群では、古墳葬送時において実際の食物を供献する儀札が大型墳に特化するものとは限らなかったことを示している。

さて、うつわ内の食物は、とくに魚介類で地元・非地元産が混ざる様相が顕著であるが、それを入れるうつわは、古墳が位置する在地の土器を基本としている。しかしその例外として、高靈池山洞(慶)2号石櫛墓<sup>7</sup>が挙げられる。(慶)2号石櫛墓は埋葬施設内に有蓋高杯内に貝類を入れたI a類であるが、その高杯は地元の高靈地域の大加那様式ではなく、南海岸に位置する固城地域の小加那様式である(図9)。内容物の貝が海水産のレイシガイであることから、当時内陸の高靈で一大勢力を誇っていた大加那人の生活文化、とくに食生活を知る資料として、また高杯の形態から、固城清との関係性(김건수2021)を物語る資料として特筆される。

池山洞古墳群において、大型古墳が連綿と築かれる主稜線の東南斜面に展開する中・小規模の古墳からは、固城の小加那だけでなく、慶州、星州、昌寧といった非在地土器を副

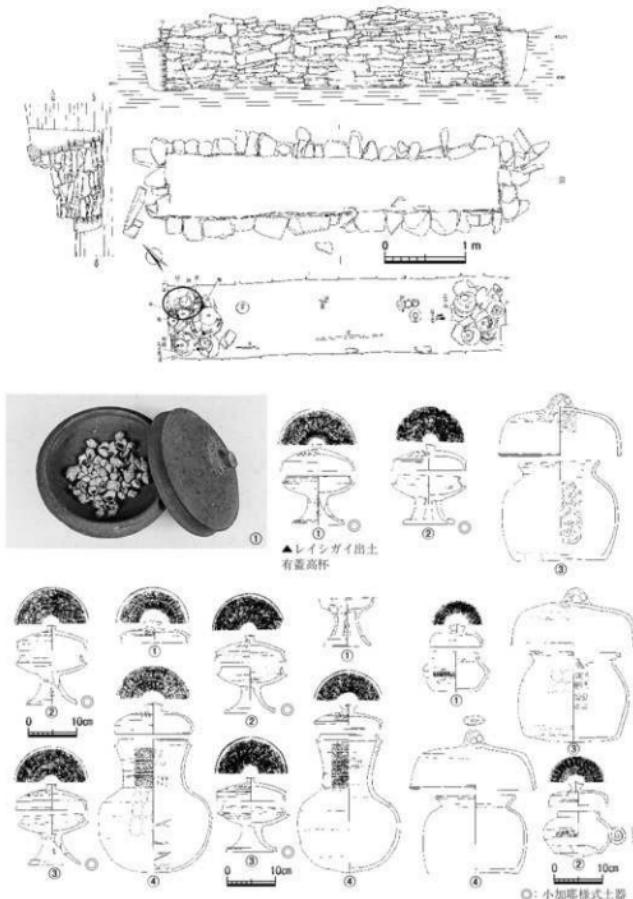


図7 【I a類：有蓋高杯+レイシガイ】高靈池山洞（慶）2号石槨墓

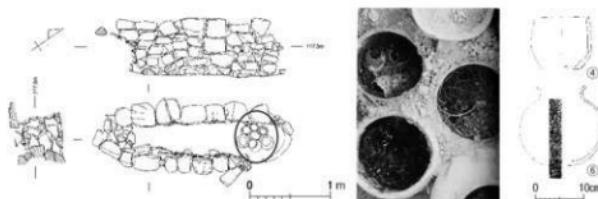


図8【I a類：把手付杯+鶏卵、I b類：短頭壺+甲殻類】安東造塔里11-2号石槨

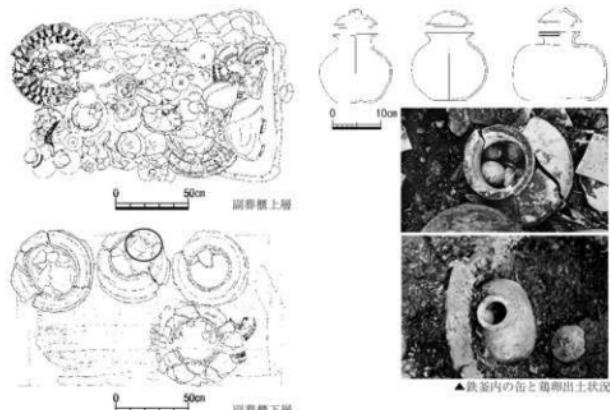


図9【I b類：短頭壺、缶+鶏卵】慶州天馬塚

葬する古墳が点在するが、(慶)2号石槨墓はそのなかでも6点の小加耶有蓋高杯の副葬があり最多である。土器は石槨両短脛、すなわち被葬者の頭・足元側にそれぞれまとめて置かれ、有蓋高杯は被葬者足元側の一組にある。在地土器との副葬位置に区別はないのは他の非在地土器副葬古墳も同様であるが、本石槨墓の場合、ほかが典型的な大加耶様式なのに対し、有蓋高杯のみを小加耶様式土器で副葬する点が注目される。単なる土器の移動や海岸部との交易を示すというだけでなく、あたかも葬送に参列するため、地元で採れるレイシガイを供え物とし、それを入れた地元の高杯を携えて洛東江を船で上ってきた咸安・小加耶からの弔問の様子をも想起させる事例といえる。

**特定食物の供獻** 以上、埋葬施設内から出土する動・食物遺存体とうつわとの関係性を中

心に、整理をおこなった。鳥類+魚介類を基本とし、これらはそのままではなく、切り身状にしたり半身に開いたり、なんらかの加工を加えてうつわに入れ、被葬者に獻じていたことを指摘した。内陸部に位置する古墳が大多数を占めるなかで、魚介類は基本的に海水産のものであることから、葬送のためにわざわざ内陸部まで運び込み、地元のうつわに入れて用いる。これらのことから、供物として葬送時にそろえる食物は海のもの、山のもの、平野のものを用いるという一定の規定が新羅・加耶古墳に共通してあったとも考えられる。そのいっぽうで、新羅古墳に特有の食物供獻がある。サメないしサメ肉と鶏卵である。

サメについては前述したように、新羅國域に分布することから、新羅中央の支配力拡張と軌を一にして周辺地域へ広まったと考えられている。出土状況をもとに、被葬者や殉葬者の足首にサメを置く行為は、墳墓造成時の祭儀と関連するもの、副櫛床面にサメをまるごと置く行為は、被葬者の死後の生活のための副葬品として理解されている（金在弘2018）。現代においても祭祀時の必須食物であるサメ肉は、新羅首長たちにとっても葬送時の必須供物であったといえよう。

同様に、鶏卵も新羅特有の供物といえ、これまで慶州天馬塚と安東造塔里11-2号石榔の2例のみが知られる。なかでも、天馬塚では被葬者頭側に設けられた副葬品櫃内に、30個以上の鶏卵を入れた短頭壺および缶が副葬されていた。新羅人にとって鶏は新羅始祖の卵生説話や慶州金氏の誕生説話に代表されるように、瑞鳥とされる。食生活のみならず、卵がもつ生産性という面から靈力、復活を意味する呪力を有すると考えられていることか

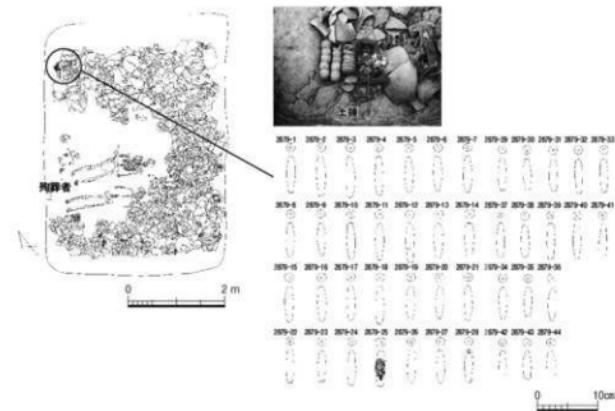


図10 慶山造永洞E III - 2号墳副櫛の土錘出土状況

ら、これを神秘視する信仰のもとで副葬されたと解釈されている（文化広報部文化財管理局1974）。これも新羅王墓限定の葬送習俗とみることができる。

**食物儀礼と収穫・採取具の副葬**　ここで視点を変え、供物を収穫した道具の副葬についてみてみたい。基本的な供献食物である鳥類と魚介類のうち、用途と目的が明確な道具として、鉄針やヤスといった漁撈具を挙げることができるが、金在弘の整理を参照しながら魚介類出土古墳を概観すると、漁撈具との共伴例は昌寧松観洞7号墳（竹籠内よりマグロ）の二枝鉤（槍）、釜山福泉洞10号墳（I b類）の三枝鉤の2例にとどまる（金在弘2018）。いっぽう、網の重りである管状土錘は、慶州、慶山、大邱、安東、高靈、陜川に散見される。慶山造永洞E III-2号墳副葬を例に挙げると、多様な貝類とともに44点が出土している（図10）。貝類には海水・淡水産が混在するが、土錘は長さが3.6~6.7cm、重さがすべて13グラム以下と、淡水漁撈用に分類されるサイズ（門田2006）である。土錘副葬古墳は、とくに洛東江中流域の高靈・陜川に集中する傾向をみせ、1点の古墳もあれば、最多で220点を数える池山洞（慶）28号石槨墓まである。海のない内陸部において、漁網を象徴する土錘は埋葬時の儀礼や祭祀に関わる呪的な意味合いをもつ洛東江中流域特有の葬送習俗だという指摘もある（門田2006）。内陸部であっても海水性の魚介類を供獻することから、海のものを副葬するという行為を重視する様子がみられ、漁網は普段使用する淡水漁撈用の網を副葬することで海洋漁撈の象徴としていたと解釈される。

**小結**　古墳出土の動・植物遺存体のうち、鳥類と魚介類は全体の8割強を占めることから、古墳葬儀礼におけるもっとも一般的な供献食物だとみなすことができる。そしてこれらの供献食物は、なんらかの加工が施されてうつわに入れられ、供獻された。また、古墳の立地と関係なく、内陸部においても海水性の魚介類を基本とすることから、食物儀礼に用いる品目は新羅・加耶古墳で共通するだけではなく、一定の規範があったとみることもできよう。

そして古墳の規模からは、中・小規模古墳まで一般的であった池山洞古墳群は例外であるが、基本的には大型墳・首長クラスの墳墓では実際の供物をともないながら土器を用いた飲食物儀礼がおこなわれ、中・小規模古墳では実際の供物ではなく、それを象徴する土器副葬が一般的であったと想定することができる。

#### IV おわりに

本稿では、新羅・加耶地域に展開する古墳における葬送儀礼の一つ、食物儀礼について、近年詳細な成果が提示されている動・植物遺存体とそれが盛られるうつわをともに検討することで、その実態について考えた。遺存状態に左右されるため、当時の様子を完全に復

元できるわけではないが、実際の供物を用いた食物儀礼には一定の規範があり、王陵や地域の首長クラスの墳墓に対して執行されていたと考えられる。多種多様な遺存体が確認されている林堂・造永洞古墳を例に挙げると、群の中心古墳からの出土があるのに対して、周辺に位置する下位古墳である時至古墳群ではIV類のウマの供犠事例一例しか確認されていない現状をみると、概ねそいうった状況であったと理解してよいだろう。

今回は古墳出土の動・植物遺存体を中心に、それらが盛られるうつわの種類、出土位置、出土状況をふまえながら、新羅・加耶古墳の食物儀礼について検討をくわえた。古墳葬送時には各段階で様々な儀礼がおこなわれており、土器の出土状況から、葬送時に飲食を表現した葬送儀礼の復元が進められてきたのは冒頭でもふれたとおりである。今後はこれまで検討を進めてきた副葬土器の組成と同一器形の多量副葬（松永2011）や歿器（松永2021）、盛饌祭祀（李盛周2014）といった視点をふまえ、さらには今回あまりふれられなかった墳丘における祭祀とともに総合的な検討をおこない、新羅・加耶古墳の飲食物儀礼の具体にせまりたい。

本稿は、JSPS科研費JP20K13242の成果の一部を含む。

## 註

- 1 「(略) 乃ち其处に於喪屋を作りて面河雁を岐佐理持【岐自り下三字音を以てす】と為鳥を掲持と為翠鳥を御隼人と為雀を確女と為雉を哭女と為此の如く行き定めて而日に八日夜に八夜遊ばしき也 (略)」「古事記」上巻第四部哭女
- 2 「隋書」高麗條の三年葬に関する記事には、その葬礼の過程が記されている。そこには、葬送の場で死者が生前使用していた品物が参列者に配られるといった、いわゆる見分けのような行為も記されているが、埋葬時、あるいは埋葬終了後に被葬者へ供されたであろう具体的な品物に関する記述はみられない。
- 3 ブタの事例では、加工痕がみられる歯が主であることから装身具としての副葬が指摘されるものがある。そのため歯のみの出土事例は今回の検討から除外している。
- 4 稲穂・稲粒の出土例も1970年代という比較的早い段階から認識されており、「被葬者や副葬品を埋葬して、その埋葬されたもの上に相当量のもみがらをいれたもののように見える。」という報告がみられる。そして、これらは「現在でもよく見られる、死者を斂葬する折、その口に米穀と錢貨を少しずつ入れて葬う遺習と深い関係があるのでないか」と推測されている（伊世英1976）。そのいっぽうで、昆虫の糞を認証する事例も指摘されており（橋本輝彦 2000「第4節 いわゆる米粒状土製品（擬似米）について」「1999年度発掘調査報告書2 カタハラ古墳群発掘調査報告書」 桜井市立埋蔵文化財センター），注意を要する。筆者も星山洞38号墳出土高杯外腹に付着した資料を観察したことがあるが、資料数に乏しく、出土様相も含めてその実態は不明確である。今後、比較資料の増加が待たれる。
- 5 報告書によっては長缶（才記）あるいは長缶形土器と呼称される。平底の底部、球形の胴部に口頭部がすばまる形態を呈し、水や酒といった液体の運搬に用いた器種である。
- 6 サメはこれ以外にI a類、II類が数例ある。両者土器内から出土することから、そのままではなく切り身、さらには現在での使用例から、サメ肉の塩漬け（呑垂け）として加工したもの

を供獻していたと指摘される（金在弘2018）。このサメ肉は現在でも祭祀の際の供物として用いられており、朝鮮半島東海岸地域や南海岸地域では儀礼用食物において貴重で高価な食物だという。

7 池山洞古墳群はこれまで複数機関によって発掘調査がおこなわれてきた。号数の混同を避けるため、中・小規模の古墳に関しては調査機関を頭に付して区別した。（慶）：慶尚北道文化財研究院

### 参考文献

- 金建洙 2001「韓半島における動物埋葬について」『久保和士君追悼考古論文集』
- 金在弘 2018「三国時代漁具の分布地域と政治圏域」「日韓交渉の考古学—古墳時代一（最終報告書 論考編）」「日韓交渉の考古学—古墳時代一」研究会
- 木村幾多郎 1990「古墳出土の動物遺存体（上）—食文化供獻—」『九州文化史研究所紀要』第35号 九州文化史研究所
- 小林行雄 1949「黃泉戸喫」『考古学集刊』第二冊 東京考古学会
- 朝鮮總督府 1920「大正六年度古蹟調査報告」
- 朝鮮總督府 1922「大正七年度古蹟調査第一冊」
- 中原計 2005「9 古墳時代後期における葬送儀礼の系譜—須恵器内検出有機物の検討—」大阪大学稻荷塚古墳発掘調査団編『井ノ内稻荷塚古墳の研究』 大阪大学文学研究科考古学研究室
- 松井草・神谷正弘 1994「古代の朝鮮および日本列島における馬の拘殺について」『考古学雑誌』80-1 日本考古学会
- 桃崎祐輔 1993「古墳に伴う牛馬供儀の検討—日本列島・朝鮮半島・中国東北地方の事例を比較して—」「古文化談叢」第31集 九州古文化研究会
- 門田誠一 2006「朝鮮三国時代における漁具出土の墳墓」「古代東アジア地域相の考古学的研究」学生社
- （韓国語）カナダラ順
- 김진수 2003「動物遺体를 통한 古墳 檢討」「湖南考古学報」第18輯
- 김진수 2021「웃있는 고고학」（대한문화재연구원 학술총서 012）진인진
- 김동실·박유미 2019「한국 고대 음식문화사」학연문화사
- 국립대구박물관 2015「상어, 그리고 몽메기」
- 마이리·파커·파이어슨·지용·이희준·홍길 2009「죽음의 고고학」사회평론
- 문화広報部文化財管理局 1974「天馬塚 発掘調査報告書」
- 松永悦枝 2011「土器 副葬様相으로 본 大邱·洛東江 中流域 墓制의 展開」「考古学論叢」慶北大学校考古人類学科30周年紀念論文集
- 松永悦枝 2021「新羅·加耶古墳의 銀器와 土器副葬」「유라시아 고고와 문화」慶北大学校考古人類学科
- 영남대학교박물관 2017『(영남대학교박물관 소장 경산 임당유적 출토) 풍물유존체 분석자료집 I — 표유류·조류—』
- 영남대학교박물관 2018『(영남대학교박물관 소장 경산 임당유적 출토) 풍물유존체 분석자료집 II — 어류·폐류—』
- 俞炳一 2000「新羅·伽耶社会의 葬送儀礼에 대한 檢討—무덤출토 動物遺体를 中心으로—」「韓國 古代史와 考古学」 学研文化社

龜炳一 2002 「新羅·伽耶의 무덤에서 출토한 馬骨의 意味」『科技考古研究』第8号 아주대학  
교우총관

尹世英 1976 「II. 味鄒王陵地区第9区域 (A号破壙古墳) 発掘調査報告」『慶州地区古墳発掘  
調査報告書』第一輯 韓国文化財普及協会

李盛周 2014 「貯藏祭祀와 盛饌祭祀: 목관묘의 토기부장을 통해 본 음식물 풍貌과 그 의미」『嶺  
南考古学』70号

#### 挿図出典

図1 :筆者作成

図2 :김건수2003をもとに筆者作成

以下、図3~10は各報告書を一部改変

図3 :慶南文化財研究院 2007 「咸安 桥谷里 遺蹟 I—古墳群一」(学術調査研究叢書第62輯)

図4 :慶尚北道文化財研究院·高靈郡 2000 「高靈池山洞古墳群—本文 I : 整穴式石槨墓一」

図5 :慶北大學校博物館 1996 「安東造塔里古墳群 II ('94)」

図6 :文化広報部文化財管理局 1974 「天馬塚 発掘調査報告書」

図7 :奇詠等야봉관 2020 「慶州 瑞獸塚II(제발굴 보고)」

図8 :嶺南大学校博物館·韓國土地公社 2000 「慶山 林堂地域 古墳群V—造永E I号墳一」(学  
術調査報告第35冊)、국립대구박물관 2015 「상어, 그리고 둥베기」

図9 :慶尚北道文化財研究院·高靈郡 2000 「高靈池山洞古墳群—本文 I : 整穴式石槨墓一」

図10 :嶺南大学校博物館 2012 「慶山 林堂地域 古墳群IX—造永E III—2号墳一」(学術調査報告  
第56冊)

# 近世カンボジア王都ロンヴェークの構造と対外貿易

佐藤由似

## I はじめに

9世紀初頭に勃興し、アンコール・ワットやアンコール・トムなどの壯麗な石造建造物群を遺したアンコール王朝は、15世紀前半にアユタヤの侵略により陥落したと言われる。一方、アンコール陥落後の近世カンボジア（15世紀～1863年）については、遺跡数、碑文などの文字史料数の少なさに加え、繁栄したアンコール期とは対照的に暗黒の時代と捉えられていた（Chandler 1983）ため、既往研究が限定的であるのが現状である。この「暗黒の時代」という概念自体が、近代歴史学や植民地支配の抑圧によって生じた一面もあると考えられる。アンコール期以降について叙述した唯一の年代記である『カンボジア王朝年代記』（Garnier1871 : Garnier1872 : Khin1988 : Leclercq1914 : Mak1984 : Moura1883）は、同時代史料ではなく、19世紀以降に編纂されたものであり、この年代記の記述内容に対しては既に歴史学者らによりその信憑性が疑問視されてきているところである（Mikaelian2013 : Vickery1977a : 北川1998）。このため、当該期に関する文献史料研究に限界があるなか、近世カンボジアの物質文化に対するアプローチとして、美術史研究が先行して進行していたが（Boisselier1965 : Giteau1966）、近年になりようやく考古学研究が注目されている。

ロンヴェークは古くから近世カンボジアの都として認識されていたにもかかわらず、一度も考古学調査が実施されることがなかった遺跡である。しかし、2010年に初めて現地を踏査した際に、土塁や堀などの遺構が良好な状態で残っていることが判明し、ロンヴェークにおける考古学的手法による研究が近世カンボジア史解明の一助となることが期待された。本稿では、考古学調査で得られた成果に基づき、ロンヴェークの構造を検討する。またその出土遺物の分析から、暗黒の時代とされた当時のカンボジアによる経済活動の一端を考察する。

## II アンコールからの遷都

### 1 スレイ・サントー

王朝年代記によれば、15世紀前半にアユタヤがアンコールを侵略して以降、カンボジア

の王と宮廷はトンレサップ湖の南へと移動したといわれている（図1）。スレイ・サントー、ブノン・ベン、ボーサット、バリボーと転々としたのち、1529年にロンヴェークに遷都、1594年のアユタヤによる攻撃後、1620年になりロンヴェーク近郊のウドンに遷都し、ここでフランスによる植民地化が開始する19世紀中頃まで所在したものとみられる。ヴィックリーは、アンコールから王都が南へと移動した理由について、経済活動を挙げている。すなわち、内陸のアンコールよりも交易に適した土地を求め、トンレサップ川、メコン川周辺の河川港となりうる地域を移住先とした可能性を指摘している（Vickery1977a）。折しも、14世紀後半以降は東南アジアでヨーロッパやアジア各国からの貿易活動が活発化し、いわゆる交易の時代へと突入する時代にある。カンボジア王は地理的に交易に有利な土地を選択していたと推察される。アンコールから最初に移転したスレイ・サントーは、明朝と独自の外交関係をすでに築いていたとされているトゥオル・バサンが中心地であった（Vickery1977a：1977b：2004；Wade2005：2011；Wolters1966）。明實録には、カンボジア（真臘）に関する記録が35件残されている。このうち、カンボジアのバサン（巴山）王が使者を送った記録が2件残されている（中央研究院歴史語言研究所漢籍電子文献）。

洪武4（1371）年11月7日「真臘國巴山王忽兒那遣其臣柰亦吉郎等進表貢方物賀明年正旦賜其王大統曆并織金文綺及來使紗羅文綺有差」（太祖高皇帝實錄卷之六十九）

洪武6（1373）年10月22日「庚寅真臘國巴山王忽兒那遣其臣柰亦吉郎等遜羅斛國遣昭委直

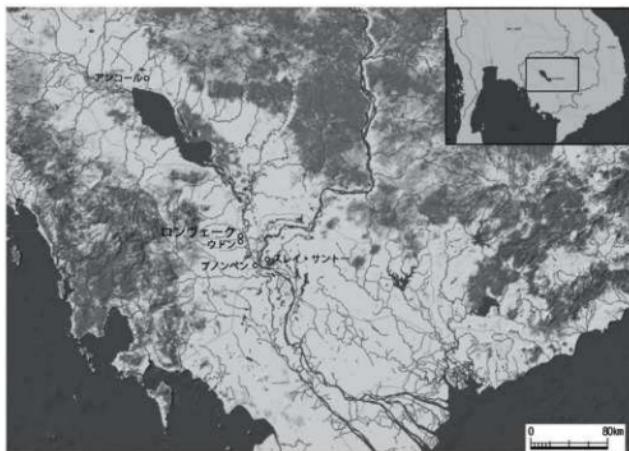


図1 近世カンボジア王都位置図

等各進表貢方物命皆賜明年大統歎及織金文綺紗羅使臣各賜綺羅及靴轍」(太祖高皇帝實錄卷之八十五)

ここで重要なのが、真臘の中心地であったアンコールとは別に、巴山は中国に独自の使者を送ることができるほどの勢力を有していた点である。このため、アンコール陥落後に王がまずアユタヤの侵略の手から逃れてきたのが、バサンの地であったものとみられている。具体的にスレイ・サントー地域のどこにバサンの地があったかについては、様々な説があるものの、スレイ・サントー地域はメコン川東岸に位置した貿易に有利な土地であり、メコン水系を活用しベトナムの諸民族との交渉も優位に行うことができる地の利を有していた。スレイ・サントーの中心地であるバサンについては、今後の考古学調査によって、その位置、規模、年代などを明らかにする必要があると思われる。

## 2 ロンヴェーク

一方、メコン川東岸のスレイ・サントーに対して、トンレサップ川西岸地域に築かれたのがロンヴェーク＝ウドン地域である。16-17世紀にかけて、ロンヴェークはカンボジアで最も重要な商業・政治・宗教の中心地となった (Khin1988 : Mak1984 : Mikaelian2009a : Vickery1977a)。16世紀初頭、アン・チャン (在位 1516/7-1566年) はアユタヤから帰国し、篡奪者であるスダチ・コーンを討ち、ブノン・ベンから遷都し、約40km上流に新都を建設した (Khin1988 : 北川1998 : Mikaelian2016 : Vickery1977a)。王朝年代記によれば、ロンヴェークの主要なヴィハーラと王宮は1530年ごろに建設されたと述べているが、ロンヴェーク内にはアンコール期以前の7世紀にさかのぼる碑文 (Coeddes1942 : 115-118 [K.137] : Coeddes 1942 : 119-120 [K.432] : Coeddes 1954 : 284-286 [K.136], 北川2006) やドヴァーラヴァティ一期の彫像 (Revire2016)、アンコール期とみられる遺構 (北川2006) などが確認されており、16世紀以前にロンヴェークの地が既に利用されていたことを示している。

1594年のアユタヤの侵攻により陥落するまでの約60年以上首都であったとされるロンヴェークには、豊富な考古資料が残されている。にもかかわらず、過去には考古学調査が行われたことがない未解明の遺跡であった。筆者らはカンボジアの文化芸術省との共同研究としてロンヴェークの調査を開始した (奈文研2015)。正確な地図や地形図もない状態であったため、まずはロンヴェークの全体像を把握することを目標とした。その結果、ロンヴェークはアンコール・トムに匹敵するような大規模な土壘と堀が良好な状態で現存すること、一方でアンコール遺跡群とは違い、ロンヴェーク城内には大規模な石造建造物が存在しないことが判明した。現地踏査において、ロンヴェークでは相当量の遺物を表探すことができた。しかしながら、当時の建造物が少ない分、遺跡の全容を把握するにはロンヴェークの構造と地形の特徴をまず正確に理解することが必要であった。

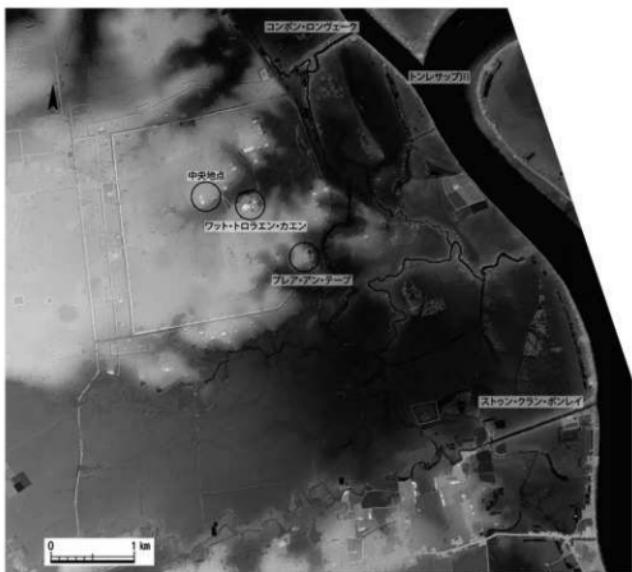


図2 ロンヴェーク地形図

### III ロンヴェークの構造

#### 1 土 墓

踏査によって、ロンヴェークは約7平方キロメートルの面積を有することが判明した。この広大な領域の地形を把握するため、カンボジア文化芸術省、フリンダース大学と当時アンコール地域での測量調査で成果を上げていたCambodian Archaeological Lidar Initiative (CALI) と協同で2015年にLidar測量を実施した。対象地域は、ロンヴェークとその南方約7kmに位置する17世紀以降の王都ウドン地域とした。Lidar調査で得られた成果を解析し、地形図画像（図2）と概略的な遺構分布図（図3）を作成した。この結果、ロンヴェークは南北約2.8km、東西約2.6kmを測る方形の土壘が、東を除く三方を開い、西側と北側の土壘は三重となることが判明した。ここでは、最も内側の土壘から第1土壘、第2土壘、第3土壘と呼ぶ。土壘の高さは地点によって差異はあるが、約8m~10m、幅

は約25mでそれぞれ土壙の外側に並行して同じく幅約25mの堀が走る。東側に土壙は存在せず、台地の東縁でトシレサップ川の氾濫原に開口する形となる。

南辺土壙には、1か所村道により切り取られた箇所があり、良好な状態で断面を観察できる。断面の状態から、土壙はレンガやラテライトを使用することなく、粘土質の土と砂質土を互層に積み重ねた構造であることが読み取ることができる。また、これらの土壙と堀の方位軸を見てみると、西に12度ほど傾いている。地形画像を観察すると、最大限土壙の長さを取ることができるよう、ロンヴェークの立地するリアス式の台地の傾きにうまく合わせて、土壙を構築していることが判明した。

第1土壙から第2土壙にかけての南西隅には東西約480m、南北約200mの出隅状に張り出した区画が存在する。さらにLidarによる調査で、第2土壙西辺に5か所、北辺に3か所の砦状の張り出し部が形成されていることが見て取れる。この砦状の張り出し部は第2土壙にのみ存在する。また図4にみるように、最も内側の第一土壙のすぐ外側に小山状のマウンド、その延長線上に砦状の張り出しが形成されている。この張り出し部自体は平坦に造り出され、一重の堀に囲まれているものの、地表面からの比高差がさほどあるわけではない。この第2土壙の砦状施設と第1土壙とを直線状に結ぶ位置にそれぞれマウンドが存在している。

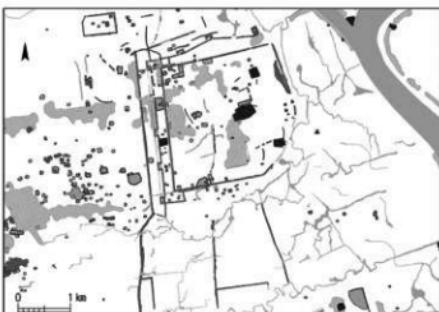


図3 ロンヴェーク遺構分布図



図4 ロンヴェーク西辺土壙

そして、その延長線上にある第1土壘には切れ目があり、内外を往来することが可能になっている。これらのことからこの砦状造構はロンヴェークの防衛上の要となる施設であったことが想定される。

また、現在見るロンヴェークには、アンコール・トムの城門のように明確な出入口施設が存在しない。19世紀にロンヴェークを訪れたエイモニエによれば、最も内側の西側土壘には3か所の門が設けられており、このうち一つのみが内外を往来できるようになっていたと記述している (Aymonier1900)。しかし、エイモニエの指摘する最も内側にある西側第1土壘には現在3か所以上の土壘の切れ目が存在しているうえ、北側、南側第1土壘にもそれぞれ切れ目が存在している。これら土壘にみられる切れ目のうち、どれが人の往来を許す出入口施設であったかについては慎重な検討が必要である。

## 2 ロンヴェークの水利

Lidar画像ではロンヴェーク城壁内にはアンコール・トムのようなため池や運河網は見当たらないが、ロンヴェークの台地下を細い流路が張り巡らされているのを確認することができる。ここでいくつか注目すべき箇所がある。ロンヴェーク北東隅では、トンレサップ川と水路との合流地点から南西方に約1kmは明瞭な直線的な流れとなっている。その途中で袋状に湾曲する箇所が存在するが、おそらくこの流路は人工的に改変されたものと考えられる。

この水路とトンレサップ川との合流地点周辺の集落で聞き取り調査をおこなったところ、この合流地点は「コンボン・ロンヴェーク」つまり「ロンヴェークの港」と呼ばれ、ロンヴェークへ続く直線的な水路は「ブレーク・ロンヴェーク」すなわち「ロンヴェーク水路」と呼ばれていることが判明した。いつからこのように呼ばれていたかは不明であるが、トンレサップ川を週上した貿易船が当地点周辺に停泊し、運んできた交易品や物資を小舟に移し、水路を使ってロンヴェークまで運んでいたのではないかと推測される。また、ロンヴェーク台地下の低地部は、雨季には水位が上昇し、台地上端にまで到達するほどの水位となる。そのため、雨季には小舟で自由に航行できたと考えられる。

## 3 上座部仏教寺院

ロンヴェーク城内には複数の寺院が存在する。その全てが上座部仏教寺院で、現在までのところ、約30か所存在することが判明している。これらの寺院は大きく分けて2種類に分類される。一つは伽藍を形成するタイプの上座部仏教寺院で、本堂・僧院・講堂・ストゥーパ・池が伽藍内に配置されるのが一般的である。ロンヴェーク城内で最も重要視され (北川2006)、中心寺院としての役割を担っているのが「四面仏の寺」という意味を持つワ

ット・トロラエン・カエンで、ロンヴェーク城内のほぼ中央に位置する。現在の本堂には、後世に造像された東西南北の四方を向く釈迦如来立像があるが、その足元に当初仏である四面仏の砂岩製の足材がそれぞれ四面に残されている。このワット・トロラエン・カエンに並んで重要とされるのがロンヴェーク南東隅にあるワット・ブレア・アン・テープであり、ロンヴェーク期から続く寺院である（北川1998）。

もう一つが、いわゆるテラス寺院と呼ばれるタイプである。アンコール遺跡群のアンコール・トム内にも多く確認できるが、伽藍を形成せずに、本尊を祀ったヴィハーラとその手前に平面長方形の簡便なテラス状の張り出し部を造り、これらをシーマ石（結界石）と呼ばれる二石一組の装飾石で寺域を区画するものである。ロンヴェーク内のテラス寺院はその殆どがマウンドの上に造営されている。これらテラス寺院は、ワット・トロラエン・カエンの東側や、南辺土塁周辺に多い。

#### 4 都市プランの検討

アンコール遺跡群のうち、ジャヤヴァルマン7世が造営したアンコール・トムは一辺3kmのほぼ正方形を呈した土塁と堀に囲まれた都である。城壁内には東西南北に道が計画的に配置され、各出入り口には砂岩造の門が造営されている。城壁の中央部には、バイヨン寺院が聳え、その北西には王宮が位置する。また、城壁内には道路網に沿って運河が巡っていたことが最近の研究で明らかになっている（Gaucher2004）。緻密な計画のもとに築き上げられた都であると言えよう。

一方、アンコール陥落から約100年後に造営されたとされるロンヴェークは、アンコール・トムと同じく土塁と堀に囲まれている点は共通である。しかしながら、ロンヴェーク城壁内には明瞭な道路網は持たず、先述の通りアンコール・トムのような明確な城門等の開口した出入口がない。水利施設に関しては、アンコール・トムのような城壁内での運河等の水路網は見当たらず、城壁外の台地下に小川状の水路網が張り巡らされているのが特徴である。また、アンコール・トムと比べて城壁内のため池の施設が圧倒的に少ない。アンコール・トムとロンヴェークでは構造的に異なる施設も多いようである。

一方、別の観点から見ると、ロンヴェークのほぼ中央にはワット・トロラエン・カエンが位置し、四面仏を有しており、四面仏を特徴とするバイヨンを象徴的に継承しているという見方もできる。トンプソンは、16世紀以降の統治者は、ジャヤヴァルマン7世の四面仏の図像を上座部佛教信仰に沿って変更し、アンコール期の秩序を回復する意図を持っていたことを指摘している（Thompson2000）。侵略や内戦を経て、当時の王が王権を正当化するために、意図的にアンコール期の概念を復興させた可能性をロンヴェークでも検討する必要があると考えられる。アンコール・トムでは中心寺院バイヨンの北西に、王宮が位

置する。ロンヴェークでは、中心寺院のワット・トロラエン・カエンから低地帯を挟んだ北西側の微高地には開けた土地が存在する。その抜群の立地環境から、調査開始当初よりロンヴェーク城内において重要な地点であることが見込まれていたが、残念なことに当該地点には2012年頃にレンガ工場が建設され、現在に至るまで退去することなく操業を続けている。ロンヴェークの都市構造を把握するうえでも、当該地点の調査は重要であると考え、現地踏査をおこなった結果、良好な遺物を表探すことができた。

#### IV ロンヴェークにおける考古学調査

##### 1 ロンヴェーク中央地点

ロンヴェーク中央地点は、中心寺院ワット・トロラエン・カエンの北西に位置する微高地を指す(図2)。レンガ工場の敷地内であるため、考古学的な調査範囲は限られるものの、2018年の調査において、約104m<sup>2</sup>のトレンチ調査をおこなうことができた。自然堆積層の上にある文化層である第3層の遺構として小型炉跡1基、小型の柱穴3基を検出したが、これらの遺構から年代比定可能な遺物は検出されていない。また土器や陶磁器をはじめ動物骨等が黒色の堆積層から大量に出土した。第1層と第2層からは明瞭な遺構は検出されおらず、表土層と第1層の一部は現代のレンガ工場による擾乱を受けている。

トレンチから出土した陶磁器・土器の総点数は10,624点(破片数。同一個体は1点として換算)にのぼり、このうち貿易陶磁器は447点、陶器120点、土器10,057点が出土している。貿易陶磁器に関しては、第1層から42点、第2層から44点、第3層から361点を検出した。とりわけ第2層と第3層からは、青花では景德鎮産の連子碗や甚簡底の碗等に代表される16世紀初頭から中頃にかけての一群、大明年造銘や饅頭心碗等を含んだ16世紀後半から17世紀前半にかけての一群が観察された。白磁では碗・皿が最も多かった。第3層からは景德鎮産の上質な白磁の特殊品も確認された(図5-1)。口縁は玉縁状に作られ、外面には



図5 ロンヴェーク中央地点出土遺物

ドット状の細かな貼付文が丁寧に施され、下部には脚状の突起が取り付く。1点の破片のみの出土のため、全体の器形を知ることが叶わないが、特殊な器物とみられる。色絵製品としては景德鎮産の古赤絵と呼ばれる16世紀前半から中葉の嘉靖年間頃の皿や、16世紀末から17世紀前半に位置付けられる漳州窑産の色絵鉢等が確認された。陶器では、華南三彩の皿も確認した(図5-3)。素地に白泥をかけ、その上に紫・緑・黄色で彩色を施し、見込には陰刻で蓮池

水禽を表す。16世紀後半から17世紀初頭頃のものと考えられる。また褐釉陶器印花文蓋の外面は褐釉地に印花文で吉祥文が施され、内面には調整痕の叩き目がはっきり残る。他地域での出土事例が少なく、日本では堺環濠都市遺跡（SKT263）出土の1破片（堺市立埋蔵文化財センター2004）などが知られる。土器は粗製のものから上質なものまで多くのバリエーションが認められたが、特筆されるのはタイ産の黒色磨研土器のケンディの注口部分である（図5-2）。日本では長崎の築町遺跡などで出土例がある（長崎市教育委員会1997）。

当地点出土陶磁器の年代観は、16世紀前半から中頃のグループと、16世紀後半から17世紀前半に比定されるグループを確認したが、第2層と第3層とにまたがって検出され、一連の活動の中で形成されたと考えられた。この年代観は、一点の疑問を想起させる。王朝年代記で唱えられてきた1594年のアユタヤ王朝のナレースエン王によるロンヴェーク攻略に関連するような明瞭な画期を当トレントから見出すことができなかつたのである。少なくとも当トレントからは、明らかな焼土層や武具・人骨の類が検出されることは一切なく、また16世紀末で途端に文化層が途絶えるような事象も確認することができなかつた。少なくとも陶磁器からは17世紀前半までを中心とするまとまった量の遺物が出土し、数点のみ18世紀に入る徳化窯系の青花が上層である第1層から確認されていることから、1594年にアユタヤによりロンヴェークが攻略されたという記録が事実であったとしても、当トレント出土陶磁器の年代観とは厳密には合致しないことが明らかになつた。

## 2 ワット・トロラエン・カエン

ワット・トロラエン・カエンはロンヴェークの中心からやや東寄りの地点に位置している（図2）。ワット・トロラエン・カエンでは計4点の碑文が発見されており、7世紀（K.137、K.766）、9世紀（K.432）、11世紀（K.136）を示す。さらには、本堂の東面にはネック・ター・トマリアチアと呼ばれるネック・ター（祖靈神）の祠が設けられているが、この像は元々ドヴァーラヴァティー様式の倚像であることが明らかになった（Riviere2016）。本堂の南には小高い丘状に盛り上がった地点があり、ここには砂岩製のアンコール期に属する屋根装飾が見られる。

ワット・トロラエン・カエンでは、近現代に入り改変が続けられ、現在でも年々境内が拡張し続けている。境内の南端に寺院によって近年に掘削された水路があり、この水路の断面には多くの陶磁器の堆積が露出していた。このため、この水路をトレントを見なし、断面の陶磁器を採集した。当トレントから出土した遺物は磁器55点、陶器22点、土器58点である。特筆されるのは当トレントから出土した貿易陶磁の殆どは中国陶磁であったが、肥前陶磁が4点確認されたことである。1650年代から1670年代に位置付けられる肥前染付の荒磯文碗に加え、特徴的なところとして17世紀第3四半期頃の肥前の鉄釉瓶の底部片が

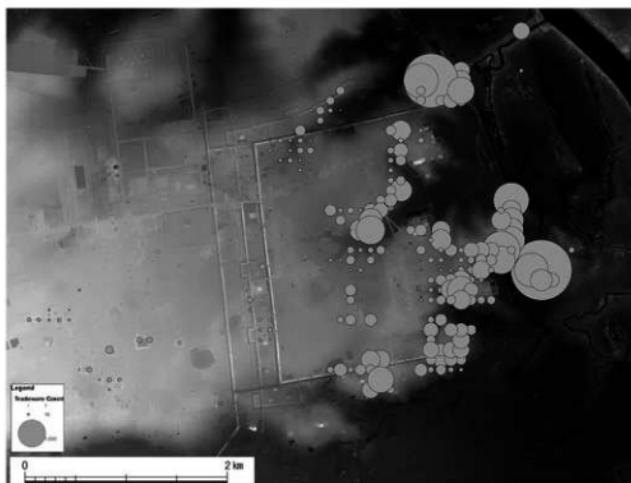


図6 ロンヴェーク表採遺物分布密度

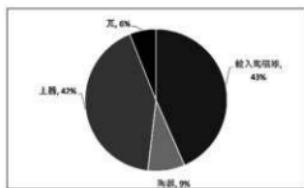


図7 ロンヴェーク表採遺物種類別統計

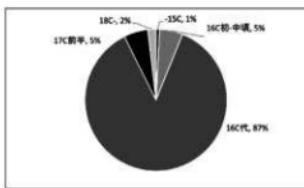


図8 ロンヴェーク表採遺物年代観

出土した。中国青花は16世紀初頭から中頃にかけての甚筒底小皿や連子碗に加え、16世紀後半から17世紀前半頃の景德鎮青花碗、漳州窯青花等が確認された。またクメール黒褐釉陶器壺片も共伴している。

当トレンチ出土遺物の年代観は16世紀初頭から中頃にかけてのものを含みながら、17世紀前半に及ぶものがその中心である。一方、17世紀後半から18世紀初頭にかけての遺物が一定量出土していることが大きな特徴である。前項にあげた中央地点トレンチからは肥前をはじめとした17世紀後半に位置付けられる遺物が一切出土しなかった事実とは対照的である。また、当トレンチからも明らかな焼土層や武器・人骨類は出土しなかった。

### 3 ロンヴェーク域内表採遺物

ロンヴェークでは踏査によつて多くの遺物が地表面上で確認された。ロンヴェーク域内において遺物表面採集調査をおこない、約35,000点にのぼる遺物を採集した。このうち、輸入陶磁器は全体の43%を占め、土器は42%、陶器9%であった(図8)。ロンヴェーク域内での表採量は一定ではなく、遺物の分布密度に偏りがあることが判明した(図6)。遺物分布密度が高いのは、以下の地域であった。

- ①ブレーク・ロンヴェーク(ロンヴェーク水路)
- ②トゥオル・バイ・カエク
- ③ロンヴェーク南縁と東縁
- ④ロンヴェーク中央部

前述の通り、ロンヴェーク台地とトンレサップ川とをつなぐ経路は、ロンヴェーク北東側に位置する直線的なブレーク・ロンヴェークと、そこからロンヴェークの台地に沿って南下する水路網である。①のブレーク・ロンヴェークからロンヴェーク域内への入り口付近には、多くの遺物が発見されている。トンレスラップ川を週上した大型船からブレーク・ロンヴェークを渡る小型舟に積み替え、ロンヴェーク台地に荷揚げした可能性を示唆するものである。一方、南側へ延伸する水路網はロンヴェーク台地下の東側に位置する②のトゥオル・バイ・カエクと呼ばれる島状の地域を囲むように巡り、ロンヴェーク台地下へと続く。このトゥオル・バイ・カエクでは、大量の輸入陶磁器を地表面から採集することができた。おそらく、当地点はロンヴェークに物資を運ぶための中継地点のような役割を果たしていたのではないかと考えられる。

③のロンヴェーク南縁と東縁に関連し、注目したいのがブレア・アン・テープ東の地点である。水路が最もロンヴェーク台地寄りに位置し、船着場のように台地上に上がることができる緩やかな傾斜地となっている。実際、現地を踏査した際、村人の丸木舟が着岸している状況を確認した。現在でも雨季を中心に台地下の低地帯を小舟で往来しているのである。当地区周辺を踏査すると夥しい数の陶磁器片が地表面上に落ちていることが確認で

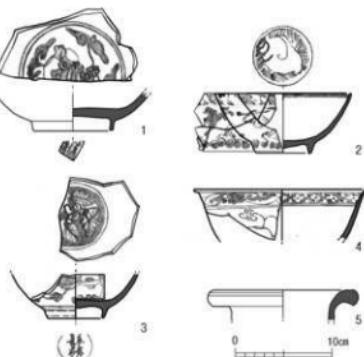


図9 ロンヴェーク表採遺物

きる。その陶磁器の年代観は16世紀中頃から17世紀前半のもので、まさにロンヴェーク期にあたる時代の遺物であった。トンレスップ川、水路を経由してもたらされた陶磁器を含めた品々の荷揚げ場所の一つであったのであろう。このようにロンヴェークの遺物表採調査で遺物分布密度が高かった地点のうち、①から③はロンヴェークの商業都市としての機能に関連する地点であった。

一方、④は前述のレンガ工場地区、中心寺院ワット・トロラエン・カエンを含むロンヴェーク中央部である。当地域は、その立地からロンヴェークの中でも重要な役割を持っていたものと推測されていた。上の貿易に関連するとみられる3地点よりは遺物の分布密度が落ちるもの、そのほかの地域に比べて比較的多い量の遺物が確認されている。

#### 4 ロンヴェーク出土陶磁器の検討

ロンヴェーク中央地点出土陶磁器の年代観は、16世紀初頭から中頃のグループと、16世紀後半から17世紀前半に比定されるグループにはまとまることを確認した。一方、ワット・トロラエン・カエンのトレーナー出土遺物は、中央地点と同様に16世紀初頭から中頃のグループと、16世紀後半から17世紀前半までのグループが主体でありながらも、17世紀後半に比定される肥前磁器や18世紀の中国青花を確認する等、中央地点より下る時代まで確認できた。表採陶磁器のうち現時点までに整理作業を終えている2363点に対し年代比定をおこなったところ、やはり16世紀初頭から中頃までのグループと、16世紀後半から17世紀前半のグループが主体、わずかに17世紀後半以降のグループが確認された（図7）。

このように、ロンヴェークから出土した貿易陶磁器は16世紀初頭から中頃のグループにじまり、16世紀後半から17世紀前半にかけて遺物の出土量はピークを迎え、ワット・トロラエン・カエンを含む一部地域で17世紀後半以降の遺物が出土したこととなる。王朝年代記によれば、1594年にアユタヤによりロンヴェークは陥落し、都は遷されたということだが、本稿での分析の結果、少なくとも17世紀前半までは多くの遺物が出土していることから、王朝年代記のロンヴェーク陥落年代が仮に正しい場合でも、陥落後もロンヴェークは17世紀前半頃まで使われていたことが指摘できよう。

### V ロンヴェーク時代の対外貿易

#### 1 史料からの検討

王朝年代記にはカンボジアによる貿易活動に関する記録は残されていない。しかしながら、外国による史料には少ないながらも16世紀カンボジアに関する記録が残されている。  
ヨーロッパによる記録　交易の時代（Reid 1988）を迎えた15世紀以降、アジア海域にボル

トガル船や連れてスペイン船が登場するようになった。彼らが残した記録には、当時の東南アジアについても記載されている。ヨーロッパ史料にはじめてカンボジアが登場するのはトメ・ビレスの『東方諸国記』である（ビレス1966）。1510年代、ビレスは実際にカンボジアを訪れるることはなかったが、伝え聞くところとして、「カンボジアの国土は多くの米と良い肉、魚、地酒を産する。そして、この国には金がある。そして、漆、多くの象牙、干魚、米を産する。そしてベンガル産の良質な白服、少しの胡椒、丁字、辰砂、水銀、蘇合香、赤真珠等…（中略）である。」1555年にはポルトガル人宣教師ガスパール・ダ・クルスがロンヴェークに滞在する（クルス著・日笠編訳1996）。その後、16世紀末から17世紀にかけてはスペインとポルトガルの宣教師や商人たちがカンボジアに滞在するようになったとみられる。しかしながら、17世紀代のオランダ東インド会社の登場まで、カンボジアとヨーロッパ諸国との貿易品目に関する記録は今のところ殆ど見つかっていない。

**日本による記録** 1569（永禄12）年、九州の沿岸にカンボジアの船が漂着した（岡本1942）。雲霊院に蔵される『頌詩』には大友氏とカンボジアの関係性を証明する書簡が2点書き写されている（鹿毛2011、2012）。1点目は1579（天正7）年に金書と献物を携えて豊後に向かったとみられるカンボジア船が麻摩に漂着したことを受け、島津義久が「南蛮国甘埔寨賢主君」に宛てた書簡である。そしてもう1通はその返信書簡とも受け取れる、「甘埔寨浮喇哈力汪加」から大友氏宛に送られた書簡である。この書簡には象、象簡、鏡匠、銅銃一門、蜂蠍三百斤を贈る旨が書かれ。この「浮喇哈力汪加」という名前は「プレア・リアチア（Preah Reachea）」という王に付く敬称であると考えられる。王朝年代記の年代が正しければ、バロム・リアチア王（1566-1579）やサター王（1579-1595）の時代で、まさにロンヴェーク期である。カンボジア国王が、遠く日本の大友氏と直接交渉をし、交流をおこなっていたことは注目すべき事案である。

朱印船・唐船貿易が盛んとなる17世紀に入ると、当該期カンボジアと日本間の貿易関連史料が増加する。1604（慶長9）年から1635（寛永12）年までに、カンボジアへ渡航した朱印船は44隻、鎖国令発布以降は唐船による貿易が活発となり、カンボジア船として記載されるのは1641（寛永18）年7月3日から1745（延享2）年4月1日までの41隻である。日本とカンボジア間で展開された唐船貿易による主なカンボジアの輸出品目は鹿皮、蘇木、砂糖、そして漆である（永積1987、佐藤2009、北川2015）。一方、朱印船貿易開始以前である16世紀代における対日本貿易の具体的な取引品目は残念ながら現段階では示すことができない。ただ、17世紀に入った直後の1604年に5隻もの朱印船がカンボジアへ渡航していることを鑑みると、16世紀代後半には既に日本—カンボジア間の貿易活動が執り行われていたことが推察される。

## 2 考古資料からの検討

**豊富な量の陶磁器** 上述したように、カンボジア唯一の年代記である王朝年代記は後世に編纂されたもので同時代史料とはなりえない。さらに16世紀代の史料に関しては、貿易品目を具体的に記載するようなカンボジア側の史料は残念ながら残っておらず、ポルトガルやスペインの宣教師・冒険家による記録、また大友氏との書簡が貴重な同時代史料となっている。カンボジアに関する貿易史料は、17世紀に入ってのオランダ東インド会社、また日本による朱印船・唐船貿易の記録の登場を待たねばならない。一方、遺跡から出土する考古資料は史料不足を補い、16世紀におこなわれた貿易をモノの形で証明してくれる。ロンヴェークに関しては、発掘調査、表探調査双方から非常に豊富な量の陶磁器が確認されたのは前述した通りである。実際に多くの貿易陶磁器がロンヴェークから出土したこと、少なくとも当該期カンボジアが中国等諸外国から陶磁器を輸入していたことの証拠であることは明らかである。とりわけ、中央地点出土遺物に見るようには高級品や特殊遺物も確認されたことは特筆される。上質な景德鎮産青花や白磁特殊容器、吉祥文蓋付褐釉壺等は、おそらくは一般階級の居住域に属するものではなく、王族や高位官僚等一定以上のステータスを持つ階級に属するものであったと考えられる。これはすなわち、当該期ロンヴェークが相応の財力を有し、積極的に貿易活動を行っていたことを示唆している。

ロンヴェークにおける容器としての陶磁器として、一般的に利用されていたと考えられるのが、最も大量に出土している土器である。容器としての土器として重要な発見例の一つに、ロンヴェーク中央地点で過去に出土した内面に黒色の漆が付着した在地土器の丸底壺片がある（佐藤2016）。このような漆付着土器は多くはないがこれまでに20点ほど出土している。上述の通り、日本にとって17世紀以降の主要な漆の輸入先の一つがカンボジアであった。16世紀にカンボジアが漆を輸出していたか否かについて文献上からは現段階で述べることはできない。今回ロンヴェークから出土したこの漆付着土器は、地元または短距離圏内で使用するためのもので、長距離輸送用の容器ではない可能性もあるが、いずれにしても今後は漆等を入れる容器としての土器に留意しながら調査を進める必要がある。

## VII 考 察

本稿では、衰退の時代と考えられていたポスト・アンコール期の王都ロンヴェークにおいて豊富な量の貿易陶磁器を検出し、それらの貿易陶磁器が主に16世紀から17世紀前半までの時間幅を持つことを明らかにした。16世紀にカンボジアはヨーロッパと接触し、さらには日本との交渉をおこなう等、積極的な外交展開をしていたことが史料から判明した一方、具体的な貿易品に関しては史料からは見出す事が出来なかった。ここでは、出土貿易

陶磁器群からみた当該期カンボジアの对外貿易活動について考察したい。

## 1 港市としてのロンヴェーク

前章まででロンヴェーク表探遺物では、ブレーク・ロンヴェーク、トゥオル・バイ・カエク、東辺、南辺土壘周辺などで遺物量が相対的に多かったことを指摘した。ここでLidarによる地形図を今一度検討したい(図2)。ロンヴェーク南辺土壘東端部からブレア・アン・テープにかけての地区は、台地の末端部にあたり、リアス式海岸のように入り組んだ地形を呈している。乾季には台地下の部分は水が殆ど引き、雨季にはこの台地の縁まで水位が上がる。さらに、コンポン・ロンヴェークから続く水路はロンヴェークの台地を巡るよう張り巡らされている。1555年から1557年にかけてキリスト教布教のためにカンボジアに滞在したガスパール・ダ・クルスによれば、

「ボルトガル人たちは、ロエクにおいて、野原の中の非常に高い盛り土を私に示した。その盛り土の上で、彼らは次のように確言したのである。増水の時期にはこの地で作られた船一隻が（この盛り土に）触れることなく通過していたものだ。その船たるやインディアからボルトガルまですら立派に航行できようかと思われたほどだ、と。」（クルス著、日笠編訳1996）。

これはすなわち、雨季には外洋を航海できる規模の大型船がトンレサップ川を週上しロンヴェークの地までたどり着いていたということを示唆している。おそらくこのようなトンレサップ川を週上した大型の貿易船から荷下ろしされた品々を小船に載せてブレーク・ロンヴェークそして台地の縁を巡る水路を使い、台地北東部、東縁や南縁からロンヴェーク内に荷揚げしていたのであろう。今後、更なる調査が求められるが、地の利を存分に生かし、ロンヴェークは外国との貿易を拡大させたことが伺えよう。

## 2 ロンヴェークからウドンへ

さて、上述のヨーロッパ史料でも取り上げたが、ロンヴェーク期にはボルトガル人をはじめとしたヨーロッパ人宣教師がカンボジアに滞在したが、当時は外国人居留区という明確な区分が存在したという記録は見当たらない。カンボジア王朝年代記によれば1594年にアユタヤの攻撃によりロンヴェークは陥落、王はスレイ・サントーに逃れ、1620年になりチエイ・チエッタ王がロンヴェークのすぐ南約3kmのウドンに遷都したとされる。17世紀前半にはウドンから程近いトンレサップ川沿いのボニヤ・ルー地域に前後10kmにわたり日本人、ボルトガル人、中国人、コーチシナ人とカンボジア人の町が発達していたとされ、1618年には日本人キリシタン70名が既に教会堂を建設していたという（岩生1966）。これはすなわち、王朝年代記が述べるところの1620年ウドン遷都に至るまでの間に、ボニヤ・

ルー地域が外国人居留地となり、ここで諸外国人が貿易業を営んでいたということになる。ロンヴェーク陥落ののちも、この地で対外貿易が継続し、外国人居留地を設けるほど盛んに貿易が行われたことを示唆している。

図2の下端付近でトンレサップ川と合流する川はストゥン・クラン・ポンレイと呼ばれおり、ここから南側にかけてが外国人居留地であるボニヤ・ルー地域とされる。この川はブレーク・ロンヴェークと同様、河口から数100mは明瞭に直線的であり、人工的に流路が改変された可能性がある。川幅は35mほどあり雨季には深度も増すことから小型船で西に進めば、17世紀以降の王都ウドン地域に迫り着く。実際、ストゥン・クラン・ポンレイ周辺では、17世紀以降の貿易陶磁器が採集されている（奈文研2008）。

16世紀はコンボン・ロンヴェークから直接またはロンヴェーク台地下に張り巡らした水路を利用し、貿易品を荷揚した。つまり、ロンヴェークが都と貿易窓口を兼ねていたと言える。一方、17世紀後半以降はボニヤ・ルー地域へと貿易窓口が南下した。トンレサップ川を週上した各国の大型船は、貿易品を外国人居留区であるボニヤ・ルーで積み替え、ストゥン・クラン・ポンレイ沿いに王都ウドンに物資を運び入れる構造に変化した可能性を提起できる。

### 3 結 語

ロンヴェーク地域のLidar測量と地形画像解析とその成果に基づいた発掘調査により、謎に包まれていたロンヴェークの様相が徐々に明らかとなった。アンコールが多くの石造建造物を要する宗教都市の様相が強かったのに対し、アンコール陥落から約100年後に造営されたとみられるロンヴェークでは対外貿易を積極的におこなう経済都市としての機能を強めている様相を確認する事が出来た。

ロンヴェークはメコンデルタのある海岸線から200km内陸にあり、一見、対外貿易には不利に見えるが、上述の通り、外洋を航海する大型船はメコン川とトンレサップ川を週上し、直接ロンヴェークのあるトンレサップ川西岸に到着することができた。15世紀以降に世界的に展開された交易の時代の流れにうまく乗り、16世紀にロンヴェークは豊富な陶磁器を輸入しうるだけの財政力を備え、日本の九州まで王の書簡を拂え、船を派遣するほどに積極的な外交を展開していたことが判明した。今後、より具体的なロンヴェークの実像を把握するため、さらなる実証的な調査を進めていく予定である。

### 参考文献

- Aymonier, É., 1900. *Le Cambodge, I. Le Royaume Actuel*. Paris: Ernest Leroux.  
 Boisselier, J., 1965. Récentes recherches archéologiques en Thaïlande. Rapport préliminaire de mission (25 juillet-28 novembre 1964). *Arts Asiatiques* 12, 125-74.

- Chandler, D.P. 1983. *A History of Cambodia*, 1st edition. Boulder (CO): Westview.
- Codès, G. 1942 *Inscriptions du Cambodge II*. EFEQ, Paris.
- Codès, G. 1954 *Inscriptions du Cambodge VI*. EFEQ, Paris.
- Garnier, F. 1871. Chronique royale du Cambodge. *Journal Asiatique*, 6(18), 336–85.
- Garnier, F. 1872. Chronique royale du Cambodge. *Journal Asiatique*, 6(20), 112–44.
- Gaucher, J. 2004. Angkor Thom, une utopie réalisée? Structuration de l'espace et modèle indien d'urbanisme dans le Cambodge ancien. *Arts asiatiques* 59: 58–86.
- Giteau, M. 1975. *Iconographie du Cambodge Post-Angkorien*. Paris: École française d'Extrême-Orient.
- Khin, S. 1988. *Chroniques royales du Cambodge (de 1417 à 1595)*. Paris: École française d'Extrême-Orient.
- Leclère, A., 1914. *Histoire du Cambodge depuis le 1er siècle de notre ère, d'après les inscriptions lapidaires, les annales chinoises et annamites et les documents européens des six derniers siècles*. Paris: Paul Geuthner.
- Mak, P. 1984. *Chroniques royales du Cambodge (des origines légendaires jusqu'à Paramarajā Ier Traduction française avec comparaison des différentes versions et introduction*. Paris: École française d'Extrême-Orient.
- Mikaelian, G. 2013. Des sources lacunaires de l'histoire à l'histoire complexifiée des sources. Éléments pour une histoire des renaissances khmères (c. XIVe-c. XVIIIe s.). *Péninsule*, 65(2), 259–304.
- Moura, J. 1883. *Le royaume du Cambodge*. Paris: Ernest Leroux.
- Reid, A. 1988. *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450–1680. Vol. I: The Lands Below the Winds*. New Haven (CT): Yale University Press.
- Revire, N. 2016. « L'habit ne fait pas le moine » : note sur un Buddha préangkorien sis à Longvek (Cambodge) et accoutré en Neak Ta. *Arts asiatiques* 71, 159–66.
- Thompson, A. 2000. Lost and Found: the stupa, the four-faced Buddha and the seat of Royal power in Middle Cambodia, in Southeast Asian Archaeology: *Proceedings of the 7th International Conference of the European Association of Southeast Asian Archaeologists*, 1998, Berlin, eds. W. Lobo & S. Reiman. Hull: Centre for Southeast Asian Studies, Berlin; Ethnologisches Museum, 245–64.
- Vickery, M. 1977a (annot. 2012). 'Cambodia After Angkor: The Chonicular Evidence for the Fourteenth to Sixteenth Centuries'. PhD thesis, University of Michigan, Ann Arbor.
- Vickery, M. 1977b. The 2 / k.125 Fragment, a Lost Chronicle of Ayutthaya. *Journal of the Siam Society* 65(1), 1–80.
- Vickery, M. 2004. Cambodia and Its Neighbours in the 15th Century. Asia Research Institute Working Paper No. 27. Asia Research Institute, National University of Singapore, viewed 01 June 2013. <<https://arinus.edu.sg/publications/wps-27-cambodia-and-its-neighbors-in-the-15th-century/>>.
- Wade, G. 2005. Southeast Asia in the Ming Shi-lu: an open access resource. Asia Research Institute and the Singapore E-Press, National University of Singapore, viewed 01 July 2017. <<http://epress.nus.edu.sg/msl/>>

- Wade, G. 2011. 'Angkor and its External Relations in the 14th-15th Centuries as Reflected in the Ming Shi-lu', paper presented to the International Conference on Angkor and Its Global Connections, Siem Reap, 10th - 11th June 2011.
- Wolters, O.W. 1966. The Khmer King at Basan (1371-3) and the Restoration of the Cambodian Chronology During the Fourteenth and Fifteenth Centuries. *Asia Major* 12(1), 44-89.
- 岩生成一 1966 「南洋日本町の研究」 岩波書店
- 岡本良知 1942 「十六世紀日歐交通史の研究」 六甲書房
- ガスパール・ダ・クルス著 日禁博司編訳 1996 『中国誌』 講談社
- 鹿毛敏夫 2011 「日本『九州大邦主』大友氏と中国舟山島」「アジア戦国大名大友氏の研究」 吉川弘文館 pp.174-187
- 鹿毛敏夫 2012 「戦国大名の海洋活動と東南アジア交易」「交易陶磁研究」 pp.23-33
- 北川香子 1998 「ポスト・アンコールの王城一ロンヴェークおよびウドン調査報告—」「東南アジア—歴史と文化—」 27 pp.48-72
- 北川香子 2006 「カンボジア史再考」 連合出版
- 北川香子 2015 「ヨーロッパの船が河を通ってきた頃—17世紀カンボジア史再考—」「南方文化」 第四輯
- 堺市立埋蔵文化財センター 2004 「堺環濠都市遺跡発掘調査概要報告：SKT263・甲斐町東二丁」
- 佐藤由似 2009 「ポスト・アンコール期カンボジアにおける陶磁器流通—ボニヤ・ルー地城出土陶磁器の組成分析をもとに—」「東南アジア考古学」 29 pp.13-22
- 佐藤由似 2012 「クラン・コー遺跡検出墓壙と出土遺物の検討」「東南アジア考古学」 32 pp.61-73
- 佐藤由似 2016 「中世カンボジア王都周辺地域における陶磁器の需要と流通」「陶磁器の考古学」 第4巻 pp.207-228
- 中央研究院歴史語言研究所漢籍電子文献「明實錄、朝鮮王實錄、清實錄資料庫」 <http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/mql/login.html>
- トメ・ビレス著、生田滋ほか訳注 1966 「東方諸国記」 岩波書店
- 長崎市教育委員会 1997 「篠町遺跡：篠町別館跡地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」
- 永積洋子 1987 「唐船輸出入品数量一覧 一六三七—一八三三年」 创文社
- 奈良文化財研究所 2008 「カンボジアにおける中世遺跡と日本人町の研究」
- 奈良文化財研究所 2015 「ポスト・アンコール期遺跡に関する研究報告書」
- 山脇悌二郎 1988 「交易篇—唐・蘭船の伊万里焼輸出—」「有田町史商業編Ⅰ」 有田町史編纂委員会 pp.265-410

#### 挿図出典

- 図1 : arc gisをもとに筆者作成
- 図2、3、6 : Cambodian Archaeological Lidar Initiativeによる測量図を基に筆者加筆
- 図4 : Cambodian Archaeological Lidar Initiativeによる測量データを基に原口強・千葉達郎により作成された赤色立体地図を筆者加工
- 図5、7、8、9 : 筆者作成

# 文化的火入れが保つ景観

## — カリフォルニア先住民の長期的植物資源管理 —

西原和代

### I はじめに

植物が生い茂る野山に火を入れることは単に焼くことではない。火の強さ・範囲・頻度を精妙にコントロールし、その地域に合った時期に、目的に沿って景観に手を入れる技術である。火は強力な道具であり、景観を一変させる力がある。

環境史家のウイリアム・クロノンによれば、環境と対応する方法には二種類ある。ひとつは環境を部分的に変容させることで資源をより豊富にし、自然と共存する方法であり、もうひとつは、農耕や牧畜のように自然の秩序全体を改変し土地の生産性を上げる方法である (Cronon2003 : p.13)<sup>1</sup>。本稿でとりあげる北米西海岸の先住民は前者をとり、18世紀以降入植してきた白人入植者たちは後者をとったといえるだろう。前者のようなひとと環境の互恵的関係を前提にした火入れは「文化的火入れ (Cultural Burning)」とよばれ、「文化的集団による、様々な目的のための意図的な火の利用」と定義される (Clark et al. 2021 : p. 3)。

現在のアメリカ合衆国（以下アメリカ）カリフォルニア州の先住民コミュニティの伝統的居住地では、非常に長期間にわたって文化的火入れが環境変容をもたらし、特徴的なモザイク状景観を作ってきた (Lightfoot & Parrish2009)。ここでは、広範囲・長期間の定期的火入れの他に、特定の場所で特定の有用植物や食糧となる資源の生育を助けるような小規模な火入れもあったことが明らかになってきている<sup>2</sup>。

もちろん、日本列島においても火入れについての研究は盛んにおこなわれてきた。食糧生産を主眼にした場合は「焼畑」、里山などの周辺環境管理に注目した場合は「山焼き」「野焼き」とよばれ<sup>3</sup>、地理学・歴史学・民俗学・人類学・生態学の各分野から膨大な研究史の蓄積がある（池谷2021、金子2018、川野2003、佐々木1972・2014、鈴木ほか2021、野本1984、原田・鞍田編2011、福井1983など多数）。こうした蓄積の上に、1970年代以降、日本における焼畑研究と考古学の重要な接点である縄文焼畑農耕の議論が起こった。1950年代以降日本をはじめとしてアジア各地で焼畑調査をおこなった佐々木高明による縄文時代の焼畑農耕の可能性の指摘や植物考古学的分析の発展と合わせ、1980年代には縄文時代へ栽培農耕がどれくらい遡るか盛んに議論された（佐々木2014（初出1971））。しかし、焼畑農耕

は考古学的物証をほとんど残さないため立証は難しく、議論は出土植物遺存体やレプリカ法による圧痕分析や花粉分析など、植物考古学的検証による栽培植物の有無と規模へと移つていった。

もっとも、火を使った環境の改変は農耕を目的としているとは限らない。日本においても川野和昭による竹の焼畑など、基盤食 (Staple food) 以外の有用植物に焦点をあてた研究もあり、焼畑後の明るく開けた場所に順に山菜やクズなどが繁茂することを報告している事例も多い（福井1983など）。多様な植生・気候条件のなか長期にわたって生活を営んでいた縄文時代のひとびとにとっても、火は強力な道具だったことだろう。季節折々の資源を活用し、重層的な生業を営んでいた当時の人々が火入れをしていいたとすれば、基盤食以外の資源利用を得られる機会を逃すとは考えにくい。

本稿では、縄文時代における植物資源管理研究ではまだあまり議論されていない様々な類度・強度での文化的火入れという可能性を検討するため、文化的火入れによる長期的な景観への影響について盛んに議論されている北米西海岸の事例を紹介する。まず、植物資源管理のなかでも文化的火入れに着目することの意義を述べ、次に、カリフォルニア先住民による植物資源管理について、研究史と2022年現在の状況を提示する。最後に、日本とカリフォルニアにおける植物資源管理研究の接続について展望する。

## II なぜ文化的火入れが重要なのか

人類史上、火を用いた生態系の搅乱は、人にとって有用な環境資源を維持するために重要な手段であった（Huffman2013、Bird et al.2008）。文化的火入れによって定期的に搅乱を受けることで多くの地域の生態系と文化的景観が維持されてきたことは、南北アメリカ・アフリカ・アジア等世界各地の様々な環境と時代を対象に研究されている（Maezumi et al.2022、Laris2012、Smith2011、Knight et al.2022ほか多数）。

今回取り上げるアメリカ・カリフォルニア州域では先住民コミュニティは非常に長期間にわたってそれぞれの地域で継続的に火入れを行っており、それによって維持されてきた景観とその生態学的意義についての関心は、近年ますます高まっている。背景には、2010年代以降とくに激しさを増す山火事や、失われつつある生態学的多様性への危機感がある。18世紀後半にカリフォルニアに到達したスペイン人入植者によって目撃されていた先住民による火入れと、それによって維持されていた沿岸に連なるモザイク状の植生景観は、先住民人口の大幅な減少と、火入れ抑制政策（Fire suppression policy）によって大きく変容した<sup>4</sup>。1905年以降、アメリカ政府は先住民による火入れを犯罪化し抑制してきたが（野口2015）、近年の研究によって、こうした政策は逆に大規模かつ頻発する山火事を引き起

こしていることが明らかになりつつある (Busenberg2004, Burke et al.2020, Clark et al.2021)。さらに、こうした政策は、カリフォルニア先住民の複雑かつ重層的な生業、および植物資源管理のあり方を理解する妨げとなってきた。植物資源管理についての研究では、文化的火入れは食糧資源を増加させ、周辺生態系の多様性を増すのみならず、たとえば編物の素材となる有用

植物に好適な環境を作り、結果的に採集の効率を高めることができている (Anderson2005, Smith2016, Shebitz et al.2009, Marks-Block et al.2021、図1)。

このように、文化的火入れの効果は様々で、しかも頻度・季節・範囲によって單一でなく重層的である。長期間にわたって文化的火入れをおこなってきた先住民コミュニティでは、文化的火入れによって形成されてきた景観はそのコミュニティの生業や世界観と分かれがたく結びついており、これを研究するときに単に生態系や植生への影響を検討しようとするとその全体像にたどり着くのは難しくなるだろう。その土地に根差した人々の知識は、西洋的な生態学的知識の作法に則っては表出されないからである。たとえば、火入れがきちんとおこなわれず下草が繁茂し、木の密度が高くなった景観を見て「きたない」「(火を入れて)きれいにしなくては」と感じることが文化的火入れを行う様々な地域で報告されている (Anderson2018, Bird et al.2008, 小山2011など)。また、生態学的研究では火入れ後、その場所で長期間にわたる植生の回復を追うことは難しいが、世代を超えて「世界を維持する」責任としてコミュニティの中で受け継がれることも多々ある。このように、長期間にわたって人間が積極的に関わることで保たれてきた、土地ごとの生態系と一体となった風景を、ここでは景観とよぶことにしたい。

過去に行われていた文化的火入れを考古学的に検討することは、地域の環境史を長期的視野に立って理解する手立てとなるだけではない。過去長期間持続的に行われていた実践を取り戻し、人間が否が応でも関わっていかなければならぬ環境を持続的かつ好適な景観として維持するためには必要である。



図1 カリフォルニア先住民の火入れによる環境変化の効果

### III カリフォルニア先住民による植物資源管理

**研究歴史** カリフォルニアにおける文化的火入れについての研究は大きく3つの時期に分けられる。

第1期（1900～80年代）はカリフォルニアにおける文化的火入れについての研究前史である。1920年代、この地域の人類学調査の黎明期にカリフォルニア州域全土の記録を残し収集したアルフレッド・クローバーをはじめとして、「失われつつある文化」<sup>5</sup>を記録に残すため、多くの民族誌調査がおこなわれたが（Kroeber1925, 1939ほか多数）、先住民による植生改変がもたらす景観への影響力は全くといっていいほど評価されなかった。先住民による火入れが大きな環境改変をもたらしていた事を1960年代に既に指摘したオマール・ステュワートの研究は2000年代になってようやく注目を浴びた（Lewis & Anderson2002, Williams2005）。1980年に刊行された『カリフォルニア先住民の自然世界（The Natural World of the California Indians）』においても、植物資源の利用について目的別の植物種のリストなどを掲載し、火を起こす技術についての記載があるものの、火入れについての言及は見当たらない（Heizer & Elsasser1980）。

第2期（1990年代）は先住民による人為的な火入れが景観にもたらした影響についての理解が徐々に進んだ時期である。この時期には生態学的アプローチからカリフォルニアにおける頻繁な火事が生態系へどのような影響もたらすかについて研究が進んだが、依然多くの研究者は人為的な火入れの影響を低く見積もっており、湖沼堆積物から頻繁に発見される炭化層は自然火災によるものだと結論していた。1990年後半には、落雷による自然発火による山火事以外にも、先住民による文化的火入れが定期的かつ繰り返された痕跡があることが、年輪年代学的データから示唆されるようになった（Taylor & Skinner1998）。

第3期（2000年代～現在）は文化的火入れの復興・実践期である。2000年代には過去の民族誌調査の記録および現代の実践者への伝統的生態学的知識（Traditional Ecological Knowledge、以下TEK）の聞き取り調査から、様々な強度・頻度の文化的火入れについての議論が活発化し、先住民による火入れを含めた環境改変が景観に多大な影響をもたらしてきたことが広く研究者の間で共有されるようになった（Anderson2005, Lightfoot & Parish2009など）。2010年代になると考古学的データや民族誌が、実際に火入れを行った前後の生態学的データと相互参照され、文化的火入れの研究が大きく進展した（Knapp et al.2013, Lightfoot et al.2013aなど）。さらに、文化的火入れを再評価・再導入する動きが生まれている（Lightfoot et al.2013b, Lake2007, Lake et al.2017など）。ここでは先住民コミュニティが文化的火入れの主体となり、コミュニティ外からの研究者は協力者・協同研究者という立場を取ることが多いが、火入れ抑制政策などの法規制や、火入れへの無理解な

どちらくる困難はまだ続いている（Norgaard2014、Clark et al.2021）。

**現在の研究の到達点** カリフォルニアでの文化的火入れは山岳部から沿岸部の草地まで多様な植生景観に分布する。南北にわたりおおよそすべての緯度で文化的火入れの慣習が文献資料や聞き取り調査から確認されている（Anderson & Lake2013など、図2）。2010年代以降、カリフォルニアにおける文化的火入れについての研究では、実践と研究が両輪である。先住民コミュニティ・米国林野局（US Forest



図2 カリフォルニアにおける文化的火入れの痕跡

Service）などの公的機関・生態学者・人類学者などの研究者が協同して学際的研究と文化的火入れの復興プログラムにあたる。以下、カリフォルニア北部の針葉樹林帯と、カリフォルニア中部の海岸草原湿地帯という異なる植生での事例を取り上げ、紹介する。

カリフォルニア北部のクラマス川流域は現在最も盛んに文化的火入れに関する研究と実践が行われている地域で、豊かな水流に育まれた山間地のクラマス川中流域にはカルク（Karuk）族とユロク（Yurok）族の伝統的居住地が隣接している。これらの地域ではカルク族の代表機関が火入れの文化的・生態学的価値について積極的に発信をしていることもあり（Karuk Tribe and Cultural Solutions1999、Karuk Tribe2019）、林野局や大学に所属する生態学・考古学分野の研究者が積極的に文化的火入れを含めた資源管理について研究している（Lake2007、Lake et al.2017、Norgaard2014、Smith2016など）。森林生態学者クラーク・ナイトらのチームは、同地域のフィッシュ湖（Fish Lake）およびオガロムトック湖（Ogromtoe Lake）の湖底堆積物の花粉から古環境復元、近隣の樹木の年輪とC14年代測定から火による受傷痕跡の年代と頻度、同地域の先住民コミュニティからTEKについての聞き取り調査、文化的火入れに関わる文献調査を行った。その結果、花粉から復元される歴史的な気温変化や環境変化に関わらず、（1）火入れ抑制政策以前にはバイオマスの蓄積は一定以下に抑えられていたこと、（2）3年から5年の周期で樹木が火による受傷を

していたことが約3000年にわたり続いており、同地域にそれより以前から居住すると考えられる先住民の文化的火入れが同期間続いていたと推定している (Knight et al. 2022)。この地域での聞き取り調査等からは、定期的な火入れにより食用となる堅果類、根茎、キイチゴ類、きのこだけでなく、編物の素材となるカリフォルニアハシバミ (*Corylus cornuta* ssp. *Californica*) やヤナギ (*Salicaceae Salix* sp.) などの生育が促進されることがわかっている (Lake2007, Anderson & Lake2013, Smith2016, Norgaard2014, Marks-Block et al. 2021)。

一方、カリフォルニア北部から中部にかけての海岸草原湿地帯を伝統的居住地域とするカシャヤ・ボモ (Kashaya Pomo)、コースト・ミウォーク (Coast Miwok) 族による先住民コミュニティとカリフォルニア大学の考古学者ケント・ライトフットらの協同プロジェクトにより、少なくともカリフォルニア沿岸部において、文化的火入れはサンタ・クルーズからポイント・レイズ国立海浜公園の範囲に広がり、1,200～1,300年前までに遡ることが明らかになっている (Lightfoot et al. 2013b, Lightfoot2021)。同プロジェクトでは花粉・湿地堆積物の分析による古環境復元データと、落雷等による自然発火からの火の拡大が比較的稀 (50年から100年周期) であることから、人為的な火入れなしには長期間にわたる景観の維持は不可能だったと結論づけられている。同地域の先住民は、各部族がテリトリーのなかで小さな区画を数年おきに火入れすることで特徴的なモザイク状景観を作り出してきた (Lightfoot & Parrish2009)。定期的な火入れによって、クラマス川流域と同様に、食用を含む有用植物資源の増加も期待できるだけでなく、シカ、カモシカ、エルク、ウサギなども開けた草地にひきつけられてくる (Lightfoot et al. 2013b)。

これらのプロジェクトの成果として、フランク・レイクの2017年の論考を筆頭に、より積極的な文化的火入れの再導入を呼びかける動きが大きくなっている (Lake et al. 2017, Long et al. 2021)。社会的な関心の高まりと相まって、今後もさらに詳細な研究が出てくることが期待される。

#### IV 縄文時代の植物資源管理研究との接続

環太平洋における温帯から亜寒帯という気候的特徴を一定共有する日本と北米西海岸は、植生も共通するところがあり、狩猟採集民の物質文化についてもしばしば比較の対象となってきた (Koyama & Thomas1981, small2011など)。ライトフットは、資源管理とカリフォルニア先住民による火を使った資源管理の比較を行い、共通点と相違点を見出した (Lightfoot2021)。

縄文時代の人々が集落の周辺でさまざまな有用植物を管理・維持していたことは、1980年代以降の植物考古学的検討により明らかになっており、一定の栽培がおこなわれていた

ことについてはおおむね同意されているところである（工藤・国立歴史民俗博物館編2017、辻1988、鈴木2002、佐々木2020、能城・佐々木2014など）。しかし、集落周辺の環境に対しての介入方法については、定期的な伐採や栽培、採集が主に議論され、文化的火入れについては大きく扱われるに至っていない。

一方、生態学的な見地から縄文時代から火入れがあったことを支持する意見も出されている。乾燥度が高く落雷によってもしばしば自然発火し火災が発生するカリフォルニアとは異なり、日本では山火事の原因はほぼ失火に限られるため、限られた環境を除いては現在まで維持されている草地には定期的に火を使つた人為的攪乱があったと考えられる（宮下・西廣2021）。日本列島の草地について長期的な景観変遷を検討した須賀丈は、日本列島においては草地の広がる景観は自然にはほぼ維持されないため、それらが広がる縄文時代早期から火入れが行われたとする（須賀ほか2012）。また、各地の湖沼・土壤堆積物の分析から縄文時代に遡つて高頻度の火入れがあったとする傍証もある。たとえば、琵琶湖の湖沼堆積物中の微粒炭を検討した井上淳らのグループは、琵琶湖周辺では約1万年前から1,500年前の期間、人間による火入れがあったと結論している（井上ほか2001）。

ここで、前項で紹介したカリフォルニア先住民の文化的火入れを検討する手法から、縄文時代の植物資源管理との接続を考えてみたい。ライトフットは2013年の論文で、現在では盛んに行われている考古学的時間軸での文化的火入れについての検討は、その少し前まで考古学者のなかではこの話題について取り上げるのをためらう向きがあったと指摘し、その理由に、カリフォルニア先住民を受け身の狩猟採集民（Passive foragers）で景観全体を変容させる力はなかったと評価する傾向が研究者にあったことを指摘している（Lightfoot et al. 2013b）。また、ライトフットは近年のカリフォルニアにおいて文化的火入れが広範に認識されるようになったことについて、先住民コミュニティとの協同および民族誌調査が与えた影響を強く評価し、日本においてもこれらの方法論と考古学の協同によって縄文時代の文化的火入れについての研究が進展するだろうと展望している（Lightfoot2021）。

実際に日本における焼畑研究と火を使った縄文農耕について検討している小山修三は、飛騨地方における縄文から弥生時代の遺跡立地の変遷から焼畑から水田耕作への転換が起きたことを想定し、縄文農耕の形を民族誌から推定している（小山2011）。ここで小山は主に食料生産を主眼においていた焼畑を想定しているが、カリフォルニアの事例が示すように、焼畑には食料生産にとどまらない様々な効果がある（図1）。例えば、縄文時代にも生活の重要な側面を占めていたと思われる織維・編物の良質な素材の確保のためには、たとえばカラムシやクズのように日のよく当たる開けた場所を確保する必要があるものや、カリフォルニアではカリフォルニアハシバミの生育場所をバスケットの編み手たち（Basket

weavers) が小規模に火入れをし、その場所と手入れの方法が編み手たちのみに受け継がれているといった例もある (Anderson2005, Smith2016)。

ここまで述べてきたように、植生の密集しすぎない、開けた環境は人間に好適な環境であるばかりでなく、有用植物にも好適であることが多い。開けた草地は狩猟対象の動物も惹きつける。縄文時代の植物資源管理についての議論では、集落の周辺でさまざまな有用植物を管理・維持していたことについて概ね同意されているとすれば、今後、カリフォルニアでの事例を参考に、考古学・堆積物分析（花粉・珪酸体・微粒炭分析等）・年代測定・年輪年代学的データ・民俗誌調査などを総合した研究により、日本においても長期的な文化的火入れについてのあらたな検討の可能性も開けてくるのではないだろうか。

## V おわりに

ここでは主に、アメリカ・カリフォルニア州北部の先住民コミュニティとその伝統的居住地域で行われてきた文化的火入れについての研究をとりあげた。近年盛んにおこなわれている口承伝承についての文献調査・聞き取り調査・考古学的調査及び生態学的評価による超学際研究はカリフォルニアにおいて定着しつつある。文化的火入れは、地域・環境により非常に多様な資源管理のひとつの形であり、様々な強度・頻度・時期があることが、カリフォルニアの事例から読み取れる。2000年代以降カリフォルニアで興隆している超学際的手法は、1970年代の日本の焼畑研究の文脈でも盛んに議論されたことではあるが、当時は現在ほど縄文時代における植物資源管理を示す考古学的証拠に乏しかったため実証的な研究には歯止めがかかってしまっていた。1980年代以降の植物考古学・環境考古学的数据の蓄積により、いままた縄文時代の文化的火入れを議論する土壤が整ってきていているのではないだろうか。カリフォルニアでの研究の現状を紹介することで、長期的な文化的火入れによる植物資源管理が日本の縄文時代にあった可能性について模索する手がかりとしたい。

## 謝 辞

本稿を書くにあたり、羽生淳子先生にはお忙しい中時間をとっていただき、有益な助言を頂きました。記して感謝申し上げます。

## 註

1 初版1983年。本引用は2003年の改訂版より。

2 キャット・アンダーソンはカリフォルニア中部から南部にまたがるシエラネバダ山脈をフィ

ールドに、食糧となる植物資源管理やかごの材料となる植物の生育を助けるために火入れ、雑草とり、剪定などが行われていたことを詳細な民族誌調査から明らかにした（Anderson2005, 2018）。他にもカリフォルニア先住民コミュニティではきのこの生育環境の確保のため火入れをしていた例が多数ある（Anderson & Lake2013）。

3 ながらく日本の火入れ研究は山間地での栽培作物生産・商品作物生産に注目した「焼畑」について盛んにおこなわれてきたが、佐藤洋一郎らが2011年に刊行した『焼畑の環境学』では、佐々木長生が『会津農書』から「火耕」という語句を紹介しているほか、六車由美も「採草地、牧草地や蒼場の野火つけや、カラムシ焼きなど、火入れによって、人間にとての有用植物の芽吹きを促す野焼きや山焼きも、火を介した自然利用の方法として考え、広義の焼畑として研究対象にしていくべきではないか」と提案している（原田・鞍田編2011）。

4 スペイン人の入植時のカリフォルニア先住民の人口には20万人いくつかの説があるが、一説には推定31万人とされる（Cook1976）。入植者が持ち込んだ病原菌、入植者による虐殺、収容されたスペインによるミッションでの不衛生な環境と飢餓、精神的ストレスなどの影響で、ミッションが廃止されるまでの60年間で半数の15万人程度まで人口減を経験したと言われている（Library of Congress,n.d. 野口2015）。カリフォルニア州中部・シリコンバレー山脈周辺の17世紀から2015年までの気候変動・人口および森林政策と山火事の頻度を年輪年代学データから調査したアラン・ティラーによれば、20世紀以降の温暖化よりも相関が強かったのはスペイン人入植者の到来直後の先住民人口の激減だった（Taylor et al.2016）。

5 先住民コミュニティやその文化を「消えゆく」「失われつつある」前提で記録する人類学は現在ではサルベージ人類学（Salvage anthropology）と呼ばれ現在のアメリカ人類学の文脈では批判的対象となっている。背景には、先住民コミュニティへの差別や激しい同化政策がある。

## 参考文献

### 日本語文献

- 池谷和信 2021 「佐々木高明の見た焼畑 五木村から人類史を構想する」『季刊 民族学』45 (3) pp. 4-13
- 井上淳・高原亮・吉川周作・井内美郎 2001 「琵琶湖底堆積物の微粒炭分析による過去約13万年間の植物燃焼史」『第四紀研究』40 (2) pp.97-104
- 金子信博 2018 「ヤマを生かす焼畑—生態学からみた土と森—」「やま・かわ・うみの知を繋ぐ」東海大学出版部 pp.141-159
- 川野和昭 2003 「焼畑のめぐみー焼畑その後をめぐって」「食の文化フォーラム』21 ドメス出版 pp.44-65
- 工藤雄一郎・国立歴史民俗博物館編 2017 「さらにわかった！縄文人の植物利用」 新泉社
- 小山修三 2010 「利器としての火—狩猟採集から焼畑農耕まで」「農耕の変遷と環境問題」ユーラシア農耕史5 臨川書店 pp.29-56
- 小山修三 2011 「縄文残喰—焼畑農耕—」「焼畑の環境学—いま焼畑とは」思文閣出版 pp.27-47
- 佐々木高明 1972 「日本の焼畑—その地域的比較研究」 古今書院
- 佐々木高明 2014 「新版 稿作以前」 NHK Books 1225 N H K 出版
- 佐々木由香 2020 「植物資源利用から見た縄文時代の生活基盤の整備」「考古学研究』68 (4) 考古学研究会 pp.25-39

- 須賀丈・岡本透・丑丸敦史 2012 「草地と日本人」 案地書館
- 鈴木玲治・大石高典・増田和也・辻本侑生編著 2021 「焼畑が地域を豊かにする」 実生社
- 鈴木三男 2002 「日本人と木の文化」 八坂書房
- 辻誠一郎 1988 「繩文と弥生：自然環境」『季刊 考古学』23 雄山閣 pp.35-38
- 野口久美子 2015 「カリフォルニア先住民の歴史—「見えざる民」から「連邦先住民族」へ」 彩流社
- 野本寛一 1984 「焼畑民俗文化論」 雄山閣
- 能城修一・佐々木由香 2014 「遺跡出土植物遺存体からみた繩文時代の森林資源利用」『国立歴史民俗博物館研究報告』187 国立歴史民俗博物館 pp.15-48
- 原田信夫・鞍田崇編 2011 「焼畑の環境学—いま焼畑とは」 佐藤洋一郎監修 思文閣出版
- 福井勝義 1983 「焼畑農耕の普遍性と進化—民族生態学的視点から—」『山民と海人—非平地民の生活と伝承』日本民俗文化体系 5巻 小学館 pp.235-274
- 宮下直・西廣淳 2021 「農地・草地の歴史と未来」人と生態系のダイナミクス I 朝倉書店

#### 英語文献

- Anderson, M. K. (2005). *Tending the wild: Native American knowledge and the management of California's natural resources*. University of California Press
- Anderson, M. K. (2018). The Use of Fire by Native American in California. In van Wagendonk, J. W., Sugihara, N.G., Stephens, S. L., Thode, A. E., Shaffer, K. E., & Fites-Kaufman, J. A. (Eds.), *Fire in California's ecosystems* (2nd ed., 381-397). University of California Press
- Anderson, M. K., & Lake, F. K. (2013). California Indian Ethnomyecology and Associated Forest Management. *Journal of Ethnobiology*, 33 (1): 33-85
- Busenberg, G. (2004). Wildfire management in the United States: the evolution of a policy failure. *Review of Policy Research*, 21 (2): 145-156
- Bird, R. B., Bird, D. W., Codding, B. F., Parker, C. H., & Jones, J. H. (2008). The "fire stick farming" hypothesis: Australian Aboriginal foraging strategies, biodiversity, and anthropogenic fire mosaics. *PNAS*, 105 (39): 14796-14801
- Burke, M., Heft-Neal, M., & Wara, M. (2020). Managing the growing cost of wildfire. *Stanford Institute for Economic Policy Research*, Policy Brief (October 2020)
- Clark, S. A., Miller, A., & Hankins, D. L. (2021). *Good Fire: Current Barriers to the Expansion of Cultural Burning and Prescribed Fire in California and Recommended Solutions*. Karuk Tribe. Updated June 17, 2022.
- Cook, S. F. (1976). *The Population of the California Indians, 1769-1970*. University of California Press.
- Cronon, William. (2003). *Changes in the Land: Indians, Colonists, and the Ecology of New England*. 20th-anniversary ed., Rev. ed. Hill and Wang.
- Heizer, R.F., & Ellsasser, A. B. (1980). *The Natural World of the California Indians*. California Natural History Guides: 46. University of California Press.
- Huffman, M. R. (2013). The Many Elements of Traditional Fire Knowledge: Synthesis, Classification, and Aids to Cross-cultural Problem Solving in Fire-dependent Systems Around

- the World. *Ecology and Society*, 18 (4): 3
- Karuk Tribe and Cultural Solutions. (1999). *Karuk Forest Management Perspectives*. Karuk Tribe
- Karuk Tribe (2019). *Karuk Climate Adaptation Plan*. Karuk Tribe
- Knight, C. A., Anderson, L., Bunting, M. J., Champagne, M., Clayburn, R. M., Crawford, J. N., Klimaszewski-Patterson, A., Knapp, E. E., Lake, F. K., Mensing, S. A., Wahl, D., Wanket, J., Watts-Tobin, A., Potts, & M. D. Battles, J. J. (2022). Land management explains major trends in forest structure and composition over the last millennium in California's Klamath Mountains. *PNAS*, 119 (12): e2116264119
- Knapp, E.E., Estes, B. L., & Skinner, C. N. (2009). Ecological effects of prescribed fire season: a literature review and synthesis for managers. *General Technical Report, PSW-GTR-224*. U.S. Department of Agriculture, Forest Service, Pacific Southwest Research Station.
- Koyama, S. & Thomas, D. H. (Eds.) (1981). *Affluent Foragers*. Sennri Ethnological Studies, 9. National Museum of Ethnology.
- Kroeber, A. L. (1925). *Handbook of the Indians of California*. Smithsonian Institution Bureau of American Ethnology Bulletin 78. Washington Government Printing Office
- Kroeber, A. L. (1939). *Field Notes on Yurok*. University Archives, Bancroft Library, University of California, Berkeley.
- Lake, F. K. (2007). *Traditional Ecological Knowledge to Develop and Maintain Fire Regimes in Northwestern California, Klamath-Siskiyou Bioregion: Management and Restoration of Culturally Significant Habitats*. Ph.D. dissertation, Oregon State University, Corvallis.
- Lake, F. K., Wright, V., Morgan, P., McFadzen, M., McWethy, D., & Stevens-Rumann, C. (2017). Returning Fire to the land: Celebrating Traditional Knowledge and Fire. *Journal of Forestry*, 115 (5): 343-353
- Laris, P. (2012). Burning the Seasonal Mosaic: Preventative Burning Strategies in the Wooded Savanna of Southern Mali. *Human Ecology*, 30 (2): 155-186
- Lewis, H. T. & Anderson, M. K. (Eds.) (2002). Introduction. In Stewart, O.C. *Forgotten Fires: Native Americans and Transient Wilderness*. (2nd ed.). University of Oklahoma Press: 3-16.
- Lightfoot, K. G. (2021). A Comparison of the Landscape Stewardship Practices Employed by Native Californians in the United States and the Ancient Jomon People in Japan. *Japanese Journal of Archaeology*, 8 (2021): 227-245
- Library of Congress n.d. The Missions. In *California as I Saw It: First-Person Narratives of California's Early Years*, 1849 to 1900 Collection. Accessed Dec 14, 2020. <https://www.loc.gov/collections/california-first-person-narratives/articles-and-essays/early-california-history/missions/>
- Lightfoot, K. G., Curthell, R. Q., Stripien, C. J., & Hylkema, M. G. (2013a). Rethinking the Study of Landscape Management Practices among Hunter-Gatherers in North America. *American Antiquity*, 78 (2): 285-301.
- Lightfoot, K. G., Curthell, R. Q., Boone, C. M., Byrne, R., Chaves, A. Z., Collins, L., Cowart, A., Evett, R. R. & Fine, P. V. A. (2013b). Anthropogenic Burning on the Central California Coast in Late Holocene and Early Historical Times: Findings, Implications, and Future Directions.

- California Archaeology*, 5 (2): 371-390.
- Lightfoot, K. G. & Parrish, O. (2009). *California Indians and Their Environment: An Introduction*. University of California Press
- Long, J. W., Lake, F. K., & Goode, R. W. (2021). The importance of Indigenous cultural burning in forested regions of the Pacific West, USA. *Forest Ecology and Management*, 500 (2021) 119597.
- Norgaard, K. M. (2014). The politics of fire and the Social Impacts of Fire Exclusion on the Klamath. *Humboldt Journal of Social Relations*, 36 77-101.
- Marks-Block, T., Lake, F. K., Bird, R. B., & Curran, L. M. (2021). Revitalized Karuk and Yurok cultural burning to enhance California hazelnut for basketweaving in northwestern California, USA. *Fire Ecology*, 17: 6 <https://doi.org/10.1186/s42408-021-00092-6>
- Maezumi S.Y. et al. (2022). Legacies of Indigenous land use and cultural burning in the Bolivian Amazon rainforest ecotone. *Philosophical Transactions of Royal Society, B* 377: 20200499.
- Shebitz, D. J., Reichard, S. H., & Dunwiddie, P. W. (2009). Ecological and Cultural Significance of Burning Beargrass Habitat on the Olympic Peninsula, Washington. *Ecological Restoration*, 27 (3): 306-319
- Smith, B. D. (2011). General Patterns of niche construction and the management of "wild" plant and animal resources by small-scale pre-industrial societies. *Philosophical Transactions of the Royal Society, B*, 366: 836-848.
- Smith, C. (2016). *Weaving pikyan (to-fix-it): Karuk Basket Weaving in Relation with the Everyday World*. Ph.D. dissertation, University of California, Berkeley.
- Sugihara, N. G., Keeler-Wolf, T. & Barbour, M. G. (2018). Introduction: Fire and California Vegetation. In van Wagendonk, J. W., Sugihara, N.G., Stephens, S. L., Thode, A. E., Shaffer, K. E., & Fites-Kaufman, J. A. (Eds.), *Fire in California's ecosystems* (2nd ed., 1-11). University of California Press
- Taylor, A. H., & Skinner, C. N. (1998). Fire History and Landscape Dynamics in a Late-Successional Reserve, Klamath Mountains, California, USA. *Forest Ecology and Management*, 111: 285-301.
- Taylor, A. H., Trouet, V., Skinner, C. N., & Stephens, S. (2016). Socioecological Transitions Trigger Fire Regime Shifts and Modulate Fire-Climate Interactions in the Sierra Nevada, USA, 1600–2015 CE. *PNAS*, 113 (48): 13684-13689.
- Williams, G.W. (2005). *References on the American Indian use of fire in ecosystems*. Natural Resources Conservation Service, 1-130.

#### 挿図出典

図1 : Anderson2018をもとに筆者作成

図2 : Anderson & Lake2013 図1、Light foot2013、Sugihara et al.2018 図1 - 1をもとに  
筆者作成

# 韓国の新聞記事からみる高松塚古墳総合学術調査と韓半島における考古学交流 —「一本の歴史」を夢見る「民族」の異床同夢—

扈 素妍

## I はじめに

1972年3月、明日香村史編纂のために調査を依頼されていた奈良県立橿原考古学研究所によって発掘された<sup>1</sup>高松塚古墳での壁画発見<sup>2</sup>は、日本で「世紀の発見」として大きくスクープ報道され、日本社会に古代史に対する期待を抱かせた。この出来事は、日本のみならず、韓国でも大々的に報道され、考古学界にも影響を及ぼしたと考えられる。また、韓半島においては、韓国の考古学界のみならず、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北韓）の考古学界にも影響を与えたと考えられる。

高松塚古墳壁画に関する研究は、文化財保護体制の確立の契機とともに、被葬者論や画法など古代美術史をはじめとする様々な研究分野に多大な影響を与えた。さらに、1972年に、壁画が発見された当時の日本メディアを分析対象として、壁画発見という出来事が如何に日本社会へ拡散したのかを検討したものが有る<sup>3</sup>。小川伸彦は同じく、同時期のメディアにおける報道記事を分析して、それまで「存在が知られてなかった過去のモノ」が、メディアを通じて如何なる価値やイメージと結び付いて社会に流布されたのかを研究した<sup>4</sup>。これらの研究によって、当時新聞報道の様子が概観され、記事の内容が「さまざまな言説上の技法が駆使されることによって、徐々にナショナルなものになって」<sup>5</sup>といったことが明らかになった。

しかし、高松塚古墳壁画の発見と「高松塚古墳総合学術調査会」（以下、総合調査会）へ南北韓学者が参加したことが、韓半島の政治状況下でいかに受け入れられたのか、また、それが南北韓の学術交流にはどのような影響を及ぼしたのかについては未だ論じられていない。そのため、本稿では、当時、高松塚古墳壁画の発見という出来事が、韓国においてはどのような価値と結び付いて、いかなる意義を持つ出来事として報道されたのか、また、それが南北韓の考古学界の交流にはどのような影響を与えたのかを検討する。ただし、当時の北韓新聞を確認することができなかつたため、本稿の分析対象は主に韓国新聞となることをあらかじめお断りしておきたい。

\*本文で取り上げた新聞記事は全て韓国・朝鮮語原文を筆者が適宜日本語で訳した。

## II 韓国の新聞における高松塚古墳壁画の発見に対する記事

ここでは、総合調査会に参加した南北韓の学者に関する記事を論ずる前提として、まずは、高松塚古墳壁画発見に対する韓国における新聞記事の様子を概観する。〈表1〉は1972年、高松塚古墳の壁画発見に関する新聞記事を、「NAVER NEWS LIBRARY」での検索を通じて整理したものである。この表からもうかがえるように、高松塚古墳の壁画発見は韓国においても大きく報道され、多くの関心が寄せられた出来事であった。それでは、その関心の核心には何があつただろうか。その関心の理由を確認しながら、考古学における南北間のはじめての考古学における接触について考察してみたい。

1972年、韓国における高松塚古墳の壁画発見に関する79記事の中で、総合調査会へ北韓学者が参加することが報道された9月から、韓国学者が韓国へ帰国した10月末までの記事が44本ある。関連記事の件数から、社会の関心を図ることは難しいが、少なくとも、10月の総合調査会に関する記事は新聞の一面を飾ったり、文化面の一面を全部占めたりしていたことから、新聞社がこのテーマを重要なものとして取り扱い、韓国社会で注目されていったと評価できるだろう。

各記事の内容を確認したところ、「高句麗」「韓國系」「民族」「南北」が重要キーワードになっていることが分かった。まず、「高句麗」がタイトルに入っている記事は14記事である。内容まで検討すると、「高句麗」が重要に扱われる記事はより多いが、その主旨は、「今まで百濟文化の影響だけを受けたと知られている」日本古代文化には「高句麗をはじめとする韓半島全域の優秀な文化が」影響を及ぼしたことが壁画発見によって「証明」されたということ<sup>6</sup>である。また、壁画の画工は「高句麗出身の『黄文本実』が最も有力であるという主張」が「奈良」県「櫻原」考古学研究所の「井上氏の発表」であった<sup>7</sup>ことなど<sup>8</sup>、高松塚古墳壁画に対する高句麗の影響を強調するのみならず、ひいては「日本古代文化」への影響が確認できたという記事もあった。

そして、総合調査会が開催された時からは、北韓側が壁画を「高句麗の影響を強く反映している」<sup>9</sup>ものであり、「高句麗の直接影響を受けた高句麗系の産物」<sup>10</sup>として見ていることと、それに比べて韓国学者は「高句麗の影響と中国文化、土着化した日本文化の三つが複合されたもの」<sup>11</sup>で、「高松」古墳壁画は東「アジア」文化の様々な要素が複合されたものであって、同時に日本固有の文化の芽生え」<sup>12</sup>として評価する見解を明かしたこととに報道は集中されている。一方、日本人学者の中には、高松塚への影響について「高句麗」のみならず、三国の影響を否定し、唐からの影響に限定したものもいるという内容や、日本画師が書いたなどの主張があることを伝える内容の記事が散見できる<sup>13</sup>。また、そのような日本人学者の論については、後に総合調査会に参加する金元龍の意見として、「日本

表1 「高松塚古墳壁画」の発見に関する1972年の韓国新聞記事一覧

タイトル	新聞名	日付
七、八世紀又一基 日本から高句麗人 古墳發見	「東亜日報」	1972.03.27
考古學者「百車에 한변 있음成果」	「東亜日報」	1972.03.28
日本古史에 고고학 七色의施肥 高句麗의 墓 古墳 壁畫	「東亜日報」	1972.03.29
「高句麗文化가 美비운 小宇宙」日本人学者들이 본 나라에서 고분壁畫	「東亜日報」	1972.04.03
日アスカ考古學賞 製作唐代의 「寶相華文」 사용	「東亜日報」	1972.04.04
日서 또韓國系壁畫 背後	「朝鮮日報」	1972.04.04
「고분壁畫 등 研究 위해 中共·北韓에協力요청」	「東亜日報」	1972.04.21
東京文化研究所所長 崔明浩博士「韓國文化財보호는 先民의 遺業계승」	「東亜日報」	1972.04.24
日自身論 단계 아스카壁畫掘出 고분壁畫 高句麗壁畫가가 그런 것	「東亜日報」	1972.05.03
스페치 日다까마쓰총 고분발굴 계기로 韓國文化에關心	「東亜日報」	1972.05.24
構造塗料분석 調工의 人的關係가 立證 朝日新聞보도	「東亜日報」	1972.05.27
日文部省 다까마쓰 쓰가 고분 공동研究 위해 北韓학자招請추진	「東亜日報」	1972.05.31
季誕駐日大使對日訪問 朝鮮教員再入國여가능	「東亜日報」	1972.06.08
日에 또 高句麗 壁畫	「朝鮮日報」	1972.06.09
日高松市考古發見者 横干 조교수 来韓	「朝鮮日報」	1972.07.11
「韓國 古文化에 높라운关心」 金元龍 박사가 말하는 日本 考古學界	「朝鮮日報」	1972.07.12
壁畫等商品 납개는지자 住民皆版權주장	「東亜日報」	1972.07.12
▲日本「アスカ」村「다까마쓰」塚에 대한 학술발표회	「京都新聞」	1972.07.18
「다까마쓰」 충源流派으로 일본 야보시 교수「精의 장식무늬와 慶州의 옛 기와 무늬가 같아 한系列로 심상연이」	「東亜日報」	1972.07.19
古代日本文化 源流은 韓國	「京都新聞」	1972.07.19
日 アス카 古墳韓國영향 분명	「朝鮮日報」	1972.07.20
文化	「京都新聞」	1972.08.30
北韓學者 내원日本과전 다까마쓰古墳調査弱勢	「東亜日報」	1972.09.07
日 文化廳 다까마쓰 고분 學術調査 南北學者 대명석招請	「東亜日報」	1972.09.15
「다까마쓰」 고분은 刑部親王의 陵墓	「東亜日報」	1972.09.18
顏料의 색여부 調査	「朝鮮日報」	1972.09.26
北韓 經濟人團-考古학자 日서 入國허가	「朝鮮日報」	1972.09.26
北韓經濟人團 入國허가	「京都新聞」	1972.09.26
北韓經濟使節-考古學者에 日서 入國허가	「東亜日報」	1972.09.26
北韓學者 4 명 日本到着	「朝鮮日報」	1972.09.30
萬物相	「朝鮮日報」	1972.10.04
다까마쓰 고분 종합調査 本格화	「東亜日報」	1972.10.04
아스카古墳 조사 南北韓學者 8 명	「毎日經濟」	1972.10.05
「北韓」, 古墳壁畫等 개	「朝鮮日報」	1972.10.05
南北學者 見解대립	「東亜日報」	1972.10.05
「다까마쓰壁畫은 高句麗 技法」 日 아스카村現場서 金元龍 박사와 緊急對談	「東亜日報」	1972.10.05
平南 江西서발굴 高松기자총사	「京都新聞」	1972.10.05
5世紀에 고분 壁畫 公開	「朝鮮日報」	1972.10.05
韓國·北韓·日學者共同TV와당회 「高句麗英帶顯著」	「東亜日報」	1972.10.05
칼리寫真等 45點 「從者대원 女人像」 등 北韓·古墳壁畫等 개	「京都新聞」	1972.10.05

タイトル	新聞名	日付
平南 江西서발굴 高松갓과습사	「京鄉新聞」	1972.10.05
高松壁畫에 南北異見 “高句麗·百濟·新羅 거처” 韓國 “高句麗의 영향만 받아” 北韓	「京鄉新聞」	1972.10.05
日本서반단 南北學者	「京鄉新聞」	1972.10.05
다까마쓰고분 調査結果 밀접 韓國學者 “東亞文化의 複合製品”	「東亜日報」	1972.10.06
金錫寧·日本人学者 「三韓三國分國說」 訂正	「東亜日報」	1972.10.06
新羅統一 年 8世紀初畫法 墓造使用한 高句麗의 영향	「朝鮮日報」	1972.10.06
北韓서 밀접한 「古墳壁畫」 1500年前句 朝鮮…高句麗人	「朝鮮日報」	1972.10.06
日 다까마쓰古墳 有感	「朝鮮日報」	1972.10.06
다까마쓰고분의 總合調査	「東亜日報」	1972.10.06
高句麗 영향받은汎亞細亞風	「京鄉新聞」	1972.10.06
南北학술資料 교환회오면…	「京鄉新聞」	1972.10.06
萬物相	「朝鮮日報」	1972.10.07
“日다까마쓰壁畫는 鮮明한 極彩色”	「東亜日報」	1972.10.07
제 韓日關係史 定立에 轉機요	「朝鮮日報」	1972.10.10
「日帝의 盖曲」 봄과갑아야 天皇 一族은 韓國系인가	「朝鮮日報」	1972.10.10
飛鳥文化는 高句麗영향 확신	「朝鮮日報」	1972.10.10
韓半島 文化의 積和마당	「朝鮮日報」	1972.10.10
高松塚壁畫조사 건답회서 南北學者들 再會	「京鄉新聞」	1972.10.11
金載元박사등귀국 高松古墳壁画조사끝내	「朝鮮日報」	1972.10.12
高句麗 영향中 國土着 日本等 해가지 文化複合體	「京鄉新聞」	1972.10.12
“國際樣式化한 高句麗 壁畫”	「東亜日報」	1972.10.12
「主體思想者」 亂과의 對話	「東亜日報」	1972.10.12
高松塚調査 繼國紙上報告	「朝鮮日報」	1972.10.15
被葬者は 고구려 王子	「朝鮮日報」	1972.10.15
古代 韓日관계 異할 可能性 高松 古墳조사단이 얻은 결론	「京鄉新聞」	1972.10.16
다까마쓰고분 調査團開會 會見 “南北見解갈으나 年代差異”	「東亜日報」	1972.10.16
“倭晉한 亞洲文化繼承” 朴鍾和 예술원장 演講要旨	「京鄉新聞」	1972.10.18
「다까마쓰」 고분 紀念우표 發行키로	「東亜日報」	1972.10.20
日교우 주장 다까마쓰총 주인공 身長 一六〇cm남자	「東亜日報」	1972.10.28
다까마쓰총주인공 키163cm의男子	「朝鮮日報」	1972.10.31
高松古墳의 유품 40代로 감정	「京鄉新聞」	1972.11.02
被葬者は40代	「朝鮮日報」	1972.11.02
韓·日 例埠古墳	「朝鮮日報」	1972.11.08
餘滿	「京鄉新聞」	1972.11.15
高入試卷明 總整理百科 (7) 국사	「京鄉新聞」	1972.11.21
“古代史 研究委勢 당당해야” 日學者 내왕서 드리난 問題點	「東亜日報」	1972.11.24
목아스外村長堤九명 부여와結緣한韓國에	「東亜日報」	1972.11.25
文化財 壺야진 發掘…國寶안도 4點	「朝鮮日報」	1972.12.26
文化財 관심높인 '72年 =國內外서의 遺跡遺物 연속發見계기	「東亜日報」	1972.12.29

\* NAVER NEWS LIBRARY にて「高松」「다까마쓰」で検索した結果を内容確認の上で整理。

民族が優越である」という先入観を持って韓日間の古代史関係を把握しようとする傾向ですね。帝国主義時代の昔へ帰っているように感じた<sup>14</sup>という発言を載せ、または、自省を求める日本の新聞記事などを引用して、「戦前の『任那日本府説』（韓国南部に日本植民地であった任那があったという）を立証するために新羅の古墳をむやみに掘り返した「日本の一帯考古学の影をここで見えるようだ」<sup>15</sup>と述べたことを伝え、日本学界が真実を認めようとしていないと報道した。

このような記事は、あたかも韓国学者たちは高句麗の影響を認めたくない日本人学者の肩を持っているかのように解釈される余地を与える。そのためか、総合調査会に参加した金元龍は『朝鮮日報』への寄稿文に「一部新聞では南北学者が互いに意見が大きく対立したように報道したり、また、我らが「高松」塚が高句麗ではなく、日本のものであると話したように報道したりしたが、根本が高句麗系という点では南北が共通的であって、唯、力点の位置だけに違いがあったのみであるというべきである」<sup>16</sup>とまで話している。

なぜ新聞では「高句麗」の影響というものを重要な取り扱ったのであろうか。それは、「高句麗」の影響を受けたということが、「韓国系」「民族」「南北」というキーワードと緊密に繋がり、7・4南北共同声明で唱えた「途絶えた民族的連携を回復」<sup>17</sup>することと絡んで、総合調査会への南北学者参加を「民族」という目線から考える社会的認識が醸し出されたためと考えられる。

### III 「高松塚古墳総合学術調査会」の概要と当時の南北韓関係

#### 1 「高松塚古墳総合学術調査会」の開催経緯と概要

1972年3月、権原考古学研究所によって行われた発掘調査で、高松塚古墳の石室内に壁画があることが確認されると、即刻に日本内外のメディア上に報道され、多くの関心が寄せられた。文化庁は6月17日に同古墳を史跡に指定し、6月末になると同古墳の「歴史的、芸術的重要性にかんがみ、また国民の期待と関心にこたえるため、なるべく早い機会に学会各方面的代表的メンバーの参加を仰いで学術調査を行う」<sup>18</sup>必要があると考え、「高松塚古墳総合学術調査会」を発足させた。総合調査会は、文化庁の委託をうけて原田叔人を会長として、美術史学・歴史学・考古学・自然科学の各分野の専門家48名で構成され、1972年8月21日に発足し、同日第一回の調査会議を開いたことからはじまった。この第一調査会議において「現地調査を9月30日から10月10日までとする」ことや、調査方法は「壁画については現状記録・比較考証・赤外線写真・顕微鏡写真・顔料分析・そのほかについて、副用品については現状記録・比較考証・その他について行なうこと」、また、「中国、南・北両朝鮮およびフランスから関係の専門家を招請すること」などが決定された<sup>19</sup>。

表2 総合調査会に参加した南北韓学者

国 裡	名 前	当 時 職 業
大韓民国	金載元	東亜文化研究委員会委員長
	金元龍	ソウル大学教授
	崔淳雨	国立中央博物館学芸研究室長
	李基白	西江大学教授
朝鮮民主主義人民共和国	金錫享	社会科学院歴史研究所長
	朱采憲	社会科学院考古学研究所副所長
	金鉄浩	朝鮮歴史博物館学術員
	金石俊	金日成総合大学教授

\*「高松塚古墳壁画調査報告書」『高松塚古墳壁画』(1973. 3) 3~4頁の「高松塚古墳総合学术調査招請外国人学者一覧」より。

外国の専門家を招請しようとした理由は、高松塚古墳が「朝鮮および大陸文化の影響下に成立したものと推定され」とのこと、「その保存法についての参考意見を得るため」であったという。ところが、中国は参加を拒んだため、来日した学者は大韓民国4名、朝鮮民主主義人民共和国4名、フランス3名を合わせて11名の学者であった<sup>20</sup>。〈表2〉は当時総合調査会に招請され、参加した南北韓学者の名前と当時の職業を整理したリストである。

現地調査の流れは次の通りであった。9月25日には本格的な調査が始まる前に、慰靈祭と埋め戻し部分の発掘を開始し、現地調査本部を設置した。同月30日には石室内外の保存科学的調査や測定、確認などを行い、4月の仮閉鎖後、異常がないのかを確認した。そして、10月1日に濱田隆、有賀祥隆、松下隆章、戸内清の4名が第一回入室調査をした。その二日後の3日には、第2回の入室調査及び現地視察が行われ、亀田孜他4名と現地視察員として関西在住委員と関東在住委員が入室した。4になると、南北韓の学者たちが訪問し、午前中は韓国の学者が、午後には北韓の学者が入室調査をした。午前10時から午後3時まで入室調査者からの報告に基づいて討論し、同日の午後3時半からは北韓学者が持ってきた映画などの資料を見て、説明を聞いた。午後7時からの文化庁長官招待レセプションでは、南北韓代表が「握手をかわし、満場の拍手をあびた」という。翌日には、日本人学者と南北韓学者との意見交換があったが、午前は韓国学者と、午後は北韓学者と行われた。6日には4・5日に提議された疑問点を検討すべく、文化庁調査官の鈴木友也や東京芸術大学助教授であった平山郁夫などの実務者及び研究者が入室調査した。8・9日には原寸大写真、赤外線写真の撮影があった。その翌日にはフランス学者たちが入室して保存科学の立場から調査した後、保存上の処理を行った。11・12日には古墳の開口部を埋め戻し、入室調査を終了した<sup>21</sup>。

## 2 分断以後から1960年代までの南北韓関係

高松塚古墳壁画の発見が当時の南北韓に与えた影響を論じるために、まず、当時の南北韓関係の政治的地形について概観する必要があろう。1953年7月の休戦による分断以降、1960年代末まで、南北韓は公式的な接触をせず、互いに体制競争し、敵対していた。時々、北韓が韓国政府に手を差し伸べる姿勢を取ることがあったが、それは米軍の撤収と政権の退陣を前提条件にしてからであった。このような状態は、1971年初半まで続いたが、1971年9月に分断以降、最初の正式な接触として南北赤十字第一次予備会談が板門店で開かれた<sup>22</sup>。この会談が開催できた理由としては、何よりも、アメリカが1969年以降「アメリカの介入縮小、同盟国の自主的防衛能力の向上」を基調としたガムドクトリンに基づく新しい外交政策を推進し、共産圏との関係改善を図ったことで冷戦の緩和という国際政治上の情勢変化があったこと<sup>23</sup>があげられる。また、韓国側の場合、当時の朴正熙政権が1970年の駐韓米軍の撤収と北韓の軍事冒險主義などの安保危機から逃れ、国内の経済状況悪化から脱出する目的があったという<sup>24</sup>。また、北韓の場合も、韓国から駐韓米軍を撤収させるとともに、国家予算支出額の30%を上回る国防費を減らし、経済部門に予算を転用したいという欲望が相まってのことと評価されている<sup>25</sup>。

この南北赤十字第一次予備会談は、1971年8月12日に大韓赤十字社が南北韓離散家族〔韓国戦争と分断によって別れた家族を意味〕を探すために南北赤十字会談を提議したことからはじまって、1973年7月13日まで合わせて25次の予備会談と、7次の本会談が行われた。しかし、北韓が韓国政府に対して政治的要求を一貫して行い、1973年8月に第8次会談の前に、北韓が中断を宣言したことで、実質的な実を得ることはできない状態で終わった<sup>26</sup>。

このように会談自体は失敗に終わっても、その過程において出され、それからの南北関係における重要な指標になったのが、1972年の7・4南北共同声明である。7・4南北共同声明は、公式的な会談によるものではなく、1972年5～6月に当時、中央情報部長であった李厚洛と北韓の内閣第二副首相であった朴成哲との相互秘密訪問の結果であった<sup>27</sup>。1972年7月4日にソウルと平壤で同時に発表された共同声明の内容は、「平和統一」と「自主統一」を基調としたものであり、「祖国統一」は、「外勢に依存したり、外勢の干渉をうけたりせずに、自主的に」、「武力行使によらず、平和的方法で」、「思想と理念、制度の差異を乗り越えて、まず、一つの民族として民族の大團結を企てて」からするものとして規定した<sup>28</sup>。そのため、互いの緊張を緩和して信頼する雰囲気を醸成するため、互いに説教中傷せずに、武装挑発をやめ、不意に軍事的衝突事件を起こさないために積極的な措置をすることに合意した。さらに、途絶えた民族的連携を回復して、互いの理解を増進させ、自主的平和統一を促進させるため、南北間で多方面における諸般交流を実施すること

に合意した<sup>29</sup>。

この共同声明に従って南北韓は3次にわたる会議を通じて「南北調節委員会運営及び運営に関する合意書」を作成して、72年11月30日には南北調節委員会が正式に発足する。この委員会は73年6月まで3回にわたりて全体会議を開いた<sup>30</sup>。しかし、73年6月23日に韓国の朴正熙が出した「6・23宣言」が、その内容において、「南北間の相互内政不干涉と相互不可侵」・「北韓の国際機構参与不反対」など、北韓の政治実体を認定し、分断を暫定的に合法化することを明示したため<sup>31</sup>、北韓政府はそれを猛非難し、8月28日には「平壤放送」を通じて南北対話の中止する声明を発表するに至った。

この南北赤十字談話や7・4共同声明の意義については、72年10月朴正熙が統一時代に備えるという理由で、自らの永久執権と統治権強化のために行つたいわゆる「10月革新」が宣布され、同年12月金日成の独裁を保障する内容の社会主義憲法が通過した北韓の情勢<sup>32</sup>を考慮すれば、南北とも権力者の支持基盤を強化する方向で利用されたと評価されること<sup>33</sup>がある。また、相互的信頼関係を築くこともできなく、体制競争過程で一時的に現れた「断続的」対話であったという評価<sup>34</sup>もある。その一方、南北が共に交渉に挑んで本格的関係を築くようになった画期的な出来事であったという評価<sup>35</sup>もある。高松塚古墳総合学術調査における南北学者間の交流を検討するためには、このような当時の韓半島を取り巻く情勢を念頭に置く必要がある。

## IV 総合調査会への南北学者参加に対する報道記事と「民族」

### 1 「一本の歴史」を共有する「民族」への期待と失望

72年8月30日に『京都新聞』に載った「文化<sup>36</sup>」という記事をみると、「南北」の学術が「民族」文化遺産に繋がり、また、「高松塚古墳」が「韓国」に結び付けられる様子が鮮やかに現れる。この記事は、まず「南北の学術は民族文化遺産の開発」という共同目標を帯びているが、「學問の方法論が大きく違うため、問題」があると、南北間学術交流の難しさを指摘する。そして、ソウル大大学院長であった李崇寧教授の言葉を引用して「政治性を排除した次元で各種学術及び文化関係資料の交換をはじめ、段階的研究方案を模索しなければならない」という見解を提示する。この「段階的研究方案」として、まず、「古典的な文化資料の交換を通じて、共通の民族意識を高め」ること、その後、「研究業績を通じて北韓の學問水準を検討」し、「研究發表と共同研究段階まで進展させる」ことが適した手順であろうと述べられている。そこに「間島をはじめ、白頭山・鶴綠江などの国境線に関する共同研究」も望ましいが、今は時期尚早であり、その前に、容易にできる「民族文化の優越性を自慢できるような各種遺物及び文化遺産と韓国関係研究の基礎史料を探

ることをしよう主張する。また、「考古学関係発掘遺物の図録を交換し、東洋文化圏で韓国文化の独自性と優秀性を一層際立た」せることで、「隣国の日本文化の源流が韓国であるという事実を再認識させる」こともできると論じている。「日本文化の源流が韓国であるという事実を再認識」が必要な理由は、その後に続く「最近日本は新しい文化史観を樹立しようと必死になっていて、「高松」塚古墳壁画の源流をはっきりと韓国とは明かしていない成り行き」になっているという文章から示されている。その上、10月の総合調査会のことを「この問題で開かれる国際学術会議」と説明し、「南北韓代表の協調問題がより〔強く〕要請されていて、まずは学界の関心が集中されている」と、総合調査会における南北韓の協調への期待を表している。しかし、北韓は「唯物史観一辺倒」の歴史観に基づき、また、「基礎史料などの資料貧困」が甚だしく、「我らよりよっぽど劣っている」状態であると韓国学会の優越性を際立たせている。最後の「〔前略〕従って政府と学界は『民族文化』開発のため、現在の學術院のような機関を改編し、段階的方案を体系的に研究させないといけない」という結言に至っては、上記のすべてが「『民族文化』開発」という目標に落ち着いていた。

以上を通じて次のようなことが読み取れる。まず、来る10月の総合調査会に対する韓国社会における関心が高まっていたこと、その理由は「南北韓代表の協調」を通じて、「隣国の日本文化の源流が韓国であるという事実を再認識させる」ことが期待されたためであることが分かる。さらに、「政治性を排除した次元で各種学術及び文化関係資料の交換」といながら、南北間の学術交流の目標を「民族文化の優越性を自慢できるような各種遺物及び文化遺産と韓国関係研究の基礎史料を探る」と想定していることが見て取れる。

このような思考は総合調査会の最中であった10月4日に『朝鮮日報』に載った「萬物相」<sup>37</sup>という記事からも確認できる。この記事は、北韓との公式会談という解放後、初めての出来事の前に、同じ歴史を共有する南北の今に対する考え方を述べたコラムである。このコラムによると南北は「一本の歴史」を共有しているものの、「あの唯物史観とやらいう怪説によって、二本に別れて別々に記録されているかも知れない」という憂いをもって、北韓が「我らの子供と若者」にいかなる韓国史を教えてやるかを憂慮する。そして、当時の総合調査会に参加する南北の学者たちについて、次のように述べている。

▼今も高松古墳学術調査には韓国と北韓の学者一いや、韓民族の学者たちが一緒に出掛けている。それは、一つである我が文化が日本に伝來したものであるためでしょう。考えは前に譲り行く。統一が来る前であっても南北の史学者が一堂に会して、民族的良心で一本の韓国史を編むことはできないだろうか…といえば性急な幻と言えるだろうか<sup>38</sup>。

すなわち、南北は「韓民族」であり、我らの「一つである我が文化が日本に伝來した」ということである。そして、我らが幻だと言わざる南北韓学者の交流に望んでいるものは「民族的良心」に基づいた「一本の韓国史を編む」ことであると読者に話しかけている。もちろん、これは社説ではなくコラムであるため、この記事が当時、朝鮮日報社を代弁するものとは言えない。しかし、このコラムは下段に位置していたとはいえ、新聞1面に載っていたことからみて、このような考え方が韓国社会に存在していたことは確実である。その上、当時の韓国社会における『朝鮮日報』の位相<sup>⑨</sup>を考えれば、このコラムは多くの読者に響いたと考えられる。

しかし、このような「韓民族」である南北の学術交流によって「一本の韓国史を編む」ことを期待する姿勢は、古墳における南北学者間に意見差があり、4日夜のNHK座談会における北韓学者の「政治宣言」が行われた後、急変する。南北学者の意見差については、特に北韓学者が持参した江西古墳の壁画写真の報道と共に論じられた。ここで意見差というのは、次の通りである。まず、北韓側は「北韓江西郡修山里古墳」の写真と「19枚の天然色写真と約一時間上映できる記録映画」の資料を提供し<sup>⑩</sup>、「修山里古墳は『高松』古墳が発掘された直後に発掘されたが、5世紀ごろに建造されたものと考えられることから、7~8世紀に作られたものとみられる『高松』古墳は高句麗の影響を直接にうけたものに見えると主張」<sup>⑪</sup>した。これに対して、韓国側は高松塚古墳が韓半島の影響を受けてはいるが、「東アジア文化の様々な要素が複合されたもの」<sup>⑫</sup>であり、三国時代の文化交流を通じて高句麗から百濟・新羅へ流れてきて、そこで新しい文化を形成し、「奈良」へ伝來したことではないかという慎重論を張った<sup>⑬</sup>。

NHK座談会の出来事については、北韓の朱栄惠が壁画の構造や絵法・石室の様式などが高句麗のものそのままであると主張し、「数回にわたって修山里をはじめ、北韓で発掘された高句麗壁画の資料を見せたいと提議したが司会者から拒否」<sup>⑭</sup>されたことが新聞で報道された。また、「北韓中央歴史博物館学術員」という金鐵浩が、座談会が終わってから、まだ話したいことがあると發言権を得ると、「平和統一」云々、「米帝の民族文化抹殺政策に抵抗せよ」などの、政治宣伝を繰り返し、主催側を困惑させた<sup>⑮</sup>ということも報道された。

このような意見差や北韓学者の姿勢について、『朝鮮日報』はまた「万物相」<sup>⑯</sup>を通じて「歎息」し、「そのようにしてという指令を受けたためだろう」と言いながらも、「少なくとも南北考古学者の交流だけはどんな学術文化部門のそれより先行できると考える我らの常識を修正させる」出来事であったと批判している。また、北韓学者たちが高句麗との直結を言い張ることについて「学説よりもどこか政治の色が濃く表れる。もしかしたら、彼らは高句麗のイメージと北韓社会をオーバーラップさせようと目論んでいるのかもしれない

い」が、「脱北してきた某学者曰く「フン、高句麗の子孫の魂は私のように脱北してきたことも知らずに、もう、番人のようなやつらが」と愚痴<sup>1)</sup>ったことを取り上げて、北韓側が唱える高句麗の子孫としての正当性を否定した。続いて、もう高句麗も新羅、百濟も存在しないのにそれらの国と直結させようとする考えは卑しい所見であると辛辣に批判し、北韓がどうしても高句麗を掲げたいなら、中国に満州をよこせといえるなら認定できると皮肉を浴びせてた。最後には「この民族〔韓民族〕が何の悪い罪を犯して、いつまでもこの苦楚を蒙らなければならないのか。神よ、思いやって大陸棚から石油でもどっさりわき上がるようにしてください」と嘆いた。

この記事の興味深い点は、まず、北韓側が「指令を受けた」だろうと同情をしめしていることである。実際に、韓国も1970年代が朴正熙独裁期であって、言論に対する検閲が厳しい状況<sup>2)</sup>であったことを考えれば、北韓側に示している同情は鏡に映った自分を同情することのように考えられる。また、北韓が高松塚に対する「高句麗」との直結を言い張っていたことについては、「学説よりはどこか政治の色が濃く」、「高句麗のイメージ」と北韓社会をオーバーラップさせようと目論んでいる」と鋭く見抜いているにも関わらず、韓国言論における「高句麗」「韓國系」との連結の主張については全く触れていない。同時にこの記事では、我が「高句麗」の正当な後繼者は韓国であるという危機感もうかがえる。

このような北韓側に対する批判的な姿勢は『東亜日報』の「主体思想者」たちとの対話<sup>3)</sup>という記事からもうかがえる。当時、東亜日報社の論説委員であった孫世一が書いたこの記事は、初めての学術領域における南北間の対話の様子を伝え、また、その限界を論じたものである。ここで、孫は、南北韓の「我が國」学者たちが日本の古墳調査へ同時参加した今回の出来事は、「南北韓の学者間に『対話』の機会」をもたらしたという意義があると評価する。しかし、その「対話」の実際の様子について、北韓の学者たちは「南韓の歴史学界に対して関心を表明さえしていなかった」といい、修山里古墳について韓国学者たちは関心を表明したのに、北韓の学者たちは百濟の武寧王陵などに全く言及していないと述べている。

また、北韓の学者たちは「考古学を通じた宣伝」のために来ており、「対話」ができぬ状態であったと批判し、その証拠としてTV座談会で金石俊が最後に金日成の礼賛からはじめ、「米帝国主義の民族文化抹殺政策」を批判する演説をしたことを挙げている。また、5日のNHK生放送の際にも、司会者が政治的発言をしないようにと言ったのにも関わらず、「『祖国の平和的統一のために南北朝鮮の会談が進められているこの時々々』したなどの言動を、韓国学者のみならず多くの関係者が不愉快に考えることを北韓学者が知らなかつたわけがないと、「狂信的な宗教の人たちがいやだという人に強いて伝道ビラを配る」ようなものであると批判した。さらに、「我らが、特に越南〔脱北〕した同胞たちが

忘れられないあの「残してきた山河」はこのような「主体思想」者たちの「我が國」になってしまった。一千三百万北韓同胞が皆そうではないと信じたいが、少なくともそのような人々が考古学までも支配しているという事実が今回「高松」塚調査で確認できたわけである」と、南北学者間の「対話」は噛み合わず、北韓側の「主体思想」への盲信を確認したのみであったと限界を指摘する。

## 2 鏡像の民族主義という異床同夢

なぜ、勝手に「民族」の「一本の歴史」を期待して、また、失望し、怒るのであろうか。上記のような新聞上の言説は、当時、朴正熙が独裁と暴力的な成長主義政策に国民を動員するため掲げていた民族主義<sup>⑥</sup>へ新聞社が積極的に加担していたことを露わにする。朴正熙は集権当初、「我が民族の進むべき道」を記し、1971年には「民族の底力」、78年には「民族中興の道」を著するなど、民族を前面に出した文章を書き、また、政策的に李舜臣や世宗大王を宣揚することによって、「近代化に向ける国民の動員に民族文化の象徴を有効に活用」<sup>⑦</sup>しようとした。朴正熙の民族史観は、韓国の歴史を「事大」の歴史、「分裂」の歴史、「他律」の歴史、「模倣」の歴史であったとみて<sup>⑧</sup>、「当代の韓国社会の混乱に対するすべての責任を以前の腐敗した政権に振り付けて、過去の三国時代に至る歴史を通じて問題の深刻性を誇張する」<sup>⑨</sup>ものであった。しかし、一方では「反共と近代化という自ら設定した制限された目標」<sup>⑩</sup>のために、李舜臣や世宗大王は民族の守護者であり、民族文化の復興の象徴として利用し、「高句麗の高き気骨と花郎の英勇な精神」や、「新羅の燐爛とした文化」<sup>⑪</sup>は継承すべき文化遺産として位置づけた。

このように、当時の新聞に表出された「高句麗」との関係の強調、韓半島の古代史を「韓国」と連結させて論じようとする姿勢、また、「高句麗」と高松塚古墳を直接に繋げようとする北韓学者に対する危機感や反感の表明は、このような朴正熙の政治基調に当時の新聞社が意を迎合していたことを現わす。そして、このような記事を通じて、当時の韓国社会における北韓に対する認識が垣間見えるのである。すなわち、北韓は同じ「韓民族」であるが、「民族」としての正当性は「主体思想」を唱えるあの共産主義者たちではなく、「彼ら」にあるという認識構造がうかがえる。

一方、同時期、北韓の政治基調も似たような状態であった。北韓は政権が成り立った時から、政権の正統性を固めるため、文化遺産の「民族的な要素」を強調し<sup>⑫</sup>、文化遺産を活用して宣伝及び高揚を通じて「日帝」と「米帝」に当たる「守護者」としての国家アイデンティティを形成しようとした<sup>⑬</sup>。韓国戦争直後、北韓の「民族」概念は「マルクス一レニン主義」に基づいてスターリンの「民族」理論を借りて<sup>⑭</sup>、「民族とは社会発展の一一定な段階において言語、地域、経済、生活及び文化の共通性によって歴史的形成された

人々の集団』<sup>58</sup>と定義していた。しかし、60年代中葉になると、南北韓間の経済格差が大きくなり、「経済」という共通性を持つ「民族」という定義は揺ればじめ、「一つの朝鮮」政策を裏付けるための新要素を発見しなければならなかった<sup>59</sup>。その新要素が「血統の共通」であった<sup>60</sup>。そして、60年代後半から登場し、70年代に本格化された主体思想の体系化与中国・ソ連との対立という問題も、「血統」という要素が発見されなければならなかった理由であった<sup>61</sup>。

その上、北韓は「民族文化遺産」の政策において、高句麗史に重点を置いていた。それは植民地期以降、「偉大なる民族」を形成しようとした時期から始まって、主体思想の確立を進めた60~70年代にはより強化された<sup>62</sup>。その高句麗史の叙述において、百濟・新羅及び日本に対する影響を強調することも、北韓の「民族文化遺産」政策の特徴であり、今日までも続く伝統ともいえる<sup>63</sup>。ところで、考古学研究において60年代中半では北韓でも、遺跡・遺物に対する批判的分析が可能な状態であったが、60年代後半からは遺跡・遺物の調査や解釈において主体史観に基づいた方法論が強調され、「主体の考古学」になつたと評価されている<sup>64</sup>。

このような北韓の状況を考慮すると、上記のような発言、すなわち、「高松塚古墳」は高句麗の影響を直接に受けたという話や、生放送で「米帝」を打倒しようとする宣伝が行われたのは当然の成り行きであったと考えられる。残念ながら、当時北韓の新聞記事を確認することはできなかった。しかし、1977年に北韓の社会科学院考古学研究所が編纂した『朝鮮考古学概要』の第五節の「古墳」の中、「(3) 高句麗古墳壁画の特性とその歴史的地位」の叙述を見ると、当時北韓側の考えが読み取れる。ここでは、「高句麗古墳の壁画は過去の我が歴史で燐然とする光を放つのみならず、世界文化史において輝く位置を占めている」と、高句麗古墳の壁画は「我が歴史」のみならず、「世界文化史」でも特別なものであると褒めたたえている<sup>65</sup>。そして、同節の結論において、その「世界文化史において輝く位置」というのは、「すでに紀元前1000年期後半から朝鮮文化の大きな影響を受けた日本では三国時期に三国文化の影響を大きく受け《古墳文化》を形成・発展させた」ことで、その実例の一つとして「高松塚古墳の壁画が高句麗古墳壁画の様式と画風の今まで描かれていた点」を挙げている<sup>66</sup>。さらに「このように三国文化は、我が国その後の文化発展に対しても、当時隣国の文化発展に対しても大きな影響を与え、多く役立った」と評価し、三国文化が「東方文化の花を咲かせ、世界文化宝庫を豊かにするに大きく貢献した」<sup>67</sup>とまで述べている。この文章の中では「三国文化」と述べられているが、「三国文化」は「高句麗文化の要素が基本的なものになっていた」<sup>68</sup>という前提からなる叙述であったことを考えれば、「東方文化の花を咲かせ、世界文化宝庫を豊かにするに大きく貢献した」ものは基本的に高句麗文化を示す。

一方、こうように過去の文化に対する評価を「韓国」へつなげる態度は韓国社会からも確認できる。以下は、第一回アジア芸術シンポジウムで朴鍾和芸術院院長の「立派な亞洲文化継承を」という講演内容を報道した記事の一部分である。この講演で朴は文化交流が各国の芸術発展に与えた良い影響について次のように述べたという。

一千三百年前、高句麗・百濟・新羅の芸術文化は、海外の日本へ流れて行き、日本の文化を輝かせました。去る1972年3月に日本「奈良県」明日香村にある「高松」の古い墓から新しく発見された高句麗風の百濟壁画は日本学会が一百年以來の大発見と言って世界の学者から大きな関心が寄せられました。それのみならず、韓国古代藝術に対してことさらに寛容と賛辞が送られてきました。文化交流はこのように千年二千年后までいい影響を国家と国家、民族と民族の間に与えられてくれるのです。

ここで「高句麗・百濟・新羅の芸術文化」は日本へ流れて「日本の文化を輝かせ」、また、それは、「韓国古代藝術」になるわけである。

以上を総合すると、当時韓国の言論は北韓の姿勢を批判していたが、それは、自分が映される鏡に付いた埃に怒るようなものであって、「民族」に対する南北韓の考えは異床同夢のようなものであったと評価できる。このような状態下で、南北韓の学術交流に対する期待はあっても、政治と切り離して学術を論じることはできなかつたことは当然の展開であつただろう。

## V 結びにかえて

1973年6月まで続いた南北調節委員会の会議の中で、各方面における南北韓交流の期待を表明する報道記事は絶えず続く。その中で、考古学は、金載元などの考古学者たちによって「日本高松塚古墳を見回した際に、南北考古学者たちの接触はすでに成し遂げれた」分野であり、「最も非敏感な分野」であるため、交流しやすい分野として論じられる<sup>19</sup>。その方法については、まだ共同研究までは不要で、まずは、資料交換で十分という立場もあれば、「南北で発掘した文化財の中で、歴史的に重要なものを共同研究しようとする努力は、南北間の歴史的一体性を再確認させて、統一を志向する民族の努力に符合する」として共同研究を積極的に取り組むことを主張する立場まで、意見差があった<sup>20</sup>。しかし、ここにおいても「南北間の歴史的一体性」、「民族」という夢は消え残っているのである。

本稿では、「高松塚古墳壁画」の発見と、総合調査会への南北韓学者参加に対する報道記事を通じて、総合調査会への南北韓学者参加というものが韓国社会には如何なる意義を

もっていたのか、また、少ない資料からではあるが同じ出来事が北韓には如何に受け止められたのかを探った。しかし、研究を進める中で、もっと根本的な疑問が次々とわき上がって来た。南北韓でいう「民族」は同じものを指すのであろうか。その前に、「韓国」「朝鮮」の「民族」はいつから存在して、いつまで存在するものであろうか。また、そもそも歴史・考古学に関する研究や交流から全く「政治」を排除することができるのだろうか。

南北韓でいう「民族」が同じものであろうがあるまいが、両方とも「高松塚古墳壁画」を「記憶できない遠か遠い過去から無限の未来へ繋がる集団的な生き」<sup>1)</sup>ものとして「民族」の輝く過去として受け入れ、人民もしくは国民に共同体という認識を覚えさせ、政治へ動員するという夢を託していたことは確かである。もちろん、その夢見る床である政治体系が異なったため、特に韓国では北韓の「民族」としての正当性を認めない姿勢を見せた。上述した通りに、1973年以後、北韓の対話拒否によって南北韓間の対話は途絶え、考古学における学術交流の話も消え去ったように見えるが、南北韓の交流を論ずる時は「民族としての正統性と文化的な主体性」<sup>2)</sup>を確認できるものとして考古学が引き出されるよう<sup>3)</sup>になる。しかし、70年代を通じて北韓は、このような韓国側の声に無反応であった。

1972年の高松塚古墳総合学術調査における南北韓の考古学者交流は、分断以後の初めての学術接触であり、互いの考古学という学問の近況を確認できた場という意義のある出来事であった。しかし、その実際においては、南北韓は、各自の民族主義から離れることができず、学術内容について自由に論じることができない状況下で行われたという限界があった。そして、それは韓国の新聞記事を通じて互いに夢見ていた「民族」の「一本の歴史」の限界であったともいえよう。

## 註

- 1 高松塚古墳総合学術調査会編 1973「高松塚古墳壁画調査報告書」「高松塚古墳壁画」高松塚古墳総合学術調査会 p.1。
- 2 森岡秀人と網干善教の著書によると、末永雅雄や網干善教は遺跡に残っている壁画を見つめたのは、個人である当事者が遺跡・遺物を独占するごとき「発見」ではなく、多くの人々の協同事業の産物であり、万人が確認できるものとして「検出」という言葉を使うべきと論じている。しかし、本稿では韓国の新聞記事を中心に検討を行うため、新聞記事で一般的に使われた「発見」という言葉を用いる。
- 3 森岡秀人・網干善教 1995『日本の古代遺跡を掘る 6 高松塚古墳—飛鳥人の華麗な世界を映す壁画』 講談新聞社 pp.97-98。
- 4 米田文孝 2022「高松塚古墳壁画の検出とその報道」「阡陵：関西大学博物館叢報」84。
- 5 小川伸彦 2013「高松塚古墳壁画発見報道の文化社会学的分析—新聞記事にみる価値とイメージの生成—」「奈良女子大学文学部研究教育年報」10。
- 6 同上、p.21。
- 6 「日本깊숙히 파고든 七色의極彩 高句麗의 墓 古墳 壁畫」『東亜日報』1972.03.29。

- 7 このこの井上氏は、「奈良朝仏教史の研究」などを著した古代史学者の井上薫のこと、1963年から大阪大学の教授を務めながら、櫻原考古学研究所の研究員を委嘱されていた。奈良大学文学部文化財学科 1987「井上薫博士 履歴及び業績目録」「文化財学報 (Bunkazai gakuho, Bulletin of the study of cultural properties)」5 p.2。「構造・塗料・丹・彫工等 人的關係が立証 朝日新聞報道」『東亜日報』1972.05.27。
- 8 「高句麗文化外 美비운 小宇宙」日本人学者들이 본 나라의 고분壁画」『東亜日報』1972.04.03.
- 9 「新羅统一辛酉 8世紀初壁画 法華使用 등 高句麗의 영광」『朝鮮日報』1972.10.06.
- 10 「高句麗龍帳中國土着 日本 등 세계지 文化複合體」『京鄉新聞』1972.10.12.
- 11 同上。
- 12 「다카마쓰고분 調査結果 밤표 韓國學者 “東亞文化의 複合製品”」『東亜日報』1972.10.06.
- 13 「스케치 日다카마쓰총 고분암굴 계기로 韓國文化에關心」『東亜日報』1972.05.24; 「韓國 古文化에 놀라운關心」金元龍박사가 말하는 日本 考古學界」『朝鮮日報』1972.07.12; 「古代日本文化 源流는 韓國」『京鄉新聞』1972.07.19; 「다카마쓰」송원流찾으러온 日야보서教授」棺의 장식무늬와 麻州의 옛 기와 무늬가같아 한系列로 섬중일어」『東亜日報』1972.07.19など。
- 14 「韓國 古文化에 놀라운關心」金元龍박사가 말하는 日本 考古學界」『朝鮮日報』1972.07.12.
- 15 「스케치 日다카마쓰총 고분암굴 계기로 韓國文化에關心」『東亜日報』1972.05.24.
- 16 「國際樣式化한 高句麗 壁畫」『東亜日報』1972.10.12.
- 17 「南北共同聲明 全文」『毎日経済』1972.07.04.
- 18 前掲註 1 p.1.
- 19 文化庁文化財保護課 1972「高松塚古墳総合学術調査について」『月刊文化財』110 p.44.
- 20 同上。
- 21 前掲註 1 p.4、前掲註19 p.45.
- 22 非公式的には1964年のジネーブ政治会議や1963年にスポーツマン間の接触などがあった。  
고양석 2013 「7·4 남북공동성명에서 10·4 선언 세대까지 남북대화 연구 —역사적 제도주의를 중심으로—」 서울대학교 행정대학원 석사학위논문 p.11.
- 23 김재동 2008 「한국의 대북한정책 변화에 대한 이론적 연구」『국방정책연구』79-1 한국국방연구원 pp.38-39.
- 24 고양석2013 p.12.
- 25 고양석2013 p.13.
- 26 고양석2013 p.14.
- 27 김지현 2008 「데탕트와 남북관계」 선인 p.195、고양석2013 p.15から再引用。
- 28 「南北共同聲明 全文」『毎日経済』1972.07.04.
- 29 同上。
- 30 고양석2013 p.15.
- 31 김정기 2010 「남북관계변천사」 연세대학교출판부 p.78、고양석2013 pp.15-16から再引用。
- 32 김재동2008 p.41.
- 33 심자연 2001 「남북한 통일방안의 전개와 수렴」 둘째개 p.63、고양석2013 p.16から再引用。
- 34 김근식 2008 「남북한 개60년과 남북대화：평가와 과제」『북한경제리뷰』10-8 한국개발연구원 p.26.
- 35 김형기2010 pp.68-69、고양석2013 p.17から再引用。
- 36 「文化」『京鄉新聞』1972.08.30.

- 37 「萬物相」『朝鮮日報』1972.10.04。この「萬物相」というコラムは1956年4月1日からはじまり、今日に至るまで続いている。その内容は、当時社会で話題になっている主題を取り上げて、記者を特定せずに自由に「▼」記号の下で簡条書きしたもので構成されている。
- 38 同上。
- 39 朝鮮日報社は、1960年代初頭までは赤字であったが、1964年11月方一榮が会長になってから、「頂上朝鮮日報」を目指して他社の有能な編集記者をスカウトするなど、攻撃的な経営を行い、1965年3月に17万4500万部であった販売部数は同年11月には20万2077万部を記録、79年には100万部を突破、業界のトップになった。1970年2月からはカラー新聞をはじめ、1972年3月には読者数が50万を超えたと公式に報道した。また、1974年2月のアメリカASIという広告及び媒体研究分析機関が韓国新聞購読に関して実施したアンケート調査結果、定期購読者の比率は、朝鮮日報が28.7%で1位であったという。しかし、「朝鮮日報」には朴正熙の1969年の3選改憲や72年10月の新羅改憲を裏めたえる記事が載るなど、方は朴正熙政権を擁護し、軍事独裁に協力することで言論者を成長させたと評価されている。
- 〔[조선일보 창간 90주년 특집] [각동의 역사와 함께한 조선일보 90년] 밤우영, 권집혁신 풍華·정장 조선일보· 달한 「朝鮮日報」 2010.03.05; 「[창간95/FIRST & BEST] 현존 최고 민간 신문 조선일보... 日帝에 강제 폐간 수단, 70년대부터 '부흥의 1위'」『朝鮮日報』 2015.03.05; 「살아있는 언론권력·방의 대통령·영육의 신문인』『한ング리』 2016.05.18; 「1993년에야 위대해졌다」『한ング리 21』 2009.10.21。〕
- 40 「北韓」、『舊古墳壇畫鑑』『朝鮮日報』1972.10.05。
- 41 「平南 江西서발굴 高松갓과흡사」『京鄉新聞』1972.10.05。
- 42 「다카마쓰고문 調査結果 発表 韓國學者『東亞文化의複合製品』」『東亞日報』 1972.10.06。
- 43 「南北學者 見解 대립」『東亞日報』 1972.10.05。
- 44 「다카마쓰 고문 종합調査 本格化」『東亞日報』 1972.10.04。
- 45 「韓國·北韓·日學者 등TV 프로그램의『高句麗玉璧顯著』」『東亞日報』 1972.10.05。
- 46 「萬物相」『朝鮮日報』1972.10.04。
- 47 朴正熙の5.16クーデター以後、1961年には韓国新聞倫理委員会が設立され、64年には同委員会に審議室が新設され、同室が全国の日刊新聞と通信におけるほぼすべての記事内容を審議及び制裁した。この韓国新聞倫理委員会は民間検閲機関ではあったが、民間検閲機関が国家権力の官制検閲を上回る水準で検閲を実施したことは、朴正熙政権期の特徴であり、このような状況は70年代にも続いた。また、朴正熙政権は、言論の企業的性格を活用して権論癡着を誘引する同時に、言論社組織の二元化を助長して内部結束を壊すことで言論の正論性を弱化させる方法で言論統制をおこなった。이봉범 2011 「1960년대 검열체계와 민간검열기구」『대동문화연구』 75。
- 48 「主體思想者」들과의對話』『東亞日報』 1972.10.12.
- 49 최연식 2007 「박정희의 민족·창조와 통일된 국민통합」『한국정치외교사논총』 28-2, 이행선 2011 「대중과 민족 개조—박정희, 「우리 민족의 나길 길」을 중심으로—」『한국문화연구』 21など。
- 50 최연식2007 p.63。
- 51 朴正熙 1997 「國家와 革命과 나」 地圖 p.47, 前掲註49최연식論文 p.47より再引用。
- 52 이행선2011 p.118。
- 53 최연식2007 p.57。
- 54 대동령공보비서실 1976 「박정희대통령연설문집」 2 대한공론사 p.296, 최연식2007 p.60よ

- り再引用。
- 55 전영선 1999 「북한의 조선민족제일주의와 민족문예 정책」『봉일논총』17, 이준성 2020 「북한의 문화유산 정체 변화와 고구려사—『민족문화유산』을 중심으로—」『高句麗渤海研究』66 p.222より再引用。
- 56 남보라 2015 「국가건설과정의 북한 문화유산관리 연구: 1945년 1956년을 중심으로」 북한대학원대학교석사학위논문。
- 57 최신경·이우영 2017 「‘조선민족’ 개념의 형성과 변화」『북한연구학회보』21-1 p. 6。
- 58 조선로동당출판사 1957 『제2중정차용어사전』 p.114, 최신경·이우영2017より再引用。
- 59 최신경·이우영2017 p. 8。
- 60 이준성2020 p.229。
- 61 최신경·이우영2017 p. 9。
- 62 이준성2020 p.238。
- 63 同上, p.243。
- 64特に朝鮮労働党の5次大会があった1970年11月から1980年9月までは、唯一思想大会の強固、主体思想化の実現という目標の下で、平壤を中心とした高句麗歴史、文化の復元研究が中心になつた時期であったという。 강현숙 2020 「북한의 고구려 고고학 조사·연구의 성과와 과제」『MUNHWAJAE Korean Journal of Cultural Heritage Studies』53-1 pp.107-108。
- 65 사회과학원고학연구소편 1989 「조선고고학개요」 새날 p.243。
- 66 同上, p.258。
- 67 同上。
- 68 同上, p.257。
- 69 「南北交流時代를 안다 무엇을 어떻게 專門가들의 紙上分析 遺物 (유물)一史料 (사료) 연구 為「民族 (민족)」찾아 가장 敏感하지않은 分野—考古學」『朝鮮日報』1973.01.01。
- 70 同上。
- 71 임지현·김용우編 2005 『대중독재』2 책세상 p.611, 前掲註49이행선論文 p.117より再引用。
- 72 「民族문화 正統性 확인개기」『京鄉新聞』1976.04.14。
- 73特に1981年の11.16文化交流提議の時に「同族の同じ歴史、同じ文化を通じて同質性を回復」できるものとして考古学資料の交換や遺物の交換展示が論じられた。「되찾아야 할 民族의 脈 …·對北韓 古代文物 교류제의…배경과 의의」『朝鮮日報』1981.11.17; 「民族文化계승에 칠성 한사업」11.16提議 各界의견』『毎日經濟』1981.11.17; 「民族史同質性 회복개기요」『京鄉新聞』1981.11.17など。

# 日本建築史研究の英訳について

山野善紀

## I はじめに

翻訳に正解はない。翻訳という営みは根本的に再創作であるからである。いかなる言語の組み合わせであろうとも、語彙的・文法的・修辞的・音韻的その他あらゆる要素について完全な対応関係を保つことは不可能であろう。原文は翻訳者の理解というフィルターを通じて一度意味にまで分解された後、目的言語で再構成される。翻訳者は原文を読み解き、論理的構造、著者の意図、著作の意義、想定される読者層、目的言語における文章構成の慣習等を考慮した上で、自身の能力の制約の範囲内で最も思われる表現を追求するのである。

筆者が2017年より取り組む日本建築史入門書の英訳では、和文英訳・学術翻訳・技術翻訳の要素が複合した独特の問題が発生した。本稿では翻訳の過程で得られた知見をもとに、既存の日本建築史に関する英文書籍、特に日本語の原著を持つ著作を例に挙げ、日本建築史研究の英訳に際して発生する諸問題について振り返る。

## II 学術用語

学術用語の翻訳は、翻訳者にとって特に神経を使う事項である。用語の歴史、発展、本質は、各分野の基礎的な研究の一つであるため、解釈が発展したり、時には研究者間で見解が対立しうる。注意深い訳語の選択を行わなければ、原著者の立場と相違する解釈や、現在の定説にそぐわない認識の流布等、意図しない結果につながりかねない。その一方で目的言語での可読性や、過去の翻訳に基づいた主流の訳語など、時に矛盾する要求のバランスを取りながら落としどころを探る必要がある。

「多宝塔」は翻訳の難しさを端的に示す好例と言える。多宝塔の語源である「多宝」は、法華經と深い関りを持つ多宝如來 (Skt. Prabhūtaratna) に由来し、当初は専ら天台宗の建築形式だった（清水1992）。ところがこの語はかなり早い段階から建築の外観上の形式として認知されるようになり、今日では多宝仏ないし法華經とは無関係に、下層が正方形平面で、上層の塔身が円形の二重塔の形式一般を指して用いられている。

現在の用法と語源に乖離がある語をいかに訳するか、という課題に対して、少なくとも

三つのアプローチが考えられる。うち、(1) (3) は出版物において実際の用例が確認できる。

### 1 英単語に置き換える：Many-jewelled pagoda/ "Many treasures" pagodaなど

英単語に置き換えるアプローチは、英語での可読性を優先する。英語文献を読む上で、外来語の多さは可読性を大きく損ねる。日本語はカタカナを用いることで外来語を一目でその他と区別することができ、助詞・助動詞との組み合わせにより、未知の単語あっても品詞を特定できるという特性を持つ。ところがアルファベット言語である英語では、外来語を示す方法はイタリック体や大文字表記に頼り、品詞は文脈から類推することとなる。字体変化は意図しない強調効果を生み、滞りない読解の障害となる。総じて日本語以上に外来語の使用はハードルが高く、読み物を需要する層を想定読者に含める場合、どの用語を音写にするかは慎重に吟味する必要がある。特に日本建築史の分野では、人名、社寺名、地名ほか、どうしても音写する必要がある固有名詞が頻出するため、それ以外での音写の多用はなるべく控えたい。

多宝塔の「多宝」が多宝如来に由来するとの立場をとれば、漢字を単純に英単語に置き換える訳が正確性の面から許容できるかは議論の余地があるかもしれない。一方で「多宝」もまたPrabhūtaratnaの漢訳である。一般的な英単語に還元してしまったことで、固有名詞の派生であることは読みとれないが、現代日本語での用法そのものが語源から離れていることを考慮すればよくニュアンスを捉えているともいえる。初学者を主たる読者層に想定し、論旨に影響がなければ採用を検討すべきアプローチと言える。実際にこの訳語を採用した例としては西和夫「What is Japanese Architecture？」がある。

密教建築には、円形平面の饅頭型の塔身の上に宝形造りの屋根をかけ、相輪を立て（これを宝塔という）。さらに裳階を付けた多宝塔が作られた（後に円形平面は四角形平面になる）。（西1983）

They also adopted a new type of pagoda, the "jewelled pagoda" (hōtō), characterized by a roughly hemispherical body with a pyramidal roof and spire atop it. Later the central hemispherical area was enclosed by subsidiary sections with pent roofs (mokoshi) on the four sides, creating the "many jewelled pagoda" (tahōtō; fig. 12). Thereafter the hemispherical portion was removed, save for a rounded vestige above the pent roof and below the main roof. (西1985)

翻訳・翻案を担当したMack Hortonは、本書では完全に英単語に置き換えた訳語に括弧書きで日本語の音写を附す手法を多く取っている。専門的な関心のある読者以外は括弧書きを読み飛ばし論旨だけを読み、より専門的な関心を持った際に改めて日本語での発音が

確認できるようになっている。多宝塔を純粹に形態の面から説明する西の原文ともよく対応する<sup>1</sup>。英語版の裏表紙に「(前略) The total picture constitutes a delightful reading experience for anyone with the slightest interest in architecture and the people who create and use it」とある通り、本書は専門家や学生だけでなく、一般読者が読み物として楽しむことも想定している。読みやすさを優先した訳語を選択するのは、首尾一貫しており、学習目的の読者と娛樂目的の読者を思い切って切り分けつつ、双方の要求に応えている。

## 2 語源に遡る：Prabhūtaratna pagoda

次にPrabhūtaratna pagodaは語源的な対応関係を重視した案である。仏教関連文献では如来・菩薩等の固有名詞はサンスクリット表記を使う、もしくは並記するのが一般的なため、多宝如來のサンスクリット名Prabhūtaratnaを用いて訳した。語源との対応関係が正確であり、固有名詞を用いることで文章全体の具体性が増す点は、読みやすいとされる英文の一般的条件を満たし、一見好ましい点もあるように思える。しかしながら筆者が調べた限りにおいて日本建築史関連の英語書籍にこの訳語の用例は見つからなかった。その理由として以下の三点が考えられる。第一に、日本で多宝塔と呼ばれる建築が全て多宝如來と対応しているという誤解を生む恐れがある。既に述べた通り、日本において多宝塔は塔の形式に対する名称として定着しており、多宝如來・法華經との厳密な対応関係は失われて久しい。第二に、日本語を全く含まない訳語により、仏教圏における国際的な様式と誤解を与える恐れがある。清水によれば中国における「多宝塔」は特定の形式を持たないため、この認識は誤りとなる。そして第三に、日本人に全く通じない可能性が高い点である。研究者であっても多宝如來のサンスクリット名を即座に認識できるのは仏教史家以外では稀であろう。上述のmany jewelled pagodaならば類推も可能だが、Prabhūtaratna pagodaではコミュニケーションに支障をきたす可能性が高い。

Prabhūtaratna pagodaの採用が最も適切な状況があるとすれば、建築よりも宗教・思想史を主眼とした論文中で、日本における法華信仰の一例として触れる時などが想定できる。その場合、Prabhūtaratna pagodaが指すのは天台宗の初期多宝塔と、形式・名称を問わず多宝仏に関わる塔となり、日本における仏教寺院建築の一形式としての「多宝塔」とは違った範囲・対象を指すこととなる。

## 3 音写する：Tahōtō

最後にTahōtōは敢えて訳さないことで上記の問題を回避している。日本語そのままであるため、日本人研究者とのコミュニケーションは円滑に行われ、恣意性を排除できない

複数の訳語により議論が混乱することも避けられる。ある意味究極の訳語と言えるが、この訳の明確な欠点は読者が単語自体から一切情報を得られないことにある。読者層を専門家に限定する場合を除き、簡潔で的確な用語解説を挟むことは前提条件となる。非日本人読者を想定した文章構成が事実上必須となるため、英文執筆者には高度な能力が要求され、英文による書き下ろし・翻案・補筆翻訳に向き、逐語訳をベースとした翻訳には向かない。力量を問われる訳語でありながら、Tahōtōを採用した英語文献は多い。ここではJapanese Architectures and Gardens (太田 (編) 1966) を挙げる。

Tahōtō was derived from the hōtō, a stupa sacred to Tahō Buddha (Prabhutaratnam). The hōtō has a cylindrical body with a rounded top capped by a pyramidal roof. Small hōtō of stone and wood have been found. When the hōtō was copied in a larger wooden structure, the body was surrounded by lean-tos so that only a small portion of the body was visible above the lean-to roofs (fig. 197). As a result, the building appeared double-roofed, with a square lower plan and circular upper plan. Structurally speaking, it is a two-storied structure with a square lower story and a circular upper story. Those which are especially large are called daitō (great towers).

巧みな文の構成と語彙の選択により、簡潔かつ丁寧な解説で可読性の低下と誤解を避けつつ日本での呼称をそのまま使っている点は翻訳者の力量の高さが現れている。第一文で「…the hōtō, a stupa…」と、読者にとって未知の単語が「塔」であることをいち早く示しているため、その後の説明に無理がない。文体の明快さを損ねる受動態の多用、特に冒頭第一文を敢えて受動態で始めた意図に関しては不可解だが、それを差し引いてなおこれほどの内容をこの語数に収めるのは驚異的と言って良いだろう。

本格的な日本建築史研究者であれば、日本語による読解能力、術語の知識不足は想定する必要がない。仮にこの層を主な読者層と定めるならば、解釈に幅のある用語に関してはそのまま音写するのが最も誠実で誤解のない手法であろう。しかしながら、十分な日本語能力と知識を備えた専門家に対して、敢えて英語で執筆する意義は薄い。専門家を対象とした論文等の翻訳であっても、想定すべき読者はむしろ日本語能力ないし日本建築への知識に乏しい隣接他分野の専門家であると私は考える。

特定分野への深い専門知識を想定しない場合、日本語の専門用語の音写を過用した翻訳は可読性を大きく損ねることになる。特に英語圏の初学者の関心を促すという目的で執筆するならば、大筋の論旨に関わらない範囲では、予備知識なしでも大意が推測可能な訳語を使用する事、多少の解釈の偏りは許容して、既存の訳語を流用する決断も必要になり得る。

また、学術翻訳には研究者間での意思疎通に用いられるという側面がある。参照した書籍により著しく用語が違うことは議論の妨げになる危険があり望ましくないことも考慮に加える必要があろう。

最終的にどの形式を取るのかは、原著者・翻訳者間での協議の上で、その都度最も合意的な訳語・表現を模索するほかなく、両者間で会話が成立しうる知識の基盤が必要となる。

### III 補筆と改変

日本人向けに書かれた原著がある場合は、書下ろしに近い大胆な補筆が必要になる場合がある。想定される読者の文化的背景が異なるためである。特に想定される常識（一般教養）の差異は専門家を対象とした論文・学術研究書よりも、初学者を対象にした「易しい本」でこそ重要になり、日本人や研究歴の長い翻訳者が英文で執筆する際には特に注意を払うべき事項となる。

「対訳 日本人のすまい (Bilingual THE JAPANESE HOUSE THEN and NOW)」(平井 1998) は書名の通り和文と英文を併記した意欲的な著作である。翻訳の方針として「逐語訳形式をとらず、各パラグラフだけを対応させ、それぞれのパラグラフの内容を英語で正確に伝えることを第一の目標とした」とし、大変な工夫の跡が伺われる。しかしながら、翻訳者が原著の表現に気を遣いながら遠慮がちに翻訳した印象もまた否めず、補筆・改変も限定的である。

建物の中がどのように使われたかがわかる資料に、大嘗宮の正殿がある。大嘗会は、天皇が即位したのちはじめての秋に収穫を神とともに祝する祭で、臨時の神殿がそのまま建てられた。この神殿である大嘗宮の正殿は、歴代ほとんど同じ形式が守られている。正殿の平面は、周囲を壁で囲んだ「室」と呼ばれる部分と、周囲がみな扉で開け放すことのできる「堂」と名づけられた部分とに分けられている。

室の部分には畳が何枚も重ねられた神の寝床が用意され、そのかたわらには神と天皇の座がしつらえてある。閉鎖的な「室」が寝室であったことがわかる。

The Main Hall of Daijōgū [Daizyōgū] shows how the inside of buildings was used from the Asuka through Heian periods (6th-12th c). The *daijōe* [daizyōe] was a Shinto festival in which the emperor celebrated the harvest with the Harvest God. The festival is held the first autumn of a new emperor's reign, and a special sanctuary was built for this purpose. This special sanctuary is known as Daijōgū, and the form of the Main Hall has remained largely unchanged over many generations. The space inside the hall contains a walled area known as *shitsu* [*situ*].

and an area called *dō* which has pivoted or hinged doors that can be completely opened up.

Inside the *shitsu* area, several layers of *tatami* are piled up to provide a bed for the God, and beside this are the God's seat and the emperor's seat. We can deduce that this closed area was used as a bedroom.

翻訳者による加筆箇所を下線で示した。省略された主語の補筆や複文の分割など、日本語の英訳で常用される手法の外に、下線部で示した3カ所に注目したい。まず、「祭」をa Shinto festivalと訳す。これは原文では「収穫を神とともににする」の記述に内包される祭が神道・カミマツリに関係するとする示唆を補うものである。the Harvest Godと断る点は、一神教圏の読者に多神教の神の一柱であることを暗に示す。扉をpivoted or hinged doorsと限定するのは、取り外さなければ全開放できない引き違い戸を意識したのだろうか。当時の英語圏で日本建築と引き違い戸に対して固有的なイメージがあったのかもしれない。

文法的な対称性もかなり保っており、7文中で6カ所も受動態が使われる。

部分的な補筆はあるが、文の前後関係とパラグラフの分割位置の調整が行われないことが極になっている印象を受ける。語彙に関しては「臨時の」を敢えてspecialと済し temporaryとしなかった意図も気になるところだが、今回はこの点には触れず、パラグラフ構成に注目したい。

まず第一文と第二文に着目する。第一文で初出の大嘗宮の説明を行う前に、第二文で大嘗会の説明を始めている。日本語の原文で読む際にこのことは大きな障害にならない。「大嘗宮」と「大嘗会」が並べば、後者がある種の行事であり、前者の建築施設で執り行われること、さらには「宮」の字からそれが支配者ないし宗教の関わる行事であろうことは、知識がなくとも予測できるためである。しかしながら英語読者にとってDaijōgūやdaijōeは未知の音の羅列であり、人名でも、神名でも、役職名でも、地名でも、施設名でも、組織名でも、行事名でもあり得る外来語に過ぎず、ただ綴りの共通部分が両者の相間を予感させるのみであり、読みやすい配列とは言えない。大嘗宮と大嘗会の関係をまず明らかにしてから大嘗会の説明に入るのが合理的な説明順と考えられる。これは英訳第二文から第四文の内容の順序を入れ替えることで、使用語彙に一切手を加えることなく容易に実現できる。

次に第一パラグラフの最終文と第二パラグラフの関係に注目したい。英訳の第一パラグラフは5文中4文までが大嘗宮が何であるかの導入で、最後の一文のみ大嘗宮内部の具体的説明をしている。第二パラグラフは2文から成り、第一パラグラフ末尾の一文のさらなる詳細を述べる。大嘗宮の説明が簡潔に済む日本語では特に違和感はないが、英文ではパ

ラグラフの役割分担が不明瞭である。第一バラグラフ末尾の文は切り離して第二バラグラフ冒頭に移動すると、第一バラグラフが大嘗宮という言葉に対する説明、第二文が大嘗宮の形態に関する説明と、段落の機能を明確化できる。

なお、バラグラフ構成の問題とは別に、第一バラグラフの最終文に関してもう一点、注目したい。日本語原文の第三バラグラフは以下のように読む。

斑鳩宮址で見付かった住居の遺跡は、桁行を8分の5と8分の3の所で分ける間仕切があり、8分の5の部分は板敷、あとの部分は土間であったと考えられている。このように2つの部分に仕切られた建物は、いくつも見付かっている。法隆寺東院の伝法堂も、法隆寺に移される前は上層住宅の一棟であったと考えられ。住宅であったころの平面はやはり2つの部分に分かれていた。2つの部分はいずれも板敷であったが、一方は壁と扉で閉ざされ、一方は開放的で露台へひろがっていた。

第三バラグラフの内容から、第二バラグラフの論旨の上で重要なのは大嘗宮正殿が(1)二つの部分に分けられていて、(2)その片方が開放的でもう片方は閉鎖的である、という二点にあることがわかる。原文の文法的構造にこだわらず、この二点を強調する書き方に改めると論点が明確になる。例えば比較する二語を近づけ文法構造を反復させる等の工夫が欲しい。また、「contain; ~が含まれる」より「consist; ~から成る」とした方が2室のみであることが明確になるだろう。

以上を反映させると、以下のような訳文が得られる。

The Main Hall of Daijōgū [Daizyōgū] shows how the inside of buildings was used from the Asuka through Heian periods (6th-12th c). Daijōgū is a special sanctuary built for a Shinto festival called Daijōe. In the festival held in the first autumn of a new emperor's reign, the emperor celebrated the harvest with the Harvest God. The form of its Main Hall has remained largely unchanged over many generations.

The hall consists of two parts, the enclosed *shitsu* and the open *dō*, the former surrounded by fixed walls and the latter by pivoted or hinged doors. Inside the *shitsu*, several layers of *tatami* are piled up to provide a bed for the God, and beside this are the God's seat and the emperor's seat. We can deduce that this closed area was used as a bedroom.

バラグラフやセンテンスの長さが揃うことにより単調になってしまった点、severalを筆頭に具体性に乏しい単語の使用など異なる改善の余地が残るが、バラグラフの分割の自由があれば、現状の語彙を大きく変化させずとも可読性は改善されたと考える。なお、学術的著作では文の順序や微妙な表現が先行研究の成果等を意識して特別に選択されている場合があり、実際の翻訳では原著者の十分な監修の上で改変するのが大前提である。

これを井上充夫「日本建築の空間 (Space in Japanese architecture)」での大嘗祭および大嘗宮の初出箇所と比較する。

歴史時代まで伝えられた神道儀式のうち、最も古い形をのこしていると認められるものに、大嘗祭・新嘗祭・神今食・神嘗祭・相嘗祭などの一連の祭りがある。これらはいずれも神に食物を供える儀式であるが、とくに新穀・新酒を主な供物とする点から、農耕民としての日本人の原始信仰の重要な行事であったことがわかる。のみならずこれらの祭りでは、… (以下略)

Among Shinto ceremonies that survived into historic times, those recognized as having preserved the oldest forms include the Daijōsai, Nüname Matsuri, Jingonjiki, Kanname no Matsuri, and Ainame no Matsuri. These were all ceremonies in which food was offered to a god, and the presentation of newly harvested cereal and freshly brewed sake indicates how important these observances were in the primitive faith practiced by the agrarian Japanese. Another common feature of these observances was…

こちらは原文そのものがかなり英訳向きなこともあり、語順の入れ替えは必要ない。「…儀式であるが」の見かけ上の逆接を「and」と順接にしたり、「のみならず」を否定形を避けて「Another」を採用していることなど、文体上の工夫が見られる。話題を明示した上で実例に進むので、混乱の余地がない。統いて大嘗宮の初出箇所は次段落である。

まず大嘗祭についてみると、これは天皇の即位後はじめての秋に行なわれる一代一度の大祭で、主な儀式は宮城内朝堂院の中庭に臨時に設けられた祭場で行なわれる。

The Daijōsai was a major, once-in-a-generation observance held in the first autumn after an emperor's accession to the throne. The main ceremony took place in a temporary shrine, the Daijōkyū, erected in the courtyard of the Official Quarters (Chōdōin) within the Imperial Palace grounds of Heiankyō (present-day Kyoto).

こちらは補筆が見られる。

まず第一文の第一語が「大嘗祭」だが、前段落で「最も古い形をのこしている神道儀式」であることを既に示しているため、ここでは補筆を行わず原文通りの流れで解説に入り、そのまま祭儀の場の説明に移る。「祭場」は「大嘗宮」と具体的な名称を示す点で原文と異なる。日本語原文では「大嘗宮」の初出はここから三段落後の末尾一文であり、特に定義されることなく導入される。これは先述した漢字語の類推を前提とした文章構築であり、訳文では誤解の起こりにくい位置で先んじて提示している。また「宮城」をより具体的に「Imperial Palace grounds of Heiankyō」とし括弧書きでpresent-day Kyotoと補足を加える。朝堂院はthe courtyard of the Official Quartersと訳した上でローマ字表記を括

弧書きにするなど、可読性と正確性を両立するための柔軟な工夫がみられる。

本書の翻訳は一つの到達点と呼ぶべき完成度を誇っている。もちろん類まれな翻訳者の能力あってこそ実現したことは疑いないが、本書が純然たる日本建築史の入門書というより建築空間論に軸足を置いた研究書としての性格が強いことも有利に働いている。論文や研究書は用語の特殊さや言葉遣いの厳密さが翻訳の難所である反面、入門書よりも論点が絞られている。入門書の場合、言及すべき事項を網羅し、粗略なく用語・概念を解説する必要があるため、明確に論旨の一部を構成しない解説のための解説が必要な場面は避けられない。これに対し論文・研究書は論旨を支持するという一つの目的に対し、すべての文が明確な役割を担って文章が構成される。語彙と表現は文化の影響を逃れ得ないが、論理は言語・文化に依存しない。理論展開の筋道さえ検証可能であれば、用語解説は最小限でも執筆の目的は達成される。翻訳者に求められるのは、英語の文章力や文化の差に対する感觉以上に、専門分野に対する知識、特に先行研究を意識した細かい言い回しに気付き、論旨に関わる内容、関わらない内容を判別する力であろう。

#### IV 結　び

近年の機械翻訳の進歩には目を見張るものがあり、所謂「縦の物を横にする」翻訳が完全に機械に代替される日が目前に迫っていることは最早疑えない。しかしながら機械学習による翻訳が実現するのは最大公約数的な最適解であり、本文で検討したような学術的立場、執筆意図、想定読者にまで適ったケースバイケースな判断は最終的に人間を必要とする。その際肝要となるのは原著者の協力体制と、原著者の解説を理解する上で十分な知識を持った翻訳者である。翻訳新時代に求められるのは専門知識のある翻訳者、そしてそれ以上に翻訳に理解のある専門家であろう。

#### 註

- 特に、限られた紙面でも根来寺大塔に代表される初層に円形平面を持ついわゆる大塔形式と、石山寺多宝塔に代表される初層が方形平面の多宝塔が存在することに触れるのは特徴的。多宝塔の形態を簡潔に描写する上での難所だが、遠回しな表現で直接的な言及を避けるのではなく、明確に二種類の平面があることを示している。

#### 参考文献

- 井上充夫 1969『日本建築の空間』鹿島出版会  
 清水撮 1992『平安時代佛教建築史の研究』中央公論美術出版  
 西和夫・穂積和夫 1983『建築の絵本 日本建築のかたち 生活と建築造形の歴史』彰国社  
 平井聖 1998『對訳日本人のすまい』市ヶ谷出版社

- Hirotarō Ota (ed). 1966. Japanese Architecture and Gardens. The Society for International Cultural Relations
- Inoue, M. 1985. Space in Japanese Architecture. Weatherhill
- Kazuo Nishi, Kazuo Hozumi. 1985. What is Japanese Architecture ? : A Survey of Traditional Japanese Architecture. Kodansha International

# 考古学的器種名の訳語選択について —「杯（つき）」の中国語訳を例に—

吳 修皓

## I はじめに

多言語版奈文研収蔵品データベース ([https://jmapps.ne.jp/nabunken\\_world/](https://jmapps.ne.jp/nabunken_world/)) の整備において、もっとも悩んだ用語の一つに「杯（つき）」がある。現在は、「浅陶碗（qiān táo wǎn）」と中国語訳している。しかし、原語は漢字一文字であるのに、なぜ訳語では三文字になったのか、ほかにふさわしい訳し方はないのかなど、いろいろ疑問を浮かべるかもしれない。本稿は、訳語選択の観点から、考古学的器種名の多言語化をめぐる考え方について解説するものである。

## II 考古学的器種名の実態

翻訳にとりかかる前に、器種名がどのように付けられたかについて情報を収集してみる。器種名を付ける前提として、まず、〈かたち〉の認識が必要である。考古学における〈かたち〉の認識には、「個体差の識別」と「有意性のあるまとまり」との2つの作業があると知られている。そのどちらも知識と経験にもとづいた感覚的な方法でおこなわれることが多かったが、70年代以降は数学的な認識を用いた型式設定もみられるようになった。考古学的器種名は、後者の「有意性のあるまとまり」に該当するため、研究者の知識と経験の差に負う部分が大きいだけでなく、研究者ごとに線引きが異なる場合もありうる（藤尾1993）。とくに、歴史的親縁性を考慮した分類をおこなうには、製作技法・産地・系譜に起因する差異と、高台や把手の有無など付帯する形態の差異とが混在するのが現状である（奈文研2010）。したがって、考古学的器種名は、主に「作業上の分類記号」として機能する。

## III 文化財多言語化の方向性

このような実態と現状を踏まえたうえで、「幅広く知ってもらう」「展示品に関心を持つてもらう」「より深く理解してもらう」という文化財多言語化の目標に応じ、翻訳作業の

スタンスとして、主に以下3つの方向がある。

- ①研究者向けの場合は、研究スタイルの紹介もかねて、なるべく作業上の分類記号を保留する。たとえば、論文など専門的なテキストであれば、「杯(つき)」を訳さずにTsukiと表記したほうが混乱は少ない。
- ②一般向けの展示・情報発信（とくに画像と实物など視覚情報が伴う場合）では、記号や専門用語を減らし、日常言語との親和性を図るように訳す。解説文においても、調査研究でわかったことを中心に記述する。たとえば、当該器物が当時の生活場面における用途などを解説し、奈良時代の宮廷社会の食生活を想像しやすいように訳す。
- ③一般向けの解説文とともに、さらなる情報または学術的知見がほしい利用者のために、奈文研が公開している刊行物（多言語化された解説シートなど含む）やデータベースのリンクを提供し、「専門的領域」へといざなう。

本稿の事例である多言語版奈文研収蔵品データベースは、2020年度におこなった平城宮跡資料館解説パネルのリニューアルに合わせて整備したものである。現在、500件ほどの収蔵品データが入っており、新たに撮影した展示品全品の写真および出土状況の写真や図面を公開している。早稲田システム開発株式会社の「ポケット学芸員」というアプリと連携することで、来館者は展示品の近くに掲示してある番号をアプリの検索欄に入力するだけで、タブレットやスマートフォンなどのモバイル端末で多言語化解説を閲覧することが可能となっている。翻訳スタイルの方向性においては上記の②と③に適し、いわば専門家と非専門家をつなげるサイエンス・コミュニケーション・ツールとしての機能を目指した。

#### IV 中国語に訳す際の難点

方向性が定まったところで、考古学的器種名を一般向けに訳すときに直面する難点を整理してみよう。

まず挙げられるのは、容器に対する感覚的認識の差異である。器種説明によく使われる「いわゆる○○形」という文言（たとえば、「鉢A：いわゆる鉄鉢形」のような）は、すなわち、「感覚的認識」によるものである。日常生活で熟知されている器形を引き合わせて照合するというのは、同じ文化圏の生活者に向けて説明する時において有用かつ簡便な方法であるが、いざ異なる文化圏を持っていくと適用できない場合がある。生活文化の違いが大きければ、照合する対象を目的語の文化圏から新しく探しめて、部位的形態を逐一に説明する方法に転換する必要がある。さいわい、日本と中国では、生活文化の面においてさほど大きな差異はなく、共通の感覚にもとづいて、器種の細分に少し注意を払えるだけで、およその説明は通じる。

つぎに、漢字の使用も難点の一つである。中国語化の場合、同じく漢字を使っているため、日本の古器名をそのまま流用すればいいのではないか、と思われるかもしれない。実は、そこに予想外の難しさ、つまり、和語・漢字・現代中国語の複雑な絡み合いと衝突が潜んでいる。同じ漢字とはいえ、現代における考古学上の器種分類に用いられているものと、過去の日本人が実際に用いたものは必ずしも一致しない。さらに、過去の日本人がその漢字で表現していた意味と、その漢字が現代中国語の文脈において想起される機能や形態などとの間には、少なからず差異が存在する。つまり、考古学的器種分類の用字、あるいは文献等で見られる古器名をそのまま現代中国語訳として採用することはできない。

## V 訳語選択の流れ

ここで、「杯 (つき)」を例に、訳語選択の流れを解説する。

### 1 語源と字義を考察する

古代における器種名の表記は文献だけでなく、墨書き土器に書かれている文字からも確認できる。たとえば、「つき」という発音は、墨書き土器（平城宮跡圓池SG8500出土の土師器皿A）に書かれた「都支」の墨字から知られている。「日本語源広辞典」によると、「つき」は「注ぐ」という動詞からきている。「都支十口」とあるように、使われた助数詞が「口」であることから推測すると、おそらく蓋なしの容器であろう。

漢文における「柄 (杯の原字)」は、「飲酒器」または「盛羹器」と解釈されているが、器形や素材からではなく、機能にもとづいた分類だったと思われる。しかし、考古学上「杯 (つき)」と分類されているのは、液体のための容器のみならず、主食用の食器も含まれているため、用途の範囲は「柄」より広い。

そして、「杯 (bēi)」は現代中国語では一般的に「コップ形の容器」を表す。つまり、「杯 (bēi)」にしてしまえば、現代の中国語話者が真っ先に頭に浮かぶのは円筒状の液体容器かトロフィーカップのような器形である。しかし、奈文研では、小型供膳具の「コップ形土器」に「椀」という記号を用いる（奈文研2010）。そのため、機能・器形のどちらの面においても、「杯 (bēi)」という現代中国語は考古学的器種名である「杯 (つき)」を一般向けに説明するのに不適切である。

### 2 字形衝突を避ける

平城京から出土した「杯 (つき)」型の墨書き土器には、「水杯」「酒杯」のような文字が多数みられる。また、木簡の表記にも「杯」と「杯」が混在している。以上の事実から、

「坯」と「杯」はいわゆる異体字であると看取できる。ならば、「杯」のかわりに、土器の材質を土偏で表現する「坯」という字を使うことはできるのか。

「坯」を選択しない理由として、まず、現代中国語の「坯 (huái)」と字形が衝突していることが挙げられる。「坯 (huái)」は一般的に「壊」の異体字として知られ、現代中国語では「壊」の簡体字、とくに「劣悪・好ましくない」という意味で常用される漢字である。一方、「つき」の意味で使われている「坯」は、おそらくpiまたはpēiと発音すべき漢字で、「坯」の異体字である。『説文解字』によると、「坯 (pi/pēi)」は「土器が焼かれる前の状態」を指す。器種名ではないため、「杯」の異体字とするのは日中共通の現象ではない。

それに、作業上の分類記号である考古学的器種名は、実用食器の位相との間に掛け違いが存在し、古代における塊・坯・盤の別と、考古学者の認識における椀・杯・皿とが必ずしも整合しない（森川2021）。考古学者によって「杯 (つき)」と分類されている容器の中には、「塊」と墨書きされているものがある。たとえば、「弁塙勿他人者 (SK219)」と「水塙 (SK19189)」は杯A、「兵衛弱 右兵／弱塙 (SD3825)」と「麦塙 (SK69)」は杯Bとされている。また、「塊」と書かれている墨書き土器に「鍋」と分類されるもの（「石河官／塊」山田道遺跡第4次）もみられる。「塊」と「椀」は中国語においても「碗」の異体字であるが、墨書き土器などにみられる古器名の「塊」は、本来「器物の表面を漆と骨粉の混合物で塗ること、または壁を補修すること」という意味の漢字であるため、おそらく類似字形の混同による俗字であろう。これも日本の出土文字資料からみられるやや特殊な用字法であり、翻訳の際に避けるべきである。

### 3 現代中国語で説明しやすいように

日本では、器種名となる漢字の偏を材質とリンクする習慣があるようと思われる。たとえば、陶磁器製のものは石偏の「碗」、金属製のものは金偏の「鏡」と書くことがよくあるが、それほど厳密に区別されていない。ちなみに、考古学的にいう「鏡 (かななり)」は高台付きの金属製の鏡であり、仏具である。現代中国語では、材質を問わず、鉢より小さいボウル形の容器には「碗 (wán)」の字を使う。また、土器を含めた焼き物類は一般的に「陶器 (táoqì)」と通称される。そのため、奈文研のテキストでは、土師器という用語の後ろに「软质红陶」、須恵器の後ろに「硬质灰陶」という追加説明を入れている。過去の訳文に合わせ、「杯 (つき)」を訳す際にも、「碗 (wán)」の前に材質を明確にする「陶 (táo)」を入れた。

最後に、中国の考古学的器種名と比較してみた。考古学論文の実測図や説明文と照らし合わせた結果、「杯 (つき)」に類似する器形は基本的に「碗 (wán)」と表記されていることがわかった（易2007、璋2020）。ここで注意しなければならないのは、中国考古学における

る「碗(wǎn)」はあくまでも現代中国語であり、日本の考古学的用語の「椀」や、古代日本で用いられていた「塊／塙」ではないことである。

杯Aと杯Bには深形・浅形と器高の高低が存在するが、両方合わせて概括的に説くならば、「陶碗」だけでいいかもしれない。しかし、こうすると、土師器と須恵器の「碗」類と区別がつかなくなる。奈文研の研究者らが杯と碗を分けて整理しているという情報を保留したうえで、字形の衝突を回避し、一般向けにもわかりやすく説明するためには、「杯(つき)」と「碗(わん)」の訳に対し、差別化を図る必要がある。出土資料の点数からみて優勢なのは浅形のようであり、収蔵品データベースにアップされている画像と実測図もすべて浅形である。感覚的認識としては、「杯(つき)」の器高が碗と皿の中間にあり、皿ほど扁平化しておらず、碗との差が比較的は曖昧である。したがって、「深い皿」と翻訳するよりは、「浅手の碗」と訳したほうが自然である。

## VI おわりに

以上のように、考古学的器種名に関わる用字法の差異を整理・検討した結果、奈文研収蔵品データベースにおける「杯(つき)」を「浅陶碗(qiǎn táo wán)」と訳した。ただし、器種の細分については、「研究の進展とともに検証を重ね、分類基準を明確にしたうえで改訂していく必要がある(奈文研2010)」と言われているように、今後、「杯(つき)」という日本考古学上的一大タクソンを文脈に沿った正確な訳を提供するためには、より多くの知識と経験を積まなければならぬ。



図1 奈良文化財研究所収蔵品データベース多言語版「杯A(1群)」資料情報画面

### 参考文献

- 易立 2007「北方地区出土晚唐至宋初陶瓷器的類型与分期——以邢、定、耀州窑產品为中心」  
吉林大学硕士学位論文
- 大川清・鈴木公雄・工業普通 1996『日本土器事典』 雄山閣
- 許慎・段玉裁・許惟賢 2007『說文解字注』 凤凰出版社
- 璋治華 2020「中国古代陶瓷器与金属器间的關係」 景德鎮陶瓷大学硕士学位論文
- 張玉書・陳廷敬 1958『康熙字典』 中華書局
- 奈良國立文化財研究所 1983『平城宮出土墨書土器集成』 1 真陽社
- 奈良國立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 1992『発掘調査概報22：飛鳥・藤原宮発掘調査  
概報』 22 奈良國立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 奈良文化財研究所 2010『平城京事典：図説』 終風舎
- 藤尾慎一郎 1993『考古学における「かたち」の認識』『國立歴史民俗博物館研究報告』 53 国  
立歴史民俗博物館 pp.49-75
- 増井金典 2010『日本語源広辞典』 ミネルヴァ書房
- 森川実 2021『正倉院文書にみる古代食膳具の研究』 国立文化財機構奈良文化財研究所

### 挿図出典

- 図1：奈良文化財研究所収蔵品データベース（英中韓）[http://jmapps.ne.jp/nabunken\\_world/index.html](http://jmapps.ne.jp/nabunken_world/index.html)（閲覧日：2022年12月16日）

# **Integrating SORAN's Dataset into ARIADNEplus**

Peter Yanase

The following is based on the paper titled "Integrating the Japanese Archaeological Dataset into the ARIADNEplus Data Infrastructure," delivered at the Digital Humanities 2022 conference (July 25–29, 2022) by Franco Niccolucci, Yuichi Takata, and Peter Yanase.

## **I Introduction**

The Comprehensive Database of Archaeological Site Reports in Japan (SORAN) is Japan's largest repository and aggregator of archaeological data and information. It is operated by the Nara National Research Institute for Cultural Properties (NABUNKEN), one of the two national research institutes focusing on cultural heritage. SORAN primarily functions as an index of domestic archaeological excavations. Its catalog currently contains information on roughly 140 thousand archaeological interventions and 110 thousand publications—of which circa 30 thousand are available in PDF. SORAN is an immensely popular service that in 2020 had over 135 million visits and 78.5 million page views. However, because it was originally built for the domestic market, its spatial coverage is delimited by national borders and its user base by a language barrier.

To overcome the limitations of SORAN, NABUNKEN decided to integrate a part of its data into the Archaeological Research Infrastructure for Archaeological Data Networking in Europe (ARIADNEplus).

## **II What is ARIADNEplus?**

ARIADNEplus is a project funded by the European Commission "to provide open access to Europe's archaeological heritage and overcome the fragmentation of digital repositories, placed in different countries and compiled in different languages."<sup>1</sup>

The most readily visible part of the project is the ARIADNE Portal, a website

providing access to the ARIADNE Catalogue containing the aggregated metadata of the project partners.

### III SORAN's Source for Meta Data

The metadata stored in SORAN comes from various sources, of which the datasheets attached to the fieldwork reports are the most important. These sheets contain information on every archaeological intervention covered in a given fieldwork report and record the name, location (address), position (latitude and longitude), size, type, age(s) of the sites excavated, the date and reason for the excavations, and the most significant structural remains and materials found. The information from the datasheets is uploaded to SORAN by local governments, museums, universities, and academic societies through a Web interface. The main problem with the uploaded data is that there is no strict regulation on what exactly should be written in the cells of the datasheets that provide its basis. Therefore, to integrate SORAN's data into the ARIADNE Catalogue, NABUNKEN and ARIADNEplus had to collaborate closely in a long integration process involving data cleansing, schema transforming, and concept mapping.

### IV Transforming the Data

The ARIADNE Catalogue is searchable according to the three facets of "where" (space), "when" (time), and "what" (object) based on controlled vocabularies. Mapping SORAN's internal data schema to ARIADNE's ontology was a largely technical step we could finish in a few weeks. Mapping the Japanese data to the three facets was more challenging.

The first facet required spatial coordinates to be converted to comply with the WGS84 (World Geodetic System 1984), which a significant amount of the original data did not follow. On top of that, many of the manually entered coordinates had typos. We solved these problems with a combination of scripts and manual intervention. For example, we flagged all the sites that had coordinates in the sea but were not underwater sites.

The second facet required temporal information to be linked to definitions stored on PeriodO<sup>2</sup>, a multilingual gazetteer of temporal information. As a first step, we established a controlled vocabulary for the periods. Next, we converted all past entries in the database

to conform with the new vocabulary. Finally, we altered SORAN's interface to only accept entries from the controlled vocabulary moving forward. However, there was a further obstacle to be cleared: no single authoritative source covered all the periods used by SORAN. To solve this, NABUNKEN arranged an extended discussion of the possible definitions among its interdisciplinary team of experts. We compiled the results of the discussions in an internal document and then registered the new definitions in PeriodO<sup>3</sup>.

The final facet of objects required the most work as it involved mapping culture- and discipline-bound terms to the Getty Art & Architecture Thesaurus<sup>4</sup> (AAT). Similar to the temporal entries, the data entered in the database was eclectic and contained many typos. However, we opted not to cleanse the data to keep the integrity of the uploaded information. Instead, we generated a list of strings from the uploaded data. Then, our team sorted and mapped the strings to the AAT manually. Finally, we used a script to look up the URIs of the AAT terms and generate the JSON file necessary for ARIADNEplus.

ARIADNEplus originally focused on loose one-on-one mappings for objects<sup>5</sup>, but because the extracted Japanese archaeological terms were mostly compound terms, we chose to employ one-to-many mappings instead. First, we broke down the terms into simpler concepts and mapped those to the AAT. Next, we mapped the results of the simpler concepts to the compound terms. This approach largely follows the usual mapping process of multilingual thesauri as outlined in the Guidelines for Multilingual Thesauri published by the IFLA<sup>6</sup>.

One difficulty in this approach was that the integration pipeline required declaring the SKOS mapping property<sup>7</sup> between each link. We solved this by semi-automatically generating the properties depending on two simple criteria: the length of a term to be matched and the placements of the simple terms inside a given compound term. Essentially, if a simpler term, e.g., *kagami* (mirror), is inside a longer term, e.g., *dōkyō* (bronze mirror), then the simpler concept is either a broader or a related concept to the longer term. Whether it is a broader or a related concept can be safely judged based on the place of the simple term inside the compound term, i.e., if the simple term comes at the end of the compound term, it is a broader term. If it is located anywhere else, then it is a related term. For example, in the case of *dōkyō*, *kagami* is a broader (more general) concept, while *dō* (bronze) is a related one. This is because in Japanese, similarly to English, the last component in a compound word or term identifies the general concept to which the whole word refers to.

In cases where this approach proved lacking, we manually linked further terms to the Japanese ones. For example, we have augmented *sekka* (stone replicas of ceremonial bronze halberds) with "ritual objects" after mapping it to "rock (inorganic material)" and "ge (ceremonial knives)."

A further challenge we had faced in the aggregation process was how to generate meaningful names for each archaeological intervention in bulk. Our solution was to create new titles by combining the romanized names of the sites with descriptive English terms and dates referring to the time of excavations. For example, we generated names like "Nambori Shell Midden: 19840801-19850325" or "Shimotsuke Provincial Temple: 19850701-19851101."

## V Conclusion

Integrating SORAN's data into the ARIADNE Catalogue was time-consuming and difficult. However, now a large part of Japan's archaeological dataset is included in an extensive international dataset searchable and processable via a common user interface through the ARIADNE Portal. The integration not only improved the findability of SORAN's data, but because of the transformations the data went through, it also made it easier to manipulate it inside an ever-growing global dataset.

### Notes

- 1 Franco Niccolucci and Julian Richards, "ARIADNE and ARIADNEplus," in *The ARIADNE Impact*, ed. Franco Niccolucci and Julian Richards (Budapest: Archaeolingua Foundation, 2019), 7. <https://doi.org/10.5281/zenodo.3476711>.
- 2 PeriodO (website), accessed November 25, 2021, <https://perio.do/en/>.
- 3 The definitions are available at <http://n2t.net/ark:/99152/p0fbftb>.
- 4 Art & Architecture Thesaurus (website), accessed July 28, 2022, <https://www.getty.edu/research/tools/vocabularies/aat/>.
- 5 Ceri Binding and Douglas Tudhope, "Multilingual Vocabulary Mapping in ARIADNEplus" (PowerPoint presentation, 19th European Networked Knowledge Organization Systems [NKOS] Workshop, Oslo, September 12, 2019.) <https://nkos-eu.github.io/2019/content/NKOS2019-presentation-tudhope.pdf>
- 6 IFLA Working Group on Guidelines for Multilingual Thesauri, *Guidelines for Multilingual Thesauri* (The Hague: IFLA Classification and Indexing Section, 2009).
- 7 For details, see SKOS Simple Knowledge Organization System Reference (website), <https://www.w3.org/TR/skos-reference/#mapping>.

## VI

### 文化財科学の展開



# Sr同位体比分析による 日本列島出土ガラスの産地に関する考察

田村朋美

## I 背 景

日本列島では、弥生～古墳時代の墳墓を中心に大量のガラス玉が発見されている。これらのガラス玉は、製作技法や化学組成による分類が進み、種類ごとの時期的な変遷や地域性が明らかとなってきた。

日本の弥生～古墳時代の遺跡から発見されるガラスは、鉛ガラス系、カリガラス系、ソーダ石灰ガラス系に大別される。鉛ガラス系は、鉛バリウムガラス (Geoup LI) とバリウムを含まない鉛ガラス (Geoup LII) に大別される。カリガラス系は、 $\text{Al}_2\text{O}_3$ と $\text{CaO}$ の含有量から、Group PIとGroup PIIに区分される。色調と明確な相関が認められ、前者はコバルト着色の緑色透明のガラス小玉に対応し、後者は銅着色の淡青色透明のガラス小玉に対応する。ソーダガラス系は多様で、 $\text{Al}_2\text{O}_3$ と $\text{CaO}$ 、 $\text{MgO}$ と $\text{K}_2\text{O}$ の含有量から5種類 (Group SI～Group SV) に区分されるが、製作技法や流通時期によってさらに細分される。

ガラスの化学組成は、ガラスを製造する時に利用する原料の組み合わせを反映しており、ガラスの生産地を示す指標となる。生産地遺跡の分布や製品の流通状況を考慮して、筆者らもそれぞれの材質に対応する生産地について検討し、一定の見通しを公表した<sup>1</sup>。ただし、明確な生産地が発見されていない種類も多く、生産地の候補となる地域として、「地中海世界」や「西アジア～中央アジア」、「インド～東南アジア」といった大きな地域的まとまりを示すにとどまっており、それぞれの種類に対応する生産地の特定には至っていない。

日本で出土する古代ガラスの産地推定については、有効な分析手法として鉛 (Pb) の同位体比分析が活発に利用してきた。ただし、ガラスに含まれる鉛は、鉛ガラスや鉛バリウムガラスなどの鉛ケイ酸塩ガラスについては、融剤として添加された鉛 (主原料) の産地を示す指標となるが、カリガラスやソーダガラスなどのアルカリケイ酸塩ガラスに含まれる鉛は主に着色成分に由来すると考えられ、着色剤の産地を示唆することになる。筆者らも、既存データに新たなデータも追加しつつ積極的に検討してきた<sup>2,3,4,5</sup>。その結果、ガラス材質と着色剤の産地には一定の関係性が認められることが明らかとなった。一方で、インドもしくは東南アジア地域で製造されたガラスにおいては、材質の異なるガラスに同

じ産地の鉛を用いた着色剤（錫酸鉛）が利用されることも分かった。すなわち、ケイ砂や融剤の選択によって決まる基礎ガラスの材質がある程度狭い範囲内のガラス生産集団の活動を反映するのに対して、着色剤はより広範囲の交易團を示す指標になる。そのため、特にアルカリケイ酸塩ガラスについては、鉛同位体比分析では、化学組成による各分類単位に対応するような具体的な生産地の特定には至っておらず、新しい取り組みが求められた。

考古資料の産地推定を行う方法の一つに、対象資料に含有されるストロンチウム (Sr) の同位体比を用いるものがある。Srは地殻物質において存在量がそれほど多い元素ではないが、カルシウム (Ca) と類似した性質を持ち、一般的にはCaを置換するように存在していると考えられる。Srには<sup>84</sup>Sr、<sup>86</sup>Sr、<sup>87</sup>Sr、<sup>88</sup>Srの4種類の同位体が天然に存在し、そのうち<sup>87</sup>Srは<sup>87</sup>Rbの放射性嬗変によって生成されるため、時間の経過とともに増加する。そのため、Srの同位体比は地域ごとに変動することが経験的に知られている。

Sr同位体比を用いた産地推定は方法論的には長い歴史を持っており、日本考古学においても試行されたことがある<sup>6</sup>。しかし、実質的な成果を挙げられるようになったのは近年のことであり、主に生物起源の考古資料を対象とした産地推定に用いられている。一方、ヨーロッパ考古学ではガラス製品の産地推定にも積極的に取り入れられてきた。ヨーロッパで出土する古代ガラスには、Caに伴う成分としてSrが100~500ppm含まれることが一般的である。このことを利用して、ヨーロッパや中東で出土するナトロンガラスや植物灰ガラスを対象に、Sr同位体比による産地推定が試みられており、一定の成果が得られている<sup>7,8</sup>。

## II 目的

そこで、筆者らも日本列島で出土するアルカリケイ酸塩ガラスの産地推定に関する新しい取り組みとしてSr同位体比分析に注目した。とくに、本稿で取り上げるのは、日本列島で出土するアルカリケイ酸塩ガラスのなかでも「地中海世界」のガラスと考えられるナトロンタイプのソーダガラス（ナトロンガラス）、および「西アジア～中央アジア」産と考えられている植物灰タイプのソーダガラス（植物灰ガラス）についてである。これらのガラスについては、ヨーロッパ考古学でデータの蓄積があるため、先行研究と比較することで、日本出土ガラスの生産地を絞り込むことが可能となることが期待される。

### 1 ナトロンガラス

筆者らの既往研究<sup>9,10</sup>において、日本列島でも地中海世界で生産されたと考えられるナトロンガラス製の小玉（Group SI）が一定量出土することが確認された。ナトロンガラスと

は、ソーダ原料に蒸発塩の「ナトロン」( $\text{Na}_2\text{CO}_3 \cdot 10\text{H}_2\text{O}$ や $\text{Na}_2(\text{CO}_3)_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 等の鉱物)を利用したガラスである。筆者らは日本出土のナトロンガラスを化学組成から少なくとも7種類以上の材質に区分し、地中海世界で出土したナトロンガラスとの化学組成の対比を試みた。その結果、一部のものが、現イラエル付近で製作されたとされる「Levantine I」タイプに該当する可能性が示唆されたものの、その他の種類については既設定の材質グループには対応せず、具体的な生産地の特定には至っていない。

日本列島出土のナトロンガラスについては、もう一つ解決すべき重要な問題がある。すなわち、主成分の化学組成はナトロンガラスと類似するが、典型的なナトロンガラスと比較すると微量元素や製作技法の点でいくつかの重要な相違があるため、筆者らが「ナトロン主体ガラス」として典型的なナトロンガラスからは除外しているグループ(Group SIV)の問題である。Group SIVのガラス小玉は、製作技法上は典型的なインド・パシフィックビーズであり、日本列島では比較的多く出土する種類<sup>11</sup>もあるため、本グループのガラス素材が地中海周辺地域産であるのか、インド～東南アジア産であるのかという問題は、古代のモノや人、技術の移転を考えるうえで極めて重要である。

本研究では、Sr同位体比分析を利用してことにより、日本列島出土のナトロンガラス(Group SI)について、化学組成からは困難であった具体的な生産地の特定を試みた。さらに、ナトロン主体ガラス(Group SIV)が地中海世界で生産された「真正」のナトロンガラスに相当するか否かについても検討した。

## 2 植物灰ガラス

植物灰ガラスとは、植物の灰をアルカリ原料としたソーダガラスで、一般に酸化マグネシウム ( $\text{MgO}$ ) および酸化カリウム ( $\text{K}_2\text{O}$ ) の含有量が1.5%を超えるものをさし、西アジアで生産されたと考えられている。筆者らのこれまでの研究で、日本列島でも少なくとも3種類の植物灰ガラス (Group SIIA・SIIIB・SIIIC) が流通したことが明らかとなっている<sup>12</sup>。これらに加えて重層ガラスなどの特殊な植物灰ガラス製の玉類なども多く発見されており、それぞれに材質的特徴が異なっている<sup>12</sup>。植物灰ガラスは西アジアやその周辺地域において特徴的に製造されたと考えられているが、複数の材質グループが存在することから、個別的に生産地を特定していくなければならない。

筆者らがこれまでに実施した蛍光X線分析の結果、日本列島に流入したこれらの植物灰ガラスのうち、Group SIIICや相前後して流入する一部の淡緑色の巻き付け法による丸玉については、 $\text{MgO} > \text{K}_2\text{O}$ の傾向が顕著であることから西アジアで生産された可能性が高いと判断される。ただし、これらはサーサーン朝初期のガラス組成および幅年の基準とされるイラク中部のヴェーウ・アルダーシル遺跡 (Veh Ardasir) 出土の資料から設定され

た材質グループ (Sasanian 1a, Sasanian 1b, Sasanian 2)<sup>13,14</sup>とは対応しない可能性が高い。

一方、Group SIIIAや重層ガラス玉などはMgOよりもK<sub>2</sub>Oが多い傾向が認められることから典型的な西アジア産の植物灰ガラスとは異なっている。一般にMgOよりもK<sub>2</sub>Oが多い植物灰ガラスは中央アジアで多く出土するため、中央アジア産の可能性が指摘されるが、生産遺跡が見つかっていないため確証がない。

さらに、日本列島において最も流通量の多いGroup SIIIBについては、Group SIIIAやGroup SIIICに比べてMgOやK<sub>2</sub>Oの含有量の変異が大きく、両者の含有量は少ないものでは1.5%程度の範囲まで連続的に分散する。すなわち、Group SIIIBに関しては、MgOやK<sub>2</sub>Oの含有量が少ない種類のガラスとの混合が推定される。多くは、Group SIIIAやGroup SIIICと比較してAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>やCaOの含有量に有意な差異が認められないため、ナトロンガラス (Group SI) と混合された可能性が大きいと判断される。一方、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の含有量が多く、CaOの含有量が少ないものも少数ながら確認され、これらはGroup SIIBとの混合物である可能性が想定される。なお、これらは同種のコバルト原料で着色されていることが特徴である。

日本列島へ流入した「植物灰ガラス」の具体的な生産地は一体どこなのか。本研究では、これらの問題を解決し、これまで「西アジア～中央アジア」産としてきた植物灰ガラスの具体的な産地推定を目的として、Sr同位体比分析を実施した。

### III 資料と方法

日本列島の弥生時代後期後半から古墳時代後期末の遺跡（5府県8遺構）から出土したナトロンガラス製小玉 (Group SI) 43点（管玉1点、小玉42点）、および植物灰ガラス小玉 (Group SII) 8点 (Group SIIIB 2点、Group SIIIC 1点、重層ガラス玉3点、淡緑色の巻き付け法による丸玉2点) のSr同位体比分析を実施した。さらに、ナトロン主体ガラス製小玉 (Group SIV) 5点のほか、南～東南アジア産と考えている高アルミニナタイプのソーダガラス製小玉 (Group SIIIB) 7点、中アルミニナタイプのカリガラス (Group PI) 5点、プロト高アルミニナタイプのソーダガラス (Group SVB) の可能性の高いガラス小玉2点および南インドのアリカメドウ遺跡において採集されたソーダガラス小玉 (Group SVA) 1点を含めた計71点のSr同位体比分析を実施した（表1）。

測定にあたっては、蛍光X線分析装置 (EDAX製EAGLEⅢ) を用いて目的とする種類のガラスを選択し、表面の風化層をロータリーパー（タンクステンカーバイド製）で除去した。さらに、塩酸を用いて超音波洗浄することで、土壌由来の汚染の影響を低減させた。これらの試料をフッ酸、硝酸、過塩素酸で分解した。さらに、SrスペックレジンでSrを単離し、

マルチコレクタ誘導結合プラズマ質量分析法 (MC-ICP-MS) (Thermo Scientific 製 NEPTUNE plus) を用いて<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srを測定した。なお、蛍光X線分析は奈良文化財研究所で、Sr同位体比分析は総合地球環境学研究所にて実施した。

## IV 結果と考察

### 1 ナトロンガラス

結果を表1に示す。日本出土のナトロンガラス (Group SI) の<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srは、0.7087–0.7092の範囲内に集中することが明らかとなった (図1)。先行研究<sup>15</sup>によると、地中海世界で出土するナトロンガラスは、<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srが0.7095よりも低い値を示すことが知られており、整合的な結果であった。

さらに、古墳時代中期前半に流入したGroup SIBのSr同位体比は、ナトロンガラスの生産地のなかでもBet EliezeerやBet She'anなどのイスラエルの遺跡から出土するナトロンガラスのSr同位体比ときわめて類似する<sup>16</sup>。これらは貝殻由来のCaを多く含む東地中海沿岸の砂 (coastal sand) を主原料としたと考えられている。一方、同じナトロンガラスでも石灰岩起源のCaを多く含む砂 (limestone-rich sand) が利用されたと考えられている中部エジプトのナトロンガラスでは、<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srが低く (<0.7080)、日本列島出土品とは明らかに異なる。以上の結果は、一部のGroup SIの化学組成の特徴が「Levantine I」と一致したこれまでの研究成果<sup>17</sup>とも整合的であり、日本列島出土のGroup SIの多くが地中海世界でも特にレバント地方で生産された可能性が示された。

さらに仔細に検討すると、日本列島への流入時期が古くアンチモン (Sb) を含むGroup SIAのSr同位体比がやや高く、古墳時代中期前半に流通した環状状巻き付け法によるGroup SIBのSr同位体比がやや低い傾向が認められる。これらの差異は、原料となるケイ砂の採取地点の違いを反映している可能性があり、時期や製作技法と一定の相関が認められる点で注目される。

一方、ナトロン主体ガラス (Group SIV) については、典型的なナトロンガラスであるGroup SIよりも<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srが高い値 (0.7097–0.7105) にまとまる結果となった。これらの値は地中海地域で出土するナトロンガラスとは明らかに異なる。すなわち、Group SIVは地中海周辺地域で生産されたいわゆる「真正の」ナトロンガラスと判断することはできないという結論が得られた。ただし、他の「アジアのガラス」に比べると低い値であることから、ナトロンガラスとアジアのガラスが混合された可能性は残る。

さらに、比較資料として測定した南アジア～東南アジア産と考えられるガラス小玉類の結果について概観する。一部の高アルミナタイプのソーダガラス (Group SII) を除いて概

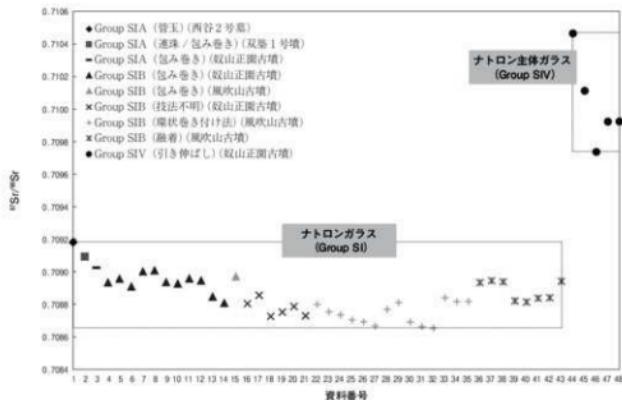


図1 ナトロンガラス (Group SI) とナトロン主体ガラス (Group SIV) のSr同位体比

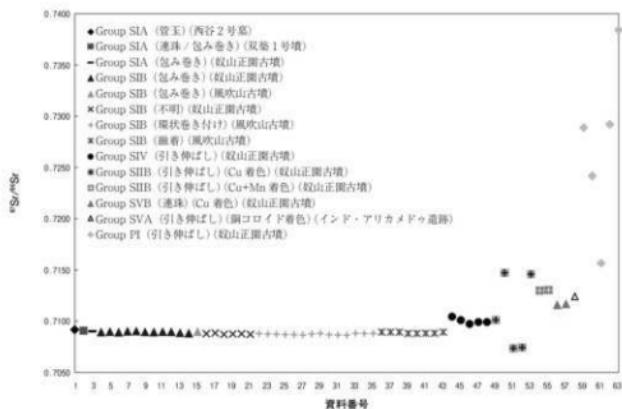


図2 ナトロンガラスおよびナトロン主体ガラスとインド・東南アジア系ガラスのSr同位体比の比較

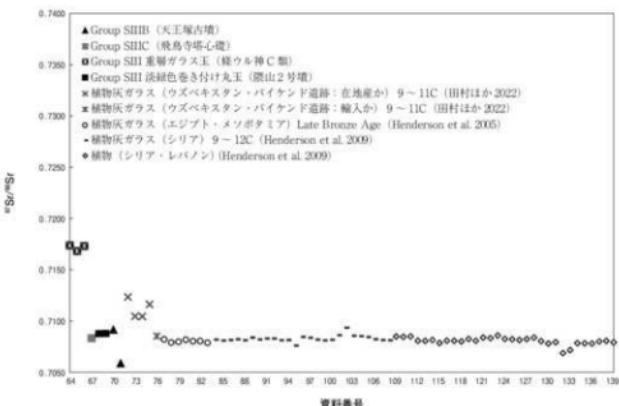


図3 日本出土の植物灰ガラスおよび中東出土ガラスおよび原料植物のSr同位体比の比較  
(資料番号72以降は先行研究からの引用)

ねGroup SIより大きいSr同位体比をとる。特にカリガラス (Group PI) は今回調査した資料の中で最も高い同位体比を示した(図2)。バラつきが極めて大きい点も含め、先行研究<sup>19</sup>と一致する。筆者らは製品の流通状況などからGroup PIのカリガラスについてインド産の可能性があると考えているが、インドのガンジス川流域などでは先カンブリア紀の花崗岩や片麻岩の風化に起因する高いSr同位体比をもつことが知られており<sup>19</sup>、関連性が注目される。

## 2 植物灰ガラス

植物灰ガラスについては、8点のガラス小玉のSr同位体比の測定をおこなった。このうち、MgO>K₂Oの傾向が顕著で西アジア産の可能性が示唆されるGroup SIIIC (奈良県飛鳥寺塔心礎出土) および巻き付け法による淡緑色丸玉 (福岡県隈山2号墳出土) については、Sr同位体比がそれぞれ0.7083および0.7088であった。これらの同位体比は、一般的に中東 (エジプト・シリア・レバノンなど) で出土する後期青銅器時代～紀元後12世紀ごろまでのガラス器や原料植物の同位体比とおむね一致する<sup>20</sup>。

ところで、飛鳥寺塔心礎出土のGroup SIIICの植物灰ガラスは錫酸鉛 ( $PbSnO_3$ ) で着色された黄色不透明ガラスであり、筆者らは着色成分に由来する鉛の同位体比分析を実施し

ている<sup>21</sup>。その結果、本資料の鉛同位体比は、コバルト着色および銅着色のナトロンガラスと類似し、鉱石ではパキスタン西部のパローチスターーン州やイラン、もしくはオマーンで産出した鉛鉱石の鉛同位体比と類似することが明らかとなっている<sup>22</sup>。すなわち、Group SIIICについては基礎ガラスの化学組成および着色剤由来する鉛同位体比から西アジア産の可能性が示唆されていたが、本研究において、Sr同位体比の点でも整合的な結果が得られたと言える。

一方、重層ガラス玉については、條ウル神遺跡から出土した3点について測定をおこなった。これらの重層ガラス玉は、ややCaO含有量が少なく、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>含有量が多い傾向を示す<sup>23</sup>。Sr同位体比分析に供した資料は、外層のガラス片が2点、内層のガラス片が1点である。測定の結果、これらのSr同位体比は、0.7168–0.7174であった。一般的に中東地域で出土する植物灰ガラスのSr同位体比は、<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Sr<0.7090である<sup>24</sup>のと比べると、本資料は高いSr同位体比を持つことが分かった。なお、内層のガラスは外層のものに比べてCaOが少ないなどの材質的特徴が異なる（表1）。Sr同位体比分析の結果、外層の2点は近似のSr同位体比をとるのに対し、内層の1点はやや低いSr同位体比を示した。材質分析の結果と相関があり、内層と外層のガラスは産地が異なる可能性が示唆された。いずれにしても、このような高いSr同位体比はこれまでに知られている東地中海から中東地域におけるナトロンガラスおよび植物灰ガラスのいずれにも認められない。筆者らがこれまでに調査したガラスの中では、上述したインド産の可能性が考えられるGroup PIのカリガラスが同等の高い同位体比を持つ（図2・図3）。

ところで、パキスタンのペシャワール近郊にあるBara遺跡では多くの重層ガラス玉の未完成品が出土しており、生産遺跡であると考えられている。本遺跡で出土する重層ガラス玉はすべて植物灰ガラス製であるが、中東地域などで出土する一般的な植物灰ガラスと比較するとAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>が多い点において区別され、インド・パキスタン地域で生産されたガラスであると考えられている<sup>25</sup>。ウル神古墳出土の重層ガラス玉についても他のGroup SIIと比較するとAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>が多い傾向が認められ、高いSr同位体比とも併せて当該地域との関連性が注目される。

中央アジア地域でのガラス生産に関連して、筆者らは中央アジアのウズベキスタンのバイケンド遺跡で出土した9~11世紀の植物灰ガラスについてもSr同位体比分析を実施したことがある<sup>26,27</sup>。その結果、器種や技法の面から在地産と考えられているガラス容器片や、生産の痕跡を示すガラス塊は、<sup>87</sup>Sr/<sup>86</sup>Srが0.7100を超える高いSr同位体比を示すことがわかった。これらは、化学組成の面でもMgO<K<sub>2</sub>Oで、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>が多い特徴があり、典型的な西アジア産の植物灰ガラスとは異なっている。一方で、バイケンドでは、MgO>K<sub>2</sub>Oで、かつAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、TiO<sub>2</sub>などの原料にともなう不純物成分が極めて少ない高品質のカッ

トガラス片も出土しており、イラン以西から輸入されたと考えられている。そして、この高品質のカットガラス片については、 $^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$ が0.70855であり、中東地域で出土する植物灰ガラスおよび原料植物と類似することがわかった。これらの結果は、中央アジア地域でのガラス生産に関する重要な示唆を与えるものである。

最後に、Group SHIBと判断される個体について、和歌山県天王塚古墳出土の2点の分析を実施した。いずれもコバルト着色によるガラス小玉である。BK598は包み巻き法の可能性のある破片で、BK383は引き伸ばし法による小玉の破片である。このうち前者(BK598)は $^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$ が0.7092で植物灰ガラスとしてはやや高いSr同位体比を示すものの、シリアから出土した植物灰ガラスの中に類似の同位体比を持つ個体が存在する。また、ナトロンガラスにも近い値のものが存在する<sup>23</sup>。一方、引き伸ばし法によるBK383の $^{87}\text{Sr}/^{86}\text{Sr}$ は0.7059で、これまで筆者らが調査したいかなる種類のガラスよりも低く、中東で出土する植物灰ガラスや原料植物にもこのような低いSr同位体比を持つものは知られていない<sup>23</sup>。

## V 結 語

本研究では日本出土品を中心に71点のガラス玉類のSr同位体比分析を実施した。Sr同位体比分析は資料の破壊を伴うため、十分なデータが蓄積できているとは言えないものの、本研究で適用したSr同位体比分析の結果は、日本出土の古代ガラスの具体的な生産地について一定の示唆を与えるものであった。特に、日本列島に流入したナトロンガラス(Group SI)については、具体的な生産地がレバント地方である可能性を示すことができた。これまでにも一部のナトロンガラスについては材質的な類似性からレバント地方で生産されていた可能性が示唆されていたが、本研究により、その可能性がさらに高まったといえる。さらに、主成分組成がナトロンガラス類似し、これまでしばしば地中海世界で生産されたナトロンガラスであると報告されたことのあるナトロン主体ガラス(Group SIV)については、地中海世界で生産された「真正の」ナトロンガラスではないことを明確に示すことができた。

一方、植物灰ガラスについても、飛鳥寺塔心礎出土品や隈山2号墳出土品などのMgOが多く(>3%)かつMgO>K<sub>2</sub>Oの傾向が顕著な化学組成から西アジア産の可能性が示唆されるものについては、中東で出土する植物灰ガラスや原料植物と類似のSr同位体比を持つことがわかった。一方、それ以外のものについては、中東出土品とはSr同位体比が異なっていた。特に、條ウル神遺跡出土の重層ガラス玉については、高いSr同位体比を持ち、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>が多いという材質的特徴も併せてインド・パキスタン地域で生産された可能性が示

## 表1 分析結果一覧

資料 番号	出土遺物	器種	製作技術	色調	基礎ガラスの指標			着色剤	%Sr / %Sr*	StdErr
					大別	細別	Group			
1	鳥側面雲山紋2分蓋	管上		青色不透明	ソーダ	ナトリロン	SIA	Cu+Ca/SiO <sub>4</sub>	0.7092	7E-06
2	奈良県伊丹市(後奈良)1号墳	小玉	須葉/泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIA	Co	0.7091	7E-06
3	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIA	Co	0.7090	6E-06
4	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	7E-06
5	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7090	6E-06
6	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
7	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7090	7E-06
8	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7090	6E-06
9	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
10	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
11	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7090	8E-06
12	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
13	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
14	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	7E-06
15	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7090	6E-06
16	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	7E-06
17	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	5E-06
18	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	7E-06
19	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	5E-06
20	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	5E-06
21	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	8E-06
22	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	不明	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	9E-06
23	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	8E-06
24	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	4E-06
25	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	4E-06
26	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	5E-06
27	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	5E-06
28	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	5E-06
29	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	6E-06
30	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	6E-06
31	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7087	6E-06
32	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	5E-06
33	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	8E-06
34	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	6E-06
35	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	7E-06
36	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
37	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
38	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	5E-06
39	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	6E-06
40	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	6E-06
41	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	5E-06
42	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7088	6E-06
43	大阪府守和郡守和町内谷古墳	小玉	難伏巻き付け	緑色透明	ソーダ	ナトリロン	SIB	Co	0.7089	6E-06
44	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7105	7E-06
45	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7101	7E-06
46	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7097	1E-05
47	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7099	6E-06
48	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7099	7E-06
49	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	ナトリロン+主鉄	SIV	Co (Mn)	0.7100	7E-06
50	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu (Pb, Sn)	0.7100	7E-06
51	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu (Pb, Sn)	0.7104	9E-06
52	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu (Pb, Sn)	0.7104	9E-06
53	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu (Pb, Sn)	0.7116	1E-05
54	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu+Mn	0.7130	1E-05
55	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	ソーダ	高アルミニウム	SII	Cu+Mn	0.7130	8E-06
56	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	難	青色透明	ソーダ	プロト高アルミニウム	SVB	Co	0.7116	7E-06
57	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	難	青色透明	ソーダ	プロト高アルミニウム	SVB	Co	0.7117	5E-06
58	イシノアリカメドリ遺跡	未発見	緑色透明	ソーダ	プロト高アルミニウム	SVA	Cu+Co/I/F	0.7124	9E-06	
59	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	カリ	中アルミニナ	PI	Co (Mn)	0.7289	1E-05
60	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	カリ	中アルミニナ	PI	Co (Mn)	0.7242	1E-05
61	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	カリ	中アルミニナ	PI	Co (Mn)	0.7157	1E-05
62	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	カリ	中アルミニナ	PI	Co (Mn)	0.7292	8E-06
63	福岡県福津市久留山正古墳	小玉	引き伸ばし	緑色透明	カリ	中アルミニナ	PI	Co (Mn)	0.7384	1E-05
64	奈良県御所の森ウラ骨古墳	小玉	難	黄褐色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Fe	0.7174	8E-06
65	奈良県御所の森ウラ骨古墳	小玉	難	黄褐色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Fe	0.7168	7E-06
66	奈良県御所の森ウラ骨古墳	小玉	難	黄褐色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Fe	0.7173	6E-06
67	奈良県御所の森ウラ骨古墳	小玉	難	黄褐色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Pb/Sn	0.7154	8E-06
68	和歌山県和歌山市天王海古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	植物灰	SIIIB	Co	0.7092	7E-06
69	和歌山県和歌山市天王海古墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	植物灰	SIIIB	Co	0.7059	1E-05
70	福岡県久留米市櫛原山2号墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Fe	0.7088	7E-06
71	福岡県久留米市櫛原山2号墳	小玉	泡巻き	緑色透明	ソーダ	植物灰	SIII	Fe	0.7088	9E-06

資料 番号	重量組成 (wt%)													備考							
	Na <sub>2</sub> O	MgO	Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	SiO <sub>2</sub>	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	SO <sub>3</sub>	K <sub>2</sub> O	CaO	TiO <sub>2</sub>	ZrO <sub>2</sub>	MnO	Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	Cr <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	Nb <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	CuO	ZnO	PbO	BaO	SeO <sub>2</sub>	ZrO <sub>2</sub> -SnO <sub>2</sub> /SrO	
1	16.3	0.7	2.3	65.4	0.1	0.5	4.2	0.18	0.05	1.11	0.02	1.67	0.01	0.95	0.00	0.04	0.01	1.64			
2	18.1	0.8	2.3	68.7	0.1	0.7	3.9	0.10	0.03	1.10	0.01	2.00	0.01	0.10	0.01	0.04	0.01	1.68			
3	16.6	0.7	2.4	69.4	0.2	0.6	5.9	0.1	0.33	1.04	0.07	2.20	0.01	0.10	0.01	0.03	0.01	2.39			
4	16.8	0.9	2.2	71.1	0.1	0.3	6.5	0.2	0.05	1.19	0.08	2.70	0.02	0.20	0.00	0.00	0.01	0.09			
5	16.0	1.1	2.2	71.8	0.2	0.4	6.7	0.1	0.05	0.85	0.05	2.06	0.00	0.10	0.01	0.04	0.01	0.09			
6	17.3	1.0	2.1	71.2	0.1	0.3	6.2	0.1	0.04	0.91	0.06	2.06	0.01	0.10	0.01	0.04	0.01	0.18			
7	17.1	1.0	2.2	70.3	0.2	0.4	6.4	0.1	0.08	1.06	0.07	2.21	0.01	0.10	0.01	0.04	0.01	0.16			
8	18.0	0.9	2.1	70.4	0.2	0.4	6.6	0.1	0.04	0.77	0.04	3.17	0.01	0.12	0.01	0.03	0.01	0.19			
9	18.7	0.8	2.2	69.2	0.2	0.3	6.4	0.1	0.06	1.19	0.06	2.70	0.02	0.27	0.01	0.03	0.02	0.02			
10	18.5	0.9	2.2	69.8	0.1	0.4	6.6	0.1	0.04	0.99	0.07	2.21	0.01	0.12	0.00	0.04	0.01	0.04			
11	20.1	0.8	2.3	68.0	0.0	0.5	6.4	0.1	0.06	1.08	0.07	2.22	0.01	0.13	0.01	0.04	0.01	0.09			
12	19.8	0.9	2.5	73.0	0.2	0.4	6.3	0.2	0.05	1.10	0.08	2.02	0.01	0.10	0.00	0.04	0.01	0.17			
13	20.9	1.1	2.2	69.6	0.2	0.4	6.4	0.2	0.02	1.70	0.12	2.41	0.01	0.10	0.01	0.04	0.01	0.11			
14	19.5	1.2	2.4	65.9	0.2	0.6	6.6	0.2	1.16	1.50	0.11	2.65	0.02	0.26	0.01	0.04	0.02	0.12			
15	17.4	1.0	2.2	79.4	0.1	0.5	6.6	0.12	0.06	1.00	0.06	2.20	0.01	0.10	0.01	0.04	0.01	0.07			
16	19.3	1.4	2.3	65.5	0.2	0.5	7.4	0.2	1.37	1.25	0.06	2.19	0.02	0.23	0.01	0.05	0.01	0.09			
17	19.6	1.0	2.5	66.6	0.1	0.4	6.8	0.2	0.15	1.71	0.13	2.39	0.01	0.21	0.00	0.04	0.01	0.14			
18	18.8	1.3	2.6	68.1	0.1	0.4	5.8	0.2	0.25	1.55	0.10	2.29	0.00	0.10	0.02	0.02	0.01	0.14			
19	19.0	1.3	2.5	66.5	0.2	0.5	6.5	0.2	1.11	1.55	0.11	2.27	0.01	0.29	0.00	0.03	0.01	0.09			
20	19.3	1.0	2.7	66.0	0.1	0.5	6.4	0.2	1.12	1.87	0.13	2.16	0.00	0.10	0.01	0.04	0.01	0.14			
21	19.3	1.2	2.8	67.5	0.1	0.4	5.9	0.2	0.26	1.59	0.10	2.39	0.01	0.30	0.01	0.03	0.01	0.08			
22	21.1	1.0	2.2	65.7	0.4	0.4	6.1	0.14	0.89	1.02	0.08	0.22	0.01	0.29	0.00	0.09	0.01	0.09			
23	20.1	1.0	2.3	66.2	0.1	0.4	6.1	0.16	0.91	1.47	0.10	0.22	0.00	0.68	0.02	0.08	0.01	0.14			
24	20.4	1.1	2.3	65.7	0.1	0.4	6.1	0.16	0.79	1.92	0.10	0.30	0.00	0.56	0.02	0.07	0.01	0.13			
25	20.4	1.2	2.3	65.7	0.1	0.4	6.0	0.16	0.79	1.91	0.09	0.30	0.00	0.54	0.01	0.07	0.01	0.09			
26	20.1	1.1	2.2	66.2	0.1	0.4	6.1	0.17	0.82	1.92	0.09	0.26	0.00	0.49	0.01	0.08	0.01	0.12			
27	21.0	1.0	2.3	65.8	0.1	0.4	6.2	0.19	0.42	1.70	0.08	0.27	0.00	0.47	0.02	0.08	0.01	0.13			
28	18.9	0.9	2.2	66.8	0.1	0.4	6.3	0.15	0.75	1.64	0.11	0.34	0.00	0.48	0.03	0.10	0.01	0.26			
29	20.1	1.0	2.3	66.2	0.1	0.5	6.7	0.15	0.41	1.32	0.08	0.29	0.00	0.52	0.01	0.08	0.01	0.12			
30	20.1	1.0	2.2	66.1	0.1	0.4	6.2	0.16	0.41	1.96	0.06	0.29	0.00	0.58	0.01	0.09	0.01	0.09			
31	19.8	1.2	2.4	65.2	0.1	0.4	6.1	0.19	0.17	1.72	0.08	0.31	0.00	0.59	0.01	0.08	0.01	0.14			
32	19.8	1.2	2.4	65.5	0.1	0.4	6.1	0.19	0.18	1.61	0.08	0.30	0.00	0.59	0.01	0.08	0.01	0.14			
33	19.4	1.1	2.2	66.6	0.1	0.5	6.6	0.16	0.52	1.62	0.06	0.37	0.00	0.70	0.02	0.09	0.01	0.12			
34	19.7	1.1	2.2	66.6	0.1	0.5	6.6	0.15	0.44	1.51	0.08	0.29	0.00	0.50	0.01	0.08	0.01	0.15			
35	19.7	1.1	2.2	66.5	0.1	0.5	6.5	0.16	0.53	1.57	0.06	0.32	0.00	0.50	0.02	0.09	0.01	0.12			
36	17.9	0.9	2.1	69.3	0.1	0.3	6.2	0.12	0.05	1.25	0.07	0.31	0.00	0.50	0.01	0.07	0.01	0.14			
37	18.0	0.8	2.1	69.8	0.1	0.4	6.6	0.13	0.05	1.20	0.06	0.28	0.00	0.46	0.02	0.09	0.01	0.14			
38	18.6	0.8	2.1	69.5	0.1	0.3	6.2	0.12	0.05	1.22	0.07	0.31	0.00	0.57	0.01	0.09	0.01	0.12			
39	19.3	1.2	2.2	67.4	0.1	0.4	6.9	0.13	0.04	1.38	0.08	0.30	0.00	0.49	0.01	0.08	0.01	0.12			
40	19.4	1.2	2.2	67.3	0.1	0.5	6.9	0.13	0.05	1.39	0.08	0.32	0.00	0.44	0.02	0.09	0.01	0.11			
41	19.7	1.4	2.2	66.2	0.1	0.5	7.4	0.13	0.05	1.47	0.09	0.29	0.00	0.42	0.01	0.09	0.01	0.11			
42	19.3	1.1	2.1	68.1	0.1	0.4	6.8	0.12	0.04	1.17	0.07	0.25	0.00	0.36	0.01	0.08	0.01	0.09			
43	18.9	0.9	2.0	68.8	0.1	0.3	6.4	0.13	0.05	1.29	0.07	0.31	0.00	0.39	0.01	0.08	0.01	0.10			
44	15.9	0.4	3.1	71.4	0.2	1.2	4.6	0.3	1.85	0.89	0.12	0.03	0.03	0.01	0.04	0.05	0.01	0.05			
45	14.5	0.7	2.6	73.8	0.2	0.4	4.4	0.2	1.87	0.84	0.06	0.02	0.06	0.02	0.03	0.03	0.05	0.01	0.05		
46	14.3	0.5	2.5	75.5	0.1	0.6	3.3	0.3	1.77	0.75	0.09	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02	0.05	0.01	0.05	
47	15.0	0.6	2.7	73.2	0.2	0.9	4.0	0.3	1.75	1.20	0.06	0.07	0.03	0.01	0.03	0.01	0.02	0.05	0.01	0.05	
48	14.9	0.6	2.4	74.8	0.2	0.7	3.1	0.2	1.93	0.92	0.07	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02	0.03	0.01	0.05		
49	17.1	1.0	2.1	69.2	0.1	1.7	4.8	0.2	1.71	1.25	0.06	0.06	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.07		
50	11.0	0.5	9.8	85.0	0.2	1.8	2.8	0.26	0.04	0.71	0.05	0.03	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.04	0.01	0.14	
51	18.4	0.6	10.1	64.8	0.2	1.4	2.2	0.45	0.04	0.83	0.05	0.04	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.04	0.01	0.13	
52	18.4	0.6	10.2	68.8	0.1	1.6	1.8	0.48	0.06	0.81	0.02	0.05	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.04	0.01	0.13	
53	18.8	0.2	10.0	69.6	0.1	3.1	1.2	0.32	0.06	0.47	0.02	0.05	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.08	0.01	0.08	
54	18.0	0.3	5.1	70.3	0.1	1.4	1.8	0.36	0.08	0.89	0.03	0.05	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.09	
55	16.9	0.8	7.8	62	0.2	2.1	6.5	0.42	0.19	1.31	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.01	0.06	
56	16.2	3.2	1.5	68.4	0.4	3.1	4.4	0.08	0.10	0.47	0.01	1.97	0.02	0.20	0.02	0.03	0.01	0.05	0.01	0.10	
57	16.2	3.6	1.7	67	0.3	3.2	4.7	0.07	0.19	0.33	0.01	1.82	0.02	0.20	0.04	0.02	0.01	0.06	0.01	0.06	
58	13.8	2.5	4.9	65.0	0.8	4.6	4.6	0.38	0.32	1.41	0.02	1.45	0.01	0.02	0.01	0.04	0.01	0.11			
59	0.6	0.6	2.2	77.3	0.1	14.7	1.5	0.16	1.58	1.04	0.09	0.01	0.04	0.01	0.02	0.01	0.03	0.01	0.03		
60	1.0	0.9	2.4	74.7	0.1	16.4	1.5	0.12	1.31	1.23	0.05	0.01	0.03	0.01	0.02	0.01	0.04	0.01	0.12		
61	0.1	0.5	3.1	74.0	0.1	16.9	1.6	0.20	1.82	1.38	0.09	0.01	0.03	0.01	0.02	0.01	0.03	0.01	0.10		
62	0.6	0.5	3.2	74.9	0.2	16.1	1.5	0.17	1.32	1.30	0.06	0.01	0.03	0.00	0.04	0.01	0.02	0.01	0.07		
63	0.8	0.4	2.9	77.1	0.1	14.5	1.3	0.17	1.75	1.26	0.10	0.01	0.03	0.02	0.04	0.01	0.01	0.01	0.07		
64	17.9	1.3	3.9	56.7	0.6	4.0	6.5	0.19	0.04	24.53	0.01	9.10	0.02	0.04	0.01	0.05	0.00	0.01	0.01	0.07	
65	16.1	4.1	4.5	63.4	0.5	3.6	3.4	0.19	0.08	1.38	0.01	9.07	0.02								

唆された。

最後に日本列島で出土する植物灰ガラスのなかで最も多いGroup SIIIBについては、化学組成もばらつきが大きいが、Sr同位体比も大きくばらつくことが分かった。とくに、引き伸ばし法によるGroup SIIIBについては、これまでに知られるどの種類のガラスよりも低いSr同位体比を示した。具体的な生産地については、今後検討が必要であるが、少なくとも中東で出土する植物灰ガラスや原料植物とは明らかに異なることが判明した。

本稿は限られたデータからの限定的な考察となつたが、今後は分析事例を増やしてデータを蓄積するとともに、Sr同位体比と併せて検討されることの多いNd同位体比などの他の同位体比分析の導入や、日本近隣諸国で出土した資料などについても分析をおこない、比較検討を進めていきたい。

### 謝 辞

本稿の作成にあたって、出雲市教育委員会、岸和田市教育委員会、久留米市教育委員会、御所市教育委員会、桜井市教育委員会、福津市教育委員会、和歌山県紀伊風土記の丘には、分析資料の提供など格別の御配慮を賜りました。文末になりましたが、厚く御礼申し上げます。また、本稿は2017年度～2020年度科学研究費助成事業（基盤研究（C））（課題番号：17K01207）「Sr同位体比分析による日本出土「ナトロンガラス」の産地に関する考古科学的研究」、2020年度～2022年度科学研究費助成事業（基盤研究（C））（課題番号：20K01116）「東アジア出土の植物灰ガラスは西アジア産か？—ガラス交易路解明に向けての基礎研究—」（研究代表者）、および総合地球環境学研究所の同位体環境学共同研究事業の成果の一部を含む。

### 註

- Oga, K., Tamura, T.: Ancient Japan and the Indian Ocean Interaction Sphere: Chemical Compositions, Chronologies, Provenances and Trade Routes of Imported Glass Beads in Yayoi-Kofun Period (3rd Century BCE–7th Century CE). *Journal of Indian Ocean Archaeology*, 9, pp. 35–65, 2013.
- 前掲1
- Tamura, T., Oga, K.: Distribution of Lead- Barium Glasses in Ancient Japan. *Crossroads* 9, pp. 63–82, 2014
- Tamura, T. and Oga, K.: Archaeometrical investigation of natron glass excavated in Japan. *Microchemical Journal* vol. 126 pp. 7–17, 2016
- 大貫克彦・田村朋美 2016 「日本列島出土カリガラスの考古科学的研究」『古代学』第8号 pp.11–23
- 馬淵久夫・川上紀 1984 「ストロンチウム同位体比の土器・瓦の産地推定への応用」『古文化財の科学』第29号

- 7 Freestone, L.C., Leslie, K.A., Thirlwell, M., Gorin-Rosen, Y. 2003. Strontium isotopes in the investigation of early glass production: Byzantine and Early Islamic glass from the Near East. *Archaeometry* 45 (1).
- 8 Henderson, J., Evans, J.A., Sloane, H.J., Leng, M.J. 2005. The use of oxygen, strontium and lead isotopes to provenance ancient glasses in the Middle East. *Journal of Archaeological Science*, 32 (5).
- 9 前掲1
- 10 前掲4
- 11 前掲1
- 12 大賀克彦・田村朋美 2017「植物灰ガラスの多様性と生産地に関する考古科学的研究」『日本文化財科学会第34回大会発表要旨集』 pp.126-127.
- 13 Mirti, P., Pace, M., Ponzi, M.N., Aceto, M. 2008. ICP-MC Analysis of Glass Fragments of Parthian and Sasanian Epoch from Seleucia and Veh Ardashir (Central Iraq). *Archaeometry*, 50 (3).
- 14 Mirti, P., Pace, M., Malandrino, M., Ponzi, M.N. 2009. Sasanian Glass from Veh Ardashir: New Evidences by ICP-MS Analysis. *Journal of Archaeological Science*, 36.
- 15 前掲7、前掲8
- 16 前掲7
- 17 前掲4
- 18 Brill, R. K., Fullagar, P. D.: Strontium Isotope Studies of Historical Glasses and Related Materials. Chemical Analysis of Early Glasses. Vol. 3. The Corning Museum of Glass. New York. pp. 621-679. 2012
- 19 Krishnaswami, S., Trivedi, J.R., Sarin, M.M., Ramesh, R., Sharma, K.K.: Strontium isotopes and rubidium in the Ganga-Brahmaputra river system: weathering in the Himalaya, fluxes to the Bay of Bengal and contributions to the evolution of oceanic  $^{87}\text{Sr} / {^{86}\text{Sr}}$ . *Earth Planet. Sci. Lett* 109, pp. 243-253. 1992
- 20 Henderson, J., Evans, J., Barkoudah, Y. 2009. The Roots of Provenance: Glass, Plants and Isotopes in the Islamic Middle East. *Antiquity*, 83.
- 21 奈良文化財研究所飛鳥資料館 2016 「飛鳥寺跡出土遺物の研究 ガラス玉類の考古科学的研究」(『飛鳥資料館研究図録』第19冊)
- 22 前掲12
- 23 大賀克彦・田村朋美 2019 「條ウル神古墳出土のガラス玉類」「條ウル神古墳」(『御所市文化財調査報告書』第56集)
- 24 前掲19
- 25 Dussubieux, L., Gratuze, B. 2003. Nature et origine des objets en verre retrouvés à Begram (Afghanistan) et à Bara (Pakistan). In: Bopearachchi, O., Landes, C., Sachs, C. (Eds.), De l'Indus à l'Oxus: Archéologie de l'Asie Centrale. Association Imago. Musée de Lattes. Lattes.
- 26 田村朋美・新免歳靖・遠藤綾乃・細川貴子・竹田多麻子・二宮修治・Rocco Rante 2022 「ブハラオアシス出土のガラス製遺物のSr同位体比分析」『日本文化財科学会第39回大会発表要旨集』 pp.68-69.

- 27 新免歳靖・遠藤綾乃・細川貴子・竹田多麻子・二宮修治・田村朋美・Rocco Rante 2022  
「ウズベキスタン・ブハラオアシ内遺跡から出土した初期イスラームガラスの化学分析」「日本文化財科学会第39回大会発表要旨集」 pp.150-151.
- 28 前掲20
- 29 ただし、未報告ではあるがカザフスタンで出土したナトロンガラス製の玉類に本資料と同等に低いSr同位体比をもつものを確認している。Group SHIBは典型的な植物灰ガラスとナトロンガラスの混合の可能性も考えられ、注目される。Group SHIBに関しては、ナトロンガラスとの混合の可能性も含め、分析事例を増やして検討する必要がある。

**挿図出典**

いずれも筆者作成

# 虎塚古墳壁画から落下した微小剥落片の微生物叢解析

松野美由樹・片山葉子・犬塚将英・稻田健一・矢島國雄・佐藤嘉則

## I はじめに

虎塚古墳は、茨城県ひたちなか市に所在する7世紀前葉に築造された前方後円墳で、後円部にある横穴式石室内に彩色壁画を有した装飾古墳である。壁画は石室の石材と類似性の高い白土による下地層の上から赤色顔料であるベンガラで三角連続文・円文・渦文などの幾何学文様と大刀・槍・轍・楯などの武器・武具といった文様が描かれている<sup>1,2</sup>。

壁画は毎年春と秋に一般公開がされており、それに伴い公開の前後に石室内の定期点検と科学的な調査が実施されている。虎塚古墳壁画では、目視で確認できるような顕著な微生物被害は現在のところ発生していない。目視で確認できるような微生物劣化が起きていないという事実には、そこに何らかの微生物制御に関する理由があると推測される。一方で、長い期間を経て顕在化するような潜在的な微生物劣化については虎塚古墳壁画においても存在する可能性がある。近年では虎塚古墳壁画の赤色顔料が薄くなっているように見られるということが報告されており<sup>3</sup>、目視では分からぬ微生物劣化が関与している可能性も否定できないことから、これらについても検討していく必要がある。

これまで多くの場合において、壁画上で顕著な微生物劣化が認められた際にその原因を調査する目的で微生物劣化についての研究が行われてきた。文化財は非破壊・非接触が原則であるため、明確な被害が起きていない状態の壁画を調査対象にすることは保存上望ましくないということが理由だと考えられる。そのため、虎塚古墳壁画における微生物生態系について未だ十分な学術的知見が得られていない状況にある。古墳壁画の現地保存を考える上で、石室内や壁画上の微生物叢がどのようなものが望ましいのかという知見は非常に重要だと考えられる。また、虎塚古墳壁画の微生物叢を解析することは、代謝様式から推定される劣化リスクを評価するという予防的な視点においても先駆的であり、重要なことだと考えられる。そこで本研究では、石室内にて自然落下した壁画の微小剥落片を用いて細菌と真菌を対象とした微生物叢解析を行うことにより、そこに形成されている微生物叢の様態を明らかにすることを目的とした。

## II 供試試料

虎塚古墳石室の床面には約21cm×30cmのポリカーボネート製の平板が16枚設置されており、定期点検の際に平板上に落下した微小剥落片を回収し、落下物の重量、種類、落下

箇所の分布などの調査を実施している<sup>2</sup>。本研究で用いた試料は、2019年11月18日に行われた定期点検の際に採取したものである。平板上にある落下物から壁面の剥落片と思われる白色下地や赤色顔料を目視によって選抜し、滅菌済みの綿棒を用いて滅菌チューブ(2mL, Watson, Japan)に回収した。回収後は、保冷剤を入れた断熱バッグで10°C以下に保ったまま東京文化財研究所に運び、分析に供するまで4°Cで冷蔵保存した。

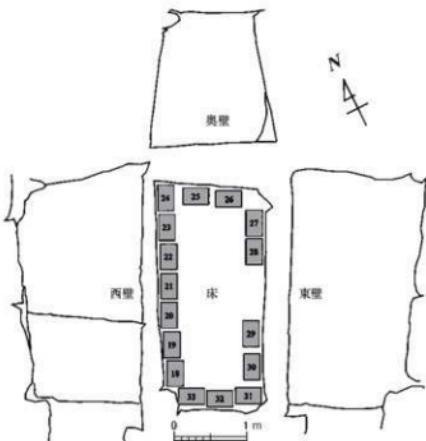


図1 石室内に置かれたポリカーボネート板の配置図



図2 ポリカーボネート板上の微小剥落片

### III 方 法

試料からのDNA抽出および精製はExtrap Soil DNA Kit Plus Ver. 2（日鉄環境エンジニアリング、日本）を用いて行った。抽出したDNAを用いて、蛍光消光プライマーを用いたリアルタイムPCR（Polymerase Chain Reaction）法<sup>3</sup>による細菌16S rRNA遺伝子のコピー数と真菌18S rRNA遺伝子のコピー数を確認した。次に、細菌16S rRNA遺伝子の超可変領域（V4領域、約254塩基配列）と真菌ITS（Internal transcribed spacer）領域を対象としたPCR増幅を行った。得られたPCR増幅産物は精製後、PicoGreen dsDNA Assay Kit（Invitrogen, USA）で濃度を測定した。測定結果を元に濃度を調製し、MiSeq（Illumina, USA）にてシーケンス解析を行った。PCR増幅とシーケンス解析に用いたプライマーは、細菌16S rRNA遺伝子V4領域がU515Fおよび926R、真菌ITS領域がITS1FおよびITS2である（表1）。PCR増幅産物の両側から約250塩基ずつ解析（ペアエンド解析）を行い、2つの配列解析データの末端をオーバーラップさせて、16S rRNA遺伝子については約410塩基の塩基配列情報を得た。なお、真菌ITS領域の塩基配列長は種によって異なるため、得られる塩基配列長は不定である。得られた配列データのクオリティとキメラをチェックし、基準を満たした配列データのみをフィルタリングした。フィルタリング後の配列データについて、相同意97%以上の類似性の高い配列データを1つのグループのクラスタとしてまとめた。各クラスタ配列の中で最も出現頻度の高い配列を代表OTU（Operation Taxonomic Unit；操作的分類単位）配列とし、その代表配列を用いて以降の解析を実施した。

各代表のOTU配列について、Silva Living Tree (<https://www.arb-silva.de/projects/living-tree/>) の16S rRNA遺伝子データベースおよびUNITE (<https://unite.ut.ee/>) の真菌ITS領域遺伝子データベースに対する相同意検索を行い、系統分類を推定した。また、補完的にアメリカ国立衛生研究所医学図書館の国立生物工学情報センター（NCBI）が提供するBLASTプログラム (<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/BLAST/>) も用いて相同意検索を行うことで近縁種を推定した。

表1 PCR増幅および次世代シーケンス解析に用いたプライマー

	Primer name	Sequenc (5'→3')	Base	Reference (s)
細菌	U515F	GTG (C/T) CAGC (A/C) GCCGGCGTA	18	4,5
	926R	CCG (C/T) CAATTC (A/C) TTT (A/G) AGTT	19	6
真菌	ITS1F	CTTGGTCATTTAGAGGAAGTAA	22	7
	ITS2	GCTGCGTTCTTCATCGATGC	20	8

#### IV 結果と考察

DNA抽出には、13.5mgの試料を用いて行った。これは先行研究において次世代シーケンス解析が可能であった試料量<sup>9</sup>を参考にした。抽出したDNA原液に含まれる細菌の16S rRNA遺伝子のコピー数と真菌の18S rRNA遺伝子のコピー数の結果を表2に示す。抽出DNA原液中に含まれる細菌と真菌の対象遺伝子のコピー数はそれぞれ $2.9 \times 10^5$ 、 $2.2 \times 10^4$ copies/ $\mu\text{L}$ -DNA原液であった。

佐藤ら(2020)の先行研究では、抽出DNA原液中に含まれる細菌と真菌の対象遺伝子のコピー数を比較すると、供試した5つの試料で共通して細菌のコピー数が真菌のコピー数に対して $10^3$ から $10^4$ 倍多いという結果<sup>10</sup>を報告していたが、今回の試料では10倍であり、先行研究と比較してその差は小さかった。対象とした各遺伝子のコピー数は種によって異なるため、単純にコピー数だけで存在比を比較することはできないが、こうした調査結果を蓄積していくことで壁面における微生物量の傾向が見えてくると考えられる。壁面表面での細菌と真菌のバイオマスの違いは壁面上での目視での真菌の有無と大きく関わる可能性があるため、今後両者を定量的に評価することが課題である。

細菌16S rRNA遺伝子V4領域を標的とした次世代シーケンス解析を行った結果、41,777配列を取得した。これらの配列データのうち相同性97%以上のものを1つのOTUにまとめ、その代表配列を用いてBLAST相同性検索を行い、近縁種を推定した。解析結果を表3に示す。

代表配列は9つの門に分布しており、特にProteobacteria門(37.8%)が優占した。次いでAcidobacteria門(15.0%)、Planctomycete門(14.3%)、Firmicutes門(12.6%)、Actinobacteria門(11.9%)が多く検出された。他にもChloroflexi門(2.8%)、Bacteroidetes門(2.7%)、*Candidatus Melaidabacteria*門(1.0%)、Gemmatimonadetes門(0.1%)が検出された。

洞窟における細菌叢に関して、Zhou et al. (2007)が非培養法による菌叢解析を行った複数の研究を比較している<sup>11</sup>。それによると、多くの洞窟壁面においてProteobacteria門が最も優占し、続いてAcidobacteria門とActinobacteria門、Firmicutes門が多く検出されて

表2 rRNA遺伝子のコピー数

試料名	DNA 原液中の対象遺伝子*	
	細菌	真菌
TR25	$2.9 \times 10^5$	$2.2 \times 10^4$

\*細菌は16S rRNA遺伝子、真菌は18S rRNA遺伝子を対象とした

いることが明らかになっている<sup>11</sup>。これは今回得られた解析結果と類似しており、虎塚古墳壁画の細菌叢と洞窟壁面の細菌叢が近いということが伺える。

種レベルで見ると、Proteobacteria門のAlphaproteobacteria綱に属する配列が最も優占し、その中でも特に*Nordella oligomobilis* (12.4%) に近縁な配列の出現頻度が高かった。本種はフランスのマルセイユ病院にある貯水槽の水からアメーバ共培養法を用いて分離されたグラム陰性菌であり、自由生活型アメーバに捕食された後、アメーバ細胞内で増殖することが知られている<sup>12</sup>。佐藤ら (2020) の先行研究<sup>10</sup>でも、本種と同様なアメーバ共培養法から分離された*Reyranella massiliensis*が多く検出されており、その共通点が生態学的に非常に興味深い。*R. massiliensis*は、*N. oligomobilis*と同様に、自由生活型アメーバに捕食された後、アメーバ細胞内で増殖することが報告されており、生態学的な特徴が類似する菌群が壁画での優占種として存在していたのではないかと考えられる。自由生活型アメーバを利用して増殖できる能力を持ったものが優占するという事は逆に言うと、その他の微生物はアメーバの捕食によって生体量を減少させていたのではないかと類推することができる。つまり、壁画においてアメーバの捕食による選択圧が大きいためこのような性質を持つ菌種が多く存在しているのではないかと考察した。虎塚古墳の石室内は相対湿度がほぼ100%の環境であり、美道部や石室床面には土壌も存在するため、自由生活型のアメーバにあっても生存しやすい環境ではないかと考えられる。

本研究では壁画面に形成される微生物叢のみに焦点をあてたが、土壌動物を含めた石室全体の生物群集に視点を広げなければ、良好な壁画の状態を正確に捉えることができないのでないかと考えられた。今後は微生物叢解析に加えて、石室内の土壌動物の生体量の調査なども必要である。

また、真菌ITS領域を標的とした次世代シーケンス解析を行った結果、134,576配列を取得した。これらの配列データのうち相同性97%以上のものは1つのOTUにまとめ、その代表配列を用いたBLAST相同性検索を行い、近縁種を推定した。解析結果を表4に示す。

代表配列は4つの門に分布しており、特にAscomycota門が優占していた (76.7%)。そのほかZygomycota門 (20.9%)、Basidiomycota門 (0.2%)、Mucoromycota門 (0.2%) が検出された。

Ascomycota門で最も出現頻度が高かったのは、Sordariomycetes綱に属する*Leptobacillus leptobactrum*に近縁な配列だった (52.9%)。*L. leptobactrum*はポーランドの朽木から分離された菌種であり、土壤、昆虫、他の菌類からの分離報告例が知られている<sup>13</sup>。本種の最適増殖温度は18–21°Cで、30°Cでは生育しない<sup>13</sup>。また、本種は西アルプスの蛇紋岩表面からも分離されており、石材表面で石材の風化作用を促進することが報告されている<sup>14</sup>。

次に出現頻度が高かったのは、Eurotiomycetes綱に属する*Exophiala angulospora*に近

### 表3 次世代シーケンス解析による微小剥落片の細菌叢

清尾腺0.1%以上の活性を有する、熱帶樹皮の還元性物質で示した

縁な配列だった（16.9%）。*Exophiala*属は日和見病原体として知られており、海産魚または淡水魚からの分離報告例が多く存在する<sup>15,16,17</sup>。また、少數はあるものの高松塚古墳やキトラ古墳の石室からも分離されている<sup>18,19</sup>。本種は高松塚古墳の北壁の黒色部分から検出された*Exophiala angulospora* JCM 28745と高い相同意（100%）を示しているため、同種が存在している可能性が高いと考えられる。高松塚古墳、キトラ古墳、虎塚古墳は地理的隔離もあるが、同属の種が見つかったことから土壤中にある石室内のような環境を好む真菌類ではないかと考えられた。先述の通り*E. angulospora*は土壤環境からの分離報告例が少なく石材表面への影響は不明であることから、本種の生理学的な諸性質について調査を行う必要がある。

また、*Exophiala*属についてはもう一つの興味深い知見がある。虎塚古墳の保存公開施設内に石室の扉石（南壁、閉塞石）が石室手前の観察室に置かれ保存・公開されている。この扉石には、石室内壁画の保存管理と大きく異なり、2011年まで春と秋の年2回の一般公開後に微生物抑制のための処置として防黴剤が散布されてきた<sup>20</sup>。しかし、2011年11月の点検時に扉石の下部を中心に粘性のある黒色のバイオフィルムが確認され、目視で明確に分かる顕著な微生物劣化を受けていた<sup>20</sup>。クローンライブリ解析によって、この黒色のバイオフィルムを構成する微生物が*Exophiala* sp. LX M8-6株に近縁の真菌の大発生によるものではないかと報告されている<sup>20</sup>。

さらに、この*Exophiala* sp. LX M8-6株はもともとフランスのラスコー洞窟にて確認された黒色コロニーから分離された菌株である<sup>21</sup>。ラスコー洞窟壁画では、1960年頃に「緑の病気」として知られる藻類の大発生が壁画上で起こった<sup>21</sup>。これは鑑賞のための人工光が洞窟内に供給されたことで、未発見のままであれば暗い洞窟内では本来存在し得なかった藻類の大発生が引き起こったことに起因する。そして、緑の病気によってラスコー洞窟は1963年に閉鎖されることになった。その後、専門家による窟内環境や微生物のモニタリング調査が行われてきたが、1999年に設備の老朽化に伴って空調機器が新調された翌年に真菌*Fusarium solani*の大規模な発生が起こった<sup>21</sup>。その後3年間の防黴剤の散布が行われていたが、防黴剤の処理から4ヶ月後から真菌のコロニーである黒変部が出現し始めて、2007年になると黒変部が拡大し、それが最も顕著な微生物劣化となつた<sup>21</sup>。この黒変部から分離されたのが先述の*Exophiala* sp. LX M8-6株である。

薬剤散布が行われてきた虎塚古墳の扉石とラスコー洞窟での薬剤処理後に顕在化した黒色コロニーで共通して、顕著な微生物劣化を引き起こしていた原因が*Exophiala* sp. LX M8-6株であったことは、古墳環境で常在菌として存在する*Exophiala*属が何らかの理由で増加すると、目視で顕著な微生物劣化として認識できるような状態へと繋がるのかもしれない。それが薬剤散布によって引き起こされている可能性があるため、*Exophiala*属の壁

表4 次世代シーケンス解析による微小剥落片の真菌叢

分類階級						出現頻度(%)
門	綱	目	科	属	種	
Mucoromycota	Mortierellomycetes	Mortierellales	Mortierellaceae	Lichenomycie	Lichenomyces amoenoides	0.2
Basidiomycota	Agaricomycetes	Thelephorales	Thelephoraceae	Tomentella	Tomentella longisporigera	0.2
Zygomycota	Incertae sedis	Mortierellales	Mortierellaceae	Mortierella	Mortierella fitchiae	36.9
				Mimicromycetidae	Mimicromycetes curvatus	3.0
	Eurotiomycetes	Chaetothyriales	Hypocreales	Exophiala	Exophiala angulospora	36.9
					Exophiala equina	1.0
Ascomycota	Hypocreales	Cordycepicaceae		Leucosporidium	Leucosporidium coryophilum	0.2
				Leptobacillium	Leptobacillium leptobactrum	36.9
			Biosphaeriaceae	Lecanostictigae	Acremonium pteridii	0.5
	Xylariales	Boltriales	Boltria	Boltria pseudohemicia	Boltria pseudohemicia	0.1
Pezizomycetes	Putziales	Pyrenopeltidaceae	Tarsellaceae	Tarsellus	Tarsellus melilotis	0.1

\*出現頻度0.1%以上のOTUを選択し、出現頻度の高低を色の濃淡で示した

画表面における常在菌としての生態学的な役割と薬剤耐性について今後の検討していく必要がある。

## V まとめ

本研究では、虎塚古墳壁画から自然落下した微小剥落片に形成されている微生物叢の様態を明らかにすることを目的とし、細菌と真菌を対象とした次世代シーケンス解析を実施した。また、大量の遺伝子情報を得て微小剥落片に存在する微生物群を網羅的に把握することを試みた。その結果、細菌叢ではProteobacteria門のAlphaproteobacteria綱に属する配列が最も多く存在し、その中でも特に*Nordella oligomobilis*に近縁な配列の出現頻度が高いという結果を得た。本種はアーベバ細胞内で増殖することが報告されており、生態学的な特徴が類似する菌群が壁画面での優占種として存在していたのではないかと考えられる。自由生活型アーベバを利用して増殖できる能力を持ったものが優占するという事は逆に言うと、その他の微生物はアーベバの捕食によって生体量を減少させていたのではないかと類推される。

また、真菌叢ではAscomycota門Sordariomycetes綱に属する*Leptobacillus leptobactrum*に近縁な配列が最も多く存在した。*L. leptobactrum*は西アルプスの蛇紋岩表面から分離されており、石材の風化作用を促進することが報告されていることから、潜在的な微生物劣化のリスクが高い微生物ではないかと考えられる。

次に出現頻度が高かったのは、*Exophiala angulospora*に近縁な配列だった。*E. angulospora*は高松塚古墳、キトラ古墳から検出されているが、土壤環境からの分離報告例が少なく石材表面への影響は不明であることから、本種の生理学的な諸性質について調査を行う必要があると考えられる。

虎塚古墳の石室内では、様々な生物が限られたエネルギー源を巡り複雑に競合している結果として、特定の生物種が卓越しない状態で現地保存されているのではないかと考えている。つまり、見かけ上真菌等が発生していない状態の壁画というのは微生物が全く存在していない状態を指すではなく、存在はするが微生物が目視で確認できない状態であり、かつ微生物に起因する物理・化学的な劣化が認識できない程度の量と構成種であるのではないかと考えている。この状態は、人為的擾乱の少ない安定的な環境において長い年月をかけて形成され、微生物叢が極相のような状態に到達し、微生物のバイオマスや群集構造の変化が極めて少ない平衡状態になっているのではないかと推察している。また、微生物叢だけでなく、土壤動物も含めた食物連鎖によって動的な平衡が保たれているものではないかと考えられる。薬剤が及ぼす負の影響には、微生物叢の大きな変化のみならず、より影響を受けやすいと考えられる土壤動物の死滅も関わっているのかもしれない。このような推察を裏付けていくためにも、本研究で得られた微生物叢の情報を用いて、それぞれの生理生化学的特性を推定し、あるいは実験的に確認して石室内の複雑な生物間相互作用を明らかにしていく研究が必要である。また、石室内での細菌や真菌の存在量の調査、さらには石室内に存在する土壤動物も含めた生物群集との相互作用を明らかにしていく基礎的研究を継続する必要がある。今後、石室内の生物群集と物質循環の機序解明に向けた研究が展開され、古墳壁画の現地保存を考えるうえで基礎的な情報が蓄積されていくことに期待する。

#### 註

- 1 勝田市史編さん委員会編 1978『勝田市史：別編Ⅰ虎塚壁画古墳』
- 2 矢島國雄編 2014『虎塚古墳の保存科学的研究』科学研究費補助金研究成果報告書
- 3 Kurata S, Kanagawa T, Yamada K, Torimura M, Yokomaku T, Kamagata Y, Kurane R: Fluorescent quenching-based quantitative detection of specific DNA/RNA using a BODIPY (R) FL-labeled probe or primer. *Nucleic Acids Research*, 29(6), e34. (2001)
- 4 Takai K, Sako Y: A molecular view of archaeal diversity in marine and terrestrial hot water environments. *FEMS Microbiology Ecology*, 28(2), 177-188. (1999)
- 5 Turner, S., Prysor, K. M., Miao, V. P. W., Palmer, J. D: Investigating deep phylogenetic relationships among cyanobacteria and plastids by small subunit rRNA sequence analysis. *Journal of Eukaryotic Microbiology*, 46(4), 327-338. (1999)
- 6 Lane, D. J: 16S/23S rRNA sequencing. In: *Nucleic acid techniques in bacterial systematics*. Stackebrandt, E., Goodfellow, M., eds. John Wiley and Sons, New York, NY, 115-175. (1991)
- 7 Gardes M, Bruns T: ITS primers with enhanced specificity for basidiomycetes application to the identification of mycorrhizae and rusts. *Molecular Ecology*, 2 (2), 113-118. (1993)
- 8 White T, Bruns T, Lee S, Taylor J: Amplification and direct sequencing of fungal ribosomal RNA genes for phylogenetics. *PCR-protocols a guide to methods and applications*. Edited by:

- Innis MA, Gelfand DH, Sninski JJ, White TJ, San Diego: Academic press, 315-322. (1990)
- 9 Caporaso, J. G., Kuczynski, J., Stombaugh, J., Bittinger, K., Bushman, F. D., Costello, E. K., Fierer, N., Peña, A. G., Goodrich, J. K., Gordon, J. L., Huttley, G. A., Kelley, S. T., Knights, D., Koenig, J. E., Ley, R. E., Lozupone, C. A., McDonald, D., Muegge, B. D., Pirrung, M., Reeder, J., Sevinsky, J. R., Turnbaugh, P. J., Walters, W. A., Widmann, J., Yatsunenko, T., Zaneveld, J., Knight, R: QIIME allows analysis of high-throughput community sequencing data, *Nature Methods*, 7, 335-336. (2010)
  - 10 佐藤嘉則・松野美由樹・犬塚将英・稲田健一・矢島國雄 2020「虎塚古墳の壁画剥落片の微生物群集構造解析」『保存科学』59 pp. 9-21
  - 11 JunPei Zhou, YingQi Gu, ChangSong Zou, and MingHe Mo: Phylogenetic Diversity of Bacteria in an Earth-Cave in Guizhou Province, Southwest of China. *The Journal of Microbiology*, vol. 45, No. 2, 105-112. (2007)
  - 12 Bernard la Scola, Lina Barrassi ,Didier Raoult : A novel alpha-Proteobacterium, *Nordella oligomobilis* gen. nov., sp. nov., isolated by using amoebal co-cultures, *Research in Microbiology*, 155 (1), 47-51. (2004)
  - 13 Rasoul Zare, Walter Gams: More white *verticillium*-like anamorphs with erect conidiophores, *Mycological Progress*, 15, 993-1030. (2016)
  - 14 Stefania Daghino, Francesco Turci, Maura Tomatis, Mariangela Girlanda, Bice Fubini, Silvia Perotto: Weathering of chrysotile asbestos by the serpentine rock-inhabiting fungus *Verticillium leptobactrum*, *FEMS Microbiol Ecol*, 69, 132-141. (2009)
  - 15 Mona Cecilia Gjessing, Marie Davey, Agnar Kvælestad, Trude Vrålstad: *Exophiala angulosa* causes systemic inflammation in Atlantic cod *Gadus morhua*. *Diseases of Aquatic Organisms*, 96, 209-219. (2011)
  - 16 Marcia Saraiva, Max J. Beckmann, Sara Pflaum, Marianne Pearson, Daniel Carcajona, James W. Treasurer, Pieter van Westcorresponding: *Exophiala angulosa* infection in hatchery-reared lumpfish (*Cyclopterus lumpus*) broodstock, *J Fish Dis.* 42, 335-343. (2019)
  - 17 David P Overy, David Groman, Jan Giles, Stephanie Duffy, Melissa Rommens, Gerald Johnson: *Exophiala angulosa* Causes Systemic Mycosis in Atlantic Halibut: a Case Report, 27, (1), 12-9. (2015)
  - 18 文化庁・独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所編 2019「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策事業報告書2 特別史跡高松塚古墳生物調査報告—高松塚古墳石室解体事業にともなう生物調査—」 同成社
  - 19 Sugiyama, J., Kiyuna, T., Nishijima, M., An, K. D., Nagatsuka, Y., Tazato, N., Handa, Y., HataTomita, J., Sato, Y., Kigawa, R., Sano, C.: Polyphasic insights into the microbiomes of the Takamatsuzuka Tumulus and Kitara Tumulus, *The Journal of General and Applied Microbiology*, 63, 63-113 (2017)
  - 20 佐藤嘉則・木川りか・犬塚将英・森井順之・矢島國雄 2018「虎塚古墳石室の扉石表面に形成したバイオフィルムの微生物群集構造解析とその制御」『保存科学』57 pp. 67-76
  - 21 Lefevre, M. La "maladie verte" de Lascaux, *Studies in Conservation*, 19, 126-156. (1974)

**挿図出典**

図1：筆者作成

図2：筆者撮影